

中世的社会の形成

—集落・墓地・流通・開発からみた中世前期の社会—

橘 田 正 徳



目次

序

1. 本書の特色	1
2. 研究の方法	1
3. 他分野との関係	2
4. 本書の構成と研究の視点	4

第I部 中世的集落と居館

第1章 中世的集落の形成過程

はじめに	15
1. 検討の前提	15
2. 11世紀の大阪府・兵庫県南東部における集落の様相	21
3. 11世紀後半における集落形成過程	32
4. 中世前期における集落の形成と地域の動向	43
5. 集落編成と荘園の相関性	47
まとめ	52

第2章 居館の出現とその変遷

はじめに	63
1. 11世紀後半に出現する居館	64
2. 12世紀に出現する居館	66
3. 13世紀に出現する居館	84
4. 中世前期における居館の実態	105
5. 「在地領主」と中世前期の居館	113

第Ⅱ部 中世前期の流通構造とその形成過程

第1章 庄本遺跡とその周辺における地域間流通

はじめに	125
1. 庄本遺跡周辺の環境	127
2. 第1次調査区における遺構の変遷	127
3. 第1次調査区における出土遺物の特徴	129
4. 遺構・出土遺物からみた遺跡・建物群の特徴	135
5. 庄本遺跡の機能	136
まとめ	146

第2章 中世的流通の基礎構造

はじめに	149
1. 検討の前提	149
2. 中世前期における大阪府北中部・兵庫県南東部の流通	156
3. 中世前期における岡山県南部の流通	163
まとめ	167

第3章 難波津から河尻へ

はじめに	175
1. 上津島遺跡群について	175
2. 上津島南遺跡第1・2次調査区の出土遺物について	182
3. はたして「難波津」はどこにあったのか?	187
4. 「難波津」から古代「河尻」、そして中世「河尻」へ	194

第4章 総持寺遺跡にみえる荘内流通拠点の二面性

はじめに	197
1. 遺跡の立地環境	197
2. 遺跡の特徴	197
3. B区画にみる荘内流通拠点の二面性	199
4. 住吉市庭などにみる二面性	201
まとめ	201

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

第1章 中世前期における墓地の様相

はじめに	205
1. 中世前期における「墓地」の仮定	206
2. 墓地形態の諸類型	208
3. 類型による「仮定」の検証	220
まとめ	222

第2章 屋敷墓の展開からみた中世的「家」の成立

はじめに	229
1. 建物群との同時期性に関する検証	230
2. 類型とその特徴	235
3. 屋敷墓の出現	244
4. 屋敷墓の普及過程と伝達経路	251
5. 屋敷墓の変遷からみた中世的「家」の形成	263
まとめ	265

中世墓資料一覧表	269
----------	-----

第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態

第1章 摂津国垂水西牧榎坂郷の立荘と中世的集落の形成

はじめに	315
1. 垂水西牧榎坂郷について	315
2. 榎坂郷西部における中世的集落の出現	319
3. 荘内流通拠点「住吉市庭」の出現	332
まとめ	337

第2章 垂水西牧榎坂郷における集村化の歴史的前提

はじめに	341
1. 12世紀～13世紀の垂水西牧榎坂郷	341
2. 榎坂郷西部の集落と「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」	355
3. 榎坂郷西部における開発	372
4. 榎坂郷西部における荘内流通網	385
5. 榎坂郷の荘民像	391
6. 春日大社南郷目代 今西氏屋敷の成立	396
まとめ	399

総括

1. 中世前期における空間構造認識	405
2. 「荘園の時代」としての中世	409

挿図・表・史料目次

【挿 図】			
第 1 図	上小名田遺跡	16	
第 2 図	北新町遺跡	19	
第 3 図	古代後期の粟生間谷遺跡（模式）	21	
第 4 図	中世前期の粟生間谷遺跡（模式）	22	
第 5 図	川除・藤ノ木遺跡	23	
第 6 図	中世前期の垂水西牧榎坂郷西部（模式）	24	
第 7 図	「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみる 雲林院領の様相	25	
第 8 図	中世前期の山ノ上遺跡（模式）	26	
第 9 図	長原遺跡（NG82-6・81-10 次調査区）	27	
第 10 図	中世前期の長原遺跡（模式）	27	
第 11 図	津堂遺跡	28	
第 12 図	日置荘遺跡	29	
第 13 図	万町北遺跡	30	
第 14 図	三田遺跡	31	
第 15 図	浮田遺跡（模式）	32	
第 16 図	辻子遺跡（模式）	33	
第 17 図	加都遺跡桜地区	34	
第 18 図	八坂本庄遺跡	35	
第 19 図	久田原遺跡群（模式）	36	
第 20 図	高野遺跡集落分布状況（模式）	37	
第 21 図	高野遺跡北地区 3 地区	37	
第 22 図	戸原麦尾遺跡調査区位置図	39	
第 23 図	戸原麦尾遺跡 I 区	39	
第 24 図	戸原麦尾遺跡 II 区	39	
第 25 図	小曾根遺跡調査区周辺図	40	
第 26 図	有福名水走周辺における集落の変遷	45	
第 27 図	西ノ辻遺跡第 9 次調査区	45	
第 28 図	文治 5 年前後における垂水西牧西部の領 有状況	49	
第 29 図	大肥中村遺跡 C 区	50	
第 30 図	雲出島貫遺跡	64	
第 31 図	佐山遺跡	65	
第 32 図	水橋金広・中馬場遺跡	67	
第 33 図	11 世紀前半の野路岡田遺跡（模式）	68	
第 34 図	11 世紀後半の野路岡田遺跡（模式）	69	
第 35 図	11 世紀末の野路岡田遺跡（模式）	69	
第 36 図	12 世紀前半の野路岡田遺跡（模式）	69	
第 37 図	12 世紀後半の野路岡田遺跡（模式図）	70	
第 38 図	大内城主郭部（I～II 期）	71	
第 39 図	中町西遺跡（中世前期）	72	
第 40 図	和気遺跡（今福地区 18～20・30・35 工区）	73	
第 41 図	和気遺跡（今福地区）調査区配置図	74	
第 42 図	観音寺遺跡（B 区）	75	
第 43 図	大庭寺遺跡	76	
第 44 図	津堂遺跡	77	
第 45 図	中世前期の長原遺跡（模式）	78	
第 46 図	中世前期の山ノ上遺跡（模式）	79	
第 47 図	楠・荒田町遺跡	80	
第 48 図	宝林寺北遺跡第 2 次調査区	81	
第 49 図	戸原麦尾遺跡調査区位置図	83	
第 50 図	戸原麦尾遺跡 I 区	83	
第 51 図	戸原麦尾遺跡 II 区	83	
第 52 図	堅田 B 遺跡	85	
第 53 図	森下川流域における居館・集落の分布 （模式）	86	
第 54 図	河原市館跡	86	
第 55 図	12 世紀末の宮永ほじ川遺跡（模式）	87	
第 56 図	13 世紀の宮永ほじ川遺跡（模式）	87	
第 57 図	14 世紀前半の宮永ほじ川遺跡（模式）	88	
第 58 図	14 世紀後半の宮永ほじ川遺跡（模式）	88	

第 59 図	15 世紀前半の宮永ほじ川遺跡 (模式)	89	第 87 図	石鍋の流通と庄本遺跡第 1 次調査区	135
第 60 図	15 世紀後半以降の宮永ほじ川遺跡(模式)	89	第 88 図	穂積遺跡第 31 次調査区出土石鍋片	135
第 61 図	上津屋遺跡	90	第 89 図	檜物供御人の行動範囲と大阪府北部の流通拠点	138
第 62 図	余部城跡	91	第 90 図	穂積遺跡第 4 次調査区出土遺物	139
第 63 図	原寺城跡	92	第 91 図	北条遺跡第 6 次調査区 井水遺構出土遺物	141
第 64 図	熊野田遺跡第 1 次調査区	93	第 92 図	小曾根遺跡第 7 次調査区 大土坑出土遺物	142
第 65 図	熊野田遺跡周辺の環境 (模式)	93	第 93 図	穂積遺跡第 23 次調査区 土坑 4 出土遺物	143
第 66 図	熊野田遺跡出土花押墨書白磁	94	第 94 図	穂積遺跡第 23 次調査区 溝 1 出土遺物	144
第 67 図	宝珠寺墓地三重宝篋印塔	94	第 95 図	庄本遺跡を中心とする豊中市南部周辺の流通構造モデル	145
第 68 図	「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみる雲林院領の様相	95	第 96 図	屋敷墓の分布	159
第 69 図	穂積遺跡第 37 次調査区 (第 1 面)	96	第 97 図	北新町遺跡	161
第 70 図	穂積 37 次 SD01 中層出土遺物	97	第 98 図	12 世紀前半頃の西ノ辻遺跡とその周辺	162
第 71 図	原田遺跡第 1 次調査区 [原田城跡 (北城) 主郭部の一部]	98	第 99 図	津寺遺跡土筆山調査区平面図	165
第 72 図	「原田村改正絵図」にみる城郭関係地名等の分布	99	第 100 図	上津島遺跡群の位置と周辺の環境	176
第 73 図	二郎宮ノ前遺跡 (Ⅲ期)	100	第 101 図	上津島南遺跡第 1・2 次調査区の変遷 1	177
第 74 図	二郎宮ノ前遺跡 (Ⅳ期)	101	第 102 図	上津島南遺跡第 1・2 次調査区の変遷 2	179
第 75 図	久田原遺跡群変遷図 1 (模式)	102	第 103 図	上津島南遺跡第 1・2 次調査区の変遷 3	180
第 76 図	久田原遺跡群変遷図 2 (模式)	103	第 104 図	小曾根遺跡第 15 次調査区 SX01 出土遺物	185
第 77 図	居館の立地分類モデル	106	第 105 図	北条遺跡第 6 次 SX01 出土遺物	185
第 78 図	浮田遺跡 (模式)	115	第 106 図	上津島遺跡第 1 次調査区 1 SK08 出土土師器皿	186
第 79 図	庄本遺跡周辺の環境	125	第 107 図	消去法による難波津の位置 (模式)	190
第 80 図	庄本村地籍図	126	第 108 図	古代の河道と上津島遺跡群	192
第 81 図	庄本遺跡第 1 次調査区	128	第 109 図	難波津周辺の環境	193
第 82 図	庄本遺跡第 1 次調査区出土貿易陶磁 1	130	第 110 図	総持寺遺跡模式図	198
第 83 図	庄本遺跡第 1 次調査区出土貿易陶磁 2	131			
第 84 図	庄本遺跡第 1 次調査区出土搬入供膳具	132			
第 85 図	庄本遺跡第 1 次調査区出土陶器・硯	133			
第 86 図	庄本遺跡第 1 次調査区出土滑石製品	134			

第 111 図	総持寺遺跡平面図	199	第 142 図	上田部遺跡調査区平面図	243
第 112 図	「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみる「畠之外」等の分布	200	第 143 図	法堂寺遺跡 SK04・出土遺物	244
第 113 図	浦江谷遺跡第 1 次調査区Ⅱ区下段平面図	206	第 144 図	法堂寺遺跡調査区平面図	244
第 114 図	干潟城山遺跡Ⅱ・Ⅲ区平面図	207	第 145 図	上久世遺跡Ⅱ期平面図	245
第 115 図	津寺遺跡土筆山調査区平面図	208	第 146 図	上久世遺跡 SK14・出土遺物	245
第 116 図	御蔵遺跡 6 丁目北地区平面図	209	第 147 図	博多遺跡群第 62 次調査 5508 号遺構・出土遺物	246
第 117 図	湊遺跡 92 - 2 区平面図	210	第 148 図	川除・藤ノ木遺跡平面図	248
第 118 図	斎宮跡第 93 次調査区平面図	212	第 149 図	見蔵岡遺跡平面図	250
第 119 図	西千布遺跡 2 区・ST002 平面図	213	第 150 図	国領遺跡川畑地区平面図	251
第 120 図	西千布遺跡 2 区 ST002 出土遺物	213	第 151 図	屋敷墓Ⅰ類の分布 1	252
第 121 図	王ノ壇遺跡	214	第 152 図	屋敷墓Ⅰ類の分布 2	253
第 122 図	日置荘Ⅲ地区 M トレンチ土壙墓群	215	第 153 図	屋敷墓Ⅰ類の分布 3	254
第 123 図	上津島南遺跡第 1・2 次調査区	216	第 154 図	屋敷墓Ⅰ類の分布 4	255
第 124 図	浦江谷遺跡遺構変遷図	217	第 155 図	屋敷墓Ⅱ類の分布 1	256
第 125 図	徳永遺跡第 9 区平面図	218	第 156 図	屋敷墓Ⅱ類の分布 2	257
第 126 図	坊迫遺跡 A 調査区平面図	219	第 157 図	屋敷墓Ⅱ類の分布 3	258
第 127 図	各類型にみる空間構造の概念モデル	223	第 158 図	屋敷墓Ⅱ類の分布 4	259
第 128 図	小曾根遺跡調査区周辺図	229	第 159 図	具同中山遺跡群平面図	260
第 129 図	小曾根遺跡第 13/16 次調査区 SX01	230	第 160 図	中世前期における屋敷墓の分布	261
第 130 図	小曾根遺跡第 13/16 次 SX02	231	第 161 図	豊中市内主要荘園分布図	315
第 131 図	小曾根 13/16 次調査区平面図	231	第 162 図	文治 5 年前後における垂水西牧榎坂郷西部の領有状況	316
第 132 図	小曾根遺跡第 15 次 SX01	232	第 163 図	垂水西牧榎坂郷西部域における 9～11 世紀前半の様相	317
第 133 図	小曾根遺跡第 15 次調査区平面図	232	第 164 図	服部遺跡第 5 次調査区	318
第 134 図	北条遺跡第 6 次調査区平面図	233	第 165 図	豊島北 3 次 SE01 出土遺物	319
第 135 図	北条遺跡第 6 次調査区 SX01	234	第 166 図	豊島北遺跡第 3 次調査区（古代遺構面）	320
第 136 図	西ノ辻遺跡第 9 次調査区	238	第 167 図	豊島北 3 次 SE01	320
第 137 図	西ノ辻遺跡木棺墓 1・2	238	第 168 図	穂積 37 次古代遺物	321
第 138 図	穂積遺跡第 4 次調査区中世遺構面平面図	240	第 169 図	北条 6 次古代遺物	323
第 139 図	穂積遺跡第 4 次調査区 SX01～05 平面図	241	第 170 図	小曾根遺跡調査区位置図（模式）	324
第 140 図	総持寺遺跡土壙墓 23660・23664・23783 平面図	241	第 171 図	穂積遺跡（確 1 H 地点）出土遺物	325
第 141 図	総持寺遺跡（H グループ）平面図	242	第 172 図	穂積 12 次 SB01 出土遺物	325
			第 173 図	11 世紀後半における集落の動態	325
			第 174 図	穂積遺跡第 23 次調査区	326
			第 175 図	穂積 23 次 SE01 出土遺物	326

第 176 図	小曾根遺跡第 13/16 次調査区 (第 2 遺構面)	327	第 203 図	北条 6 次 SK01 出土遺物	359
第 177 図	小曾根第 13/16 次 (第 2 遺構面) 柱穴 出土遺物 1	328	第 204 図	北条 6 次 SE01 平面・断面図	360
第 178 図	小曾根第 13/16 次 (第 2 遺構面) 柱穴 出土遺物 2	329	第 205 図	北条 1 次 SB03・SE01・SE02 出土遺物	360
第 179 図	小曾根 13/16 次 SP170 ほか出土遺物	330	第 206 図	北条 6 次 SX01	361
第 180 図	穂積遺跡第 4 次調査区	331	第 207 図	北条 6 次 SX01 出土遺物	361
第 181 図	穂積 4 次出土遺物	332	第 208 図	穂積 12 次柱穴出土遺物	362
第 182 図	穂積遺跡第 21 次調査区	332	第 209 図	穂積 23 次柱穴出土遺物	362
第 183 図	穂積 21 次出土遺物	333	第 210 図	穂積 23 次 SD01 (区画溝) 出土遺物	363
第 184 図	穂積 35 次出土遺物	334	第 211 図	穂積 23 次 SK01 出土遺物	364
第 185 図	穂積遺跡第 35 次調査区	335	第 212 図	穂積 23 次 SK01 最下層出土遺物	365
第 186 図	「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみ る「畠之外」等の分布	336	第 213 図	小曾根遺跡第 13/16 次調査区 (第 1 面)	365
第 187 図	12 世紀前半における集落の動態	342	第 214 図	小曾根 13/16 次 (第 1 面) 柱穴・包含 層出土遺物	366
第 188 図	12 世紀後半～13 世紀前半における 集落の動態	343	第 215 図	小曾根 13/16 次 (第 1 面) SE02 出土 遺物	367
第 189 図	13 世紀後半以降の榎坂郷西部 (集落関係)	345	第 216 図	小曾根 10 次第 1 面 SK02 出土遺物	368
第 190 図	穂積遺跡第 31 次調査区遺構変遷図	346	第 217 図	小曾根遺跡第 10 次調査区	369
第 191 図	穂積 31 次出土遺物 1	347	第 218 図	小曾根 10 次第 1 面柱穴・包含層出土 遺物	370
第 192 図	穂積 31 次出土遺物 2	348	第 219 図	小曾根 6 次出土遺物	370
第 193 図	穂積 31 次出土遺物 3	349	第 220 図	豊島北遺跡第 3 次調査区 (第 1 面)	371
第 194 図	穂積遺跡第 5 次調査区	350	第 221 図	豊島北 3 次 SD04 出土遺物	372
第 195 図	穂積遺跡第 37 次調査区 (第 1 面)	351	第 222 図	穂積 37 次調査区周辺の条里地割	372
第 196 図	穂積 37 次中世前期遺物	351	第 223 図	穂積遺跡第 37 次調査区 (第 2 面)	373
第 197 図	穂積 37 次中世後期建物群出土遺物	352	第 224 図	穂積 37 次第 2 面上層耕作土出土遺物	373
第 198 図	穂積 37 次 SD01 上層出土遺物	353	第 225 図	寺内遺跡第 1 次調査区	374
第 199 図	穂積 37 次 SD01 中層出土遺物	354	第 226 図	小曾根遺跡第 7 次調査区	375
第 200 図	穂積 37 次 (第 1 面) SD01 出土遺物	355	第 227 図	13 世紀後半以降の榎坂郷西部 (発掘調査関係)	376
第 201 図	「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(下) に みる屋敷・堤・川等の分布	357	第 228 図	見島の井水遺構	376
第 202 図	北条遺跡第 6 次調査区	358	第 229 図	「小曾根郷六箇村絵図之写」	377
			第 230 図	小曾根 13/16 次中溝断面図	378

第 231 図	穂積 12 次水路 1 下層出土遺物	378	第 10 表	墓地Ⅳ類	274
第 232 図	穂積遺跡第 12 次調査区	379	第 11 表	墓地Ⅴ類	274
第 233 図	小曾根 13/16 次水路出土遺物	380	第 12 表	屋敷墓Ⅰ類	275
第 234 図	小曾根 15 次水路出土遺物	380	第 13 表	屋敷墓Ⅱ類	282
第 235 図	小曾根遺跡第 24 次調査区	381	第 14 表	屋敷墓Ⅲ類	292
第 236 図	小曾根 24 次水路出土遺物	381	第 15 表	屋敷墓Ⅳ類	297
第 237 図	小曾根遺跡第 25 次調査区	382	第 16 表	屋敷墓の先行形態	300
第 238 図	史料からみた 14 世紀後半頃の榎坂郷西部	383	第 17 表	定型的供膳具を埋納する古代墓	301
第 239 図	豊中南部の交通路	385	第 18 表	「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(下)における屋敷等一覧	356
第 240 図	中世前期における搬入供膳具の出土状況	385	【史料】		
第 241 図	小曾根 7 次 SK01 出土遺物	387	史料 1	「摂津国榎並莊相承次第」『平安遺文』2881 号文書	55
第 242 図	中世後期における京都産・系土師器の分布	388	史料 2	『四井屋久兵衛覚之事』	156
第 243 図	小曾根 10 次第 1 面 SK03 出土遺物	389	史料 3	「金堂供養注進状」弘安 4 年(1281) 3 月『多田神社文書』	395
第 244 図	小曾根 10 次第 1 面 SK06・23 出土遺物	390	史料 4	『中臣祐賢記』弘安 3 年(1280) 4 月条	400
第 245 図	小曾根遺跡第 15 次調査区	391			
第 246 図	小曾根 15 次 SX01 出土遺物	392			
第 247 図	小曾根 15 次 SX01	392			
第 248 図	小曾根 13/16 次 SX01 出土遺物	393			
第 249 図	小曾根 13/16 次 SX01	393			
第 250 図	小曾根 13/16 次 SX02	394			
第 251 図	穂積 4 次 SX01～05	394			
第 252 図	小曾根 10 次包含層出土遺物	395			
第 253 図	今西氏屋敷(模式)	397			

【表】

第 1 表	居館の消長(1)	108
第 2 表	居館の消長(2)	109
第 3 表	流通拠点推定地一覧	155
第 4 表	出土搬入供膳具一覧	183
第 5 表	屋敷墓被葬者の性別	238
第 6 表	墓地Ⅰ-1 類	269
第 7 表	墓地Ⅰ-2 類	270
第 8 表	墓地Ⅱ類	272
第 9 表	墓地Ⅲ類	273

序

1. 本書の特色

一般的に「序」とは、研究テーマの学史的展開を明らかにし、研究成果の位置付けを行うための視点を定めると共に、研究上の方法論や問題意識を提示する場である。しかし、本書の場合というと、それぞれの分野において学史が乏しく、「序」を構築するまでのボリュームがない。

また、研究はできるだけ1つのテーマに限定して、その内容を深めることが重視される。ところが、本書で取り上げた研究テーマは、集落・墓制・流通・開発・荘園と各方面に及ぶ。それは研究上の教訓でもあるが「墓の話（研究）を墓だけでやっても、墓の一部しかわからない」ためである。墓の形態分類やその変遷を描こうとすると、関連する集落を説明しなければならず、集落には居館が関わってくるように、それぞれのテーマは連鎖している。ただ、それをたどった結果、中世前期の社会構造という全く考えもしなかったテーマに到達した。よって、本書は各論というジャンルで研究を深めたものとは異なり、多角的な視点から中世前期における在地社会の構造を解明することをテーマにしたと理解してほしい。もちろん、その内容についても個別のテーマと言いながら、それぞれは関連し、そして一つの結論が導き出されることになるので、系統性は十分にあると自負している。

2. 研究の方法

学史が乏しいということは、先行研究がほとんどないということの意味する。さらに、考古学における既知の知識にはない遺構や集落の形態などが研究の対象となるため、(独)国立文化財機構奈良文化財研究所が運営する報告書抄録データベースもあまり役に立たない。このため、発掘調査報告書を頼りに資料はすべて自分で探すことになる。西日本における発掘調査報告書を悉皆的に閲覧し、集めた墓や建物群、集落等の資料について、出土遺物をもとに変遷過程を復元し、それぞれの遺跡にみる特徴上の共通性を抽出する。もちろん、この資料分析で得られる結果には、当然のように個体差がある。しかし、膨大な資料を対象に分析を繰り返すことで、最初は個体差と考えていたことについても共通性が見出せるようになる。それに基づいて、いくつかのグループを設定し、そして類型が構築される。

これが、本書の各論で行った資料分析の方法であるが、あまりにも地味で単純な作業の繰り返しであり、立派な論理のもとで構築されたわけではない。ただし、そうした基礎的な作業の積み重ねによって本書の成果は構築されていることもあって、地域的な変則形態とする事例以外に、例外として扱ったものはない。ちなみに例外的な事例とは、その分析方法では位置付けることのできないデータであり、研究方法やその結果に関する論理上の脆弱性を示す指標となる。

個別資料の類型化が終了すると、次にそれぞれの類型の成因や変遷上の背景を分析する段階に移行する。墓制の場合であれば、屋敷墓について被葬者の性別や年齢、埋納された遺物などの分析を

もとに家族像を構築する一方で、墓地はその立地や土葬墓群の構成、集落との関係から捉えるといったように、様々な観点から変遷上の特徴を検討する。先に墓制の研究に例えた教訓ができたように、考古学上の基礎情報だけでは、現象の背景に深く立ち入ることはできない。このため、背景にある要因を把握するにあたっては、史料などから得られる情報も参考にしながら検討を行うことが必要であり、それが各分野を横断的に網羅する成果へとつながっていくことになる。

3. 他分野との関係

本書が対象とする時代、すなわち9世紀～14世紀の社会に関する研究は文献史学の方が先行していることはいまでもなく、それぞれの分野において研究が蓄積されている。また、集落の形態のように地理学と関連するところもあるので、これら関連分野との関係についてふれて、当研究の位置を明らかにしておく。

文献史学 文献史学との関連を述べるのにあたって、本書では非常に多く使用している「領域型荘園」を取り上げることにしよう。

領域型荘園とは、これまで中世にはじまる典型的な荘園の形態として理解されてきた。小山靖憲によると、領域型荘園とは郡や郷という広大な範囲を、一人の荘園領主が領有するという形態の荘園のことをいう⁽¹⁾。また、こうした領域型荘園のうち、寺領系荘園は11世紀中頃に出現することを指摘している。しかし、11世紀中頃に出現する領域型荘園と11世紀末～12世紀に出現する領域型荘園には構造的な差異があるとして、中世的荘園の成立を12世紀頃とする見解が、その後の主流となっていく⁽²⁾。ただし、11世紀中頃とその後の荘園にどのような構造差があるのか、具体的な説明は何もされていない。

ところで、小山靖憲に限らず、荘園に関する研究は領主側に残った史料をもとに行われていることもあり、一人の荘園領主が一つの荘園を領有すると通説的に考えられてきた。このため、異領主同名荘園（異なる複数の領主が同じ名前の荘園を領有しているという現象）の存在は例外として扱われ、これが普通にみられる畿内（特に摂津・河内）の荘園にかかる研究は自治体史以外では低迷するように、研究上の死角となったことは留意する必要がある。

一方、工藤敬一⁽³⁾は国衙領や地方寺社等の所領を含み込んだ郡規模の荘園の存在を指摘し、後に九州北部における領域型荘園の特徴として認識されるようになった。また、高橋一樹⁽⁴⁾は工藤敬一が構築した論理を参考にしながら、本荘を中心に小規模な荘園や保、加納・余田を含み込む構造を明らかにして、これが中世荘園の基本的な構造と位置付けた。そして、このような複数の荘園と国衙領を含み込む錯綜した領有関係を包摂する「中世荘園」が、皇室領荘園の立荘によって出現するとした。このように、小山靖憲が示した領域型荘園の領有構造は、もはや実態に則した論理とは言えないことが文献史学の間でも通説になりつつある。

しかし、これらの研究が行われる以前に、高田実⁽⁵⁾は「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」をもとに垂水西御牧榎坂郷における領有構造を明らかにしているが、そこには様々な荘園領主の錯綜する領有関係が見出されている。このような領有構造を有する垂水西御牧榎坂郷の成立時期は、史料に初見する11世紀中頃に求められることは、本書第1部および第4部で述べるとおりである。11世紀中頃に

出現する領域型荘園と後に中世的荘園とされる荘園の領有構造に差がないことは、榎並荘でも確認できる。11世紀中頃の領域型荘園との構造差を前提に、中世的荘園の出現時期を皇室領荘園の立荘が活発になる11世紀末～12世紀とする文献史学の見解は修正する必要がある。畿内の荘園を見過ごしにしたのを研究上の死角と言ったのは、このことに求められる。

文献史学は「中世荘園」の成立を12世紀ありきとした上で、それぞれの論理を構築したため、荘園の実態から乖離する結果を招いた。これについて、考古学的な観点をふまえて修正する必要性があるように、文献史学による研究成果はそのまま参考にはできない。もちろん、このことは荘園研究だけにとどまらない。

中世前期の流通についても、例えば戸田芳美⁽⁷⁾は受領や荘官の都鄙往還や国衙による「荘園公領制の都鄙間交通運輸」と西京住人の一族の「商人主領」が全国を駆け巡ることをもって、平安京を中心とする求心的な流通構造を説明しようとした。しかし、京都産土師器皿が河尻を構成する港湾である庄本遺跡や大物遺跡で極少量出土する以外、河尻以西の地域では出土しないように、年貢の運上以外に平安京を中心とする流通構造は説明できないことが明らかになっている。その一方で、各地の集落遺跡から出土する搬入供膳具から、平安京以外の地域における地域間流通の方がはるかに活発であったことが証明されている。このような文献史学による流通に関する研究の論理的な脆弱性は、難波江(浦)の位置を具体的に記した史料を見落として、難波津を上町台地周辺に求めたところからはじまることは、本書第2部で述べることになる。

もちろん、勝田至による遺棄葬の指摘⁽⁸⁾など参考となる研究成果もあるが、文献史学の抱える問題は、この二つのテーマだけではない。これ以外にも、あたかも実在するかのように説明された「在地領主」は、第1部で行った居館の存在形態に関する検討によって否定されるなど、各方面にわたる。これまで問題点を指摘した既往の研究には理論先行で作られたものが多く、それらについては史料の根拠が乏しい。このため、本書では考古学だけではなく、史料等も参考にしながら、文献史学の研究成果を検証する姿勢で臨むことにした。

地理学 集落形態については地理学による研究が先行しており、特に金田章裕⁽⁹⁾は考古学上の成果も取り入れて、「中世集落」の形態分類と変遷を地域単位に区分して提示している。このうち、集落の形態分類については本書でも取り上げたように、その分類をほぼ踏襲しているので、ここでふれる必要はない。ただし、本書では金田章裕が提示した分類のうち孤立荘宅と散村、疎塊村と小村を一括して扱うようにアレンジしたが、ここではその理由について述べることにする。

小村とは、ドイツ地理学の分類にある集村・疎塊村・散村のうち、疎塊村を小さくしたものとされ、金田章裕はこれについて条里上の一坪に10戸以下で構成された集落として、数値による基準を示した。それまで曖昧だった疎塊村と小村に明確な基準を設けて区別することで、小村の定義をより具体化させた点は評価されよう。よって、それに異論を差し挟む余地は全くないが、これを発掘調査から判明する集落遺跡に適用しようとする、大きな問題が生じることになる。それは、一坪(約1.2ha)以上の範囲を発掘調査し、集落の全体像が判明した事例は非常に少ないからである。つまり、発掘調査から判明する集落の実態からは、疎塊村と小村の区別は判定できないため、分類には採用しなかったのである。これは、散村と孤立荘宅でも同じである。金田章裕は、孤立荘宅を

「～史料的制約から空間的確認ができないまま、単に孤立した一カ所の屋敷の存在を示す場合が多い。」とした上で「散村とは、この意味における孤立荘宅の空間的な分布が確認されたものとなる。」というように、結果的に孤立荘宅とは散村の構成要素と言える⁽¹⁰⁾。よって、これらを分類する必要はなく、同一の項目として扱った。

ところで、地理学では富山平野（主に砺波地方）に展開する散村（散居村）の研究が活発に行われているが、この地域における中世集落遺跡の発掘調査成果は多く蓄積され、中世的集落の実態は解明されつつある。特に、友杉遺跡⁽¹¹⁾など神通川東岸の事例をみると、中世前期の集落が集村化しないまま、近世的変容をうけて現在の集落景観を形成したことが明らかになっている。このように、これまで地理学的手法だけでは明らかにできなかった現象も、考古学的成果を導入することで解決できる場合があることを提言しておきたい。また、このような集落景観の変遷は自然的な要因に起因するものではなく、その背景には人為的な要因があり、それに伴って社会構造そのものも大きく変化することは、本書で明らかにするところである。

4. 本書の構成と研究の視点

「本書の特色」でも述べたように、集落・墓制・流通・開発・荘園という5つの分野にまたがって研究を行っている。それらはすべて関連しているため、厳密に区別できるわけではないが、部単位に構成をわけることにした。各部の内容は以下のとおりである。

(1) 第I部 中世的集落と居館

考古学にとって、集落とは地域社会の具体像そのものと言える。よって、集落の変遷とその背景を読み解くことは、そのまま地域史の構築に直結する作業でもある。ここでは、これまでの研究では十分に組み込まれていなかった変遷過程の検討を視野に入れて、中世前期における集落遺跡の動態を、領域型荘園という地域構造の中に位置付ける試みとして行った。

第1章 中世的集落の形成過程

この章は、後に論じるすべてのテーマの理論的前提となる最も重要な部分である。これまで集落の形態に関する研究は、先に述べたように地理学的手法を導入し、外見上の形態分類に終始してきた。これに対して、集落の形成過程と形態差に基づく性格の違いに着目し、これに古代後期と中世前期という時間軸上の序列を付与して分類を試みた。この分類に基づいて、中世的集落の形成過程が西日本で共通することなどを明らかにした上で、11世紀中頃からはじまる集落形成の背景には領域型荘園の立荘があると指摘する。また、領域型荘園とはいくつかの中世前期1-1類とする疎塊村と中世前期2類とする集村（荘内流通拠点）で構成され、そこには流通拠点を中心とする荘内流通網が構築されるように、地域社会の基礎単位になると考えた。ここで示した集落の形成から拡大に至る過程や荘内流通網、集落成員の階層構成とその時系列的な変化などは、後のテーマと深く関連する。その上で、中世前期の居館が、こうした地域社会の形成過程から距離をおく存在であることが認識され、これが次の居館の存在形態に関する検討へとつながる。

なお、第1章では在地領主を存在するものとして取り扱っているが、これについて第2章で本格

的に検討し、用語自体が成立しないことを明らかにしている。また、久田原遺跡群の変遷について、ここでは報告書を参考にその概要を述べたが、これについても第2章において検討し直し、集落の変遷とその構造について大幅に修正することになった。しかし、これらの部分について、第1章では修正しないまま掲載することにした。

第2章 居館の出現とその変遷

この章では、中世前期にはじめて出現する居館について検討する。各事例の分析にあたっては、第1章の成果をふまえて集落との関係に重点をおいたように、居館の存在形態を検証することを目的とした。この結果、居館の多くは集落が形成した後に、その周辺に出現するものが一般的であること、11世紀後半～12世紀中頃に出現する居館のほぼすべてが13世紀のうちに廃絶し、13世紀後半をピークに新たな居館が出現することなどを指摘する。これらの検討の結果、居館とは11世紀後半に荘園の管理施設が変質することによって出現し、その後は様々な職業性を帯びた荘官の住まいと管理施設としての機能を併せ持つて普及するという結論にいたる。

そして、中世前期において在地領主という階層概念に適合する居館は、西日本において戸原麦尾遺跡だけであり、これまで通説的に説明されてきた居館＝在地領主という概念はもはや成立しがたいものとした。そこで、在地領主について、石母田正の研究に立ち返って検証した上で、「この地域の領主の典型」とされた「源俊方」が、中世前期1－1類にみる中心的建物群のうち、長原遺跡No.26トレンチ⁽¹²⁾の建物群(第45図)の変遷と似ることを指摘する。また、もはや「在地領主」ではなくなった武士がどこに住んだのか、これについて『小早川家文書』をもとに荘内流通拠点に求め、中世前期では職業(産業)によって住み分けていたことを示した。そして、中世を封建制社会と定義することについて、対論を示す。

居館にかかる研究も極めて少ないが、本格的に行うことで多くの副産物が得られたように、今後の応用的研究による成果が期待できる。特に、城下町が形成する論理の前提やその原形が明らかになったことで、この分野の進化が見込まれる。

(2) 第Ⅱ部 中世前期の流通構造とその形成過程

第Ⅱ部は、中世前期の流通構造について、荘内流通拠点を中心に構築された荘内流通網、それに広域流通網が接続することによって成立する双方向型の地域間流通をもとに検討する。広域流通網については、河尻を中心に瀬戸内水運について論じる。

ところで、これまでの流通論は土器・陶磁器の分布にみる遺物論が中心となって構築されてきたが、ここで論じる流通論は遺跡論を基軸にしており、既往の研究路線からみると異質と言える。しかし、このような手法によって河尻を中心に瀬戸内水運とそれに接続する地域間流通の構造が、はじめて説明された点をふまえると、逆に遺物論だけの研究には限界があると言える。

なお、第2部はこの10年間のうちに公表した、3本の論文と1本の研究ノートで構成される。本書を編集するにあたって、当初この章は難波津の位置を示した上で、各論を紹介しようと考えた。ところが、改めてそれぞれの論文を読み直すと、研究の進展や曲折する様子が容易に見渡せることがわかったので、あえて発表順にしたがって並べることにした。よって、第1章と第3章では、用

語から言い回しまで全くといってよいほど異なるが、先述の目的により文意上の修正は最低限度にとどめた。

第1章 庄本遺跡とその周辺における地域間流通

第1章では、平成14年(2002)に発見された庄本遺跡(大阪府豊中市)を中心に、その周辺の集落遺跡へ広がる流通網を、出土した搬入品(第84図※後に「搬入供膳具」と呼ぶことになる。)や石鍋片(第86図)などをもって復元する。庄本遺跡が展開する地域は猪名川と神崎川が合流し、大阪湾にも近い下流域にあって(第79図)、中世では「河尻」と呼ばれた地域の一角に比定される。そのような地域において、船入り江を有する流通拠点が発掘された。よって、遺跡の性格も水上交通上の機能との関連を重視するものとなり、荘園との関係にはあまり踏み込んでいない。

なお、当遺跡は棕橋荘域にあることから、その中心部と位置付けたが、第2章ではこれが荘内流通拠点へと変更されることになる。

第2章 中世的流通の基礎構造

これまで具体的な根拠もないままに流通拠点とされてきた遺跡が、初期集村(中世前期2類)で共通することに着目した上で、出土遺物等の特徴をもとに遺跡の評価に関する基準を示す。その上で、大阪府・兵庫県下の河尻・河内江一带の流通拠点と岡山県下の流通拠点を検討する。これらの流通拠点における搬入供膳具のあり方を一般集落(中世前期1-1類)と対比した上で、流通拠点に求められた機能とは領域型荘園へ物資を供給することであり、広域交通網の中継点であることは副次的な機能に過ぎないと指摘する。また、こうした流通拠点とは別に、屋敷墓の分布から復元される普及経路から東西瀬戸内水運の実態を示した上で、河尻を瀬戸内水運の東極に位置付ける。ここでは、流通拠点に中世的性格を付与するために、「荘内流通拠点」を提唱した。

第3章 難波津から河尻へ

大阪府豊中市南部に展開する上津島遺跡群の変遷(第101～103図)を、検出された遺構と搬入供膳具の様相を指標にして通史的に展望する。また、棕橋荘内に位置する上津島南遺跡の土師器皿(第106図)について、隣接する垂水西牧榎坂郷のもの(第104・105図)と対比して、その特徴の違いから荘内流通網の存在を実証する。

次に、難波津の位置について、史料の根拠がないまま上町台地周辺とする既往の学説に対して、史料をもとに古代三国川河口部に展開する上津島遺跡群に比定する。そして、10世紀に難波津が古代「河尻」へ、それが11世紀中頃に中世「河尻」へ移行する過程を示す。その背景として、10世紀における搬入供膳具の増加をもとに、難波津が国家的統制を離れることで古代「河尻」に移行し、11世紀前半に上津島遺跡群が廃絶した後、すぐに棕橋荘の荘内流通拠点である庄本遺跡が出現することから、古代「河尻」の解体と並行して中世「河尻」へ再編されたと考える。これをもとに、中世「河尻」が瀬戸内水運の東極として機能した要因を、難波津の機能を継承したことに求める。その上で、中世的な流通構造とは、棕橋荘をはじめとする領域型荘園の成立が契機になったと結論した。

ところで余談ではあるが、河尻の一角に位置する棕橋荘は、地頭更迭問題で承久の乱の発端になった荘園としても知られている。その河尻には、難波津の機能を継承して瀬戸内水運の東極になった

という歴史的経緯がある。そうした経緯をもとに、河尻には平安京にない伝統的な情報網があると見越せる。それが政治上の戦略において重要視されるのは当然であり、当時の貴族が河尻を周遊したというのも、単なる遊興としては片付けられない。しかも、後鳥羽上皇と北条義時という権力の頂点に立つ二人が、情報戦略について無策であったとは考えにくい。これに第1部第2章のとおり、武士が荘内流通拠点に居宅を構えたことをあわせると、承久の乱の契機となった椋橋荘の地頭更迭問題とは西日本をめぐる情報戦略上の主導権争いと言え、事件に対する解釈は大きく変わることになるだろう。

第4章 総持寺遺跡にみえる荘内流通拠点の二面性

ここでは大阪府茨木市に所在する総持寺遺跡（第110・111図）を取り上げて、この遺跡における荘内流通拠点が商職人の居住する集落と交易を行う場という二つの空間で構成されていることを説明する。これによって、絵巻物に描かれた殺伐とした市庭の風景と、商職人が集住する町場的な荘内流通拠点という矛盾を克服する。また、そうした構造が、他の荘内流通拠点でも散見することを指摘する。

そもそも、このような矛盾が話題にならないほど、発掘調査担当者の中で中世の荘内流通拠点に対する問題意識や認知度は低い。よって、荘内流通拠点の内部構造あるいは空間構造の多様性に対する問題意識を喚起するために執筆した。これ以外にも、日本の東西では荘内流通拠点の規模が大きく異なるなど、遺跡論からみた荘内流通拠点の特徴には研究に値する課題が多いことを付記する。

（3）第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

中世前期の社会を考える上で最も困難な課題を挙げると、真っ先に墓制というだろう。中世前期において墓地をどのように認識するのか、それが極めて困難な実証作業を伴うのは、これまで誰にもできなかったように明らかである。第Ⅲ部は、この課題を克服した上で墓地と屋敷墓について形態分類を行い、これらを相対的な墓制と捉え、中世前期の墓制を体系的に把握する。その上で、それぞれの変遷の背景について解明する。

第Ⅲ部は平成18年(2006)に(独)日本学術振興会 奨励研究助成の報告書として成文化したが、紙幅の都合から投稿先が見つからず、やむなくPDFとして関係者に公開するだけにとどめたものである。これを公開した後に着手した集落論や流通論に関する研究が飛躍的に進展したため、それらに関わる部分を変更した上で掲載した。

第1章 中世前期における墓地の様相

本章では、未だ実態のわからない中世前期の墓地について、『餓鬼草子』や九州北部における古代墓地の実態を参考に立地や景観を仮定する。この仮定のもとで、各地で発掘調査された空白地帯などに展開する土葬墓群を墓地と見なして、その形態について分類を試みる。その上で、墓地が集落外周に広がる空白地帯と土葬墓群によって構成されると考えた。また、形態分類の結果をもとに墓地の領域（空白地帯）が次第に制約されていく傾向を指摘し、その背景に集落と耕地の拡大という圧迫要因があることを見出す。そして、13世紀後半の集村化に伴って、その立地は丘陵斜面など相対的に生産性の低い場所へ移動し、中世後期に展開する集団墓地が成立したことを説明する。

これによって、墓地と屋敷墓は全く異なる体系の墓制であることを示した。

ところで、このテーマに関わる研究として、文献史学では勝田至の研究⁽⁸⁾がある。そこでは、遺棄葬などのように発掘調査では確認しにくい事例を取り上げており、土葬墓群が展開するだけの空白地帯を葬地の空間と位置付ける上で参考になった。

第2章 屋敷墓の展開からみた中世的「家」の成立

中世前期の集落遺跡を発掘調査すると、建物群の一角から土葬墓が検出されることがある。これを民俗学のいう屋敷墓として、原口正三は中世集落論における課題の1つとした⁽¹³⁾。その前後から屋敷墓は考古学でも注目されはじめ、中世前期の墓制を解明するアプローチとして、数人の研究者が取り上げるようになった。その中で坪之内徹は屋敷墓の特徴を分布する地域・葬法・建物群における分布の状態・建物に対する方向性（鬼門との関連）について簡潔にまとめる一方で、兼康保明⁽¹⁵⁾は「死者の管理を地域単位で共同で行うだけの社会的基盤」ができる以前の「自らの敷地の中に自由に葬る」慣行とした。また、木下密運⁽¹⁶⁾は古代から継続する、墓地を持つことのできない民衆の一般的な墓制としたが、これに対して平田博幸・加古千恵子は多利・前田遺跡で検出した大型建物群に付属する土葬墓をもって、反論を提示した。菅原章太⁽¹⁸⁾は西ノ辻遺跡第9次調査区（第136・137図）の土葬墓をもって、村落の墓地と並行する墓制として、兼康保明に反論を示すなど、その評価は分かれた。しかし、これらの研究は中世前期の屋敷墓の具体像がまだ判明しない段階にあって、一部の資料をもとに持論を展開しただけにとどまった。研究が進化するには、資料的な限界が大きな障害として立ちはだかっていた。

このような資料不足が改善される中で、本格的に研究の対象にしたのが、平成4年（1992）に公開した「屋敷墓試論」⁽¹⁹⁾（以下、「試論」とする。）である。「試論」では屋敷墓を屋敷の相続・継承をより確実なものとするための象徴的な装置と位置付けたが、あとに建物群との同時期性が実証されていないなどの批判を受けた。

これら「試論」に向けられた批判に対して、本論では小曾根遺跡・北条遺跡（大阪府豊中市所在）で検出された屋敷墓（第129図ほか）を用いて同時期性を実証した上で、これが墓地とは異なる体系の墓制であることを示す。次いで、屋敷墓の立地や構成する墓の数をもとに、4つの形態に分類する。その形態差の背景に、土地所有観の変化と中世的「家」にいたる家族構成の変遷が反映されていることを指摘する。その上で、中世的「家」の成立過程について、研究が先行する文献史学の所見と対照し、一連の作業を検証すると共に相違点もかかる問題点も示す。

なお、本部末尾に中世前期の墓地・屋敷墓および屋敷墓の先行形態等を紹介する「中世墓資料一覧表」（第6～17表）を掲載したが、これは平成18年（2006）まで収集したものにとどめた。その後も資料を収集したが、本論で提示した分類に修正をせまるような事例はないことから追加しなかった。

（4）第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態

発掘調査で確認された中世集落遺跡やそれに関連する各種の遺構は、領域型荘園という枠組みの中でどのように位置付けられるのか。文治5年（1186）の銘をもつ「垂水西御牧榎坂郷田島取帳」

をはじめとする大量の土地台帳によって構成される『春日大社南郷目代 今西家文書』⁽⁶⁾なども活用して、大阪府豊中市南部に展開する垂水西牧榎坂郷西部域を構成する小曾根遺跡・穂積遺跡を中心に、9世紀～14世紀の動向を検討したのが第IV部である。

一荘園の動態を明らかにする試みは、石母田正による『中世的世界の形成』⁽²⁰⁾や網野善彦の『中世荘園の様相—若狭国太良荘の歴史—』⁽²¹⁾が著名であるように文献史学では古くより行われているが、考古学的手法を用いた試みはこれがはじめてであろう。

ところで、文献史学によるこの種の研究は、荘園の出現から廃絶にいたるまでの変遷を明らかにしようとするもので、東大寺や東寺といった荘園領主側に残された各種の係争や契約に伴う史料をもとに論じられている。このため、荘園の領有構造や荘園領主と荘民の支配関係、あるいは国衙や地頭などの政治的な関係が叙述の中心となる。その一方で、史料の限界から、荘園の景観や荘民の暮らしぶりにかかる記述は非常に少ない。この部分が考古学による荘園史叙述の切り口になることはいうまでもなく、特に第2章では荘園の景観形成史という全く異なる視点によって荘園史が構築される可能性を示してみた。

第1章 摂津国垂水西牧榎坂郷の立荘と中世的集落の形成

第1章では、中世的集落が形成する前後の状況を、垂水西牧榎坂郷西部に展開する小曾根遺跡・穂積遺跡を中心に検討する。まず、11世紀以前は建物群が散在的に展開し、明確な集落を形成しないこと、それぞれの建物群は建物の規模や出土遺物といった特徴が大きく異なり、階層差があることを指摘する。次に、小曾根遺跡の建物群から集落形成時の成員は等質的で顕著な階層差がないことや、穂積遺跡第23次調査区(第174図)で検出された建物群が集落(服部村)の形成過程において中心的な役割を担う建物群となることなどを見出す。一方、住吉市庭に比定される穂積遺跡東部の様相について検討し、住吉市庭が11世紀後半に集村として出現することを明らかにする。

これらの集落は垂水西牧榎坂郷を構成する小曾根村・服部村と住吉市庭に比定されることをもとに、榎坂郷の実体は11世紀後半に成立するとした。その上で、垂水西牧が史料上に初見するのは康平5年(1062)で、これに一致することなどから、この時期に領域型荘園の立荘に伴ってこれらの集落が形成すると結論した。

第2章 垂水西牧榎坂郷における集村化の歴史的前提

小曾根遺跡・服部遺跡・穂積遺跡における発掘調査の成果をもとに、12世紀～13世紀にかけて小曾根村や服部村に比定される集落が拡大し、そして集村化する過程を明らかにする。次に、条里地割の施工やこれを補完する井水遺構、集村化と並行する大型水路の開削に着目し、現在に続く集落景観や基幹水路網の根幹が13世紀後半に建設されることを指摘する。このことをもとに、この時期に耕地の集約化による生産性向上のために膨大な労力と財力が投入されたと推論した。

一方、この時期の史料をみると、春日社と荘民との間で起きた抗争は深刻になり、弘安3年(1280)には本所である近衛家が仲裁するまでの事態に進展する。そのような中、目代である今西氏が南郷春日神社を拠点に現地支配に乗り出すように、春日社の直接支配が強化されていく。これらの状況から、13世紀後半に行われた耕地の集約化に伴う一連の現象は、生産性の向上という荘民の内面的欲求と、その欲求を取り込んで年貢の増収を目論む荘園領主の経営強化が複合することによって

行われたと結論する。

ところで、中世荘園遺跡の調査は文献史学が中心となつて行われている⁽²²⁾、これまでの調査で考古学的な成果を十分に活用している事例はみられない。畿内の荘園を検討する上で、類い希な史料群とって過言ではない『春日大社南郷目代 今西家文書』も、広く活用されているとはいえない。このような現状において、考古学による中世荘園調査の可能性とその方法を提示し、これまでの方法以上に相乗的な効果があることを証明するのが、第V部の狙いでもある。

なお、本論はもともと発掘調査報告書の付論として掲載したが、刊行された後も榎坂郷域における発掘調査はいくつも行われ、居館が発見されるなどの成果が蓄積された。そこで、内容をより充実させるため、その後の発掘調査の成果を加えて書き直した結果、ほぼ書き下ろしに近い内容になった。また、ここで取り上げた小曾根遺跡・穂積遺跡・服部遺跡といった各遺跡における発掘調査成果のほとんどが、まだ公開されていないため、ここでは紙面が繁雑になることを承知の上で、叙述に必要な資料だけを掲載することにした。

以上、本書は内容の異なる4つのテーマで構成されるが、それぞれは連関すると述べたように、一つの結論にたどり着く。それは中世前期の在地社会が領域型荘園の立荘に伴う地域編成によって成立するということであり、そうした在地社会の空間構造と行動様式には一定の共通性が見出される。本書末尾では、この点を指摘して総括とした。

最後に、本書に掲載した写真を除く挿図は、すべて筆者が再トレースした上で、原図を一部改変したものである。また、本文中で表記した土器型式の名称は、『概説 中世の土器・陶磁器』⁽²⁴⁾に準拠した。

註

- (1) 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会 1987年
- (2) 川端新「荘園制成立史研究の視角」『荘園制成立史の研究』思文閣出版 2000年
- (3) 工藤敬一「肥後北部の荘園公領制—山鹿荘と二つの玉名荘—」『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版 1992年
- (4) 高橋一樹「王家領荘園の立荘」『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房 2004年
- (5) 高田実「中世初期の荘園と村落」島田次郎編『日本中世村落史の研究』吉川弘文館 1966年
- (6) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (7) 戸田芳美「中世とはどういう時代か—中世前期—」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 1991年
- (8) 勝田至『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館 2006年
- (9) 金田章裕「中世集落と灌漑への接近法」(シンポジウム「中世集落と灌漑」実行委員会編『中世集落と灌漑』1999年)
- (10) 金田章裕「古代・中世村落形態の研究史と問題点」『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 1985年
- (11) (財) 富山県文化振興財団 埋蔵文化財調査事務所『友杉遺跡発掘調査報告』2010年
- (12) (財) 大阪文化財センター『長原』1978年・『長原(その2)』1985年
- (13) 原口正三「古代、中世の集落」(考古学研究会編『考古学研究』92号 1982年)
- (14) 坪之内徹「中世における墳墓と葬制(5)」(摂河泉文庫編『摂河泉文化資料』28号 1981年)
「中世における墳墓と葬制(6)」(摂河泉文庫編『摂河泉文化資料』41号 1990年)
- (15) 兼康保明「古代・中世の墓制」『日本仏教民族基礎資料集成I』中央公論美術出版 1976年
- (16) 木下密運「中世の墳墓」『日本歴史考古学を学ぶ(中)』有斐閣 1986年
- (17) 平田博幸・加古千恵子「多利・前田遺跡発見の中世土葬墓」(日本考古学会編『考古学雑誌』第74巻4号 1989年)
- (18) 菅原章太「大阪府東大阪市西ノ辻遺跡出土の中世木棺墓について」『考古学ジャーナル』237
ニューサイエンス社 1984年

- (19) 橘田正徳「屋敷墓試論」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』Ⅶ 1992年)
- (20) 石母田正『中世的世界の形成』伊藤書店 1946年(初版)
- (21) 網野善彦『中世荘園の様相―若狭国太良荘の歴史―』塙書房 1966年
- (22) 大山喬平編『中世荘園の世界―東寺領丹波国大山荘―』思文閣出版 1996年
水野章二編『中世村落の景観と環境―山門領近江国木津荘―』思文閣出版 2004年
これ以外に地方自治体が主体となって行われた荘園調査は多く、報告書も刊行されているが、状況に変わりはない。
- (23) 豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』2005年
- (24) 中世土器研究会編『概説 中世の土器・陶磁器』真陽社 1995年

第 I 部
中世的集落と居館

第1章 中世的集落の形成過程

はじめに

「行政による緊急発掘調査の爆発的増加は、ここ数年、いわゆる中世考古学の発達をうながしてきた。ことに土器・陶磁器の研究は、いまや編年的研究を終え、生産・流通の問題にまで歩をすすめつつある。しかしながら、それらを提供する中世村落そのものについての研究となると、まだ十分な状況とはいえない。」

これは広瀬和雄が昭和63年（1988）に発表した「中世村落の形成と展開」の冒頭である⁽¹⁾。それから20年が過ぎた今日、行政による発掘調査が定着する中で、その成果の還元を求める風潮は日増しに高まっている。どの時代でも同じことであるが、発掘調査の大部分は集落を対象としており、地域史の叙述も集落の生起によって説明されることを基本とする。それゆえ、集落論は地域史構築の切り札として、新たな展開が求められる。しかし、中世集落論は広瀬和雄の研究から、どれほど歩をすすめたのだろうか。

「中世村落」の成立を11世紀後半とする佐久間貴士と、その出現を10世紀とする広瀬和雄の見解の食い違いはまだ解決されていない。そればかりか、関西における中世集落の研究は1990年代にピークアウトし、2人の見解すら忘れ去られつつあるかのように、筆者には感じられる⁽²⁾。

その一方で、中世集落遺跡の調査成果は多く報告され、これまでの研究成果は見直す必要が生じている。ここでは、既往の研究で示された建物群や集落の形態分類などを再検討した上で、中世における集落の形成過程とその背景について論じることにする。

1. 検討の前提

(1) 建物群の形態分類

広瀬和雄は、先述の研究で中世の建物群をA～D型の4つの類型に分類した⁽¹⁾。この分類案は、関西における古代から中世前期の集落を構成する建物群の形態的な特徴をよく捉えている点で高く評価されている。本論も、この分類を援用して検討を進めるが、近年多くの資料が蓄積された結果、そこに示された階層性など、いくつかの点については修正を要する。そこで、広瀬和雄が示した各建物群の特色にかかる概略を示した後で、その問題点を述べることにする。

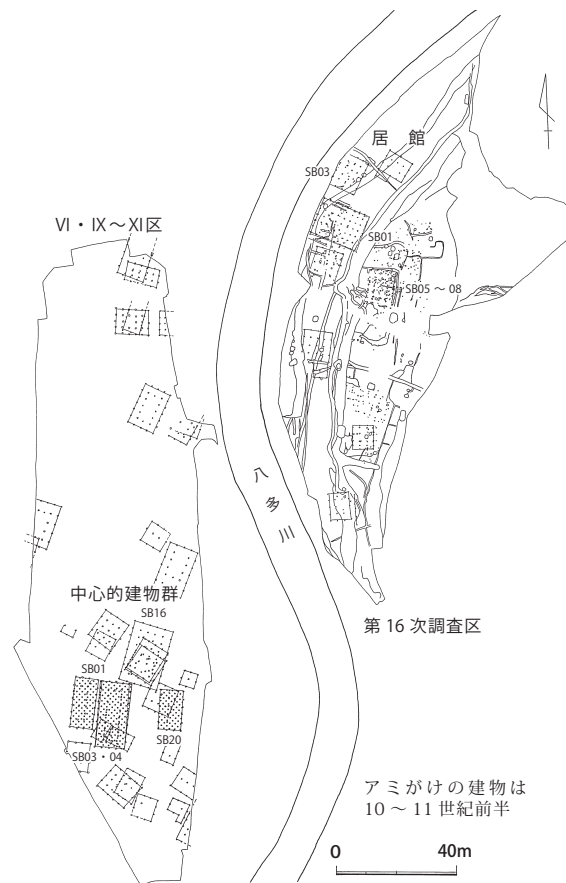
A型建物群とは、3棟前後の小規模な家屋が集合して、1群を構成するものをいう。建物の面積は20㎡前後とこの時期のものとしては小さく、また居住者の家族を「複数の世帯がひとつの家族構成をとる『複合家族』の形態」と想定し、零細農民層（下層農民層）に比定する。B型建物群は50㎡程度の総柱建物を主屋とし、これに小型の建物が付属するものをいう。その居住者には倉庫などを有する単婚家族を想定し、小規模経営農民層（上層農民層）に比定する。C型建物群は100㎡前後の大型建物を中心に、大小の付属建物によって構成されるもので、建物の規模には階層差が

反映されていると指摘する。その上で、これら建物の居住者の間に支配—被支配関係を認め、主たる居住者を富裕農民層に比定する。D型建物群は、C型建物群の周囲に大規模な溝、ときにはその内側に土塁を巡らすものである。堀などによって防御性をそなえた空間に、主屋を頂点とした階層差を包摂することをもとに、領主の館に比定している。なお、D型建物群については、主郭部の規模からDa型（方1町）とDb型（方半町）に細分する。

広瀬和雄によると、これらの建物群によって中世の村落が構成されるという。しかし、12世紀以降のA型建物群の事例は極めて少ないことが明らかになっている。例えば、調査面積が11万㎡を超え、集落のほぼ全域を調査した粟生間谷遺跡（第4図 大阪府箕面市）では、中世前期に展開する建物群は20群以上を数える。その中でA型建物群と言える事例としては、11世紀後半のn域建物101～103（n—1域）と時期不明の建物110～113（n—3域）のわずか2例にすぎない。三日市遺跡（大阪府河内長野市）でも、4地区SB30・33～35の1例にとどまる。そのほかの集落遺跡においても、この種の建物群を見出すことは難しい。広瀬和雄も、中世のA型建物群は顕著な存在ではないとしているが、その絶対数の少なさから一階層の居住形態とは言えなくなっている。また、粟生間谷遺跡n域・三日市遺跡4地区のA型建物群において、それを構成する最も大きな建物は30㎡を超えており、小型の総柱建物に相当する。中国地方以西では、複数の小型建物に

よって一つの建物群が構成されるが、そうした建物群であっても畿内と同じく屋敷墓が作られるとおり、必ずしも古代的な複合家族の系譜を引き継ぐものとは言えない⁽⁶⁾。中世において、零細農民が存在することは確実に考えるが、A型建物群だけにその姿を投影することはできないだろう。小型の総柱建物も含めて、集落における個々の建物群を比較した上で、相対的な格差を抽出し、そこに階層性の有無を検討した方が適当と考えられる。

一方、C・D型建物群についても、例外的な建物群が確認されている。畿内周辺ではないが、見蔵岡遺跡⁽⁷⁾（第149図 兵庫県豊岡市）では、I期に建築面積267㎡をはかる主屋や70㎡を超える付属家屋が出現し、建物群を構成するようになる。しかし、この建物群の周囲には、堀や土塁といった防御施設が見当たらない。また、上小名田遺跡第16次調査区⁽⁸⁾（第1図 兵庫県神戸市）でも、建築面積260㎡をはかる主屋



第1図 上小名田遺跡

(SB01)を有する建物群が確認されている。この遺跡の場合は、八多川の対岸で11世紀後半に成立する集落が確認されている。その集落でも253.5㎡のSB16が確認されているが、これは11世紀中頃の所産である。12世紀の建物は100㎡前後で、どんなに大きくても150㎡を越える事例はない⁽⁹⁾。よって、12世紀に出現するこの建物群が、傑出した存在であることは間違いない。このように、D型建物群の主屋以上の規模を有する家屋で構成される建物群が、無防備とも言える状態で展開する例がある。これらの例はC型建物群に比定されることになるが、集落成員に対して圧倒的な格差をもって存在する点ではD型建物群に相当する。土塁や堀による防御性を具備するだけでは、領主の館とは定義できないと考えられる。

したがって、本論では特に必要がない限りD型建物群は用いず、上小名田遺跡などのように200㎡以上の建物をはじめとする卓越した内容を有しながらも、外堀を巡らさない建物群を含めて、居館と呼ぶことにする。

ところで、このような居館の居住者が、集落成員に対して卓越した経済力と社会的地位を有したであろうことは建物群の規模から十分に考えられ、そうした意味において在地領主という階層概念が適用できるだろう。しかし、個々の居館について、隣接する集落の性格や位置関係、あるいは集落の展開過程との関連性をふまえて検討すると、そのあり方は一様ではないことがわかる。この点については、後に集落との関係から若干ふれるが、形態的に同じ居館といっても、その性格は一律に論じられないことだけは留意する必要がある。

(2) 中世的集落の形態分類

佐久間貴士と広瀬和雄は、中世の集落遺跡を「中世村落」と呼んだが、本論では村落以外に市庭などの流通拠点も扱うため、これらを区別しない場合は「集落」とするが、特に中世前期を通して安定的に展開する集落を「中世的集落」と呼ぶことにする。

その上で、本論では集落形態とその内部構造という二つの側面をもとに、中世的集落の成立を考える。このとき問題になるのが、集落形態の分類とその定義である。

古代から中世の集落形態については、金田章裕の著名な研究がある⁽¹⁰⁾。金田章裕はドイツ地理学における集落分類法を参考にしつつ、これに史料の分析や発掘調査で明らかになった集落の実態を加味して、この時期の集落を5つの形態に分類した。5つの形態とは、屋敷が密集し、その間に耕地が介在しない「集村」、耕地を挟んで屋敷がルーズにまとまる「疎塊村」、その小規模なもの(1町四方の範囲に10戸以下の建物群がまとまる。)を「小村」、屋敷が散在するだけの「散村」、散村になるのか明確ではない孤立した屋敷とする「孤立荘宅」のことである。そして、この形態分類を用いて地形環境が似る地域毎に、古代から中世にかけての集落変遷モデルを示した。そのモデルの一つになった畿内および周辺の沖積平野の場合、8世紀～11世紀は孤立荘宅・小村・小規模な疎塊村とし、12世紀～16世紀に集村化(環濠形成)すると説明している。

一方、考古学では広瀬和雄に限らず、「散村から集村へ」というモデルを前提に集落形態を説明することが広く定着してきた。しかし、「散村」や「集村」という地理学上の集落形態と、発掘調査で明らかにされた集落の実態を対比する作業が十分に行われたとは言い難い。その一方で、中世

前期の「集村」が、流通拠点固有の集落形態であることが明らかになり、13世紀後半に一般化し始める「集村」として非なる集落形態が、同列で扱われてしまうという問題が生じている。しかし、今では「散村」や「集村」は慣習的に定着しており、これを修正することは容易ではない。

広瀬和雄の研究の後、佐久間貴士と宇野隆夫が独自に集落形態を分類するなど、集落や建物群の形態分類が活発になった。そうした研究の動向に対して、鈴木貫之は集落形態の類型化によって建物群や集落が持つ固有の特徴が直視されなくなり、実態と乖離する危険があることを指摘している。たしかに、これまで示された形態分類の中には、それぞれの集落が持つ固有の特徴は加味されず、機械的な操作で処理されたところもある。また、集落が廃絶する段階の最終的な形態が分類の対象となることもあって、変遷過程に見出される特徴は分類に反映されにくい。

その一方で、「集落それぞれに顔がある」という例えのように、多様性を強調した場合、地域を超えて共通する特徴やその背景にある歴史性は見出しにくくなる。もちろん、二つの問題を克服するような形態分類は構築できないが、一つの目安として以下の案を提示しておく。

まず、集落形態の基本的な特徴について、0～2類という三つの類型に区分する。

0類 明確な集落としての領域が認められず、広範囲にわたって建物群が散在する。地理学上の「散村」・「孤立荘宅」に相当する。集落とは、一般的に複数の建物群が集合して、可視的な領域を構成する状態をいう。しかし、当類型はそうした集落の概念にあてはまらないので、「0」を適用した。

1類 複数の建物群が集合し、可視的な集落域を形成する。個々の建物群は耕地などを挟んで間隔を保ちつつ展開する。地理学上の「疎塊村」・「小村」に相当する。

2類 複数の建物群が集合し、可視的な集落域を形成する。個々の建物群は、溝などで区画されて隣接する。地理学上の「集村」に相当する。

この分類によって、これまで発掘調査された古代後期から中世前期における集落の基本的な形態は網羅できる。しかし、これだけでは先述した中世前期の流通拠点と中世後期の集村が混同されるという問題は克服できないし、集落内部の階層構造に根ざした形態差も反映されない。そこで、これらに集落形態の変化に即した時期区分と、構成する建物群に基づく若干の細分類を加えることにする。なお、ここでいうところの古代後期とは9世紀～11世紀前半まで、中世前期は11世紀後半～14世紀前半を目安とするが、地域によって時期差がある。また、指標とする遺跡の概要については、中世前期2類を除いて後に述べるので、ここでは割愛する。

古代後期0類 広範囲にわたって、しかも散在的に多様な形態の建物群（A～C型建物群）が展開する。長原遺跡（第9図 大阪府大阪市）を指標とする。古代後期の建物群には、単独で見発見されるものが多い。それは調査範囲内で集落の状況が把握できないほど、個々の建物群が散漫に展開したことに起因する。よって、ここではそうした単独で検出された事例も、この類型に含めた。

古代後期1類 前代から継続する集落で、いくつかの建物群がゆるやかにまとまり、可視的な集落域を形成するものをいう。A型建物群で構成される1-1類と、B型建物群で構成される1-2類に細分できる。1-1類は日置荘遺跡K・L地区（第12図 大阪府堺市※現在の「余部日置荘遺跡」）、1-2類は万町北遺跡（第13図 大阪府和泉市）を指標とする。

中世前期1類 11世紀後半以降に出現する集落で、いくつかの建物群がゆるやかにまとまり、可視的な領域を形成するものをいう。外見上の特徴は古代後期1類と大きく変わらないように見えるが、集落の形成過程やこれを構成する建物群の形態的特徴から、これらが全く異質のものであることは後で述べる。

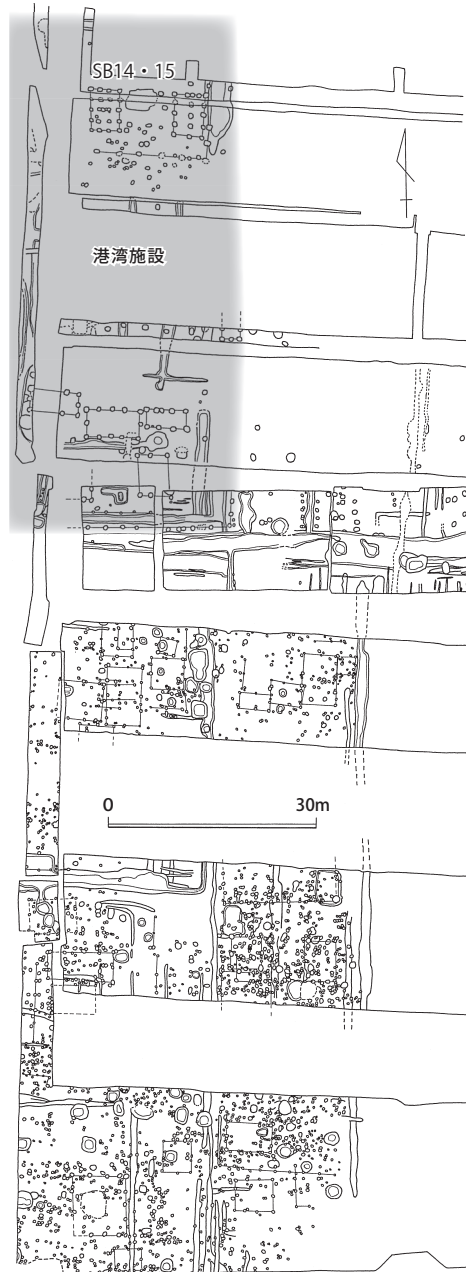
中世前期1類のうち、比較的均質な建物群によって集落が構成されるものを1-1類、居館を中心に集落が構成されるものを1-2類とする。1-1類は川除・藤ノ木遺跡(第5図 兵庫県三田市)等を、1-2類は戸原麦尾遺跡(第22~24図 福岡県粕屋町)を指標とする。

なお、中世前期1-1類は成立した後に、引き続き集落域を拡大する傾向が認められる。その拡大過程で集落形態が変化することもあるが、このような形態変化のあり方までは分類に加味しなかった。また、中世前期1-1類の中には、集落が成立した後、その外周に居館が出現する場合がある。これらの居館は、中世前期1-2類のように集落形成の主体にはならないので、その有無に基づく細分類は設定しない。

中世前期2類 いくつかの建物群が溝などで区画されつつ密集し、可視的な集落域を形成するものをいう。11世紀後半に現れる流通拠点特有の集落形態で、北新町遺跡⁽¹⁴⁾(第2図 大阪府大東市)を指標とする。

この遺跡は11世紀後半に成立するが、その段階から溝で区画された建物群が建ち並ぶように、明らかに集村と言える景観を呈する。12世紀末になると集落北部にSB14・15という倉庫群を伴った施設が出現し、万富窯東大寺瓦も出土するので、この時期には東大寺の再建に伴う物資輸送にも関連すると考えられる。なお、北新町遺跡周辺における中世的集落の状況は全くわからないため、ここでは集落形態の特徴を示す絶好の事例として挙げるだけにとどめた。

ところで、ここで分類の対象としたのは、これまでの発掘調査で明らかにされた集落の一般的な形態に限定している。それは、西日本における集落を対象に、その成立の背景を検討することを目的としているためである。もちろん、これ以外にも特異な形態の集落は存在するが、そうした事例は極めて少ない。しかも、集落と言えるものなのか、懷疑的にならざるを得ない事例まで含めて検討することに、あまり生産性がある



第2図 北新町遺跡

とは考えにくい。よって、それらは個別に検討する方が適当と判断し、本論の対象には含めなかった。

(3) 既往の研究にみる「中世村落の成立」

先に述べたとおり、「中世村落の成立」にみる佐久間貴士と広瀬和雄の見解の相違は、未だに解決されていない。この問題は本論にも関係するので、2人の見解を紹介し、その相違点を明らかにしておく。

佐久間貴士は、⁽²⁾10世紀における「屋敷地」の成立を共同体の変質を背景とする画期とし、この時期の「屋敷地」にみる流動性や散在性を指摘する。その上で、「屋敷地」が11世紀後半に集合する状況を、長原遺跡の動態をもとに説明した。また、大阪府下で11世紀後半に出現する集落遺跡が多いことを挙げて、この時期を「中世村落」の出現期とした。さらに、この時期に出現した集落が中世前期を通して継続することや、それを構成する「屋敷地」の継続期間が長期化することを「中世村落」の特徴として挙げた。

広瀬和雄は、⁽¹⁾13世紀の建物群をA～D型の4形態に分類し、その上でA～C型が出揃う10世紀後半と、それにD型が加わる12世紀を村落の画期とし、その期間を「古代から中世への転換」と表現した。これは、一時期をもって「中世村落」が成立するのではなく、長期にわたる継続的な変容によって成立すると解釈できる。

ところで、広瀬和雄が言う「中世村落」とは、建物群の形態に体现された諸階層によって構成される。その集合形態を「散村」と表現し、基準資料に長原遺跡を挙げたとおり、佐久間貴士が言うところの「中世村落」と同じ対象を指し示している。

佐久間貴士と広瀬和雄の見解の差は、集落・建物群の質的転換あるいは階層構成のどちらに評価を据えるのか、という見方の違いと言える。広瀬和雄が、長原遺跡で確認された11世紀中頃における集落形態の変化を取り上げないまま、10世紀～12世紀の集落を一律に散村とした点には問題があるものの、その画期に差があるのは当然の結果と言えよう。

しかし、雲出島貫遺跡⁽¹⁵⁾（第30図 三重県津市）や佐山遺跡⁽¹⁶⁾（第31図 京都府久御山町）で11世紀後半にはじまる居館が確認され、上田部遺跡の居館（第142図 大阪府高槻市）もこの時期に出現した可能性⁽¹⁷⁾がある。よって、広瀬和雄が設定したD型建物群の出現は、11世紀後半までさかのぼる。D型建物群とする事例に著しい個体差があることを度外視すると、2人の見方が異なっても、「中世村落」は11世紀後半に成立することになる。

とはいえ、佐久間貴士が指摘するように、11世紀後半にすべての地域で中世に継続する集落が成立するわけではない。この時期に、中世前期1-1類とする集落が多く出現する地域は、和泉を除く畿内とその周辺などに限られ、その他の地域では12世紀に下る傾向がある。また文献史学では、11世紀（前半）の耕地は流動的であり、11世紀後半に安定した集落が成立する前提は整っていないと通説的に理解されている。

既往の研究と発掘調査の成果をもとに、中世における集落の成立時期を11世紀後半に求めることは簡単である。しかし、西日本一帯における一般的な傾向を前提において、畿内を中心に中世的

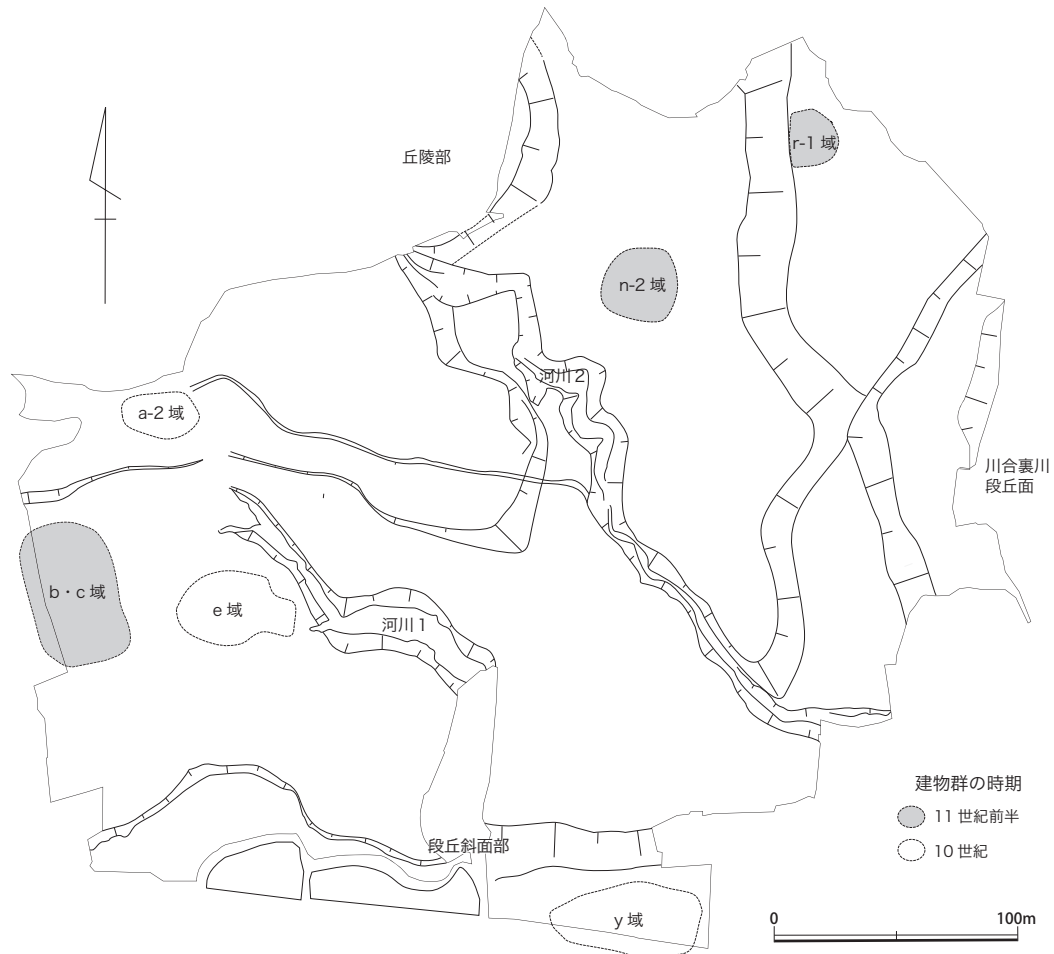
集落が11世紀後半に出現する要因はまだ説明されていない。本論では、垂水西牧榎坂郷西部における集落の成立から集村化にいたる過程を検討した先論の成果をふまえつつ、11世紀における集落の様相をもとにその要因を改めて検討する。

2. 11世紀の大阪府・兵庫県南東部における集落の様相

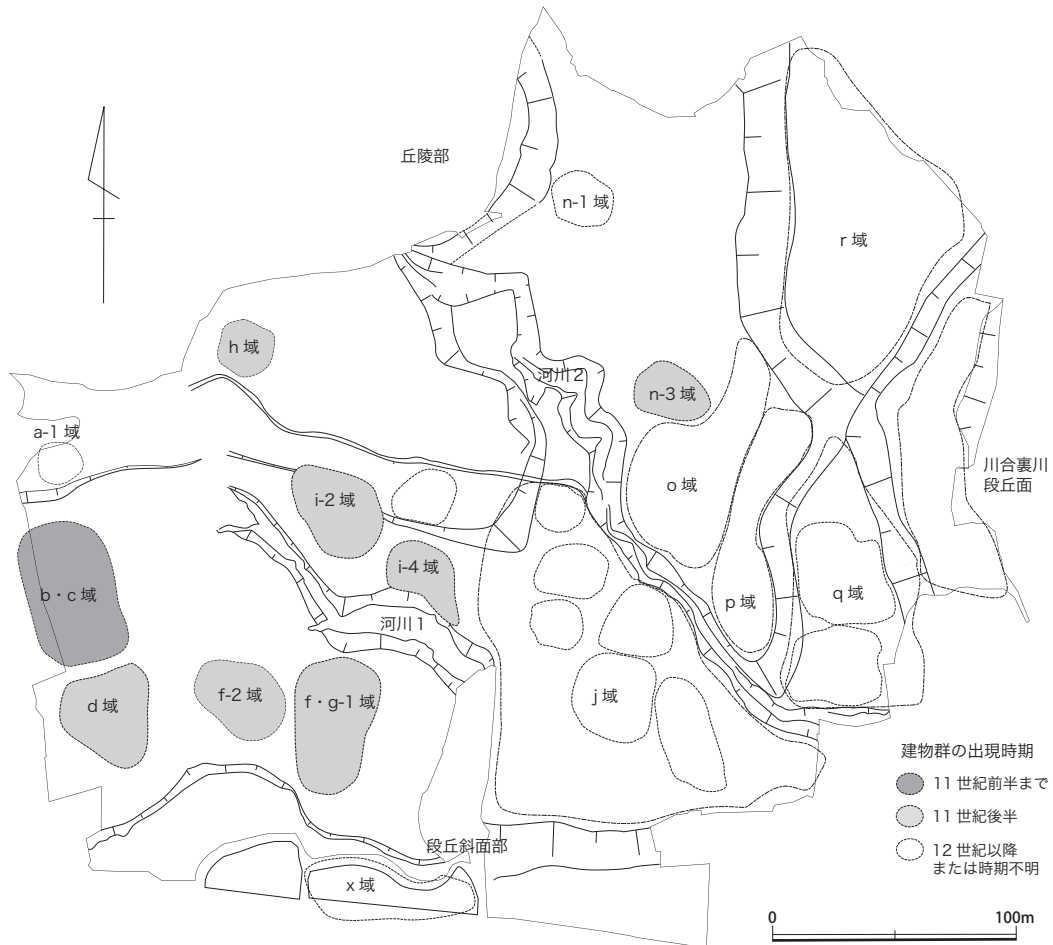
まず、11世紀における集落の様相を検討するが、ここでは大阪府ならびに兵庫県南東部について、摂津、中河内、南河内・和泉という3つの地域にわけて、それぞれの地域における良好な事例の概略を紹介する。なお、南河内北部の集落については、その動向が中河内と共通するので、この地域は中河内に組み入れることにした。また、北河内における中世集落遺跡の調査例は近年著しく蓄積されはじめているが、公表されている事例は極めて少ない。よって、ここでは検討の対象になかった。

(1) 摂津の様相

摂津における中世集落遺跡の報告例は多く、その中でも粟生間谷遺跡（大阪府箕面市）や川除・



第3図 古代後期の粟生間谷遺跡（模式）



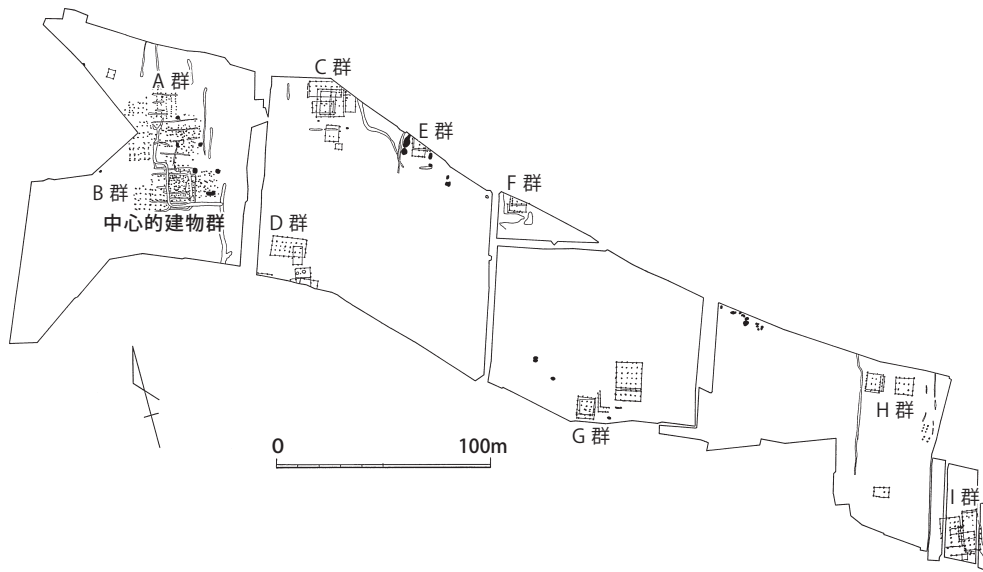
第4図 中世前期の粟生間谷遺跡（模式）

藤ノ木遺跡（兵庫県三田市）は、この地域を代表する調査事例と言える。また、断片的な調査事例の蓄積によって、実態が解明されつつある垂水西牧榎坂郷西部域（大阪府豊中市）の各集落などを紹介する。

⁽⁴⁾
粟生間谷遺跡（第3・4図） 当遺跡は勝尾寺川段丘上に立地し、国衙領域の集落と推定されている。この遺跡では、10世紀～11世紀前半にa-2域、b・c域、e域、n-2域、r-1域、y域で建物群が展開する（第3図）。これらの建物群は調査区内で散漫に展開しており、集落としてのまとまりに欠けることから古代後期0類に比定できる。

これら古代後期0類を構成する建物群は11世紀中頃までにほとんど廃絶するが、b・c域建物群だけがこの後も継続する。11世紀後半には、b・c域建物群の周囲にあたるd域、f・g-1域、f-2域、h域、i-2域などに建物群が出現し、中世前期1-1類とする可視的な集落が形成される（第4図）。このように、b・c域建物群は中世前期1-1類が形成する過程において、中心的な役割を果たす存在であったと推測できる。

なお、b・c域建物群のように集落形成過程において、中心的な役割を果たすと考えられる建物群を、本文および挿図で「中心的建物群」と示す場合がある。



第5図 川除・藤ノ木遺跡

ところで、11世紀後半の集落は段丘西部から中央部にかけて展開するが、12世紀には集落東方のj域から段丘斜面部(x域)にかけて、13世紀までには川合裏川段丘面(o・p・q・r域)でも建物群が出現し、集落域は次第に拡大する。集落を構成する建物群は、総柱建物を主屋とするB型建物群が中心であり、先述のとおりA型建物群は可能性があるものを含めて2群にとどまる。

川除・藤ノ木遺跡⁽²⁰⁾(第5図) 当遺跡は、武庫川中流の三田盆地に位置する。この遺跡では、10世紀後半にA・B群(Ⅳ区微高地d)が出現すると、11世紀後半にⅢ区微高地dのC・E群、Ⅰ区微高地aのI・H群が出現して集落を形成する。この後、12世紀に建物群Fが出現するものの、集落の拡大過程までは把握できない。それぞれの建物群は地形的な制約を受けているため、やや散在するようにみえるが、集落としてのまとまりは確認できることから中世前期1-1類に比定した。また、この集落を構成する建物群で全体像が判明するものはすべてB~C型建物群であり、確実にA型建物群と言える事例は認められない。この集落もA・B群が中心となって集落が形成されるとおり、先に述べた粟生間谷遺跡と同じ形成過程をたどる。

垂水西牧榎坂郷西部⁽¹⁹⁾(第6・7図) 垂水西牧榎坂郷は豊中市・吹田市の2市に広がるが、特に実態が把握されているのは西部域(豊中市域)である。その榎坂郷西部の集落遺跡としては、小曾根遺跡・北条遺跡・服部遺跡・穂積遺跡が挙げられる。以下、先論をもとに、これらの遺跡における古代・中世の状況を紹介する。

榎坂郷西部における9世紀~11世紀前半の状況(第163図)をみると、建物やこれに関連する遺構は各所で検出されているが、分布のあり方に明確なまとまりはない。特に、11世紀前半の建物群に関連する遺構は、穂積遺跡第23次調査区(第174図)などの数カ所で確認されるだけにとどまる。これら遺構等の検出地点やその周辺における状況を加味すると、それぞれの地点に可視的な集落が存在する可能性は乏しく、古代後期0類が展開したと考えられる。

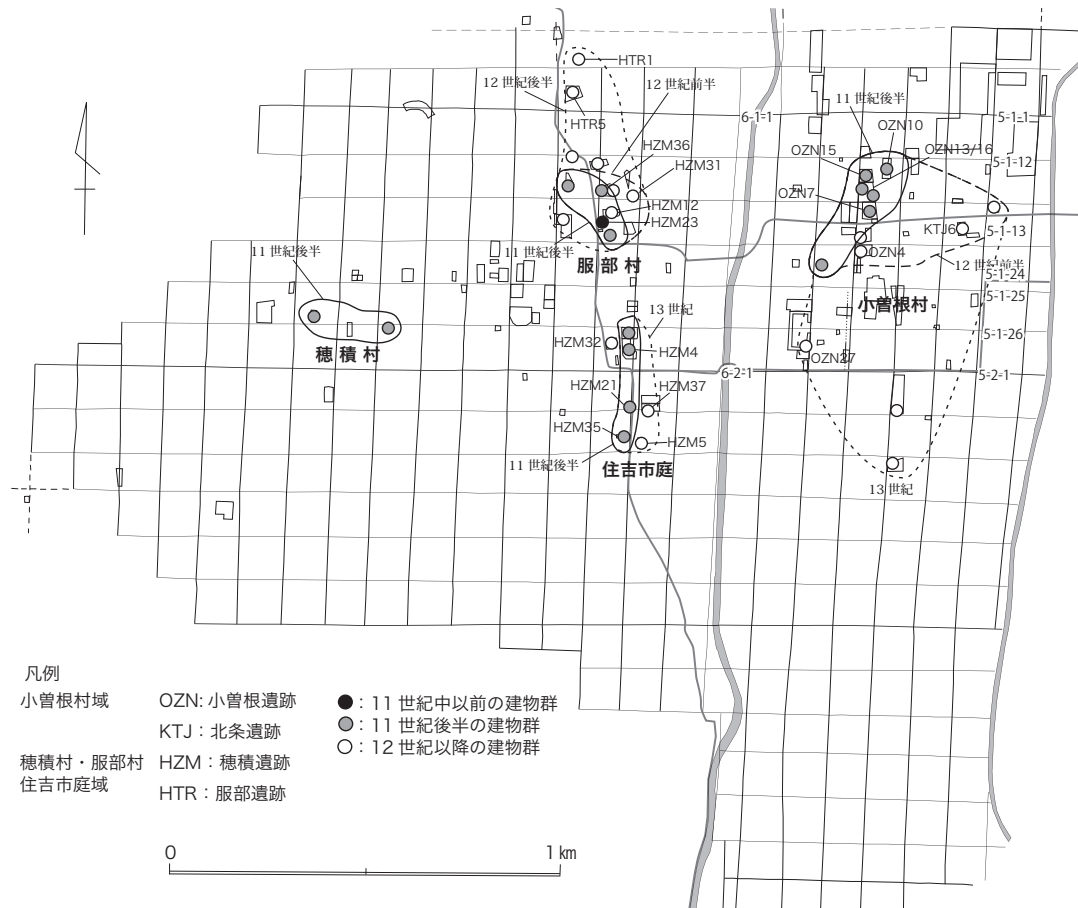
しかし、11世紀中頃になると、榎坂郷小曾根村に比定される小曾根遺跡・北条遺跡や服部村に

比定される穂積遺跡北東部、住吉市庭に比定される穂積遺跡東南部において、中世的集落が出現し、その状況は一変する。

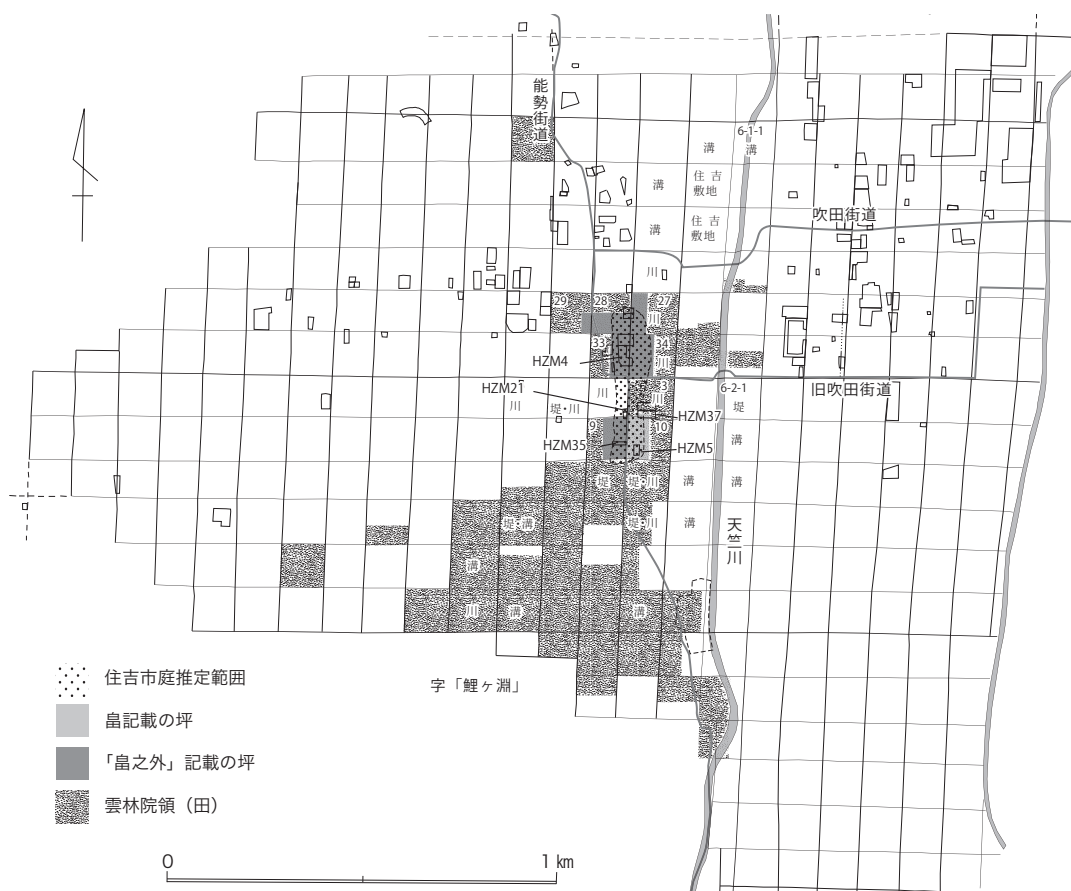
まず小曾根村域では、小曾根遺跡第7次（第226図）・第10次・第13/16次（第131図）・第15次調査区（第133図）において、最低でも5群のB型建物群が出現する。これ以外にも50m南方の地点で、11世紀後半の遺構が確認されている。よって、この時期の集落は豊島郡条里南条5条1里9・16・20坪の範囲に広がると推定できる。また、5条1里14坪に位置する北条遺跡第6次調査区などでは、11世紀末にはじまる建物群が確認されているので、この時期に集落域は東方へ拡大する。

一方、11世紀後半に集落を形成した建物群をみると、第7次調査区や第13/16次調査区では東西6～9間・南北4間（庇部分も含む。）の二面庇建物、第15次調査区は南北4間・東西3間の総柱建物を主屋としている。それぞれの建物群の主屋には構造差があるものの、その規模をもとに明確な階層差は設定できない。なお、これらの建物群はある程度の間隔を保って展開しており、中世前期1－1類に比定できる。また各調査区では、吉備系土師器碗・防長系土師器碗・東海系無釉陶器碗といった各地の搬入供膳具が出土していることを付記する。

服部村域（穂積遺跡北東部）では、第23次調査区において11世紀初頭にはじまり、15世紀に続



第6図 中世前期の垂水西牧榎坂郷西部（模式）



第7図 「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみる雲林院領の様相

※「川」等の注記は、「垂水西御牧榎坂郷榎坂郷田畠取帳」による。

(ただし、記載した注記は旧天竺川に関連するものに限る。)

く建物群が確認されている。この調査区から南に20mほど離れた敷地で、11世紀後半の遺構が検出されている。ただし、この敷地は発掘調査されていないため、建物群の実態は明確ではない。一方、第12次(第232図)・第31次調査区(第190図)では12世紀前半、第36次調査区では11世紀末にはじまる建物群が確認されており、この時期には6条1里9・16坪にかけて半径100m程度の範囲に集落域が広がると推定される。服部村集落域における11世紀後半の状況は十分に把握できていないが、第23次調査区の建物群を中心に形成する中世前期1-1類の可能性が高い。なお、第23次調査区では東海系無釉陶器皿・九州産瓦器碗などが、第31次・第36次調査区でも防長系土師器碗などが出土している点は、先の小曾根村域の集落と共通する。⁽¹⁹⁾⁽²¹⁾

住吉市庭域(穂積遺跡南東部)では、第4次(第180図)・第21次(第182図)・第35次調査区(第185図)において11世紀中頃にはじまる建物群が検出されている。第4次調査区では、明確な区画溝は検出されていないが、複数の建物群が長期間にわたって継続する状況が確認されている。第35次調査区では、東西方向に伸びる11世紀中頃の区画溝の南北で同時期の建物群が展開しており、これらの状況をもとに市庭域の集落は中世前期2類に比定できる。ところで、住吉市庭の各調査区では、東海系無釉陶器碗や吉備系土師器碗などの搬入供膳具が、他の集落に比べて多く出

土する。第4次調査区では、フイゴ羽口の破片や多量の鋳滓も出土しており、商職人が活動した形跡が確認された。

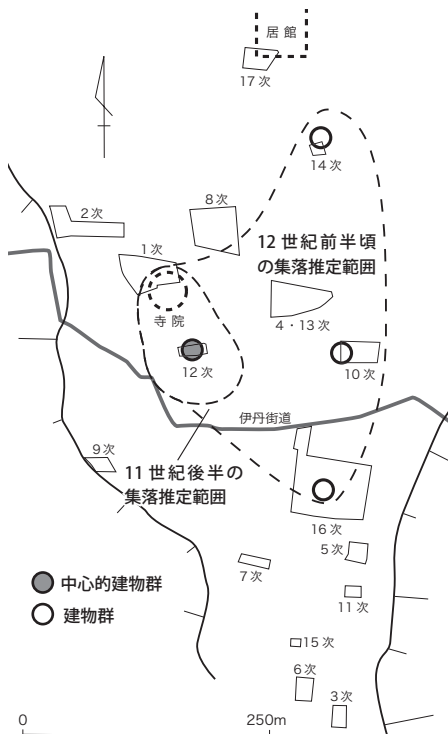
中世前期の住吉市庭（第7図）は6条1里33坪、同2里3・4・9・10坪を推定範囲とするが、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」⁽²²⁾によると6条2里4坪以外はすべて雲林院領となっている。さらに「垂水西牧内雲林院領田畠付帳」⁽²²⁾をみると、住吉市庭の推定範囲とする坪には「畠外〇反」、「畠之外〇反」などと注記されており、その特殊な表記方法から、これを住吉市庭の領域と考えることができる⁽²³⁾。したがって、住吉市庭のほとんどが雲林院領に帰属すると言える。余談ではあるが、13世紀後半になると住吉市庭集落域の東側に隣接するように居館が出現するなど、市庭の景観は大きく変わる。

山ノ上遺跡⁽²⁴⁾（第8図 大阪府豊中市）通称「豊中台地」と呼ばれる段丘上に位置する山ノ上遺跡でも、11世紀後半に成立する可能性がある中世的集落が展開する。この遺跡では、第12次調査区で11世紀前半～13世紀後半に継続する建物群が確認されている。その250m北東の第14次調査区では12世紀中頃の建物群が、そのほかの調査区でも断片的ながら中世前期の遺構が確認されており、これらの建物群によって集落が形成されたと考えられる。当遺跡も中世前期1-1類となる可能性が高いものの、その全体像はまだ明確ではない。

ところで、第12次調査区から北西に約50m離れた第1次調査区では、12世紀の遺物と共に梵字瓦をはじめとする多量の瓦が出土しており、集落の直近あるいは内部に寺院が存在する可能性が

高い。また、第12次調査区の北方約300mのところには位置する第17次調査区（未報告）では、12世紀前半の「L」字状に屈折する溝が検出されており、集落の北方には居館が存在すると考えられる。なお、寺院の位置は確定していないが、二つの調査区は250mほど離れており、居館と寺院の間に直接的な関係があるとは考えにくい。

これらの事例から、摂津では11世紀前半まで古代後期0類が展開し、その後11世紀後半に中世前期1-1類が成立することがわかる。11世紀後半に成立する中世前期1-1類は、このほかにも二葉町遺跡（兵庫県神戸市）・上小名田遺跡（第1図 兵庫県神戸市）、対中遺跡（兵庫県三田市）、玉櫛遺跡（大阪府茨木市）などがあり、摂津では一般的である。また、中世前期1-1類の形成過程をみると、粟生間谷遺跡と川除・藤ノ木遺跡⁽⁹⁾では11世紀前半以前に出現した建物群の周囲にいくつかの建物群が現れることで集落が成立する。このような集落の形成過程は上小名田遺跡でも認められ、服部遺跡や山ノ上遺跡もその可能性は十分にある。したがっ



第8図 中世前期の山ノ上遺跡 (模式)

て、摂津における中世前期1-1類の成立時期やその形成過程は共通すると言える。

垂水西牧榎坂郷の場合、11世紀後半に中世前期1-1類と中世前期2類という2種類の集落形態が並存することが明らかになった。摂津における中世前期2類としては、他に総持寺北方250mのところに展開する総持寺遺跡(第110・111図 大阪府茨木市)、椋橋荘の流通拠点である庄本遺跡(第81図 大阪府豊中市)^{(27)●(28)}が挙げられる。このうち、総持寺遺跡は11世紀後半に、庄本遺跡も11世紀中頃に出現する。

(2) 中河内の様相

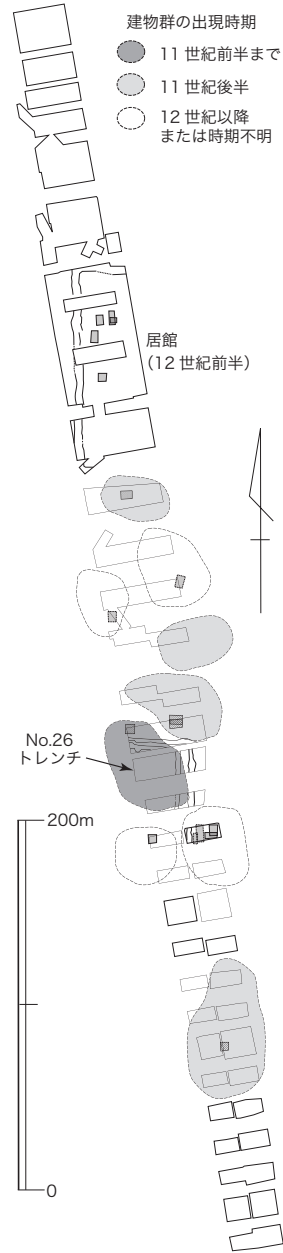
南河内北部を含む当地域では、大阪市南東部・東大阪市・八尾市・藤井寺市において、良好な事例が多く確認されている。その典型と言える長原遺跡については、すでに佐久間貴士・広瀬和雄が取り上げているが、ここでは2人がふれなかった特徴を中心に検討する。そして、その周辺の動向もあわせて紹介する。

長原遺跡(第10図) 当遺跡では、11世紀前半に展開する建物群が、それぞれの調査区で検出されている。これらの建物群は散在的に分布しており、明確な集落域が復元できないので、古代後期0類に比定される。この集落は、広瀬和雄がC型建物群としたNG82-6・81-10次調査区B-II-1期(第9図)やNG87-35・86-109次調査区⁽²⁹⁾などの比較的傑出した規模の建物群を含めて、11世紀中頃までにそのほとんどが廃絶する。その後、近畿自動車道B区No.20~27トレンチ・C区1~8・28~35区付近に4群以上の建物群⁽³⁰⁾が出現し、中世前期1-1類とする集落が形成される。古代後期0



第9図 長原遺跡(NG82-6・81-10次調査区)

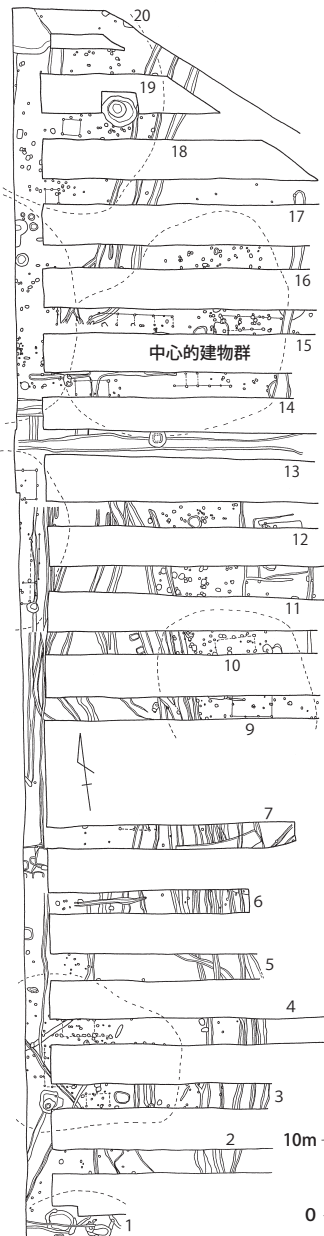
アミがけの建物は長原B-II-2期(11世紀前半)
それ以外はB-II-1期(10世紀後半)



第10図 中世前期の長原遺跡(模式)

類が廃絶した後も、10世紀後半に出現したNo.26トレンチの建物群だけが、新たに出現した集落の中で継続するとおり、この建物群は集落形成にかかる中心的な存在として位置付けられる。

12世紀になると、集落を構成する建物群が増加する一方で、集落の北方には居館が出現する。この状況は、13世紀後半まで安定的に継続する。なお、No.26トレンチの周囲にも2条の溝があり、これも居館に伴うものと推定されている。ただし、この溝は12世紀中頃に掘削されており、集落北方の居館が出現した後の所産となる。よって、No.26トレンチの中心的建物群が出現した段階から伴うものではないことを、念のため付記しておく。



第11図 津堂遺跡

長原遺跡でみられた11世紀中頃までに古代後期0類が廃絶する状況は、同遺跡南西方に位置する池内遺跡⁽³²⁾（大阪府松原市）などでも確認でき、この地域における一般的な傾向と言える。

その他の遺跡 11世紀後半には、小阪井遺跡・萱振遺跡（大阪府八尾市）、津堂遺跡（大阪府藤井寺市）、鬼塚遺跡（大阪府東大阪市）などで中世前期1-1類とする集落が形成される。そのほか、東郷遺跡・中田遺跡・矢作遺跡・老原遺跡（大阪府八尾市）、佐堂遺跡（大阪府八尾市・東大阪市）、弥刀遺跡（大阪府東大阪市）でも、その可能性がある。以下、各遺跡の概要を簡単に紹介する。

津堂遺跡⁽³³⁾（第11図）では、11世紀～12世紀に展開する7群以上の建物群が確認されている。このうち14～16トレンチでは、11世紀前半に出現する建物群が認められる。11世紀後半になると、その建物群の周辺にいくつかの建物群が出現し、集落を形成する。

小阪井遺跡でも、第8次調査第1・2・4調査区⁽³⁴⁾やその北方の98-3・98-7・02-3区⁽³⁵⁾一帯で、11世紀後半に成立する集落が確認されている。その集落域の南東端付近に位置する第20次調査区⁽³⁶⁾では、11世紀前半のSK1と11世紀後半のSE1が重複して検出されており、11世紀前半にはじまる建物群の存在が想定される。

また、周辺の状況は判然としないが、木ノ本遺跡第1次調査第6調査区⁽³⁷⁾でもSD-6からSK-6にかけて広がると考えられる南部の建物群は10世紀後半～12世紀前半に継続し、その北方のSE-4からSD-4にかけては11世紀後半～12世紀の建物群が、さらにその北側のSE-12以北には12世紀頃の建物群が展開する可能性がある。

弥刀遺跡第6次調査区⁽³⁸⁾では、11世紀前半までに出現して、中世前期に継続する建物群が検出されている。その周辺では中世前期

の集落の一部が確認されている。

鬼塚遺跡第19次調査区⁽³⁹⁾においても、11世紀前半に出現して中世前期に継続する建物群が確認されているが、この調査区より50mほど北に位置する第13次調査区では11世紀後半に集落が展開し始める。

これら各遺跡の集落はすべて中世前期1-1類に比定できると共に、11世紀前半までに出現した建物群の周囲に集落が形成される状況が推測できる。

一方、東大阪市東部の神並遺跡⁽⁴⁰⁾や西ノ辻遺跡⁽⁴¹⁾でも、11世紀後半の建物群が確認されているが、その数は二つの遺跡をあわせても2群に限られ、古代後期0類の様相を呈する(第26図上段)。神並遺跡で中世前期1-1類が、西ノ辻遺跡で中世前期2類が出現するのは12世紀前半であり、これまで述べた中河内一帯の中では遅れる。また、先述した鬼塚遺跡は当遺跡群の南方600mのところの位置するので、神並遺跡・西ノ辻遺跡の遅れは局地的な状況と言える。なお、西ノ辻遺跡一帯の様相については、有福名水走開発田との関連を含めて後で検討する。

以上のように、中河内では局地的な例外があるものの、11世紀中頃を境に古代後期0類から中世前期1-1類へ一斉に転換する。中世前期1-1類の形成過程をみると、11世紀中頃までに出現した建物群の周辺に、いくつかの建物群が出現して成立することで共通する。これらのことは摂津の集落と共通しており、転換の時期やその過程には一定の規則性が認められる。

(3) 南河内・和泉の様相

南河内北部を除くこの地域における11世紀の集落としては、日置荘遺跡(大阪府堺市※現「余部日置荘遺跡」)・万町北遺跡(大阪府和泉市)・湊遺跡西部(大阪府泉佐野市)などが挙げられる。このほか、単独の建物群(古代後期0類)が各所で確認されている。

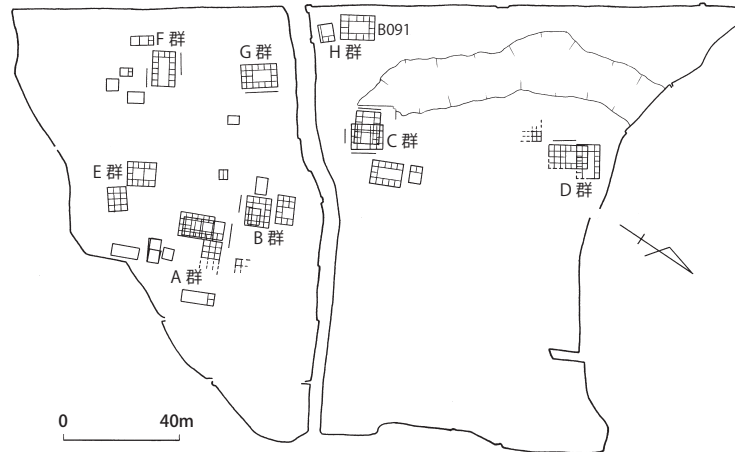
日置荘遺跡⁽⁴²⁾(第12図) 当遺跡ではK・L地区において、9世紀～11世紀中頃の集落が確認されている。この集落は河川を挟んで2群に区別されるが、それぞれの領域は明確に把握できる。これまで述べてきた摂津・中河内の古代後期0類と、全く異なる様相を呈する。また、集落内の建物は、建築面積にして10㎡～40㎡と小型で、複数棟が集合して1群を構成すると考えられるので、A型建物群に比定される。集落を構成する建物群は、建物の規模に若干の格差があるものの、階層差が反映されるほどのものではなく、集落成員は等質的と言える。

一方、この集落は奈良時代以来の立地を踏襲しており、長期にわたって継続する。しかし、それぞれの建物群を個別にみると建物が重複



アミがけの建物：9～11世紀の建物

第12図 日置荘遺跡



第13図 万町北遺跡

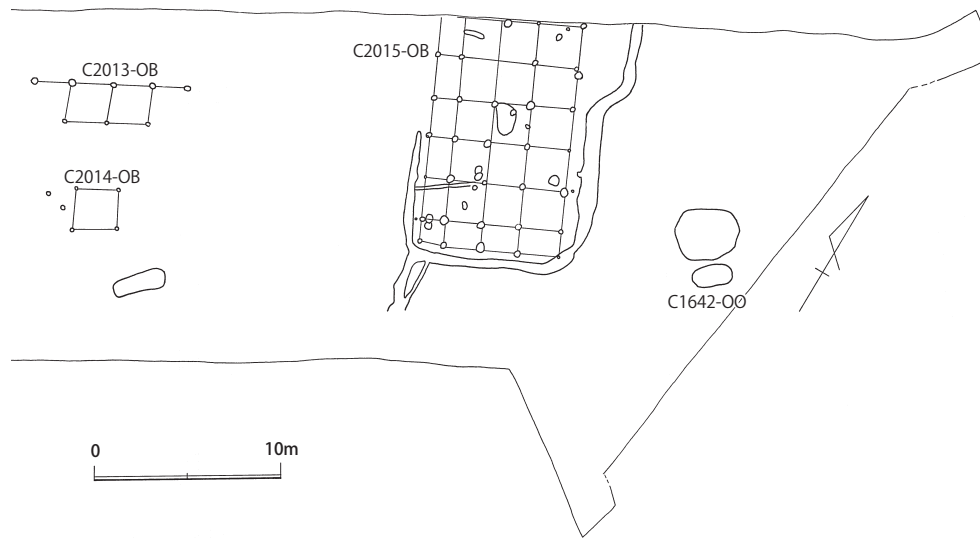
する例は少なく、出土遺物をもとに想定される建物群の継続期間も50年以内と流動的である。井戸は、L地区L-1・L-4の2基に限られる。これらはそれぞれ集落の外縁部にあつて、個々の建物群に付属するものではなく、不特定の集落成員の間で利用されたと考えられる。井戸が共同利用される状況は、古代の集落では多くみられる。

このように、日置荘遺跡K・L地区の集落は、古代集落の特徴や立地を踏襲するものであり、古代後期1-1類に比定できる。当遺跡に類似する集落は、丹上遺跡⁽⁴³⁾（大阪府松原市）や大庭寺遺跡⁽⁴⁴⁾（大阪府堺市）でも確認されている。これらは9世紀～11世紀前半にかけて継続し、集落を構成する建物群もA型建物群で共通する。

ところで、日置荘遺跡では出土遺物の分布状況をもとに、K・L地区の集落が廃絶する11世紀中頃からA～C・G～I地区で建物群が展開する可能性が指摘されている。しかし、この遺跡において中世的集落が確実に成立するのは12世紀であり、古代的なK・L地区の集落が解体して半世紀ほど後のことになる。

万町北遺跡⁽⁴⁵⁾（第13図） 万町北遺跡では、8群以上の建物群によって構成される集落が確認されている。これら建物群のうち、C群が2回の建て替えを行うものの、それ以外は1回以下にとどまる。個々の建物群の継続期間は長くても50年と、中世前期における一般的な建物群が70年以上継続するのと比べて短い。集落は、5群の建物群が展開する11世紀前半に最盛期を迎えるが、11世紀後半には2群に減少し、12世紀までに廃絶する。当遺跡を日置荘遺跡と比較すると、103.4㎡をはかるH群B091をはじめ、80㎡以上の総柱建物が多く建てられている点で異なる。しかし、井戸はE001の1基に限られ、集落の立地も前代と変わらないなど、共通する点があることから、万町北遺跡を古代後期1-2類に比定する。その類例としては、10世紀のうちに廃絶する平井遺跡⁽⁴⁶⁾（大阪府堺市）が挙げられる。また和泉以外では、10世紀前半～12世紀前半に展開する伴堂東遺跡⁽⁴⁷⁾（奈良県三宅町）の例がある。

その他の遺跡 南河内・和泉一帯でも、単独で展開する建物群が多く確認されている。11世紀前半の例として、三田遺跡・上フジ遺跡・山直中遺跡・芝ノ垣外遺跡（大阪府岸和田市）が、11世紀後半の例としては高向遺跡（大阪府河内長野市）が挙げられる。



第14図 三田遺跡

このうち、三田遺跡⁽⁴⁸⁾（第14図）では調査区東端部において、86.42㎡をはかる二面庇の大型建物C2015-OBを中心とする建物群が展開する。井戸は確認されていないが、屋敷墓の先行形態と考えられる土坑（C1642-00）を伴うなど、独立性が強く認められる。三田遺跡の建物群は11世紀前半に廃絶するが、短期間で廃絶する状況は他の事例でも共通する。これら単独の建物群にみる特徴の多くは、摂津・中河内の中世的集落を構成する建物群と類似する。しかし、継続期間が短く、可視的な集落を形成しない点で古代後期0類に比定できる。

南河内・和泉一带では、11世紀前半に古代後期0類・1-1類・1-2類という多様な形態の集落が展開するが、これは摂津・中河内が古代後期0類を中心とするのに対して大きく異なる。もちろん、古代後期0類も認められるが、これらの中には11世紀後半の例があるなど、南河内・和泉一带では古代的な様相が11世紀後半でも認められる。また、当地域における古代後期1類は前代からの立地を踏襲し、中世前期1-1類のような形成過程は認められない。先の分類案で、同じ1類とする形態であっても、古代後期と中世前期では全く異なるとしたのは、この点にある。これら古代後期0類・1類は12世紀までに廃絶し、12世紀前半には上町東遺跡・湊遺跡東部・井原の里遺跡（大阪府泉佐野市）、東円寺跡（大阪府熊取町）、日置荘遺跡・余部遺跡（現「余部日置荘遺跡」）・大庭寺遺跡（大阪府堺市）、観音寺遺跡（大阪府松原市）などの中世前期1-1類が、古代後期1類とは異なる地点に出現する。

つまり、11世紀の和泉・南河内では、前代の延長でそのまま古代後期1類が展開する一方、単独で展開する建物群（古代後期0類）のように独立した経営体も成長しつつある状況であった。しかし、中世的集落が一般化するのには12世紀であり、11世紀後半の摂津・中河内と比べて遅れるように、異なる環境にあったと言える。

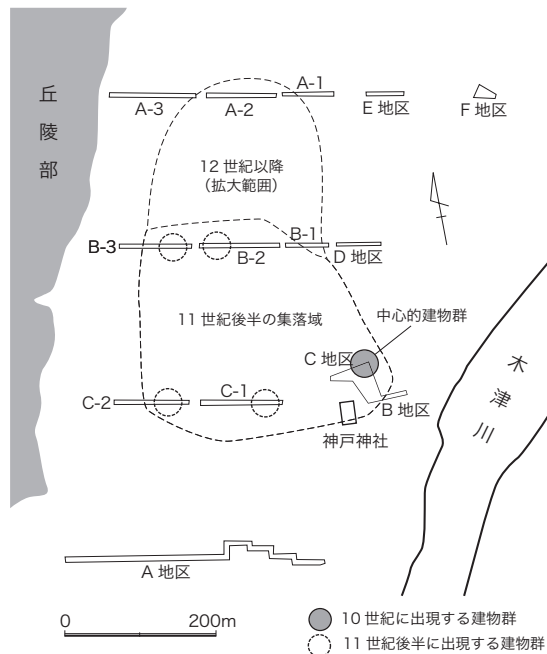
以上、11世紀の摂津・中河内（南河内北部を含む。）と、南河内（北部を除く。）・和泉の集落について簡単に検討した。この結果、摂津・中河内と南河内・和泉の間には、中世前期1-1類の成立時期におよそ半世紀の時期差があることを指摘した。この時期差は、居館の出現や集村化に

いたる地域の発展に大きな影響を与えることになる。しかし、南河内北部の大和川今池遺跡・津堂遺跡と南河内中部の観音寺遺跡の距離は、わずか3kmにすぎない。そこには、沖積地と段丘という地形環境上の違いがあるものの、それが集落の展開に大きな影響を与えなかったことは、段丘上でも11世紀後半に中世前期1-1類が成立する摂津の状況から推測できる。摂津・中河内と南河内・和泉の南北格差とも言うべき時期差の原因はわからないが、少なくとも大阪府という狭い範囲にあっても、中世前期1-1類の出現時期には大きな地域差があり、一律に論じられないことだけは指摘できる。その上で、文献史学による「11世紀(前半)の耕地は流動的であり、11世紀後半に安定した集落が成立する前提は整っていない」という通説的見解は、摂津・中河内の実態から著しく乖離していると断言できる。

3. 11世紀後半における集落形成過程

(1) 集落形成過程の画一性

11世紀後半に、中世前期1-1類にみる中世的集落が成立するのは摂津・中河内ばかりではなく、奈良県や滋賀県など西日本各地で確認できる。奈良県では、曲川遺跡(奈良県橿原市)や若槻遺跡(奈良県大和郡山市)で11世紀後半の集落が確認されている。そのうち、曲川遺跡馬場地区(2001-8地区)では、11世紀前半にはじまる建物群が確認されており、その周囲には11世紀後半の建物群が展開する。また、若槻遺跡では第2次調査区で検出された古代後期のC型建物群が廃絶した⁽⁵⁰⁾後、第3次調査区において11世紀後半から中世前期1-1類が展開する⁽⁵¹⁾。京都府南部では、椋ノ木遺跡(京都府精華町)において、11世紀後半にはじまる中世前期1-1類が確認され



第15図 浮田遺跡(模式)

ている。そのうち、第6次調査区では10世紀後半の建物群も確認されているが、この建物群は11世紀に継続せず、後に展開する中世的集落との関係は認められない。このように、奈良県や京都府南部でも、11世紀中頃を境に古代後期0類から中世前期1-1類へ転換すると共に、曲川遺跡では摂津・中河内と同じ集落形成過程が確認できる。

滋賀県でも、集落の全体像がほぼ把握された八夫遺跡(滋賀県野洲市)をみると、10世紀末頃に建物群Cが出現し、11世紀後半になるとこの建物群の周囲に建物群B・D・Fが出現し、中世前期1-1類が成立する。この遺跡も、11世紀前半までに出現する建物群Cを中心に集落が形成されるという点で、摂津・中河内の集落と同じ形成過程をたどる。

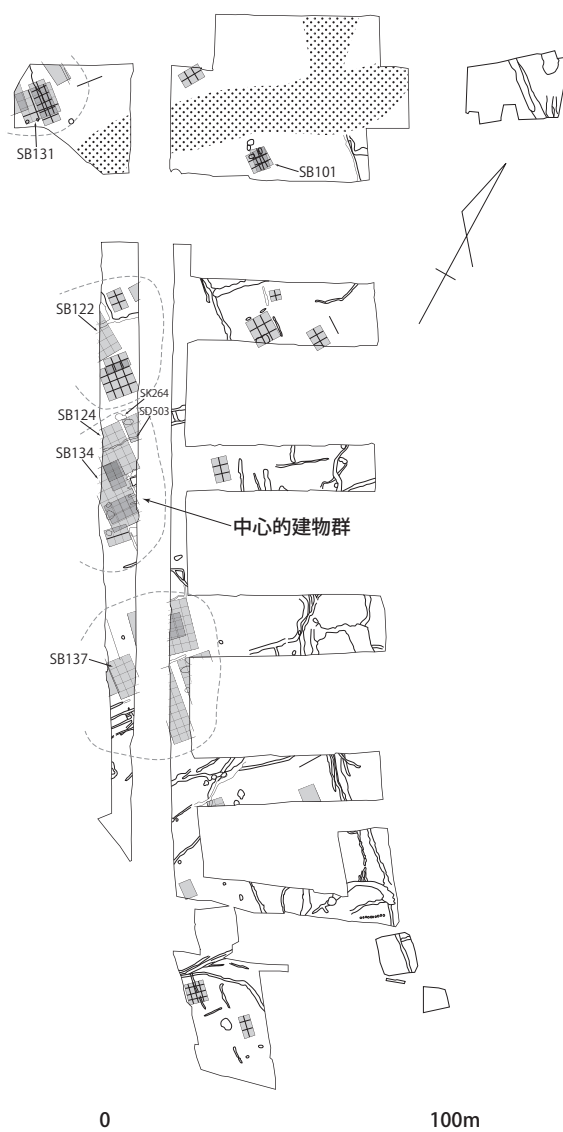
宿原・寺ノ下遺跡⁽⁵⁵⁾（兵庫県三木市）では、11世紀前半～12世紀後半に継続する建物群が検出されている。調査区周辺の状況は明確ではないが、この建物群を中心に集落が形成された可能性は十分にある。このように、畿内とその周辺の地域では、中世前期1-1類の出現する時期や形成過程は共通する。

一方、岡山県下をみると、鹿田遺跡・加茂政所遺跡（岡山県岡山市）、窪木薬師遺跡（岡山県総社市）、夏栗遺跡・久田原遺跡・久田堀ノ内遺跡（第19図 岡山県鏡野町）、馬屋遺跡（岡山県赤磐市）などで、中世の集落遺跡が発掘調査されている。しかし、鹿田荘を構成する集落に比定される鹿田遺跡⁽⁵⁶⁾で中世前期1-1類が11世紀後半に成立する以外は、すべて12世紀前半以降と考えられる。岡山県下の状況は西日本一帯の一般的な傾向を示しているが、鹿田遺跡に限らず、11世紀後半に出現する中世的集落は各地で確認できる。浮田遺跡（三重県伊賀市）、辻子遺跡（三重県四日市市・朝日町）、加都遺跡（兵庫県朝来市）、八坂中遺跡・八坂本庄遺跡（大分県杵築市）などがそれにあたる。

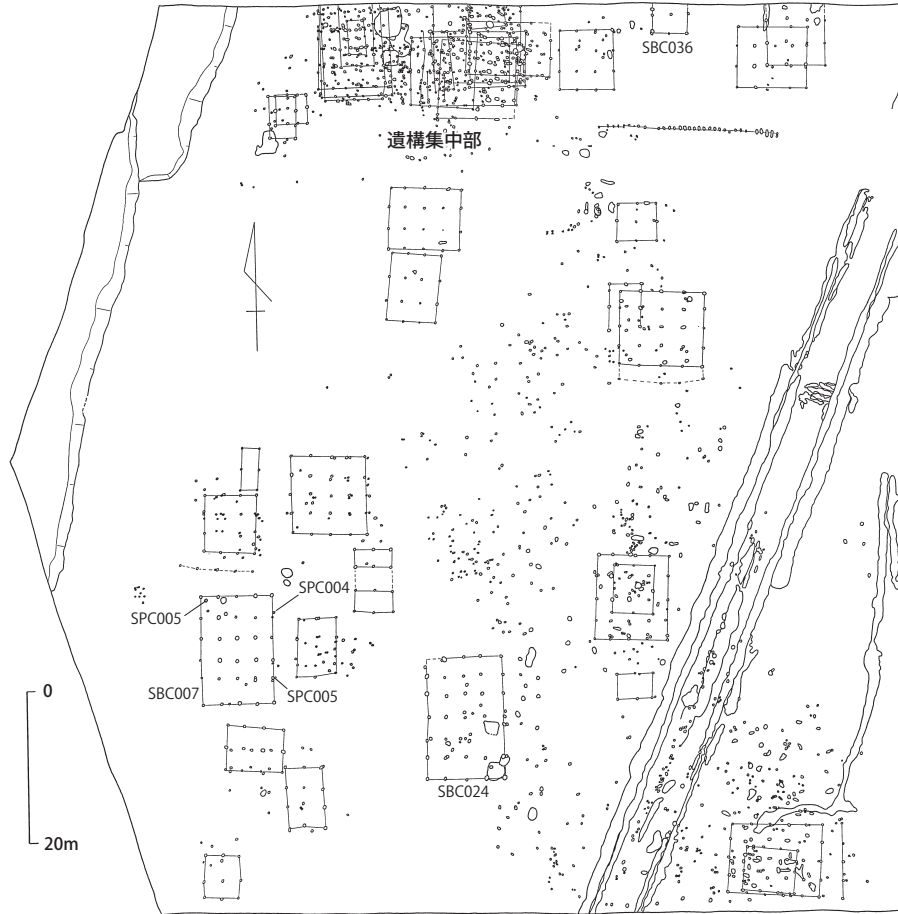
浮田遺跡（第15図） 伊賀盆地に位置する浮田遺跡は、トレンチ調査のため集落の詳細は把握できないが、C地区（1990年度調査⁽⁵⁷⁾）で検出された10世紀後半にはじまる建物群の西方に中世的集落が展開する。各トレンチにおける遺構の分布状況を見ると、C地区に近いC-1・2、B-2・3トレンチ（1989年度調査⁽⁵⁸⁾）の周辺には、SB66・88などの11世紀後半の建物群が確認できる。各調査区では中世後期にいたる各時期の遺構が検出されているので、一帯には11世紀後半に形成し、中世後期に継続した集落は確実に存在する。この状況をもとに、浮田遺跡における中世的集落も、これまで述べてきた摂津・中河内の集落と共通する形成過程が想定できる。

また、浮田遺跡（1990年度調査A地区⁽⁵⁷⁾）から200mほどの南に位置する高賀遺跡⁽⁵⁷⁾や近隣の西沖遺跡⁽⁵⁸⁾、才良遺跡⁽⁵⁷⁾においても11世紀後半に成立する集落が確認されている。

辻子遺跡⁽⁵⁹⁾（第16図） 伊勢神郡に所在する辻子遺跡も、11世紀前半にはじまるSB134などによって構成される建物群の南北



第16図 辻子遺跡（模式）



第17図 加都遺跡桜地区

に、SB137やSB122を中心とする建物群が11世紀中頃に出現し、集落を形成する。この後、調査区東部に小規模な建物群が展開するように、集落域を拡大させながら13世紀後半まで継続する。ところで、成立期の建物群は総柱建物を主屋とし、その主屋は100㎡を超えることで共通するとおり、集落成員は等質的と言える。その一方で、後に現れる建物群の主屋は、50㎡～70㎡を標準とする。集落成立期とその後の拡大過程で現れる建物群の間には、主屋の規模に階層差と言えるほどの格差が認められる。なお、辻子遺跡でも浮田遺跡と同じく、摂津・中河内の集落と同じ形成過程が確認できる。

加都遺跡 (第17図) 円山川中流域に立地する加都遺跡桜地区⁽⁶⁰⁾では、11世紀前半にはじまる「遺構集中部」を中心に、11世紀後半には集落が形成される。また、桜地区の北方に位置する宮ヶ田I地区⁽⁶¹⁾でも、11世紀後半には集落が展開しており、二つの集落は同じ時期に成立したと考えられる。兵庫県北部における中世集落遺跡の本格的な発掘調査は当遺跡がはじめてのため、この地域一帯における集落が成立する時期の一般的な傾向は明確ではない。しかし、丹波地方など兵庫県中部で集落が出現するのは12世紀であり、11世紀後半にさかのぼるのは当遺跡一帯に限定されると考えられる。なお、加都遺跡は「筒江」などの遺称地名により、安元2年(1176)に初見する



第18図 八坂本庄遺跡

南禅寺・歓喜光院・皇室領賀都荘に比定される。

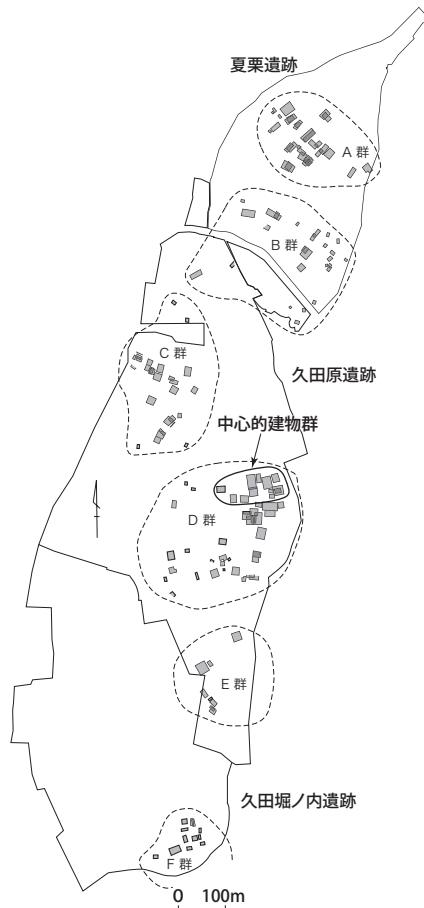
ところで、池田征弘は加都遺跡桜地区における集落の変遷を検討し、この集落の出現時期を11世紀前半に求めた。⁽⁶¹⁾そして、「遺構集中部」は12世紀後半まで本格的に展開しない、と位置付けている。集落が出現する時期の根拠としたのは「高脚状高台」皿と灰釉陶器細片の年代観であるが、「高脚状高台」皿は中世前期をとおして確認でき、同じ高台形状の碗が共伴しない限り、これを11世紀前半とする根拠としては弱い。また、これが出土したSBC007に伴う1連の柱穴と考えられるSPC003～005からは、明らかに11世紀後半以降の遺物が出土しており、この建物群を11世紀前半とするのは難しい。一方、「遺構集中部」ではSPC011・015から11世紀前半の灰釉陶器が、SKC010からは11世紀後半の東播系須恵器が出土している。これにSBC036が11世紀前半に比定できることや、柱穴の密集状況等を加味すると「遺構集中部」の開始時期は、やはり11世紀前半と考えるべきである。「遺構集中部」以外に、11世紀前半の所産と考えられる建物としてはSBC024があるものの、その他の建物群は出土遺物をもとに11世紀後半以降と言える。よって、本論では桜地区における集落の成立時期を、11世紀後半に求めることにした。

⁽⁶²⁾**八坂遺跡群** 八坂川下流域の平野部に展開する八坂本庄遺跡・八坂中遺跡などの総称として、八坂遺跡群と呼ぶ。このうち八坂本庄遺跡（第18図）では、11世紀後半に建物1～17によって構成

されるO群を中心に、N・M・L群などの建物群が出現して集落を形成する。この集落のうち、I～M群の一带は区画溝が巡らされ、建物群は比較的密集する状況で検出されている。また、J・L群の間には道路と解せる区画溝の配置も確認できることから、中世前期2類の可能性はある。一方、八坂中遺跡でも建物143～163によって構成される建物群が、11世紀中頃に出現する。11世紀後半には、この建物群を中心に集落が展開することが、調査区において散在的に確認される土坑などの分布状況から看取できる。以上により、二つの遺跡は同じ八坂川流域にあって、ほぼ同じ時期に集落が形成する。

ところで、この集落について注目されるのは、畿内産瓦器碗・京都系土師器皿・吉備系土師器碗など、各地の搬入供膳具が出土することである。この点は後に述べることにするが、先の垂水西牧榎坂郷の各集落と共通することを指摘しておきたい。なお、八坂遺跡群の周辺は、八坂荘に比定される。

このように、西日本各地で11世紀後半から中世前期1-1類と2類が出現しており、必ずしも畿内以外の地域では12世紀以降にならないと、中世的集落が出現しないという図式は成り立たない。その中で注目したいのは、先に摂津と河内で共通するとした集落の形成過程が、これらの事例でも認められることである。



第19図 久田原遺跡群 (模式)

また、八坂遺跡群や加都遺跡桜地区・同宮ヶ田I地区、浮田遺跡・高賀遺跡では、同じ時期に出現する集落が近隣で確認されている。これらを見る限り、それぞれの中世的集落が個々別々に出現するのではなく、地域的なまとまりをもって一斉に出現すると言える。

このようにみると、西日本一帯において中世前期1-1類はほぼ同時に出現するだけではなく、それぞれの成立過程などに共通性が見出される。よって、中世前期1-1類の出現は単なる自然発生的な要因に帰する現象とは考えにくく、その背後には一定の規範を想定する必要がある。それでは、11世紀後半における中世前期1-1類の形成過程は、12世紀における中世的集落の出現にどのような影響を与えたのだろうか。規範の存在を念頭に置きつつ、12世紀以降における集落の成立過程を検討する。

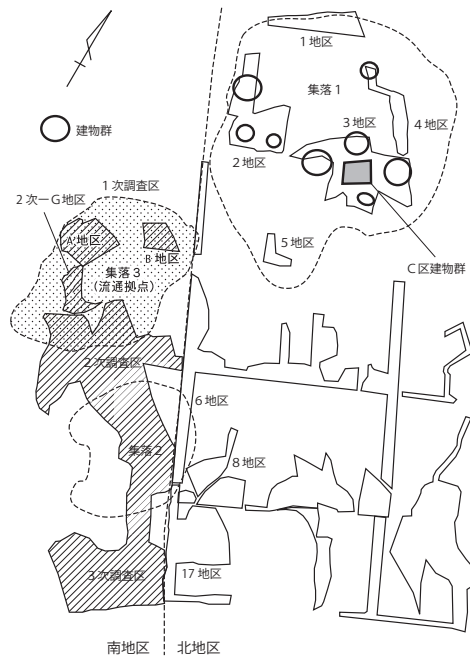
(2) 12世紀における中世的集落の形成過程

久田原遺跡群⁽⁶³⁾ (第19図 岡山県鏡野町) 久田原遺跡・夏栗遺跡・久田堀ノ内遺跡からなる当遺跡群は、久多荘に比定されている。谷底平野部に位置するこの遺跡群では、A～F群という6つの小集落が展開す

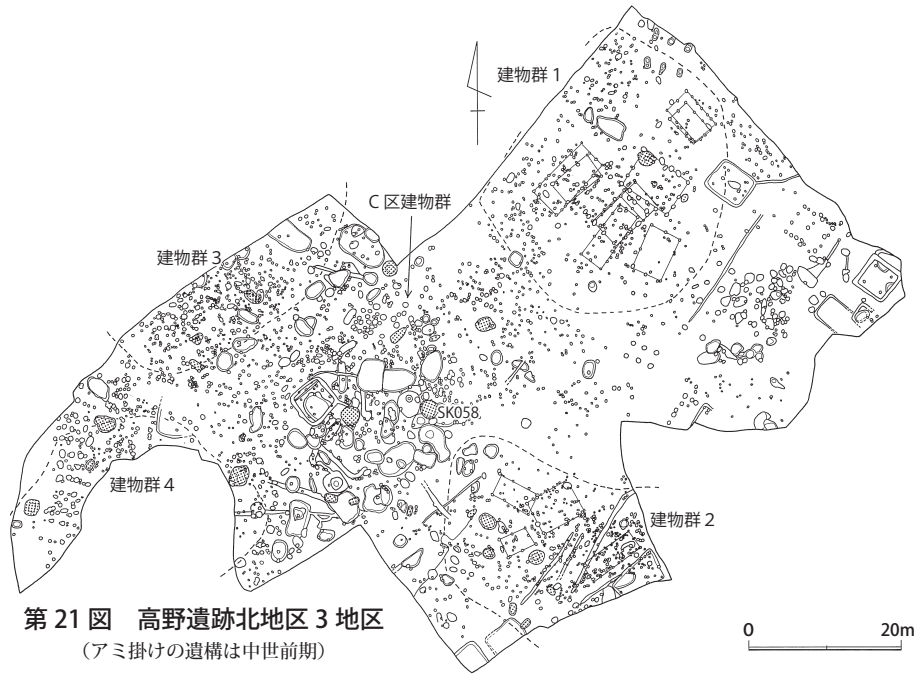
る。小集落を構成する建物群は、80m前後の総柱建物を主屋とするものが多い。その中で、D群内に展開する溝78・83によって屋敷地の南・西辺を区画した、建物104～117で構成される建物群（中心的建物群）のあり方が注目される。この建物群は、133.8m²という大型の総柱建物を主屋とし、多数の鍛冶炉を有するなど、他の小集落を構成する建物群には見られない特徴があり、小集落群において傑出した存在と言える。報告書によると、この建物群は12世紀後半に出現した可能性が高いという。それ以外の各小集落群における建物群の時期は、遺物が少なく確定しにくいものもあるが、12世紀末以降に求められている。これらにより、先行して出現したD群の建物群を中心に、A～F群という小集落群が形成されたと考えられる。

久田原遺跡群は、集落形成の中心的な存在となるD群の建物群と集落を構成する他の建物群の間に格差があり、小集落を単位とする点で、これまで述べた事例とは少し異なる。しかし、集落の形成過程については、11世紀後半における中世前期1-1類とほとんどかわらないと言える。

⁽⁶⁴⁾**高野遺跡**（第20・21図 山口県下関市）川棚荘に比定される高野遺跡では、3カ所で中世的集落が確認されている。このうち実態が把握できるのは、北地区（1～5地区）に展開する集落1と、南地区第1次調査区・第2次調査区G地区一帯に展開する



第20図 高野遺跡集落分布状況（模式）



第21図 高野遺跡北地区3地区
(アミ掛けの遺構は中世前期)

集落3である。

北地区（1～5地区）のうち、3地区では11世紀後半～13世紀頃に継続する建物群（C区建物群）が検出された（第21図）。当建物群は、弥生時代の遺構などが重複しているため、その具体像は復元しにくい。しかし、SK058などの土坑や屋敷墓の分布状況を見ると、周辺の建物群よりも広い範囲を屋敷地としていた可能性がある。12世紀前半になると、この建物群の周囲に4群以上の建物群（建物群1～4）が出現し、集落を形成する。これらの建物群は、C区建物群を中心に一定の間隔を保って展開するので、中世前期1－1類に比定できる。

一方、南地区第1次調査区・第2次調査区G地区一帯でも、12世紀前半に集落が出現する。このうち、南地区第1次調査区B地区では区画溝は認められないものの、2群に区分できる建物群が隣接する状況で検出されている。また、第2次調査区G地区一帯では、溝によって区画された複数の建物群と共に、土師器焼成土坑や礎石建物などが検出されている。さらに、それぞれの調査区からは和泉型瓦器碗・九州産瓦器碗・吉備系土師器碗などの搬入供膳具や、フイゴ羽口・鉾津が出土している。これら調査区の状況と出土遺物の内容をあわせて考えると、この集落は中世前期2類とする流通拠点に比定できる。

このように高野遺跡では、12世紀前半に中世前期1－1類と2類が同時に成立する。このうち、北地区第1次調査区（3地区）の中世前期1－1類は、11世紀後半に出現するC区建物群を中心に形成するとおり、その形成過程は11世紀後半における中世前期1－1類と共通する。

戸原麦尾遺跡⁽⁶⁵⁾（第22～24図 福岡県粕屋町） 宮崎宮領戸原村に比定される戸原麦尾遺跡では、I区に居館を中心とする集落が、またII区では中世前期2類が確認されている。

I区（第23図）では、11世紀後半に建物群が展開しはじめ、これが12世紀後半に居館へ変化する。居館の周辺にはいくつかの建物群が認められるものの、これらは12世紀後半に展開しはじめるという。居館が成立した後に、その周囲に集落が形成する状況から、戸原麦尾遺跡の場合は居館を中心に集落が形成される中世前期1－2類に比定される。

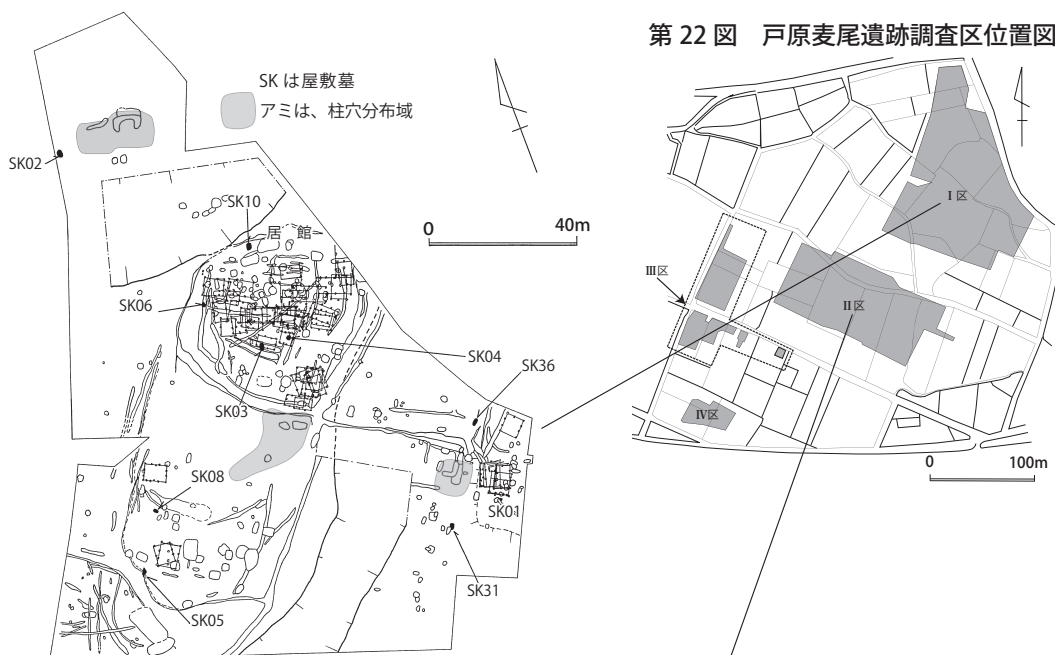
そのI区より南へ100mほど離れたII区（第24図）では、明らかに中世前期2類とする集落が展開している。この集落は、5区画程度の建物群によって構成される小規模なものであるが、天目茶碗をはじめとする希少種を含む多種多様な輸入陶磁器や「絵馬」といった特異な遺物が出土しており、明らかにI区とは異なる様相を呈する。この集落も、12世紀後半に出現する。

戸原麦尾遺跡における集落の形成は、居館の成立を契機とする。居館を中心とする集落と流通拠点が同時に出現する状況は、居館の主が戸原村という地域を形成する主体として君臨したことを示すだろう。佐伯弘次によると、15世紀末における戸原村（宮崎宮領分）の規模（田数）は13町6反という。

今のところ、戸原麦尾遺跡以外にこのような事例はなく、一般的とは言えない。その上、12世紀前半あるいは13世紀前半に形成する事例も、まだ確認されていない。よって、西日本において中世前期1－2類が、一般的な存在となり得る可能性はない。このことは、後で述べる居館の問題から、さらに裏付けられる。

以上、11世紀後半の中世前期1－1類と共通する集落形成過程は、12世紀に成立する久田原遺

第22図 戸原麦尾遺跡調査区位置図



第23図 戸原麦尾遺跡Ⅰ区



第24図 戸原麦尾遺跡Ⅱ区

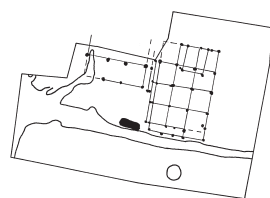
跡群や高野遺跡でも確認された。12世紀後半には中世前期1-2類が九州北部で出現するなど、集落形態が多様化する可能性が示された。しかし、中世前期1-2類も先行する建物群が居館であるだけで、その周辺に複数の建物群が出現することで集落を形成するという過程は中世前期1-1類と変わらない。中世前期1-1類の形成過程は1-2類にも踏襲されており、11世紀後半にはじまる集落の形成過程に見出された規範は、その後にわたって大きな影響を与えたと言える。

また、高野遺跡や戸原麦尾遺跡をみると、集落の成立にあわせて中世前期2類とする流通拠点も出現するが、このことは11世紀後半における垂水西牧榎坂郷や八坂荘の状況と共通する。つまり、中世前期1-1類・1-2類に関わらず、その地域における中世的集落と流通拠点の関係には一定の規則性が確認でき、そのようなあり方についても規範が存在すると考えられる。

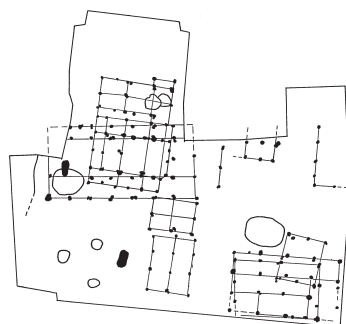
(3) 集落成立段階における成員の階層構成

11世紀後半に中世前期1-1類とする集落を形成した主体は、どのような階層によって構成されていたのだろうか。まず、小曾根遺跡(第25図)や粟生間谷遺跡(第4図)、川除・藤ノ木遺

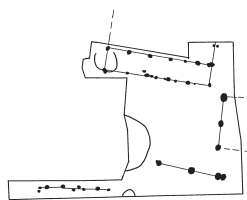
跡（第5図）などの摂津の事例では、11世紀後半に集落を構成した建物群はほぼすべてB・C型建物群の範疇におさまるが、10世紀に比べてB型建物群とC型建物群の格差は明確ではない。集落形成の中心的な存在として11世紀前半以前から継続する建物群は、その継続期間が他の建物群に比べて長い分だけ遺構が密集する。このため、ほかの建物群よりも、優位性があるかのようにみえる。しかし、一時期の状況を抽出すると、周辺の建物群との間に建物の規模や付属建物の有無といった特徴に大きな違いはなく、明確な階層差は見出せない。中河内の場合、建物群の規模を個別に把握できる事例は少ないが、小阪井遺跡や津堂遺跡（第11図）をみると摂津と大きく変わらないことが推測できる。このことは、そのほかの地域でも共通しており、集落は等質的な成員が集合



第15次調査区



第13/16次調査区



第7次調査区

第9次調査区

第25図 小曾根遺跡調査区周辺図

することで成立したと言える。

それでは、集落を構成する等質的な成員とは、どのような特徴を有するのだろうか。まず、長原遺跡などで確認されている古代後期0類におけるB・C型建物群のうち、後に集落形成の中心的な存在となる建物群以外が、何の理由もなく11世紀中頃に廃絶するとは考えにくい。その上、中世前期1-1類を構成するB・C型建物群は突然現れており、古代後期0類の廃絶は建物群の移動によるものと考えなければ説明できない。よって、中世前期1-1類を構成する建物群の多くは、古代後期0類の系譜を引くものと推定する。

また、佐久間貴士⁽²⁾が指摘したことではあるが、集落の成員が個々に経営者として持続的に農業などを営んだことは、70年以上継続する建物群が一般化することをもとに指摘できる。さらに、11世紀後半に集落を形成した建物群と、それ以降の拡大過程で集落外周部に出現した建物群を比較すると、後者は前者に比べて明らかにその規模が小さい。辻子遺跡（第16図）の場合では、中心的な建物群の主屋とするSB124の面積が140㎡をはかるのに対して、その北方に展開するSB101（東海系無釉陶器5型式・12世紀前半）は37.2㎡と、その格差は歴然としている。小曾根遺跡でも、第13/16次調査区（11世紀後半～12世紀前半）と第27次調査区（12世紀後半～13世紀後半）の建物群を比べると、前者に対して後者は搬入供膳具や貿易陶磁器の量、そして出土遺物の総量が少ないなど、建物の規模以外の内容にも大きな差が認められる⁽⁵⁹⁾。辻子遺跡は極端な例であるが、そのほかの事例でも、集落の中心部とその周辺では建物群の規模や出土遺物の内容などに格差が認められ

る。このような特徴をもとに、集落形成の主体となった成員は、次の拡大過程で出現する新興の建物群に対して、古参という歴史性と経済的な優位性をそなえた存在と言える。そうした集落形成の主体となる建物群の総数は個々の集落で異なるが、全体像がある程度判明している事例では中心的な建物群を含めて5群以上を数える。

ところで文献史学では、この時期の荘園あるいは村落において、「耕作請負者」である田堵層が中心的な存在であったことを明らかにしている。近年、田堵については多様な存在と位置付けられているらしいが、その多様性を体系的かつ論理的に説明した研究を筆者は知らないため、具体的な内容はわからない。ただ『平安遺文』(第128号文書)をみると、9世紀末の田刀に「前伊勢率依知秦公安雄」という国司経験者がいるように、田堵層の出自を単なる農民層に限定して考えることはできないかもしれない。

一方、上小名田遺跡(第1図)では、10世紀のC型建物群(SB01・03・04など)が展開するVI区の包含層から、石帯と緑釉陶器風呂の蓋片が出土している。この周辺に、ほかの建物群が展開した可能性はないので、これらの遺物はこの建物群に伴うものと考えて問題はない。また、長原遺跡No.26トレンチ(第10図)でも、石帯が出土している。このような官人との関連が強く考えられる遺物が、古代後期のB・C型建物群から出土する事例があるとおり、官人出自の田堵層とこれらの建物群は関連付けられる。もっとも、そうした遺物が出土する建物群は他にもあるが、それらの建物群が出土遺物以外に他のB・C型建物群と区別されるような傑出した特徴を持っているわけではない。つまり、田堵層の中に国司などの官人経験者がいるにしても、そのような内容はB・C型建物群の特徴に織り込まれている。

11世紀後半における摂津・中河内と和泉・南河内の状況が全く異なることは先に述べたが、この時期の和泉・南河内におけるB・C型建物群は古代後期0類として展開する一方、摂津・中河内では中世前期1-1類を構成するとおり、そのあり方は地域によって異なる。そうした二つの地域の11世紀後半における田堵の存在形態が、史料の上でも異なってみえることは十分予想できる。断片的な史料をもとに田堵を多様というのは簡単であるが、そうした多様性は摂津・中河内と和泉・南河内の相違にみる地域差や時期の問題、あるいはB・C型建物群の特徴をもとに説明されるところがある。むしろ、文献史学が田堵層を研究の対象とする場合、そうした地域・時期差を史料の背景に読み取る努力をしなければ、研究の実証性は担保されないだろう。

その上で、これまで述べた集落形成の主体となる建物群、すなわちB・C型建物群以外に、田堵層と関連付けられる階層的特徴をそなえた建物群が他に確認できないことを積極的に捉えると、これを田堵層に比定しても問題はない。以上により、中世前期1-1類とは、田堵層が集合したことで成立すると考える。

中世前期1-2類の成員については、戸原麦尾遺跡の成立過程を見る限り、在地領主とその配下にある農民層のように考えられる。しかし、集落を構成する建物群の中には、屋敷墓を有するものがある。屋敷墓とは、その建物群が相続される過程で作られる⁽⁶⁾。このことをふまえると、在地領主の配下にあっても、農民層に相続を可能とするだけの独立性があったことは否定できない。

ところで、広瀬和雄⁽¹⁾は12世紀までの「中世村落」がA~C型建物群によって構成されると指摘

したが、10世紀後半にみられた多様な建物群は11世紀後半の集落編成を契機に均質化する。また先述したように、11世紀後半以降のA型建物群は、一階層を構成するほどの存在ではなくなる。そして、12世紀からはじまる集落の拡大過程において、新たな建物群の出現にみる階層分化が起きる。⁽⁶⁷⁾ これらのことをもとに、古代後期0類と中世前期1-1類では、集落成員の階層構成は大きく異なると言える。

(4) 集落の形成と居館

11世紀後半における集落形成の主体を田堵層としたが、この時期には居館も出現する。また、集落の内外に居館が展開することは、多くの事例によって知られている。そこで、居館と集落形成の関連性について検討する。

まず、11世紀後半に出現する居館としては、雲出島貫遺跡⁽¹⁵⁾（第30図）と佐山遺跡⁽¹⁶⁾（第31図）が挙げられる。二つの居館は、別論で述べたように古代荘園施設を改変して作られたと推定している⁽¹⁹⁾。しかし、それぞれの居館の周囲に建物群が展開した形跡は認められず、この時期における居館の成立と集落の形成に直接的な関係は認めにくい。雲出島貫遺跡の居館では、京都系土師器皿が多く出土することが知られている。これについて伊藤裕偉は、付近の集落遺跡では京都系土師器皿は流通しておらず、居館においてのみ消費されているという⁽⁶⁸⁾。雲出島貫遺跡の居館は出土遺物の面でも完結しており、在地との関連性は求めにくい。

12世紀になると、居館の事例は急増する。長原遺跡の居館⁽³¹⁾（第10図）は12世紀前半に出現するが、それは集落が本格的に拡大する時期にあたる。10世紀後半に現れたNo.26トレンチの建物群は、この時期も継続している。津堂遺跡では集落が小移動する12世紀前半に、旧集落域の東方に居館⁽⁶⁹⁾（第44図）が出現するものの、この居館と集落の関係は明確ではない。上小名田遺跡⁽⁸⁾（第1図）でも集落が拡大しはじめる12世紀初頭に、八多川東岸の丘陵裾野部に居館が出現する。居館と集落は河川によって隔てられており、これらに密接な関係は想定できない。また、八多川西岸の中心的建物群はこの時期にも継続しており、居館と中心的建物群は八多川を挟んで対峙する関係にあったと言える。

一方、南河内南部の観音寺遺跡⁽⁷⁰⁾（大阪府松原市）では、12世紀前半に集落が展開しはじめるが、B地区に居館⁽⁷¹⁾（第42図）が出現するのは12世紀中頃である。この報告書では、集落内の建物群が居館へ変化すると推測している。大庭寺遺跡B地区の居館⁽⁷¹⁾（第43図 大阪府堺市）は、観音寺遺跡より早く12世紀前半に出現すると考えられる。また、周辺に建物群が展開するものの、集落の状況が明確ではない和気遺跡⁽⁷²⁾（第40図 大阪府和泉市）において、今福地区の居館が出現するのは12世紀前半である。中世的集落の成立が半世紀ほど遅れる南河内南部・和泉では、居館の出現も12世紀前半～中頃とやや遅れる傾向がある。このことから、12世紀における居館の出現と集落の展開は連動する可能性も残るが、直接的な関連性は見出せない。

摂津・中河内では、12世紀後半に出現する居館は知られておらず、確認されている居館は13世紀に廃絶するものが多い⁽⁷³⁾。よって、中世前期における居館出現の画期は11世紀後半と、摂津・中河内では12世紀前半、南河内・和泉では12世紀中頃に求められる。しかし、11世紀後半の居館に

は集落との関係が認められず、12世紀に出現する居館も集落が成立した後のことであり、いずれにしても居館が集落の形成に直接関与する可能性はない。

なお、12世紀後半になると九州北部では、戸原麦尾遺跡⁽⁶⁵⁾のような中世前期1-2類が出現する。この事例から、居館が集落形成の主体になることは否定しないが、そうした事例が現れるのは今のところ12世紀後半である。また先述したことはあるが、本州では戸原麦尾遺跡のような例は確認されていない。したがって、中世前期1-2類にみる居館のあり方を、そのまま西日本全体に一般化することはできない。

ところで、大阪府下の事例をみる限り、集落の周辺に居館が出現するのは12世紀以降であり、先に述べたとおり中世前期1-1類とする集落が拡大する時期にあたる。このことから、居館は集落の外周部に出現した新興の建物群と同じく、集落内における階層分化という環境変化によって出現した可能性も残る。その一方で、西日本全体で居館の出現と集落の関係を改めて見直すと、そこには大きな差があることがわかる。まず、その出現時期は11世紀後半と12世紀に区分され、立地的には集落中心部に展開するものと集落外周部に展開するもの、あるいは集落とは関係なく単独で展開するものに分類される。さらに、古代荘園施設などの前代からの系譜をもって居館化するもの、C型建物群から居館化すると考えられているもの、突然出現するものなど、その出現・展開過程からはいくつかの類型が想定できる。このように居館と言っても、そのあり方は様ではない。しかし、これらは形態的に居館として、一律に位置付けられている。その居住者を、在地領主なり、荘官に比定するのであれば、居館の展開から導き出せるそれらの姿もまた多様ということになる。もちろん、ここでそれを論じる必要はないので、中世前期の居館像を考える目安として提示するにとどめる。

4. 中世前期における集落の形成と地域の動向

ここまで、11世紀後半における中世的集落の出現を中心に述べたが、この現象が地域においてどのような動向の中で進められたのか、摂津と中河内を対象に考えることにしたい。なお、和泉については、検討に耐える良好な事例がないため、概況だけを示す。

(1) 摂津の動向

摂津の代表的な事例としては、先に述べた垂水西牧榎坂郷西部（大阪府豊中市）が挙げられる。その榎坂郷西部は、小曾根村・服部村・穂積村という3つの村落と住吉市庭によって構成されている。このうち、服部村と小曾根村、住吉市庭に比定される集落は、11世紀後半に成立することが判明している。穂積村についてはまだ本格的な発掘調査が行われていないものの、確認調査では11世紀後半の遺構が検出されており、ここも11世紀後半にはじまると見通せる。したがって、榎坂郷西部域を構成する各村落に比定される集落は、11世紀後半に成立する。これらの集落と市庭は、小曾根集落が12世紀中頃に少し移動する以外に大きな変動もなく、13世紀後半の集村化にみる地域再編が行われるまでの間、安定的に継続する。

一方、小曾根・服部地域の集落（建物群）では、東海系無釉陶器碗・九州産瓦器碗・防長系土師

器碗といった各地の搬入供膳具が出土する。別論で述べたように、これらの搬入供膳具は商職人の携行品と考えられ、その移動経路あるいは活動の形跡を示す。そうした搬入供膳具の分布状況からは、港湾（庄本遺跡）と市庭（住吉市庭）、そして市庭を中心に各集落の建物群を末端とする地域内の流通構造が復元できる⁽²⁸⁾。もっとも、このような在地における流通の具体像を述べるまでもなく、市庭がその地域の住人に様々な物資を供給することは明白である。よって、住吉市庭と榎坂郷の各集落は物資の流通をもとに経済を共有するとおり、不可分の関係にあるとよい。

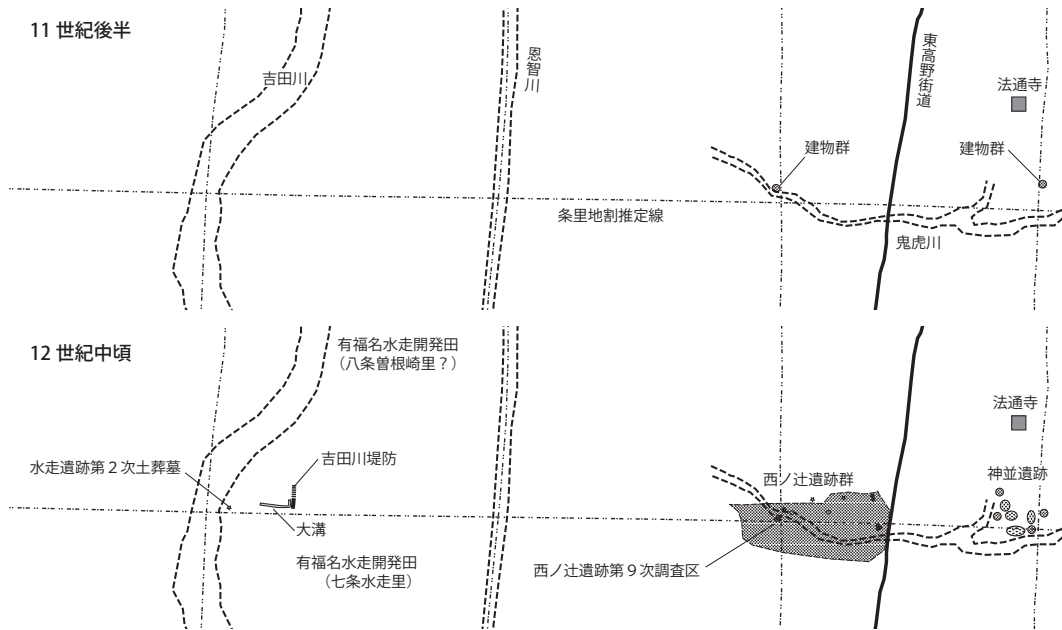
ところで、「榎坂郷」という地域名称は、文治5年（1189）の「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」⁽²²⁾で初見するが、この郷がいつ成立したのかはわからない。しかし、中世前期の「榎坂郷」という地域において、その村落に比定される集落や市庭は11世紀後半にそろって現れる。しかも、これらは流通という不可分の経済的な関係を保ちつつ、中世前期を通して安定的に継続する。このことをもとに、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に示された「榎坂郷」の実体をなす地域が、この時期に形成されたことは確実である。

先に住吉市庭は雲林院領に展開すると述べたが、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」によると小曾根・服部・穂積村に比定される集落は春日社（撰関家）領内にある。つまり、「榎坂郷」の実体をなす地域とは、荘園領主の領有関係を超えて成立したと言える。このような荘園領主の領有関係を超えた「榎坂郷」という地域が形成されるのは11世紀後半、すなわち撰関家領の荘園として垂水西牧が初見する康平5年（1062）前後にあたる⁽¹⁹⁾。

これ以外に、豊中市内では『中右記』承徳元年（1097）2月8日条に初見する六車荘⁽⁷⁴⁾（原田荘・垂水西牧原田郷・六車御稻）に比定される曾根遺跡・原田遺跡では、11世紀後半から集落が形成される。また、永承3年（1048）に初見する棕橋荘内の島田遺跡・上津島南遺跡は、11世紀中頃に境に古代港湾集落から一般的な集落へ変容すると推定されている⁽⁷⁵⁾。これと同じ時期に、河尻の一角に位置する棕橋荘の流通拠点である庄本遺跡が出現するとおり、垂水西牧榎坂郷と同じ様相が想定できる。

豊中市外をみると、玉櫛遺跡⁽⁷⁶⁾（大阪府茨木市）では11世紀後半に中世前期1－1類とする集落が形成される。その集落を構成する建物群に伴う3A地区井戸1226からは、東海系無釉陶器碗と東播系須恵器碗（12世紀初頭）が出土している。玉櫛遺跡でも、集落が形成される過程で、市庭などの流通拠点が介在することによって、広域流通網に接続する荘内流通網が構築された可能性がある。武庫荘域の南板戸遺跡第7次調査区⁽⁷⁷⁾（兵庫県尼崎市）では、11世紀末前後の建物群が確認されている。同調査区の南方に位置する武庫庄遺跡第36次調査区⁽⁷⁸⁾で検出された大型建物群は、10世紀末～11世紀初頭に展開するものの、11世紀後半には継続しない。これまで検討した摂津・中河内の事例をふまえると、この間に武庫荘の集落が形成された可能性がある。武庫荘は承徳元年（1097）に初見する⁽⁷⁹⁾。

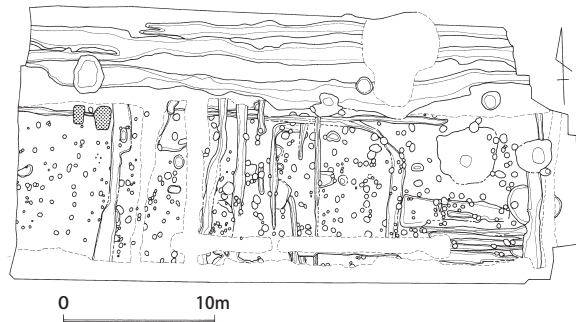
以上、豊中市内外に関わらず、摂津では11世紀後半に中世前期1－1類とする集落が成立するが、原田荘や武庫荘のように、やや遅れてその荘名が史料上に初見する例が認められる。また、垂水西牧榎坂郷では中世前期1－1類と共に中世前期2類である住吉市庭が揃って出現するが、棕橋荘や玉櫛遺跡でもこれと同じ状況が考えられる。ここで挙げた集落遺跡と荘園のすべてが、中世に



第26図 有福名水走周辺における集落の変遷

わたって安定的に継続することは言うまでもない。

このように、11世紀後半の垂水西牧榎坂郷で確認された中世的集落の出現、それに伴って構築される荘内流通網をもとに復元される実体的な「地域」のあり方、さらに「地域」の成立時期と史料で確認されている荘園の初見が密接に関係する状況は、摂津一帯における他の荘園でも共通する可能性があると言えよう。



第27図 西ノ辻遺跡第9次調査区

(2) 中河内の動向

中河内では、摂関家領玉串荘以外にも石清水八幡宮領掃部別宮・大地荘や醍醐寺領河内五個荘など、11世紀中頃以前から存在する荘園が荘園整理令による再編を経て中世前期に継続する⁽⁷⁹⁾。これらの荘園のうち、若江遺跡・萱振遺跡などが若江荘域に、志紀北・南荘のいずれかに老原遺跡が比定されるが、それぞれの遺跡は先に中世前期1-1類としたものである。また、中河内ではこれ以外にも中世前期1-1類は多く、それらは11世紀後半に成立しているので、若江荘や志紀北・南荘以外の荘園でも同じ状況が想定できる。

ところで、11世紀の荘園は流動的と言われているが、この地域では12世紀以降に継続するものが少なくない。この全国的な傾向に反する現象と中世的集落の成立には、何らかの関係があると考えられる。また、豊浦郷内の鬼塚遺跡のように、国衙領の可能性のある集落も11世紀後半に成立

していることは注意しておきたい。

ついで、局地的な例外とした西ノ辻遺跡一帯（第26・27図 大阪府東大阪市）の状況を見ることにしよう。この地域では、大江御厨（水走氏所領域）の流通拠点となる可能性が高い西ノ辻遺跡群（中世前期2類）や、石清水八幡宮領神並荘の集落に比定される神並遺跡（中世前期1-1類）が12世紀前半に成立する⁽⁸¹⁾。ほぼ同じ時期に、水走氏の根本所領である有福名水走開発田の一角、八条曾根崎里に位置すると考えられる水走遺跡第4次調査区で、吉田川の堤防が築かれる。築堤は、水走氏が大江御厨川俣山本両執当職を取得し、有福名水走の開発を行った時期にあたることから、大江御厨域における水走氏の所領形成の一環として行われた可能性がある。その時期に西ノ辻遺跡が出現するのも、これに関連すると考えられる。

一方、神並荘は延久元年（1068）～保元3年（1158）の間に立荘されたことは間違いないが、その中心は法通寺の北側に位置する近世の神並村一帯と考えられ、神並遺跡とは離れている。よって、神並遺跡における集落の出現は、神並荘の拡大に伴うと考えられる。いずれにしても、集落が西ノ辻遺跡と期を同じくして成立することから、その背景には当地域一帯における開発の進展があったと言えるだろう。また、応保元年（1161）の大江御厨の改革で取り上げられた「停止法通寺坊」の一件をもとに、法通寺もこの時期に寺領を拡大したと考えられる。水走氏の開発や神並荘における集落の形成といった、周辺における開発の進展に触発されたのであろう。

当地域では、水走氏による開発を契機に西ノ辻遺跡が出現するだけでなく、神並荘における集落の出現や法通寺の進出など、その周辺を巻き込んで地域が編成されたと言える。その過程で中世前期1-1類と中世前期2類が同時に出現する状況は、先に述べた垂水西牧榎坂郷のあり方とよく似ている。ここでも、集落の出現にみる地域形成において、中世前期2類とする流通拠点が重要な存在として認識できると共に、その成立が荘園や所領の形成と深く関連することが指摘できる。

（3）和泉の動向に関する概略

和泉では、11世紀後半にさかのぼる中世前期1-1類はまだ確認されていない。もちろん、存在する可能性はあるものの、今のところ中世前期1-1類として把握されている事例は、すべて12世紀以降に出現したものに限られる。また、伽羅橋遺跡のように中世前期2類の事例もあるが、これも11世紀後半にさかのぼる可能性は乏しい。

一方、この地域における荘園については、12世紀にならないと「中世的な領域型荘園」は現れないと指摘されている⁽⁸⁵⁾。和泉の荘園で11世紀から中世前期に継続する事例は信達荘、その可能性があるものとしては蜂田荘・今泉荘がある⁽⁷⁹⁾。11世紀後半、それに12世紀初頭に初見するものを加えてもわずか3例と、先の摂津・中河内に比べて極めて少ない。これに対して、12世紀中頃～13世紀までに荘名が初見するのは、池田荘・宇田荘・上神荘・大泉荘・春木荘・深日荘など⁽⁷⁹⁾15例であり、この時期に急増する。先に和泉では中世前期1-1類・2類の出現時期が12世紀以降になると指摘したが、このことと荘園の初見はある程度一致する。このような傾向は、これまで検討した摂津・中河内における中世的集落の出現と荘園の関係に類似している。

なお、この地域では、まだ一荘園で中世前期1-1類と中世前期2類の展開が把握できる事例が

ないため、これ以上の検討はできない。ただし、永保元年（1081）に初見する信達荘には、荘内に信達宿があるという⁽⁸⁵⁾。和泉でも信達荘の場合は、先に述べた垂水西牧榎坂郷の様相と共通する可能性があるかもしれない。

5. 集落編成と荘園の相関性

中世前期1類・2類の出現を地域の動向の中でみたとき、これらが不可分の関係にあり、その荘園（ときに在地領主の所領）と深く関わる事が明らかになった。そこで、11世紀後半に中世的集落が出現する要因を、荘園との関連をもとに検討する。

（1）中世前期1－1類の編成

11世紀後半における中世的集落の出現とは、古代後期0類から中世前期1－1類への転換を契機とする。また、中世前期1－1類の形成過程は摂津・中河内に限らず、その他の地域でも共通している。このことから、集落の形成には西日本で統一された規範が存在すると指摘した。では、そうした規範は、どのような主体によって設定されたのだろうか。

まず、11世紀後半～12世紀の中世前期1－2類を除く居館は、そのあり方から集落形成の主体となる可能性はないと判断する。次に考えられるのは、集落形成の主体となった田堵層の自発的な意思が想定される。そこで、在地における田堵層の動向をみることにしよう。

摂津・中河内を中心に確認されている古代後期0類について、その指標とした長原遺跡をみると、建物群はそれぞれ耕地内に散在する。その集落形態をもって、個々の建物群の居住者は周辺の耕地を中心に耕作していたと考えても、それほど間違っていないだろう。集落としてのまとまりに欠けるという古代後期0類の景観は、耕地と建物群が一体となった経営形態に深く関連すると考えられる。その上で、中世前期1－1類の成立とは、そうした個々の建物群が身近にある耕地から離れて、あえて中心的な建物群の周囲に移動するという行為によって実現する。

もちろん、11世紀前半の耕地が流動的であることをふまえると、より安定した耕地を求めて移動した結果と考える余地もあるかもしれない。しかし、11世紀中頃には気候が冷涼化しはじめ、耕地経営に安定化の兆候が現れる。このことは、11世紀後半に出現する建物群が、極めて安定的であることから指摘できる。よって、経営が安定しようとする時期に集落形態の転換にいたる移動の要因を、気象変動を背景とする耕地の流動性に求めることはできない。さらに、集落形成の中心的な存在となる建物群についても、自ら耕したであろう周囲の耕地を第三者の建物群へ提供するという点で、自発的な動機は見出しにくい。

それではこの時期の田堵層が、従来の経営形態を放棄してまで集落形成に向かわせるほど、強固な共同体意識を持っていたのだろうか。中世前期1－1類が成立した後、経営が安定することで建物群は世襲的に相続されるようになる。このとき生じる相続という問題に対応して、屋敷墓が普遍的な墓制として定着するが、それは屋敷の相続にかかる成員間の相互保障システムが機能していなかったことに起因する⁽⁶⁾。中世前期1－1類の成員に共同体としての意識が希薄である以上、古代後期0類において集落を形成する動機になるような強固な共同体が自然発生するとは考えにくい。こ

のように在地の状況だけでは、中世前期1-1類が形成される積極的な動機は見出せず、田堵層が中世前期1-1類の背景にある規範を設定する主体となる可能性は乏しい。

一方、中世前期1-1類の形成過程は西日本で共通するとおり、その規範は広く西日本一帯で共有されていたと言える。そうした規範を共有し、各地において規格的に施行できる立場而言えば、この時期では国衙（組織として国司も含む。）以外に考えにくい。これまでみてきたように中世前期1-1類は荘園において顕著に見出されるので、国衙と共に個々の荘園領主も関与したことが予見できる。それまで耕地内に点々と建物群を構えていた田堵を集落単位に編成することで賦課の対象を確実に把握するという点に、国衙あるいは荘園領主側の動機は十分に想定できる。

ところで、中世前期1-1類の形成に国衙・荘園領主が関与するにしても、集落単位に編成されるという受動的な立場にある田堵層にも、それなりの利益が用意されていなければ実現できなかったろう。また、国衙・荘園領主の一方面的な理由であれば、中世前期1-1類は畿内以外でも広く出現したはずである。しかし、11世紀後半の集落編成が、摂津・中河内では国衙領・荘園の双方で行われるのに対して、畿内以外の地域では小地域を単位として局所的に行われただけにとどまる。畿内と畿内以外の地域にみる相違から、本質的な目的が見出せる可能性がある。

そこで、畿内以外の地域において、集落編成が局所的に行われた要因を検討する。まず、畿内以外の事例のうち、加都遺跡は賀都荘に、八坂遺跡群は八坂荘に比定される。このうち、賀都荘がいつ立荘されたのかは不明であるが12世紀には初見し、中世前期に継続することは間違いない。一方、八坂荘は永保元年（1081）以前に成立している可能性が指摘され、中世前期に継続する。⁽⁸⁷⁾ 摂津・中河内における中世前期1-1類は、中世前期に継続する荘園において顕著に確認されるが、これらの事例も同じことが指摘できる。

また、平野や盆地といった一地域の範囲では、生産力にそれほど大きな差はないと考えられるが、11世紀後半における中世前期1-1類の分布は、そうした地域の一部に限定される。よって、中世前期1-1類の成立と土地生産力の問題は、切り離して考えることができる。さらに、大部分を占めたはずの国衙領も、その対象から外される。つまり、中世前期1-1類の形成が局地的に限定される要因とは、先に挙げた事例をみるとおり、中世に継続する荘園だけで行われたことによるのではなかろうか。

これに加えて、中世前期1-1類の出現は、単なる集落形態の変化にとどまるものではない。古代後期0類は、耕地内に建物群が点在するという景観に示されるとおり、集落としてのまとまりがなく、その領域は把握しにくい。しかし、中世前期1-1類は可視的な集落景観と共に、その周辺に広がる墓地域、さらに外縁の耕地や山野という同心円的な空間構造によって構成された領域を伴う。⁽⁸⁸⁾ 中世前期1-1類の成立を背後の空間構造まで広げて考えると、田堵を集落に編成することで、国衙領から荘園を領域的に区分しようとする目的が見出される。この点において、自発的な動機が見出せなかった田堵層にとっての利益もいくらか説明できるだろう。

一方、中河内・摂津における中世前期1-1類の形成は、荘園・国衙領の双方ですすめられる。このうち、荘園では集落編成の実態を知る手がかりが見出されるので、その問題から検討する。

文治5年（1189）の「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」⁽²²⁾をみると、垂水西御牧榎坂郷は春日社（本

所は近衛家) 以外に東寺・雲林院・清住寺・垂水社・桜塚神・総持寺・三条院(勅旨田) など、多数の荘園領主によって領有されていたことが知られている⁽⁸⁹⁾(第28図)。高橋一樹は、承暦4年(1080)の相論を例に挙げて、榎並荘では内大臣・信濃守・藤原憲房後家・皇太后宮・右中弁・四天王寺・善源寺などの荘園領主の免田が並列的に錯綜したことを指摘している。これらの荘園領主が単なる「免田」所有者と言えないことは後に説明するとして、榎並荘が多数の荘園領主によって領有されていたことは事実である。そうした状況は椋橋荘や武庫荘、若江荘などでも見られ、この地域では一般的と言える⁽⁷⁹⁾。

多数の荘園領主が一つの荘園を個別に領有する状況は、荘園領主と田堵あるいは名主が個々に関係を結んでいたことを前提とする。高橋一樹は、11世紀後半における榎並荘の領有関係を「並列的」と評価したが、それは個々に荘園領主と関係を持った田堵が一つの荘園に集合した状況を反映している。ところで、本論では中世前期1-1類が、田堵層の集合によって成立すると述べた。個別に荘園領主と関係を持った田堵が集落に集合し、そのようないくつかの集落と、これに付帯する耕地などから荘園が構成されたと考えると、榎並荘における11世紀後半の様相も整合的に説明できる。また、垂水西牧榎坂郷のように、12世紀においてもそれぞれの荘園(その多くは11世紀に初見する。)で複数の荘園領主による領有関係がみられるのは、そうした編成方法が特に古代的で



第28図 文治5年前後における垂水西牧西部の領有状況

アミ掛けした坪は、春日社以外の荘園領主の領有権が及ぶ耕地の存在を示しただけで、領有する耕地の規模を反映させたものではない。なお、榎坂郷全体の領有状況については、高田実が精緻な検討を行っている⁽⁸⁸⁾。

はなかったことを物語る。

さらに、荘園における並列的な領有関係が集落の編成によって成立する以上、その前段階にあたる11世紀前半には、耕地・耕作者の流動性も加わって土地所有関係は複雑に錯綜していたと想定できる。荘園領主と田堵が個別に結びつき、常に複雑な土地所有関係を生成する環境の下では、荘園を国衙領から区分するのは至難と言える。このため、摂津・中河内では国衙領でも田堵を把握する必要から集落単位に編成し、耕地を含めて領域的に区分したのではなかろうか。

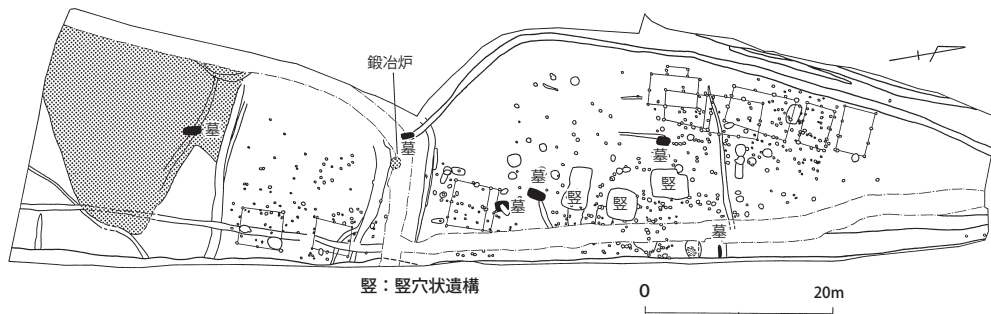
中世前期1-1類の形成にかかる状況は、畿内とそれ以外の地域で微妙に異なるが、耕作者を集落単位に編成することによって、荘園と国衙領を区分することでは共通する。しかし、中世的集落の編成を経て国衙領から区分された荘園とは、集落と耕地で構成された単なる領域でしかなかったのだろうか。この点について、これまで注目してきたもう一つの集落形態、中世前期2類とする流通拠点のあり方をもとに検討する。

(2) 中世前期2類と荘園

まず、中世前期2類とする流通拠点を検討する前に注意しなければならないのは、荘域を超えた活動を行う商職人のあり方や広域流通網における中継機能といった非在地的な性格だけを着目し、その存在意義を求めてはならないことである。商職人の活動範囲は、檜物供御人の商圈を記した貞応2年(1223)の「蔵人所牒案」から読み取れるとおり、⁽⁹¹⁾ 荘域を超えるのが普通である。しかし、檜物供御人の拠点は椋橋荘と考えられ、荘園を範囲として面的に活動したのは椋橋荘とこれに隣接する橋御園に限定される点において、広範囲を移動する商職人にも在地的な性格がある。

また、中世前期2類の中には、小山田スルメ田遺跡⁽⁹²⁾(福岡県築上町)や大肥中村遺跡⁽⁹³⁾(大分県日田市)のように、閉塞的な空間と言え狭小な開析谷の中部に立地し、明らかに広域流通網における中継機能が期待できない事例がある。つまり、広域流通網における中継機能とは、その立地に起因する一つの機能にすぎず、それだけでは流通拠点の本質は規定されないのである。さらに、中世前期2類は任意に分布しているわけではない。後にも述べるが、大阪湾岸のみならず、岡山県や九州北部一帯の中世前期2類は、ある程度の領域を有する荘園を単位に分布することが確認されている。これらの点などから、この時期の流通拠点とは、それぞれが立地する荘園を存立基盤としていた可能性が見出せる。⁽¹¹⁾

一方、中世前期1-1類では、ごく普通に貿易陶磁や東播系須恵器、石鍋などの遠隔地で生産さ



第29図 大肥中村遺跡C区

れた多様な産物が出土するとおり、非自給的な生活構造に立脚する。その生活構造を、物資の供給という側面で補完するところに、中世前期2類の在地的な性格が求められる。もちろん、流通史の観点から流通拠点を考える場合は、その非在地的な機能が重視されても許されよう。しかし、集落論においては、中世前期2類とする流通拠点の在地的な性格が、特に重視されなければならない。ここでは、そうした視点に立って、中世前期1-1類とする集落との関係をもとに、荘園における領域の意味を考えることにする。

先に述べたように垂水西牧榎坂郷では、これを構成する村落に比定される集落と同時期に、住吉市庭が出現する。これらは中世前期に継続することをもとに、この時期に「榎坂郷」の実体をなす地域が成立するとした。また、この地域においては、住吉市庭を中心に集落（建物群）を末端とする荘内流通網が形成されている。⁽²⁸⁾それは流通網を通して、各村落と住吉市庭が一つの空間の中で経済を共有したことを意味する。つまり「榎坂郷」とは、小曾根・服部村といった集落（中世前期1-1類）と住吉市庭という流通拠点（中世前期2類）が、経済的に連関することで形成された地域と言える。

この状況は、畿内に限ったことではない。八坂遺跡群でも、畿内産瓦器碗や京都系土師器皿といった搬入供膳具が出土するように、集落が形成されると同時に瀬戸内水運に接続する荘内流通網が成立する。それは、八坂本庄遺跡という中世前期2類が出現したことで、はじめて実現したと言える。賀都荘は、賀都市場・久世田・寺内・筒江・竹田によって構成されるとおり、遺跡としては把握されていないものの、荘内に賀都市場が存在する。また、加都遺跡宮ヶ田Ⅲ地区SKC020（11世紀後半～12世紀前半）では、日本海沿岸部あるいはその周辺で生産されたと考えられる黒色土器碗（報告書図版109-1169）が出土している。⁽⁶¹⁾この遺物から、賀都市場がその時期に存在した可能性がある。このように、中世前期1-1類が形成される時期にあわせて中世前期2類が出現し、地域的な流通網が構築される状況は、垂水西牧や八坂荘で共通し、賀都荘でも予測できる。このほか、棕橋荘（庄本遺跡）や玉櫛遺跡でも、同じ状況が指摘できる。

12世紀の事例をみると、高野遺跡で中世前期1-1類が成立すると同時に中世前期2類も出現する。その後には、和泉型瓦器碗・豊前型瓦器碗・吉備系土師器碗といった搬入供膳具が、中世前期1-1類とする集落でも出土するようになり、川棚荘においても広域流通網に接続する荘内流通網が成立する。この状況は、垂水西牧榎坂郷や八坂荘の事例とまったく同じと言える。さらに賀茂荘（岡山県岡山市）でも、中世前期1-1類と考えられる加茂政所遺跡と、中世前期2類とする津寺遺跡中屋調査区が、そろって12世紀前半に成立する。⁽⁹⁴⁾中世前期2類である小山田スルメ田遺跡⁽⁹²⁾は、宇佐八幡宮領小山田浦が成立する12世紀後半に出現する。小山田浦に比定される地域では、中世前期における集落の状況はまだよくわかっていない。しかし、小山田浦の荘園化に伴って、流通拠点が成立するということが推測できる。先に垂水西牧榎坂郷について、「榎坂郷」という地域が成立する11世紀後半に「垂水西牧」が史料に初見すると指摘したが、小山田浦のあり方もこれに共通する。一方、宮崎宮領戸原村に比定される戸原麦尾遺跡においても、中世前期1-2類と2類がほぼ同時に成立することを指摘した。また、西ノ辻遺跡群の出現は、大江御厨域における有福名水走開発田との関係の中で位置付けられる。この二つの事例から、在地領主が地域形成の主体と

なるか、あるいはそれに関与するような地域においても、周辺に集落が形成する過程で中世前期2類が出現する。

各地において、中世前期2類は中世前期1-1類・1-2類を問わず、その地域にある集落と同時に出現する。その後、搬入供膳具に示される荘内流通網が成立するとおり、これらは不可分の関係をもって中世前期に展開する。ところで、これら流通拠点とする中世前期2類は、荘園を単位に分布すると述べた。例えば、垂水西牧榎坂郷には住吉市庭がある一方、南に隣接する棕橋荘には庄本遺跡がある。また、生石荘では津寺遺跡土筆山地区などを範囲とする中世前期2類がある一方で、その南に隣接する賀茂荘には津寺遺跡中屋地区がある。ちなみに、足守川流域にある二つの中世前期2類は、直線距離にして約250mしか離れていない。加えて川棚荘に比定される高野遺跡の南に隣接する吉永荘域にも、字「市場」の地名がある。このように隣接する荘園のそれぞれに、中世前期2類とする流通拠点が確認あるいは想定できる。それは、中世前期2類が荘域（ときに在地領主の所領）という範囲を単位として、存立したことを示している。島田豊彰によると、吉野川流域における中世集落遺跡では、近隣の遺跡であっても荘園を単位に供膳具にみる和泉型瓦器碗などの構成比が全く異なるという⁽⁹⁵⁾。このことは、荘園領主の領有関係を越えて編成された荘園において、その荘域を包摂する荘内流通網が機能していたことを示している。そうした荘内流通網の中心が、中世前期2類である流通拠点到に求められることは明らかである。それゆえ、荘園における流通を存立基盤の前提とした中世前期2類は、「荘内流通拠点」と呼ぶにふさわしい。そうした存在形態に加えて、道路や区画溝を挟んで建物群が建ち並ぶという計画的な集落形態をもとに、荘内流通拠点も自然発生したものではなく、中世前期1-1類の形成過程と同じく、国衙が策定した規範のもとで設置されたと考えられる。

以上により、荘内流通拠点と荘園を無関係のものとして捉えることは大きな誤りであり、むしろ密接な関係を認める必要がある。そして、中世前期1-1類からなる村落と荘内流通拠点で構成された地域が、荘園（在地領主の所領も含む）の領域として具体化されるのである。そうした荘内流通拠点と集落（村落）の関係は、これまで明らかにしたように11世紀後半にさかのぼる。このことは、荘内流通拠点といくつかの集落（村落）によって領域を構成する荘園が、11世紀後半に成立することを意味する。したがって本論では、これを考古学的に領域型荘園と規定し、その成立を11世紀後半に求めることにする。

その上で、これまで論じた11世紀後半における中世的集落の成立とは単なる自然現象ではなく、領域型荘園の立荘にみる荘園・国衙領の領域的区分を背景にしたものと結論する。

まとめ

本論では、古代後期から中世前期の集落について、その形態や内部構造などの特徴から分類した。そして、これをもとに大阪府における11世紀の集落の様相を検討し、中世前期1-1類の形成過程が共通することなどを見出した。その中世前期1-1類の形成過程は西日本一帯でも同じく、そして12世紀の集落にも踏襲されると指摘した。また、集落成員は等質的な階層で構成されることなどから、これを耕作請負者である田堵層に比定した。その上で、この時期における集落の

形成は国衙と荘園領主が関与するものであり、その背景には国衙領から荘園を領域的に区分する目的があると推定した。

その一方で、中世前期2類とする荘内流通拠点は、中世前期1-1類と同時期に出現することを指摘した。これらは荘園を単位として分布し、荘域における集落との間に荘内流通網を構築する。このような流通構造のもと、荘内流通拠点と各集落が関連し、その荘域が構築されることを明らかにした。その上で、このような荘園を考古学上の領域型荘園と規定するに至った。

本論の概略は以上のとおりであるが、ここで規定した領域型荘園には、どのような特徴があるのだろうか。近年の成果として高い評価を受けている川端新・高橋一樹の研究を中心に、文献史学が明らかにした領域型荘園の諸特徴と対比しながら検討する。

(1) 領域型荘園の基本的な特徴

文献史学でいうところの「領域型荘園」とは、四至勝示によって境界が設定された村落・耕地・山野などを含み込む荘園のことであり、小山靖憲⁽⁹⁶⁾によるとそこでは中世村落を基礎とする支配、在地領主制が媒介する支配、イデオロギー操作に伴う支配からなる荘園制的領域支配が成立するという。それでは、こうした特徴が考古学上の領域型荘園にも見出されるのだろうか。

まず、今回規定した領域型荘園に、行政的な境界が設定されていたのか、という考古学的には全く説明できない。それは、これまで検討してきたように複数の中世前期1-1類と中世前期2類によって、その領域が体现されると考えたためである。本論でいう領域とは、集落を中心にその周囲に墓地、耕地、山野などが展開する、いわば同心円的な構造を呈する空間によって構成されたものである。そうした集落を中心とするいくつかの領域が複合し、関連することで形成された地域が領域型荘園であり、そこに境界という概念は設定できない。しかし、その領域の中心となる集落は田堵層が編成されることで成立するとおり、その周囲の耕地もこれらの田堵層に伴うものと理解できる。このことから、その領域は田堵層の人数や経営規模などをもとに決定されると考えられる。そこに境界が設定されたにしても、それは副次的な行為と言え、考古学上の領域型荘園を考えるとときには重要な要素にはならない。ちなみに、垂水西牧榎坂郷のうち撰閥家領と東寺領垂水荘の境界が確定するのは長治元年(1104)⁽⁹⁷⁾であり、それ以前は明確な境界がなかったことを示す。

文献史学の場合、境界あるいはその設定にかかる作業などが史料上で確認されない限り、その荘園が領域型荘園であると断言できない。一方、考古学上の領域型荘園は中世前期1-1類・2類を指標とするので、史料上の手がかりがなくても、その地域(荘園)における集落の状況をもとに領域型荘園と認定できることを指摘しておきたい。

ついで、その支配が中世村落を基礎とする点においては異論を差し挟む余地はないが、在地領主制が媒介する支配であったとは安易に首肯できない。中世前期1-2類以外の居館に中世的集落との関係があまり明確ではないことは、これまで述べたとおりである。文献史学が提示してきた在地領主像については、居館の類型化など考古学的手法による検証作業を行った上で見極める必要がある。イデオロギー操作については、これまで考古学ではほとんど検討されていない。しかし、石清水八幡宮領明知荘に比定される柿田遺跡(岐阜県可児市)では、「仁王会」と墨書された木簡が

SD18から出土し、⁽⁹⁸⁾ 荘園領主側の祭礼が在地で催行されたことが推定されるなど、イデオロギー操作に伴う支配の具体性は考古学でも確認できる。ただし、本論では村寺や荘鎮守社などの宗教的施設の動向を、中世的集落の成立にみる地域形成過程の中で捉えるまでには至らなかったため、この点も対比できない。

このように、同じ領域型荘園といっても「領域」に対する認識は大きく異なり、その支配構造については検討すべき課題が残る。なお、小山靖憲が示した荘園制的領域支配のあり方は、一人の荘園領主の支配下において成立する。しかし、領域型荘園の中には、今回指摘したように複数の領主が並列的に領有する荘園が多く存在する。よって、荘園制的領域支配とは領域型荘園の全域を覆うものではなく、個々の支配関係にたって成立すると言える。

(2) 領域型荘園における国衙領の扱い

先に田堵が集落単位に編成される以前は、土地の領有関係が錯綜していたと述べたが、荘園領主側に帰属する耕地と国衙領が混在する状況は、双方を兼作したと想定される田堵を区分することだけで解消されたとは考えにくい。もちろん、集落編成によって成立する領域型荘園において国衙領がどのように取り扱われたのか、考古学的には検討できない。この点は、考古学上の領域型荘園を考える上で大きな問題となる。そこで参考になるのが、高橋一樹がその制度的性格を明らかにした「加納」である。

「加納」とは「本免や『本庄』に対するもので、荘園においては多くの場合、国衙に官物を弁済し、荘園領主に雑役を納入する半不輸地」で、延久荘園整理令の直後から登場するという。ところで、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」には、(豊島郡北条) 11条5里19坪などに「残牧内」とある。また、貞治元年(1362)の「垂水西御牧小曾祢名帳」などをみると、11条6・7里を中心に「牧内」が分布しており、これが垂水西牧の「本庄」部分とされる。⁽⁸⁹⁾ 高田実によると、摂関家領垂水西牧とはこの「牧内」に対して本来「非牧内=牧外の公郷」である榎坂郷を加納田として垂水西牧内に編成することで成立したという。そうした榎坂郷の中には、多数の荘園領主の所領が認められるとおり(第28図)、高橋一樹が明らかにした荘園の構造とまさに一致する。

「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」には、東寺領など他の荘園領主の所領となる坪に「加納」があるものの、摂関家(春日社)領に「加納」は記入されていないため、その実態はわからない。ただ、多くの坪には後に「国ヶ」などと追筆されており、これがもともと「加納」として扱われた国衙領となる可能性がある。そのように考えると、中世前期1-1類などの成立にみる地域編成だけでは説明できなかった国衙領と多数の荘園領主の所領が錯綜する状況は、「加納」によって解消されたと理解できるようになる。

ちなみに、このような「加納」も含めて編成される榎坂郷が、実体的な地域として成立するのは11世紀後半である。一方の「加納」も延久荘園整理令の直後から登場するという。また、「加納」と集落編成は、共に地域の編成に関わる行為であり、これらに何らかの関係を認めてもよいだろう。なお、高橋一樹は11世紀末の皇室領荘園を「公領を『加納』として含んだ立荘を国衙も認めうる政治的条件を兼ねそなえた、はじめての荘園」としている。しかし、筆者は「国衙が認めう

る政治的条件を備え」ていたかは別とした上で、垂水西牧榎坂郷の状況をふまえて、11世紀後半には「加納」を伴った構造が成立すると考える。

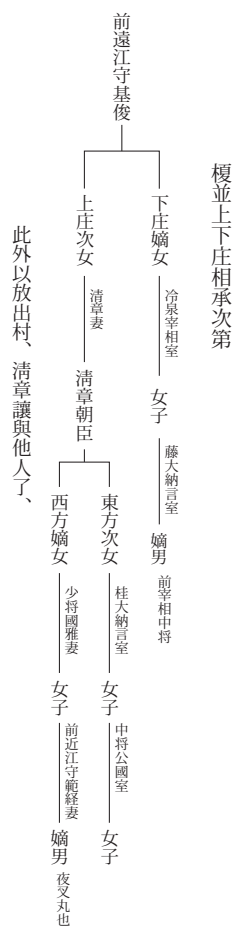
(3) 領域型荘園の領有構造と「立荘」

考古学によって荘園の領有構造は検討できないが、垂水西牧榎坂郷や榎並荘の例をもとに、中世前期の荘園における複数領主の並列的な領有構造とは、個々に荘園領主と結びついた田堵層が集落に編成されることで生じると考えた。また、垂水西牧榎坂郷の各集落が春日社領にある一方で、住吉市庭の大部分が雲林院領にあることなどをもとに、「榎坂郷」という地域が複数の領主による領有関係を超えて成立するものとした。そうした構造を有する荘園は垂水西牧榎坂郷に限らず、中世前期の畿内で一般的に見出されることから、中世前期における領域型荘園の特徴と言える。

高橋一樹は、先述した榎並荘における並列的な領有構造を「のちの摂関家領榎並荘」（の構造）と対比して、11世紀後半の榎並荘は中世荘園ではないとする。その一方で、領主を異にする荘園や公領を含み込んだ複雑な領有構造を、中世荘園の本質と評価する。ところが、このような中世荘園と11世紀後半の榎並荘にどのような構造差があるのか、よく説明していない。⁽⁹⁰⁾これについて、高橋一樹は承暦4年（1080）の相論に現れた榎並荘の荘園領主を「免田」の所有者とすることで解消したかのようにもみえる。しかし、『水左記』承暦4年6月25日条には、「廿五日丙辰 雨、□尙許藏人辨^{伊家} 來云、榎並庄四至内、他人所知交接、仍爲沙汰、召彼等公驗之處、内大臣家、皇太后宮、右中辨、天王寺、善源寺、信濃守敦憲等公驗所出進也者、示早可奏聞之由了、」と記されているだけである。このことから、榎並荘が多数の荘園領主によって並列的に領有されていたことはわかるが、それら荘園領主が「免田」所有者であったとは言えない。また、承暦4年6月～閏8月の記事においても、これらの領主の所領が免田であるという記述は一切なく、他の史料（『平安遺文』第2880・2881号文書・第4794号文書）でも榎並荘を免田の集合体とするような記述は確認できない。

一方「のちの摂関家領榎並荘」については、具体的な史料が提示されていないので、いつの榎並荘なのか、確認できない。このため、高橋一樹が『水左記』の榎並荘に対して、どのような特徴をもって「のちの摂関家領榎並荘」を中世荘園としているのか、筆者にはわからない。ただし、「のちの摂関家領榎並荘」の状況を知る史料としては、『平安遺文』第2880・2881号文書（史料1）以外に見当たらないので、これを参考にしてみよう。まず、この史料は単に摂関家内部における榎並荘の伝領・分割過程を記しただけのものであり、摂関家領を含めた榎並荘四至内の領有関係を確認した『水左記』とは史料の性格が全く異なる。また、この史料によって『水左記』承暦4年

史料一 「撰津国榎並荘相承次第」『平安遺文』二八八一号文書



6月25日条に現れた他の荘園領主が榎並荘から排除され、その所領がすべて藤原基俊のものになったとは言えない。むしろ、藤原基俊の生存期間は康平3年(1060)～永治2年(1142)で『水左記』に現れる藤原敦憲の生存期間と重複し、しかも「関白（101）家政所下文案」（『平安遺文』第2880号文書）に「可任散位清章朝臣讓狀、女子二人令執行庄務事、」とあるように、藤原清章が保元2年(1158)までに2人の子供に上荘を譲ったことをふまえると、その原形となる藤原基俊領榎並荘が11世紀後半にさかのぼる可能性は十分にある。

これらのことから承暦4年の榎並荘とは、多数の荘園領主によって並列的に領有される状況にあり、その一角を占める撰関家領に関しては、後に上・下荘に分割され、上荘の一部を構成した放出村を他人に譲ってもなお東・西方に二分できるほどの規模であったと推測される。このような規模・領有構造は、文治5年(1189)の垂水西牧榎坂郷と類似するといつてよく、承暦4年の榎並荘と高橋一樹がいうところの中世荘園の間に構造差があるとは考えにくい。以上により、本論では領主を異にする荘園や公領を含み込んだ複雑な領有構造を有する領域型荘園は、史料の上でも11世紀後半にさかのぼって成立するものと判断する。

このような他の荘園を含み込む広大な荘園が、「立荘」という手続きを経て成立することが知られている。その「立荘」の形態については、これまで川端新の研究によって大きく進展したとされる。そこで、その見解を参考にすると、中世荘園の立荘は撰関家や女院、院の近臣とする実務官僚が主体となり、それに国司の同意、協力をもって進められる。また、荘園が承認されるための条件の一つである「無妨国務」は、国司の同意・協力をもとに解消されるという。

本論でも、これまで中世前期1-1類の形成過程や荘内流通拠点にみる規範は、西日本で共通することをもとに国衙によって策定されたと考えた。そして、荘園を国衙領から区分することを基本原理として進められた中世前期1-1類の成立にみる田堵の編成について、荘園領主の関与を認めた。しかし、それは集落編成が荘園内で行われることから予見しただけで、関与にかかる具体的な内容を示したわけではない。この点については、川端新が取り上げた「券契を尋ねる」沙汰にみる一連の作業が、その内容にあたる可能性はあるだろう。その一方で、川端新は国司の同意について貴族との縁故関係を重視するだけで、それ以上踏み込んだ見解を示していない。たしかに、貴族の縁故関係は重要な要素であるかもしれないが、国司としての立場をふまえると「無妨国務」という公的な条件が私的な縁故関係だけで解消されるとは考えにくい。もちろん、先の規範のもとで地域編成を行うことが「無妨国務」の条件であった可能性もあるが、それらを裏付ける手がかりはなく、これ以上この問題は検討できない。

川端新が「上からの編成」として強調する、中世荘園の「立荘」における国衙・荘園領主の関与には共感する部分もある。しかし、川端新は荘園領主側の実務的な作業を中心に論じており、本論で考えた規範の策定にみる国衙の関与と直接関わるころはない。

ところで、高橋一樹は「券契を尋ねる」行為を在地と荘園領主側の同意形成として位置付け、荘園化の背景に在地側の内在的な欲求があったことを明らかにしようとしている。⁽⁹⁹⁾モデルとなった神野真国荘の場合、その立荘に際し、最有力の長氏のもと赤坂・真上・高向・国覓氏といった「領主クラス」の「住人」が、背景にある村落を含めて結集するという。しかし、長氏以外の「住人」に

摘要された「領主クラス」という階層概念がどのようなものなのか、立荘以前のそうした「住人」や村落に関する説明がほとんどない。このため、皇室領神野真国荘の立荘後に表面化した在地の動向を、「結集」の結果として説明することについては唐突さを感じる。高橋一樹の所見は、荘園領主と在地の関係を着目したところに新鮮味があって興味深い、その内容にはより多くの説明が必要とされる。「結集」については、本論が論じた集落の編成等とも関係があるようにもみえたが、主に「住人」の行動からみえる荘園の政治的な性格が論じられており、具体的に対比できるところは見出せない。

(4) 領域型荘園の出現とその意義

考古学における領域型荘園の諸特徴について、これまで文献史学が検討してきた内容と対比しつつまとめてみた。その結果、「加納」のように参考になるところもあったが、双方の見解にあまり関連性はなかった。そればかりか、双方が提示した領域型荘園の出現時期とその評価は大きく異なる。最後に、考古学上の領域型荘園が11世紀後半に出現することの意義に関連付けながら、文献史学の見解にかかる問題点を指摘しておきたい。

先に川端新・高橋一樹の研究を取り上げたが、その2人に共通するのは11世紀末頃から活発になる皇室領荘園の立荘を画期と捉え、これをもって中世荘園が成立するということである。また2人は、11世紀後半の寺領系荘園の中に領域型荘園が見出されることや、この時期の摂関家領荘園群の中に12世紀に継続する安定的な荘園があることを認めつつも、11世紀後半の荘園は「脆弱な」免田型荘園を中心に評価する。2人の研究は制度的な側面を重視しているとはいえ、領域型荘園を中世荘園として扱っていることは間違いなく、その成立を11世紀末に求めた上で、それぞれの論理が構築されている。

しかし、摂津・中河内では11世紀に現れて中世に継続する荘園が多く、これらの存在は制度的にみても無視できない。また、それらの荘園では、11世紀後半に中世前期1－1類の成立にみる地域編成が行われたことでほぼ共通し、これに中世前期2類が伴うとおり、この時期には考古学上の領域型荘園として成立する。史料の上でも、領域型荘園の成立が11世紀後半にさかのぼることは、榎並荘の例から十分に説明できる。領域型荘園は、個々の荘園領主の領有関係を越えて田堵を集落単位に編成し、これに荘内流通拠点を設置することで国衙領から分離された「地域」として、その後中世に継続する。このような集落編成による人的支配と領域区分によって成立する領域型荘園が、「脆弱な」免田型荘園とは一線を画す新しい内容を伴うことは明らかである。11世紀後半にはじまる領域型荘園は単なる例外ではなく、新たな土地制度を指向する過程で必然的に成立したのである。

その上で、2人が摂関家領荘園群のうち例外的に扱った12世紀に継続する荘園の中には、本論で取り上げた垂水西牧・椋橋荘が含まれている。さらに、その成果が十分に公開されていないため、本論では取り上げなかったウスガイト遺跡⁽¹⁰²⁾(愛知県武豊町)が展開する枳豆志荘や11世紀後半には中世前期1－1類が出現する鹿田荘、先の榎並荘などが加わる。摂関家領荘園群において、これらの領域型荘園と流動的な免田型荘園のどちらが重要な存在であったのか、特に説明する必要

もなかろう。そうした荘園を例外視し、摂津・中河内の荘園を本格的に検討しないまま、この時期の摂関家領荘園群を古代的と位置付けるのは偏った評価と言えるだろう。

なお、考古学からみた11世紀後半の摂関家領荘園群とは、このような領域型荘園を基軸に据えつつ、古代的な免田型荘園を付帯する構造と考え、古代から中世へ転換する過渡的な形態と評価する。また、この時期の寺社が領域型荘園を領有することは網野善彦も指摘しているが、摂津・中河内の荘園も領域型荘園に転換していることをふまえると、摂関家領荘園群の内部構造は他の荘園領主でも共通すると考えられる。

最後に、今回の検討では集落編成の年代について厳密に論じなかったが、摂津・中河内における中世前期1-1類の成立は、黒色土器から瓦器に変わろうとする時期、すなわち1060年前後に求められる。⁽¹⁰⁴⁾寛徳2年(1042)~延久元年(1069)は荘園整理令が頻繁に発令され、荘園抑止策の転換期にあたる。そうした時期に領域型荘園が出現し、それによって摂関家領荘園群などが中世的な性格を帯びはじめる以上、これらのことと荘園整理令の間には何らかの関連性を問う必要がある。もちろん、この問題は考古学の領域を越えるが、この時期の荘園整理令のもとで行われた荘園の「統廃合」に、領域型荘園が成立する本質的な要因を解く手がかりがあると考えておきたい。

註

- (1) 広瀬和雄「中世村落の形成と展開」(物質文化研究会編『物質文化』No.50 1988年)
- (2) 佐久間貴士「畿内の中世村落と屋敷地」(大阪歴史学会編『ヒストリア』第109号 1985年)
- (3) 2人の研究以外に、中世前期の集落に関する研究がなかったわけではない。しかし、鋤柄俊夫の研究(「中世丹南における職能民の集落遺跡」国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』第48集 1993年)は丹南鋤師の集落に特化され、大阪府一带の一般的な集落における普遍的な動向を見出すものではなかった。
また、その後の研究は、個別事例や集落形態の類型化によって進められ、集落の成立にかかる要因を追求するまでには至っていない。よって、本論では先に挙げた2人の研究を、現在の水準を示すものとした。
- (4) (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
- (5) 三日市遺跡調査会『三日市遺跡発掘調査報告書Ⅱ』1988年
- (6) 橘田正徳「屋敷墓試論」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』Ⅶ 1991年)
- (7) 竹野町教育委員会『見蔵岡遺跡』1996年
- (8) 神戸市教育委員会『平成7年度神戸市埋蔵文化財年報』1998年
- (9) 神戸市教育委員会『昭和63年度神戸市埋蔵文化財年報』1994年
『平成元年度神戸市埋蔵文化財年報』1992年
- (10) 金田章裕「古代・中世の村落形態とその変遷」『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 1975年ほか
- (11) 橘田正徳「中世的流通の基礎構造」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』21 2007年)
- (12) 佐久間貴士「発掘された中世の村と町」『岩波講座 日本通史』第9巻 岩波書店1994年
宇野隆夫「中世荘園遺跡の諸相」『荘園の考古学』青木書房 2001年
- (13) 鈴木貫之「今なぜ東海の中世集落を考えるのか」(第9回東海考古学フォーラム尾張大会実行委員会編『東海の中世集落を考える』2002年)
- (14) 大東市北新町遺跡調査会『北新町遺跡第2次発掘調査概要報告書』1991年
『北新町遺跡第3次発掘調査概要報告書』1997年
『北新町遺跡第4次発掘調査概要報告書』1998年
大東市教育委員会 『北新町遺跡発掘調査報告書』1994年
- (15) 三重県埋蔵文化財センター『嶋抜Ⅱ』2000年
- (16) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『佐山遺跡』2003年
- (17) 鐘ヶ江一朗「上田部遺跡の調査」(高槻市教育委員会『高槻市文化財調査年報 平成3年度』1993年)

- (18) 戸田芳実「中世初期農業の一特質」『日本領主制成立史の研究』岩波書店 1967年
 戸田芳実は、11世紀前半の耕地が流動性を帯びたことを指摘したのであり、それが後半に継続するとは述べていない。また、柴山寺領の状況を西日本で広く一般化するには、より多くの事例を検討する必要があるのではなかろうか。この問題は西谷地晴美（「気象災害と土地政策」『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社2002年）が解決したものの、それと共に11世紀中頃から気候が安定して、営農環境が好転することも明らかにしている。11世紀中頃から耕地の流動性が克服されることによって、長期にわたって安定した経営体が出現するのはむしろ当然であり、摂津・中河内における建物群の動向はそれを反映したものとと言える。よって、11世紀前半における不安定な耕地の存在が、集落が成立する上での阻害要因にはならないと判断する。
- (19) 橋田正徳「撰津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」
 （豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』2005年）
- (20) 兵庫県教育委員会『川除・藤ノ木遺跡』1992年
- (21) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度（2007年度）』2008年
- (22) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (23) 豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』2008年
- (24) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財年報 Vol. 6（1996・97年度）』1999年
 『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成10年度（1998年度）』1999年
 『文化財ニュース豊中』No.34 2006年
- (25) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 1982年度』1983年
- (26) 大阪府教育委員会『総持寺遺跡Ⅱ』2007年
- (27) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成15年度（2003年度）』2004年
- (28) 橋田正徳「庄本遺跡からみた神崎川下流域の流通」（日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』ⅩⅧ 2004年）
 本論では、遺跡の出現が11世紀後半にさかのぼる可能性を指摘したが、この後庄本集落北部で行われた第2次調査（豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成20年度（2008年度）』2009年）によって、遺跡の出現が11世紀中頃にさかのぼることが判明した。
- (29) （財）大阪市文化財協会『長原遺跡発掘調査報告書Ⅲ』1983年
- (30) （財）大阪市文化財協会『長原遺跡発掘調査報告書Ⅴ』1992年
- (31) 大阪府教育委員会・（財）大阪文化財センター『長原』1978年
 『長原（その2）』1985年
- (32) （財）大阪府文化財センター『池内遺跡』2010年
- (33) 大阪府教育委員会『津堂遺跡』1992年
- (34) （財）八尾市文化財調査研究会『小阪井遺跡』1990年
- (35) （財）大阪府文化財調査研究センター『小阪井遺跡』2000年
 『小阪井遺跡（その2）』2004年
 『小阪井遺跡（その3）』2005年
- (36) （財）八尾市文化財調査研究会「Ⅲ 小阪井遺跡（第20次調査）」『八尾市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ』1993年
- (37) （財）八尾市文化財調査研究会『八尾南遺跡』1994年
- (38) （財）東大阪市文化財協会「弥刀遺跡第6次調査報告書」『埋蔵文化財発掘調査概報集 -1998年度（2）-』1999年
- (39) （財）東大阪市文化財協会『鬼塚遺跡第13次（遺構編）・22次発掘調査報告書』2002年
 『鬼塚遺跡調査報告集-第10・16・19次調査』2002年
- (40) （財）東大阪市文化財協会「神並遺跡第11次調査報告書」『埋蔵文化財発掘調査概報集 -1998年度（2）-』1999年ほか
- (41) 大阪府教育委員会「第三章 57-4区の調査概要」『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査整理概要・Ⅱ』1986年ほか
- (42) 大阪府教育委員会・（財）大阪文化財センター『日置荘遺跡』1995年
- (43) 大阪府教育委員会・（財）大阪府文化財調査研究センター『丹上遺跡』1998年
- (44) 大阪府教育委員会・（財）大阪府埋蔵文化財協会『陶邑・大庭寺遺跡Ⅱ』1990年

第I部 中世的集落と居館

- (45) 和泉丘陵内遺跡調査会『万町北遺跡Ⅰ』1993年
『万町北遺跡Ⅱ』1995年
- (46) 大阪府教育委員会・(財)大阪府埋蔵文化財協会『平井遺跡発掘調査報告書』1988年
- (47) 奈良県立橿原考古学研究所『伴堂東遺跡』2002年
- (48) (財)大阪府埋蔵文化財協会『三田遺跡発掘調査報告書』1987年
- (49) 橿原市教育委員会『曲川遺跡馬場地区(2001-8区)発掘調査終了報告書』2002年(部内資料)
奈良県立橿原考古学研究所『曲川遺跡』2004年
『曲川遺跡Ⅱ』2007年
- (50) 奈良県立橿原考古学研究所「若槻庄関連遺跡第3次」『奈良県遺跡調査概報(第2分冊)1981年度』
1983年
- (51) 奈良県立橿原考古学研究所「若槻遺跡第2次」『奈良県遺跡調査概報(第1分冊)1981年度』1983年
- (52) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター「2. 椋ノ木遺跡」『京都府遺跡調査概報 第85冊』1998年
「3. 椋ノ木遺跡」『京都府遺跡調査概報 第81冊』1998年ほか
- (53) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター「6. 椋ノ木遺跡第6次」『京都府遺跡調査概報 第110冊』
2004年
- (54) 中主町教育委員会『八夫遺跡第9次発掘調査報告書』2000年
- (55) 兵庫県教育委員会『宿原寺ノ下遺跡』2004年
- (56) 山本悦世「中世の集落構造と推移—鹿田遺跡の場合—」(岡山大学埋蔵文化財調査研究センター『鹿田遺跡
5』2007年)
- なお、県立岡山病院第Ⅰ～Ⅲ期整備事業地区(岡山県教育委員会『(報告207)鹿田遺跡』・『(報告210)
鹿田遺跡』2007年)では、9世紀末～10世紀にかけて継続する3区建物1・2を中心とする「2群」が確認さ
れており、鹿田遺跡においても古代後期0類が展開することが明らかになっている。またこの調査区では、11
世紀後半に建物群が展開した形跡は認められず、再び建物群が展開するのは12世紀となる。これに、大学構内
の調査成果をあわせて考えると、当遺跡も11世紀中頃に古代後期0類から中世前期1-1類へ転換したと言え
る。
- (57) 三重県埋蔵文化財センター「Ⅰ. 上野市上神戸 浮田・高賀遺跡」『平成2年度農業基盤整備事業地域
埋蔵文化財発掘調査報告—第3分冊—』1991年
- (58) 三重県埋蔵文化財センター「Ⅲ 上野市上神戸・下神戸 浮田遺跡・朝神遺跡」『平成元年度農業基盤整備
事業地域 埋蔵文化財発掘調査報告—第1分冊—』1990年
- (59) 三重県埋蔵文化財センター『辻子遺跡発掘調査報告』2004年
報告書の記述からは、それぞれの建物群の時期差は明確に示せないが、SB134を中心とする建物群の周辺に
展開する遺構(SD503・SK264)から、古手の百代寺窯式の碗が出土しており、他の建物群に先行すると考え
られる。
- (60) 兵庫県教育委員会『加都遺跡Ⅰ』2005年
- (61) 兵庫県教育委員会『加都遺跡Ⅱ』2007年
- (62) 大分県教育委員会『八坂の遺跡』2003年
- (63) 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群』2004年
『夏栗遺跡』2005年
『久田堀ノ内遺跡』2005年
- これらの遺跡における集落の変遷については、「中世前期における居館の展開」(九州古文化研究会『古文化
談叢』第68号 2012年)において再検討した。その結果、集落は夏栗集落と久田原集落の2つに区別するこ
とができ、それぞれに中心的な建物群が存在することを確認した。
- (64) 豊浦町教育委員会『高野遺跡(南地区)』1999年
(財)山口県教育財団山口県埋蔵文化財センター『高野遺跡(北地区)』1999年
高野遺跡の出土遺物については、現地にて悉皆調査を行った。下関市教育委員会豊浦総合支所ならびに
(財)山口県ひとつくり財団山口県埋蔵文化財センターよりご高配を賜った。この場を借りて謝意を記します。
- (65) 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(Ⅱ)』1989年
『戸原麦尾遺跡(Ⅲ)』1990年
佐伯弘次「中世の糟屋郡と筥崎宮領」(『戸原麦尾遺跡(Ⅲ)』所収)

- (66) 大石直正「田堵(荘園関係基本用語解説)」(網野善彦 石井進 稲垣泰彦 永原慶二編『講座日本荘園史 1』吉川弘文館 1989年)ほか
- (67) ここで問題になるのは、集落編成段階におけるA型建物群の動向が追跡できないことである。11世紀後半に零細農民がいなくなったとは考えにくい、零細農民層の建物群はあまりにも少なく、その実態については今後の課題としたい。
- (68) 個人的にご教示をいただいた。
- (69) 大阪府教育委員会『津堂遺跡 86-1区の調査』1987年
- (70) (財)大阪府文化財調査研究センター『観音寺遺跡』1998年
- (71) 大阪府教育委員会・(財)大阪府埋蔵文化財協会『陶邑・大庭寺遺跡』1989年
- (72) 和気遺跡調査会『和気』1979年・『和気Ⅱ』1981年
- (73) 鹿田遺跡(前掲56)では、12世紀後半に居館が出現する。この居館が廃絶するのは14世紀頃であり、13世紀前半以降も安定して継続する。よって、居館の移動や廃絶が13世紀前半に集中する状況は、畿内とその周辺に限定される可能性がある。なお、畿内で集村化がはじまるのは、摂津・中河内では13世紀後半、和泉は13世紀後半～14世紀前半となるが、そうした集落の変動と関係なく居館が移動あるいは廃絶する点からも、居館と集落の関係は希薄であると考えられる。
- (74) 豊中市『豊中市域を中心とする古代史料』(上)1991年
- (75) 橋田正徳『難波津から河尻へ』(九州古文化研究会編『古文化談叢』第70集 2013年)
- (76) (財)大阪府文化財調査研究センター『玉櫛遺跡』1998年
『玉櫛遺跡Ⅱ』2003年
- (77) 尼崎市教育委員会『平成11年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書』2003年
- (78) 尼崎市教育委員会『平成8年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書』1999年
- (79) 国立歴史民俗博物館『日本荘園データベース1(畿内・東海道・東山道)』1995年
- (80) 川端新「公家領荘園の形成とその構造」『荘園制成立史の研究』思文閣出版 2000年
- (81) 大阪府教育委員会『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査概要・Ⅰ』1984年
『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査整理概要・Ⅱ』1986年
『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査概要・Ⅲ』1986年
大阪府教育委員会・(財)東大阪市文化財協会『西ノ辻遺跡18～20次調査概要報告』1995年
『西ノ辻遺跡12～15次調査概要報告』2001年
(財)東大阪市文化財協会・東大阪市教育委員会『西ノ辻遺跡第9次発掘調査報告』1996年ほか
- (82) (財)東大阪市文化財協会・東大阪市教育委員会『水走遺跡第4次発掘調査報告』2000年
- (83) 戸田芳実「御厨と在地領主」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会 1991年
- (84) (財)大阪府文化財センター『伽羅橋遺跡Ⅲ』2005年
(財)大阪府文化財調査研究センター『伽羅橋遺跡発掘調査報告書』2001年
『伽羅橋』2002年
- (85) 河音能平・宮川満「摂河泉の荘園と公領」(大阪府『大阪府史』第2巻 1990年)
- (86) 西谷地晴美「気象災害と土地政策」『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社 2002年
- (87) 飯沼賢司「環境歴史学的視点に立った八坂川下流域の開発史的研究(考察編)ー古代・中世を中心にー」(大分県教育委員会『八坂の遺跡』2003年)
- (88) 橋田正徳「中世前期の墓制ー墓地・屋敷墓からみた中世前期の家・集落・社会ー」(第5回大谷女子大学文化財学科公開講座『考古学の語る「中世墓地物語」』報告レジメ 2004年)
- (89) 高田実「中世初期の荘園と村落」(島田次郎編『日本中世村落史の研究』吉川弘文館 1966年)
- (90) 高橋一樹「中世荘園の立荘とその特質」『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房 2004年
- (91) 当史料の翻刻は、大村拓生「河尻の檜物商人」(尼崎市立地域史研究史料館『地域史研究』第35巻第2号 2006年)を参考にした。ただし、その商圈に関する筆者の解釈(前掲28)は、大村拓生の解釈によって否定されるものではない。
- (92) 築城町教育委員会『小山田スルメ田遺跡』2003年
- (93) 日田市教育委員会『大肥中村遺跡ー発掘調査概報ー』2003年

第 I 部 中世的集落と居館

- (94) 岡山県教育委員会『津寺遺跡 2』1995年
『津寺遺跡 3』1996年
『津寺遺跡 4』1997年
『津寺遺跡 5』1998年
『加茂政所遺跡 高松古才遺跡 立田遺跡』1999年
『立田遺跡 2 高松古才遺跡 2 加茂政所遺跡 2 津寺遺跡 6』1999年
- (95) 島田豊彰「吉野川流域の中世遺跡と荘園」(第51回中国中世史研究会 研究報告資料) 2007年
- (96) 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『中世村落と荘園絵図』東京大学出版1987年
- (97) 「某書状」久安7年(1151)『白河本東寺百合文書七十』
(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (98) (財)岐阜県教育文化財団『柿田遺跡』2005年
- (99) 高橋一樹「王家領荘園の立荘」『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房 2004年
- (100) 増補「史料大成」刊行会『増補「史料大成」水左記 永昌記』臨川書店 1975年
- (101) 川端新「院政初期の立荘形態」『荘園制成立史の研究』思文閣出版 2000年
- (102) 奥川弘成「知多半島の中世集落の動向」(第9回東海考古学フォーラム尾張大会実行委員会編
『東海の中世集落を考える』2002年)
- (103) 網野善彦「第2部 荘園・公領の国別研究 第3章 美濃国」『日本中世土地制度史の研究』塙書房
1991年
- (104) 小森俊寛『京から出土する土器の編年的研究—日本律令的土器様式の成立と展開、7～19世紀—』2005年

第2章 居館の出現とその展開

はじめに

西日本において、中世城郭の研究が盛んに行なわれているのに対して、中世前期の居館に対する関心は低く、目立った成果としては広瀬和雄と山川均による研究が挙げられるだけにとどまる。

広瀬和雄は中世前期の建物群をA～D型に分類し、このうち堀を巡らした居館をD型建物群とした⁽¹⁾。その後、居館の規模と立地をもとにA～C型に細分類し、居館が出現する時期を12世紀末に求めた。その上で、中世をとおして、3期にわたって変遷することを指摘した⁽²⁾。また、山川均は奈良県における13世紀後半以降の居館について検討し、集村化する以前に在地領主の館とするに足る居館がみられないこと、集村化の後に居館が出現することを指摘した上で、集村化が在地領主の出現を促すと見通した⁽³⁾。山川均の見解について、本論で紹介するように奈良県下でも12世紀の居館は存在しており、この部分は修正する必要がある。

一方、東日本では、橋口定志が堀を巡らす居館の成立を13世紀末以降に求めるなど、西日本における出現の時期との違いはこの後に論争へと発展した。もちろん、この論争は雲出嶋貫遺跡⁽⁴⁾（第30図 三重県津市）と佐山遺跡⁽⁵⁾（第31図 京都府久御山町）において11世紀後半の居館が発見されたことで解消したが、その頃には居館のみならず集落研究そのものが低迷し、論争の行方は顧みられることもなく今日に至っている。

ところで、これまでの研究で共通するのは、居館の住人を武士あるいは「在地領主」とするなど、文献史学の学説を多く取り入れていることである。たしかに、『一遍上人絵伝』などの絵画史料に描かれた武士の館は、周囲に外堀を巡らすなど居館の様相と一致している。しかし、居館の実態をもとに住人像を検討しないまま、文献史学が提唱する学説を取り入れることが、研究上の手続きとして適切と言えるのだろうか。

筆者は、11世紀後半に出現する中世的集落の成立過程を検討した際⁽⁶⁾、中世前期の居館が集落の形成後に出現することを確認した。そして、これらの居館が集落の中心的存在ではなく、むしろ集落外存在であることを明らかにした。この段階で、居館の住人に対して「在地領主」という階層概念を摘要するのに、疑問を抱くことになった。さらに、中世前期の居館について、出現する時期や集落との関係をもとに、いくつかの類型に分類できることを見通した。そこで本論では、前論で示したこれらの課題を検討した上で、これまで通説とされた「在地領主」論に対して、学術上の妥当性があるのか、考古学と文献史学の双方から確かめることにする。

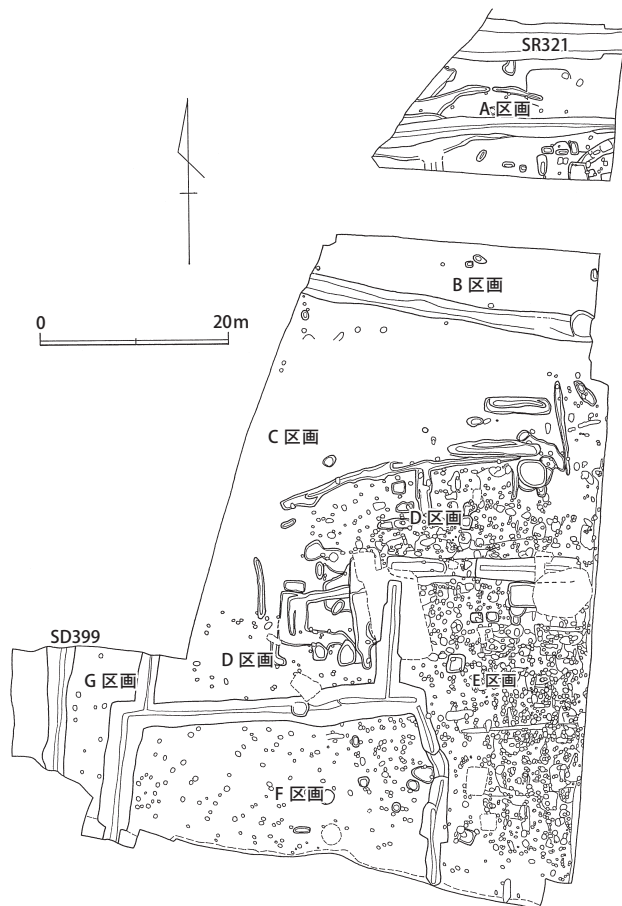
なお、西日本において、周囲に堀を巡らしたり、土塁を築いた11世紀前半以前の居館は確認されていない。したがって、本論では11世紀後半～14世紀初頭に出現する居館を検討の対象としたが、特に集落との関係がわかる事例を中心に取り上げた。また、中世前期における集落の形態などの詳細については、前論⁽⁷⁾で示した分類や定義をそのまま採用した。

1. 11世紀後半に出現する居館

⁽⁵⁾
雲出島貫遺跡 (第 30 図) 当遺跡は、伊勢湾から 3 km ほど上った雲出川下流域にあって、古伊勢(参宮) 街道が交差する地点の近くに立地する。報告書を執筆した伊藤裕偉は、この遺跡が延長 6 年(928) に初見する伊勢神宮領嶋祓(抜) 御厨にあることを指摘する一方で、伊勢平氏が領家職を保有した木造荘との関連を強く示唆している。しかし、居館の立地が中世前期の流通拠点と共通することをふまえると、御厨に関連する施設と理解しても問題はない。むしろ、嶋祓(抜) 御厨域にある当遺跡を、域外の木造荘に関連させて考える方が、論理的に無理があるのではなからうか。

居館の周囲には、幅 4.5m、深さ 1.8m の人工水路と幅 2.5m 前後、深さ 1.5m 前後をはかる堀を巡らす。このうち、人工水路 SR321 が居館の北端となる。また、調査区の南側は雲出川の河川敷となるため、南に向かって大きく広がる可能性は乏しい。一方、居館の西端は SD399 に、東端は人工水路 SD337 (図外) とされる。なお、SD337 をそのまま南に延長した場合、居館の東西はおよそ 70m となる。人工水路と堀によって区画された居館の内部は、さらに内堀によって 7 つの区画に仕切られる。その中でも、柱穴や土坑が密集する D・E 区画が主郭部と言える。

調査区から出土した遺物は、10 世紀～13 世紀と時期幅があるものの、居館が成立するのは堀



第 30 図 雲出島貫遺跡

と人工水路が掘削される 11 世紀後半である。また、13 世紀前半になると遺構・遺物は減少し、13 世紀中頃には廃絶する。

ところで、報告書では古代の遺物に緑釉陶器が含まれることをもとに、居館に先行する施設の存在を想定している。たしかに、緑釉陶器以外にも、灰釉陶器や黒色土器などが E 区画の柱穴から出土しており、居館に先行する建物群は確実に存在する。しかも、出土遺物の時期に断絶がない。よって、居館は古代に展開した建物群を改変することで、11 世紀後半に成立したと言える。古代の建物群は 10 世紀にさかのぼるが、これは先述した嶋祓(抜) 御厨の初見とほぼ一致する。これらのことから、居館は御厨の施設が何らかの契機に居館化したと考えられる。

なお、近隣の木造荘について、伊藤裕偉は平正度との関連をもとに 11 世

紀中頃に成立すると想定している。平正度の存命期間は不明であるが、康平5年(1062)までに没したと推定されるので、立荘の下限もこの時期に求められるだろう。領域型荘園の立荘に伴って集落の形成にみる地域編成が大々的に行なわれたこと(8)をふまえると、木造荘の立荘という在地的変動が隣接する嶋祓(抜)御厨の経営にも大きな影響を与えた可能性は否定できない。

これに関わって注目されるのが、多量に出土した京都系土師器皿の存在である。当地域では、東海系無釉陶器が広く流通しており、京都系土師器皿を模倣した製品は普及していない。そうした中で、この居館だけが京都系土師器皿を特注したかのように消費し続けている。しかも、京都系土師器皿が出土するようになるのは、居館化した時期からである。このような遺物の特徴は、居館の住人が独自に平安京の情報を知る人物であることを示しており、御厨の組織改変に伴って平安京(厳密には京都系土師器皿が流通する地域)より下向したとも考えられる。

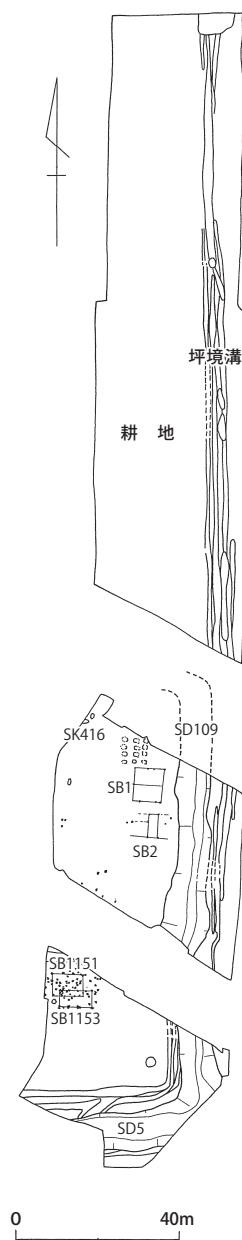
なお、この居館の周辺において同時期の遺構が確認されるのは、東へ300mほど離れた現在の島貫集落の周辺であり、その間に中世前期の遺構は検出されていない。また、調査区の西側は「五位殿」となり、嶋祓(抜)御厨の範囲ではなくなるという。よって、居館の周囲に集落が展開した可能性は極めて乏しく、御厨の中で孤立していたと言える。

佐山遺跡(6)(第31図) 当遺跡の南方1kmのところ木津川が流れ、1.25km北にはかつて巨椋池があり、周辺は京都盆地の中でも標高が低く、洪水の被害を受けやすい地域とされる。このように水辺に近い立地ということもあって、古代には「狭山江御厨」(『類聚雑要録』巻一)が設定されていたという。

一方、調査区の西100mのところには佐古環濠集落が、その南には佐山環濠集落が展開する。これらの集落は中世後期にさかのぼると考えられ、建武4年(1337)11月29日付けの「光厳上皇院宣」(『実相院文書』)に初見する「狭山荘」を構成する。狭山荘は佐古・佐山以外に久御山町市田・田井・下津屋・林、宇治市広野・大久保、城陽市富野・枇杷庄村の10カ村に広がる領域を有する。その荘園領主は、実相院以外にも興福寺や法隆寺、石清水八幡宮などがいるように、狭山荘は広大な領域を範囲とし、複数の領主による錯綜した領有関係を内包する典型的な領域型荘園であった。また、「保元3年12月3日官宣旨」(『石清水文書』)にある「山城国居屋狭山」の記述をもとに、石清水八幡宮が経営する「居屋」が狭山荘内に展開したと指摘されている。

なお、狭山江御厨が中世に継続するのか、また狭山江御厨と狭山荘の関係を示した史料は確認できず、当地域における御厨と荘園の実態は判然としない。

居館は狭山荘推定範囲の南部、佐古環濠集落の西方において発見された。



第31図 佐山遺跡

幅 7～8m、深さ 1.5m もある巨大な堀 (SD 5・109) を巡らした居館の規模は、南北 120m 前後、東西 48m 以上となる。SD 5・109 は 11 世紀後半に掘削され、2 度にわたる浚渫の後、13 世紀中頃に埋没する。この堀の継続期間より、居館は 11 世紀後半に出現し、13 世紀中頃に廃絶すると言える。居館内で検出された遺構は、SB 1・2 と SB1151・1153 からなる 2 つの建物群と屋敷墓である SK416 等に限られる。このうち、建物をみると最も大きい SB 1 でも建築面積は 52.8 m² であり、これらの建物が主屋となる可能性は乏しい。

居館の東側には、8 条 8 里 33・34 坪と 8 条 9 里 3・4 坪を画する里道があり、耕地との境界には側溝が掘削されている。この側溝は、用水路として機能したと考えられる。しかし、SD109 はこの側溝と接続しないように、灌漑機能を有するものではなかった。また、居館の北側には耕地が展開し、公道の南にある佐山尼垣内遺跡も耕地となる。居館西側の状況は把握されていないが、さらに標高が低くなるので、周囲に集落が展開する可能性は非常に乏しい。このように、居館の周囲に集落はなく、耕地の中に単独で展開したと言える。

ところで、この居館からは中世の遺物以外に、11 世紀前半の篠窯須恵器鉢や越州窯系青磁水注など、古代の遺物も出土している。その中で特に注目されるのが、「政所」と墨書された灰釉陶器皿である。この灰釉陶器は、ほかの出土遺物とあわせて、居館が成立する以前に荘園あるいは御厨等の「政所」が存在したと考えるのに十分な資料である。しかも、これらの遺物の時期には断絶がないように、雲出島貫遺跡と同じく、佐山遺跡の居館も古代荘園もしくは狭山江御厨の「政所」であったものが、11 世紀後半に居館化したと考えられる。

2. 12 世紀に出現する居館

水橋金広・中馬場遺跡⁽⁹⁾ (第 32 図 富山県富山市) 当遺跡は、白岩川東岸の河岸段丘上に位置する集落遺跡である。富山県教育委員会による市道建設に伴う発掘調査では、12 世紀にはじまる居館や中世後期の建物群、中世後期～近世前半の集村と居館の可能性のある遺構群を検出した。また、(財) 富山県文化振興財団による北陸新幹線建設に伴う発掘調査 (A3 区) においても、周囲に幅 3.0m の溝を巡らした東西 55 m の区画を有する中世前期の居館が検出されている。ただし、この発掘調査については概要が報告されているだけにとどまるため、ここでは割愛する。ここで取り上げるのは、富山県教育委員会が行った発掘調査のうち、平成 15 年度・平成 16 年度調査区において検出した居館である。

居館の北辺は、幅 2.2～2.5m をはかる H15SD05 によって区切られる。南辺は H16SD27 と、その南にある H16SD09 が候補となる。H16SD27 を南限と考えた場合は南北長は 56m であり、H16SD09 の場合は 106m をはかる。後者は南北 1 町に近く、居館に相応しいが、掘削された時期は明確ではない。H16SD09 と H16SD27 に挟まれた空間には、後に述べる建物群 3 が展開する。この建物群は居館に付属しないので、居館の南限は H16SD27 となる。なお、H15SD05 の南 3 m 付近のところに、H15SD06 が並走しており、その間に土塁が築かれたと想定できる。

居館の中には、H15SD12 をはじめとする幅 0.4～1.0m、深さ 0.3～0.4m をはかる区画溝が「コ」字状に巡らされている。この区画溝は、他の遺構に比べて遺物の出土量が多い。よって、溝が巡る

南北 24m の範囲が、内郭部になると考えられる。ただし、内部の状況については、調査範囲が限定されているため、不明である。なお、内郭部からは 12 世紀前半～13 世紀後半の遺物が、H16SD27 は 14 世紀初頭までの遺物が出土している。よって、居館は 12 世紀前半に出現し、14 世紀前後に廃絶したと言える。

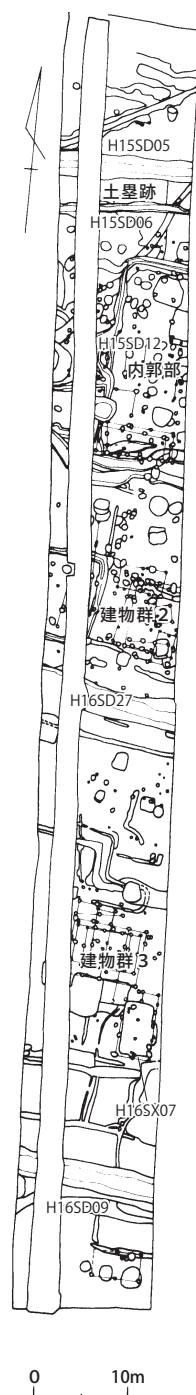
一方、内郭部の南 12m のところには、建物群 2 (H15SB02・04～08 からなる建物群) が展開している。この建物群は、13 世紀末前後の所産と考えられるが、出土した遺物の量は少ない。よって、居館が廃絶した直後に出現したのか、それとも居館の内部に展開したものなのか、判断できない。また、H16SD27 の南にも、建物群 3 (H16SB01～05 からなる建物群) が確認されている。H16SB05 に伴う土間状遺構である H16SX07 において、龍泉窯系青磁Ⅲ類の火舎片が出土している点は、その経済力を知る指標になるだろう。建物群 3 は、13 世紀後半～14 世紀後半に展開する。

居館は 14 世紀前後に廃絶するが、建物群 3 はそのまま継続するとおり、居館からの影響は何も認められない。つまり、居館と建物群 3 の間には、主従関係のような紐帯はなく、直近に位置しながら、その関係は極めて希薄であったと言える。また、こうした建物群が郭内に存在する可能性はないので、居館南辺の外堀は H16SD27 に比定される。この後、15 世紀後半頃に居館の北方に集村が出現するが、1 世紀以上も後のことであり、集村の出現に居館が関与する可能性は全くない。

なお、北陸新幹線建設に伴う発掘調査で検出された居館も同じ時期に展開しており、一つの遺跡の中に二つの居館が併存したことになる。

野路岡田遺跡⁽¹⁰⁾ (第 33～37 図 滋賀県草津市) 当遺跡は、二つの小河川に挟まれた低位段丘上の平坦地に立地する集落遺跡である。その位置は、推定東山道と琵琶湖水運の拠点となる矢橋港へ通じる「馬道」が交差する地点にあたる。

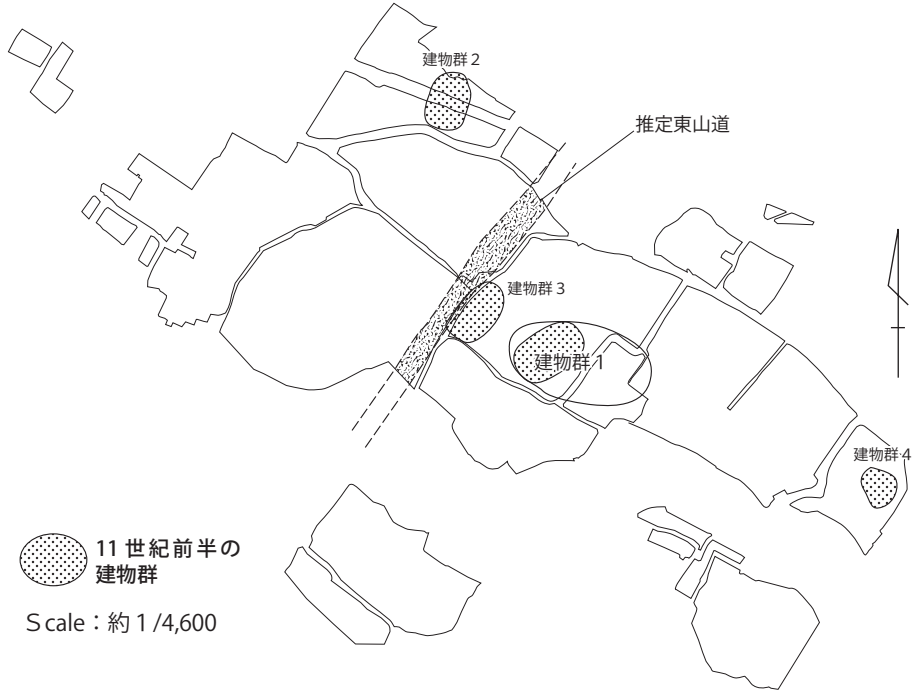
草津市教育委員会は、この遺跡で古代～中世の集落が検出されたこと、野路地区一帯では他に中世集落遺跡が発見されていないことをもとに、一帯に展開する中世的集落が『吾妻鏡』や『玉葉』などに散見する「野路宿」になると強く推定している。たしかに、ここが「野路宿」になる可能性はあるかもしれない。しかし、発掘調査で確認された集落の形態は中世前期 1-1 類であり、商職人の活動を裏付けるような遺物も推定東山道とされる道路状遺構から出土した硯 1 点にとどまる。また、この遺跡の特殊性として大和型瓦器碗の比率が高いことを挙げているが、市内の柳遺跡等⁽¹¹⁾においても大和型瓦器碗が消費されていることをふまえると、傑出した特徴とは言いにくい。したがって、当遺跡で確認された中世的集落を、流通拠点である「野路宿」とするだけの根拠は乏しいと判断する。なお、



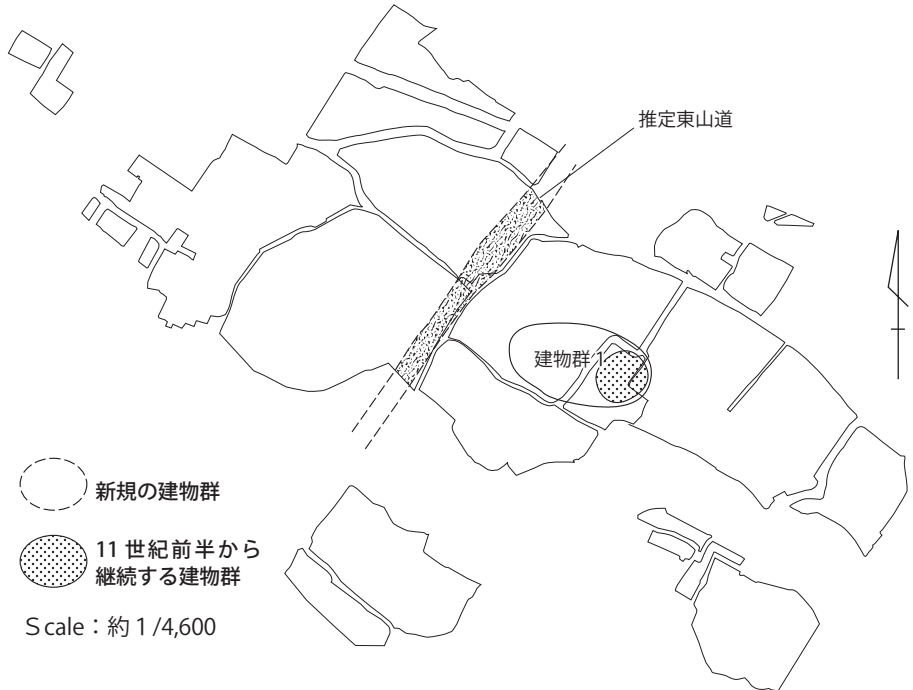
第 32 図
水橋金広・
中馬場遺跡

当遺跡が所在する野路一帯に展開する領域型荘園は、史料の上では確認されていない。このことから、当遺跡や「野路宿」は領域型荘園ではなく、国衙領に帰属する可能性も残る。

当遺跡では、先述の中世的集落と共に、居館（第37図）が検出された。居館の周囲には、外堀となる幅3.5～4.0m、深さ0.4～0.8mのSDAva09が巡らされる。その規模は南北62m、東西

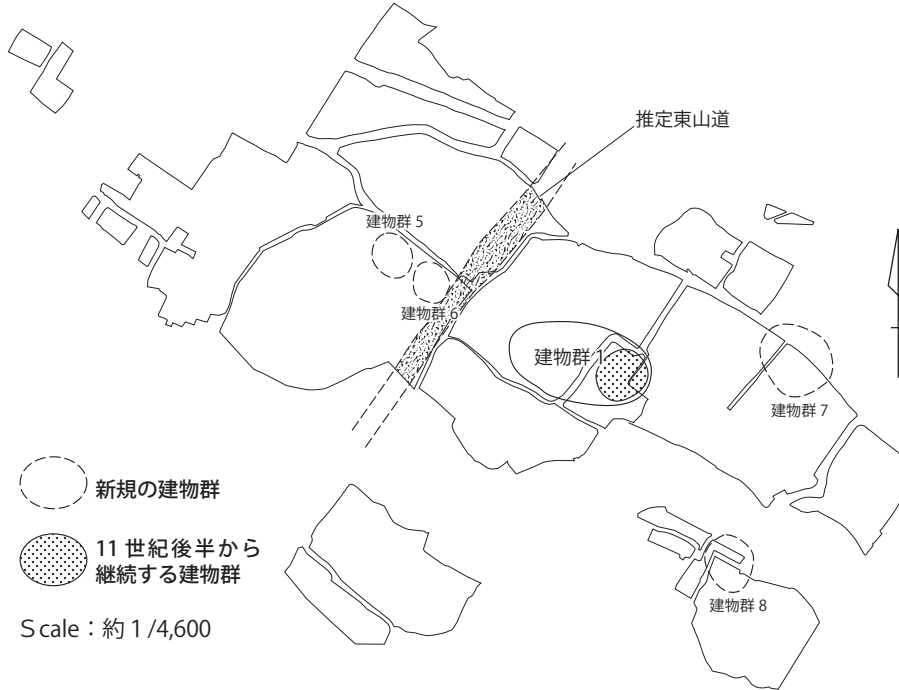


第33図 11世紀前半の野路岡田遺跡（模式）

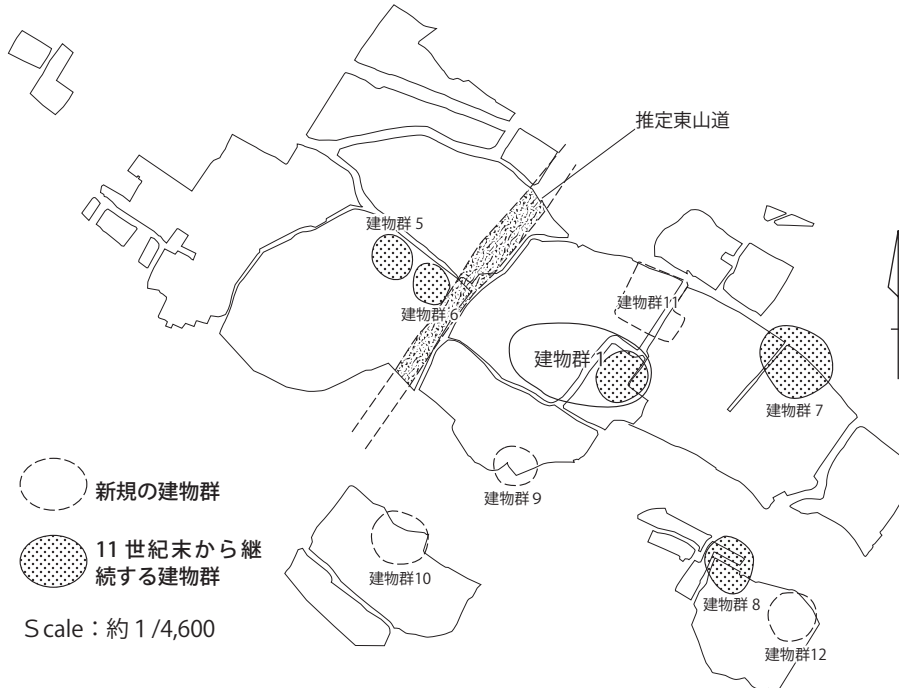


第34図 11世紀後半の野路岡田遺跡（模式）

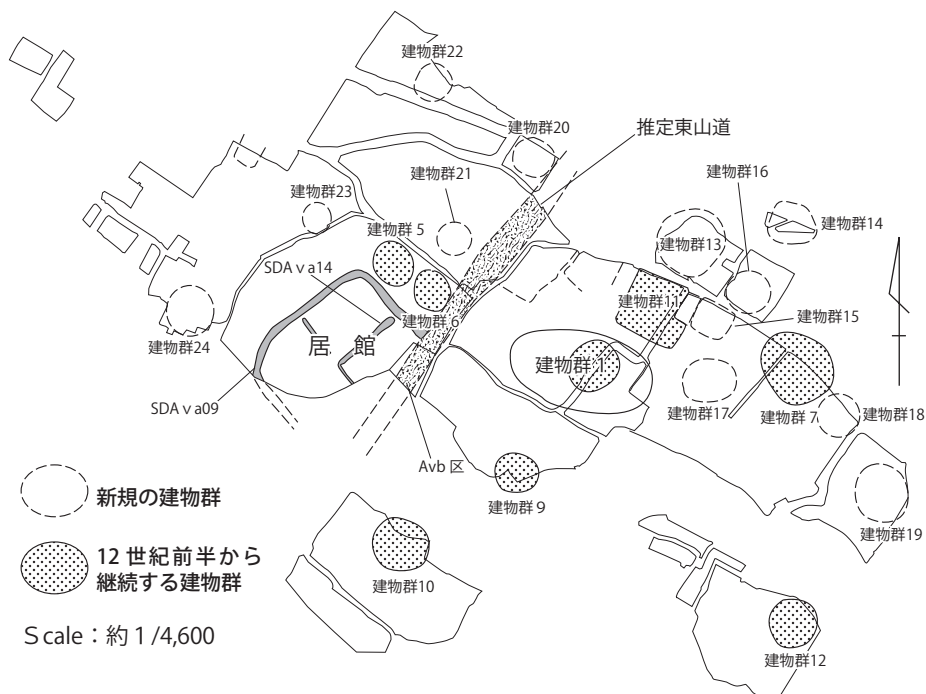
102mをはかるが、平面形状は不整形を呈する。郭内は幅2.5～3.0m、深さ0.4mのSDAva14などによって区画されて複郭構造となっているが、主郭部は特定しにくい。郭内には建築面積149.72㎡をはかる大型建物（SBAva01）があるものの、これ以外に大型の建物はみられず、復元された建物も少ない。居館の東辺にあたるAvb地区で検出した推定東山道において、太刀の鏝が



第35図 11世紀末の野路岡田遺跡（模式）



第36図 12世紀前半の野路岡田遺跡（模式）



第 37 図 12 世紀後半の野路岡田遺跡（模式）

出土しているので、この居館の住人は武士の可能性がある。郭内より出土した最も古い遺物は 12 世紀中頃で、SDAva09 の出土遺物は 12 世紀後半～ 13 世紀後半の時期幅がある。郭内の方が時代的にやや古いとは言え、その時間差から大型建物群が居館に変化するような過程は説明できない。このことから、居館は 12 世紀中頃に出現し、13 世紀後半に廃絶したと言える。

居館の北東に展開する建物群のうち、建物群 5・6 は 11 世紀末に出現する。よって、居館はこれら建物群の後に出現したことになり、集落の形成に関わったと考える余地はない。

一方、推定東山道を挟んで東側に位置する建物群 1 は 10 世紀に出現し、13 世紀に継続する。この遺跡で検出された 9 世紀～ 11 世紀前半の建物群は、建物群 1 を除いて 11 世紀後半までに廃絶する。また、11 世紀末になると建物群 1 の周囲に建物群 5～8 が出現し、中世前期 1－1 類とする集落を形成する。そのような過程をもとに、建物群 1 は中世的集落の形成において中心的な役割を担ったと言える。なお、この建物群は 13 世紀に継続するとおり、後に出現する居館とは併存する関係にある。

余談ではあるが、この遺跡における 9 世紀～ 11 世紀前半の集落と、これ以後の中世的集落を比べると、建物群のまとまり方にあまり大きな違いがない。このことは、ほかの中世前期 1－1 類とやや異なる。

以上、野路岡田遺跡の居館は、中世的集落が形成してから半世紀ほど後に、集落の中心的建物群とは推定東山道を挟んで対岸の位置に出現する。多くの居館が集落の外部にあるのに対して、この居館は集落のほぼ中心を占地する点で異なる。ただし、そうした位置にあっても、居館が出現する前後に中心的建物群が廃絶するなどの大きな変化はみられず、居館が集落に何らかの影響を与えたような状況は想定できない。

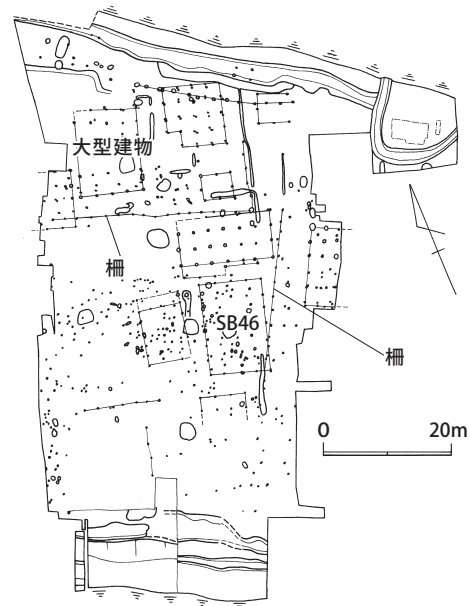
大内城跡⁽¹²⁾ (第38図 京都府福知山市) 当城跡は、竹田川の支流である大内川の開析谷へ張り出す舌状丘陵上に立地する。一帯の字は、「平城」という。丘陵頂部の平坦面をそのまま城域とし、南北100m、東西230mを範囲とする。このうち、発掘調査の対象になったのは主郭部だけであり、西側の郭の時期はわからない。ただし、報告書によると、西側の郭は後世の再利用に伴って拡張された可能性があると考えられる。

主郭部は台形状の平面形を呈し、南北長は100m、北辺の東西長は100m、南辺の東西長は60mをはかる。郭内において、12世紀前半～13世紀前半、14世紀～16世紀の遺構が検出された。これらの遺構について、報告書では4期にわたる変遷を設定し、I期～II期(12世紀前半～13世紀前半)を中世前期の大内城跡としている。

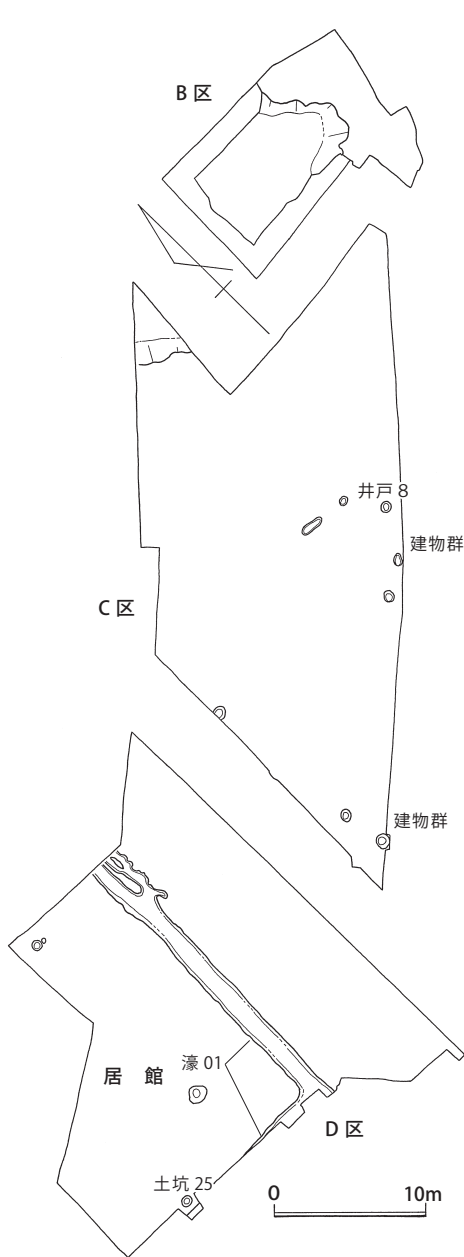
I期は柵が設けられ、その内側に1棟の建物が建てられる。その外側には建築面積120㎡をはかる大型建物をはじめ、多数の建物が建築される。この段階の建物は、柵の内外に関わらず、大小の格差がない。II期には、建築面積が150㎡をはかるSB46をはじめとする大型建物3棟が建ち並ぶように変化する。これら3棟の規模にも、顕著な違いはない。その周囲に小型建物も復元されているが、その数は少ない。このように、主郭部には2時期にわたって複数の大型建物が展開する。しかし、これらの建物の規模に大きな差がないため、どの建物が主屋になるのか、特定できないという特徴がある。よって、中世前期の大内城跡は個人が居住する居館というよりも、施設的な性格を想定した方が適切かもしれない。

中世前期における大内集落は発掘調査によって把握されていないが、居館は舌状丘陵という集落から隔絶した立地にある。このような地形上の特徴から、居館と集落の間に親密な関係は想定できない。

ところで、大内城跡は六人部荘の荘官の居館と推定されている。六人部荘とは、竹田川と土師川が合流する盆地に展開する長田集落を中心に、大内・宮の一带を範囲とする。特に、竹田川と土師川の合流点にあって、山陰道が交差する位置にある多保市は、『康富記』文安6年(1499)6月条に記された「トウ市場」に比定でき、現在の集落形態をみても荘内流通拠点の可能性が高い。その多保市が、長田集落の東端に接することも、長田が六人部荘の中心的な村落にあたることを傍証する。これに対して、大内城跡は狭小な開析谷である大内にあり、長田までは把握できない。よって、大内城跡は六人部荘大内の荘官である可能性はあっても、六人部荘全域を支配する荘官とは考えにくい。



第38図 大内城主郭部 (I～II期)



第 39 図 中町西遺跡 (中世前期)

⁽¹³⁾
中町西遺跡 (第 39 図 奈良県天理市) 当遺跡は縄文時代～平安時代の集落遺跡であり、奈良盆地の中で最も標高が低い地域の自然堤防上に展開する。遺跡の西方には、中世後期までに形成したであろう八条町 (伊豆七条環濠) 集落が展開する。

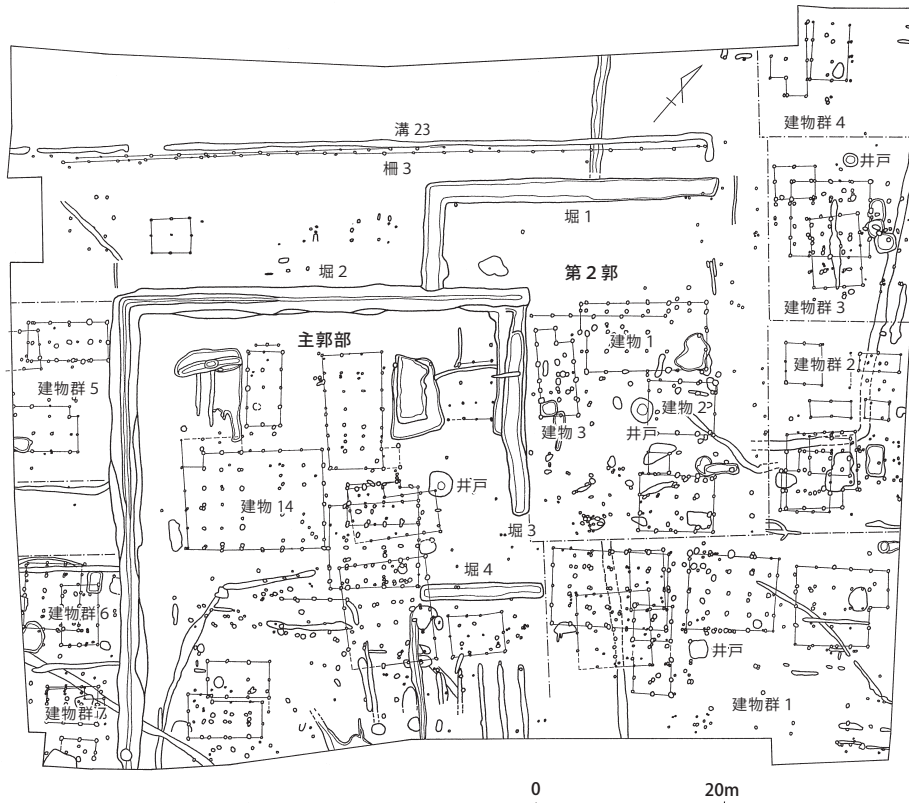
発掘調査では古代・中世の集落関連遺構が確認されたが、このうち C 地区では中世前期の集落の一部、D 地区では 10 世紀後半の建物群に伴うと考えられる土坑などの遺構群と中世前期の居館に伴う濠 01 が検出された。なお、D 区における 10 世紀後半の遺構群は 11 世紀に継続しない。また、幅 2.0～3.5m、深さ 0.7m をはかる濠 01 の最下層からは、Ⅱ-B 期の大和型瓦器碗が出土しており、12 世紀前半に掘削されたと推定される。10 世紀の建物群と濠 01 には 1 世紀以上の時期差があり、さらにその周囲に連続する時期の遺構は検出されていないので、居館の出現が 10 世紀にさかのぼる可能性はない。

濠 01 の内側において井戸 1 基と土坑 1 基が確認されたものの、これらは散在的に分布しており、遺構群としてのまとまりは想定しにくい。濠 01 をもとに居館の東・南端は特定できるが、調査範囲が限定されているため、居館の東辺が 48 m 以上になる以外の規模・構造は明確にできない。

なお、濠 01 の出土遺物をもとに、居館は 12 世紀後半まで確実に継続すると言えるが、検出された遺構は非常に少ないため、現段階では廃絶する時期は特定できない。

一方、C 地区では中世前期の井戸などの遺構が比較的多く検出されており、この付近に複数の建物群が

展開したと推定できる。遺構の多くは 12 世紀前半の所産となるが、井戸 8 は 11 世紀末にさかのぼるので、建物群はこの時期までに出現したと考えてよい。また、中世的集落は一般的に集落が形成すると中心部から外周部にむかって拡大する傾向があり、そのため外側になるほど建物群の時期は新しくなる。このことをふまえると、調査区の周辺に展開するであろう中町西遺跡の集落中心部は 11 世紀末までに形成し、居館はその外部に建設された可能性がある。もちろん、集落中心部が確認できなくても、C 区の建物群は居館に先行して出現することは間違いない。よって、居館が集落の形成に関与した可能性は全くなく、集落との関係も希薄であったと言える。

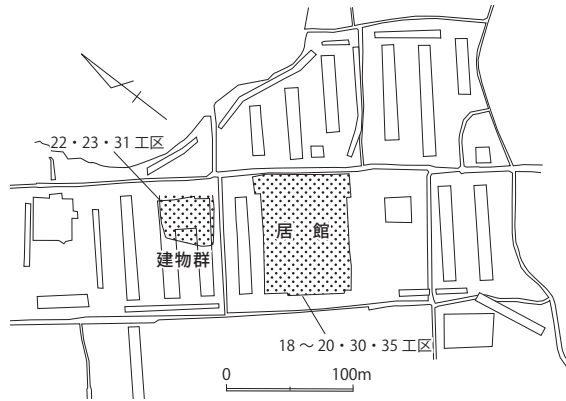


第40図 和気遺跡（今福地区 18～20・30・35 工区）

⁽¹⁴⁾
和気遺跡（第40・41図 大阪府和泉市）当遺跡は、槇尾川と松尾川に挟まれた段丘上に展開する集落遺跡である。居館（第40図）は、今福地区 18～20・30・35 工区において検出された。なお、当遺跡の報告書が刊行されたのは昭和 56 年（1981）で、和泉型瓦器碗Ⅱ期～Ⅲ期の年代観が大きく修正される以前のものである。このため、報告書と本論で示した年代観では異なるところがある。

報告者である灰掛薫は、居館について 3 期にわたる変遷を設定した。これを参考にすると、以下の変遷をたどることになる。第 1 期（12 世紀前半）は堀 2 が掘削される時期で、第 2 郭の建物 1～3 と建物群 1・2 によって構成される。第 2 期（12 世紀中頃～13 世紀前半）には、主郭部に大型建物が出現し、その周囲に多くの建物群が展開するようになる。第 3 期（13 世紀中頃以降）は堀が埋没した後の時期となるが、報告書にこの時期の遺物は記載されていない。よって、居館は堀が埋没する 13 世紀中頃に廃絶したと考えられる。

第 2 期における居館の様相をみると、居館の北西端は柵 3 と溝 23 で仕切り、その南に堀 1～4 を巡らせる。堀の内側には、建築面積 130㎡をはかる建物 14 などの大型建物があ、これらによって主郭部が構成される。堀 3 を挟んで、主郭部の北東には建物 1 などからなる第 2 郭、さらにその東には 4 つの建物群（建物群 1～4）が展開する。これらの建物群は、それぞれ 60㎡前後の総柱建物を主屋としている。その規模は、中世的集落を構成する B 型建物群と同等であり、それぞれの建物群には別々の家族が住んだと考えられる。また、主郭部の南西側にも、3 群の建物群（建



第 41 図 和気遺跡（今福地区）調査区配置図

物群 5～7) が展開する。このように、居館は主郭部の周囲に、多数の建物群が集合する構造となる。このうち、主郭部と第 2 郭、建物群 1 には井戸が付属するものの、建物群 3 を除いてその周囲の建物群には見当たらない。

居館のうち主郭部は、堀 2 の長さから北西辺 45m、南西辺は 50m 以上をはかる。周辺の建物群を含む居館の規模は推定したが、北西端に設けられた柵の検出長は 75m

となる。なお、これらの堀や柵は全周することなく、その内側には土塁の痕跡もない。よって、堀や柵は居館や主郭部の内外を区画する機能はあっても、防御を目的として設置したとは考えにくい。

居館は主郭部を中心に、その周囲に従属的な建物群が展開するとおり、建物の配置には主従関係が反映されていると言えるだろう。しかし、この居館からは、その住人を武士に比定するだけの特徴的な遺物は出土していない。

ところで、この居館の北西 42m に位置する 22・23・31 工区（第 41 図）では、別の建物群が展開する。この建物群は、主屋となる 80㎡前後の総柱建物と、若干の小規模な副屋によって構成されており、B 型建物群に比定される。建物群の時期は 12 世紀初頭～13 世紀初頭（和泉型瓦器碗Ⅱ-1 期～Ⅲ-2 期）に求められる。しかし、居館では 1 点しか出土していない「て」の字状口縁を有する土師器小皿が、この建物群から多く出土している。このような遺物の様相をもとにすると、建物群は 11 世紀末までに出現したと言える。なお、この建物群以外に明確な建物群は見当たらないが、中世前期の遺構は散在的に検出されている。よって、11 世紀末～12 世紀初頭に形成する中世的集落が、付近に展開する可能性がある。

居館が出現するのは、22・23・31 工区の建物群が出現した後のことであり、これらに密接な関係は認められない。さらに、当地域における条里地割の主軸方向は北東に 45°ほど傾くが、22・23・31 工区の建物群と同じく、居館の建物等も条里地割の規制を受けている。つまり、居館は条里地割が施工された後に出現したのであり、それは条里地割による耕地開発の主体ではなかったことも意味する。

⁽¹⁵⁾**観音寺遺跡**（第 42 図 大阪府松原市）当遺跡は、東除川と西除川に挟まれた段丘上に位置する集落遺跡である。遺跡の北東には会賀牧・会賀荘（皇室領他）が広がり、南方には丹南鋳物師の集落として知られている真福寺遺跡が展開する。近畿自動車の建設に伴う発掘調査において、B 地区から居館が検出された。これ以外にも、C～E 地区で中世前期の集落の一部が確認されている。

B 地区の居館は、周囲に巡る大溝 B-1 をもとに南北 53m 以上、東西 20m 以上の規模をはかる。また、大溝 B-1 は A 地区で検出されていないので、南北半町の規模と推定される。居館の大部分は調査区外にあるため、内部の構造は明確ではないが、大溝 B-1 の中央には土橋とされる遺構があり、その西側正面に数棟の建物が展開する。復元された建物のうち、最も大きいのは桁行 7

間・梁行2間の建物B-4で、建築面積は77㎡をはかる。

居館の変遷について、報告書ではまず数棟の建物（建物B-1・井戸B-1他）が出現し、間もなくしてその周囲に大溝B-1が掘削されると推定している。しかし、第1期の遺構から出土した遺物は、大溝B-1と同じ時期のものであり、第1期のうちに大溝B-1は掘削されていたことは明らかである。したがって、居館は報告書で示されているような大型建物群から発展的に変化したものではなく、当初から堀を巡らした居館として建設されたことになる。

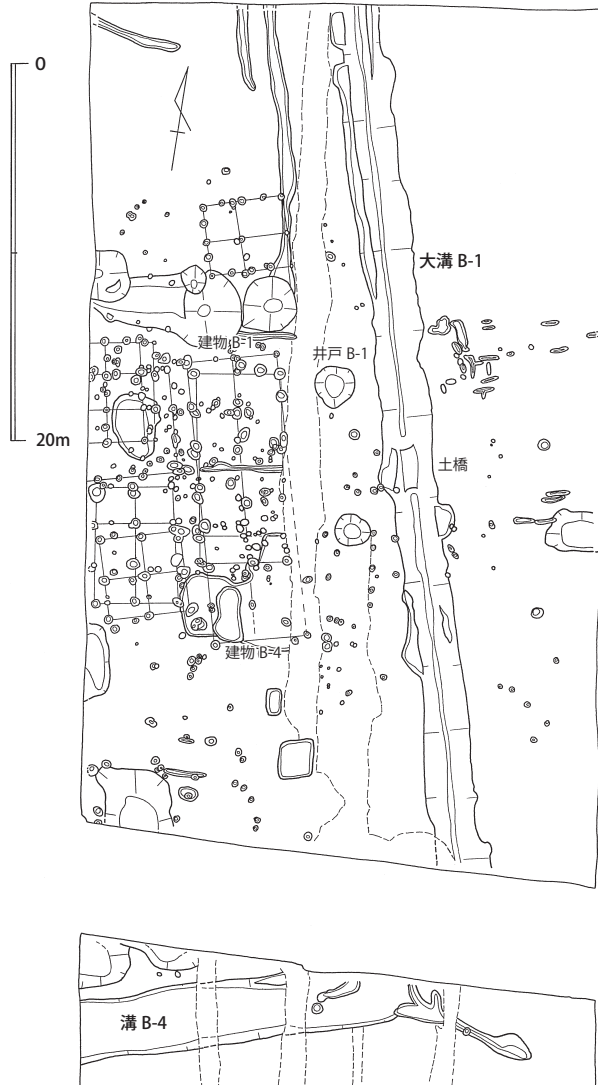
なお、第1期は12世紀中頃（和泉型瓦器碗Ⅱ-3期）で、第2期は13世紀前半（和泉型瓦器碗Ⅲ-2～3期）に比定される。このことから、居館は12世紀中頃に出現し、13世紀中頃までに廃絶すると言える。

ところで、居館の南方にあるD地区では、13世紀前半～14世紀前半（和泉型瓦器碗Ⅲ-3～Ⅳ-4期）に展開する単独の建物群が確認されている。その南のE区でも12世紀前半～14世紀前半（和泉型瓦器碗Ⅱ-2期～Ⅳ-4期）の集落が検出されている。E区の集落を構成する建物群の中には、溝を挟んで建ち並ぶものもあり、中世前期2類となる可能性がある。しかし、出土遺物の内容には、その可能性を補強するような特徴はみられない。ここでは、E区の集落が、居館より早くに出現していることを特筆しておきたい。

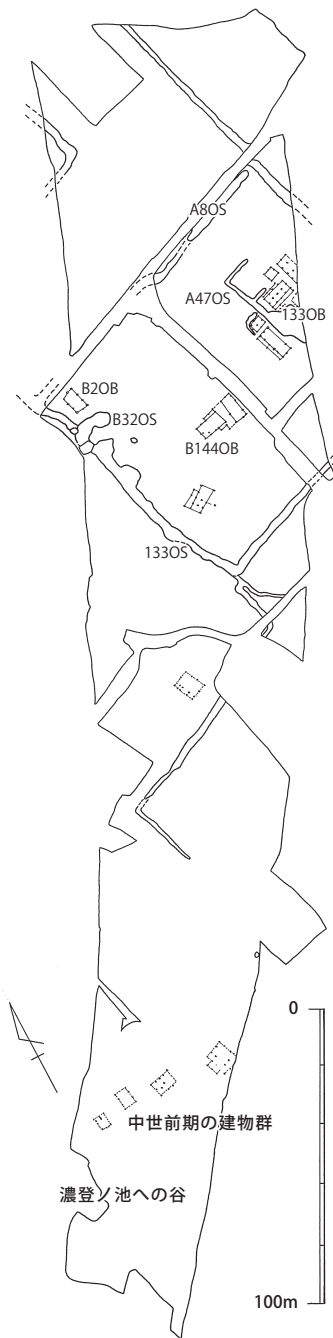
観音寺遺跡の居館の近隣に建物群はみられず、集落とは離れている。そして、集落よりも遅れて出現している点は、他の居館と共通する。

大庭寺遺跡⁽¹⁶⁾（第43図 大阪府堺市）当遺跡は、古墳時代の須恵器生産拠点として知られているが、中世前期の居館と集落も確認されている。このうち、居館は梅丘丘陵上の平坦部に立地する。

居館は南北82.5m、東西110mをはかる。その周囲には、幅2.1～3.1m、深さ0.6mの溝1330Sや、幅3.0m、深さ0.6mのA800Sが巡る。内部には幅2.2m、深さ0.4～0.9mをはかるA470Sが巡らされ、内・外郭による二重構造を呈する。内郭部には1330Bを中心とする建物群があり、そ



第42図 観音寺遺跡（B区）



第 43 図 大庭寺遺跡

の西側には B1440B などの建物が散在的に展開している。

内郭部に位置する 1330B の建築面積は、34.4 m²と小型の部類に属する。また、B1440B の復元については、報告者の間で見解が分かれているが、大型と言えるほどの規模ではない。これ以外に、居館の北西隅に B20B という小型の建物が建てられている。B20B は外堀のすぐ内側にあるので、居館の周囲に土塁が巡る可能性は乏しい。このような居館の構造は、後に述べる津堂遺跡と類似する。特に、内郭部を構成する建物がすべて小規模である点は、その他の居館と大きく異なるので、住人の性格も同列では論じられないと考える。

居館の時期は、西辺の外堀である 1330S から派生した B320S などにおいてⅡ-1～Ⅳ-1期の和泉型瓦器碗が出土していること、内郭部を構成する遺構からもⅢ-1期を中心とする和泉型瓦器碗が出土していることをもとに、12世紀初頭～13世紀中頃に求められる。

一方、居館の南方には、中世前期の建物が散在的に分布している。報告書に、建物から出土した遺物は掲載されていないため、時期の詳細は検討できない。しかし、調査区西方の濃登ノ池に流れ込む小規模な開析谷から出土した遺物の中に、Ⅱ-1期の和泉型瓦器碗も含まれるので、付近の建物群は12世紀前半にはじまると考えられる。また、これらの建物は丘陵斜面近くで検出されているとおりに、集落の外周部にあたると考えられる。したがって、集落の中心部はこれらの建物より早くに出現すると想定できる。このことから、大庭寺遺跡の居館も集落が形成した後に、その外部に出現した可能性がある。

津堂遺跡 (第 44 図 大阪府藤井寺市) 当遺跡は、大和川南岸沖積平野上に展開する集落遺跡である。これまでの発掘調査で、中世前期Ⅰ-1類とする集落と居館が確認されている。このうち、居館については、調査の概要が公表されただけにとどまる。

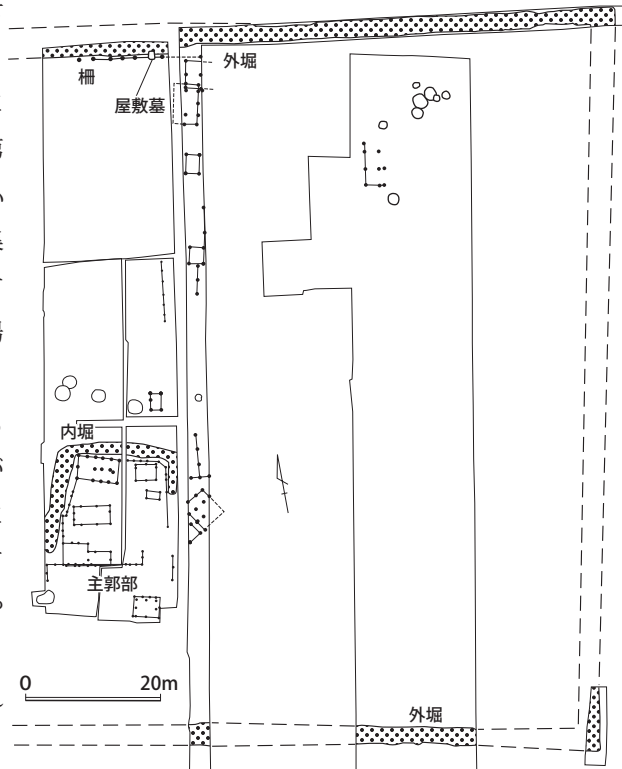
居館の外堀は幅 2.8m、深さ 1.2m をはかり、南北 1 町の範囲に巡らされる。その内部には南北 17m、東西 19m の内堀と柵が巡り、内・外郭の二重構造を呈する。内郭部に復元された建物はすべて小型であり、郭内においても大型のものは復元されていない。外郭部には、散在的に建物と井戸が展開する程度で、ほとんどは耕地として利用されたと考えられる。

居館の外堀と内郭部から出土した最も古い遺物はⅡ-2期の和泉型瓦器碗であり、居館は12世紀前半に突然出現したと言える。また、最新のものは、Ⅲ-3期の和泉型瓦器碗となる。よって、

居館は13世紀中頃までに廃絶すると言
える。

一方、西水川を挟んで120m西方に
位置する集落(中世前期1-1類 第
11図)⁽⁸⁾は、前論で紹介したように中心
的な建物群の周囲に等質的な建物群が集
合する過程を経て11世紀後半に出現す
る。この集落は、12世紀中頃に別の場
所へ移動する。

居館は集落が形成した後に、集落から
離れたところに出現する。また、居館が
出現した後に集落は移動するが、それに
影響されることなく、そのまま展開して
いる。このように、居館が集落の形成や
その後の移動に関与した可能性はなく、
集落と居館の間に密接な関係は認められ
ない。



第44図 津堂遺跡

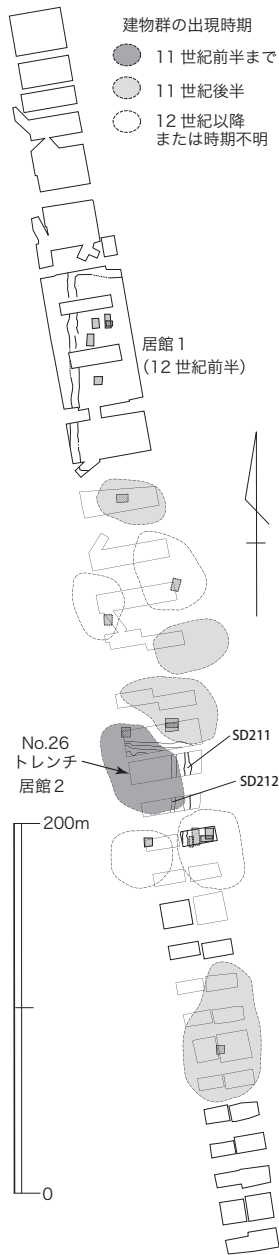
なお、当事例は、大庭寺遺跡と同じ

ように内郭部を構成する建物が非常に小さく、住居として機能したのか、疑問が残る。しかし、出
土した遺物は多く、屋敷墓もある。このため、ここに住人が継続的に生活した可能性は否定できな
い。それを考慮しても、他の居館とは明らかに性格が異なると考えられる。

長原遺跡⁽¹⁸⁾(第45図 大阪府大阪市)当遺跡は沖積地上に位置し、長原荘(西琳寺領他)に比定
される集落遺跡である。近畿自動車道の建設に伴って、(財)大阪文化財センターが発掘調査を行
なった。この後、大阪文化財研究所(旧称(財)大阪市文化財協会)によって継続的に発掘調査さ
れ、中世的集落と居館の実態が明らかにされつつある。⁽¹⁹⁾

この遺跡も前論で紹介したが、ここでは居館の動向に主眼をおいて検討する。なお、センター調
査区では、C区(No.1~3・17・18・51・52トレンチ)とB区(No.25・55・26~28トレンチ)
の2カ所において居館が検出された。本論では、C区の居館を居館1、B区の居館を居館2と呼ぶ
ことにした。

居館1 これまでの継続的な発掘調査によって、東西116m、南北114mの規模を有する単郭
型の居館に復元されている。検出された堀は幅3~3.5m、深さ1.4mをはかるが、広いところ
では上端の幅が4.6mとなる。堀の内側には幅5m前後の空白地帯があり、広瀬和雄⁽²⁾が指摘するよう
に、この部分は土塁跡と推定される。土塁の内側からは、多数の柱穴・井戸・土坑が検出された。
復元された建物はすべて小型であり、この一帯に主屋が展開したとは考えにくい。また、センター
調査区の東側も発掘調査されたが、ここでは建物などの遺構は確認されていないので、居館内部の
空間は様々な用途に使い分けられていたと推測される。よって、主屋は居館の東半部に位置すると



第 45 図
中世前期の長原遺跡
(模式)

考えられる。

ところで、居館 1 内の遺構や堀から出土した最も古い遺物は、II-2 期の和泉型瓦器碗である。また、III-3 期以降の和泉型瓦器碗はみられないので、居館は 12 世紀前半に出現し、13 世紀前半のうちに廃絶したと考えられる。

なお、居館 1 と B 区 No.26 トレンチは 160m ほど離れており、居館 1 は集落の外部に立地する。

居館 2 No.26 トレンチを中心に展開する居館で、検出部分だけでも南北 50m 以上をはかる。居館の周囲には 2 条の堀が、平行するように掘削されている。居館の内側に巡る SD212 は、幅 1.8m 前後、深さ 0.9～1.4m をはかる。埋土からは、II-3～III-1 期の和泉型瓦器碗が出土した。一方、外側の SD211 は幅 2m 前後、深さ 0.5m 前後で、IV-2～3 期の和泉型瓦器碗が出土した。これらの出土遺物から、SD211 と SD212 が併存した可能性は乏しく、居館は 12 世紀末～13 世紀中頃のある時期に拡張されたと考えられる。

居館 2 について注目されるのは、その位置が 11 世紀後半にはじまる中世的集落の形成において、中心的な役割を担った No.26 トレンチの建物群と重複している点にある。しかも、No.26 トレンチの一角で出土した遺物の時期には断絶がなく、建物群は堀が掘削された後も継続している。つまり、この堀は No.26 トレンチの建物群が、居館化するのに伴って掘削されたと言える。なお、居館 2 からは IV-4 期以降の和泉型瓦器碗は出土していないので、SD211 を掘削して間もなく、14 世紀前半に廃絶したと考えられる。

以上、長原遺跡における 2 つの居館を概観したが、ここで注目されるのは集落内とその周囲に二つの居館が併存する点である。これについて、集落の変遷にそって検討することにしよう。

11 世紀後半に、No.26 トレンチの建物群の周囲にいくつかの建物群が集合して、中世的集落(中世前期 1-1 類)が形成される。その後、12 世紀前半になって、集落の北方に居館 1 が出現する。居館 1 が出現して間もなく 12 世紀中頃には、集落形成の中心的な存在であった No.26 トレンチの建物群はその周囲に堀を巡らし、居館へ変貌する。

この段階で、居館 1 と居館 2 は併存することになる。居館 1 は 13 世紀前半に廃絶する一方で、居館 2 は 13 世紀中頃までに SD211 を掘削し、敷地の拡張を行う。しかし、13 世紀後半には周囲に展開した他の建物群は廃絶し、居館 2 は孤立したと考えられる。なお、居館 2 も 14 世紀前半に廃絶し、一帯は耕地へと変わる。

このように、二つの居館が成立する時期や、住人の性格は全く異なる。まず、居館 1 は集落の外

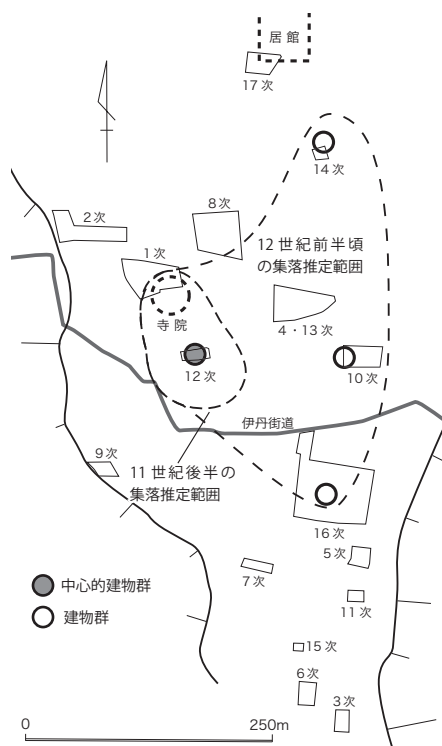
部にあつて、集落より半世紀以上も遅れて、突然出現する。このような過程について、集落の中心的建物群が継続する中、それを超越する規模の居館を建設できるだけの実力をもった人物が、等質的な建物群によって構成される集落の中から出現するとは考えにくい。したがって、居館1の住人はもとの集落成員ではなく、外部の人物と推定できる。一方、居館2は集落内にあつて、しかも集落形成の中心的な存在であつた建物群が居館化したのであり、その当初は集落と密接な関係にあつたと言える。二つの居館が12世紀後半にかけて併存する背景に、居館1と中心的建物群(居館2)をはじめとする集落との間に何らかの対立があつたとしても不思議ではないだろう。また、集落の外部に居館1が存在する以上、中心的建物群が居館2に変化したからといって、直ちに集落の支配者に成長したとは言えない。このことは、堀を巡らして居館化することに象徴性はあつても、村落に対する支配力が生成されたわけではないことを意味している。

長原遺跡の事例も津堂遺跡と同じく、居館が一律の階層や全く同じ性格の住人によって作られたものではないことを示している。

山ノ上遺跡第17次調査区⁽²⁰⁾(第46図 大阪府豊中市) 当遺跡は、起伏の乏しい低位段丘である通称「豊中台地」の西端から南へ派生する舌状丘陵上に展開する集落遺跡である。豊中市北部の荘園に関する情報は極めて少ないが、山ノ上町の旧村落名は轟木村といい、『帥守記』康永4年(1345)8月11日条にみえる「止止岐荘」になると指摘されている⁽²¹⁾。当遺跡におけるこれまでの発掘調査では、居館以外にも中世前期の集落や寺院関連遺構も検出されている⁽²²⁾。

遺跡の北部に位置する第17次調査区では、幅4.0m、深さ0.5mをはかる溝が検出された。この溝は東西方向から北方へ屈折し、検出部分では「L」字形を呈する。溝下層の堆積土は均質な灰色粘土で、水が流れた痕跡は全くみられないことから、居館の周囲に巡らされた堀と推定される。なお、溝最下層からはⅡ-1期の和泉型瓦器碗が、また先の自然堆積層の上面ではⅡ-3期の和泉型瓦器碗が出土している。よって、居館は12世紀前半にかけて存続したと考えられる。なお、この周囲の遺構から11世紀の遺物は出土しなかったため、居館が12世紀初頭以前に出現する可能性は乏しい。

一方、この調査区から300m南に位置する第12次調査区では、11世紀前半までに出現して、13世紀後半に継続する建物群があり、その周囲の調査区では12世紀の建物群が確認されている。この状況をふまえると、山ノ上遺跡の集落は第12次調査区の建物群を中心に形成した可能性がある。また、12世紀前半に出現する建物群は第12次調査区から離れており、集落域の拡大が想定できる。よって、集落が形成する時期は、豊中市内や



第46図 中世前期の山ノ上遺跡 (模式)

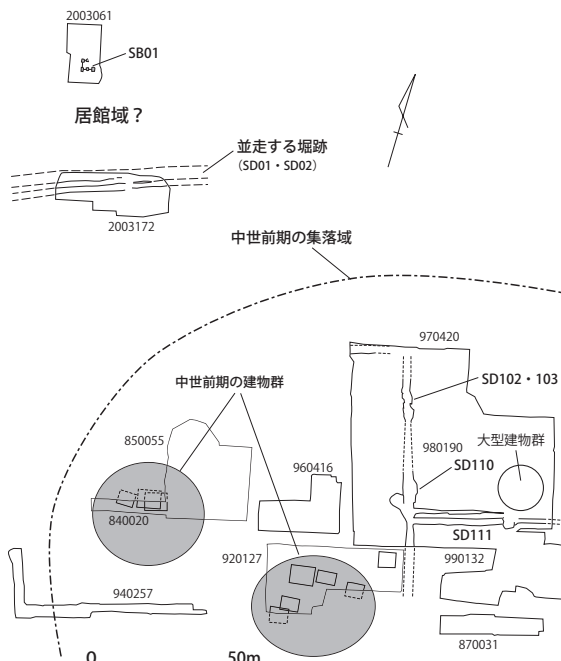
その周辺における中世前期1-1類と同じく、11世紀後半になると考えられる。そして、第12次調査区の北方50mに位置する第1次調査区では、梵字瓦を含む大量の屋根瓦が出土しており、その近辺に中世前期の寺院が存在することが確実視されている。その第1次調査区は集落の推定範囲内にあって、居館とは250mも離れている。

山ノ上遺跡における中世前期の集落の実態は、まだ十分にわかっていない。しかし、当遺跡において、11世紀後半に集落が形成した後、12世紀になって居館が出現する過程は見通せる。その居館と集落の間には相当の距離があり、寺院を建立した主体も集落成員と考えられる。このように、集落・寺院と居館との間に密接な関係は認められず、居館は孤立した存在と言える。

楠・荒田町遺跡⁽²³⁾ (第47図 兵庫県神戸市) 当遺跡は、六甲山系の裾野に広がる緩斜面上に展開する集落遺跡である。遺跡東方の雪の御所遺跡・平野祇園遺跡と共に、「福原京」伝承地の範囲に含まれる。このことから、当遺跡の中世集落関連遺構は、福原京との関係が考慮されてきた。特に、神戸大学附属病院で行なわれた発掘調査では、その関連が強く推定される遺構を検出したと、兵庫県教育委員会は報告している。

その調査区の一つである2003172では、幅2.1～3.0m、深さ1.1～1.7mをはかるSD01と、幅1.6～2.1m、深さ1.2～1.8mのSD02が平行する状態で検出された。また、2003172の北方約30mに位置する2003061で検出した掘立柱建物跡(SB01)は物見櫓と想定され、居館に伴う遺構として注目を集めた。さらに、2003172の南東約150mのところに位置する980190において、「L」字状に配置された庇付の大型建物(大型建物群)を検出したが、これも福原京関連の建物群になる可能性を指摘している。

たしかに、2003172において検出されたSD01・02の規模は、居館に伴うものと判断して妥当



第47図 楠・荒田町遺跡

である。このうち、SD01の最下層から出土した和泉型瓦器碗はⅢ-1～2期であるが、土師器皿や東播系須恵器碗には12世紀前半のものもみられる⁽²³⁾。よって、SD01は福原京の造営より、半世紀近くも前から機能していたことになる。2003061で検出されたSB01は、柱穴の基底面に鑿痕がある礎盤石を据えるもので、直径30cmほどの柱痕が断面で確認されるなど、特殊な建物と言える。ただし、この建物からは、体部内面をナデで平滑にした須恵器甕が出土した以外に、時期が確認できるほどの遺物は報告書に掲載されていない。体部の内面にナデ調整を施す須恵器甕は古代のものにみられるが、中世前期の東播系須恵器にはない。また、調査区において、古墳時代の遺物が多く出

土していることをふまえると、この建物は古墳時代もしくは古代の所産となる可能性があり、居館に伴うとは断言できない。

一方、980190 で検出された大型建物群も、遺物がほとんど出土していないため、その時期は特定できない。しかし、建物・柱穴の形態などは、10 世紀頃の B 型もしくは C 型建物群に相当する。さらに、この調査区とその南隣りの 920127 などの一帯で検出した建物群をはじめとする集落関連遺構は、一部に古代の遺構を含みつつも、12 世紀～14 世紀初頭まで継続的に展開する。しかし、これらの遺構から、権力や財力を象徴するような遺物は出土していない。このうち、98190 の SD110・111 は、15 世紀にかけての遺物も含み、用水路として機能したと考えられる。よって、この一帯が福原京に含まれる可能性は非常に乏しく、一般的な中世的集落が展開したと評価した方がよいだろう。

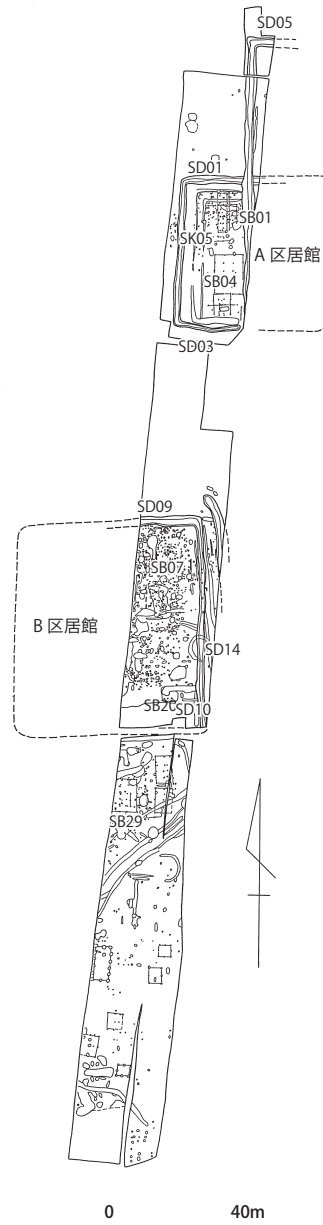
楠・荒田町遺跡（神戸大学附属病院構内）において、2003172 の一帯に展開するであろう居館は、集落外部に立地する他の居館の特徴と共通し、福原京との関係を積極的に想定するだけの根拠は認められない。したがって、発掘調査当時の評価は、そのまま踏襲できないと判断する。

なお、筆者は調査区の状況をもとに、980190 や 920127 一帯に広がる集落を中世前期 1-1 類とし、2003172 の周囲には福原京とは関連しない居館が展開すると考える。

宝林寺北遺跡⁽²⁴⁾（第 48 図 兵庫県たつの市）当遺跡は、揖保川旧河道と浦上井に挟まれた段丘平坦面に展開する集落遺跡である。報告書によると、文和 3 年（1354）に作成された『大徳寺領小宅荘三職方条坊坪付図』をもとに、当地域は浦上荘に比定されるという。これまで 2 次の発掘調査が行われ、第 1 次調査区では中世前期の集落と墓地が、第 2 次調査区では 2 つの居館が検出された。ここでは、第 2 次調査区で検出された居館を、調査区の名称にちなんで A・B 区居館と呼ぶことにして、それぞれの特徴を検討する。

A 区居館 A 区居館は、B 区居館の北方 54m のところに位置する。南北 42m、東西 21m 以上の規模をはかる。幅 2m 前後、深さ 0.25～0.45m の外堀（SD01）の内側に、幅 2～3m の基底部分を有する土塁を北辺と西辺に巡らす。南辺は土塁裾野部に掘削された SD03 の溝幅が大きく広がることから、この部分に土塁が築かれた可能性は乏しい。

郭内は柵によって区画されているが、単郭構造となる可能性が高い。検出部分において復元された建物のうち、最大のもは SB04 で、建築面積は 84㎡をはかる。それに次ぐ SB01 は 47㎡と



第 48 図 宝林寺北遺跡
第 2 次調査区

格段に小さくなる。郭内では柱穴が多く検出されているものの、建物はあまり復元されていないので、他に大型の建物が存在する可能性は十分に残っている。

居館から出土した遺物をみると、Ⅲ-1期の和泉型瓦器碗が最も古く、12世紀後半に出現したと考えられる。また、SK05の出土遺物に龍泉窯系青磁Ⅲ類環が含まれるものの、14世紀の遺物はないので、13世紀後半に廃絶すると言える。この後、SD05が掘削されるものの、この溝の時期は明確ではない。溝の北側は東へ屈折するため、居館の外堀になる可能性も残るが、報告書の所見では埋土の堆積状況をもとに浦上井から引き込まれた用水路とされている。

B区居館 検出部分から南北58m以上の規模となるが、C区で南辺を区切る堀跡は確認されていないので、61mを越えることはない。東西長は、検出部分から22m以上となる。外周には幅3.0m、深さ0.4mをはかる堀(SD09)を巡らす。その内側には、遺構が多く分布するため、土塁は築かれなかったと言える。また、検出部分を見る限り、郭内をさらに区画する堀割などは認められないことから、単郭構造となる可能性が高い。

郭内には、多数の建物が復元されている。最大の建物は建築面積109㎡をはかるSB07で、それ以外の建物は建築面積が9～20㎡と35～40㎡の二つのグループに分かれる。このうち、後者のグループは居住できる規模と言え、建物の格差には主従関係が反映された可能性も残る。

居館内の遺構をみると、SB20から出土した遺物に11世紀後半以前のものが1点含まれるものの、これ以外はすべて12世紀の所産である。また、居館の外堀が掘削されるのは、12世紀初頭以降になる。よって、SB20と居館は時期的に断絶があり、SB20が居館へ発展する過程は想定できない。一方、郭内における最新の遺物はSD10から出土したⅢ-1～2期の和泉型瓦器碗で、外堀が埋没した後に掘削されたSD14は13世紀前半(大和型瓦器碗Ⅲ-B期)となる。このことから、B区居館は12世紀末～13世紀初頭の間廃絶すると言える。

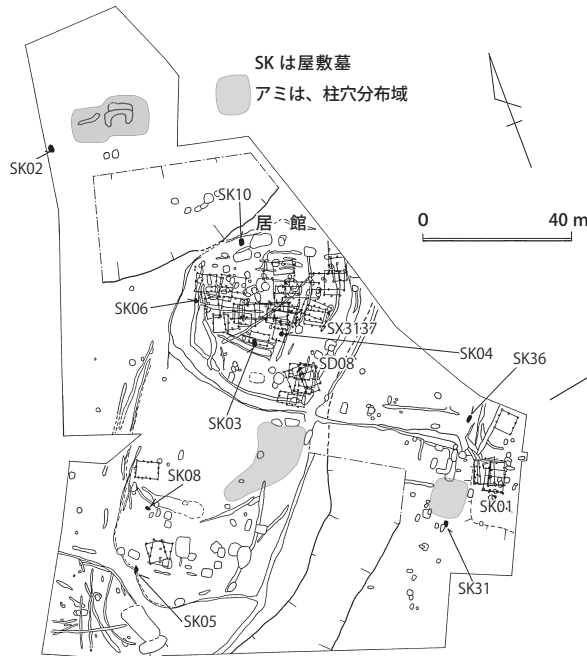
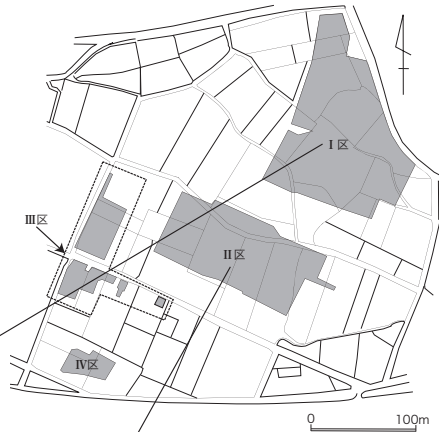
以上、宝林寺北遺跡における二つの居館について、それぞれの特徴を検討した。この結果、A区居館は12世紀後半～13世紀後半に、B区居館は12世紀前半～13世紀初頭に展開することが判明した。これら二つの居館の出土遺物をみると、一時的に併存する可能性がある。このことをもとに、B区居館が廃絶するのに先行して、A区居館が建設されると考えておきたい。

なお、B区居館の南側に若干の建物が展開する。このうち、SB29から白磁Ⅳ類碗が出土しているので、これらは併存した可能性がある。しかし、遺物の出土量が少なく、建物群が継続した期間は確定できないため、居館との関係は判断しなかった。

宝林寺北遺跡第1次調査区⁽²⁵⁾では、中世前期の建物群と墓地が検出されており、この一帯に集落が展開したと推定できる。この建物群は11世紀後半に出現して、14世紀に継続する。また、硯が出土しているので、荘内流通拠点の一部となる可能性もある。この建物群から、浦上荘における集落の編成は11世紀後半に行なわれた可能性が高く、B区居館は集落が編成された後に、その外部に出現したことになる。

戸原麦尾遺跡⁽²⁶⁾(第49～51図 福岡県粕屋町) 当遺跡は、多々良川西岸の氾濫原に立地する集落遺跡である。遺跡が展開する戸原麦尾一帯は、糟谷西郷戸原村に比定される。発掘調査はI～Ⅳ区に分けて行なわれたが、このうちI区に居館を中心とする集落(中世前期1-2類 第50図)

第49図 戸原麦尾遺跡調査区位置図



第50図 戸原麦尾遺跡Ⅰ区



第51図 戸原麦尾遺跡Ⅱ区

が、Ⅱ区に中世前期2類とする流通拠点（第51図）が確認された。

Ⅰ区で検出した居館は11世紀後半に建物群として出現するが、居館の内部は遺構が密集しているため、この時期の状況は復元できない。建物群が居館に変化するの、最大

幅2.1m、深さ0.4~1.1mをはかるSD08などの外堀が掘削される段階である。SD08から出土した遺物は乏しく掘削時期は明確ではないが、その東側に沿って検出されたSX3137の出土遺物をもとに12世紀中頃とされる。居館は一辺45m前後をはかり、不整形形状の平面形を呈する。主軸も、北東方向に大きく傾く。これは、第49図に示したとおり、地形の制約を強く受けたためか、その周辺に条里地割が施工されていないことに起因すると考えられる。よって、居館の住人がその周囲の耕地開発を行ったとしても、条里地割に基づく開発を主導しなかったと言える。

一方、居館の周辺には、4つの建物群が確認されている。このうち、時期が判明するものは、12世紀後半に展開しているように、居館よりも遅れて出現した可能性が高い。このことをもとに、居館が成立した後に、その周囲に集落が形成しはじめる過程が復元される。

そのⅠ区から南へ100mのところ位置するⅡ区では、明らかに中世前期2類とする流通拠点が展開している。この集落は、5区画程度の建物群によって構成される小規模なものであるが、天目茶碗をはじめとする希少種を含む多種多様な輸入陶磁器や「絵馬」といった特異な遺物が出土して

おり、明らかに I 区とは異なる様相を呈する。この流通拠点も、12世紀後半に出現する。

戸原麦尾遺跡において集落と流通拠点が形成する契機は、11世紀後半にはじまる建物群が12世紀中頃に居館へ変化することに求められる。よって、居館は集落形成の中心的な役割を担い、流通拠点の設営も主導したと考えられる。つまり、居館の住人とは11世紀後半～12世紀前半にかけて在地で成長した人物であり、戸原村という地域を形成する上で中心的な存在となって、さらに集落が形成した後はこれを超越する存在として君臨したことを意味する。このような居館と周辺の集落にかかる変遷は、これまで武士の階層概念とされた「在地領主」のあり方とまさに一致する。ただし、出土した遺物から、居館の住人が武士であるという確証は得られていない。

なお、戸原麦尾遺跡の居館や周辺に展開した集落・流通拠点は、すべて14世紀前半までに廃絶する。この後、Ⅲ区の一帯に中世後期の建物群が展開することから、この時期に集村化に伴う集落の移動があったと考えられる。ただし、中世後期における居館の展開は不明であり、集落との関係は判然としない。

12世紀に出現するその他の居館 これ以外にも12世紀に出現する居館で、集落との関係が判明するものは少なくない。上小名田遺跡⁽²⁷⁾（第1図 兵庫県神戸市）では八多川西岸に10世紀に出現する建物群（SB01・03・04・16・20）の周囲において、11世紀後半から集落（中世前期1-1類）が形成される。そして、12世紀前半になると、対岸に居館が出現する。この後、居館と集落および中心的建物群は、八多川を挟んで対峙するような状態で、1世紀以上にわたって併存することになる。なお、上小名田遺跡の居館は周囲に堀などを巡らさないが、SB01の建築面積が260㎡をはかるなど、建物の規模が集落のものに比べて傑出することから、居館として扱った。鹿田遺跡⁽²⁸⁾（岡山県岡山市）でも、11世紀後半に中世的集落が形成した後、12世紀前半に居館が出現する。この集落と居館については、山本悦世が検討しているので、そちらを参考にしていきたい。このように集落との関係が判明するもののうち、戸原麦尾遺跡以外はすべて集落が形成した後に出現する。

その他、集落との関係が判明しないものとしては、大矢知山畑遺跡⁽²⁹⁾（三重県四日市市）、新賀・木原遺跡⁽³⁰⁾（奈良県橿原市）、佐知遺跡⁽³¹⁾（大分県中津市）、才田遺跡⁽³²⁾（福岡県朝倉市）、砥上上林遺跡⁽³³⁾（福岡県筑前町）、二本木前遺跡⁽³⁴⁾（熊本県南阿蘇村）などが挙げられる。これらの居館も12世紀に出現し、14世紀までに廃絶することが確認されている。

3. 13世紀に出現する居館

堅田B遺跡⁽³⁵⁾（第52・53図 石川県金沢市）当遺跡で検出された居館は、森下川北岸の段丘上に位置する。居館の南側は小原往来（小原越）に面する一方で、背後の丘陵頂部には山城である堅田城が築かれている。

報告書を執筆した向井裕知によると、当地域は井家荘の範囲に含まれる可能性を指摘している。しかし、井家荘は津幡を中心に平野部の北方に広がる荘園であり、平野の南部に流れ込む森下川の上流域にある閉鎖的な開析谷まで、その範囲に含まれるとは考えにくい。一方、森下川の流域をみると、堅田集落の上流には「河原市」という集落が展開している（第53図）。発掘調査によって

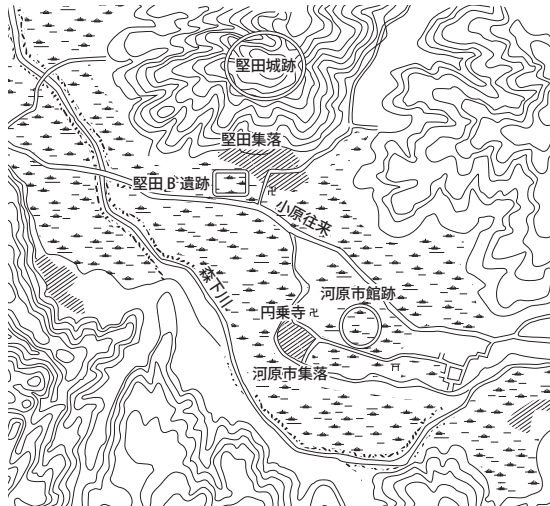


第52図 堅田B遺跡

確かめられたわけではないが、その地名から河原市集落は中世の流通拠点になる可能性がある。これらのことをあわせて考えると、流通拠点と複数の集落が開析谷という閉鎖的な空間において、一つの領域を構成すると想定できる。また、当地域は永正2年（1505）に初見する五箇荘に比定されると指摘しているが、領域型荘園の立荘は13世紀に行なわれなくなるので、五箇荘が平安時代にさかのぼって存在した可能性は十分にある。よって、筆者は森下川流域の開析谷を一つの荘園と見なして、この一帯を五箇荘と考える。

堅田B遺跡で発見された居館（第52図）は、検出部分で南北90m以上、東西70m以上の規模をはかり、レーダー探査の結果をもとに南北105m、東西95mになると推定されている。居館の周囲に巡らされた堀は幅4～5m、深さ0.8m前後をはかる。西辺の堀の内側には基底部の幅6m前後をはかる土塁跡が、北辺の堀に沿って杭列が検出されている。

居館の成立時期は、堀から出土した巻数板の紀年銘や出土遺物によって、13世紀中頃に求められている。また、居館の周囲に巡らされた堀は14世紀後半に埋没し、その後再掘削された形跡は認められていない。ただし、郭内において15世紀前半までの遺構が確認され、近世の遺物も出

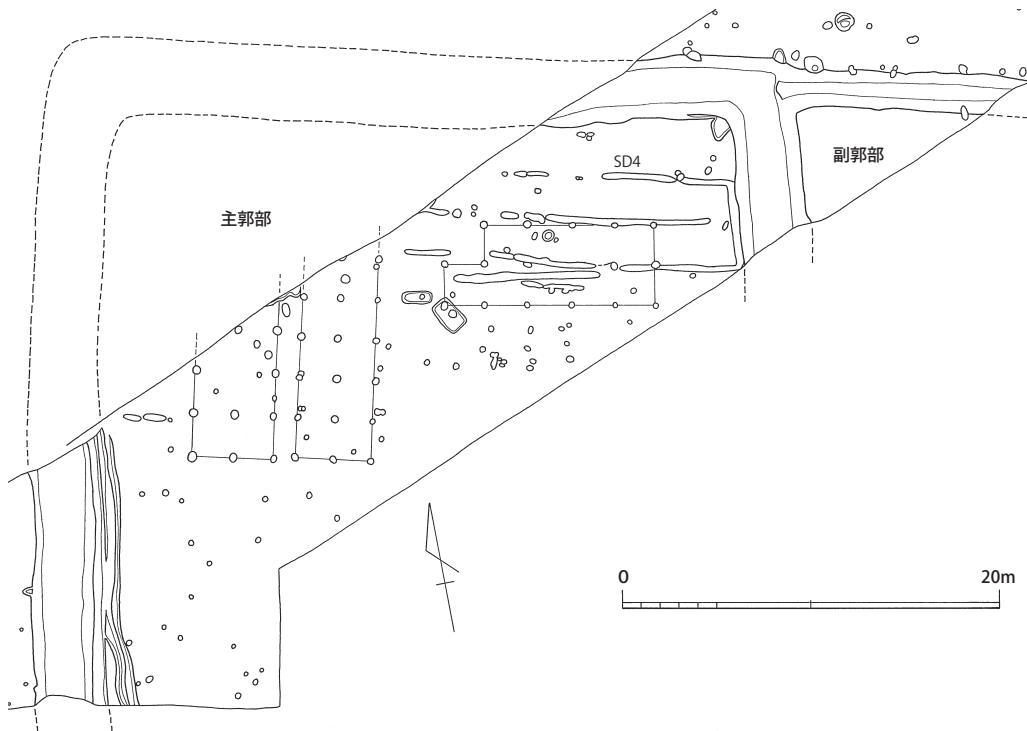


第53図 森下川流域における居館・集落の分布
(模式)

土していることから、堀が埋没した後も建物群が断続的に展開したと考えられている。堅田B遺跡の背後（北側）にある堅田城との関係について、これら二つの遺跡を連絡するような遺構は確認されていないので、いわゆる「住む城」と「戦う城」という関係はなかったと報告されている。ただし、堅田城が築城された時期は、発掘調査によって確定されたわけではない。よって、居館と山城に一体的な関係がなかったとは、まだ断言できない。

また、堅田B遺跡から東へ30mのところ、現在の堅田集落が展開する。この集落は集村の形態を呈する。北陸における中世の一般的な集落（中世前期1-1類）が集村化する時期は、水橋金広・中馬場遺跡や後に述べる宮永ほじ川遺跡の事例から15世紀後半になることが判明しており、堅田集落もこの時期に形成した可能性がある。その場合、堅田集落が出現する以前に、堅田B遺跡の居館はその機能を停止したことになる。

⁽³⁶⁾
河原市館跡（第53・54図 石川県金沢市）当居館は、堅田B遺跡の南東約500mのところ、同じ森下川流域の開析谷北岸の段丘上に立地する。小原往来からは、南へ約75mのとこ



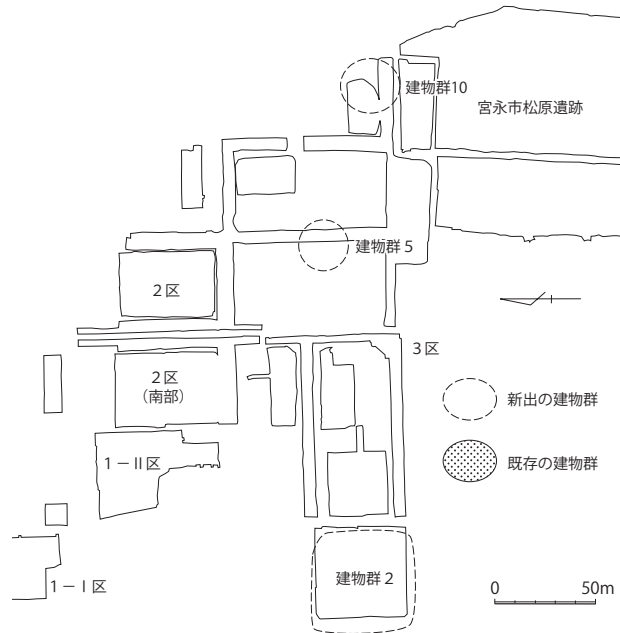
第54図 河原市館跡

ろにある。

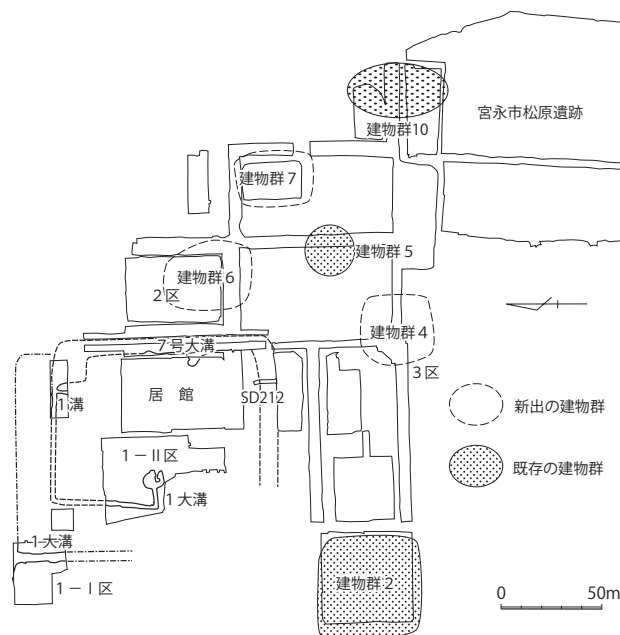
居館は主郭部の東側に副郭部を伴う構造で、主郭部は南北 34.8m 以上、東西 35m 以上をはかり、副郭部を含めると東西 53m 以上となる。居館の周囲に巡らされた堀の幅は 3.2～3.5m、深さ 0.8～1.0m、副郭部の堀は幅 1.8m、深さ 0.5m をはかる。北辺の堀に沿って、小規模な溝 (SD4) が平行することから、基底部の幅 3m をはかる土塁があった可能性がある。主郭部で検出された 3 棟の建物は 2 間×5 間前後で、建築面積は 50㎡前後と中型の部類に属する。また、居館の範囲が大きく広がる可能性は乏しく、他に大型建物が展開する余地はない。

出土遺物から、居館は 13 世紀のうちに出現し、15 世紀頃まで継続するとおり、堅田 B 遺跡と同じ時期に展開する。しかし、検出した部分では特に大型建物が複雑に重複する状況はなく、また遺構密度は希薄で、出土遺物の総量も極めて少ない。このような調査区の状況から、河原市館跡には堅田 B 遺跡のような生活感は認められず、住人が常住したとは考えにくい。河原市館跡は、一時的に宿泊するために供された宿舎的な施設となる可能性があって、二つの居館の機能や住人の性格には大きな違いがあると指摘できる。

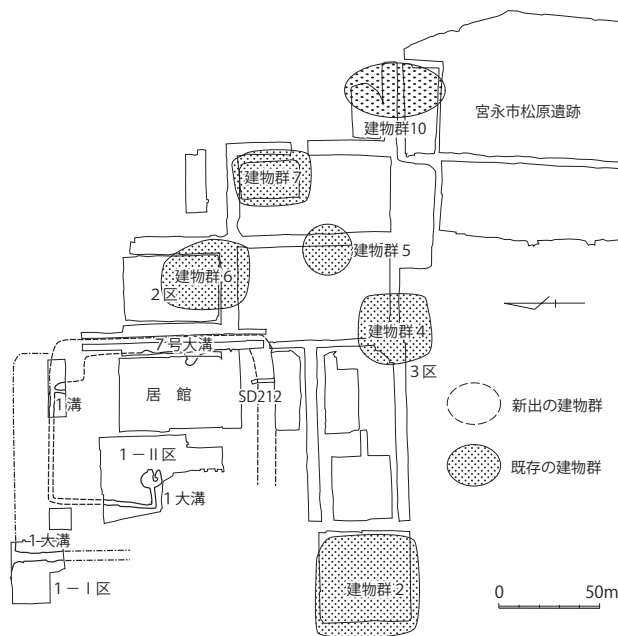
居館の周囲をみると、円乗寺の一带に河原市集落が展開する。居館と、現在の集落は 110m ほど離れている。さらに、居館の住人が常住した可能性は乏しいので、集落との関係は希薄であったと考えられる。このように、森下川流域の閉鎖的な開析谷において、それぞれの集落の近郊に居館が展開することが明らかになった。これは、一つの領域型荘園という枠組みに関わらず、性格の異なる居館が展開したことを示す。



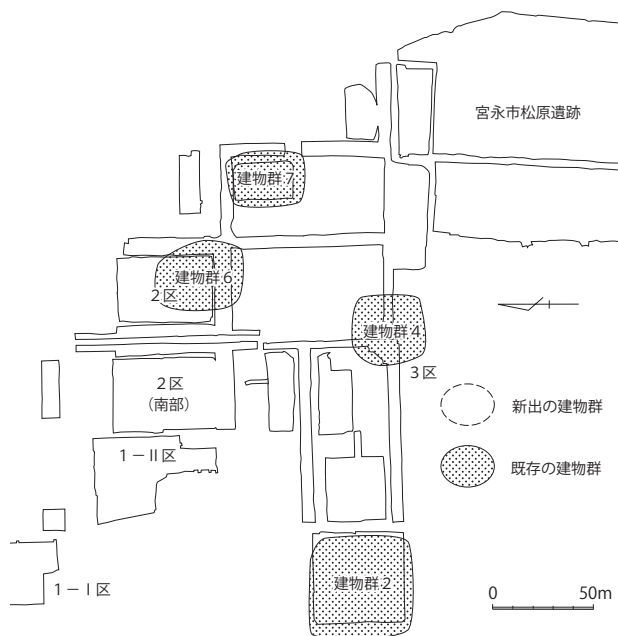
第 55 図 12 世紀末の宮永ほじ川遺跡 (模式)



第 56 図 13 世紀の宮永ほじ川遺跡 (模式)



第57図 14世紀前半の宮永ほじ川遺跡(模式)



第58図 14世紀後半の宮永ほじ川遺跡(模式)

宮永ほじ川遺跡⁽³⁷⁾(第55～60図 石川県白山市) 当遺跡は、手取川扇状地裾野の平坦部に位置する集落遺跡である。発掘調査報告書によると、遺跡が展開する宮永と宮永市は『気比神社神領目録』にみえる是時荘に比定されるという。

宅地開発に伴う発掘調査において、12世紀末～15世紀に展開する中世的集落の一部と13世紀前半にはじまる居館が確認された。居館は調査区北側の1-Ⅱ区と2区南部を中心とする。その規模は確定できないものの、東辺を区切る外堀である7号大溝から掘立柱建物が分布しなくなる1-Ⅱ区をその範囲とした場合、東西長は約68mとなる。また、1-Ⅰ区の1大溝を西辺の堀とした場合は、約100mとなる。一方、居館の南限は、幅7.8m、深さ1.2～1.9mをはかる3区SD212で区切られている。北限を区切る堀は明確ではないが、幅2.1m、深さ0.78mをはかる2区1溝と考えた場合、南北長は約108mをはかる。ただし、2区1溝からは、18世紀の肥前系磁器皿が出土している。

このように居館の北辺と西辺は明確ではないため、居館が単郭となるのか、複郭になるのかは判断できない。しかし、遺構の分布範囲から、1-Ⅱ区・2区南部が主郭部に比定される。

主郭部には、建築面積147㎡以上の規模を有する2区10号掘立柱建物をはじめ、大型建物が多く展開する。一方、その西側の井水遺構あるいは園池状遺構とされる1-Ⅱ区1大溝を境に柱穴は分布しなくなり、かわって耕作痕がみられるようになる。この耕作痕の時期は明確ではないが、遺構密度の極端な違いをもとに、主郭部は二つ以上の空間に区別されていたと言える。

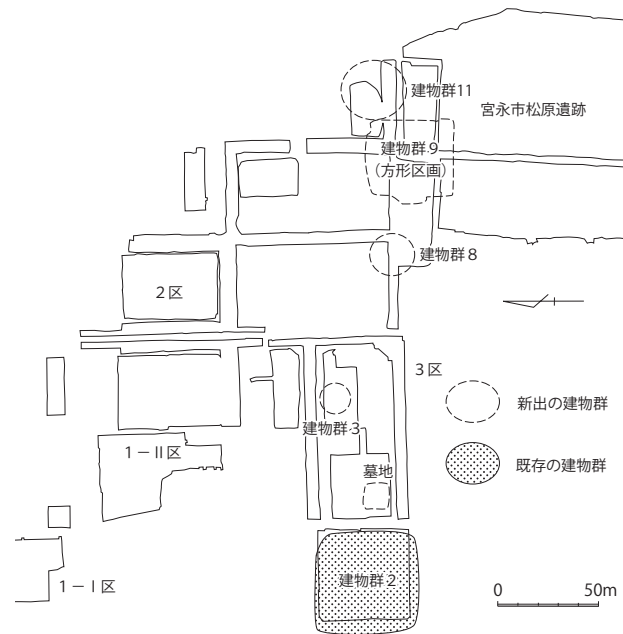
ところで、この居館は13世紀前半に出現し、14世紀後半に廃絶する。その一方で、周囲に展

開する集落は12世紀末にさかのぼるが、この時期に展開する建物群は2・3区の建物群2・5・10だけで、まともに欠ける(第55図)。さらに、建物群が出現する時期も、北陸における一般的な中世的集落(中世前期1-1類)が12世紀前半に出現するのとは遅い。よって、これらの建物群は集落が拡大する過程で出現したと推定でき、この一帯は集落の外周部にあたる可能性が高い。このことから、居館は集落が形成した後に、その外部に出現したと考えられる。居館が出現した後もその周囲に建物群が出現する。しかし、これらは散在的に分布しており、居館の周囲に集落を形成するような状況はみられない。また、建物群6のように、居館の近くに出現するものでも、7号大溝を共有することはなく、密接な関係は想定できない(第56図)。

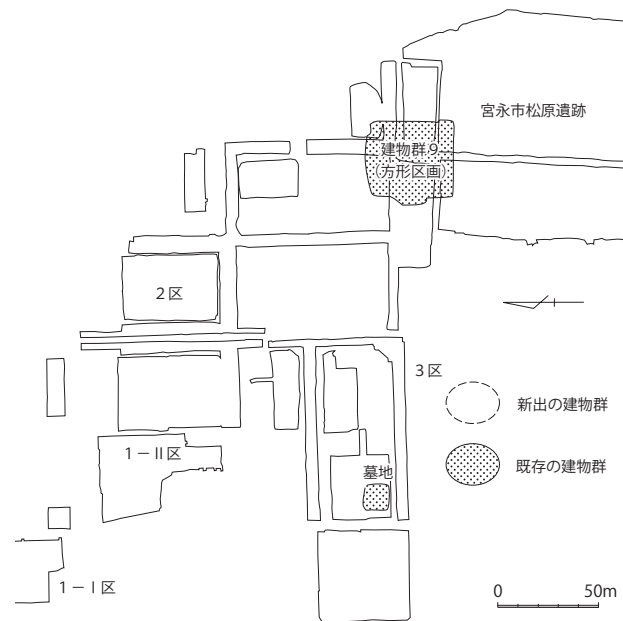
14世紀後半に居館が廃絶した後も、建物群6をはじめとする建物群の多くはそのまま継続しており、居館の廃絶による影響は見出せない(第58図)。このように、居館と集落は一つの荘園に併存しながら、その関係は非常に希薄であったと言える。

なお、関西では後に述べる余部日置荘遺跡(第62・63図)などの事例をもとに、集村化が行なわれる時期は一般的に13世紀後半となることが判明している。これに対して、この地域では13世紀後半以降も建物群が散在的に展開する状況が続く。しかし、調査区周辺に展開する現在の集落は集村の形態を呈しており、ある時期に集村化したことは疑いない。

この調査区において、建物群がみられなくなるのは、居館が廃絶して1世紀ほど経過した15世紀後半頃である。この時期には、建物群9とする方形区画と、3区の墓地以外の遺構はみられなく



第59図 15世紀前半の宮永ほじ川遺跡(模式)



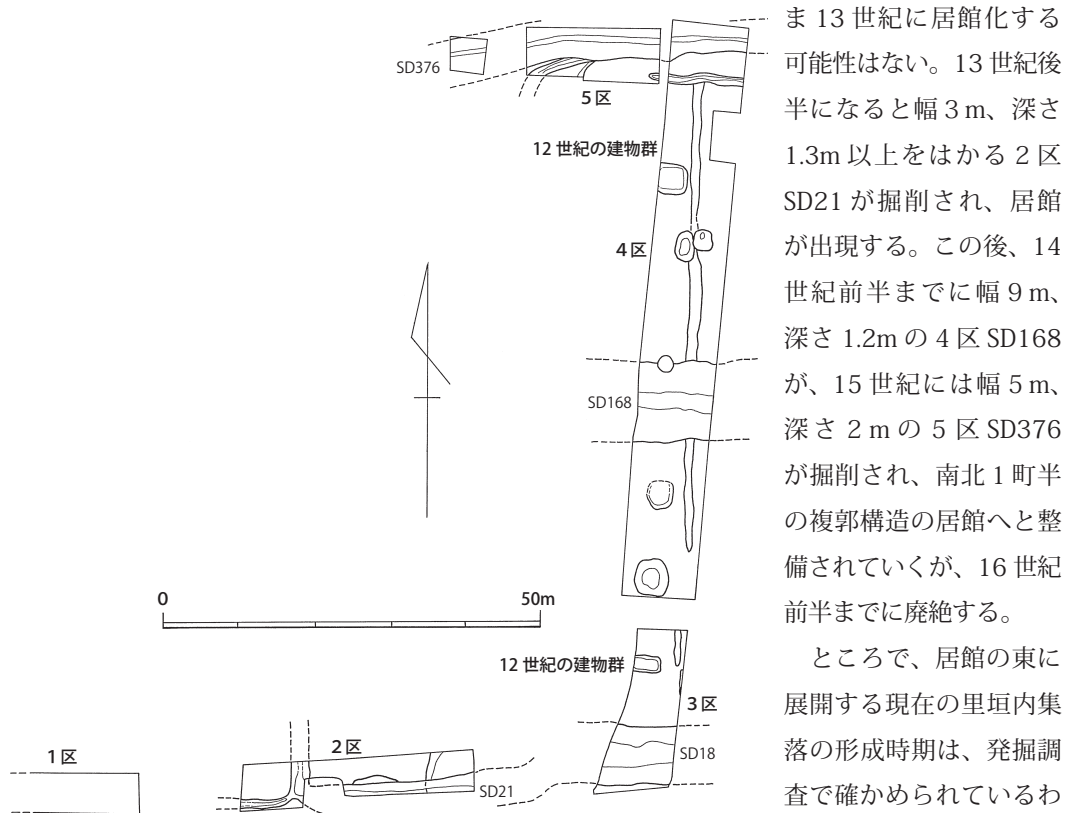
第60図 15世紀後半以降の宮永ほじ川遺跡(模式)

なる（第 60 図）。また、近世の集落に関連する遺構も確認されていないので、現在の集落は 15 世紀後半に形成した可能性がある。このことは、先述の水橋金広・中馬場遺跡（平成 14 年度調査区）における集村の出現時期とも共通しており、北陸の中世前期 1 - 1 類が集村化する時期は 15 世紀後半に求められる。その一方で、これまで確認した 13 世紀に出現する北陸の居館は、15 世紀後半に継続しない。このように居館の動向と集村化は別々の現象であり、不可分の関係ではなかったと言える。

上津屋遺跡⁽³⁸⁾（第 61 図 京都府八幡市） 当遺跡は、木津川西岸の自然堤防上に立地する集落遺跡である。居館は、集村の形態を呈する上津屋村里垣内集落の西辺に接する。「上津屋」という地名は 15 世紀初頭に初見し、15 世紀中頃には室町幕府被官の小串成行が知行したことが、史料から知られている。⁽³⁸⁾ なお、京都市域となる対岸には、先述した佐山遺跡が展開する。

調査区は 5 区にわかれており、このうち 2～5 区において 10 世紀～ 11 世紀前半・ 12 世紀の集落関連遺構・ 13 世紀後半以降の居館に伴う遺構が、3 層に区分された遺構面上において、それぞれ確認された。これらの遺構は、以下に述べる変遷をたどる。

まず、4 区において 10 世紀後半に単独の建物群（古代後期 0 類）が出現する。この建物群は、集落編成に伴う移動のためか、11 世紀中頃に廃絶する。この後、12 世紀には 3 区近辺～ 4 区北部において、2 群の建物群が展開することが、検出された井戸などの遺構から想定される。これらの建物群と後に出現する居館は、異なる遺構面上で検出されているので、12 世紀の建物群がそのまま



第 61 図 上津屋遺跡

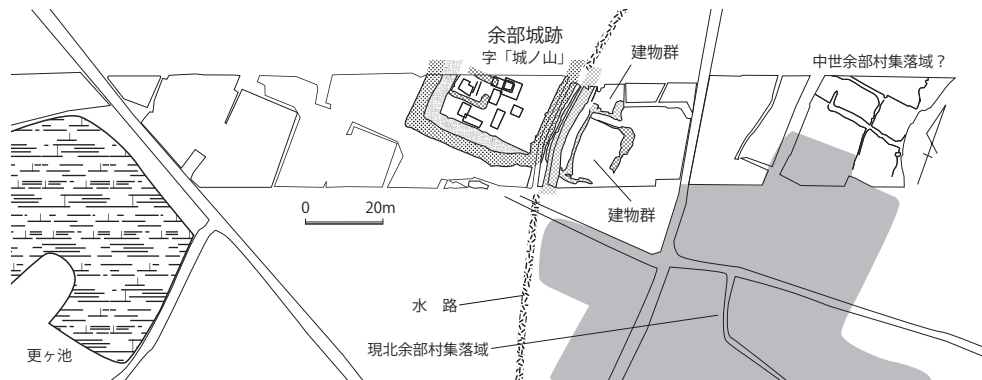
世紀には史料の上で「上津屋」が確認でき、関西における集村化は一般的に13世紀後半であることをふまえると、里垣内集落の集村化と居館の建設は並行して行われた可能性がある。また、現在の集落の範囲を参考にすると、この居館の周囲で集村化が行われたことになり、双方には密接な関係が想定される。

余部日置荘遺跡⁽³⁹⁾ (第62・63図 大阪府堺市) この遺跡は、西除川沿いの低位段丘上に展開する集落遺跡である。堺市側を日置荘遺跡、旧美原町側を余部遺跡と呼び分けていたが、市町村合併に伴って一つの遺跡に統合された。この遺跡で検出された集落のうち、堺市側は日置荘域の原寺村、旧美原町側は田井荘の集落⁽⁴⁰⁾と考えられる北・南余部村に比定される。

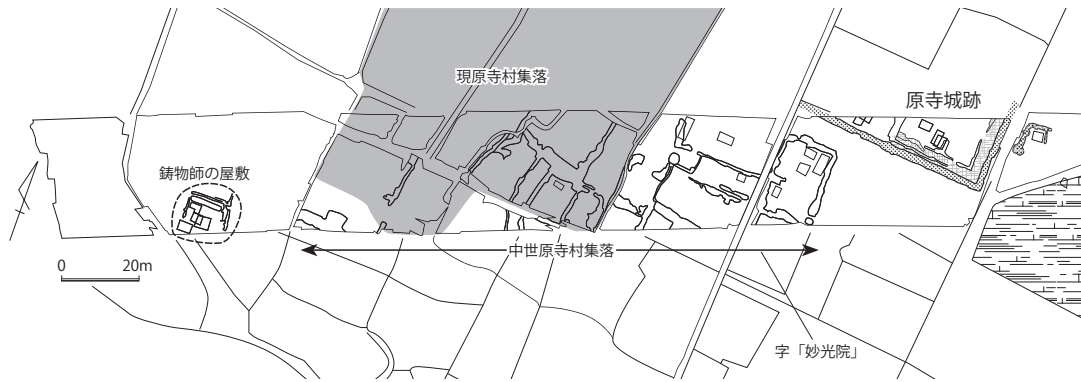
近畿自動車道の建設に伴う発掘調査では、中世前期の集落が河内鋳物師の拠点となることが裏付けられるなどの成果が得られた。また、二つの村落域において、それぞれ居館が検出された。一つはI区で検出した余部城跡、もう一つはII区で検出した区画2（ここでは「余部城跡」と対比するため、「原寺城跡」と呼ぶ。）である。この後に大阪府教育委員会が行った発掘調査で、余部城跡の北辺を区切る外堀と、副郭部が確認された。ただし、この調査成果については、図面上で合成することが困難であったため、模式図には反映していない。なお、当遺跡の集落について、鋤柄俊夫⁽⁴¹⁾が詳細な研究を行なっているが、そこで示された年代観は和気遺跡と同じ理由により、本論と異なる。以下、それぞれの居館の概要を紹介する。

余部城跡(第62図) 北余部村集落の北西端に位置する。南北80m、東西60mの範囲に、幅7m、深さ1.4mの堀B-1を巡らして主郭部とする。主郭部の北側20mのところ、幅4.5m、深さ0.85mの堀04-685SDを掘削して副郭部を形成するので、南北長は100mとなる。堀B-1の内側には基底部の幅6mをはかる土塁を築くが、東面にはない。堀B-1東辺上に現在の水路が通っているが、堀の南東端は水路と合流しない。このことから、水路は堀が埋没した後に掘削されたと言える。

堀B-1は土塁によって郭内と遮断されているため、出土した遺物は非常に少ない。ただし、IV-4期の和泉型瓦器碗が含まれるので、堀の掘削時期は14世紀中頃以前となる。また、主郭部の中心的な建物と考えられる建物B-16の周囲に巡らされた溝B-112からは、III-3期の和泉型瓦器碗が出土している。よって、13世紀前半に築城された可能性が高い。居館の東側には堀



第62図 余部城跡



第 63 図 原寺城跡

とは別に区画溝（溝 B - 51・52）が掘削されており、その東側には東西 30m、南北 40m の区画溝を巡らした建物群が展開する。その北側にも遺構が展開するので、同じような区画溝を巡らした建物群が存在すると考えられる。これらの建物群の南側は北余部村の集落域であり、居館に接する建物群はその集落の一部に比定される。この建物群からは IV - 1 期の和泉型瓦器碗が出土するとおり、集村化は 13 世紀中頃にはじまる。よって、余部城跡が出現した後に、その東側に接して集村である北余部村集落が形成したことになる。

原寺城跡（第 63 図） 居館は、原寺村集落の南東端付近に立地する。南北 42m 以上、東西 95 ~ 100m の範囲に、幅 2.8 ~ 3.6m、深さ 0.6 ~ 1 m の堀（溝 E - 49・61）を巡らし、その内側には基底面の幅 4 m 程度をはかる土塁を築く。居館の内部は溝 E - 66 によって東西 2 区画に分割されているが、西側区画の南辺には土塁の痕跡は認められない。

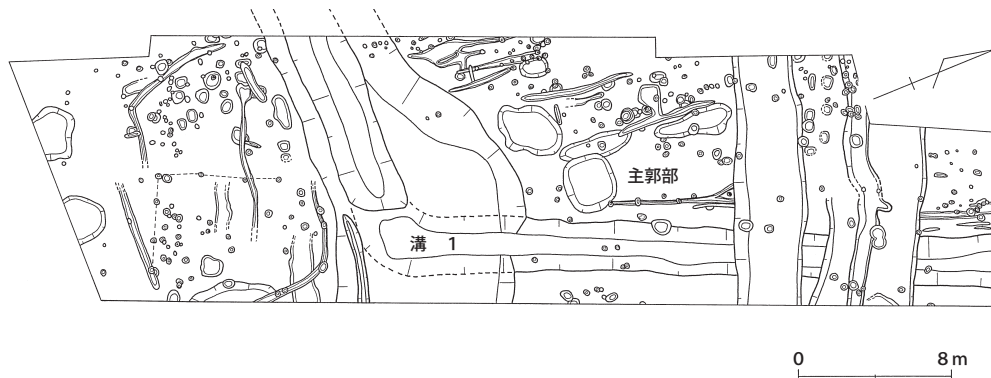
堀と主郭部は土塁によって遮断されているため、堀から出土した遺物は少なく、中世後期のものに限定されるようである。主郭部の出土遺物で最も古いものは IV - 2 期の和泉型瓦器碗であり、築城は 13 世紀後半に求められる。

居館の南・西側には区画溝を巡らした建物群が、密集するように展開している。これら建物群の区画は現在の原寺村集落の地割と一致しており、集落はそのまま原寺村集落に比定できる。これらの建物群から出土した遺物のうち、最も古いのは IV - 1 期の和泉型瓦器碗で、IV - 3 期のものは普通に見られるようになる。このような遺物の様相から、集村化は 13 世紀中頃にはじまり、14 世紀初め頃に完成すると言える。よって、原寺城跡は集村化が進む中、その外周に築城されたことになる。

なお、当遺跡やその周辺では、鑄造遺構を伴う建物群が検出されている。それらの建物群は移動あるいは廃絶することなく、そのまま 14 世紀に継続する。北余部村や原寺村では、すでに集村化が完了していることから、鑄物師は集村化の動きに組み込まれなかったと言える。鑄物師が耕地再編に伴う集村化に関与しなかったのは、農業に従事しなかったことによるのではなかろうか。

以上、二つの居館が展開する荘園は異なるものの、集落の直近に立地し、集村化にも関わったと考えられる点で共通する。特に、余部城跡の事例は、それが顕著に認められる。

熊野田遺跡第 1 次調査区⁽⁴²⁾（第 64・65 図 大阪府豊中市） 当遺跡は、天竺川北岸の谷底平野上に展開する集落遺跡である。居館が確認された第 1 次調査区の西側には、南北に伸びる独立丘陵が



第64図 熊野田遺跡第1次調査区

あり、その頂部には宝珠寺、中腹には八坂神社が立地する。また、この丘陵によって、居館と熊野田村集落は遮断されている（第65図）。

熊野田村は応永8年（1401）に作成された「春日社領垂水西牧田数帳」（『今西家文書』）に初見し、少なくとも春日社と北野社（「北野社領目録写」『筑波大学所蔵文書 上』ほか）が領有していたことが知られている⁽⁴⁴⁾。これらの史料から、熊野田村は中世後期にさかのぼって成立していたことが確かめられる。さらに、丘陵頂部の宝珠寺境内にある墓地には、南北朝期のもものと推定されている三重宝篋印塔（第67図）や康永元年（1342）8月21日銘のある宝篋印塔の基部など⁽⁴⁵⁾、中世の石造物が多くあり、墓地の成立は14世紀にさかのぼる。

第1次調査区で検出された居館（第64図）は幅4m前後、深さ約1.5mをはかる溝1に囲まれ、南北30m以上、東西22m程度を範囲とする。調査範囲をみる限り、居館としては小規模の部類と言える。しかし、溝1の南側や北隣の敷地でも同時期の遺構が展開するので、その範囲はさらに広がり、複郭構造になる可能性が高い。

ところで、この発掘調査で確認された遺構は、主に13世紀後半～16世紀の所産であるが、江戸時代のものも含まれる。このうち、溝1の下層からはIV-2期の和泉型瓦器碗が出土しており、居館は13世紀後半までに出現していたと言える。これ以外に、硯や室町幕府管領にして摂津守護を歴任した細川氏のものに類似する花押を墨書した白磁皿（第66図）など、極めて特殊な遺物が出土した。

前田徹は、元禄元年（1688）の「熊野田村御仕置之儀申達覚」（『熊野田村負田家文書』）をもとに、江戸時代の熊野田村は旗本である蒔田氏の知行地であり、その蒔田氏は「先規の地頭城山」に屋敷を構えたこと、宝珠寺は



第65図 熊野田遺跡周辺の環境（模式）



第 66 図 熊野田遺跡出土
花押墨書白磁
(筆者撮影)

「前地頭城内」の「持仏堂」であること、八坂神社が「往古は『くす谷山』にあったが、中古は『城山』の麓に移転し、その後城山の上に移った。」ことを明らかにして、「先規の地頭城山」を八坂神社と宝珠寺が建つ丘陵に比定した。また、前の「地頭」について、「豊後岡藩諸士系譜」に記された摂津国豊島郡（現在の豊中市）出身の国人の中に、原田氏（原田村）・熊田氏（熊野田村）・外川氏（小曾根村）という土豪層が存在することに対応させて、前の「地頭」が熊田氏であることを指摘し、熊野田遺跡第 1 次調査区を熊田氏（江戸時代には蒔田氏）の居館と推定した。



第 67 図 宝珠寺墓地
三重宝篋印塔
(筆者撮影)

この後、高市光男が熊田氏の家伝である「熊田氏世譜」⁽⁴⁶⁾（竹田市図書館蔵）を紹介したが、これによると「熊野田安房守 後名 浄運 父姓名不詳 一、安房守家系相続して室町公方家に仕ふ 一、寛正文明之間安房守公方義政公義尚公二仕へて紀州熊野守護と成る／昔より摂州豊嶋郡に熊野神領有／熊野田村ト云／安房守熊野守護トして摂州熊野田村之神領ニ住ス／諸人熊野田殿ト称ス」（「／」は橘田による。）とあり、安房守の次男である熊田隠岐守の項目では「（前略）父之一跡を継ひて熊野御代官と成り熊野田村を領す。（後略）」と伝えられている。この史料によって、熊田氏はもともと熊野田姓を名乗ったこと、室町幕府に出仕しつつ熊野社の荘官として熊野田村を領したことなどが明らかになった。

これらを総合すると、熊野田遺跡第 1 次調査区は熊野社から熊野田村の荘官職を委ねられた熊野田氏の居館であり、熊野田氏は紀州熊野守護と自称するとおり、熊野から来住した可能性がある。また、宝珠寺は熊野田氏の持仏堂で、そこに残る石塔群は熊野田氏代々の墓塔であり、一帯は墓所となる。花押を墨書した白磁については、幕府に出仕したという伝承をもとに説明できる。

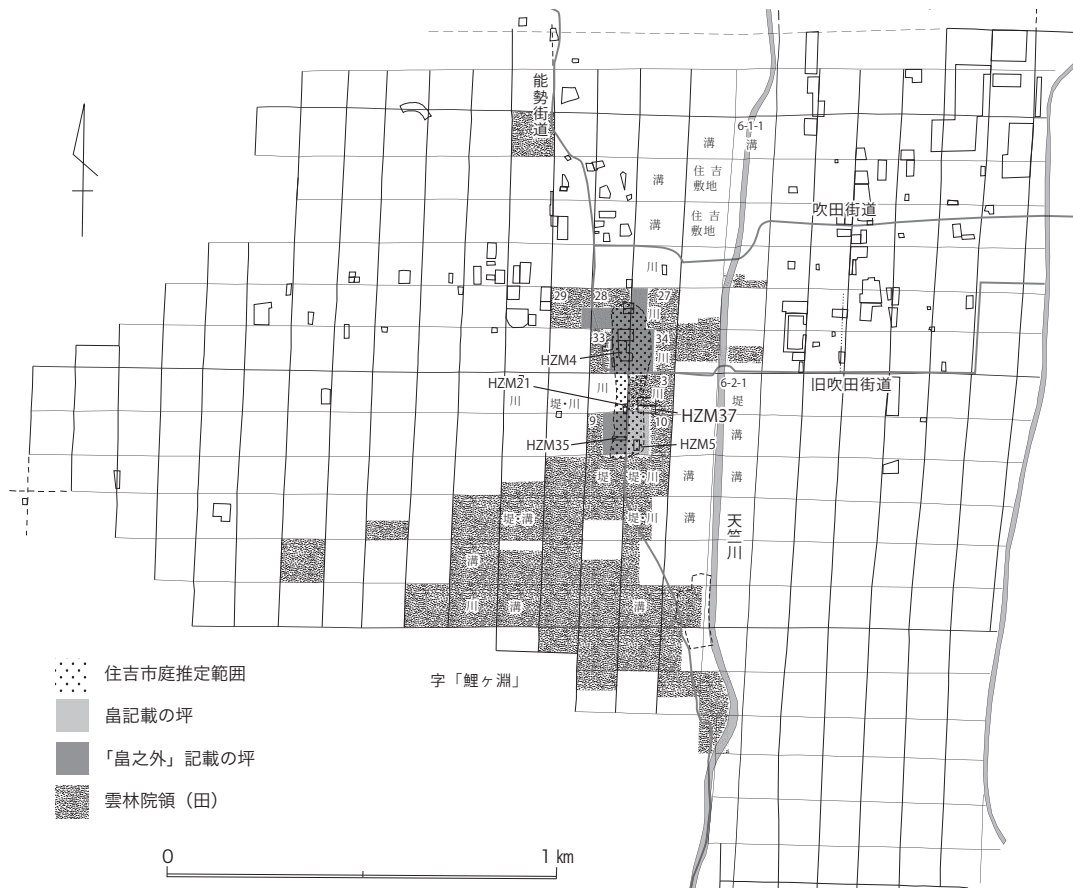
ところで、熊野田村の共同墓地は、現在の熊野田村集落の西側に位置する。墓地東側の参道入り口には戦国時代～江戸時代初めの一石五輪塔を含む石造物群があり、熊野田村の墓地も村落と同じく中世後期にさかのぼると考えられる。このことは、宝珠寺の熊野田氏墓所と村落の墓地が、明確に区別されていたことを意味する。中世後期の荘官層が専用の墓地を設置した例としては、これ以外にも垂水西牧榎坂郷の目代である今西氏の今西家墓所などが挙げられるように、荘官と村落成員の間に墓地を共有する関係はなかった。

穂積遺跡第 37 次調査区（第 68・69 図 大阪府豊中市） 当遺跡は、垂水西牧榎坂郷穂積村および服部村、住吉市庭に比定される。垂水西牧榎坂郷は、春日社を中心に多数の荘園領主が領有しているが、ここで紹介する穂積遺跡第 37 次調査区（第 68 図 HZM37）は雲林院領にあって、11

世紀中頃に出現する垂水西牧榎坂郷の荘内流通拠点である住吉市庭の東側に隣接する⁽⁴⁷⁾。調査では、SD01をはじめとする13世紀～14世紀の居館関連遺構と、15世紀の建物群などが確認された(第69図)。

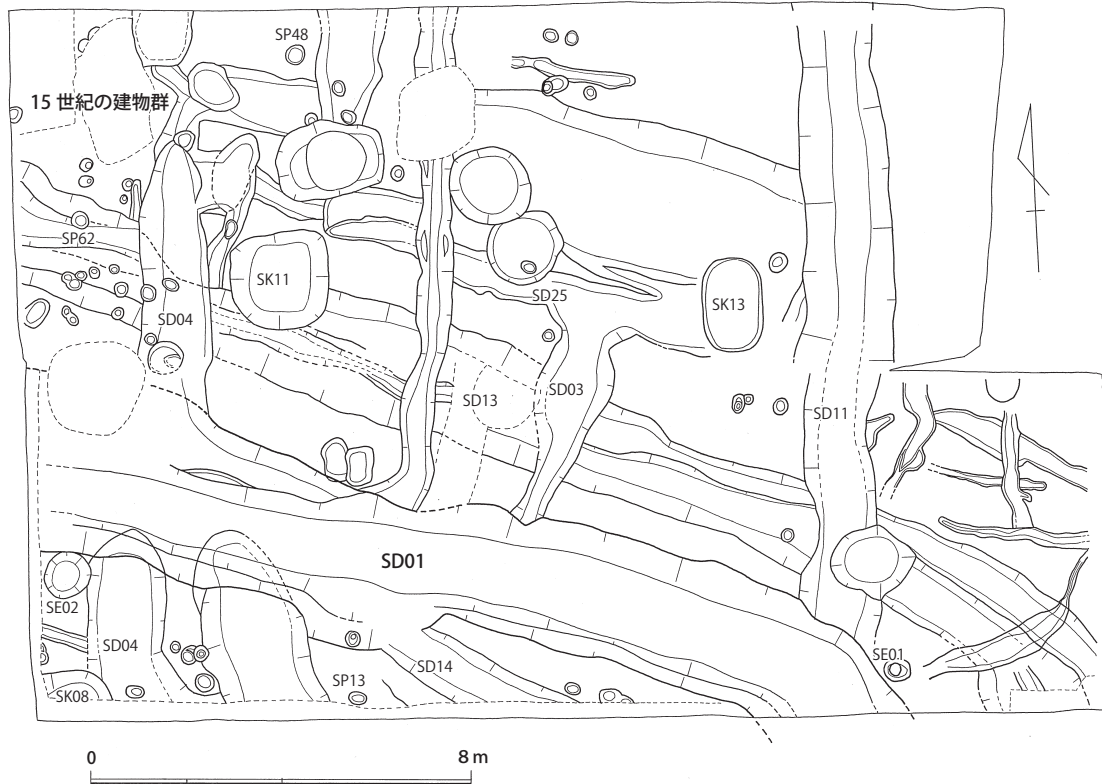
SD01は幅2m、深さ0.6m前後をはかり、東西方向から南へ屈曲する。その埋土のうち、下層には植物遺体を多く含む均質なシルトが堆積し、水が流れた形跡は確認できないので、水路の可能性はない。また、SD01の南側において同じ時期の遺構が検出されており、建物群が展開すると考えられる。一方、北側では14世紀前半以前の建物群に関連する遺構はなく、耕地として利用されたと推定できる。このように、SD01を境にその南北で遺構密度や、土地利用のあり方は大きく異なる。さらにSD01の規模や形状、埋土の堆積状況などをふまえると、この溝は居館の周囲に巡らされた堀に比定できる。

居館が出現する時期は、SD01からⅢ-3期の和泉型瓦器碗が多く出土する一方で(第70図)、Ⅲ-3期の和泉型瓦器碗(第196図1)が出土したSE02と重複することをもとに、13世紀前半に求められる。また、SD01最上層の遺物は14世紀前半の所産であり、その上面は15世紀の建物群に伴う区画溝(SD04・11)によって削平されていることから、14世紀後半には廃絶していたと



第68図 「垂水西牧内雲林院領田畠付帳」にみる雲林院領の様相

※「川」等の注記は、「垂水西御牧榎坂郷榎坂郷田畠取帳」による。
(ただし、記載した注記は旧天竺川に関連するものに限る。)



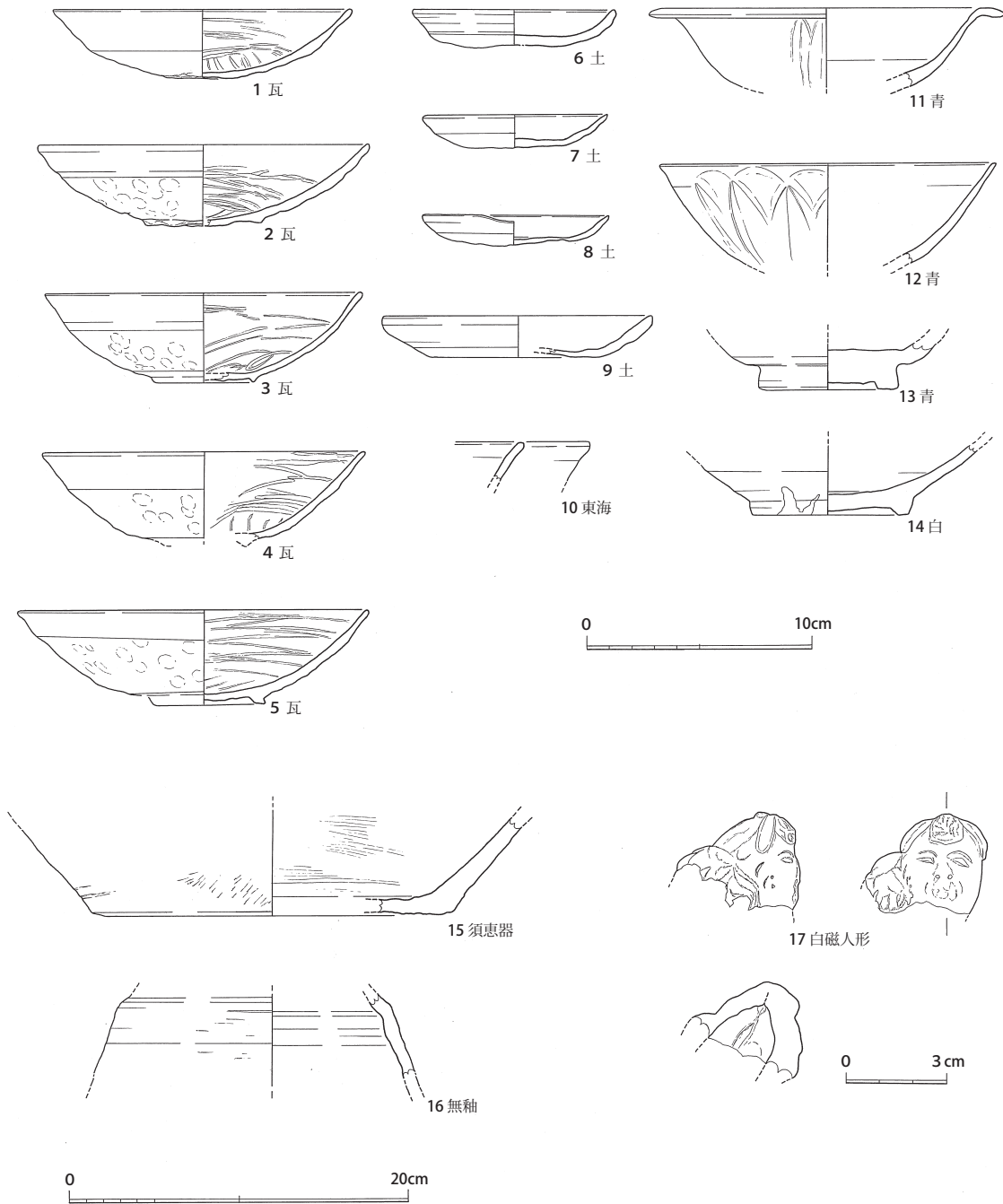
第 69 図 穂積遺跡第 37 次調査区 (第 1 面)

考えられる。当調査区から 70m 南にあって、居館内に位置する可能性がある第 5 次調査区 (第 68 図 HZM5) では、柱穴や溝などの遺構が検出され (第 194 図)、通称「手習い木簡」と呼ばれる平仮名が墨書された木簡が出土した。この調査区における遺構の時期も、SD01 とほぼ共通する。

この居館で注目されたのは、白磁製中国人女性像の頭部片 (第 70 図 17) や破断面に漆継痕がある鈎窯系青磁大鉢片 (第 200 図 6)、白磁水注 (第 200 図 7・8) や黄釉陶器盤 (第 198 図 14) といった特殊なものを含む多彩な貿易陶磁が出土したことである。これに加えて、古瀬戸碗 (第 198 図 7) や東海系無釉陶器碗 (第 70 図 10)、大和型瓦器碗 (第 200 図 1) といった各地の搬入供膳具も出土している。これらの遺物は、住吉市庭にあって希少であることはいままでもなく、居館の住人が傑出した経済力を保持したことを示す。

一方、穂積遺跡第 37 次調査区の居館に関する史料等はなく、その住人像は明らかにできない。しかし、住吉市庭に接する立地や、1 世紀のうちに廃絶するという特徴をふまえると、新興土豪層よりも雲林院領および住吉市庭の管理を請け負った荘官層の方が有力視される。ところで、居館が短期間のうちに廃絶する背景には、雲林院領の経営に失敗し、現地から撤退を余儀なくされたことが想像できよう。同じ垂水西牧榎坂郷 (春日社領) の荘官 (目代) である今西氏が、「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」において住吉市庭 (雲林院領) の敷地を「畠之外」と標記せざるを得なかったことも、市庭を把握することの困難さを物語っている。⁽⁴⁷⁾

原田城跡 (北城)⁽⁴⁸⁾ (第 71・72 図 大阪府豊中市) 当城跡は、承德元年 (1097) に初見する六



第70図 穂積37次SD01中層出土遺物

⁽⁴⁹⁾車荘や垂水西牧六車郷・六車御稲に比定される原田（六車）郷を構成する村落の一つ、原田村の北方に位置する。地形的にみると、標高20m前後の通称「豊中台地」の南西端から、西側に派生する舌状丘陵に立地する。このため、南西に広がる低地部への眺望に優れ、かつては南方の原田村集落や猪名川を挟んで対岸に位置する伊丹有岡城も一望できたと考えられる。

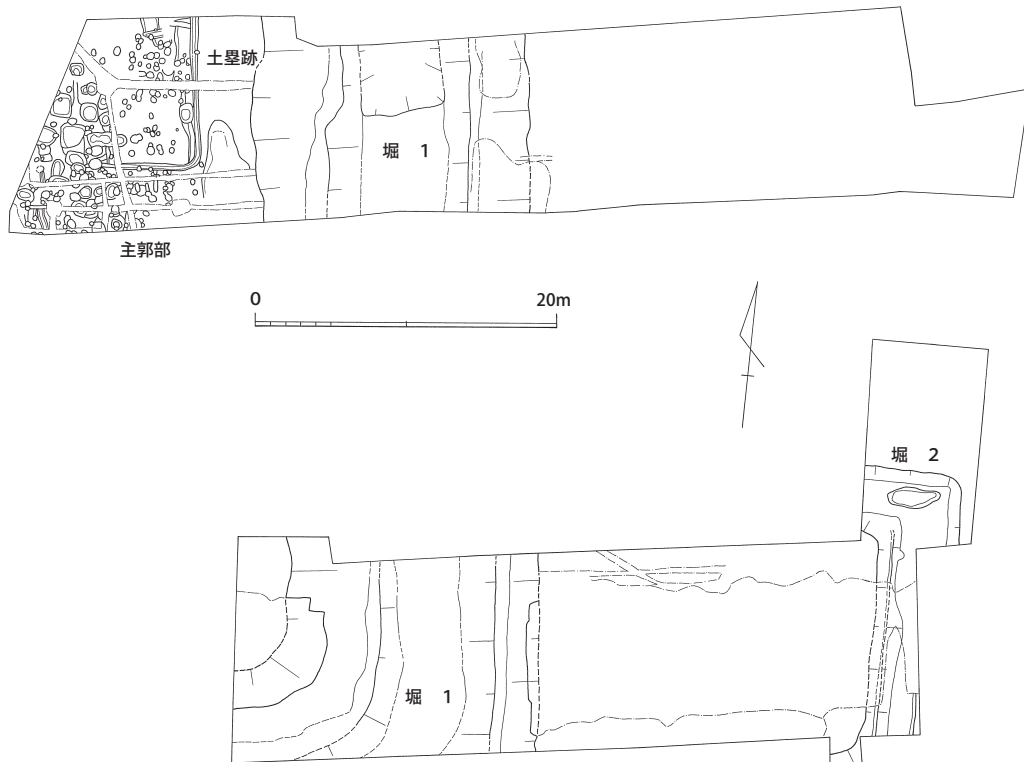
一方、現在の原田村集落については、原田遺跡第3次・第5次調査⁽⁵⁰⁾にはじまる継続的な発掘調査

および確認調査によって、13 世紀後半に集村化が行なわれて現集落の原形が作られたこと、また 16 世紀後半までにその集落の一角に原田城跡（南城）が築城されることが確認されている。なお、原田城跡（南城）の築城は、天文 16 年（1547）に細川晴元の軍勢が、原田城跡（北城）を攻めて落城させたことを契機にすると考えられ、二つの城館は併存しない。

原田城跡（北城）は、南北 140m、東西 120m の城域に、約 50m 四方の主郭部を有する。ただし、外郭部の外側には字「コネジ」という固有の地名が分布している（第 72 図）。この字の区画からは、必ずといってよいほど原田城跡（北城）・（南城）に関わる遺構（主に堀跡）が検出されている。このことをふまえると、北城の範囲は舌状丘陵全体に広がる可能性がある。原田城跡（北城）の築城は、主郭部で実施した第 9 次調査によって 13 世紀末以前になることが確認されている⁽⁴⁸⁾。

原田城跡（北城）の城主については、史料の上で錯綜するところもあるが、文政 7 年（1824）に作成された『原田村四株指出明細帳』に「則並河氏之撰津志にも北城者原田氏世々守之」と記される⁽⁵²⁾とおり、原田氏に比定される。その原田氏は、『多田神社文書』の「金堂上棟引馬注進状」において、多田院御家人の一人として弘安元年（1278）に初見する。このように、史料における原田氏の初見と、原田城跡（北城）の築城時期はほぼ一致しており、原田氏はこの時期に登場したと言える。なお、文永 2 年（1265）に、垂水西牧原田郷の下司が追放されている⁽⁵⁴⁾。史料的な裏付けは全くないが、このことと原田氏の登場が関連する可能性は否定できない。また、これら一連の動きと、原田村が集村化する時期が一致していることは注意される。

原田村集落について、文政 7 年（1824）に作成された「文政七年撰津国豊嶋郡原田村絵図」⁽⁵⁵⁾（『原



第 71 図 原田遺跡第 1 次調査区（原田城跡（北城）主郭部の一部）



第 72 図 「原田村改正絵図」にみる城郭関係地名等の分布

田郷中倉村文書』などの絵図をみると、集落域は原田城跡（北城）の南側に及ぶ。しかし、集落北部における確認調査で検出された遺構は近世のものであり、中世の集落域は集落中央に位置する誓願寺付近が北限になると考えられる。よって、中世後期の原田城跡（北城）と原田村集落は 170m くらい離れていたことになる。このことと、先に述べた築城時期と集村化の時期が一致することをあわせて考えると、原田氏は集村化の最中、集落の外で築城していたのであり、原田氏と村落は全く別々に行動していたことになる。このように、原田氏と原田村は同じ村落内に併存しながら、その関係は希薄であったと言える。

「大乘院尋尊大僧正記」寛正 2 年（1461）6 月 1 日条⁽⁵⁶⁾には、原田荘（六車荘）と田能村荘（兵庫県尼崎市）の間におる用水路に関わる争論（猪名川を水源に大阪府豊中市・兵庫県伊丹市・尼崎市の 9 カ村に配水する「九名井」という基幹水路に関わる争論と推定される。）が起きたことを記している。その争論の先頭に立ったのは荘園領主の興福寺であり、原田氏ではなかった。

その一方で、原田氏は原田村と全く関係がない多田神社（兵庫県川西市）の史料に初見し、摂津守護細川氏の被官となったり⁽⁵⁷⁾、摂津国人である池田氏のもとで年貢徴収を請け負うように⁽⁵⁸⁾、村落から遊離した存在と読み取れる。

以上、集落との位置関係や出現する時期からみえる原田城跡（北城）の性格と、史料から読み取れる原田氏は、基本的に共通すると言える。よって、原田氏と原田城跡（北城）は原田村という村落の中に存在するが、集落との関係は希薄であり、在地性については乏しいと評価できる。

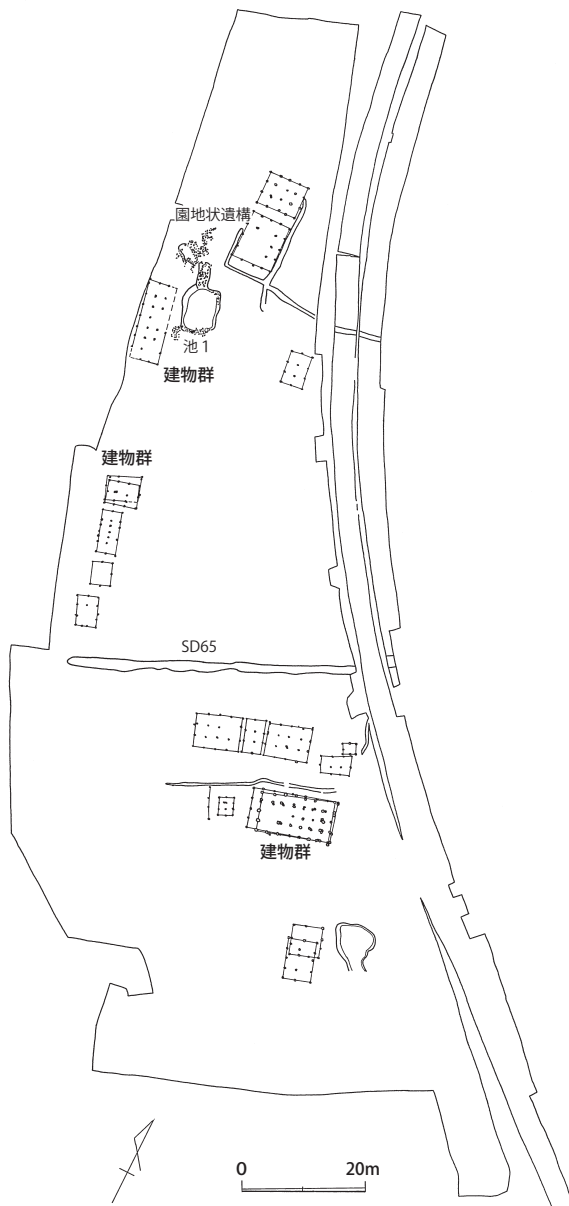
二郎宮ノ前遺跡⁽⁵⁹⁾ (第 73・74 図 兵庫県神戸市) 当遺跡は三田盆地南西端にあって、有野川水系と八多川水系の開析谷を区切る舌状丘陵の裾野に展開する。遺跡西側の背後はすぐ丘陵となるため、西側に向かって居館の範囲が広がる可能性はない。

当遺跡では、中世前期の集落と居館が検出されている。報告者である山上雅弘は、建物群などを中世 I～V 期と 16 世紀以降に区分して、その変遷を検討している。このうち、居館とする建物群が出現する時期を、SD65 と園地状遺構を伴う池 1 が掘削される中世 II 期 (13 世紀中頃※以下、時代区分上の表記である「中世」は省略する。) とした。その後、IV 期 (14 世紀) になって堀 1 と堀 2 が掘削され、内外二重の区画を伴う居館へ変化するという。

しかし、II 期に掘削された SD65 は、幅 1.5m～2.5m、深さ 0.2～0.3m と居館の堀と言えるほどの規模ではなく、土塁もない。また、SD65 の南北に展開する建物群は、共に I 期 (12 世紀末以前) に出現した建物群がそのまま継続するもので、前代と比較して建物の規模、内容が大きく変化するような状況は見られない。このような建物群の様相からも、この溝が居館に伴うとは考えにくい。SD65 は調査区の南北に展開する建物群の敷地を区画するためか、あるいは用水路として掘削されたと解釈した方がよいのではなかろうか。園地状遺構を伴う池 1 についても、その南側に接して検出された池 2 (I 期) が、灌漑用の水溜である井水遺構として扱われることから、同じように井水遺構の可能性は否定できない。さらに、I～III 期にわたって展開した建物群が廃絶する IV 期 (第 74 図) に、幅 3m 前後、深さ 0.6m 前後をはかる堀 1・2 が掘削され、内外二重の郭によって構成された居館になることをふまえると、III 期と IV 期の間には大きな断絶がある。

これらのことから、筆者は二郎宮ノ前遺跡における I～III 期の建物群は中世前期の集落を構成するものとして、居館は IV 期 (14 世紀) に出現すると考える。

ところで、報告書では IV 期に出現する居



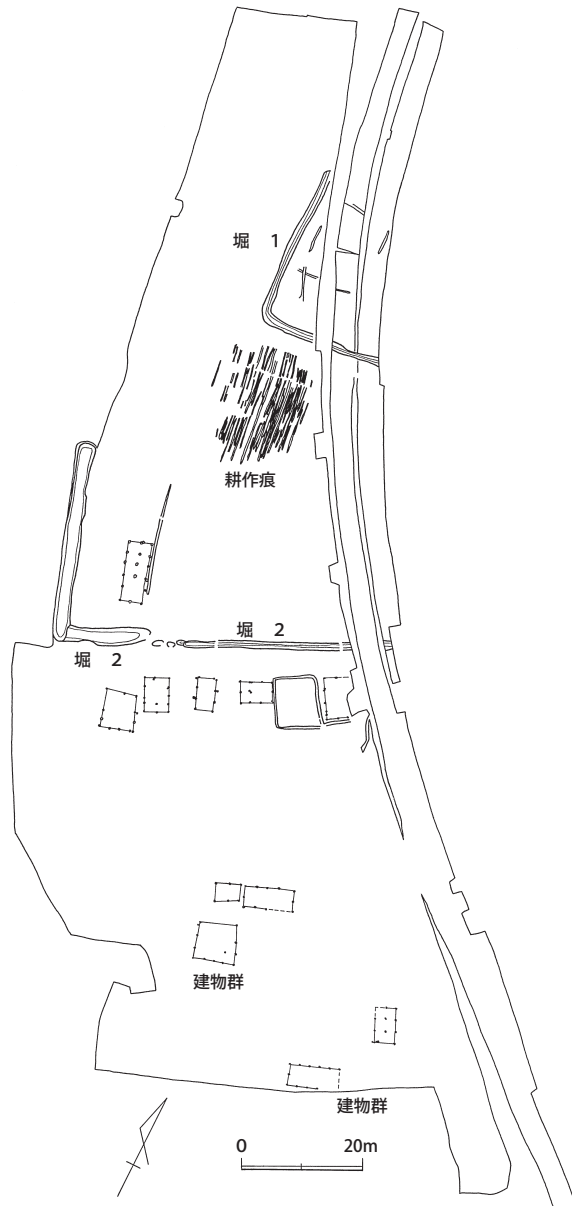
第 73 図 二郎宮ノ前遺跡 (III 期)

館の周囲に巡る堀2の東側は東西54m以上で、堀1によって区画された内郭部は南北54m、東西34m以上をはかると記述されている。しかし、調査区平面図のスケールをもとに計測すると、堀2の東西をあわせた全長は54m以上、内郭部の南北長は約25m、東西長は20m以上となる。このように、報告書の記述と図面の復元値は異なるが、本論に掲載した平面図は遺構変遷図を参考に報告書の平面図をトレースしたので、後者の数値が反映されている。

郭内をみると、耕作痕が集中する範囲がある。このように居館の内部は、内郭部以外にもいくつかの空間にわけて利用されたことがわかる。また、堀2の外側に沿って、5棟の建物が1列に建ち並ぶ。その配置は明らかに堀2を意識したものであり、これらの建物は居館に付属する可能性が高い。後に紹介する久田堀ノ内遺跡(第76図)の事例を参考にすると、これらは被官層が住む建物と想定できる。ただし、この居館からは、住人の性格を表すような特徴的な遺物は出土していない。

なお、調査区の周辺を地図および航空写真で確認すると、この地域においては顕著な集村はなく、建物群は散在的に展開している。一方、調査区ではIV期においても、居館以外の建物群が散在的に展開しており、当地域の一角は集村化しないまま、現在に至ったと言える。したがって、二郎宮ノ前遺跡の居館も宮永ほじ川遺跡と同じく、集村化とは関係なく出現したのであり、居館の出現と集村化に直接的な関係はないと言える。

久田堀ノ内遺跡⁽⁶⁰⁾(第75・76図 岡山県鏡野町) 当遺跡は、久多荘の中心部と言われる久田下原地区に展開する集落遺跡である。この地区は、吉井川上流の谷底平野に立地するとおり、久多荘は閉鎖的な空間を荘域とする。その荘域の南端にあたる字「市場」に位置する札ノ尾遺跡⁽⁶¹⁾では、近世の銅製錬施設が検出されたほか、包含層からは中世前期の遺物も出土している。よって、字「市場」の集落は中世前期にさかのぼって成立した可能性があり、その場合は久多荘の荘内流通拠点に



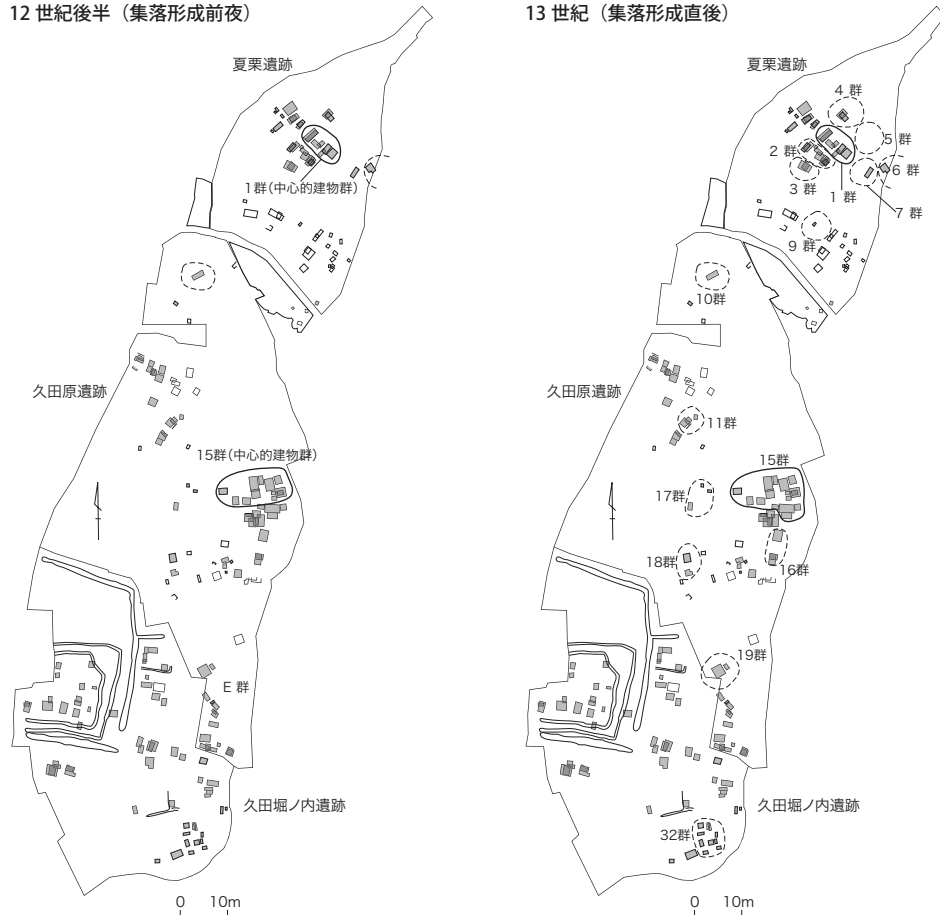
第74図 二郎宮ノ前遺跡 (IV期)

なると考えておきたい。しかし、字「市場」の集落は発掘調査されないまま、ダム湖に水没したため、もはや確認できない。また、久田堀ノ内遺跡と字「市場」集落の間には、比丘ヶ城跡と城峪城跡という二つの山城がある。このうち、城峪城跡では中世後期の遺物が出土しており、久田堀ノ内遺跡との関連が考えられる。二つの山城の間を通る旧道は、久田下原地区と字「市場」を結ぶかつての幹線道路であり、山城はこの旧道を守る施設と解することができる。このように、久多荘は閉鎖的な空間であることによって、発掘調査だけではなく、地名や地理的環境からも領域型荘園の空間構造が復元できる。その荘域で行なわれた苦田ダム建設に伴う発掘調査では集落・墓地・居館が検出され、山間部において製鉄を主たる生業とする中世的集落の出現から、近世村落へ変貌する過程が明らかにされた。

久田堀ノ内遺跡の居館は、久田下原地区南部の字「土居」・「屋敷」・「堀」などが分布する範囲において検出された。その居館の周囲には、3重の堀が巡らされる(第76図左)。これについて発掘調査報告書では、居館が段階的に拡大する過程で掘削されたと説明している。しかし、居館外周に巡らされた堀3の東辺とこの堀から派生する堀4は、報告書で屋敷地1とする建物群(23群)を区画している。23群は居館と同時に出現するので、堀3や堀4がその後に掘削された可能性は乏しい。また、堀1～3からは13世紀末～14世紀初頭の遺物が出土しており、掘削時期に大き

12世紀後半(集落形成前夜)

13世紀(集落形成直後)



第75図 久田原遺跡群変遷図1(模式)

な時間差はないようにみられる。よって本論では、これらの堀はほぼ同時に掘削されたと判断する。

なお、外周に巡らされた幅2.4～3.9m、深さ0.75～1.2mの堀3から、第3郭の規模は南北182m、東西100mをはかる。内側に巡らされた幅2.8～3.8m、深さ1.0～1.2mの堀1から、主郭部は南北75m、東西72mとなる。

主郭部においては、建築面積102㎡をはかる建物16などの大型建物がみられるほかに、礎石建物が存在した可能性も指摘されている。復元された建物は少ないものの、柱穴は濃密に分布しており、これ以外に多くの建物があったことは間違いない。また、主郭部北側の堀2と堀3の間に形成された第2郭には、近世の遺構が多く分布するため、居館が機能した段階の状況は把握できない。

居館の東側と南側には、少なくとも9群の建物群が展開する。これらのうち、23～26・31群が出現する時期は13世紀末にさかのぼり、居館の出現と同時に集落が形成されたと言える。その後、27～30群が出現し、居館を中心に集落域は拡大していく。これらの建物群において、フイゴ羽口・鋳滓・紡錘車・硯が出土するように、その住人は主に製鉄に従事する工人であったと考えられる。その一方で、24群の屋敷墓である墓24からは鉄鍬が束になった状態で、25群にある土坑163からは鎧の小札が出土しており、それぞれの建物群は武器・武具を保有した可能性がある。これらのことをあわせて考えると、居館とその周囲に展開する建物群の間には主従関係があり、有

13世紀末（居館出現時）

14世紀後半（居館最盛期）



第76図 久田原遺跡群変遷図2（模式）

事には居館の住人を頂点とする武装集団になり得る存在と言える。

それでは、久田堀ノ内遺跡の居館は、どのような過程で出現したのだろうか。夏栗遺跡・久田原遺跡・久田堀ノ内遺跡における中世的集落の変遷にそって検討する。

12 世紀後半（第 75 図左）に、夏栗遺跡域の 1 群と久田原遺跡域の 15 群が出現する。12 世紀末頃（第 75 図右）には、1 群と 15 群の周囲にいくつかの建物群が出現して、夏栗集落と久田原集落という二つの集落が形成される。この時期に出現した建物群のうち、夏栗集落の建物群はその位置を大きく変えることもなく、13 世紀末以降も継続する。さらに、8 群のように 13 世紀末になって、新たに出現する建物群もあり、集落は拡大する傾向にあったと言える。よって、夏栗集落では居館の出現によって、集落の形態が大きく変わったり、移動あるいは衰退するような状況は認められない。

久田原集落において、12 世紀末に出現した建物群（11・16～19・32 群）は流動的で、13 世紀に廃絶する一方で、12～14・22 群が出現する。また、集落形成時に中心的な役割を担ったと考えられる 15 群は 21 群へ変化し、その規模は著しく縮小する。このように、久田原集落では 13 世紀にかけて建物群の交替がおこり、その間に中心的建物群は衰退しはじめるが、そうした状態のまま 13 世紀末以降に続く。

これら二つの集落は異なる変遷をたどるが、居館が出現する 13 世紀末（第 76 図左）に、急激な変動は確認できない。ところで、居館を中心とする集落は突然出現するが、集落の住人とは製鉄に従事する工人である。これに久田原集落の衰退をあわせて考えると、居館の形成過程において、在地の工人を傘下に組み入れ、周囲に集住させたと考える余地もある。しかし、15 群の衰退は段階的なものであり、久田原集落における建物群の交替も居館の出現以前にはじまるように、住人の移動と居館の出現には時間差がある。よって、衰退する久多荘の再建を請け負った居館の住人すなわち武士が、被官も兼ねる工人を引き連れて移住した可能性の方が高いと言える。

一方、居館が出現した後も、夏栗集落と久田原集落はそのまま継続するとおり、既往の集落と居館は同じ荘園にあって、二つの異なる存在として併存する。つまり、13 世紀末に形成された主従関係に基づく新しい社会構造は居館とその周囲に限定されるように、久多荘において中世前期から継続する村落社会の全体が、大きく変容することによって形成されたわけではなかった。

なお、この地域では、中世前期の集落形態がそのまま後期に踏襲されており、集村化しない。これは、集落成員の多くが製鉄を主たる生業とする商職人の集落であったためと考えられる。余部日置荘遺跡（第 63 図）において、鋳物師の建物群だけが集村に組み込まれず、14 世紀になってもその場で継続するのと共通する現象ではなからうか。住人の主たる生業が農業ではなく、荘園領主の関心も製鉄に向かっていたと考えると、耕地再編の必要性はなく、集村化も生じないと言えよう。

13 世紀に出現するその他の事例 これまで取り上げた居館以外にも、大毛池田遺跡⁽⁶²⁾（愛知県一宮市）・池尻城跡⁽⁶³⁾（大阪府大阪狭山市）・誕生地遺跡⁽⁶⁴⁾（大阪府千早赤坂村）・園井土井遺跡⁽⁶⁵⁾（岡山県笠岡市）・田治部氏屋敷址⁽⁶⁶⁾（岡山県新見市）・古庄屋遺跡⁽⁶⁷⁾（大分県中津市）・上城遺跡⁽⁶⁸⁾（大分県久住町）・柏原 K 遺跡⁽⁶⁹⁾（福岡県福岡市）などにおいて、13 世紀（主に後半）に出現する居館が確認されている。このうち、誕生地遺跡には南朝の武将である楠木正成の生誕地という伝承があり、田治部氏が備中

国人である以外に、住人の性格が判明するものはない。

また、円通寺遺跡⁽⁷⁰⁾（徳島県三好町）では、幅1～2m、深さ0.4mの区画溝を巡らした建物群が確認されている。区画溝は13世紀後半に掘削されたと推定されているが、13世紀前半にさかのぼる遺物も出土しているという。なお、この遺跡の周辺では、他に中世の集落遺跡が発掘調査されていない。このため、建物や区画溝の規模をもとに、この時期の居館として扱えるものか、現状では判断できない。ここでは、後に堀と土塁を巡らした居館になることから、居館に準じる事例として取り上げた。

4. 中世前期における居館の実態

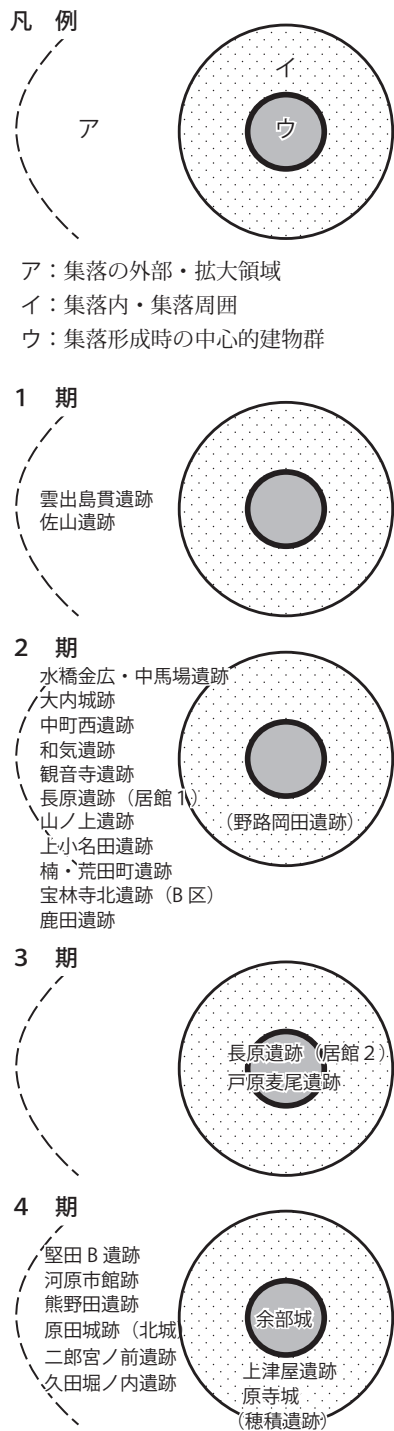
(1) 中世前期における居館の類型化と変遷

これまで中世前期の居館について、各地の事例を概観した。この結果、居館の全体像がわかる事例は意外に多く、しかもそれぞれの居館は多様な形態を呈することが判明した。主な形態としては、和気遺跡（第40図）のように主郭部の周囲に複数の建物群が付属する例、大内城跡（第38図）のように複数の大型建物によって主郭部が構成される例、津堂遺跡（第44図）のように二重郭の構造を有し、小規模な主屋と少数の副屋で内郭を構成する例などが挙げられる。このように主郭部の構成や周囲の建物群の有無など、居館を構成する要素をもとに、いくつかの形態に分類できるだろう。しかし、そうした分類をもとにして、居館の性格に新たな要素を加えることはできても、それによって居館が出現した要因は解明されない。居館が出現する要因を解くためには、出現する時期や周囲の集落との関係を明らかにすることからはじめなければならない。

居館が出現する時期（第1・2表）について、11世紀後半（1期）と12世紀前半（2期）～中頃（3期）、13世紀以降（4期）に区分できる。このうち、1～3期に出現する居館は、14世紀までにそのほとんどが廃絶し、中世後期に続かない。12世紀後半（末）に出現する居館は宝林寺北遺跡A区居館以外になく、この時期に居館の建設は一旦行われなくなる。また、宝林寺北遺跡のA区居館が出現する背景には、B区居館の廃絶が関連すると考えられ、特殊な事例となる。したがって、12世紀後半に居館が建設されることはないので、時期区分に加えない。再び、4期になって新たな居館が出現する。この時期に出現する居館の多くは中世後期に継続するとおり、居館は出現する時期によって分類できる。

中世前期における居館の立地（第77図）をみると、ア：集落の外部や集落の拡大領域内にあるもの、イ：領域を拡大する以前の集落内あるいは集落と接する位置に立地するもの、ウ：集落形成時の中心的建物群となるものの3種類に区別できる。立地の違いと出現期の対応関係をみると、1期の居館はアの立地、2期のものはア・イの立地、3・4期のものはア・イ・ウの立地になる傾向が指摘できる。

このように、居館の出現時期と集落に対する位置関係は対応する傾向があるので、これをもとに類型化を試みる。まず、1～3期に出現するものを居館1類、12世紀後半の断絶後、4期に出現



第 77 図 居館の立地分類モデル

するものを居館 2 類に大別した上で、集落との位置関係などをもとに細分する。

居館 1 類 居館 1 類は、11 世紀 (1 期) に出現するものと、12 世紀 (2・3 期) になるものの二つに区別する。また、12 世紀に出現する居館は集落外に立地するものと、集落内に立地するものに細分される。ここでは、居館 1 類を 3 つの類型に分類して、それぞれの特徴を検討する。

居館 1-1 類 11 世紀後半 (1 期) に出現する居館であり、雲出島貫遺跡と佐山遺跡を指標とする。これらは、出現する時期や立地以外に共通する特徴がある。まず、雲出島貫遺跡は嶋祓 (抜) 御厨に比定され、佐山遺跡が位置する佐山にも狭山江御厨があるように、御厨に関する可能性がある。次に、二つの事例は 10 世紀にさかのぼって先行する建物群が、11 世紀後半に居館へ変貌する。そのうち、佐山遺跡では「政所」と墨書された灰釉陶器皿が出土したとおり、居館に先行する建物群は荘園あるいは御厨に関わる施設に推定される。雲出島貫遺跡も、この地域では珍しい緑釉陶器が出土するように、遺物の様相や後の展開からその可能性は十分にある。居館 1-1 類とする 2 つの事例は、古代の荘園・御厨に関わる施設となるか、その可能性があることで共通し、これが 11 世紀後半に居館へ変化する。このことは、居館の出現が荘園あるいは御厨のあり方と深く関わることを示している。これによって、中世前期の居館を、単純に武士の館と見なすことはできなくなった。

11 世紀後半に出現する居館としては、これら以外に上田部遺跡⁽⁷¹⁾があるものの、この遺跡については簡単な調査概要が公表されているだけであり、先の 2 例とは比較できない。今のところ、上田部遺跡が御厨と関係するような手がかりは確認されていないので、11 世紀に出現する居館はさらに細分される可能性がある。

居館 1-2 類 12 世紀前半～中頃 (2～3 期) に出現するもので、集落の外部もしくは拡大領域に立地する。中世前期に展開する居館のほとんどが、これに該当する。

居館 1-2 類で注意されるのが、居館と集落の関係である。まず、長原遺跡・津堂遺跡・山ノ上遺跡・上小名田遺跡・鹿田遺跡などでは、中世前期 1-1 類とする集落が 11 世紀後半に出現する。一方、居館が出現するのは 12 世紀前半であり、集落が形成した後のことである。これら居館の堀

からは、居館が出現した段階の遺物が出土するように、大型建物群が居館に変貌するような段階的な過程をたどらない。つまり、これらの居館は大型建物群が発展したのではなく、また集落の形成にも関わらないように、在地的な性格が非常に乏しい。そして、この形態が中世前期における標準的な居館のあり方であることは、特に留意する必要がある。

これらの居館のうち、大内城跡は六人部荘、長原遺跡は長原荘、鹿田遺跡は鹿田荘、宝林寺北遺跡は浦上荘に位置し、山ノ上遺跡は止止岐荘、小名田遺跡は八多荘に含まれる可能性があるように、領域型荘園に立地するものが多い。居館1-1類と同じく1-2類にも、荘園との間に一定の関連性が認められる。

ところで、山ノ上遺跡では寺院関連遺構が検出されているものの、それは集落内に位置しており、居館との関連性は全く想定できない。寺院は、これ以外に加茂政所遺跡⁽⁷²⁾や柿田遺跡⁽⁷³⁾で確認されているが、前者は集落外周の墓地領域、後者は集落内にあり、居館の周囲に展開するものはない。これまでに確認されている中世前期の寺院遺構は少ないが、そのすべてについて居館との関連性は認められない。なお、野路岡田遺跡の居館は、出現する時期と立地の上だけで分類すると居館1-3類に該当する。しかし、居館は集落の後に出現し、中心的建物群とは対峙する関係にある。この特徴は、1-3類と大きく異なるので、野路岡田遺跡の居館は1-2類の範疇に含める。

居館1-3類 12世紀中頃(3期)に成立するもので、集落形成時の中心的な存在として位置付けられる。戸原麦尾遺跡を指標とする。戸原麦尾遺跡は11世紀後半に出現した建物群が、12世紀中頃に居館へ変化する。集落や流通拠点は、居館が完成した12世紀中頃以降に、居館の周囲に出現する。このことから、居館が地域形成の主体となり、そしてこの地域を支配したと考えられる。

このような過程が確実にたどれる事例は、西日本においてこの遺跡だけであるが、これに似て非なる事例として長原遺跡居館2がある。この居館は、11世紀後半の集落形成において、中心的な存在となった建物群が12世紀中頃に居館へと変貌する。しかし、この時期に居館1は継続しており、居館2は集落を支配する状況にない。むしろ、居館1との対立を背景に居館化したと想定した方がよく、戸原麦尾遺跡と長原遺跡居館2の性格は大きく異なる。なお、長原遺跡居館2と同じ過程をたどる事例も他になく、主流になる可能性はない。

このように、居館1-3類に比定できる事例は2例だけであり、しかもそれぞれの性格は大きく異なる。よって、非主流というよりも、むしろ変則的な事例と言える。

居館2類 13世紀(4期)に出現する居館で、中世末期まで継続するものが多い。短期間のうちに廃絶する事例も、希にある。中世城郭の分類で、小規模城館と呼ばれるものも含む。

居館2類は、集落の外部に位置するものと、集落に接するか、あるいはその内部に位置するものに細分される。ここでは、前者を2-1類、後者を2-2類とする。

居館2-1類 この類型に相当する例は、各地で確認されている。なお、もともと集落の外部にあったものが、集落域の拡大によってその領域の中に取り込まれたものも、この類型に含めた。

関西では原田城跡(北城)や熊野田遺跡第1次調査区など、北陸では堅田B遺跡や河原市館跡などが挙げられる。これらのうち、宮永ほじ川遺跡のように早いものは13世紀前半に出現するが、多くは13世紀中頃~末に求められる。よって、出現する時期には1世紀程度の幅を認める必要が

第2表 居館の消長(2)

時 期	11世紀	12世紀		13世紀		14世紀	15世紀	
遺 跡		1期	2期	3期	4期			
穂積遺跡(居館) (住吉市庭)								(移動?)
原田城跡(北城) (原田村落)								
二郎宮ノ前遺跡 (居館) (集落)								
久田堀ノ内遺跡 (居館) (夏栗・久田原村落)								
		中心的建物群						(集村化しない)

あるものの、そのピークは13世紀後半となる。

居館2-1類の出現のピークと関西における集村化の時期は重なるが、居館は集落から離れたところに建設されており、集村化にみる集落の再編に関わった可能性は乏しい。さらに、集村化しない地域の一つである久多荘域の久田堀ノ内遺跡などでも、13世紀末に居館が出現する。しかし、居館の出現直後に既往の集落が大きく変容した形跡はみられないように、このような地域でも居館が集落に大きな影響を与えた可能性はない。集村化の有無に関係なく、居館2-1類は出現しており、これらの現象は区別して考える必要がある。また、これらの居館も突然出現しており、大型建物群が居館化するような過程は確認できない。

居館2-1類と居館1-2類は、出現する時期が大きく異なるだけで、それ以外の特徴は類似するとおり、4期においても集落との関係は希薄なものが主流である。

居館2-2類 余部城跡と原寺城跡を指標とする。このうち、余部城跡は13世紀前半に出現し、13世紀後半になって居館の東側に集村が形成される。一方、原寺城跡は集村化が進展する13世紀後半に、集落の東側に出現する。これらの居館は、集落と接する位置に立地することから、集村化の過程に関与する状況も想定でき、集落再編において中心的な役割を担った可能性もある。ただし、これらの居館も大型建物群が変化して成立する過程は認められず、その住人が在地で成長したような形跡はたどれない。また、同じような立地の居館としては、他に上津屋遺跡と穂積遺跡第37次調査区がある。このうち、穂積遺跡の事例は、集落(住吉市庭)が11世紀後半に出現することから、集落の形成に関わる可能性はなく、居館2-1類の範疇に含まれる。よって、居館2-2類はその可能性がある上津屋遺跡を含めても3例にすぎず、居館1-3類と同じく変則的な事例と言えるだろう。

中世前期の居館について類型化を試みたが、その中にいくつかの重要な特徴が見出せる。まず、12世紀後半の断絶を挟んで、13世紀に居館1類から2類へ交替する。そして、中世前期をとおして居館と集落は一つの村落あるいは荘園という領域に併存しながらも、その関係は希薄であるように、非在地的な居館が主流となる。その一方で、在地で成長する過程を経て居館へ変化する事例は2例だけに限られ、集落と密接な関係が想定できるのは、居館1類・2類に関わらず稀少な存在となる。

(2) 居館 1 類の住人像

各地で居館 1 類が確認されているものの、住人に関する伝承が残っている事例はない。また、発掘調査の成果に基づいて住人を武士に比定できる事例は、佐知遺跡⁽³¹⁾の 1 例に限られる。12 世紀～13 世紀の居館とされる佐知遺跡では、郭内において屋敷墓が検出された。この屋敷墓には太刀と小刀、鉄鎌などの武器が埋納されていたことから、被葬者は武士に比定できる。しかし、佐知遺跡以外の居館でも屋敷墓は多く確認されているが、武士に比定できるだけの特徴をそなえた事例はない。これ以外では、居館に接する推定東山道において太刀の鏝が出土した野路岡田遺跡の住人に、武士の可能性が指摘できるだけにとどまる。

その一方で、『法然上人絵伝⁽⁷⁴⁾』に描かれた漆間時国の屋敷を居館と見なすか、見解がわかれるところであるが、『一遍上人絵伝⁽⁷⁾』に描かれた筑前国の武士の館に堀が巡ることなどをもって、これまで発掘調査で確認された居館は武士の住まいと考えられてきた。しかし、『法然上人絵伝』は 13 世紀前半～14 世紀初頭に、『一遍上人絵伝』は永仁 7 年（1299）に作成されたものであり、13 世紀に出現する居館 2 類を武士の住まいに比定する根拠になっても、13 世紀のうちにほとんど廃絶する居館 1 類の住人像を示す根拠にはならない。よって、これらの絵画資料をもとに、居館 1 類の住人をすべて武士とすることはできない。

居館の主流である 1－2 類は荘園において集落から離れたところに占地し、集落の中心的建物群とは対峙する関係にある。また、「居館」という名に示されるとおり、傑出した敷地の規模をもとに集落の成員とは明らかに異なる階層に比定できる。集落成立時の建物群が等質的な階層で構成されていることは前論⁽⁹⁾でも述べたが、そうした階層の中から一人だけが急激に成長して、突然居館を構えたとは考えにくい。しかも、これまで各事例を検討したとおり、居館が出現する前後に集落が大きく変化する状況は認められず、居館 1－2 類はすべて突然出現する。これらの状況をあわせて考えると、その住人は移住者以外に求めようがない。そのような移住者の候補としては、地頭と荘官が挙げられる。このうち、地頭は元暦 2 年（1185）に設置されることになるが、この時期に出現する居館は西日本では宝林寺北遺跡 A 区居館以外にないので、地頭が居館を建設した可能性はない。残る有力な候補は、史料に多くみられる「下司」あるいは「預所」といった現地で活動した荘官層だけである。居館 1－1 類は、御厨あるいは荘園にかかる施設を改変することによって出現すると指摘したように、居館には荘園・御厨の施設性格がそなわっている。居館 1－2 類が荘園に多く分布することも、その住人を荘官とするのに十分な根拠になる。また、水橋金広・中馬場遺跡のように、一つの遺跡に複数の居館が併存するのは、複数の荘園領主によって領有されることが一般的である領域型荘園において、それぞれの荘園領主がその所領に荘官を配置したと解することで説明できる。このように、居館とは荘官の館であり、荘官の中に武士もいたと考えた方が、単純に武士の館と見なすよりも整合性がある。先に、居館の形態が多様であることを指摘したが、そうした形態差には武士以外の住人の職能性が反映されていた可能性もある。なお、荘官が武士だけに限定されないことは、応保年間中（1161～1163）の東大寺領黒田荘の預所が覚仁という僧侶であったこと（「官宣旨」『平安遺文』第 3221 号文書）からも知られる。

荘園領主は荘園の現地支配と年貢徴収を効率的に行うために、その適任者を荘官として採用し、現地に送り込む。現地に移住した荘官は、荘園管理の実務を行う上で、そして年貢徴収の対象となる集落に対して優位性を保つために、集落を構成する建物群を遥かに上回る規模の居館を構えたのではなかろうか。防御の観点から不完全としか言いようのない堀を巡らし、あるいは土塁を築くことも、そうした象徴性に由来する可能性がある。その上で、武力をそなえた武士も、荘官に取り立てられたのであろう。

(3) 居館2類の住人像

居館2類の住人を知る手がかりは、居館1類に比べると多い。原田城跡(北城)は、摂津国人の一人である原田氏の居館に比定される。原田氏は荘官として活動した形跡がなく、13世紀末～15世紀における経済基盤は不明である。次に熊野田遺跡第1次調査区の居館は、熊野田氏の館に比定される。熊野田氏の伝承から熊野社領の荘官職を請け負う一方で、原田氏と同じく摂津国人の一員と推定される。誕生地遺跡は楠木正成の生誕地という伝承があり、これも武士に推定される。楠木氏の来歴や経済基盤は不明である。田治部氏館跡も、その住人である田治部氏が備中国人の一員であるように、武士と言える。しかし、その来歴や経済基盤は明らかではない。久田堀ノ内遺跡の居館は、製鉄を行う工人を被官とする武士に比定でき、おそらくは久多荘の荘官として活動したと想定される。これ以外に、住人やその職業が特定できる居館2類は知らない。

しかし、住人が判明した事例では、原田氏のように武士になるまでの来歴や居館を築くだけの経済基盤が判明しない新興土豪層や、荘官として移住した武士である。居館1類に比べて武士層の割合が飛躍的に増すこと、荘官以外に新興土豪層が住人に加わることが居館2類の特徴と言える。

ここで取り上げた原田氏や楠木氏は現地の伝承によって特定されたものであるが、多くの居館は現地に伝承として残らなかった。それは、江戸時代のうちに、居館の存在が忘れられたことによる。村明細帳に記されないほど、村落にとって居館の住人は遠くの存在であったと言える。

(4) 中世前期の居館にみる画期

11世紀後半に居館1-1類が出現した後、居館は西日本一帯に分布するようになる。そして、居館1類は13世紀末までにほぼすべて廃絶する一方で、13世紀以降に出現した居館2類は中世後期に継続する。このような居館1類の出現と急増、そして居館1類から2類への交替は、大きな画期として捉えることができる。

それでは、それぞれの画期には、どのような背景があるのだろうか。

11世紀後半に、はじめて周囲に堀を巡らした居館1-1類が出現する。これと同じ時期に、中世的集落の編成がはじまる。前論で明らかにしたように、中世的集落の形成とは領域型荘園の立荘を背景とした地域編成を意味する。領域型荘園を立荘するにあたっては、田堵を把握するために集落編成を行う一方で、「本荘」を中心に混在する国衙領や他の領主の荘園や免田を統合させることによって、国衙領から切り離された荘園が設定される。これによって、国衙が荘園に関与する度合いは低下するため、荘園の経営方法は大きく変化すると考えられる。このことを念頭に置くと、荘

園・御厨の経営方法が大きく転換することを背景に、その施設を改変することで居館が出現したと言える。もちろん、具体的な変化の内容を知るには、史料の分析が必要となるが、現段階でそれを行う余力はない。

次に、12世紀に居館1-2類が急増する背景としては、この時期に中世的集落が拡大期を迎えることに関連すると考えられる。

先に領域型荘園の成立によって荘園の経営方法が変わると指摘したが、領域型荘園において中世的集落が安定的に拡大しはじめる段階になって、荘園経営の転換に潜在する問題が次第に表面化しはじめたのではなからうか。居館1-2類の住人を荘官層と考えたが、その居館は中世的集落の形成から半世紀ほど遅れて出現する。それは、領域型荘園の立荘からしばらく時間が経過した後、荘官を現地に下向させたことを意味する。つまり、荘園領主が領域型荘園に潜在する問題を認識し、新しい経営方法について検討した結果として、現地支配をより確実なものにするため、荘官を送り込んだと考えられる。

ただし、これまで発見された中世的集落の総数に比べて、居館の絶対数は圧倒的に少ないとおり、集落のすべてに居館が付属しているわけではない。それは、後におきる集村化に細かい地域差があり、また集村化の有無が集落における住人の主たる職業と関連することからも明らかのように、荘園領主の姿勢や現地の動向、そして住人の性格によって、経営方針は決定されたのである。よって、荘官を派遣するという手段は唯一絶対的なものではなく、多様な経営方法の一つとして選択されたと考えべきであろう。

そして、13世紀に居館1類から2類へ交代するのも、荘園経営の変化がその一因にあると考えられる。寛喜の大飢饉（1230年前後）に直面した荘園領主は延応年間に検注を行い、荘園経営を強化しはじめる⁽⁷⁵⁾という。荘園経営の強化が荘官層の解任や交代に及ぶことは、文永2年（1265）に領主である春日社が六車荘の下司を追放したことや垂水荘の領主東寺による下司職奪回に関わる争論がこの時期に激化することなど、各地で確認されている。13世紀における荘官層の追放と、居館1類がこの時期に廃絶する現象は一致する。その一方で、この時期に改めて荘官を派遣する動きもみられる。例えば、春日社領垂水西牧榎坂郷に下向した目代今西氏の拠点となった南郷春日神社が創建されたのは13世紀後半までと推定され⁽⁷⁸⁾、熊野社領熊野田村の荘官である熊野田氏の居館が建設されるのも、この時期である。久多荘に位置する久田堀ノ内遺跡で居館が出現するのは、やや遅れて13世紀末になるが、この傾向を踏襲している。このように、この時期に各地の荘園で新たな居館が出現することは、これまで明らかにしたとおりである。

ところで、西日本の一帯では耕地の集約化を目的に、13世紀中頃から集村化や基幹水路網の再整備⁽⁷⁹⁾、墓地の移動⁽⁸⁰⁾などが行われるようになる。これらの行為は、拡大と満作化を基調とする耕地開発が行き詰まる中、勸農という大義のもとで荘園領主が経営の強化に乗り出すのと、生産性の向上という集落成員の内在的欲求が複合することによって実現される。関西では、こうした在地の再編と荘官層の交代が、ほぼ同じ時期に行われるように、荘園経営の改革は在地社会に大きな影響を与えた。もちろん、集村化しない地域においても、経営立て直しの一環として荘官を派遣する事態があったのではなからうか。13世紀のうちに建物群が減少しつつあった久多荘南部（久田原遺跡）

において、久田堀ノ内遺跡の居館が出現する現象は、そうした事情を想定させる。

これ以外に、荘園あるいは荘園領主との関係が判明しない居館のあり方も、13世紀以降の事例にみられる。先の原田城跡（北城）や誕生地遺跡の居館である。原田氏や楠木氏の出現過程を具体的に記した史料はなく、出現した後も荘官として活動した形跡はない。13世紀における居館の出現には、このような新興土豪層の出現も考慮すると共に、そうした新興土豪層の経済基盤について解明する必要がある。

なお、荘園経営の強化とは、直ちに年貢徴収の強化を意味する。それが在地の反発を招き、13世紀後半に顕著になる悪党の活動を助長させた⁽⁷⁹⁾。黒田荘下司の大江氏が悪党になって、東大寺を悩ませたのも、この時期である⁽⁸¹⁾。このような背景も、新興土豪層が出現する要因を考える上で、ふまえる必要があるだろう。

5. 「在地領主」と中世前期の居館

(1) 「在地領主」の存在形態に関する検証作業

これまで、居館1類の住人は武士だけに限定されない荘官層に、居館2類も1類と同じように荘官層を基本とするが、これに新興土豪層が加わるとした。居館の出現も、御厨あるいは荘園の経営方法の転換を契機に「政所」などの管理施設が改変された結果に求められ、当初から武士の館として作られたものではないことが明らかになった。このように、居館は荘官層の活動拠点として、荘園・御厨に伴う施設的な要素が強く、集落との関係は希薄で非在地的なあり方を示す。また、武士の階層概念とされる「在地領主」についても、その実態が確実に一致する事例は戸原末尾遺跡以外にないことが判明し、中世社会を構成する一階層としての普遍性がないことを確認した。

ところで、「在地領主」とは石母田正が『中世的世界の形成』の「第3章 源 俊方」で提唱した、領主の一形態とするところの階層概念である⁽⁸¹⁾。この章で、名張郡黒田荘に隣接する築瀬保の保司である「源俊方」という具体的な人物を取り上げ、「彼の一族がこの地方の平安末期の領主の典型」として「それぞれ独立の武士団を形成していた」と結論し、「武士＝在地領主」の階層概念を構築した。寄進地系荘園にみる寄進の構造や村落成員の階層構成のように、この概念は後の研究に大きな影響を与え、そして多くの研究者がこの概念に新たな解釈や修正を加えてきたことは周知のとおりである。そうした研究の積み重ねがある中で、「在地領主」が「村落の中で成長しながら村落を超えた階級に分離していた」立場となって、その村落を支配した階層であることを論理的に否定した研究者はいないように、「在地領主」という概念の根幹は今も通説とされる。

しかし、これまで述べてきたとおり、「在地領主」という階層概念と居館の実態は一致しない。したがって、「在地領主」という階層概念を単なる虚構として扱うか、あるいは居館以外にその概念の対象となる存在を見出す必要が生じる。そこで、これまで明らかにした中世的集落と居館の実態を前提に、石母田正が提唱した「在地領主」について、その根拠とした史料をもとに検証する。

まず、石母田正が「在地領主」とした築瀬保の住人である「源俊方」と、その系譜の特徴を紹介

することにしよう。

源俊方は、祖父となる丈部近国の代から名張郡司を歴任し（「伊賀国司庁宣案」『平安遺文』第1259号文書）、さらに源俊方の代になって築瀬保の保司を兼務していたことを挙げている（「官宣旨」『平安遺文』第3221号文書）。このことをもとに、裏付ける史料がないと断りながら、「彼及びその一族が村内の実力者として所有せる所領は相当の広さに上ったことは疑いない」として、築瀬保全体を私領化していたと想定すると共に、源俊方が築瀬保の政治的代表ではなく、築瀬保という村落において成長しながら、村落から遊離し、そこを所領として支配する立場に位置付けた。また、応保年間に黒田荘の預所である覚仁が軍兵を率いて築瀬保へ乱入した際（前出『平安遺文』第3221号文書）に、「保司俊方をまず殺害せんとした」のは「国衙的権力」を「一身に集中させた」源俊方が、築瀬保の実権を掌握していたことに求めている。そして、覚仁の乱入の際に「俊方とともに郡内の百姓等皆以って逃亡し畢ぬ」（前出『平安遺文』第3221号文書）という事象を挙げて、在地における源俊方の権威を指摘する。加えて、「元興寺大僧都房教所下文案」（『平安遺文』第1002号文書）などをもとに、丈部氏一族が古くから築瀬保に居住することや、村落の中で成長した土豪と想定し、名張郡司を歴任する俊方の系譜は丈部一族を代表する存在のように扱った。

次に、源俊方が武士であることについて、応保年間（1162年5月まで）の覚仁乱入事件後のことを取り上げる。覚仁の乱入から約13年後、安元元年（1175）に源俊方は3人の子息と隋兵2、30人を率いて、黒田荘の住僧（修学僧 文海）を殺害し、近隣の在家を放火する事件を起こす（「東大寺衆徒解案」『平安遺文』第3731号文書）。これをもって、源俊方が「明らかに私兵を蓄え、彼の一族子弟とともに武士団を構成していた」とし、覚仁の乱入事件が軍兵300人を率いる大規模なものであったのは、そのためとしている。また、寿永2年（1183）～元暦元年（1184）に起きた黒田荘下司である大江氏との私闘（「東大寺所司請文案」『平安遺文』第4197号文書）などを取り上げ、源俊方が武装していることを補強している。

石母田正は、源俊方とその系譜について名張郡司を歴任するように国衙に連なる権力を持ち、その権力をもとに築瀬保を丈部氏一族の拠点となる私領に見立て、応保年間以降の史料にみえる武力抗争から一族郎党を率いる武士であることを組み合わせ、藤原実遠にはない在地性をそなえた武士すなわち「在地領主」に仕上げたのである。

ところが、石母田正が展開した論理には、史料の解釈などにおいて、いくつかの問題点が指摘できる。それは、名張郡司や築瀬保司であることが築瀬保を支配する権力の源泉となるだけの根拠と言えるのか、丈部氏が築瀬保において一族を形成していたのか、さらに応保年間（12世紀中頃）以降の史料をもとに源俊方の系譜を11世紀にさかのぼって武士と言えるのか、という点である。

まず、名張郡司であることについては、「田刀前伊勢宰依知秦公安雄」（「近江国依智荘検田帳」『平安遺文』第128号文書）や「旧（舊）老田堵備後縁紀」（「丹波国後河荘田堵等解」『平安遺文』第756号文書）、「田堵散位賀陽清仲」（「生石荘田堵賀陽清仲解」『平安遺文』第3553号文書）のように、田堵の中には国司経験者や官位を持つ人物がいる。つまり、史料の上では国司経験者として一目置かれる存在であったにしても、官人から田堵になる人物がいるということは、国司や郡司といった官人と田堵の間に身分的・階層的な隔たりがなかったことを示す。例えば、「近江国依智荘検田帳」

の「田刀前伊勢宰依知秦公安雄」は、前伊勢宰という注記がありながら、他の田刀と同じ耕作請負者として扱われており、特別な存在とは言い難い。

一方、上小名田遺跡や長原遺跡 No.26 トレンチに展開する中心的建物群や池内遺跡⁽⁸²⁾をはじめとする9世紀～11世紀に展開する建物群の中には、銚帯などの官人に関わる遺物が出土する事例がある。これらの建物群は、そうした遺物が出土しない建物群と同じくB・C型建物群として扱われるように、地域において特別な存在ではなかった。田堵にかかる史料や発掘調査によって明らかにされた建物群の実態をもとに、国司や郡司といった官人が在地において抜き出た存在にならないことが指摘できる。よって、源俊方の系譜が名張郡司を歴任し、築瀬保司を兼任したことをもって、築瀬保の支配者とするだけの根拠にはならない。また、元国司・郡司という官人経験者が田堵であり、村落成員の一人であったということは、源俊方が築瀬保に多くの所領を保有し、保全体を支配したという石母田正の想定を否定するのに十分な根拠となる。

次に、源俊方の一族とした丈部姓を名乗る人物は、石母田正が提示した「元興寺大僧都房教所下文案」（『平安遺文』第1002号文書）や「伊賀国黒田杣稻吉解」（『平安遺文』第1360号文書）だけではなく、「伊賀国黒田荘官等請文」の「丈部成利」（『平安遺文』第3687号文書）や「伊賀国黒田荘丈部俊弘等連署請文」（『平安遺文』第3688号文書）のように黒田荘でも確認できる。これらの史料からは、丈部姓の人物は名張郡に広く存在すると指摘でき、『平安遺文』第1002号文書・第1360号文書だけをもって、築瀬保に住む丈部氏が一族を構成したという想定は成立しない。また、源俊方が安元元年（1175）に武力を行使した際にも、その中心になったのは俊方とその子息3人であり、それ以外は「年来之間招集十方盜賊殺害之輩」とされる「隋兵二三十人」であった（前出『平安遺文』第3731号文書）。よって、この事件に一族が関与したという事実は認められず、それ以外にも一族の存在を具体的に示した史料はない。これらの史料によって、築瀬保に源俊方を頂点とする丈部氏一族が存在することは実証できず、この点についても石母田正の想定にすぎなかったと言える。

そして、源俊方が武装していたことをもって武士としたが、そうした事実が確認されるようになるのは安元元年（1175）12月であり（「東大寺衆徒解案」『平安遺文』第3731号文書）、覚仁の乱入から13年後のことである。一方、覚仁が乱入した時に、源俊方は「郡内」の住人と一緒に逃亡しており、史料に武器をとって抵抗したような記述は一切ない。長治5年（1104）に国見杣の杣工が丈部近国の所領である鷹栖に乱入し、木材を切り出す事件（「伊賀国留守所下文案」『平安遺文』第1612号文書）が起きたときも、伊賀国留守所に訴えるだけで、武力を行使した形跡はない。このように、源俊方は史料に初見した当初より武装していた確証はない上、覚仁の乱入を契機に武装した可能性すら指摘できる。よって、安元元年以前にさかのぼって武士とするには、さらなる史料の根拠を提示しなければならない。

これまで「源俊方」に関する史料をもって「武士＝在地領主」という階層概念が実証的に構築されたかのようにみえたが、その根拠となる重要な部分には史料上の裏付けがなく、石母田正の解釈によって概念の骨格が構築されていることが確認できた。したがって、「在地領主」という概念に一致する居館が、考古学的に確認できなくても何も問題はない。むしろ、「源俊方」以外に史料だ

けで、在地で成長して村落を超越する存在となったことが証明された人物は確認できず、しかも階層としての普遍性について考古学的に否定された以上、「在地領主」という概念は成立しない。

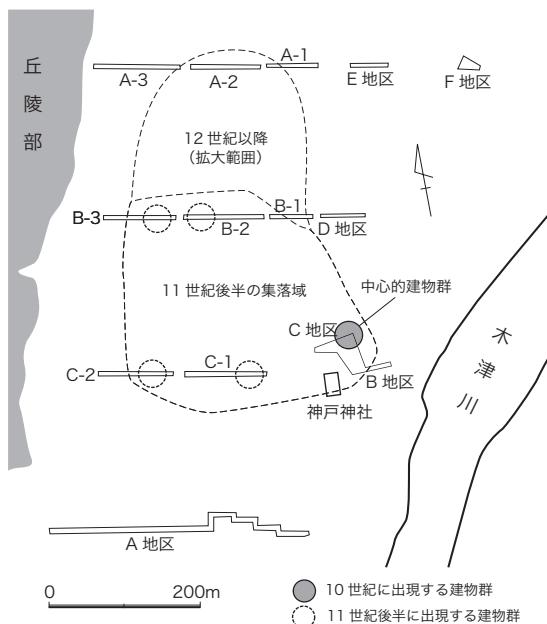
ただし、そうした概念に類似する事例として居館1-3類（戸原麦尾遺跡）があるので、中世前期の九州北部に存在する極めて異例の人物としては認知する必要はあるだろう。もちろん、戸原麦尾遺跡に展開した居館の住人を武士とする根拠はどこにもなく、考古学的に「在地領主」のような存在に位置付けられる人物がいるにしても、それが武士であるとは断言できない。

(2) 考古学からみた「源俊方」の実像

それでは、石母田正が「この地方の平安末期の領主の典型」として取り上げた「源俊方」とは、考古学的な視点にたつて、どのような人物に位置付けられるのか、対論を示す必要がある。

まず、丈部近国から源俊方の代まで名張郡司を歴任したことや、源俊方が梁瀬保司を兼任したことは事実であるが、そのことをもって村落から遊離した存在にはならない。むしろ、田堵に官人経験者が存在し、この時期の建物群に官人との関連を示す遺物が出土するように、官人や官人経験者の田堵は集落成員として普通に存在する。よって、源俊方の系譜も、梁瀬保の村落成員として扱える。覚仁が乱入したのときに、源俊方と「郡内」の住人が一緒に行動しているのは（前出『平安遺文』第3221号文書）、これを裏付ける。源俊方が居館に住むのであれば、集落外にある居館が攻撃の対象となるだけで、「郡内」の住人が逃げる必要はないからである。

これらにより、安元元年に黒田荘へ武装蜂起するまでの源俊方は、名張郡司や梁瀬保司を務めた村落成員と言える。その上で、他の村落成員から抽出されて、その名前が史料に記されたことや、覚仁が特に源俊方を殺害しようとしたのは、源俊方が梁瀬保司という立場にあるように、政治的に梁瀬保を代表する人物だったからにほかならない。



第78図 浮田遺跡(模式)

それでは、こうした村落を代表するような人物は、考古学的に確認できるのだろうか。まず、伊賀地方において中世的集落が形成し始めるのは、浮田遺跡(第78図)などの事例から11世紀後半に求められる。一方、黒田荘が領域型荘園となるのは、東大寺が藤原実遠の養子である藤原信良の私営田を取り込んで(「伊賀国名張郡々司等勘注」『平安遺文』第1739号文書)、不輸不入権の認定と四至が決定された天喜4年(1056)頃までの期間であり(「官宣旨案」『平安遺文』第787号文書)、この地域でも領域型荘園の立荘に際して、浮田遺跡と同じように集落編成が行われたと考えてよい。それに伴って、国衙領(梁瀬保)においても田堵をより確実に把握するために、

同じように集落が編成されたことは、国衙領と推定される鬼塚遺跡（大阪府東大阪市）や粟生間谷遺跡（第4図 大阪府箕面市）などの事例から十分に想定できる⁽⁸⁾。

また、浮田遺跡でみられた集落編成とは前論で明らかにしたとおり、10世紀～11世紀前半に出現し、11世紀後半に継続する一つの建物群の周囲に、いくつかの建物群が集合して集落を形成する過程をたどる。この集落形成過程は本論で取り上げた野路岡田遺跡などでも確認できるとおり、中世前期1－1類で共通する。すなわち、中世前期1－1類には、集落の形成過程において必ず中心的な役割を担う人物（建物群）が存在する。さらに、源俊方の系譜を村落の代表としたが、そうした人物に等しい存在として集落の中心的な建物群を比定しても問題はない。これについて、覚仁が乱入した際、「郡内」の住人が源俊方と行動を共にしたのも、彼が集落の中心的な人物であったことを反映しているのではなかろうか。居館1－3類とした長原遺跡 No.26 トレンチの居館2は10世紀後半に出現し、そして11世紀後半の集落編成において中心的な役割を果たした建物群であった。その建物群が展開するNo.26 トレンチの包含層から石帯が出土するように、建物群の住人は官人経験者と見なせる。その建物群が12世紀中頃に居館2へ変容する過程は、源俊方が武装するようになるのとよく似ている。

石母田正が提唱した「在地領主」という概念に一致する居館は1例しか存在しない上、関連する史料を再検討した結果をもとに、源俊方は梁瀬保を代表する集落成員に修正された。そして、そのあり方は中世前期1－1類において集落が形成する時に、中心的な役割を担った人物と類似することが明らかになった。

（3）中世前期の社会構造と武士

これまで行った居館と集落に関する分析の過程で、西日本の中世的集落において、明らかに武士の居宅に比定できる建物群は、極一部の居館以外に確認できなかった。もちろん、田堵を把握するために中世的集落（中世前期1－1類）が形成されるのだから、そこに耕作者ではない武士が居住する前提は存在しない。また、居館1類でも、その住人を武士に比定できる事例は限られるとおり、絶対数は相当少ないと想定できる。西日本において、武士が普遍的な存在として追跡できるようになるのは、居館の交代が起こる13世紀以降である。しかし、そこで登場する新興土豪層に自らの実力で村落を支配したような形跡は認められず、荘官となった武士にしても、その権力は荘園領主の権限を代行する範囲に限定される。その上で、城下町の初源的な形態と言える久田堀ノ内遺跡のあり方が示すように、居館2類であっても武士組織の結合原理である主従関係が体現される空間は、居館と外堀に接する外周部だけに限定され、村落を覆うような広がりには認められない。

ところで、網野善彦⁽⁸⁴⁾は文和2年（1353）に小早川貞平が発した禁制（『小早川家文書之一』小早川家証文25号）を紹介しているが、その禁制の一文に「一 御内被官之仁等、於沼田市庭、或属所縁、或構宿所、令居住之段、自故殿御時、堅所有御誠也、而守先制之旨、可被停止事」（以下、略）とあり、小早川氏の被官が市庭に居住することなどを禁止する内容になっている。このことは、武士層が城下町を形成する以前にさかのぼって、普通に市庭内に住んでいたことを意味する。つまり、中世前期1－1類とする集落には農業等の第1次産業と鋳物師等の第2次産業従事者が、中世前期

2類とする流通拠点には第2次産業従事者と武士や芸能民などの第3次産業従事者によって住み分けられていたと説明できる。

このように一つの地域において、武士とそれ以外の田堵・名主といった村落成員は完全に住み分けており、それぞれは別々の社会を形成している。この状況をふまえると、鎌倉幕府が成立したところで、西日本における中世前期の在地社会を「武士の世」とするような評価は到底できない。そして、武士を頂点とする社会構造が村落において普遍性をおびるものではない以上、中世を封建制とする時代区分上の論理も摘要しがたくなった。それでは、在地社会における中世という時代区分は、何を指標に求めるべきなのだろうか。

これまで明らかにしたように、中世に継続する集落や居館あるいは墓地とは、領域型荘園の立荘を契機に出現した。また、武士も荘官として雇われた以上、領域型荘園と無縁ではない。公領・国衙領も、領域型荘園の出現によって領域的に相対化されることで、はじめて認識される。つまり、中世における在地社会の基礎構造とは、領域型荘園という新たな土地制度のもとで構築されたのである。その社会構造の根幹となる土地制度を指標にすると、寛徳2年(1042)～延久元年(1069)の荘園整理令を背景に領域型荘園が出現する11世紀中頃から、豊臣秀吉が実施した文禄検地(1593～1594)によって停止される16世紀末までの約5世紀にわたる期間が、「荘園の時代」である中世と言えよう。

ところで、12世紀に存在すること自体が疑われるような武士が13世紀に多く現れて、そして中世後期には城下町を形成するほどに増加するのはなぜだろうか。この謎は、12世紀に留守所となり、やがて現地での実態が把握できなくなる国衙にかわって、誰が国衙領や加納・余田を含む公領分の年貢を徴収するのか、知行国制が成立した後の地域支配や下地中分の根拠も含めつつ、「武士の進出」や「荘園制の衰退」という先入観から離れて、考え直すと解きやすくなるかもしれない。

註

- (1) 広瀬和雄「中世村落の形成と展開」(物質文化研究会編『物質文化』No.50 1988年)
- (2) 広瀬和雄「領主居館の成立と展開」(小野正敏・萩原三雄編『鎌倉時代の考古学』高志書院 2006年)
- (3) 山川均「居館の出現とその意義」(帝京大学山梨文化財研究所『帝京大学山梨文化財研究所 研究報告』第9集 1999年)
- (4) 橋口定志「中世東国の居館とその周辺—南関東におけるいくつかの発掘調査事例から—」(日本史研究会編『日本史研究』330 1990年)
- (5) 三重県埋蔵文化財センター『嶋拔II』2000年
- (6) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『佐山遺跡』2003年
- (7) 中央公論社『一遍上人絵伝』1988年
- (8) 橋田正徳「11世紀後半における集落編成からみた領域型荘園の成立」(九州古文化研究会編『古文化談叢』第64集 2010年)
- (9) 富山市教育委員会『富山市水橋金広・中馬場遺跡発掘調査報告書II』2006年
(財)富山県文化振興財団 埋蔵文化財事務所『平成19年度 埋蔵文化財年報』2008年
- (10) 草津市教育委員会『野路岡田遺跡発掘調査報告書』2008年
- (11) 草津市教育委員会『柳遺跡発掘調査報告書I』2007年
『柳遺跡発掘調査報告書II』2008年
『中畑遺跡発掘調査報告書I』2002年
- (12) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査報告書 第3冊 大内城』1984年

- (13) 奈良県立橿原考古学研究所『中町西遺跡』2003年
- (14) 和気遺跡調査会『和気』1979年
『和気II』1981年
- (15) (財)大阪府文化財調査研究センター『観音寺遺跡』1998年
- (16) (財)大阪府埋蔵文化財協会『陶邑・大庭寺遺跡』1989年
『陶邑・大庭寺遺跡II』1990年
『陶邑・大庭寺遺跡III』1993年
- (17) 大阪府教育委員会『津堂遺跡-86-1区の調査-』1987年
『南河内遺跡群発掘調査概要・I』1988年
『南河内における中世城館の調査』2008年
- (18) 大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『長原』1978年
『長原(その2)』1985年
- (19) (財)大阪市文化財協会『長原遺跡発掘調査報告書III』1983年
『長原遺跡発掘調査報告書V』1992年
- (20) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財年報Vol.6(1996・97年度)』1999年
『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成10年度(1998年度)』1999年
『文化財ニュースNo.35』2009年
- (21) 豊中市『豊中市史』第1巻 1961年
- (22) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 1982年度』1983年
- (23) 兵庫県教育委員会『楠・荒田町遺跡』1998年
『楠・荒田町遺跡II』2008年
※12世紀前半の土師器皿としては『楠・荒田町遺跡II』図版59-508・513、東播系須恵器碗は同じく図版61-601・602が挙げられる。ただし、図版61-601は11世紀末の可能性も残る。
- (24) 兵庫県教育委員会『宝林寺北遺跡II』2002年
- (25) 兵庫県文化財協会『宝林寺北遺跡』1987年
- (26) 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(II)』1989年
『戸原麦尾遺跡(III)』1990年
- (27) 神戸市教育委員会『昭和63年度神戸市埋蔵文化財年報』1994年
『平成元年度神戸市埋蔵文化財年報』1992年
『平成7年度神戸市埋蔵文化財年報』1998年
- (28) 山本悦世「中世の集落構造と推移」(岡山大学埋蔵文化財調査研究センター『鹿田遺跡5』2007年)
- (29) 四日市市教育委員会『大矢知山畑遺跡』2002年
- (30) 橿原市教育委員会『橿原市千塚資料館 常設展示解説』2002年
- (31) 大分県教育委員会『佐知遺跡』1989年
- (32) 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書-48-』1998年
- (33) 福岡県教育委員会『砥上上林遺跡』1993年
- (34) 熊本県教育委員会『二本木前遺跡』1998年
- (35) 金沢市教育委員会『堅田B遺跡I』2003年
『堅田B遺跡II』2004年
『市内城館跡調査報告書』2004年
- (36) 金沢市教育委員会『金沢市河原市館跡』1996年
- (37) 松任市教育委員会『松任市宮永ほじ川遺跡(遺構・遺物図編)』1995年
『松任市宮永ほじ川遺跡(本文・写真編)』1997年
- (38) 八幡市教育委員会『上津屋遺跡発掘調査(第5・7・8次)概報』2003年
- (39) 大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『日置荘遺跡』1995年
大阪府教育委員会『余部日置荘遺跡』2007年
- (40) 余部村が田井荘に含まれたことを証明する史料はないが、北側に隣接する大饗村や東に隣接する黒山村は田井荘を構成することから、余部村が田井荘の荘域に含まれる可能性は高いと判断する。
- (41) 鋤柄俊夫「中世丹南における職能民の集落遺跡」(国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』

第I部 中世的集落と居館

第48集 1993年)

- (42) 前田徹「熊野田の城跡と領主」(豊中市教育委員会『文化財ニュース豊中』No.29 2001年)
橋田正徳「謎の記号」(豊中市教育委員会『文化財ニュース豊中』No.34 2006年)
豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財年報Vol.2』1994年
- (43) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (44) 直木孝次郎・森杉夫監修『大阪府の地名』平凡社 1986年
- (45) 藤澤一夫「豊中の文化財」(豊中市『豊中市史』第4巻 1963年)
- (46) 高市光男『調査報告 原田氏と中川氏』2009年
- (47) 橋田正徳「今西氏屋敷成立の歴史的前提」(豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』2008年)
- (48) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成16年度(2004年度)』2005年
『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度(2007年度)』2008年
「豊中市指定史跡 原田城跡 国登録有形文化財 旧羽室家住宅」(パンフレット) 2009年
- (49) 『中右記』承徳元年(1098)2月6日条(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (50) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成12年度(2000年度)』2001年
- (51) 『細川両家記』天文16年(1547)2月9・20日条(『群書類従』第20輯)
- (52) 『原田村四株指出明細帳』(豊中市『村明細帳(上)』1995年)
- (53) 川西市『川西市史』第4巻 1975年
- (54) 『中臣祐賢記』文永2年(1265)8月6日条(豊中市『豊中市史』史料編1 1960年)
- (55) 前田徹「村絵図に見る中・近世の村」(豊中市教育委員会『文化財ニュース豊中』No.27 2000年)に掲載されている。
- (56) 『大乘院寺社雑事記』2(豊中市『豊中市史』史料編1 1960年に所収)
- (57) 「巻数賦日記」宝徳3年(1451)8月日条『勝尾寺文書』(仁木宏「原田城をめぐる人々―摂津の国人たちと織田信長―」『掘る・読む・摂津原田城』豊中市教育委員会 1996年)
- (58) 「御神供米切出分注文」天文20年(1551)10月5日(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年)
- (59) 兵庫県教育委員会『二郎宮ノ前遺跡発掘調査報告書』2001年
- (60) 岡山県教育委員会『久田原遺跡・久田原古墳群』2004年
『久田堀ノ内遺跡』2005年
『夏栗遺跡』2005年
- (61) 岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告170』2003年
- (62) (財)愛知県埋蔵文化財センター『大毛池田遺跡』1997年
- (63) 大阪府教育委員会『池尻城跡発掘調査概要』1987年
『南河内における中世城館の調査』2008年
藤田徹也「池尻城成立期にみる南河内地域の土器様相―和泉型瓦器椀暗文の受容をとおして―」(大阪府立狭山池博物館『大阪府立狭山池博物館研究報告』7 2011年)
- (64) 千早赤坂村教育委員会『誕生地遺跡発掘調査概要I』1995年
- (65) 岡山県文化財保護協会『山陽自動車道建設に伴う発掘調査4』1988年
- (66) 岡山県教育委員会『田治部氏屋敷址』1988年
- (67) 大分県教育委員会『古庄屋遺跡』2002年
- (68) 久住町教育委員会『上城遺跡』2002年
- (69) 福岡市教育委員会『柏原遺跡群Ⅲ』1987年
- (70) (財)徳島県埋蔵文化財センター『円通寺遺跡』2000年
- (71) 鐘ヶ江一朗「上田部遺跡の調査」(高槻市教育委員会『高槻市文化財調査年報 平成3年度』1993年)
- (72) 岡山県教育委員会『加茂政所遺跡 高松原古才遺跡 立田遺跡』1998年
- (73) (財)岐阜県教育文化財団『柿田遺跡』2005年
- (74) 中央公論社『法然上人絵伝』上 1990年
- (75) 西谷地晴美「Ⅱ中世 5節. 気象災害と土地政策」『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社 2002年

- (76) 『中臣祐賢記』文永2年(1265)8月条(豊中市『豊中市史』史料編1 1960年)
- (77) 宮川満「荘園の動向」(大阪府『大阪府史』第3巻 1979年)
- (78) 豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代 今西氏屋敷』2005年
『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』2008年
- (79) 橘田正徳「撰津国豊島郡 垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」(豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代 今西氏屋敷』2005年)
- (80) 橘田正徳『考古学の語る「中世墓地物語」』(大谷女子大学『博物館だより』95 2004年)
「中世前期の墓制—墓地・屋敷墓からみた中世前期の家・集落・社会—」(第5回大谷女子大学文化財学科公開講座『考古学の語る「中世墓地物語」』レジメ 2004年)
「中世前期における墓制の推移—墓地・屋敷墓からみた中世前期の家・集落・社会—」2006年
(※独立行政法人 日本学術振興会 奨励研究「中世前期における屋敷墓の形態変化とその歴史的背景に関する研究」研究成果報告書※ PDF 版として成文化している。)
- (81) 石母田正『中世的世界の形成』伊藤書店 1946年 ※筆者は岩波文庫版第3刷(1986年)を参照した。
- (82) (財)大阪府文化財センター『池内遺跡』2010年
- (83) 三重県埋蔵文化財センター「Ⅲ 上野市上神戸・下神戸 浮田遺跡・朝神遺跡」『平成元年度農業基盤整備事業地域 埋蔵文化財発掘調査報告—第1分冊—』1990年
「Ⅰ. 上野市上神戸 浮田・高賀遺跡」『平成2年度農業基盤整備事業地域 埋蔵文化財発掘調査報告—第3分冊—』1991年
- (84) 網野善彦『無縁・公界・楽』平凡社 1978年

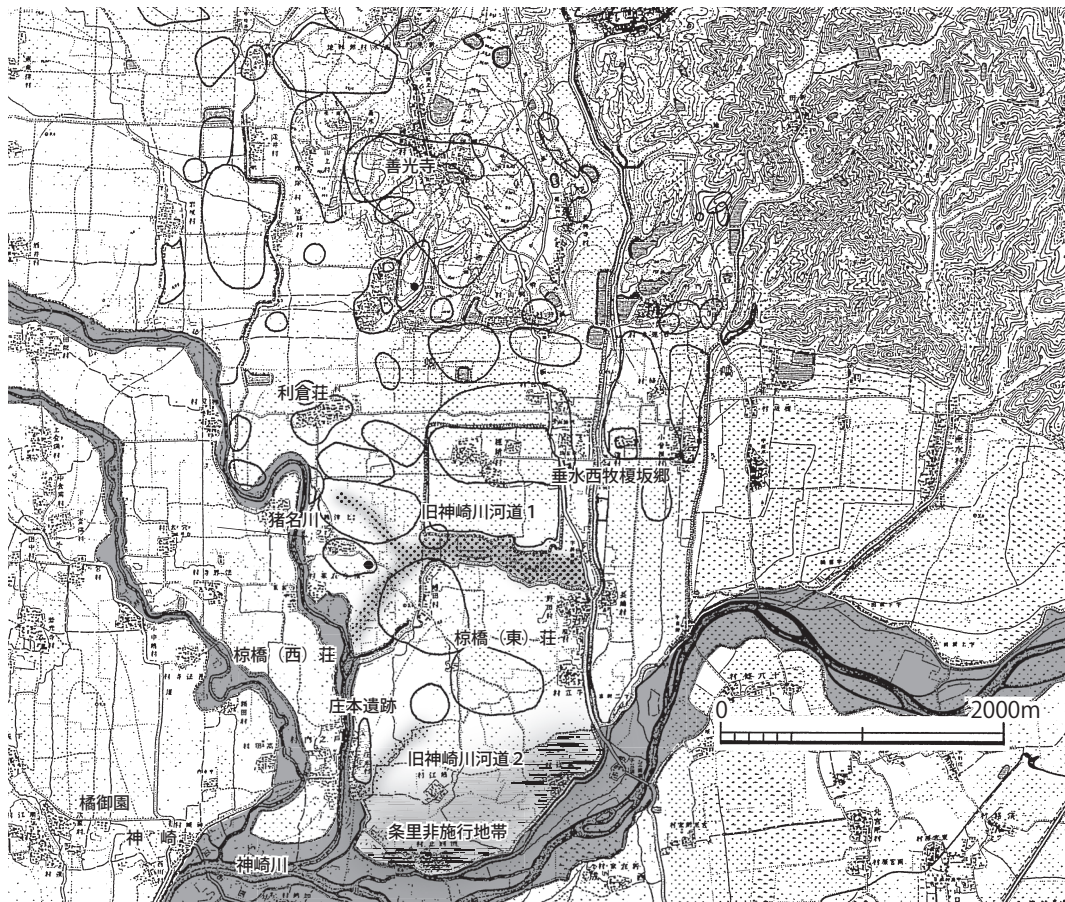
第Ⅱ部

中世前期の流通構造とその形成過程

第1章 庄本遺跡とその周辺における地域間流通

はじめに

平成14年(2002)10月、大阪府豊中市庄本町において私設老人ホームの建設に伴い試掘調査を行ったところ、地表下1.3mのところでも多量の遺物を含む包含層と多数の遺構を検出し、鎌倉時代の集落と考えられる遺跡が確認された。遺跡の発見を契機に行われた第1次発掘調査では、多数の貿易陶磁や滑石製石鍋再加加工品が出土し、また調査区北半部において船入り江が検出されたことにより、当遺跡が「河尻」の一部を構成する中世前期の流通拠点であることが判明した。この後、庄本町北部における水道管理設工事に伴う工事立会で、遺跡の範囲は集落北部まで拡大し、平成20年(2008)に行われた第2次調査では、集落の出現時期などについて一定の知見を得るにいった。これらの成果は、『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成15年度(2003年度)』および『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成20年度(2008年度)』に委ねて、⁽¹⁾ここでは庄本遺跡の性格について、神崎川河口一帯に比定される河尻における流通の問題を含めながら検討する。



第79図 庄本遺跡周辺の環境



第 80 図 庄本村地籍図

1. 庄本遺跡周辺の環境

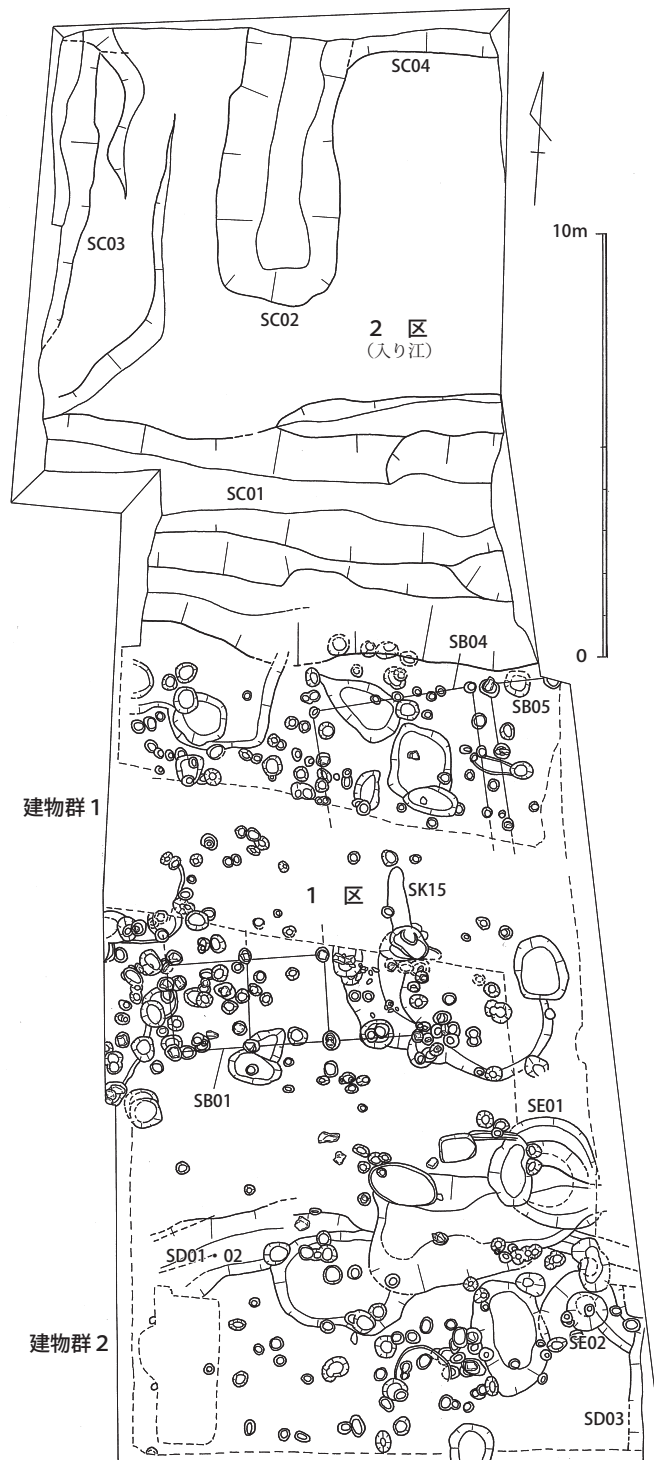
豊中市は大阪府北西部に位置し、西は猪名川を挟んで兵庫県伊丹市・尼崎市と、南は神崎川を挟んで大阪市と接する。地形的には、北部・東部に標高 60 m 程度の丘陵が、中部は通称「豊中台地」と呼ばれる起伏の乏しい段丘が、その段丘を囲むように南部・西部には北大阪平野という沖積平野が広がる。このような市域の中で、庄本遺跡が立地するのは北大阪平野の南西端、神崎川と猪名川が合流する地点にあたる。

ところで、遺跡は猪名川合流部に形成された砂堆上に立地するが、縄文海進時には未だ海底にあ⁽²⁾、その後の陸化も著しく遅れた地域であった。近世でも、その南東一帯は条里未施行地帯で神崎川氾濫源となる低湿地が広がり、遺跡の東側は(仮称)「庄本村絵図」⁽³⁾や「摂津国豊嶋郡第三区四番組庄本村実地絵図」⁽⁴⁾をもとに作成した第 80 図の「庄本村地籍図」でも示されるとおり、字「西大寺」の旧河道やその下流に若干の沼(字「堂ノ前」・「段ノ内」の間、字「池ノシリ」・字「地蔵田」)が点在する。また、遺跡南方の三角形を呈する区画である字「嶋田」は、元和 2 年(1616)頃に作成された大嶋氏の所領範囲を示した「摂州豊嶋郡椋橋庄御料私領入組村々絵図」⁽⁵⁾で猪名川との合流部が堤の築造によって遮断された池として描かれており、後に沖積作用あるいは埋め立て造成で陸化したことがわかる。一方、第 1 次調査区 2 区(第 81 図)で検出した船入り江が江戸時代初期に埋め立てられて水田になったことや、字「西大寺」の一角が河川跡となることは試掘調査などでも確かめられている。中世では、遺跡の北・東側に字「西大寺」付近から字「嶋田」にかけて、猪名川に合流する河川とその河川から派生する入り江が存在したと考えられる。現状では入り江の範囲は特定できないが、字「新福寺」付近がかつてレンコン島であったことや、水道管理設工事に伴う工事立会の所見などをもとに大字「秋長(永)」東方に広がると推定される。

なお、船入り江の機能については、藤田明良が「船隠し」などの係留地と指摘しているが、入り江内に掘削された SC01 は 1 区建物群 1 (石鍋再加工工房) に接して、明らかに集落内へ延びるので、集落内の運河へ誘導する機能が想定できる⁽⁷⁾。もちろん、SC03 が地形の境界に沿って南北に掘削されていることは支線に係留機能を付与できるが、一方で幅員の狭さから生じる待避路の用途も十分にあり、単に「船隠し」という目的だけに供されるものではなかったと考えられる。水路の機能については、多様な目的をもって掘削されたことを念頭に置きつつ、調査の蓄積を待って検討する必要がある。

2. 第 1 次調査区における遺構の変遷

庄本遺跡の成立時期は、第 2 次発掘調査の成果をもとに 11 世紀中頃になると推定できるようになり、史料にみる椋橋庄の初見が永承 3 年⁽⁸⁾(1048)であることとほぼ一致することが確認された。ここでは、第 2 次調査等の成果もふまえた上で、集落内部の様相が判明している第 1 次調査区(第 81 図)について、その概略を述べることにする。なお、第 1 次調査区で確認した遺構の時期は 12 世紀前半を下限とし、それ以前の遺構は検出されなかった。以下、調査で判明した 12 世紀前半～13 世紀中頃と 16 世紀～17 世紀前半の様相を述べる。



第81図 庄本遺跡第1次調査区

12世紀前半～末 この時期の遺構は、トレンチ調査で確認した1区のSD02・03、SE01・02、SK15に限定される。これらの遺構は建物群1が12世紀中頃までに成立したことを示すものの、トレンチ調査のため詳細は不明である。また、調査区南東部を拡張した結果、ほぼ同じ時期に成立する別の建物群が存在することが確認できたので、この時期には遺跡は集村化していたと考えられる。一方、2区では、SC01最下層および2区基本層第3層において12世紀前半以降の遺物が出土しており、この時期までに水路が掘削され、船入り江として機能したと言える。

13世紀前半 調査の対象とした遺構面（1区第2層北部2～3面）が、この時期の所産となる。和泉型瓦器碗Ⅲ-3期までには礎石建物であるSB01・05や掘立柱建物であるSB04が展開し、この時期に建物群1は最盛期を迎える。なお、礎石建物は2棟ほど復元できたが、同遺構面上に点在する礎石から、ほかにも礎石建物が存在した可能性がある。

13世紀中頃 この時期以降の1区遺構面は重機掘削時に削平しており、1区壁面における土層断面の観察と2区の所見に限定される。まず、1区壁面の状況をもとに、13世紀後半以降も当調査区一帯に集落が展開したと判断できるが、確認された遺構から出土した遺物は少ない。また、2区においても、SC03の廃絶後は遺物が激減し、16世紀まで空白となる。この時期に、工房は廃絶したためか、集落の様相は不明瞭になる。

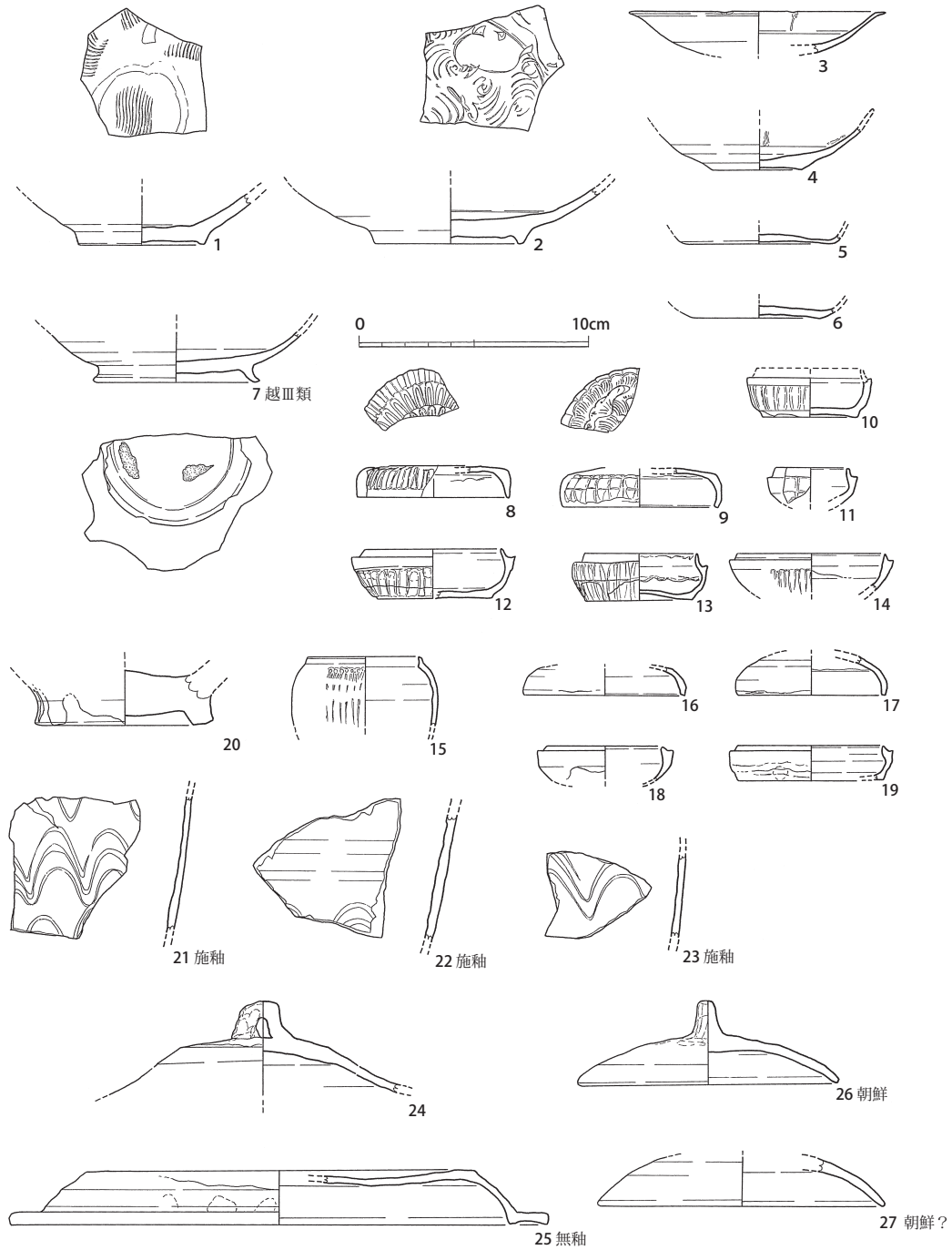
16世紀～17世紀初頭 この時期になると、2区SC01が浚渫されると共にSC02が掘削され、船入り江は再び整備される。また、SC01・02から鬼瓦などの寺院関連遺物が出土しており、付近に寺院が建設されたと推測できる。しかし、17世紀初頭にはSC01西方は洪水で埋没し、17世紀前半までにSC04を残して入り江も埋め立てられる。この段階で、2区の入江は水田へ変わり、(仮称)「庄本村絵図」⁽³⁾にみられる景観へと変化する。なお、第2次調査区でも里道直下において水路が検出されており、集落内に水路が巡らされた景観が復元されている。

3. 第1次調査区における出土遺物の特徴

当調査区において、遺跡の性格を判定する一つの手がかりとなったのが、貿易陶磁、搬入品、硯、石鍋類である。ここでは、特徴的な遺物の概要について述べることにする。

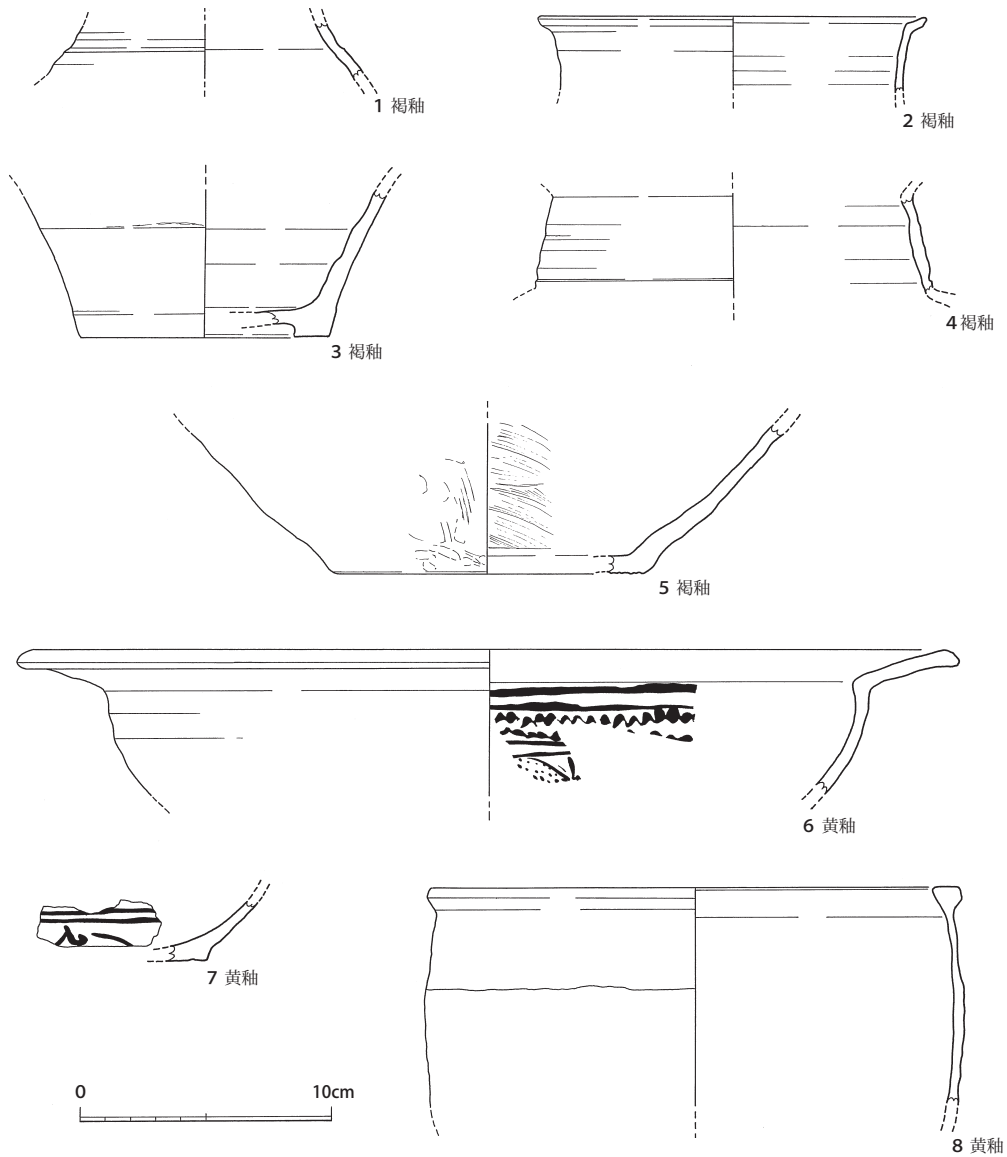
貿易陶磁 (第82・83図) 出土遺物の総数に対する貿易陶磁の占める比率について統計処理は行っていないものの、在地の製品も多く出土していることもあって、体感的に一般的な集落と大きく変わらない。しかし、集落でも極普通に出土する白磁類や龍泉窯系、同安窯系青磁以外に、伝世品の可能性が高い越州窯系青磁Ⅲ類Ⅲ、青白磁盤・小壺・合子、黄釉陶器鉢、黄釉褐彩盤、褐釉陶器、無釉陶器、そのほか産地不明の陶器蓋・盤、施釉陶器大型壺など、その種類は多い。一方、後背部の集落遺跡における貿易陶磁の出土例をみると、穂積遺跡第31次調査区で黄釉褐彩盤2点(第192図12・15)・施釉陶器壺1点(第193図12)・褐釉陶器2点、同第12次調査区で褐釉陶器1点、原田遺跡第7次調査区で黄釉褐彩盤1点、北条遺跡第6次調査区で白磁水注1点(第91図10)、褐釉陶器水注1点(第91図11)などが出土する程度であり、明らかに庄本遺跡の方が多彩な内容を呈する。

搬入品 (第84図) 搬入品をみると、楠葉型・大和型瓦器碗、京都産土師器Ⅲ、東播系須恵器碗



第 82 図 庄本遺跡第 1 次調査区出土貿易陶磁 1

など畿内と隣接地域のもので占められるが、瀬戸内沿岸部や高知県の製品と考えられる回転台土師器、東播系以外の須恵器、さらに東海系無釉陶器碗、吉備系土師器碗も出土している。なお、楠葉型瓦器碗については 12 世紀初頭まで当地域でも流通するが、それ以後はみられなくなるので、当調査区では搬入品として扱った。また、神崎川以北における大和型瓦器碗の出土例は、当遺跡と大物

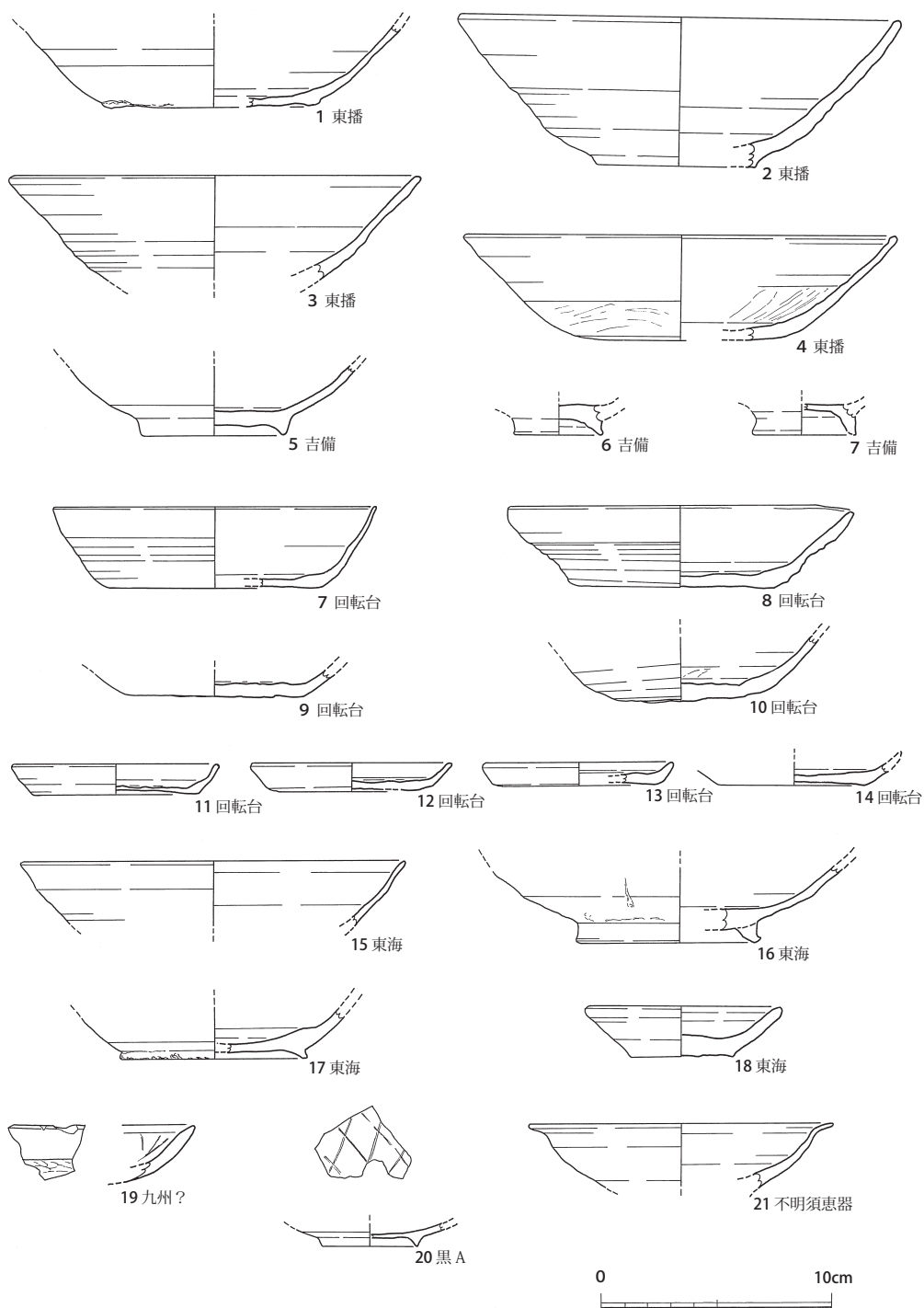


第 83 図 庄本遺跡第 1 次調査区出土貿易陶磁 2

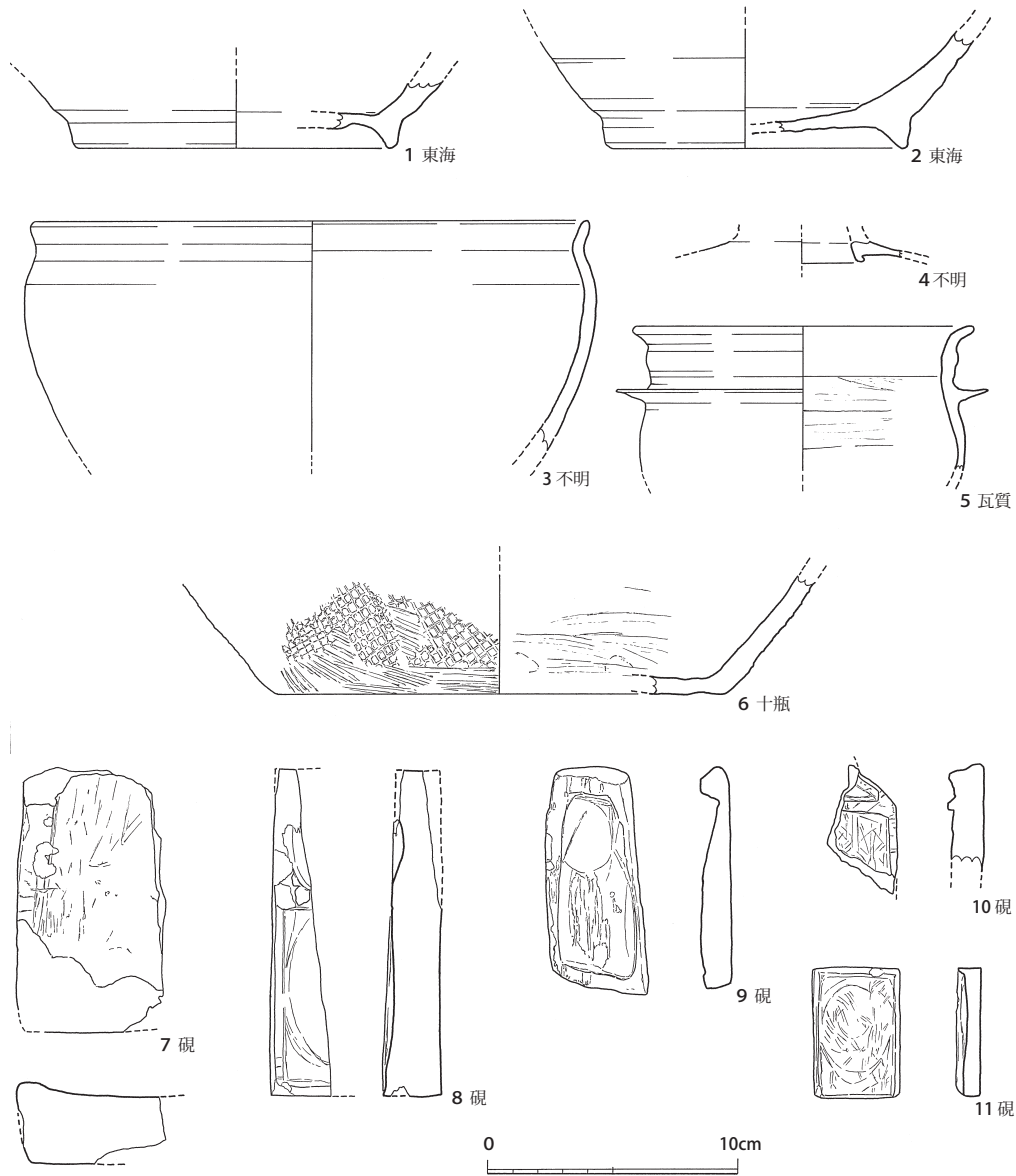
遺跡などと少ない。吉備系土師器碗の出土量は少なく、東海系無釉陶器碗も垂水西牧榎坂郷を構成する集落の建物群と大きく変わらない。一方、榎坂郷で散発的に出土する防長系土師器碗・皿はみられなかった。

硯（第 85 図 7～11） 当遺跡における出土総数は 5 点で、これまで豊中市内で出土した中世の硯の総数を超える。そのうち 3 点は小型品で、うち 2 点は明らかに携帯用である。また、第 85 図 9 は和歌山県原産の可能性がある青石を原材とするように、石材も様々であるが、原石をそれほど加工しない粗製品が多く、実用性が重視されている印象がある。

石鍋・滑石片（第 86 図） 剥片、破断面に切断痕あるいは穿孔痕を伴う破片、2 次加工痕を伴う破片、スタンプ・棹秤状製品の未製品と石鍋ミニチュア・硯？が出土した。石鍋の破片には、加工



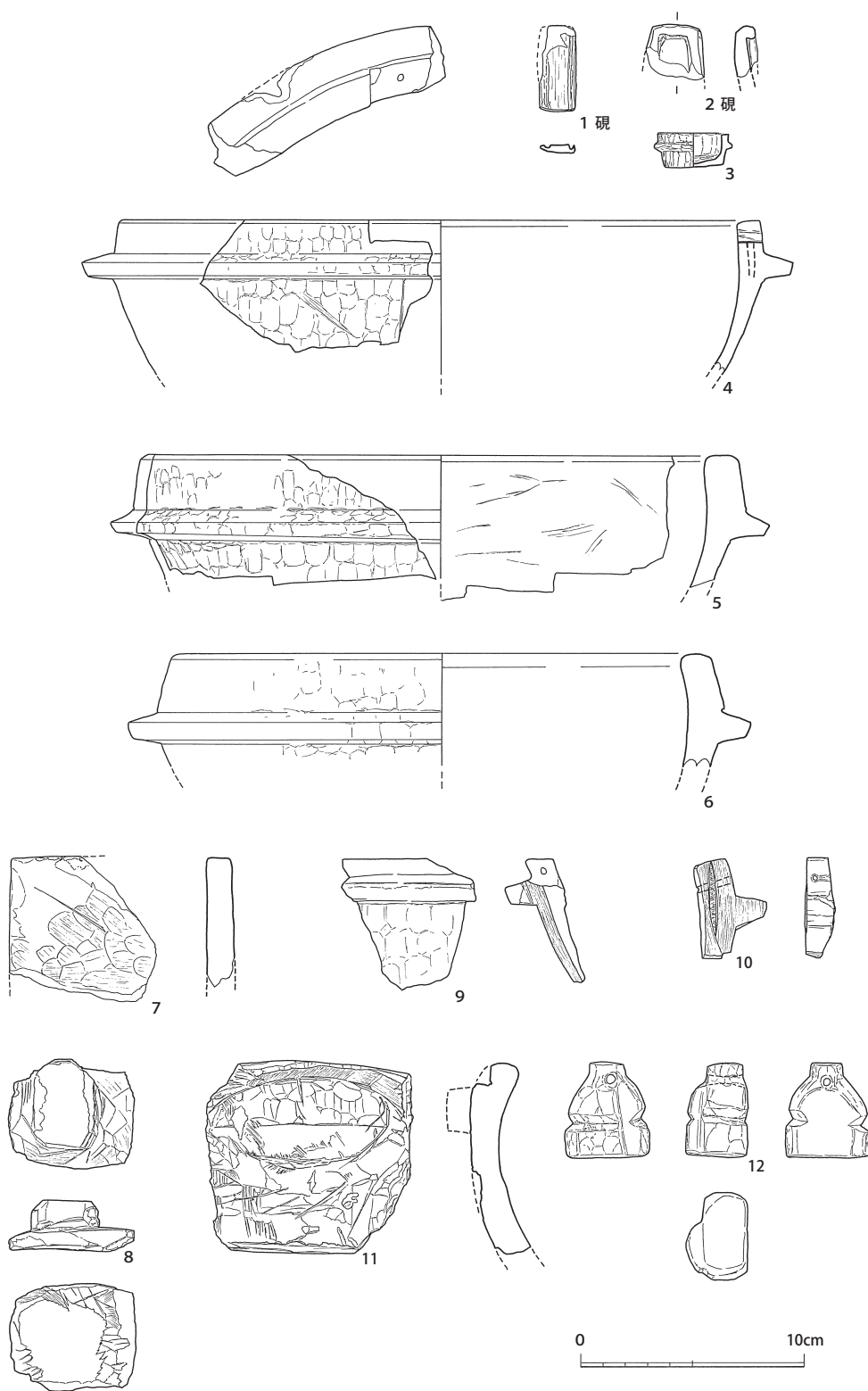
第 84 図 庄本遺跡第 1 次調査区出土搬入供膳具



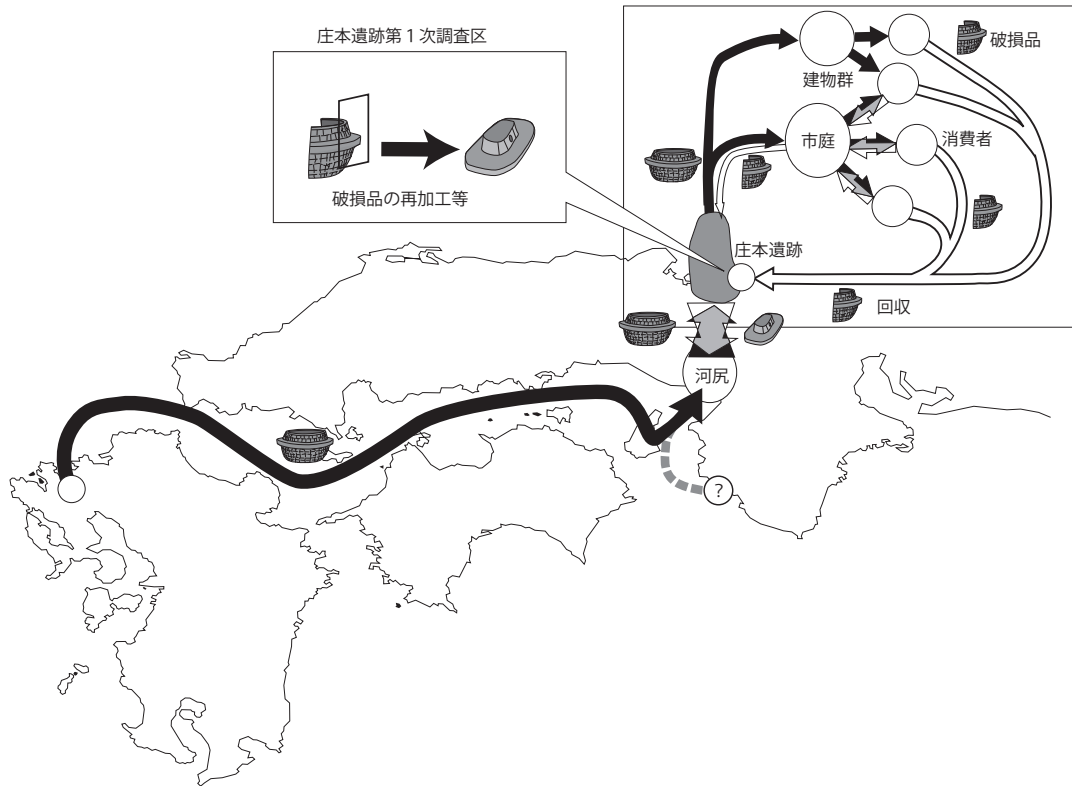
第85図 庄本遺跡第1次調査区出土陶器・硯

以前の使用痕が多く認められることから、明らかに破損した製品を回収、加工していると言える。加えて、剥片から未製品にいたる加工工程を示す破片類もそろって出土しているので、当建物群で使用済みの石鍋を再加工し、スタンプなどの製品として出荷したと推測できる。ここで注意されるのは、当建物群において使用可能な製品が1点も出土しなかったことである。このことから、完成品ではなく、未製品をそのまま出荷した可能性も残る。

このほか、金属製品では鮫皮を鞘に貼り付けた小刀や鉾⁽¹⁰⁾、鋌⁽¹⁰⁾、錢貨などが出土した。しかし、調査区の土壌は錢貨など銅製品の保存に適していないため、保存処理に耐えるものはなかった。



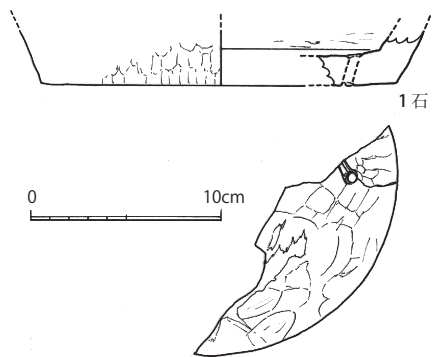
第 86 図 庄本遺跡第 1 次調査区滑石製品



第 87 図 石鍋の流通と庄本遺跡第 1 次調査区

4. 遺構・出土遺物からみた遺跡・建物群の特徴

これらの遺構・出土遺物を見ると、建物群の居住者像はある程度具体化できよう。まず、石鍋関連遺物をもとに、その居住者は石鍋を再加工する商職人であり、鮫皮張りの小刀や貿易陶磁にみる多彩な内容、また礎石建物から相応の富裕層であること、そして搬入品をもとに畿内各地および播磨方面と活発な交易活動を行い、ときには瀬戸内沿岸部や東海地方なども何がしかの交易を行う存在であったと想定できる。ここで問題になるは、石鍋再加工職人の行動圏である。たしかに、固有の商品を生産している商職人であるものの、そこで生産された商品は消費地であまり確認されていない。ただし、原材料となる石鍋の回収を示唆する石鍋片（第 88 図）が、穂積遺跡第 31 次調査区で出土している。当調査区で出土した石鍋底部片には、破断面に穿孔痕がみられ、庄本遺跡第 1 次調査区で出土した石鍋片と同様の特徴を有する。このような穿孔は破断面あるいはその付近にあることから、石鍋の修理あるいは解体に伴う作為と考えられる。回収先で破損した石鍋を運搬に適した形状にするために矢穴のように穿孔したと考えると、穂積遺跡や大



第 88 図 穂積遺跡第 31 次調査区出土石鍋片

物遺跡における同様の破片の意味も理解できる。よって、穂積遺跡第31次調査区や大物遺跡で回収された石鍋が、庄本遺跡の石鍋再加工職人のもとに集積されたことは十分に考えられ、その範囲は猪名川・神崎川河口一帯におよぶ可能性もある。もちろん、石鍋の回収と再加工が同一の集団でなされたのか、またどの程度の範囲で石鍋片が庄本遺跡に回収されたのかは把握できない。しかし、船入り江に接する立地に屋敷を構え、さらに後述する檜物供御人のあり方をふまえると、庄本遺跡の石鍋再加工職人が水上交通路を活用しつつ、周辺の集落や流通拠点から石鍋を回収することに関わったことだけは否定できない。

また、調査区周辺の状況から、建物群が隣接して展開していることが判明している。概要が明確なのは建物群1だけであるが、南側の建物群2やその東側に接する建物群も出土遺物の内容では建物群1に劣るものではなく、同様の商職人が居住したと考えられる。おそらく商職人たちは、神崎川・猪名川の合流点という立地と、当調査区の船入り江を前提に、水上交通を基盤とする活動を行うために集住したのであろう。

以上、当調査区の遺構、出土遺物および遺跡の立地により、遺跡は「河尻」の一角を占める港湾集落と位置付けられよう。

5. 庄本遺跡の機能

ところで、「河尻」と呼ばれる神崎川河口一帯には、神崎、大物、杭瀬、加島、潮江、長洲など多数の港湾が存在する。この中で庄本遺跡は最上流部に位置するが、河口から離れるほど、河床の上昇など大型船舶が遡上するのに危険度が増すなど、不利な条件が増える。港湾間の競合を念頭に考えたとき、庄本遺跡の位置付けには問題が残る。

以下、庄本遺跡がどのような機能をもって港湾集落として成立したのか、瀬戸内流通・神崎川水運の中継地、猪名川水運における下流側の拠点、豊中市南部一帯における流通拠点という三つの予見される機能をもとに、その存立基盤を検討する。

(1) 瀬戸内流通・神崎川水運の中継地

先に指摘したように、庄本遺跡の位置は、「河尻」の中では最上流部に位置する。神崎川下流域の水量は豊富であるものの、絶え間ない沖積作用によって河床の上昇が起こりえることは、寛正4年(1463)の「摂津国垂水荘図(その2)」⁽¹¹⁾(『東寺百合文書』)に中州が描かれていることから容易に想定できる。大型船舶が河床の不安定な下流域を遡上するのは言うまでもなく危険であり、庄本遺跡において大型船舶が川船へ積荷の詰め替えを行ったとは考えにくい。そのことは、大物遺跡⁽¹²⁾と当遺跡における搬入品の出土量に大きな格差があることによって裏付けられよう。

その一方で、遺跡の船入り江は直接猪名川・神崎川に面さず、外海からも離れている分だけ、強風や波浪の影響は緩和される。また、神崎川氾濫源となる広大な低湿地が遺跡南東に広がることで洪水でも大きな被害を受けにくいと考えられるので、小型船舶の停泊には有利な立地と言える。その立地であって、2区における船入り江で検出した水路は、明らかに小型船舶の通行を目的としたものであり、遺跡が川船を主体とする小型船舶の拠点となることは十分に考えられる。

このような立地や遺構上の特色と、大物遺跡の様相と対比して考えると、当遺跡は瀬戸内水運上の玄関口ではなく、「川船の基地」として大型船舶が寄港する主要な港湾を補完すると考えた方が、現段階では妥当であろう。

なお、椋橋荘の初見となる永承3年(1048)の史料(『宇治関白高野山御参詣記』)では、藤原頼通が淀川を下る際、椋橋荘は大江御厨と共に水夫30人を供出したことが記されている。このことは神崎川・淀川水運に通じる水夫が荘内に居住したことを示しており、庄本遺跡を川船側の基地とする根拠の一つとなる⁽⁸⁾。

(2) 猪名川水運の拠点的功能

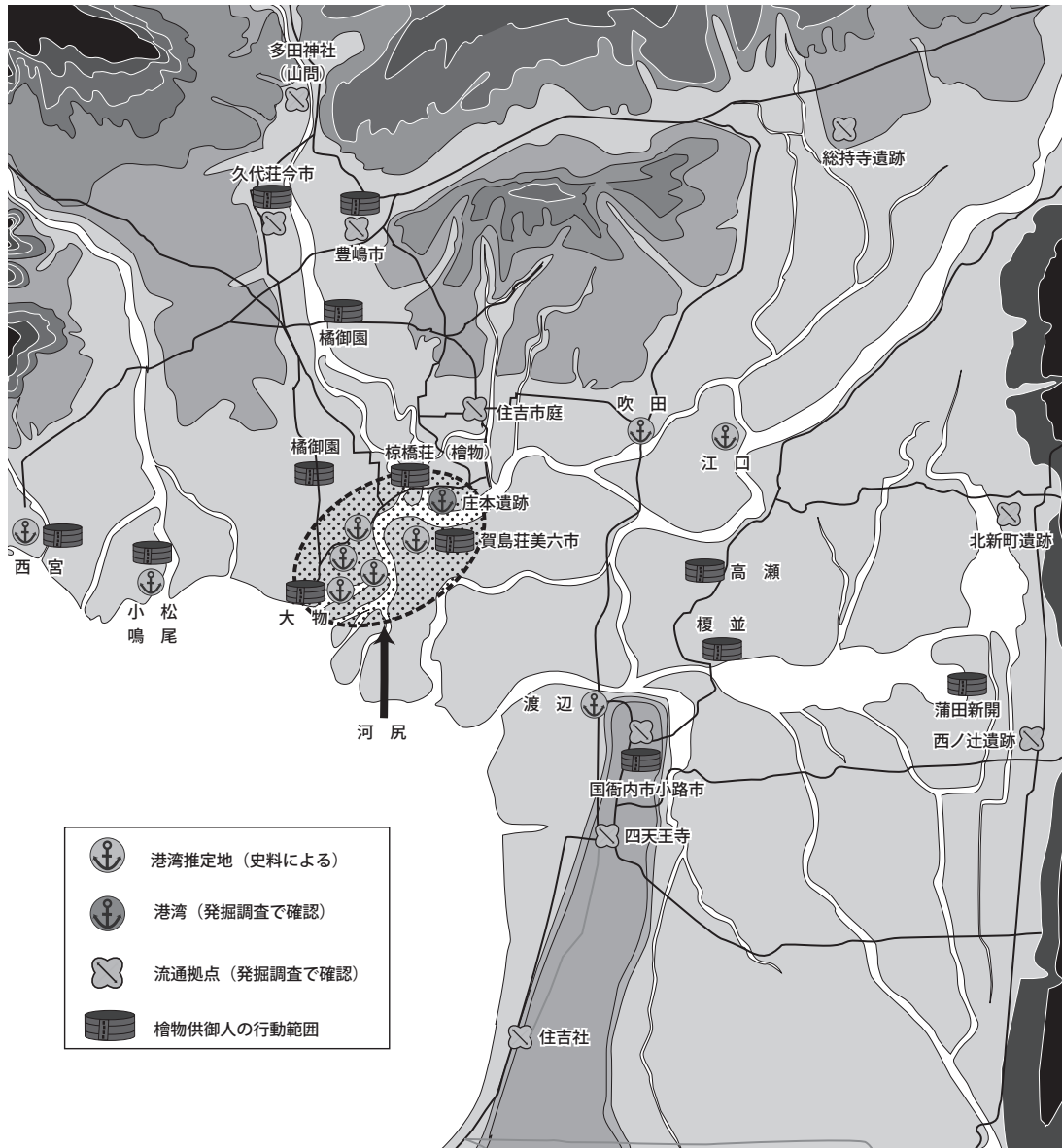
中世における猪名川水運の状況を示した史料は確認されていないため、その実体は不明である。しかし、享保6年(1721)の(仮称)「摂州稲川小船通用御願」⁽¹³⁾(『庄本村岡島家文書』)では慶長年中までに猪名川水運が行われ、伊丹市下河原村など沿岸の集落が川船の中継地となっていたことが確認できる。また猪名川の上流をみると、山間という地名が多田神社南方に存在し、弘安元年(1278)の「金堂上棟引馬注進状」⁽¹⁴⁾(『多田神社文書』)に山間氏の存在が確認されている。藤田明良⁽⁶⁾は、周辺の類例を援用しつつ山間が木材の搬出基地であることを根拠に、中世でも猪名川水運が機能したと指摘している。山間あるいは山間氏が山林資源に関わる流通に直接関与したことを示す史料はないため確証に欠けるが、猪名川水運の存在を積極的に見出そうとする上で、一つの傍証になりうる。

一方、山間とは別に多田神社一帯で注意しておきたいのが、正嘉3年(1259)の「往生院燈油畠宛行状案」や延慶4年(1311)の「僧住真往生院住持職売渡状」、延文2年(1357)の「教善畠地寄進状」などにみえる「油畠」・「あぶら畠」の存在である⁽¹⁴⁾(『多田神社文書』)。水田開発が立ち遅れた地域にあってか、荏胡麻を栽培する「油畠」の比率が高かったであろうことが多数の売券から想定でき、単に多田神社への供給だけではなく、他地域への出荷を目的に生産されたことも予想される。もっとも、こうした「油畠」が猪名川水運に直接関係することを記した史料はないが、1500年頃とされる「摂津国椋橋間職高橋又次郎方薬師寺与一押領事」(『石清水八幡宮文書』)は、石清水八幡宮と椋橋間職の間に何らかの関係があったことを示して⁽¹⁵⁾おり、これに多田一帯で広く生産されていた荏胡麻と猪名川水運を関連付ける可能性は提示できるだろう。

以上の問題については、遺跡の特徴からは検討できないが、史料の援用によって背景にある状況はある程度までは想像できる。今後、中継地となる沿岸の各集落が発掘調査され、その実態が明らかになることを待ちたい。

(3) 豊中市南部一帯における流通拠点

これまで、垂水西牧榎坂郷における発掘調査の成果、特に備前焼(IV期)が流通することなどをもって、まだ所在が不明であった椋橋荘中心部(庄本遺跡)が単なる物流の中継地ではなく、豊中市南部一帯における流通の拠点になると予想されていた。ここでは、これまで多くの研究者によって検討されてきた貞応2年(1223)の「蔵人所牒案」(『弁官補任紙背文書』)にみる檜物供御人の問題と、



第 89 図 檜物供御人の行動範囲と大阪府北部の流通拠点

垂水西牧関連遺跡における搬入品の出土状況をもとに、豊中市南部域における流通と庄本遺跡の関連性について考えることにしたい。

檜物供御人 (第 89 図) 貞応 2 年 (1223) の「蔵人所牒案」をみると、棕橋荘のところに「檜物」と注記されており、これをもとに檜物供御人の拠点は棕橋荘に求められている。ここでは、藤田明良が提示した翻刻⁽⁶⁾をもとに檜物供御人の交易圏とその特徴を検討する。

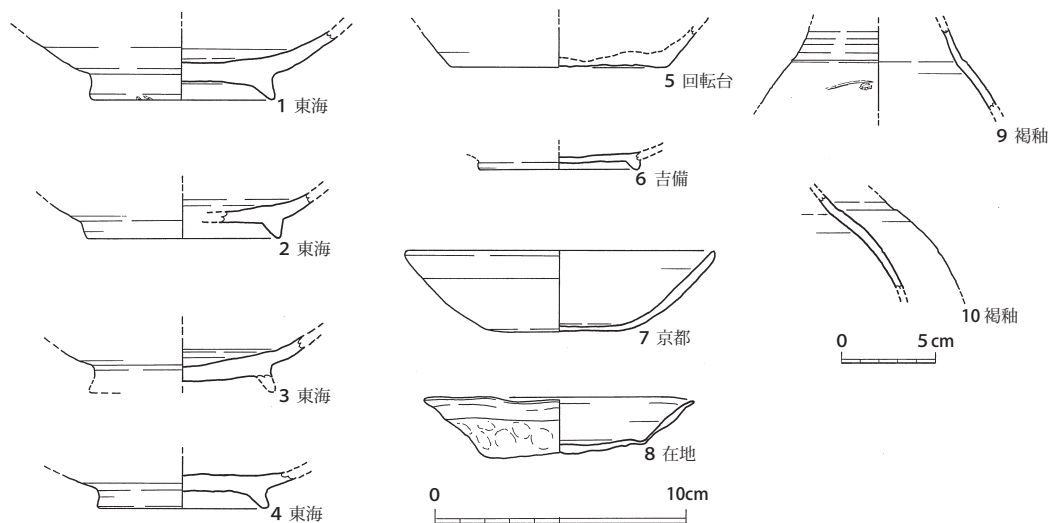
檜物供御人の交易圏について、それぞれの地名から推定される地理上の特徴をもとに大別すると、賀島庄内美六市、国衛内市小路市、久代庄内今市并豊嶋市といった市庭や、大物・長洲・鳴尾・西宮・小松・広井といった港湾、久濃嶋・門嶋・鶴嶋といった中州あるいは河口部の三角州と推定される場所、蒲田新開・榎並・高瀬といった地名からみて流通拠点となる可能性が高いところ、棕橋荘・

橘御園といった荘園に区分できる。檜物供御人が活動を行った地点が、これまでの指摘どおり市庭や港湾などのスポットとなる流通拠点を中心としていることは明らかであるが、それ以外にも棕橋荘・橘御園といった面的な活動範囲となる荘園も挙げていることは注意しておきたい。

これらの地名を当該期の地形推定図におとしてみると、神崎川から西側に流れる諸河川の河口部、猪名川西岸部、深野池・新開池沿岸部の範囲で活動していたことがわかる。高瀬は一見して例外的な立地にあるが、新開池へ流れ込む小河川が存在した可能性がある。このように檜物供御人が活動したところは、先の荘園を除いて水上交通を利用することで効率的に移動できる地域であり、主要な移動手段は船舶であった可能性がある。

その一方で、荘園についてみると、地元である棕橋荘と、伊丹市・尼崎市一帯に展開する橘御園に限られ、面的な活動圏は猪名川中下流域の平野部とその周辺、いわば川辺郡東部にとどまる。荘園によって示された範囲は、ほかの地域とは異なって檜物供御人の拠点から徒歩圏内に収まり、面的な広がりをもっている。このことは、檜物供御人が水上交通を駆使して定期的に市庭や中洲などへ交易活動を行う一方で、荘園という面的な範囲を移動しながら日常的に活動する二面性があったと言える。

ところで、檜物供御人の活動範囲をみると、市庭では豊嶋市が豊島郡側になる可能性がある以外、荘園、市庭などの流通拠点に豊島郡側の地名がないことに注目したい。豊島郡側では、垂水西牧榎坂郷に住吉市庭が存在し、その推定地となる第4次発掘調査では第90図に挙げる東海系無釉陶器碗・吉備系土師器碗、京都産土師器皿のほか、鉾津・フイゴ羽口片・鈞窯系青磁小碗などが出土し、宋銭38枚が出土したピットなども検出されている。このような周辺の集落とは異なる調査区の状況から、第4次調査区周辺の字「市場」に市庭が実在し（第186図ほか）、11世紀後半～15世紀後半にかけて機能したと考えられる。さらに垂水西牧榎坂郷についても、小曾根村、服部村に比定される各遺跡の発掘調査で確認された建物群は、出土した遺物から相当の生活水準にあると想定でき、曲物についても保存処理費と保管場所に悩まされるくらい出土している。よって、当地域において



第90図 穂積遺跡第4次調査区出土遺物

檜物が流通する環境がなかったわけではなく、西は西宮、東は蒲田新開までの範囲で活動した檜物供御人が、意図的に豊島郡側を活動範囲に含めなかったと解釈できる。檜物供御人が豊島郡へ進出しなかったのは、豊島郡に存在する同様の商職人との競合を避け、住み分けていたためと考えられる。

このようにみると「蔵人所牒案」にみる檜物供御人は、猪名川西岸側の棕橋（西）荘に拠点を置き、日常的な活動範囲を棕橋荘とその周辺（河辺郡）とする一方で、水上交通を駆使して他地域へ販路を広げた集団と言える。

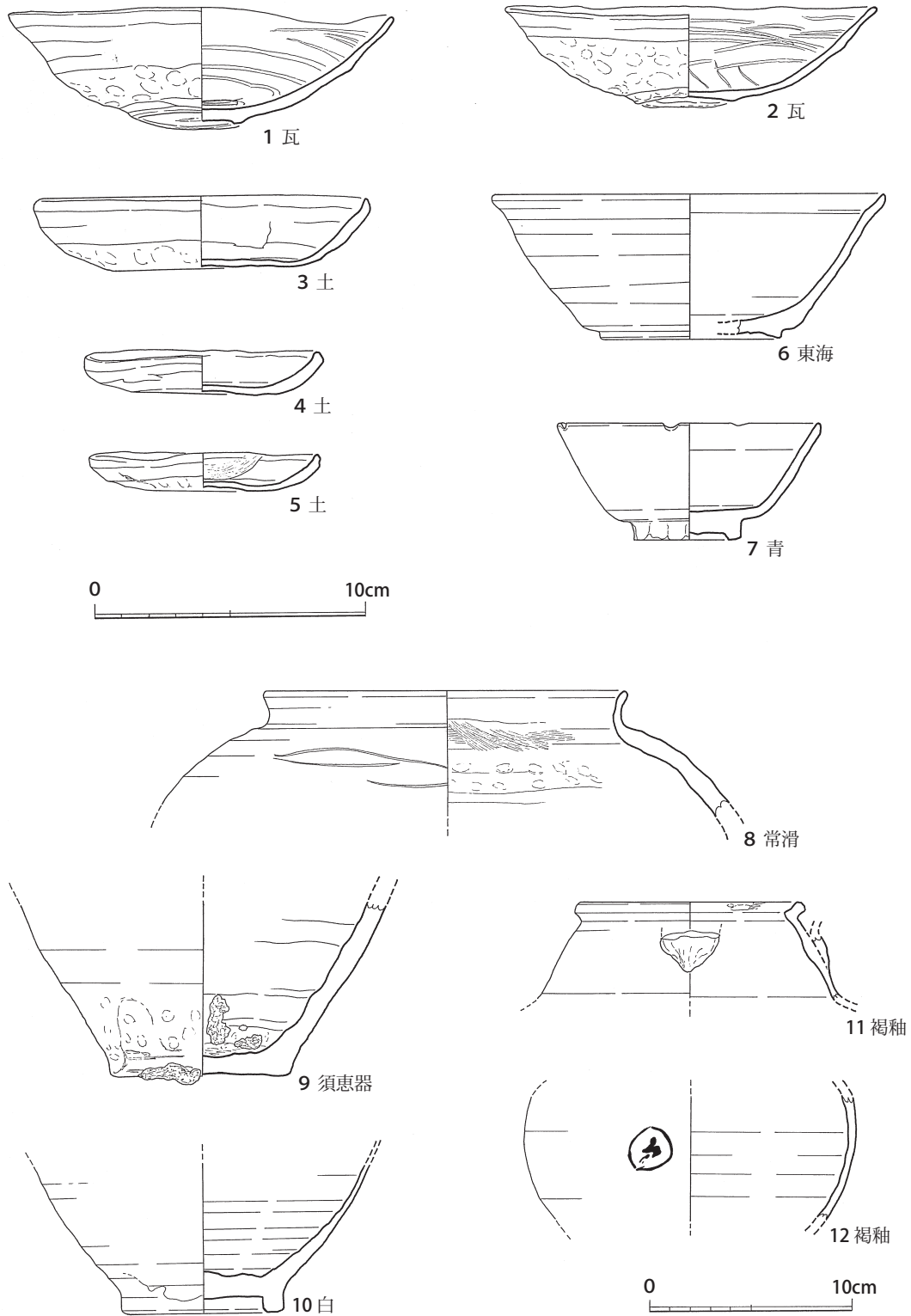
垂水西牧榎坂郷における搬入品（第91～94図） 檜物供御人の日常的な活動範囲が棕橋荘とその周辺とするように、猪名川中下流域の平野部における流通網は、棕橋荘やそのほか「河尻」一帯の港湾を中心に展開すると考えられる。ここでは、垂水西牧小曾根村に比定される小曾根遺跡と北条遺跡、服部村・住吉市庭推定地に比定される穂積遺跡における搬入品の状況から、荘園内における流通の様相について検討する。

ところで、ここで対象とする搬入品とは、東海系無釉陶器碗、吉備系土師器碗、防長系土師器碗、回転土師器である。これらの供膳具は、それぞれの地域では商品として流通するが、一時期の和泉型瓦器碗を除いて地域・地方を越える範囲まで流通しないと常識的に理解されている。その一方で、例外的に地域を越えて極少量出土することが、豊中市域に限らず沿岸部の遺跡では普遍的にみられ、これらが搬入品として扱われる。こうした搬入品についてはサンプル商品やお土産などとする見方もあり、その性格について定見があるわけではない。そのため、搬入品の性格を、大阪府下と博多遺跡群における事例をもとに検討し、特定することにしたい。

大阪平野における東海系無釉陶器碗などの分布をみると、集落をほぼ完全に発掘した粟生間谷遺跡⁽¹⁷⁾（大阪府箕面市）では碗1点と東海系無釉陶器コネ鉢1点、御領遺跡⁽¹⁸⁾（大阪府大東市）もほぼ同様の傾向を示すことがわかる。これに対して、玉櫛遺跡⁽¹⁹⁾（大阪府茨木市）、西ノ辻遺跡⁽²⁰⁾（大阪府東大阪市）は調査範囲が限定されているにも関わらず、その出土量はやや多い。そのほか、居館⁽²¹⁾と考えられる上田部遺跡⁽²²⁾（大阪府高槻市）や渡辺との関連が考えられる船場地区を中心とする大坂城下町一帯⁽²³⁾（大阪府大阪市）でも出土している。流通拠点となる遺跡では東海系無釉陶器碗が比較的多く、一般の集落でも極少量ではあるものの散発的に出土することがわかる。しかし、その絶対数は流通拠点であっても輸入陶磁器の出土数よりも少なく、普遍的に定量をもって流通する商品とは言えない。しかも、在地で消費、廃棄されるとおり、貴重品のように扱われた形跡もない。

また、豊中市内の出土例における東海系無釉陶器碗の出土量に時期的な変動は認められず、出土量の推移と常滑焼の流通が連動するような状況は確認できない。常滑焼の生産がはじまる以前から、東海系無釉陶器碗の出土例がみられることは、常滑焼が汎日本的に流通圏を拡大する現象とあまり関係しなかったことを意味する。したがって、東海系無釉陶器碗が常滑焼の流通に伴って、サンプル的な商品として流通したとは考えにくい。一方、吉備系・防長系土師器の一群は、周知のように大物遺跡で多数出土している。しかし、隣接する庄本遺跡では少なく、そのほかの流通拠点と考えられる遺跡でもそれほど出土していない点で、やはり商品的な性格を伴うとは考えにくい。

お土産説については、中世末期でも「伊勢年籠」に行く村落成員は非常に限定されており、中世前期において名主が一生のうちに何度も東海地方や中国地方へ旅行するという状況は考えにくい。⁽²⁴⁾



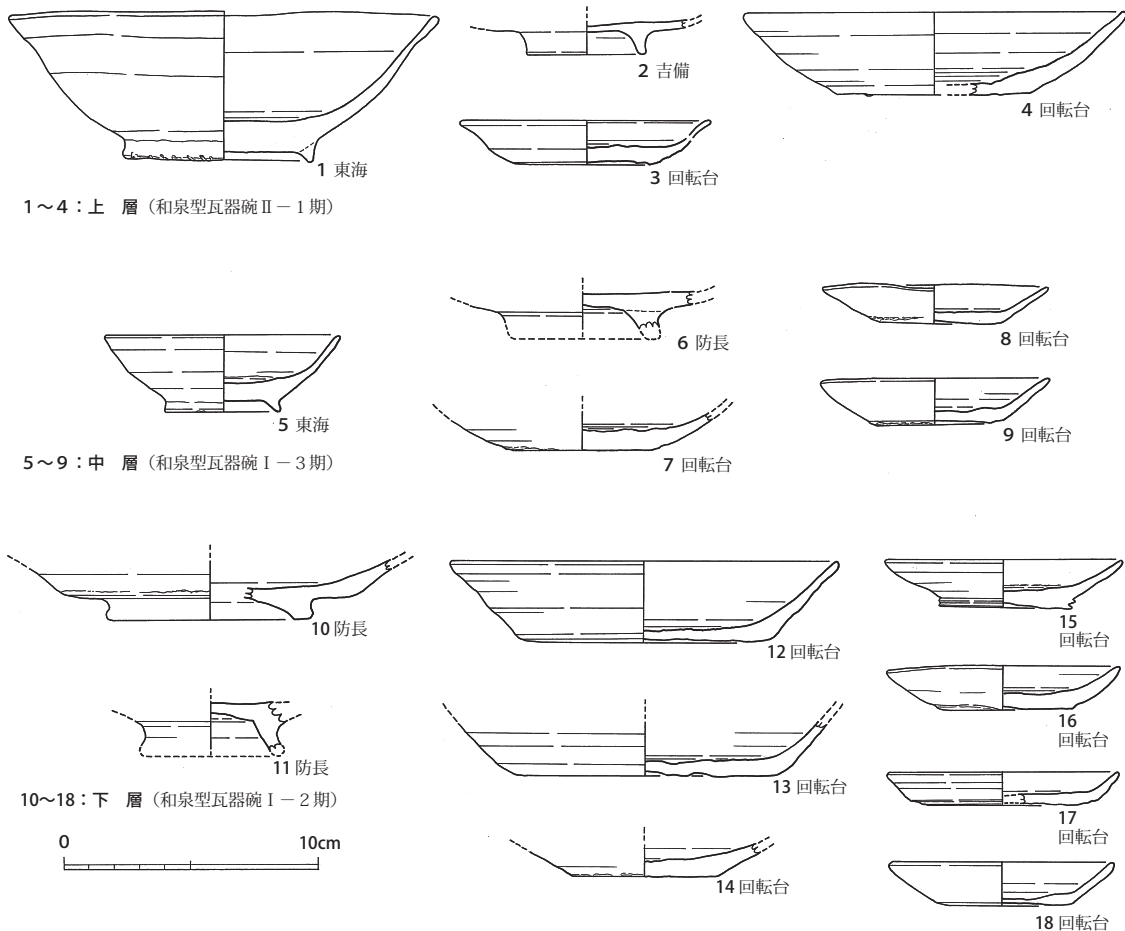
第91図 北条遺跡第6次調査区 井水遺構出土遺物

また、この説では、一般集落における出土状況は説明できても、流通拠点との間に生じた出土数の不均衡までは説明できない。

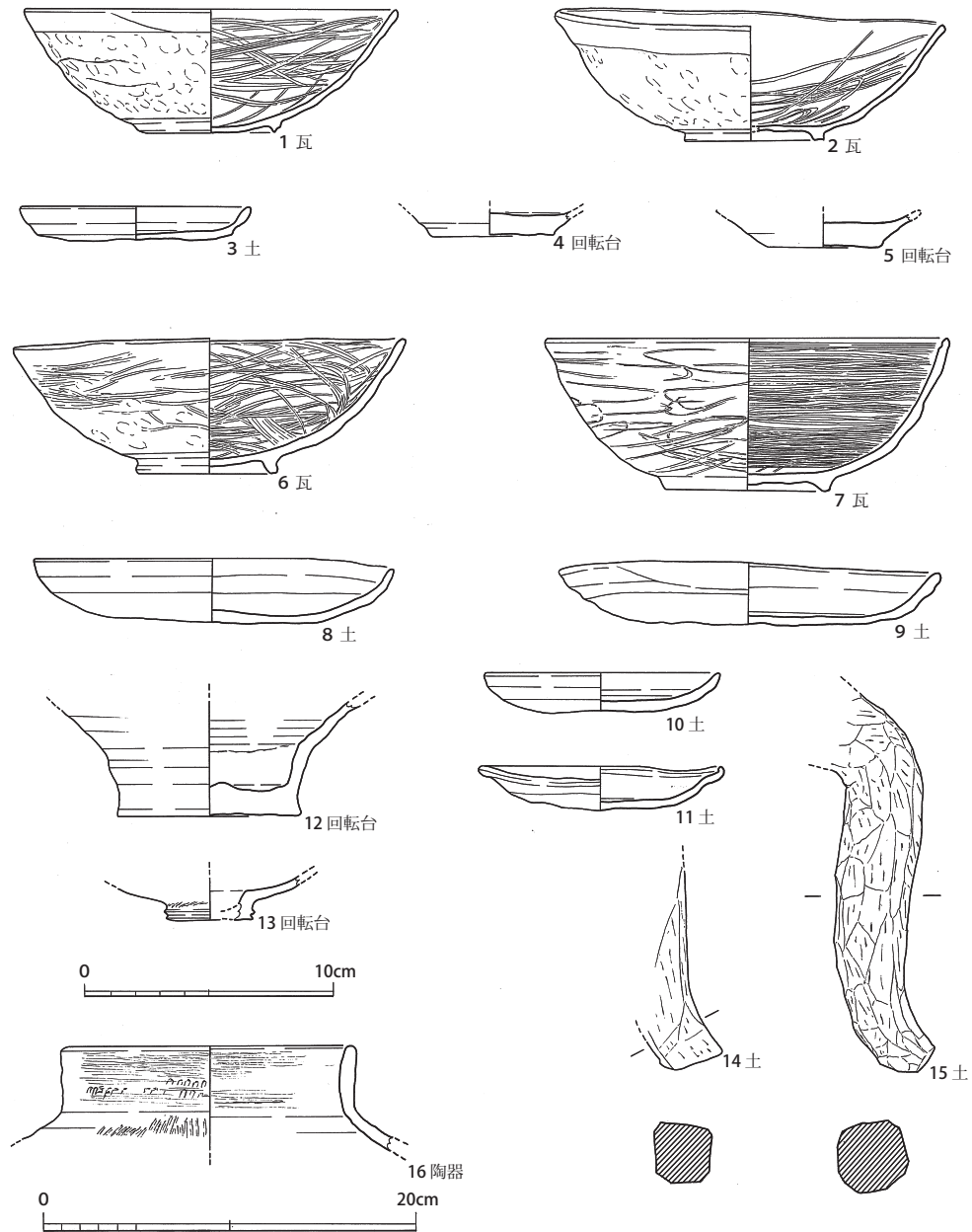
これらのことから、東海系無釉陶器碗や吉備系土師器碗などが、地方を越えて商品やお土産として流通した可能性は非常に低いと言える。

ついで、搬入品の性格について、博多遺跡群（福岡県福岡市）の事例をもとに検討する。

博多遺跡群第78次調査では、Ⅲ-1期の和泉型瓦器碗・皿を伴う土葬墓（305号遺構）が確認されたほか、Ⅱ～Ⅲ期の和泉型瓦器碗が若干出土している。発掘調査報告書の所見によると、博多遺跡群における和泉型瓦器碗の出土例は少なく、瀬戸内沿岸部とは異なる様相を呈するが、同調査区に限って当該期の和泉型瓦器碗・皿が目立つという。もとより、貿易陶磁が供膳具の主流で、これに起因して土器碗生産が行われなかった博多遺跡群において、瓦器碗が商品的価値をもって流通するとは考えにくく、第78次調査区に限って商品とすることはできない。また、土葬墓に埋納された遺物は被葬者の所持品となる可能性が高いことから、この瓦器碗・皿はサンプル的商品やお土産と



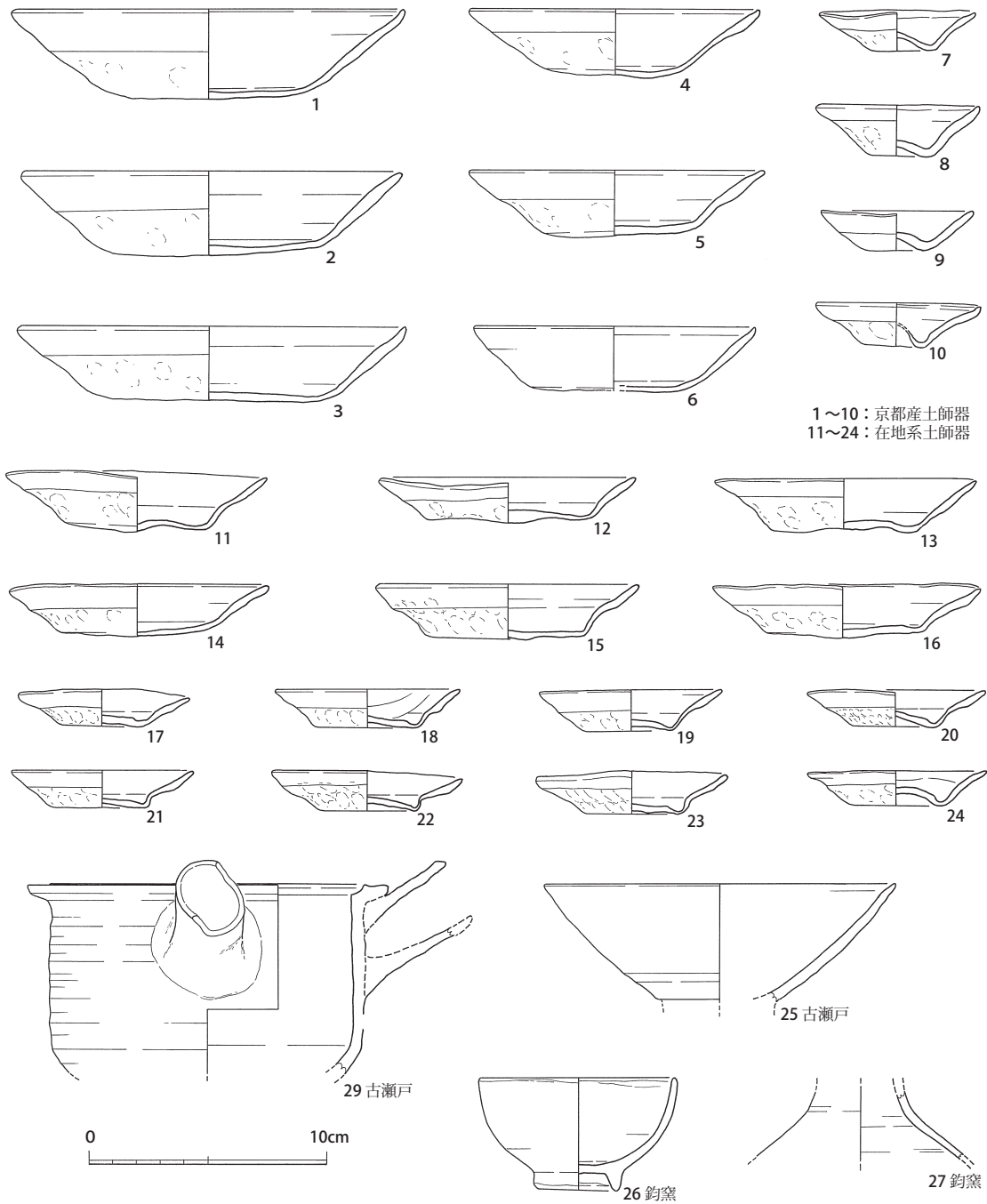
第92図 小曾根遺跡第7次調査区 大土坑出土遺物



第93図 穂積遺跡第23次調査区 土坑4出土遺物

は言えない。土葬墓に納められた物品の性格や、遺跡における供膳具の流通をふまえると、305号遺構の被葬者は大阪湾岸より博多に来訪して客死した人物、おそらくは商職人であり、埋納された瓦器は所持品として携行されたものと理解できる。

以上、搬入品の問題については、なお多くの議論がなされるところであろうが、本稿では13世紀前後の瀬戸内沿岸部で出土する和泉型瓦器碗を除いて、例外的に出土するそのほかの土器碗・皿については、広域に移動する人々の所持品、いわば商職人の足跡を示すものと理解し、これを搬入供膳具と呼ぶ。以下、この前提に立って、垂水西牧関連遺跡における既往の調査のうち、搬入供膳具

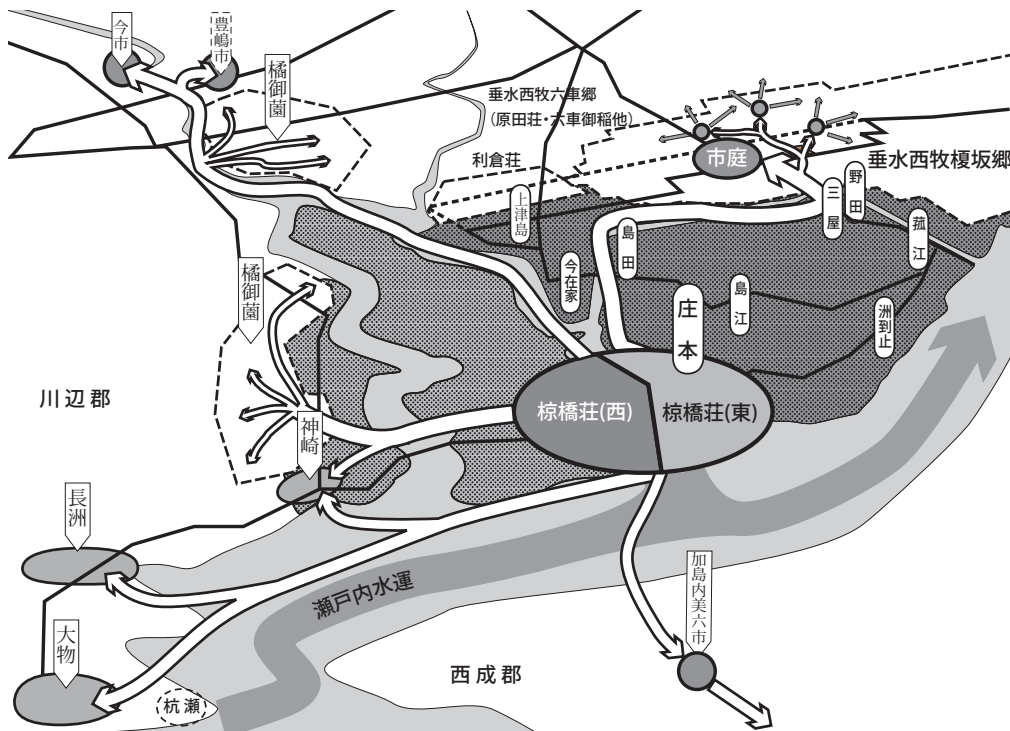


第94図 穂積遺跡第23次調査区 溝1出土遺物

が出土した事例を取り上げて、その性格を考えることにしたい。

北条遺跡第6次調査区 北条遺跡は垂水西牧榎坂郷を構成する村落の一つ、小曾根村に比定される。調査区は、現小曾根集落の北端部に位置する。

当調査区(第202図)では、12世紀前半～13世紀中頃の建物群が確認され、その一角に掘削された井水遺構から遺物収蔵箱10箱分に及ぶ多量の遺物が出土した。井水遺構の時期は和泉型瓦器碗



第 95 図 庄本遺跡を中心とする豊中市南部周辺の流通構造モデル

Ⅲ-3～Ⅳ-1期である。遺物のほとんどが在地産の土師器皿類や和泉型瓦器碗などであるが、白磁水注、褐釉陶器水注、龍泉窯系青磁碗・皿などの貿易陶磁や産地不明の須恵器壺、東海系無釉陶器碗、鉾津、用途不明の石製品など注目される遺物(第91図)が含まれていた。特に、東海系無釉陶器碗(尾張型7型式)は1点しか出土しておらず、商品として将来されたとは考えにくい。また、鉾津は周辺において鍛冶師などが活動した形跡と言える。

小曾根遺跡第7次調査区⁽⁹⁾ 小曾根遺跡は北条遺跡と同じく、垂水西牧榎坂郷の村落の一つ、小曾根村に比定される。当調査区(第226図)でも11世紀後半～12世紀前半にかけての建物群において、大型の土坑(以下、発掘調査報告書に準じて「大土坑」とする。)が検出されている。大土坑からは、和泉型瓦器碗Ⅰ-2期～Ⅱ-2期までの遺物が多量に出土した。その大部分は、和泉型・楠葉型瓦器碗と在地産の土師器皿などで構成されるが、最下層からはフイゴ羽口、上層からはⅡ-1～2期の和泉型瓦器碗と共に、尾張型4型式の東海系無釉陶器碗1点と同3型式の皿1点、それに吉備系土師器碗1点や防長系土師器碗3点、回転台土師器皿多数(第92図)が出土した。

また、当調査区の北隣りで行われた第13・16次調査区においても、東播系須恵器碗(第177図14)、東海系無釉陶器碗(第178図20ほか)、防長系と考えられる土師器皿(第179図17)などが出土している。ただし、その総数は第7次調査区に及ばない。

穂積遺跡第23次調査区⁽²⁷⁾ 穂積遺跡の範囲には、垂水西牧榎坂郷を構成する穂積村・服部村・住吉市庭が含まれる。このうち当調査区は、服部村集落に位置する。

調査区(第174図)からは、11世紀前半～15世紀にかけて展開する建物群の一部が検出された。

建物群は長期にわたって継続するため、変遷の詳細は明確にできないが、各時期の遺構から特異な遺物が出土している。このうち、和泉型瓦器碗Ⅱ－1期前後の土坑4（第174図SK01）では硬質で白色の胎土を特徴とする脚付き器種の脚部や丹波地方の製品と考えられる回転台土師器（第93図）、井戸1（第174図SE01）は防長系の可能性がある回転台土師器皿（第175図10）、柱穴から東海系無釉陶器皿（第209図4）が出土している。また14世紀後半～15世紀に機能した溝1（第174図SD01）からは京都系土師器皿が多く出土した上、鈎窯系青磁小碗・花瓶も含まれていた（第94図）。

以上、これまでの発掘調査で、搬入供膳具および特殊な遺物が出土した主要な事例を紹介した。ここで注意されるのは、紹介した建物群が名主層の屋敷地と考えられることである。例えば北条遺跡第6次調査区は、垂水西牧榎坂郷小曾根村にあって豊島郡条里南条5条1里14坪に比定され、文治5年（1189）の「春日御社領垂水西御牧榎坂郷文治五年御検注加納田畠取帳」（『今西家文書』※以下、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」とする。）には正光の屋敷（小）と記されている。正光は、延応2年（1240）の「垂水西牧穂積御庄領家田畠坪付帳」（『今西家文書』）にも現れ、15世紀には殿方舎人となる有力な名主である⁽²⁹⁾。井水遺構から出土した遺物の中に、褐釉陶器水注などの傑出する遺物が存在することは、当調査区の建物群と正光の関連が想定できる。仮に、正光の屋敷に比定された場合、当建物群は4町～5町規模の田畠を経営する名主の屋敷となる。また、榎坂郷服部村にある穂積遺跡第23次調査区は南条6条1里16坪に比定され、先の「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」には恒貞の屋敷1反が記されている。恒貞は、12世紀末前後の時期に10町規模の田畠を経営する榎坂郷内でも有数の名主とされる⁽³⁰⁾。なお、小曾根遺跡第7次調査区については、建物群が12世紀前半に廃絶するため、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」では居住者を推定できない。ただし、建物の規模などをもとに、同調査区の建物群が集落の形成期からの有力な名主である可能性は十分にある。

このように、東海系無釉陶器碗や鋳物関係遺物など特殊な遺物が出土する建物群は、名主の中でも富裕層と想定できる。そして、調査区から出土した搬入供膳具などは、商職人の足取りを示す可能性が高いことをふまえると、名主と商職人との間には一定の関係が想定できる。具体的には、鋳物師などの金属加工業者が名主の屋敷を足がかりに活動したこと、商職人が携行した供膳具をこれらの屋敷において廃棄したことの2点である。これらは、商職人が荘園内で活動したことを示すものであり、その際に商職人が活動の場として、名主の屋敷を選択したと言える。つまり、垂水西牧においては市庭で行われる交易活動以外に、名主の屋敷を拠点とするもう一つの交易の場が存在したということになる。

まとめ

これまでの検討をもとに、後背部にあたる垂水西牧榎坂郷を構成する集落と庄本遺跡との関係を考えることにしたい。

まず、庄本遺跡第1次調査区で出土した、破断面やその付近に穿孔を伴う石鍋など特徴的な遺物をもとに、穂積遺跡第31次調査区や大物遺跡第1次調査区といった消費地との間に、石鍋の回収に関わる何らかの関係が成立していたことを指摘した。ついで、「蔵人所牒案」にみる檜物供御人の間

題から、これまで指摘されてきた市庭や港湾などのスポットとなる流通拠点以外にも、隣接する荘園におよぶ面的な活動範囲が存在することを見出しつつ、豊島郡側にも同様の集団が存在する可能性を見出した。そして、垂水西牧榎坂郷における各遺跡で出土した搬入供膳具をもとに、市庭以外に名主の屋敷を拠点とする交易活動の形態があることを指摘した。

以上の3点をもとに、あらためて垂水西牧榎坂郷と庄本遺跡の関係をみると、石鍋片や檜物供御人のあり方から商職人による商品の供給が想定されると共に、搬入供膳具の分布は商品の供給が市庭にとどまるものではなく、名主の屋敷に及ぶことが推定できる。このことは、垂水西牧を含む豊中市南部一帯に、市庭と各集落の建物群によって構成された流通網が存在し、その流通網の中心として庄本遺跡が機能したことを示すだろう。

以上、庄本遺跡の性格とその機能について、第1・2次調査区で確認した遺構・遺物や関連する史料、隣接する垂水西牧榎坂郷の集落遺跡をもとに、瀬戸内・神崎川水運、猪名川水運、そして豊中市南部における流通拠点という観点から検討した。この結果、庄本遺跡は川船をはじめとする小型船舶の基地として瀬戸内水運を補完的する役割を果たしたと、また猪名川水運については確定的な証拠に欠けるものの、木材、油などの輸送においてその関連性が想定できること、そして豊中市南部の流通については、住吉市庭を介在することで、市庭と名主の屋敷によって構成される流通網の中心として機能したことを指摘した。

豊中市南部における流通については、搬入供膳具を商職人の携行品とする所見に基づいた検討であり、その性格にかかる研究が進展したとき、場合によっては見解を変更する可能性も残る。もとより、庄本遺跡で行われたはじめての調査成果をもとに、これまで流通史に関わることのなかった筆者がわかったことを書き記しただけであり、本論そのものが砂上の楼閣に例えられるものかもしれない。しかし、一調査担当者として、瀬戸内水運以外の観点も含めて流通拠点を検討し、地域における流通構造を解明しようとする試みの切り口となれば幸いに思う。

註

- (1) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要』2004年
『文化財講演会`04 承久の乱と猪名川の水辺』2004年
『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成20年度(2008年度)』2009年
- (2) 豊中市教育委員会『穂積遺跡第14・15次発掘調査報告書』1999年
- (3) 郷土の歴史研究会『郷土―庄本の歴史を中心として―』1973年
- (4) 『庄本 森本家文書』(豊中市教育委員会『文化財講演会`04 承久の乱と猪名川の水辺』2004年)
- (5) 『原田郷中倉村文書』(岡町図書館『原田郷中倉村文書目録』絵図面14・15 1989年)
- (6) 藤田明良「庄本と中世の流通」(豊中市教育委員会『文化財講演会`04 承久の乱と猪名川の水辺』2004年)
- (7) 百間川米田遺跡(文化財保護協会『百間川米田遺跡(旧当麻遺跡)3』1989年)、草戸千軒町遺跡(広島県草戸千軒町遺跡調査研究所『草戸千軒町遺跡発掘調査報告』1996年ほか)において集落内から運河が検出されている。なお、百間川米田遺跡溝122は幅5.2～6.7m、最深部で2.8m、溝123は幅6.35～7.8m、深さ1.15～1.3m、溝124は5.6～8.3mをはかる。庄本遺跡第1次調査水路1が集落内へ延伸する場合、同等の規模になることが予想される。
- (8) 「宇治関白高野山御参詣日記」永承3年条(1048)(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (9) 豊中市教育委員会『小曾根遺跡―第7次発掘調査報告書―』2003年
- (10) 雲出嶋貫遺跡第2次調査区SX329から類例が出土している。(三重県埋蔵文化財センター『嶋抜II』2000年)
- (11) 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成 下』東京堂出版1977年

第Ⅱ部 中世前期の流通構造とその形成過程

- (12) 尼崎市教育委員会『尼崎市埋蔵文化財調査年報 平成7年度(2～6)―大物遺跡第1次調査概要 その1～5―』2001～2005年
- (13) 『庄本村岡島家文書』目録1-H-1(豊中市市史編纂係所管)
- (14) 『多田神社文書』(川西市『かわにし 川西市史 第四巻 資料編1』1976年)
- (15) 戸田芳美「南北朝・室町時代の尼崎」(尼崎市『尼崎市史 第一巻』1966年)
- (16) 「榎坂郷内東方貞和五年目録」(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年)
- (17) (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
- (18) 大東市教育委員会『御領遺跡』1999年
- (19) 大阪府教育委員会『玉櫛遺跡発掘調査概要・I』1993年
(財)大阪府文化財調査研究センター『玉櫛遺跡』1998年
(財)大阪府文化財センター『玉櫛遺跡II』2003年
- (20) 東大阪市教育委員会・(財)東大阪市文化財協会『西ノ辻遺跡第12～15次調査概要報告』2001年
- (21) 上田部遺跡については、高槻市教育委員会から正式の報告書は刊行されていない。近年、蓄積されつつある中世前期の居館の類例をもとに、この遺跡が単なる集落ではなく11世紀後半にはじまる居館と考えた。
- (22) 鐘ヶ江一朗「上田部遺跡の調査」(高槻市教育委員会『高槻市文化財年報』1993年)
- (23) 松尾信裕「船場地域における大坂城下町下層の遺跡」((財)大阪市文化財協会『大阪市文化財協会 研究紀要 第2号』1999年)
- (24) 「御供田取帳 小曾祢村分」(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年) s
- (25) 福岡市教育委員会『博多44―博多遺跡群第78次発掘調査概報―』1995年
- (26) 橋田正徳「中世前期における土葬墓出土供膳具の様相」(日本貿易陶磁研究会『貿易陶磁研究』No.13 1993年)
- (27) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要―阪神淡路大震災復旧・復興事業に伴う発掘調査―平成9年(1997年)度』1998年
- (28) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (29) 「殿方舎人五名坪付帳」嘉吉2年(1442)(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年)
- (30) 大阪府『大阪府史 第4巻 中世編II』1981年

第2章 中世的流通の基礎構造

はじめに

これまで、中世前期の流通に関する研究は、陶磁器あるいは土器供膳具等の流通範囲などの検討を経て、分布論による流通圏の構築⁽¹⁾へと深化したように、多くの成果を取めた。近年では、『中世西日本の流通と交通』⁽²⁾や『中世瀬戸内の水運』⁽³⁾が刊行される一方で、畿内における東海系無釉陶器碗などの搬入供膳具の分布⁽⁴⁾や、瀬戸内沿岸部における和泉型瓦器碗の模倣生産⁽⁵⁾が注意されるようになるなど、そのアプローチは多角化しつつある。しかし、土器・陶磁器から論じられた流通論では、流通圏の内部構造と言える流通網の具体像までは解明できず、矢田俊文による集散地遺跡論⁽⁶⁾の指摘を含めて、その限界が次第に認識されつつある。

一方、流通拠点については、伊藤裕偉が東海系無釉陶器碗のうち未使用品の分布状況を分析し、集散地遺跡を「集荷地（遺跡）」と「2次の集積地（遺跡）」に区分し、構造的に把握しようとしている⁽⁷⁾。しかし、多くの研究は個別事例の検討が中心であり、一地域における流通構造を復元する試みが活発になされているとは言い難い。

ところで、吉岡康暢は窯業生産を荘園における産業の一部門と位置付け、出荷地側からの視点で荘園公領における物資流通の実態を解明しようとしている。中世前期における流通の実態を解明するには、その構造が地域的な枠組みである荘園あるいは国衙領を基盤に形成されることを念頭におき、そこに中世的な特質を見極めることが重視される。吉岡康暢の研究は、中世前期の流通構造を解明する方法論的な試み⁽⁸⁾と言えるだろう。

筆者は、地域における流通拠点と周辺の集落の関係に着目し、発掘調査を担当した庄本遺跡（大阪府豊中市）をもとに、豊中市南部における流通構造の復元を試みた。また、河尻や渡辺といった大阪府北部の流通拠点に関する知見が蓄積される中で、平成18年（2006）に行われたシンポジウム『中世大阪湾岸の流通をめぐって』・『中世瀬戸内の流通—岡山・香川を中心として—』では、河尻を東の要とする瀬戸内水運の様相⁽¹⁰⁾などを説明した。

本論では、これらの報告をもとに、搬入供膳具と流通拠点のあり方から、中世前期における大阪湾岸と瀬戸内東部の流通について検討し、その基礎構造を考えることにしたい。

1. 検討の前提

(1) 搬入供膳具

搬入供膳具の定義 搬入供膳具とは、各地域において例外的に出土する他地域産の供膳具のことである。土器供膳具の流通は、これまで橋本久和⁽¹¹⁾、森隆⁽¹²⁾、森島康雄⁽¹³⁾が明らかにしたように、一般的に一国程度の小地域内で流通し、その流通圏は限定される。そうした商品としての流通圏を越えて、本来流通しない地域で出土する場合に、それを「搬入供膳具」と呼ぶことにする。それは、橋本久

和が「非広域流通品」と呼ぶものに近い意味をもつ。⁽¹⁴⁾しかし「非広域流通品」は、これまでも指摘されているとおり広域に流通しないといいつながら、広域で出土するものを示すという矛盾が含まれており、説明しようとする現象を理解しにくくしている。また「非広域流通品」には、コネ鉢や鍋などの器種も含むことになるが、供膳具とそれ以外では搬入された意味が異なる可能性がある。検討の対象を供膳具に限定した方が不確定要素を排除でき、流通構造を把握しやすいと判断した。

それでは搬入供膳具の基準を、どのように設定するのか。それを数値的に示すのは、容易なことではない。ただ経験的に、搬入供膳具の出土量は調査面積 100m²あたり数点程度というのが、一般的な出土量である。つまり、生活必需品として消費される在地製品に対する稀少性が、その基準と言える。その一方で、大物遺跡（兵庫県尼崎市）のように搬入供膳具が大量に出土する事例がある。それは流通拠点の性格の一端を示すものであり、反例とは言えない。しかし、瀬戸内沿岸部における和泉型瓦器碗については、一概に搬入供膳具とは言えないところもあり、さらに検討する必要がある。

瀬戸内における和泉型瓦器碗 瀬戸内沿岸部における畿内産瓦器碗の分布については、橋本久和が遺跡毎の出土数を整理し、その格差を具体化している。⁽¹⁴⁾この中で注意されるのが、百間川米田遺跡や高松城下層遺構のように和泉型瓦器碗の出土量が搬入供膳具の範疇から逸脱していることにある。その一方で、和泉型瓦器碗の中には明らかに模倣系とされるものがあり、⁽⁵⁾現地で生産された一群が存在する。⁽¹⁵⁾このことは、瀬戸内沿岸部において和泉型瓦器碗が商品的価値をもって流通していたことを示しており、そのすべてを搬入供膳具として扱うことはできない。

ところで、瀬戸内沿岸部における和泉型瓦器碗はⅢ期に急増するが、佐藤亜聖はこの時期に和泉型瓦器碗の供給元が大阪府北部から大阪湾岸全体に大きく広がることを指摘している。⁽¹⁶⁾Ⅲ期までの畿内産瓦器碗の出土量は少なく、搬入供膳具の範疇で捉えられるが、それ以降は現地での模倣生産も含めて複数の産地から供給された商品と考える。

搬入供膳具の性格 搬入供膳具の実例を具体的に挙げると、瀬戸内沿岸部における 12 世紀中頃までの畿内産瓦器碗や大阪平野一帯で出土する東海系無釉陶器碗、吉備系土師器碗などがこれにあたる。しかし、これら搬入供膳具の性格については、これまで積極的に検討されていない。その中で、大庭康時は博多から出土する楠葉型瓦器碗について権門との関連を想定しつつ、これらを「人の移動に伴った所産」であることを指摘している。⁽¹⁷⁾また、筆者は和泉型瓦器碗を埋納する博多遺跡群第 72 次調査区第 305 号土坑の存在から、これらを商職人の携行品と位置付けた。搬入供膳具が流通拠点において多く出土する傾向は、その見解を裏付けるものであり、一定の妥当性がある。しかし、搬入供膳具の研究は少なく、今後も継続的に検討する必要がある。

搬入供膳具の可能性と限界 先に述べたように、土器供膳具による在地流通の研究では、その流通圏が問題とされた。しかし、流通における点と線、すなわち具体的な中継点と消費地を結ぶ経路は具体化できず、流通圏の内部構造は解明しにくい。搬入供膳具は、そうした流通経路を具体化し、その構造を解明する手がかりとなる。先論で示した搬入供膳具からみた流通網の内部構造が、黒田日出男が明らかにした名張郡における川港と木屋の関係に類似することは、それを裏付ける。⁽¹⁹⁾

搬入供膳具を商職人の携行品と考えた場合、その産地を同定することによって商職人の移動元が

判明し、地域間の取引関係が導き出せると共に、搬入供膳具の分布状況からは流通の末端（建物群）に至る経路が、またその出土量によって流通網の末端と中継地（流通拠点）が相対化できるなど、多くの可能性が見出される。

こうした現象に対する視点は、特に搬入供膳具に限らず、破断面に切断痕や穿孔のある石鍋や、鉾滓などの商職人が活動した形跡を示す遺物にも援用できる。そして、これらを組み合わせることで、地域における流通構造の一端が具体化される。ただし、搬入供膳具の多くが土器碗である以上、移動行程における消耗度は高く、移動距離や滞留期間が長くなると、携行された供膳具は現地のものに置き換わる確率が高くなる。このため、内陸部や基幹交通路から離れた地域では、商職人の活動経路は追跡しにくくなると考えられる。

（2）流通拠点

（ア）集散地遺跡と流通拠点

先に述べたように、矢田俊文はそれまでの考古学における遺跡概念として消費地と生産地が意識される一方で、中継地に対する概念が曖昧であることを指摘し、集散地遺跡論⁽⁶⁾を提唱した。集散地遺跡とは「生產品の集荷・選別・出荷を行う人間がその地において活動する遺跡」とされるが、その定義は土器・陶磁器の流通に即して極めて簡潔にまとめられているため、才田遺跡⁽¹⁹⁾（福岡県朝倉市）や若杉肥前谷遺跡⁽²⁰⁾（福岡県篠栗町）のような貿易陶磁が大量に出土する九州の居館まで、その範疇に含み込む可能性がある。

その一方で、庄本遺跡において石鍋再加工工房が検出されたことをはじめ、市庭や港湾と考えられる遺跡では、商職人が加工・生産を行うなど、活動の拠点となる建物群が確認されている。こうした商職人の活動拠点としての意味は、集散地遺跡には特に設定されていない。また、考古学でも拠点遺跡、流通拠点といった用語が個別に用いられるが、その定義や比定される遺跡の特徴は具体化されていない。このような現状をふまえつつ、本稿では流通拠点という用語を冒頭から使っている。拠点遺跡は、拠点とするものの意味が曖昧で用語自体に問題があるのに対して、流通拠点はその意味に商職人の活動拠点としての性格を含めることができ、より妥当と考えたからである。

しかし、集散地遺跡・流通拠点のいずれにしても、難波津のように流通に関わる遺跡自体は中世以前に成立しており、共に時代的な特質は反映されていない。よって、ここで流通拠点を使うにしても、それは便宜上の措置であって、改めて中世的な流通拠点の特質を表現するのに相応しい名称を検討する必要がある。なお本論では、流通拠点と中世前期にわたって安定的に展開する一般的な集落を区別するために、後者を一般集落と呼ぶことにする。

（イ）流通拠点の基準

本稿でいう流通拠点とは、港湾・市庭・宿に推定される流通上の要衝であり、商職人の活動拠点としての機能を併せもった遺跡のことである。しかし、遺称地名から、港湾・市庭・宿に比定できる遺跡は少ない。多くは発掘調査によって偶然発見され、出土遺物の内容から流通拠点に推定され

る。こうした経緯から流通拠点が個別に認知されたために、その定義も設定されなかったのである。しかし、本稿では流通拠点を正面から取り上げるため、以下に述べる特徴からその基準を示すことにする。

搬入供膳具の出土量 搬入供膳具を商職人の携行品と考えた場合、その出土地は地域内の流通網に組み込まれていたと言える。しかし、そうした搬入供膳具は一般集落でも出土するため、それが出土したからといって流通拠点に比定するのは、安易にすぎる。搬入供膳具をもって流通拠点とするには、一般集落における出土量と比較する必要がある。

例えば、小曾根遺跡・穂積遺跡・北条遺跡（大阪府豊中市）などの垂水西牧榎坂郷内の一般集落と穂積遺跡内に位置する住吉市庭を比較した場合、搬入供膳具の出土量は相対的に市庭の方が多⁽²²⁾い。さらに庄本遺跡⁽²³⁾と住吉市庭を比較すると、庄本遺跡が圧倒的に多い。しかし、一般集落でも小曾根遺跡第7次調査区大土坑（第226図SK01）のように、流通拠点に匹敵する量の搬入供膳具（第92図）が局所的に出土することがある。このため、特定の建物群あるいは遺構からの出土量だけでは、遺跡の性格は判断できない。その一方で、住吉市庭で行われた穂積遺跡第21次（第182図）・第35次調査区（第185図）のように、100㎡に満たない狭小な調査区でも搬入供膳具が出土しており、流通拠点における搬入供膳具は比較的均等に出土する傾向がある。一般集落では、集落成員間の経済的な格差によるためか、集落中心部では小曾根遺跡第7次調査区のように多く出土する建物群がある一方で、周辺部にあたる小曾根遺跡第27次調査区⁽²⁴⁾のように全く出土しない建物群もあり、中心部と周辺部ではその出土量に差がある。このような集落内における搬入供膳具の分布にみる偏差も、遺跡の性格を決定する際に含める必要がある。

先に、搬入供膳具は幹線交通路から離れるにつれ、その出土数が減少するとした。これについて、垂水西牧榎坂郷の諸集落では多くの搬入供膳具が出土しているが、箕面山麓に立地する粟生間谷遺跡⁽²⁷⁾（大阪府箕面市）は集落のほぼ全域を調査したにも関わらず、発掘調査報告書に掲載された搬入供膳具は東海系無釉陶器碗1点に限られる。河尻の一角である庄本遺跡の後背にある集落と、西国街道から離れた山麓の集落との格差は、基幹交通路がもたらす影響を明確に示している。

希少貿易陶磁 これまで流通拠点とする遺跡において、特に注意されてきたのが貿易陶磁である。しかし、この時期の白磁や青磁の碗・皿は特に珍しいものではなく、多く出土したからといって特別視できない。また、碗・皿の中には朝鮮産青磁などの希少種もあるが、それが1点出土したとしても流通拠点に比定するだけの根拠にならないことは、粟生間谷遺跡墓10からも指摘できる。庄本遺跡をみると、白磁壺・褐釉陶器壺のみならず黄釉陶器鉄絵盤・黄釉陶器鉢・無釉陶器など、その内容は多彩である（第82・83図）。一般集落でも黄釉陶器盤などは出土するものの極少数にとどまり⁽²²⁾、今のところ多様な器種が出土した事例はみられない。一方、大阪湾岸や瀬戸内沿岸部の流通拠点をみると、大物遺跡はいうまでもなく、百間川米田遺跡（岡山県岡山市）などでも多彩な貿易陶磁が出土しており、判断材料の一つになるだろう。

商職人の活動を示す遺構・遺物 流通拠点が多様な商職人の活動拠点であれば、そこには多様な生産活動に関連した遺構・遺物が存在することになる。

庄本遺跡に限らず、津寺遺跡丸田調査区⁽²⁸⁾（岡山県岡山市）では鍛冶師の建物群が、小山田スルメ

田遺跡（福岡県築上町）では瓦器焼成窯や鍛冶工房の存在を示す焼礫群・鋳滓・フイゴ羽口、弓削刀子を埋納する職人の墓などが確認されている。さらに、住吉市庭の一角にあたる穂積遺跡第4次調査区や庄本遺跡では、フイゴ羽口や鋳滓などが多く出土しており、明確な遺構を伴わなくても出土遺物から近隣に鋳物師等の活動拠点が想定できる場合もある。このように断片的ではあるが、個別に流通拠点とされてきた遺跡において、商職人による生産活動の形跡が認められる。こうした多様な商職人の集住地としての性格が、流通拠点とする根拠の一つになるだろう。ただし、商職人の活動拠点がそのまま流通拠点とならないことは、余部日置荘遺跡⁽³⁰⁾（大阪府堺市）から指摘できる。当遺跡は河内鋳物師の集落であるが、多業種の商職人が居住したわけではなく、流通拠点と言える特徴もみられない。また、平井遺跡（大阪府堺市）では瓦器焼成土坑を伴う建物群が確認されたものの、この事例は一般集落の周辺に立地する可能性が高い⁽³¹⁾。平井遺跡や余部日置荘遺跡に限らず、流通拠点を活動の場としない商職人もいることは認識しておく必要がある。

そのほか、商職人に関わる遺物として注意されるのが、硯である。識字層＝商職人という図式はないが、一般集落では硯の出土数は極めて少なく、居館や寺院等に限定されることが多い。一方、百間川遺跡群や西ノ辻遺跡⁽³²⁾（大阪府東大阪市）、庄本遺跡⁽²³⁾などでは、硯が多く出土している。しかし、これらの調査区では寺院や居館に関連する遺構はなく、商職人が日常的な活動で使用したと考えられる。硯の出土は、一般集落と区別する指標の一つになり得る。

集落景観 中世前期における一般集落は基本的に疎塊村という集落形態を呈し、集村化は13世紀後半からはじまる。その契機は、12世紀～13世紀前半に拡大した耕地開発の破綻と荘園領主による集約的農業の推進によって説明される⁽²²⁾。しかし、一般的な集落が集村化する前から、集村的景観を呈する集落（ここでは「初期集村」とする。）が確認されている。大阪湾岸の事例をみると、宮ノ下遺跡⁽³³⁾・西ノ辻遺跡群⁽³²⁾（大阪府東大阪市）、北新町遺跡⁽³⁴⁾（大阪府大東市）、穂積遺跡（住吉市庭）・庄本遺跡（大阪府豊中市）、総持寺遺跡⁽³⁵⁾（大阪府茨木市）、伽羅橋遺跡⁽³⁶⁾（大阪府高石市）、和歌山県では川関遺跡（和歌山県那智勝浦町）、岡山県では百間川原尾島遺跡⁽³⁷⁾・津寺遺跡⁽³⁸⁾（岡山県岡山市）、九州北部では田村遺跡⁽⁴⁰⁾（福岡県福岡市）、大肥中村遺跡⁽⁴¹⁾（大分県日田市）などが挙げられる。このうち庄本遺跡⁽⁴²⁾は11世紀中頃、北新町遺跡・穂積遺跡（住吉市庭）・田村遺跡は11世紀後半に出現する。そのほかの事例も、12世紀には出現しており、中世前期には疎塊村と初期集村という二つの形態の集落が併存したことになる。その中で初期集村とした遺跡のほぼすべてが、流通拠点として注目されることは、偶然の一致とは考えにくい。また、一般集落が集村化するには一定の過程を経るが、初期集村はそうした過程を経ずに成立し、しかも商職人の活動拠点となる。

保立道久は、草戸千軒遺跡などを念頭において「地域における経済的中心として、恒常的な経営と交易が展開する場でもあった『市辺』の景観は、まさに～（中略）～『町』の景観であったのではないだろうか」と言ったように、中世前期の流通拠点を集村的景観を呈する「町場」と理解すると、イメージが具体化できる。

しかし、平安京近郊に立地する久我東町遺跡⁽⁴⁴⁾（京都府京都市）の成立は12世紀後半と畿内では異例の時期であり、周辺の環境から流通拠点到位置付けられるものか、疑問を残す。こうした変則的な事例があるものの、大阪府から瀬戸内沿岸部、九州北部の流通拠点が初期集村になることは共

通しており、流通拠点に比定する根拠として重視できるだろう。

交通関連遺構等 港湾ならば船入江や水路（運河）があり、宿・市庭は街道と河川が交差する地点に立地すると考えられる。庄本遺跡では船入江が、百間川米田遺跡⁽⁴⁵⁾では橋梁や運河状遺構が検出され、百間川原尾島遺跡⁽³⁸⁾は道路の左右に街区が形成される。高松城下層遺構⁽⁴⁶⁾や大物遺跡第1次調査区⁽⁴⁷⁾は、集落の実態がわからないものの、港湾あるいは入江内の可能性がある。また、街道と河川が交差する地点という立地は、榎原雅治が指摘するように流通拠点の立地上の特徴として注意される。中世後期の例ではあるが、山陽道沿いの宿に比定される山野里四ツ日遺跡⁽⁴⁹⁾（兵庫県上郡町）では、集落部の近辺から安室川旧河道が検出されている。西ノ辻遺跡群や穂積遺跡（住吉市庭）も、特徴的な地名に加えて旧河川と街道が交差する位置に展開する。

このように流通拠点の近辺には、交通関連遺構などが確認できる場合がある。しかし、九州北部などの中山間地帯では、小山田スルメ田遺跡のように複数の地域をつなぐ街道と接続しない位置に展開する流通拠点もある。よって、交通関連遺構の有無は、中継機能を考える上では重視されるが、必ずしも流通拠点に比定する上で不可欠の条件ではない。

（ウ）流通拠点の必要条件

以上、流通拠点の指標と考えられる遺物・遺構・遺跡の諸特徴を挙げたが、どの特徴にもそれなりの反例や問題点が指摘できる。搬入供膳具や希少貿易陶磁は、周辺の一般集落との対比が重視される一方で、居館との違いは見出しにくい。商職人に関連する遺物・遺構だけでは、余部日置荘遺跡などの商職人の住む一般集落と識別しにくい。また、交通関連遺構や地理的環境も、付帯する機能の一つにすぎない。

しかし、これまで挙げたいくつかの特徴が見出される場合、その遺跡が流通拠点に位置付けられることは間違いないだろう。第3表に、流通拠点と考えられた遺跡と、その特徴をまとめた。これを見る限り、流通拠点とする特徴のすべてをあわせ持った遺跡は少ない一方で、それぞれの遺跡はいくつかの傑出した特徴をそなえている。その中で特に注目されるのが、初期集村という集落形態である。平安京近郊の久我東町遺跡を除いて、ほぼ確実に流通拠点とされる遺跡で共通する。初期集村＝町場というイメージは商職人の活動拠点として相応しく、流通拠点と一般集落を識別する上でも、明確な相違点として指摘できる。

このように、流通拠点とする遺跡の特徴一つ一つが決定的というわけでもなく、そのすべてが揃わなければならないということでもない。その中で、集落景観を基準にそれぞれの地域で流通拠点とされる遺跡を見直していく方法が、現段階では最も効率的と考える。そうした視点に立って、逆にその地域における流通の特色も見出せるのではなかろうか。

（3）異種素材

これまでの流通論は、土器・陶磁器といった「モノ」の検討によって牽引されてきた。しかし、流通を象徴する「モノ」は、それだけに限定されない。搬入供膳具を商職人の携行品と捉えたとき、土器・陶磁器の分布から構築された流通圏ではみえない流通構造やその特徴が抽出される。また後

第3表 流通拠点推定地 一覧

区分	遺跡名	所在地	立地	集落 景観	搬入供膳具		稀少質 易陶磁	商職人関連		交通 関連	そのほか
					内容	量		遺構	遺物		
港湾	大物遺跡	兵庫県尼崎市	神崎川河口	不明	西日本	A3+	A3+		木箱入り 温石	港湾 内?	長洲御厨・集落域不 明
	庄本遺跡	大阪府豊中市	神崎川・猪名川 合流部	集村	西日本	A2+	A2+	工房	石鍋再加 工品	入江・ 水路	椋橋荘
市場	穂積遺跡 (住吉市庭推定地)	大阪府豊中市	天竺川・能勢街道・ 吹田街道交差地	集村	西日本	A1+	A1+	銭貨埋納 ビット	鈇滓・フ イゴ羽口		垂水西牧榎坂郷
村落	玉櫛遺跡	大阪府茨木市	玉櫛川流域	疎塊村	西日本	B3-	B2-	土葬墓 (府教委調 査)	筆箱 (府教委調 査)	河川	玉櫛荘・センター調 査区は一般集落と判 断する。
門前	総持寺遺跡 (大阪府教育委員会 調査分)	大阪府茨木市	総持寺周辺	集村		E	E	—	—		総持寺門前
港湾	大坂城下町下層遺 跡(渡辺)	大阪府大阪市	淀川河口付近	不明	東海	B3-	B2-	—	—		摂津大江御厨・集落 の状況は不明
	北新町遺跡	大阪府大東市	河内江周辺	集村	東海	B3-	B3-	特殊建物 群			河内大江御厨か?・ 万富窯東大寺瓦
	宮ノ下遺跡	大阪府東大阪市	高瀬川流域	集村	大阪	B3- A1+	B2- A1+	粘土採掘 坑	鈴・砥石・ ガラス玉 等		大地荘か?調査範囲 は限定される。
宿	西ノ辻遺跡	大阪府東大阪市	鬼虎川・東高野 街道交差地	集村	東海・ 四国他	B2- A2+	B2- A2+	作業場遺 構	硯・鑄型・ 菰桁	河川	河内大江御厨・有福 名水走
港湾	伽羅橋遺跡	大阪府高石市	臨海部・高野街 道	集村?	東海	B3-	B3-	土壁建物	硯	道路	
	川関遺跡	和歌山県那智勝 浦町	那智川河口付近	集村	大阪	B1-	B1-		硯・人名 墨書土器		紀伊型瓦器碗は搬入 供膳具か?
	助三畑遺跡	岡山県瀬戸内市	干町川河口	集村?	大阪	C2-	C1-	不明	題籤・荷 札		尾張保・和泉型瓦器 碗多
	百間川米田遺跡 (当麻調査区)	岡山県岡山市	百間川河口	集村	大阪	C2+	C1+			橋梁・ 道路・ 運河	当摩荘か?・和泉型 瓦器碗多い。
	百間川米田遺跡 (岩間上・下調査 区北方)	岡山県岡山市	百間川河口	不明	大阪	C2+	C2+	不明	土器焼成 関連・サ イコロ	橋梁	当摩荘か?・和泉型 瓦器碗多い。
	百間川原尾島遺跡	岡山県岡山市	百間川分岐点	集村	大阪	C3-	C1+	粘土採掘 坑?	硯	道路	和泉型瓦器碗多い。
港湾	津寺遺跡 (丸田調査区)	岡山県岡山市	足守川下流域	集村	大阪	A0	A1+	工房	鍛冶道具 等		賀茂荘
	津寺遺跡 (中屋調査区)	岡山県岡山市	足守川下流域	集村	大阪	A0	A0	焼成遺構			生石荘
	高野遺跡 (南地区)	山口県下関市	段丘上	集村	西日本	A2+	A1+	土器器焼 成墳・礎 石建物			川棚荘・周辺集落は 疎塊村
港湾	高松城下層遺跡	香川県高松市	臨海部	不明	大阪・ 瀬戸内	A2+	D		礎状木製 品	敷石 遺構	
	具同中山遺跡群	高知県四万十市	四万十川・中筋 川合流部	※	大阪	D	D	建物群	礎		幡多荘・※集落形態 は特異である。和泉 型瓦器碗多い。
市場・ 宿場?	小山田スルメ田 遺跡	福岡県築上町	開析谷内	集村※	なし	D	D	鍛冶遺構・ 瓦器焼成 遺構・土 葬墓	弓削刀子 等		宇佐八幡宮領小山田 浦
	大肥中村遺跡	大分県日田市	開析谷内	集村※	—	E	E	縦穴状遺 構・鍛冶 遺構?等	硯	河川	※集落形態は、九州 北部固有の特徴を有 する。
	練原遺跡 ヒエタ地区	福岡県福津市	臨海部の段丘上	集村※	—	E	E	鍛冶遺 構?	鈇滓	道路	
	田村遺跡	福岡県福岡市	平野部	集村	北部 九州	E	A2+?				出土量等把握できな い。
居館	肥前谷若杉遺跡	福岡県篠栗町	開析谷内	居館		E	A3+				方半町規模

凡例 搬入供膳具・質易陶磁の出土量にかかる相対的指標について

比較対象 A: 周辺的一般集落 B: 庄本遺跡 C: 鹿田遺跡 D: 比較対象なし E: 不明

相対的出土量 3±: 極めて多い・少ない 2±: 多い・少ない 1±: やや多い・少ない 0: 同じ

表示例 A2+: (出土量が) 周辺的一般集落に比べて多い。

述する屋敷墓の普及経路を、情報伝達という流通上の現象として解釈したとき、その分布から搬入供膳具では抽出しにくい流通の実態が提示できる。さらに、経石といった全く流通と関係がないように考えられる遺物でも、その可能性があることは後に大物遺跡の検討で示すことになる。

このように、様々な現象に現れる遺物・遺構・遺跡の動態を、多角的な観点から見直すことで、流通との接点が見出される可能性は十分にある。もはや、流通論は土器・陶磁器の分布だけで論じられる次元の研究ではないことは明らかである。

2. 中世前期における大阪府北中部・兵庫県南東部の流通

(1) 河尻の様相

大物遺跡⁽⁴⁷⁾ (兵庫県尼崎市) 大物遺跡は、神崎川河口域に立地する遺跡で、長洲御厨大物に比定される。調査区からは、柱穴等の集落関連遺構は検出されず、黒褐色土がほぼ水平に堆積する状況が確認された。よって、当調査区とその周辺が止水域であったことは間違いない。そうした調査区で注目されたのが、大量の遺物である。その詳細については概要報告書に委ねるが、目立ったものとして「網」と墨書された白磁碗や黄釉鉄絵盤などの多彩な貿易陶磁、吉備系土師器碗や九州産瓦器碗といった多量の搬入供膳具、そのほか木箱入りの温石や経石などの特殊な遺物がある。特に搬入供膳具の出土量は、庄本遺跡第1次調査区と比べても明らかに多く、遺跡の特殊性が想定できる。

ところで、尼崎市教育委員会によると、調査区の状況だけでは集落の位置や様相は想定できないという。しかし、出土した経石から、位置関係が推定できる可能性がある。江戸時代の史料であるが『四井屋久兵衛覚之事』⁽⁵⁰⁾の享和元年～2年(1801～1802)にかかると記事(史料2)は、経石の用途を知る上で注目されるので、その一部を掲載した。

「四井屋久兵衛覚之事」では、稲川河口(現在の猪名川)の築洲普請に際して経石を投じていた

史料二 『四井屋久兵衛覚之事』

【享和元年】

一 四月五日 稲川・稲川・築洲・普請二付、播州明石より清水佐藏とて、算術にくわしき人、当金より頼のよしニテ来着、浜手所々方角見定有之候、

【中略】

一 八月八日 稲川尻築洲普請二付、明石御家中佐藤仙左衛門と言人、大坂御用之次手内々場所方角之義見聞乞請度招待いたされ候事

一 同十日 同所築洲試普請杭木打初メ

【中略】

【享和二年】

一 (正月) 十日戎【以下、略】

一 稲川尻築洲為成就、於甲山神呪寺、廿四日より七ケ日之間御祈、

一 正月廿五日 越木岩新田山方より、築洲頭石として牛五足引之大石寄附、

一 同廿七日 築洲用石として、神呪村・段上村・門戸村・上大市村・下大市村・上ヶ原村此六ヶ村より、梵字書付候・経石と唱多寄附、則右村より持運ひ来ル、【以下、略】

【中略】

一 二月朔日 晴天 築洲成就の為、甲山神呪寺比丘僧、稲川尻西堤外磯辺において御祈禱、則越木岩村より寄附有之候大石二梵字三字ヲ彫付、此石二向ひ御祈禱執行并二大・小之・経石・築洲・前波・門石二沉之、【以下、略】

(※○や□・○は、橋田による。)

ことがわかる。一方、大物遺跡で出土した経石は、法華経（妙法蓮華経）を写したものである。法華経については、経の島の建設や和田浜における千僧供養のように水運との関係が認定できる⁽⁵¹⁾。また、大阪市南部の事例になるが、佐堂遺跡では高瀬川護岸遺構から経文の一部などを写した土器片が出土している⁽⁵²⁾。概要では15世紀頃と推定しているが、遺物に13世紀頃までさかのぼる土師器皿などが含まれていることから、中世前期の所産と言える。これらの遺物は、護岸遺構の中から出土しており、河川改修にかかる一連の作業に伴う可能性がある。なお、判明した経文は「妙法蓮華経」の一部であり、大物遺跡のものと同通する。「四井屋久兵衛覚之事」が600年くらい後のものだけに、直接の関連性はないとされても反論できないが、佐堂遺跡の事例を積極的に評価すると、大物遺跡第1次調査区が集落からほどない港湾内に位置する可能性は十分にある。

なお、庄本遺跡について、後日判明した点だけを補足しておきたい。先論で推定した字「西大寺」の入江について、その後得られたボーリングデータから水深が15mに及ぶこと、庄本集落内の水道管理設に伴う工事立会の結果から、集落が初期集村になることが判明している。第2次調査区では、11世紀中頃の集落域を区画する溝が検出され、その時期には初期集村として成立したことが裏付けられるようになった。

河尻の構造 河尻における発掘調査は二つの遺跡に限られ、その全体像は説明できない。しかし、史料等を援用することで、ある程度の状況を推測することは許されよう。

まず、河尻の特色として挙げられるのが、流通拠点の密集性である。具体的に挙げると、大物遺跡（大物）・庄本遺跡の他に加島（大阪府大阪市）、神崎・長洲・潮江・杭瀬（兵庫県尼崎市）などの流通拠点と考えられる集落が、猪名川合流点から神崎川河口までの一帯に集中する⁽⁵³⁾。7つ以上の流通拠点が密集する状況はまさに港湾集合体と言えるが、その分布には一定の規則性が見出される。その規則性というのが、荘園との対応性である。庄本遺跡は棕橋（東）荘、神崎は橘御園、長洲は猪名荘（長洲荘）、大物は長洲御厨、杭瀬は杭瀬荘というように、主な流通拠点はそれぞれ別々の荘園に立地する。このような荘園との対応性は、河尻に限ったことではない。垂水西牧坂郷でも、住吉市庭以外に流通拠点はみられない。檜物供御人の商圏を示した貞応2年（1223）3月日の「蔵人所牒案」をみると、川辺郡側の久代荘には今市・豊嶋市が併記されるが、豊嶋市はその名称から猪名川対岸の豊島郡側にある豊嶋荘の市庭と考えられ、久代荘に帰属するのは今市に限定できる⁽⁵⁴⁾。

つまり、神崎川河口から猪名川両岸の一帯では、一定の領域を有する荘園のそれぞれに一つずつ流通拠点が立地するという規則性が見出される。狭小な平野部において、多くの流通拠点が荘園と一定の対応性をもって立地したのは、その荘園へ物資を供給することを目的としたからではなかろうか。

一方、河尻における流通拠点の密集性を、単に水運との関係だけに求めるのであれば、流通拠点は船舶が停泊するのに都合がよい位置に決定されることになるから、荘園との対応関係に規則性は見出せないはずである。また、任意に密集するのであれば、流通拠点間で競争することになり、その多くが流動的であっても不思議ではない。しかし、河尻において最も不利な位置に立地する庄本遺跡でも、13世紀後半まで安定している。このことは、流通拠点が任意に密集するのではなく、先に述べた荘園との対応関係を前提に考えると説明しやすい。河尻には、大小の流通拠点が林立す⁽⁵⁵⁾

るが、これらが位置する荘園の一般集落に物資を供給する機能を重視すると、流通拠点が瀬戸内水運との関連から神崎川沿岸に集中しても共存できる。河尻における港湾の密集性には、それぞれの流通拠点が荘園を存立基盤に据えて成立する前提があったと理解したい。

しかし長洲御厨大物の場合、その範囲は大物とその周辺に限定され、一般集落へ物資を供給するという前提がなく、流通拠点として存立する理由は別に説明する必要がある。そこで注意されるのが、第1次調査区で出土した膨大な量の搬入供膳具である。その搬入元は瀬戸内沿岸部から九州北部まで広がり、明らかに瀬戸内海を介在して活発な交易が行われたことを物語る。また、寛治4年(1090)に「長渚御厨」(長洲御厨)の供御人たちは、淀川河口から進出した衛門府の狩取たちを訴えている⁽⁵⁶⁾。これは長洲御厨の供御人たちが神崎川河口だけではなく、淀川河口にいたる海域にも漁業権を有していたことを示すだろう。そうした海上を活動の場とする供御人たちの拠点が、大物という港湾だったと言える。

つまり長洲御厨とは、大阪湾内の海水面を活動の場とする供御人の港湾によって成立したのであり、その特異性は御厨という港湾に特化した荘園と考えることで説明できる。さらに、そうした荘園において、西日本各地の搬入供膳具が出土しているということは、供御人たちが保有した海水面上の特権によって瀬戸内水運に接続する交易が可能になったと推察できる。

このようにみると、河尻における流通拠点の密集性は地理的・制度的要因のもとで、港湾に特化された長洲御厨とその他の荘園に帰属する流通拠点という二種類の流通拠点によって構成された結果と言える。なお、史料から長洲御厨は応徳元年(1084)に、杭瀬荘は保元元年(1156)に初見し、神崎は橘御園の初見から康平5年(1062)頃には機能していた可能性がある⁽⁵³⁾。また、庄本遺跡も11世紀中頃に出現するが、これは棕橋荘が初見する永承3年(1048)と概ね一致する。河尻が、名実共に流通拠点の集合体として機能しはじめるのは、11世紀後半と言える。

瀬戸内水運における河尻の位置 神崎川河口部の港湾密集地帯である河尻は、瀬戸内沿岸部から運び込まれた年貢の積み替えを中心に、平安京への求心的な流通の要として重要な役割を果たしたと、通説的に理解されている。しかし、瀬戸内沿岸部では京都産土師器皿といった平安京との直接的な流通関係を示す遺物はみられず、東日本一帯で京都産土師器皿が模倣されるのとは正反対の状況が周知されている。それは、平安京の東西では供膳具を伴う交流のあり方に大きな違いがあったことを示しており、通説に対する疑問が生じる。そこで、Ⅲ期の和泉型瓦器碗が流通するまでの、瀬戸内沿岸部における搬入供膳具の変遷を概観することにした。

11世紀中頃まで、西日本一帯では黒色土器A類・B類碗や京都系土師器皿が出土する。これらの遺物のうち、黒色土器B類碗に楠葉産と特定できるもの以外は、畿内産とするだけで特に産地は比定できない。この後、楠葉型瓦器碗へ転換すると、京都系土師器皿は急減し、極少量ながら和泉型瓦器碗が出土するようになる。12世紀前半には、楠葉型瓦器碗から和泉型瓦器碗へ転換し、その出土遺跡数・出土量は共に急増する。一方、猪名川下流域における楠葉型瓦器碗は、11世紀後半までは和泉型と拮抗するものの、12世紀前半には激減し、搬入供膳具の範疇に含まれるようになる。この時期になると、楠葉型瓦器碗の流通圏は、淀川中流域の高槻市内まで後退することが知られている。

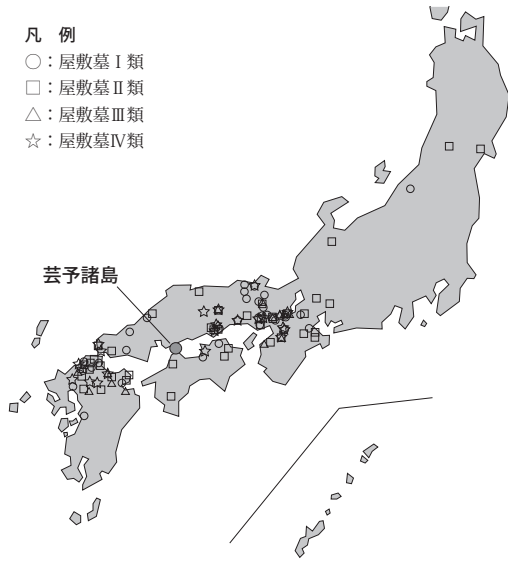
11世紀後半以降、瀬戸内沿岸部において畿内系の遺物（楠葉型瓦器碗・京都系土師器皿）が希薄になる一方で、大阪府北部（神崎川下流域）と西日本一帯で出土する畿内産瓦器碗の変化⁽¹⁶⁾は連動するように、その関係は密接になる。その変動には、瀬戸内水運へ接続する主体が淀川水系から河尻へ移行する過程が反映しているように見受けられる。

搬入供膳具と共に興味深いのは、中世前期に我が国固有の墓制として成立する屋敷墓の普及過程である。屋敷墓については、未だに周知されているとは言い難いため、横道にそれることを承知の上で、ここではその概略から説明する。

屋敷墓が慣習として成立するのは11世紀後半で、4つの類型に区分できる⁽⁵⁷⁾。初期的な形態である屋敷墓Ⅰ類は、小曾根遺跡第15次調査区⁽²²⁾（第133図 大阪府豊中市）、川除・藤ノ木遺跡⁽⁵⁸⁾（第148図 兵庫県三田市）、鬼塚遺跡第19次調査区⁽⁵⁹⁾（大阪府東大阪市）など、大阪府を中心に出現する。また、一般的な形態である屋敷墓Ⅱ類も、出現期（12世紀初頭）のものは佐山遺跡⁽⁶⁰⁾（第31図 京都府久御山町）と粟生間谷遺跡に限られ、平安京近郊における屋敷墓の出現は意外に遅い。

12世紀前半になると、屋敷墓Ⅱ類は瀬戸内沿岸東部や九州北部の平野部に、屋敷墓Ⅰ類は丹後半島まで急速に普及する。その代表的な事例として、百間川米田遺跡右岸水路地区⁽⁶¹⁾（岡山県岡山市）や戸原麦尾遺跡⁽⁶²⁾（第50図 福岡県粕屋町）などが挙げられる。12世紀後半には小山田スルメ田遺跡、大肥中村遺跡⁽⁴¹⁾、若杉肥前谷遺跡⁽²⁰⁾などに普及する。これら普及初期の屋敷墓が見られる遺跡は、集落形成段階から畿内と密接な交易関係があった八坂中遺跡⁽⁶³⁾（大分県杵築市）を除いて、各地域の流通拠点や居館に限られ、その形態は畿内のものと類似する。また屋敷墓Ⅱ類は、その出現から普及までの時間差が極めて短い。一方、屋敷墓の普及経路をみると、兵庫県北中部では三田市から日本海側へ、あるいは六甲山地北麓を経て三木市へ向かう基幹交通路に沿って展開する。瀬戸内沿岸部では、岡山県・香川県下では普通にみられたのが、芸予諸島付近を境に広島県・愛媛県下はわずか1例だけと、その東西で分布密度が著しく異なり、当地点を分水嶺に東西に区分される瀬戸内水運⁽⁶⁴⁾の影響が認められる。このようにみると、屋敷墓は交通路に沿って流通拠点や居館を経由して在地へ普及するとおり、その分布には当該期における流通上の諸条件が反映される。それは、屋敷墓という新たな慣習にかかる情報が、流通に伴って伝達されたことを示す。

それでは、瀬戸内沿岸部へ屋敷墓にかかる情報を発信する起点になった地域は、どこに比定できるのであろうか。出現期の屋敷墓Ⅰ類・Ⅱ類が揃って見られるのは、大阪府北部に限られる。庄本遺跡を中心とする在地流通網の末端の一つとした小曾根遺跡第13/16次調査区（第131図）でも、屋敷墓Ⅰ類（11世紀末）が検出されている。その南隣りにあって、東海系無釉陶器碗や防長系土



第96図 屋敷墓の分布

師器碗などが出土した第7次調査区からは、第13/16次調査区の屋敷墓の上部標識となる集石遺構（第129図）が視認できる。河尻の後背部にある垂水西牧榎坂郷一帯は、出現期の屋敷墓が多い一方、瀬戸内沿岸部からの搬入供膳具も多く出土するとおり、河尻から上陸した商職人たちが活動する地域でもあった。商職人が、その活動の拠り所とした建物群に屋敷墓が設けられていることを認識し、その奇異な墓制に関する情報を得る機会があったことは十分に想定できる。垂水西牧の様相から、河尻周辺で活動した商職人たちが屋敷墓にかかる情報を入手し、普及に関与した蓋然性がある。

しかし、後に述べるように河内や摂津南部では、このような状況は確認できず、ここから屋敷墓が瀬戸内へ伝達された可能性は極めて乏しい。よって、瀬戸内沿岸部への屋敷墓にかかる情報伝達の起点を、河尻とするだけ条件は十分に揃っている。

以上、瀬戸内沿岸部における和泉型瓦器碗のあり方と屋敷墓の普及過程を見たとき、河尻が瀬戸内に対面する水運の起点として機能したと言える。つまり、河尻は単に平安京への中継地点としての従属的な機能だけにとどまらず、瀬戸内水運の東極として位置付けられる。

（2）河内江域の流通拠点

河内江とは、「新開池」・「深野池」あるいは「勿入淵」、それ以前は「江」・「大江」と呼ばれ、その範囲は現在の大東市・東大阪市北西部一帯に広がり、河内の水上交通路として当地域の流通に大きな役割を果たした。その周辺には、北新町遺跡（大阪府大東市）・西ノ辻遺跡群（大阪府東大阪市※西ノ辻遺跡・植附遺跡・鬼虎川遺跡によって構成される。）などの流通拠点が知られている。また、延喜5年（905）に設定された河内江とそれに連なる河川を領域とする大江御厨には、淀川河口の流通拠点である渡辺（大阪府大阪市）がある。以下、これら3つの流通拠点について、その概要を述べる。なお、大江御厨・渡辺に関する文献史学の知見については、戸田芳実⁽⁵⁶⁾と大村拓生⁽⁶⁵⁾の研究成果に依拠した。

渡辺⁽⁶⁶⁾ 渡辺は、摂津国大江御厨の港湾の一つとして、そして淀川河口の流通拠点として理解されている。大村拓生によると、近年では「難波津」→「国府大渡」→「窪津」・「渡辺津」への展開が想定されているという。しかし、難波津との連続性については、猪名川下流域における古代集落の状況から疑問が残る。猪名川・安威川（神崎川）合流点に展開する上津島遺跡・上津島南遺跡・島田遺跡（大阪府豊中市）では大型倉庫や巨大な柱穴を伴う大型建物群などが検出され、尼崎市側の西浦遺跡⁽⁶⁸⁾では越州窯系青磁Ⅲ類皿や多量の回転台土師器皿など、同じく深田遺跡⁽⁶⁹⁾では獣脚硯や越州窯系青磁Ⅱ類碗などが出土している。これら古代の特殊な集落遺跡は、豊中市・尼崎市南部の広い範囲で調査されている。国家的な港湾とされる難波津は、猪名川・旧安威川（神崎川）合流点に展開した特殊な集落の内容と規模をはるかに凌ぐと想像されるが、渡辺推定地の周辺において、そのような遺跡の発掘調査事例は提示されていない。難波津の位置が確定できない以上、渡辺と難波津の関係には懐疑的にならざるを得ない。

一方、渡辺推定地は大阪市中心部という市街地にあるため、各調査区の範囲は限定され、その全体像は判然としない。ただし、11世紀後半の遺物は非常に少なく、出土地点も散在的で、この時

期に流通拠点として機能した可能性は乏しい。渡辺が流通拠点として機能しはじめるのは、明確な遺構が確認され、遺物も急増する12世紀と言える。なお、この頃に渡辺惣官職も成立するという。

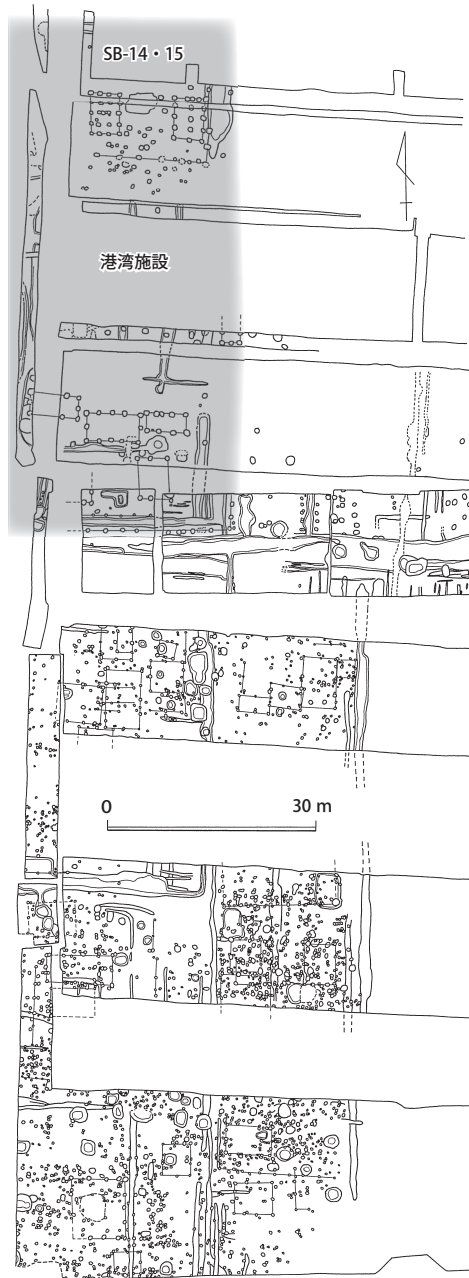
搬入供膳具としては、東海系無釉陶器碗や回転台土師器などが出土しているが、河尻周辺の集落と比較したとき、その量は極めて少ない。このような状況を見る限り、河尻一带と比べて瀬戸内沿岸部を結ぶ水運が活発であったとは言えず、淀川河口域が閉塞的な状況にあったとする大村拓生の見解は首肯できる。また、淀川河口沖は長洲御厨の漁業権が及ぶ範囲と考えたが、このような背景も瀬戸内水運との関係が低調であったとする根拠になるだろう。

以上により、渡辺推定地は摂津国大江御厨の一港湾として、淀川河口を中心とする内水面上の流通を基盤に発展したと考えた方が妥当ではなかろうか。

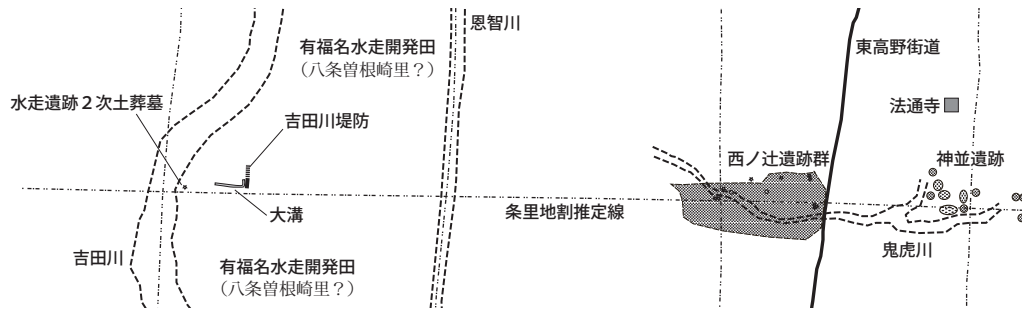
北新町遺跡⁽³⁴⁾ (第97図) 当遺跡は、河内江東岸に立地する集落遺跡である。9世紀から建物群が出現するものの、11世紀前半までは明確な集落を形成しない。しかし、11世紀後半には初期集村が出現し、12世紀末頃には第2次調査区H・I区第1遺構面上に南北約74m、東西28m以上の溝と柵で囲まれた特異な建物群が出現する。

この建物群の東辺には溝・柵がなく、完結した空間を形成しない点から、居館とは異なる性格が考えられる。また、区画内北側で検出されたSB-14・15の柱穴は方形状の平面形を呈し、一辺50cm以上をはかるもので、この時期の一般的な建物とは考えにくい。これらは規則的に配置され、その周囲に柵が巡らされることから、倉庫群と考えられる。区画の南側で検出された小規模な建物も柱穴が大きく、集落南部の一般的な建物と異なる。これらの建物群は明らかに特殊であり、港湾に関わる施設と推測できる。

一方、発掘調査報告書に掲載された搬入供膳具は、東海系無釉陶器碗・吉備系土師器碗と考えられる碗の各1点に限られ、他地域との活発な交流は見出しにくい。ただし、東大寺再建に用いられた万富窯東大寺瓦が数点出土していることから、恒常的ではないにしても瀬戸内水運との接点があったと言える。なお、報告書中に商職人の活動を示す固有の遺構、遺物は提示されていないが、



第97図 北新町遺跡



第 98 図 12 世紀前半頃の西ノ辻遺跡とその周辺

砥石等が若干掲載されている。

北新町遺跡の周辺には、讃良荘などの荘園が分布するものの、帰属関係は明確ではない。河内江沿岸という立地から、大江御厨の流通拠点の一つになる可能性も残る。

西ノ辻遺跡群⁽³²⁾(第98図) 当遺跡群は、西ノ辻遺跡・植附遺跡・鬼虎川遺跡の3つの遺跡にまたがって展開する。ここでは、集落の大部分を占める西ノ辻遺跡に因んで、西ノ辻遺跡群と呼ぶ。この一帯は昭和7年(1932)頃まで「宿」と呼ばれ、東高野街道と旧鬼虎川が交差する地点に位置する⁽⁷⁰⁾。

当遺跡群では、旧鬼虎川両岸から各時代の遺構が確認されている。11世紀後半の建物群も検出されているが、初期集村になるのは12世紀前半である。搬入供膳具をみると、四国方面のものとされる回転台土師器碗(西ノ辻遺跡第14次)や東海系無釉陶器碗(同第12・15次)、回転台成形の瓦器皿(同第17次)が出土している。遺跡群の東方に展開する神並遺跡で出土した搬入供膳具が、東海系無釉陶器碗だけであることをふまえると、周辺の一般集落と比べて多いと言える。ただし、庄本遺跡と比べたとき、瀬戸内沿岸部からの搬入供膳具は少なく、その関係は希薄と言える。硯は第14・15次調査区などから若干数、ほかに菰桁・鹿角加工品(同第11次)や鋳型(同第9次)が出土し、作業所遺構(同第11次)といった工房との関連が考えられる遺構も検出されていることから、商職人の活動は十分に想定できる。

ところで、当遺跡群の西方には、水走氏が開発した所領の一つである有福名水走開発田があり、当遺跡が出現する12世紀前半には旧吉田川で築堤が行われる(水走遺跡第4次調査区)。一方、神並遺跡でも同じ時期に一般集落が出現しており、何らかの関連が予見される。したがって、当遺跡群周辺の状況と、水走氏の関係を見ておきたい。

水走氏の開祖である藤原季忠が大江御厨川俣山本兩執当職に就いたのは、太治～長承年間(1126～1134)とされる。戸田芳実⁽⁵⁶⁾は、藤原季忠の名が永久3年(1115)の「下総権守平某売券」にみられることから、それまでは下級官人として在京していた可能性を指摘している。また、有福名水走開発田が承認されたのは、天養年間(1144～45)と伝えられている。水走氏は、この開発を契機に枚岡神社社家をはじめとする河内江一帯の諸職を集積し、当地の「在地領主」へと成長したと考えられている。

ここで注目されるのは、史料にみる有福名水走開発田の成立と水走遺跡の築堤、西ノ辻遺跡群における集落形成の時期がほぼ一致することである。このような状況を考えると、西ノ辻遺跡群の成立と有福名水走の開発は連動していた可能性がある。もちろん、同じ時期に出現する神並遺跡は

石清水八幡宮領神並荘の一部に比定され、その北側には応保元年（1161）に大江御厨が訴えた法通寺が位置するなど、遺跡の帰属関係には検討の余地を残す。とはいえ、総持寺遺跡⁽³⁵⁾（第111図）や香椎B遺跡⁽⁷¹⁾の場合、寺社の直近に流通拠点⁽⁷¹⁾が形成されている。このことをふまえると、西ノ辻遺跡群は法通寺から離れすぎており、その流通拠点とするには無理がある。また、神並荘も法通寺遺跡（法通寺および周辺の集落遺跡）の北にある神並村が中心と考えられることから、あまり有望とは言えない。現状では、西ノ辻遺跡群の帰属関係は確定するだけの根拠は乏しい。しかし、水走氏による有福名水走の開発が、当地域における地域編成のあり方に大きな影響をもたらした可能性は高く、西ノ辻遺跡群もその一環として成立したと考える。

河内江域における流通の特色 渡辺・北新町遺跡・西ノ辻遺跡群で共通する特徴は、出土遺物に占める搬入供膳具の量が少ないことである。特に、瀬戸内水運との直接的な関係を示す遺物は、北新町遺跡の万富窯東大寺瓦以外に目立ったものはなく、河尻の流通拠点やその周辺の一般集落と比べて極めて乏しい。一方、万富窯東大寺瓦は東大寺再建に際して搬入されたものと考えられ、12世紀末～13世紀前半の特殊な事情を反映した結果と言える。なお、この時期に大型倉庫群と言える特殊な施設が出現する。これも万富窯東大寺瓦と一連の関係にあると推測した場合、渡辺における重源の「渡部別所并木屋敷」⁽⁶⁶⁾の評価も限定されるだろう。

ところで佐藤垂聖によると、大阪府北部産以外の和泉型瓦器碗が瀬戸内で出土しはじめるのは12世紀後半以降であり、河尻を含む大阪府北部に比べて出遅れる。屋敷墓に関しても、西ノ辻遺跡群とその周辺では多いが、渡辺では1例も確認されず、瀬戸内へ発信するだけの起点とする前提に欠ける。河内江域の流通拠点を河尻と比較した場合、瀬戸内水運に接続する度合いに明確な格差があり、渡辺が瀬戸内水運上の拠点となる可能性は乏しい。

また、北新町遺跡・西ノ辻遺跡群が初期集村になることを指摘したが、その成立時期はそれぞれの遺跡で異なる。西ノ辻遺跡群の成立が有福名水走の開発を背景とし、北新町遺跡は11世紀後半における地域編成⁽²²⁾に連動する可能性がある。このように流通拠点の成立自体は、その地域の実情を反映したものとと言える。

以上、河内江域における流通拠点の様相を、河尻と比較しつつ検討した。この結果、河内江域においても、11世紀後半から流通拠点が出現することを確認した。しかし、これらの流通拠点は瀬戸内水運と接続するにしても、一時的な特需を除くと非常に希薄なものであった。それは、河内江沿岸の地域間流通を基盤に機能を果たしたためであり、広域流通網に接続することが流通拠点が機能する上で、第一の目的ではなかったことを示している。

3. 中世前期における岡山県南部の流通

これまで流通拠点と搬入供膳具を指標に、大阪府北中部・兵庫県南東部における流通の状況について検討し、河尻と河内江域における流通上の特色に大きな違いがあることを指摘した。この方法は、大阪湾岸に限らず、他地域においても有効と考えられる。そこで、大阪湾岸との関連性が明確な瀬戸内東部の流通拠点について、同じ方法で検討する。

岡山県における流通拠点の代表的な事例としては、百間川水系の百間川原尾島遺跡⁽³⁸⁾・百間川米田

⁽⁴⁵⁾遺跡（岡山県岡山市）、足守川水系の津寺遺跡⁽³⁹⁾（岡山県岡山市）、吉井川水系の助三畑遺跡⁽⁷²⁾（岡山県瀬戸内市）が挙げられる。ただし、助三畑遺跡に関しては、集落の状況が明確ではないため、ここでは取り上げなかった。

百間川原尾島遺跡⁽³⁸⁾ 当遺跡は旭川分流点に近く、百間川の上流に位置する。集落は道路を軸として、その左右に溝で区画された建物群が隣接するように展開する。出土遺物の多くは中世後期に帰属するが、12世紀前半からの遺物も含み、区画の成立は12世紀中頃までさかのぼる。よって、建物群が密集する状況は中世前期にはじまることから、初期集村の典型的な事例と言える。

出土遺物の中で注意されるのは、和泉型瓦器碗の存在である。その多くはⅢ期のもので、それ以前のは極少量にとどまる。また少量ではあるが、硯が出土している。付近に、寺院や居館が存在した可能性は乏しいことから、商職人の活動を示す遺物と言える。そのほか、粘土採掘坑と考えられる土坑群（発掘調査報告書では土墳墓としている。）が検出された以外に、14世紀以降の遺構から鉾津などが若干出土した。なお、当遺跡における屋敷墓Ⅱ類は、地域的な派生形態に変容したのではなく、畿内（河尻）から直接伝播したと考えられる。

このように、百間川原尾島遺跡の様相をみると、河川に近い立地や集村的景観、畿内的な屋敷墓などが挙げられる。しかし、後述する百間川米田遺跡と比べて、搬入供膳具や商職人の活動を示す遺構・遺物は乏しく、内容上の格差は歴然としている。

百間川米田遺跡⁽⁴⁵⁾ 当遺跡は、通称「大曲り」に位置し、中世前期では百間川河口付近に位置すると考えられる。当麻調査区西部（右岸用水路・低水路調査区）および米田遺跡では集落関連遺構が、当麻調査区では13世紀までさかのぼる運河状遺構など、岩間上・岩間下調査区では貝塚や橋梁などが確認された。ところで、岩間上・岩間下調査区と当麻調査区は丘陵によって遮断されており、岩間上調査区の貝塚は河川北岸に位置することから、当麻調査区西部とは別に岩間上地区北方に集落を展開する可能性がある。

当麻調査区西部では、用水路部分の調査で3群以上の建物群が密集する状況で確認された。また右岸用水路調査区でも、建物群に伴う柱穴が多数検出されており、初期集村と考えられる。建物群の時期は明確にできないが、出土遺物にⅠ期にさかのぼる畿内産瓦器碗が少量含まれることから、11世紀末までに成立した可能性がある。また、Ⅲ期の和泉型瓦器碗は定量を占め、東播系須恵器碗も多くみられる。硯も1点以上出土している。ただし、これ以外に商職人の活動を示すような遺物は掲載されていない。

運河状遺構は、岩間上・岩間下調査区で検出された河川の西岸にあり、字「船着」付近から集落へ引き込むように掘削されたと考えられる。運河状遺構の周囲には掘立柱建物が散在している。これらの建物の一部は港湾施設あるいは交易活動上の施設として機能した可能性もある。なお、運河状遺構の掘削時期について、発掘調査報告書では10世紀以降としている。しかし、最下層の遺物に11～12世紀のものがみられないことから、13世紀頃に再掘削されたと考えられる。

岩間上調査区では橋梁1が、岩間下調査区では橋梁2が、米田遺跡では橋梁（橋梁3）が確認されている。橋梁1の時期は14世紀前後、米田遺跡の橋梁は13世紀頃とされ、構造的な橋梁2は13世紀～16世紀にかけて継続する。橋梁1・3は、それぞれ橋梁2と併存したと指摘されているが、

橋梁の構造には格差がある。橋梁2は幹線交通路の一部として機能する一方で、橋梁3は集落内から架橋されており、集落の内外をつなぐ目的が考えられる。このように、当麻調査区西部の集落では、商職人の活動を示す遺構・遺物は乏しいものの、各調査区から搬入供膳具が満遍なく出土し、また運河状遺構や橋梁2、初期集村といった特徴から流通拠点と言える。

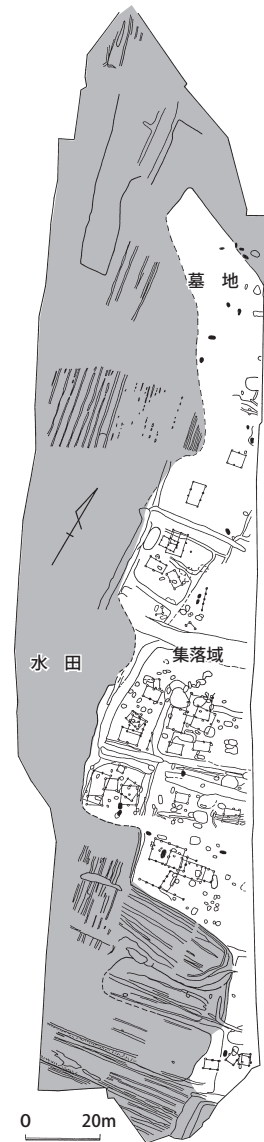
一方、岩間上・下調査区の出土遺物をみると、I期の畿内産瓦器碗や京都産とは言いがたい手づくね成形の土師器皿が搬入供膳具として挙げられる。それに、小型方形三尊磚仏（橋梁2・IV期）や寺坊関係の木簡など、寺院関連の遺物が目立つ。商職人の活動を示す遺物としては、フイゴ羽口や鋤滓、土師器焼成窯に伴う円柱状窯道具が挙げられる。そのほか、東海系無釉陶器鉢や朝鮮産青磁皿、「網」と読めるかもしれない墨書がある貿易陶磁壺などがある。これらの遺物の帰属関係は明確にできないが、遺物が摩耗していないことを加味すると、北岸部の集落から投棄されたものが多いと考えられる。また、北岸部の集落に伴う貝塚からは硯やサイコロが出土しており、上記の遺物とあわせて北岸部の集落も流通拠点になる可能性が高い。

百間川流域では、少なくとも3つの流通拠点が約4kmの範囲に集中する。このうち、百間川原尾島遺跡は流通拠点としての内容が乏しいのに対して、百間川米田遺跡はその特徴が傑出するように、上流側と河口部で流通拠点の様相は著しく異なる。

ところで、百間川米田遺跡を国府外港と位置付ける見解がある。しかし、中世の遺構・遺物、あるいは遺称地名などに国衙との関連を示すものはない。一般的に、国衙は12世紀のうちに留守所となり、駅家などの交通施設はそれ以前に廃絶する。流通に関して、中世の国衙が古代と同じ機能を果たしたとは考えにくく、具体的な根拠を示さないうまま、百間川米田遺跡を国府外港とするには疑問点が多い。

津寺遺跡土筆山・丸田調査区⁽³⁹⁾（第99図）当遺跡は足守川の中下流域に位置し、加茂政所遺跡にかけての3カ所で集落が確認されている。このうち、土筆山・丸田調査区と中屋調査区の距離は約250m、中屋調査区と高田調査区では100mに満たない。また、土筆山調査区の北側には、耕地を挟んで⁽⁷³⁾ 三手遺跡向原調査区（三手向原遺跡・岡山県岡山市）が近接する。この遺跡でも、土師器焼成土坑を伴う建物群が確認されているが、集落は疎塊村の形態を呈し、平井遺跡の例から一般集落として扱った。

当調査区では、12世紀にはじまる集落を検出している。このうち、土筆山調査区では区画溝をめぐる建物群が、密集する状況で確認されている。これらの区画溝の多くは、13世紀以降に掘削されたものであるが、12世紀にさかのぼるものも一部で確認されている。そのほかの遺構も12世紀のものが多く、この時期に初期集村として成



第99図 津寺遺跡土筆山調査区平面図

立したと考えられる。丸田調査区でも、建物群の間に区画が設定されていることはほぼ確実であり、遺構が密集する状況から12世紀に初期集村として成立したと考えられる。

ついで出土遺物を見ると、土筆山調査区では和泉型瓦器碗・墨書された丸瓦・硯・紡錘車などが少量出土している。丸田調査区でも、楠葉型瓦器碗・和泉型瓦器碗・硯が少量出土し、鍛冶遺構や鍛冶道具を埋納した屋敷墓等からなる鍛冶工房が検出されている。

ところで、周辺の⁽⁷⁴⁾ 三手遺跡向原調査区や窪木薬師遺跡（岡山県総社市）などの一般集落では、出土遺物に和泉型瓦器碗はみられず、流通拠点と一般集落の相違点は明確に認められる。

津寺遺跡中屋調査区⁽⁷⁵⁾ 当調査区は、丸田調査区から約250m南東に位置する。この調査区で検出された集落は、土筆山・丸田調査区と比べて、その規模は著しく小さい。調査範囲という制約はあるが、建物群の数も少なく、土筆山・丸田調査区との間には格差がある。

調査区からは、焼成土坑2基と数珠・紡錘車などを埋納した土葬墓（※墓地）が検出されており、商職人の活動は想定できる。しかし、畿内産瓦器碗は発掘調査報告書に掲載されておらず、搬入供膳具は乏しいと言える。隣接する高田調査区～加茂政所遺跡（一般集落）でも、楠葉型と考えられる瓦器碗1点に限られ、土筆山・丸田調査区と共通する。当地域一帯の流通拠点・一般集落で、今のところⅢ期の和泉型瓦器碗は確認できず、その流通圏から外れていたと考えられる。なお、高田調査区～加茂政所遺跡の一般集落と当調査区では、出土遺物の内容にあまり大きな違いは見出せない。また、北方の土筆山・丸田調査区とは、規模の面で大きく異なることが指摘できる。

瀬戸内東部における流通拠点の特色 まず、百間川水系と足守川中流域における各遺跡の相違点として、畿内産瓦器碗の出土量にみる格差が挙げられる。この格差は、備前・備中という行政区画に対応するものとして説明されているが、Ⅲ期の和泉型瓦器碗は足守川河口の川入・中撫川遺跡⁽⁷⁷⁾（岡山県岡山市）でも若干出土している。このことは、和泉型瓦器碗が行政区画を基準として流通するものではなく、単に沿岸部を中心に流通した結果と解釈できる。その一方で、搬入供膳具としての畿内産瓦器碗は、津寺遺跡においても極少量出土していることから、畿内から来た商職人が瀬戸内沿岸部から内陸へと向かっていたことは確実である。しかし、山本悦世⁽⁷⁸⁾の検討を参考にすると、沿岸部の一般集落である鹿田遺跡と足守川中下流域の諸集落を比べたとき、津寺遺跡における出土量はあまりにも少ない。足守川中下流域には川船で遡上できることから、商職人の移動行程における供膳具の消耗をそれほど加味する必要はない。よって出土頻度の格差は、大阪湾岸につながる広域流通網との接続性の度合いを反映した結果と言える。

ついで、百間川流域と津寺遺跡で共通するのは、1つの平野部あるいは水系において流通拠点が密集する一方で、その規模・内容には格差が認められることである。百間川米田遺跡と百間川原尾島遺跡では運河や橋梁の有無などの内容に、津寺遺跡土筆山・丸田調査区と中屋調査区では集落の規模が著しく異なる。このような格差にみる特徴は、河尻と類似する。

そこで注目しておきたいのが、荘園との関係である。津寺遺跡土筆山・丸田調査区は、嘉応元年（1169）の「備中足守荘絵図⁽⁷⁹⁾」（神護寺所蔵）から足守荘の南に隣接する生石荘に含まれる可能性が非常に高い。中屋調査区は賀茂荘推定地内の一般集落である加茂政所遺跡に隣接しており、賀茂荘に帰属すると考えられる。一方、百間川流域をみると、兼基にある勅旨村は勅旨荘との関連が、

百間川米田遺跡当麻調査区が位置する字「当麻」は、当摩荘の遺称地名となる可能性がある。百間川流域の場合は、荘園との関係にあまり具体性はないが、その関連は否定できない。さらに、吉井川河口域に広がる千町平野の場合、山田荘と尾張保がある。このうち山田荘では、「市場」(下笠加遺跡北西方)という集落が流通拠点と推測され、尾張保と考えられる字「尾張」には助三畑遺跡が立地する。助三畑遺跡⁽⁷²⁾の集落景観は明確ではないが、大量の和泉型瓦器碗のほかに題籤や荷札が出土していることから、流通拠点の可能性がある。比較的狭小な千町平野において、荘園と保のそれぞれに流通拠点が存在することは、流通拠点と荘園・保の対応性が想定できる。

このように、岡山県の流通拠点にみる密集性には、多かれ少なかれ荘園との対応性が考えられる。つまり、流通拠点と荘園の対応関係は、河尻やその周辺だけに限定されないと言える。

まとめ

(1) 搬入供膳具からみた瀬戸内水運と河尻

これまで、畿内一帯で出土する防長系土師器碗や吉備系土師器碗といった瀬戸内沿岸部の土器供膳具を、岡山県ではⅢ期以後の和泉型瓦器碗を除く畿内産瓦器碗を搬入供膳具として取り上げた。そこで注意されるのは、その双方でそれぞれの地域の土器碗・皿が、搬入供膳具として出土することである。搬入供膳具を商職人の携行品と定義する以上、商職人は双方の地域に移動したことを示す。商職人の移動とは、そのまま交易活動を意味し、流通の一環と見なせることから、河尻(その周辺も含む)と岡山県の間では双方向型の流通が成立していたと言える。もちろん、和泉型瓦器碗の分布は特に岡山県に限らず、河尻における搬入供膳具も吉備系土師器碗だけに限定されない。それは、双方向型の流通形態が広く瀬戸内沿岸部で成立していたことを示し、瀬戸内水運の一つの特徴となる。また、瀬戸内沿岸部では明確な京都産土師器皿が出土する遺跡は今のところ確認できないのに対して、淀川流域では中流から上流にかけて、瀬戸内沿岸部からの搬入供膳具が多く採取される⁽⁸⁰⁾。その不均衡は、平安京と瀬戸内沿岸部の間に、双方向的な関係が構築されていなかったことを意味する。つまり、瀬戸内と平安京をつなぐ流通は、平安京の求心性すなわち年貢の運上に規定された単方向型の構造と考えられる。

ついで、大阪湾岸における搬入供膳具の出土頻度にもみる格差から、瀬戸内水運に接続する河尻と接続しない河内江域を対比した。同じことは、岡山県側でも和泉型瓦器碗の分布から指摘できる。それは、瀬戸内水運と接続する範囲が、沿岸の流通拠点とそこを拠点とする商職人の活動範囲、つまり周辺の荘園や国衙領に限定されたことを示す。こうした瀬戸内水運のあり方は、流通拠点の特性を考える上で重視されるが、広域流通との接続性だけが流通拠点の基本的な機能ではないこともあわせて物語っている。

このような瀬戸内水運のあり方を見ると、河尻と河内江域、平安京ではその関わり方に大きな違いがある。畿内における3つの地域において、瀬戸内沿岸部と恒常的に双方向型の流通が成立していたのは、河尻に限定される。先に、河尻を瀬戸内水運の東極と位置付けたが、それは平安京を中心とする求心的な構造から独立した双方向型の流通が確立していたからである。

(2) 流通拠点と荘園

河尻のみならず、岡山県側でも流通拠点が密集する状況を確認した。その一方で、河内江域では流通拠点が密集する状況になく、名張郡における三箇津も2～3郷程度の間隔で分布する。また、小山田スルメ田遺跡のように、谷底平野部の事例は単独で立地することが多い。後者の事例に共通するのは、立地する荘園・国衙領が広大な領域を有するか、閉鎖的な空間に立地する点にある。一方、流通拠点が密集する河尻と足守川中下流域では、平野部にあつて数カ村程度の範囲を荘域とする荘園が多く、流通拠点もそれらの荘園毎に分布する。流通拠点が密集するか、否かは、立地する荘園あるいは国衙領の存在形態に規定されたとと言える。

そのようにみると、流通拠点とは自然発生的な偶然の産物ではなく、荘園という中世的な土地制度を背景に出現することが予見される。これは、中世前期における流通の特質を解明するの一つの手がかりと考えられるが、それにはその必然性を説明する必要がある。

それでは、中世前期に展開した流通拠点は、いつ出現するのだろうか。大阪府では、11世紀中頃に庄本遺跡、11世紀後半に穂積遺跡（住吉市庭）・北新町遺跡が、福岡県でもほぼ同じ時期に田村遺跡が出現する。百間川米田遺跡も、この時期の可能性がある。また、古代の特殊な集落である上津島遺跡や上津島南遺跡などは、11世紀中頃を境に一般集落に変質し、中世前期に継続しない。その後、12世紀には百間川遺跡群や津寺遺跡など、数多くの流通拠点が出現する。それは、西日本一帯で中世的集落が出現し、そして急増する時期に一致しており、一般集落と流通拠点が全く関係ないままに出現したとは考えにくい。むしろ、荘園という領域において、一つの流通拠点と複数の一般集落が併存する状況が、垂水西牧榎坂郷（大阪府豊中市所在 小曾根遺跡・穂積遺跡・住吉市庭ほか）や川棚荘（山口県下関市所在 高野遺跡）、賀茂荘（岡山県岡山市所在 津寺遺跡中屋調査区・加茂政所遺跡ほか）などで確認できる以上、その関係は重視される。そうした荘域にある流通拠点と一般集落の出現には、どのような関係があるのだろうか。

11世紀後半には、垂水西牧榎坂郷で住吉市庭（穂積遺跡）が成立する。市庭内に位置する穂積遺跡第35次調査区（第185図）では、11世紀後半に掘削された区画溝や、その南北から建物群の一部となる柱穴・井戸などが検出され、第4・21次調査区の状況とあわせて初期集村に比定できる。それぞれの調査区では、この時期から搬入供膳具が出土し、広域流通網に接続する状況が確認できる。また、垂水西牧内の小曾根遺跡・穂積遺跡でも、この時期に一般集落が出現し、集落を構成する建物群まで広域流通網の末端が及ぶ⁽⁹⁾。垂水西牧榎坂郷では、一般集落と流通拠点がほぼ同時に成立し、広域流通網に接続する在地流通網を形成する。一方、史料にみる垂水西牧の初見は康平5年（1062）であり、在地における一連の動向と荘園の初見は一致する⁽⁸¹⁾。

そのほか、西ノ辻遺跡は水走氏による有福名水走の開発にみる地域編成が、成立の契機になったと考えられる。川棚荘に比定される高野遺跡では、南地区の流通拠点と北地区1～3地区の一般集落が12世紀前半に成立し、瀬戸内水運に接続する在地流通網が機能しはじめる。津寺遺跡中屋地区の出現時期も加茂政所遺跡と大きく変わらず、小山田スルメ田遺跡も久安4年（1148）頃に宇佐八幡宮領小山田浦が成立した直後に出現し、庄本遺跡も椋橋荘の初見と一致する。承暦4年⁽²⁹⁾

(1080) 以前に成立した可能性が高い宇佐八幡宮領八坂荘に比定される八坂中遺跡・八坂本庄遺跡⁽⁶³⁾では、集落が形成する 11 世紀後半には搬入供膳具がみられ、広域流通網に接続する在地流通網が集落の形成と共に構築される。

今のところ、考古資料によって一荘園における流通拠点と一般集落の展開が具体的に説明できる事例は、垂水西牧榎坂郷や川棚荘などと少ない。しかし、それ以外の事例でも、一般集落・流通拠点とそれらによって形成される在地流通網は連関し、荘園という地域的な枠組みを構築する可能性は高い。ところで、この時期の一般集落では、ごく普通に東播系須恵器鉢や貿易陶磁といった他地域の産物が出土する。それは集落あるいは荘園において、いくつかの生活物資が自給されていなかったことを示す。応永 8 年 (1401) の「備中国新見荘領家方所下帳」に記された新見荘下司の市庭に対する依存は、ある程度まで中世前期の一般集落に認めて大過なからう。つまり、11 世紀中頃から出現する一般集落とは、非自給的な生活構造に立脚しており、その生活構造は流通拠点とそれを中心とする流通網によって補完されたのである。先に述べた一般集落と流通拠点、これらからなる在地流通網の成立が密接に関係する状況は、この補完関係から説明される。先論で述べたように、一般集落とは 11 世紀後半の荘園・国衙領を区分する地域編成によって出現する。荘園という地域的な枠組みが、一般集落の出現に伴って具体化される以上、一般集落と不可分の関係にある流通拠点がほぼ同時に出現する要因も、これに求められる。

これらにより、流通拠点とは 11 世紀中頃にはじまる地域編成において、一般集落の非自給的構造を補完する必然性を帯びて出現し、これによって在地流通網が機能しはじめることで、中世的流通の基礎構造が構築されると考えておきたい。その上で、庄本遺跡と垂水西牧榎坂郷の諸集落の関係にみる荘域を超えた流通など、重層的な流通構造が成立するのであろう。

振り返って、流通拠点（集散地遺跡）について、中世のそれに相応しい概念を伴った名称が必要と述べた。一方、中世前期における一般的な流通拠点とは、立地する荘園にその存立基盤を据える。これをもとに、長洲御厨大物のような特化された流通拠点や未だ実態が不明瞭な国衙領内の流通拠点を除く、一般的な荘園における流通拠点を「荘内流通拠点」と表すのも一案ではなかろうか。

註

- (1) 吉岡康暢「新しい交易体系の成立」(白石太一郎編『考古学による日本歴史』9 雄山閣出版 1997 年)
- (2) 市村高男・橋本久和編『中世西日本の流通と交通』高志書院 2004 年
- (3) 柴垣勇夫編『中世瀬戸内の水運』塙書房 2005 年
- (4) 岡本智子・奥井智子「関西における「非広域流通品」の様相」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』XIX 2005 年)
- (5) 山内英樹「四国における瓦器碗の展開」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』XX 2006 年)
- (6) 矢田俊文「中世水運と物資流通システム」(日本史研究会編『日本史研究』448 1999 年)
- (7) 伊藤裕偉「安濃津に関する基礎検討」(三重県埋蔵文化財センター『安濃津』1997 年)
「中世における集散地遺跡の分析」『考古学ジャーナル』No.478 ニューサイエンス社 2001 年
- (8) 吉岡康暢「中世窯業とシマ(島・半島)開発プロジェクト」(前川要編『中世総合資料学の可能性』塙書房 2004 年)
- (9) 橋田正徳「庄本遺跡からみた神崎川下流域の流通」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』XVIII 2004 年)

第Ⅱ部 中世前期の流通構造とその形成過程

- (10) 橋田正徳「中世的流通構造からみた港湾集合体「河尻」の位置」
『シンポジウム大阪湾岸の流通をめぐって』資料集 2006年
(※科学研究費補助金基盤研究(B)(2)『国際的港湾都市域としての西摂地域形成過程の研究』
研究代表 鈴木正幸)
「大阪湾・瀬戸内の流通」『中世瀬戸内の流通—岡山・香川を中心として—』資料集 2006年
(※日本中世土器研究会・文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「中世考古学の総合的研究—学
融合を目指した新領域再生—」領域代表 前川要)
- (11) 橋本久和「瓦器椀の分布」『中世土器研究序論』真陽社 1992年
- (12) 森 隆「中世土器生産にみる地域型の提唱と工人集団系譜について—西日本の土器椀生産を中心として—」
(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』Ⅷ 1992年)
- (13) 森島康雄「大和型瓦器椀の展開」(市村高男・橋本久和編『中世西日本の流通と交通』高志書院 2004年)
- (14) 橋本久和「考古学研究による中世流通史研究の成果と課題」(柴垣勇夫編『中世瀬戸内の水運』塙書房 2005年)
- (15) 白石 純「瓦器椀の胎土分析—大山崎,長岡京,高槻市,岡山県,愛媛県,高知県の資料を中心として—」
(第16回日本中世土器研究会報告資料『京都系土師器皿の伝播と受容—平安後期を中心に—』1997年)
- (16) 佐藤亜聖「瀬戸内の流通」『シンポジウム中世大阪湾岸の流通をめぐって』報告資料 2006年
- (17) 大庭康時「集散地遺跡としての博多」(日本史研究会編『日本史研究』448 1999年)
「博多への国産遺物の流入」(柴垣勇夫編『中世瀬戸内の水運』塙書房 2005年)
- (18) 福岡市教育委員会『博多44』1995年
- (19) 黒田日出男「中世的河川交通の展開と神人・寄人」『日本中世開発史の研究』校倉書房 1984年
- (19) 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書—48—』1998年
- (20) 篠栗町教育委員会『若杉肥前谷遺跡』1999年
- (21) 若杉肥前谷遺跡は、基幹交通路から離れた開析谷中位に立地する居館であり、その立地から貿易陶磁を中継する機能を有したとは考えにくい。
- (22) 橋田正徳「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」
(豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』2005年)
- (23) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成15年度(2003年度)』2004年
- (24) 豊中市教育委員会『小曾根遺跡—第7次発掘調査報告書—』2003年
- (25) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成9(1997)年度』1998年
- (26) 豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』2005年
- (27) (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
- (28) 岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告90』1994年
- (29) 築城町教育委員会『小山田スルメ田遺跡』2003年
- (30) 大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『日置荘遺跡』1995年
- (31) (財)大阪府埋蔵文化財協会『平井遺跡』1988年
- (32) 大阪府教育委員会『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査概要・I』1984年
『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査整理概要・II』1986年
『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査概要・III』1986年
『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査整理概要・IV』1987年
大阪府教育委員会・(財)東大阪市文化財協会『西ノ辻遺跡18～20次調査概要報告』1995年
『西ノ辻遺跡12～15次調査概要報告』2001年
(財)東大阪市文化財協会・東大阪市教育委員会『神並遺跡I』1986年
『西ノ辻遺跡・鬼虎川遺跡—西ノ辻遺跡第6次、第7次、
第8次調査 鬼虎川遺跡第18次調査概要報告書—』
1988年
『水走遺跡第2次・鬼虎川遺跡第20次発掘調査報告』
1992年
『西ノ辻遺跡第22次発掘調査報告書』1995年
『西ノ辻遺跡第9次発掘調査報告』1996年
『鬼虎川遺跡第25次発掘調査報告』1998年

- 『西ノ辻遺跡第17次発掘調査報告書』1999年
 『水走遺跡第4次発掘調査報告』2000年
- 東大阪市教育委員会『西ノ辻遺跡第42次発掘調査報告』2001年
- (財)東大阪市文化財協会『西ノ辻遺跡第28・29次発掘調査報告』1991年
 『西ノ辻遺跡第30次発掘調査報告』1995年
 『神並遺跡発掘調査報告集—第9・10・18・19・22次調査—』2000年
 『植附遺跡発掘調査報告集—第1・6・12・15次調査—』2002年
 『神並遺跡第4次、西ノ辻遺跡第10・16次発掘調査報告書(遺構編)』2002年
 『西ノ辻遺跡第10次発掘調査報告書(遺物編)』2002年
 『西ノ辻遺跡第16次発掘調査報告書(遺物編)』2002年
- (33)(財)東大阪市文化財協会『宮の下遺跡第8次発掘調査報告書』1998年
 『宮ノ下遺跡第6次発掘調査概要』2002年
 東大阪市教育委員会『東大阪市埋蔵文化財発掘調査概報—平成15年度—』2004年
- (34)大東市教育委員会『北新町遺跡発掘調査報告書』1994年
 大東市北新町遺跡調査会『北新町遺跡第2次発掘調査概要報告書』1991年
 『北新町遺跡第3次発掘調査概要報告書』1997年
 『北新町遺跡第4次発掘調査概要報告書』1998年
- (35)大阪府教育委員会『総持寺遺跡発掘調査概要』1995年
 『総持寺遺跡発掘調査概要・II』1997年
- (36)(財)大阪府文化財調査研究センター『伽羅橋遺跡発掘調査報告書』2001年
 『伽羅橋』2002年
 (財)大阪府文化財センター『伽羅橋遺跡III』2005年
- (37)(財)和歌山県文化財センター『藤倉城跡・川関遺跡』2004年
- (38)岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告39』1980年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告88』1994年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告97』1995年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告106』1996年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告179』2004年
- (39)岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告90』1994年
- (40)福岡市教育委員会『田村遺跡—I—』1982年
 『田村遺跡—II—』1984年
 『田村遺跡—V—』1988年
- (41)日田市教育委員会『大肥中村遺跡—発掘調査概報—』2003年
- (42)豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成20年度(2008年度)』2009年
- (43)保立道久「中世民衆経済の展開」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座 日本歴史 中世1』東京大学出版会
 1984年)
- (44)(財)京都市埋蔵文化財研究所『昭和59年度 京都市埋蔵文化財調査概要』1987年
- (45)岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告101』1995年
 岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告46』1981年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告52』1982年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告74』1989年
 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告164』2002年
- (46)(財)香川県埋蔵文化財調査センター『高松城跡(西の丸町地区)II』2003年
 『高松城跡(西の丸町地区)III』2003年
- (47)尼崎市教育委員会『尼崎市埋蔵文化財調査年報 平成7年度(2~6)—大物遺跡第1次調査概要
 その1~5—』2001~2005年
- (48)榎原雅治「中世後期の山陽道」(石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館1992年)
- (49)五味文彦編『交流・物流・越境—中世都市研究11』新人物往来社2005年
- (50)西宮市「四井屋久兵衛覚之事」(享和元年~2年)『西宮市史 第5巻 資料編2』1963年

第Ⅱ部 中世前期の流通構造とその形成過程

- (51) 高橋昌明「福原の夢 清盛と対外貿易」(歴史資料ネットワーク編『歴史のなかの神戸と平家』神戸新聞総合出版センター 1999年)
- (52) (財)大阪文化財センター『佐堂遺跡(その2)』1984年
大阪府教育委員会・(財)大阪府文化財調査研究センター『河内平野遺跡群の動態Ⅷ』2000年
- (53) 楞野一裕「文献史料からみた中世の尼崎」(1617会兵庫例会報告レジメ)2005年
藤本誉博「大物・尼崎の空間の変遷」(1617会兵庫例会報告レジメ)2005年
- (54) 大村拓生「河尻の檜物商人」(尼崎市立地域研究史料館『地域史研究-尼崎市立地域研究史料館紀要』第35巻第2号2006年)
- (55) 久代荘は川辺郡内を荘域とし、また檜物供御人の行動圏は先論で指摘したように川辺郡側にあり、豊島郡側にいたであろう同業者とは明確な住み分けが想定できる。この状況をふまえると、檜物供御人の豊島郡進出を画策する意図が、豊嶋市の表記に反映された可能性もあり得る。よって豊嶋市は、豊中市北部から池田市南部に広がる豊嶋荘の市庭と考えた方が整合する。なお、明治の仮製地図をみると、池田市南部を横断する西国街道に沿って西・東市場村が見える。
- (56) 戸田芳実「御厨と在地領主」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会1991年
- (57) 橘田正徳『秋期特別展示解説 考古学の語る「中世墓地物語」』(大谷女子大学博物館『博物館だより』No.95 2004年)
- (58) 兵庫県教育委員会『川除・藤ノ木遺跡』1992年
- (59) (財)東大阪市文化財協会『塚塚遺跡発掘調査報告集-第10,16,19次調査-』2002年
- (60) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査報告書 第33冊 佐山遺跡』2003年
- (61) 岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 56』1984年
- (62) 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(Ⅱ)』1989年
- (63) 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅰ』・『八坂の遺跡Ⅱ』2003年
- (64) 松井輝昭2005「中世の瀬戸内水運における尾道の位置」(柴垣勇夫編『中世瀬戸内の水運』塙書房2005年)
- (65) 大村拓生「平安時代の摂津国衛・住吉社・渡辺党」(栄原永遠男・仁木宏編『難波宮から大坂へ』和泉書房2006年)
- (66) 松尾信裕「大坂城下町下層の遺跡」(財)大阪市文化財協会『大坂城下町Ⅱ』2004年
「上町台地と河内平野の流通」『シンポジウム中世大阪湾岸の流通をめぐって』資料集2006年
(財)大阪市文化財協会『大坂城下町Ⅱ』2004年
- (67) 豊中市『新修 豊中市史 考古』2005年
府宮上津島住宅遺跡調査団ほか『上津島南遺跡』2012年
- (68) 尼崎市教育委員会『平成10年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報』2002年
- (69) 尼崎市教育委員会『尼崎市埋蔵文化財調査年報 平成8年度(1)-深田遺跡第2次調査概要-』2006年
- (70) 吉田綾子・若松博恵「西ノ辻遺跡における歴史的景観の変遷概略-まとめにかえて-」(東大阪市教育委員会『西ノ辻遺跡第42次発掘調査報告』2001年)
- (71) 福岡市教育委員会『香椎B遺跡』2000年
- (72) 瀬戸内市『邑久町史 考古編』2006年
- (73) 岡山市教育委員会『三手向原遺跡』2001年
岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 90』1994年
- (74) 岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 86』1993年
- (75) 岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 98』1995年
『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 104』1996年
『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 116』1997年
『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 127』1998年
- (76) 岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 143』1999年
岡山県教育委員会ほか『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 138』1999年
- (77) 岡山市教育委員会『川入・中撫川遺跡』2006年
- (78) 山本悦世「岡山市鹿田遺跡」『中世瀬戸内の流通-岡山・香川を中心として-』資料集 2006年
- (79) 皆川完一「荘園絵図」『日本荘園史大辞典』吉川弘文館2003年

- (80) 河上誓作・日本中世土器研究会「淀川・木津川河床の採集遺物」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』IX 1993年)
藤本史子「採集遺物と大河内焼」(寝屋川市『寝屋川市史 第2巻 考古資料編Ⅱ(改訂版)』2006年)
宇治市街地遺跡宇治里尻36調査区(京都府宇治市)でも、防長系土師器碗などが出土している。しかし、宇治特有の土師器皿が、瀬戸内一帯で出土したという事例はない。平安京と同じ特徴が、宇治でも認められる。
- (81) 垂水西牧は、古代の垂水牧が東西に分割されて成立するという見解もある。この見解については否定も肯定もしないが、東西牧への分割は古代的な牧から中世的な荘園への転換と見なせるので、11世紀中頃における新出荘園と、その性格に大きな違いはないと考える。
- (82) 豊浦町教育委員会『高野遺跡(南地区)』1999年
(財)山口県教育財団山口県埋蔵文化財センター『高野遺跡(北地区)』1999年
- (83) 枚岡市「新見荘領家方所下帳」『枚岡市史 第3巻 史料編(1)』1966年

第3章 難波津から河尻へ

はじめに

先の小考⁽¹⁾では、難波津の位置に関わる3点の史料を紹介し、上津島遺跡群（大阪府豊中市所在）が難波津の最も有力な候補地になることを明らかにした。もちろん、このこと自体は、大阪府下の中でも豊中市・吹田市と大阪市にとってはそれなりの意味があるものの、古代の流通構造を考える上では些細な発見にすぎない。しかし、この問題に瀬戸内水運の東極である河尻が関わると、古代から中世へ流通構造が変化する過程を解く手がかりとなり、その意義は一変する。ここでは、まず上津島遺跡群を構成する遺跡の一つ、上津島南遺跡における遺構・遺物の変遷を概観すると共に、前回紹介した後に確認した史料も加えて、難波津の位置を明らかにする。その上で、難波津から古代「河尻」、そして中世「河尻」へ移行する過程とその背景を検討する。

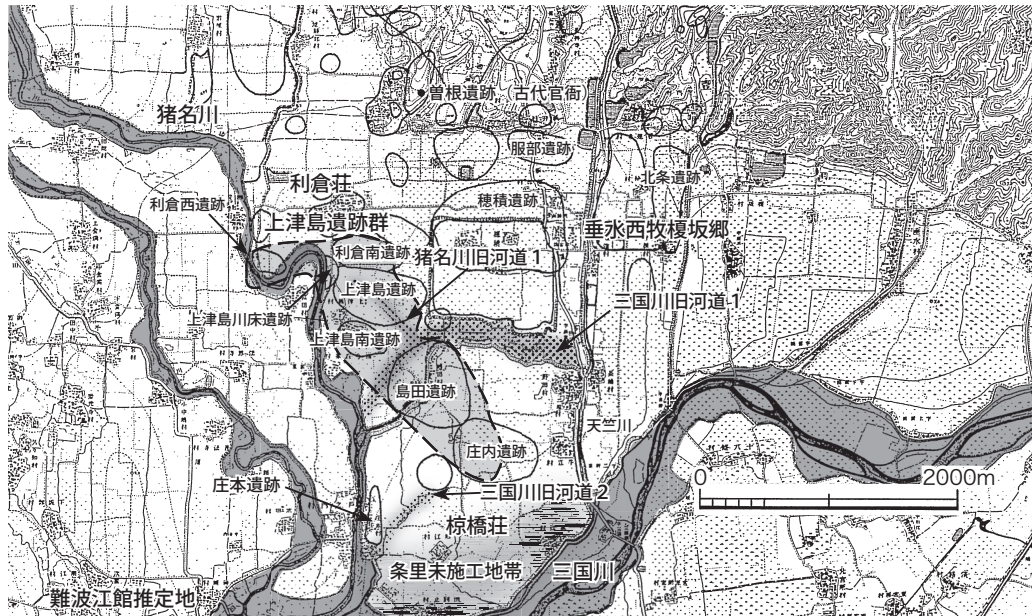
なお、本論では土器・陶磁器の移動の背景にある経済活動が判明しない場合を「交流」とし、背景に自然（現物）経済あるいは商品経済に基づく人・物資の移動が推定できる場合を「流通」、年貢の運搬などの主たる目的が前出の経済活動ではない場合を「物流」として使い分けた。

1. 上津島遺跡群について

（1）上津島遺跡群の概略

大阪府豊中市は、神崎川を境に大阪市と、猪名川を境に兵庫県伊丹市・尼崎市と接する位置にあり、旧国では摂津国に属する。市域の南端を流れる神崎川は、かつて三国川と呼ばれ、その下流域は古代後期～中世前期の流通拠点である河尻に比定される。豊中市の南部域は、神崎川と猪名川の沖積作用によって形成された起伏の乏しい平野に見えるが、第100図に示したように神崎川沿岸の地域には条里未施工地帯が広がる。また、平野内には猪名川や三国川（神崎川）の分流と考えられる大規模な埋没河川が確認されており、耕地開発が進展する以前は河川や池沼、低湿地が複雑に入り組む地形を呈していたと推定されている。そのような平野の南部には、旧猪名川河道・旧三国川分流に沿って利倉南遺跡・利倉西遺跡・上津島遺跡・上津島川床遺跡・上津島南遺跡・島田遺跡・庄内遺跡が位置する。これらの遺跡は、後に述べるように集落が出現する時期や特徴が概ね共通する。したがって、これらを一連の遺跡と見なして、本論では上津島（こうづしま）遺跡群と呼ぶ。なお、これらの遺跡が分布する一帯は、中世に椋橋（東）荘の範囲に含まれる。隣接する垂水西牧榎坂郷とは、三国川旧河道1と天竺川を境界とするが、利倉荘との境界は明確ではない。

上津島遺跡群における発掘調査は、昭和42年（1967）の上津島川床遺跡第1次調査にはじまり、昭和55年（1980）までにはそれぞれの遺跡が発見・周知された。その後も、継続的に発掘調査が行われ、濃密な遺構の分布に大量の土器、さらに奈良三彩（島田遺跡第1次調査区）や子持勾玉（島田遺跡第4次調査区）といった稀少な遺物⁽²⁾が出土したことで、遺跡群の特殊性が認識されるように



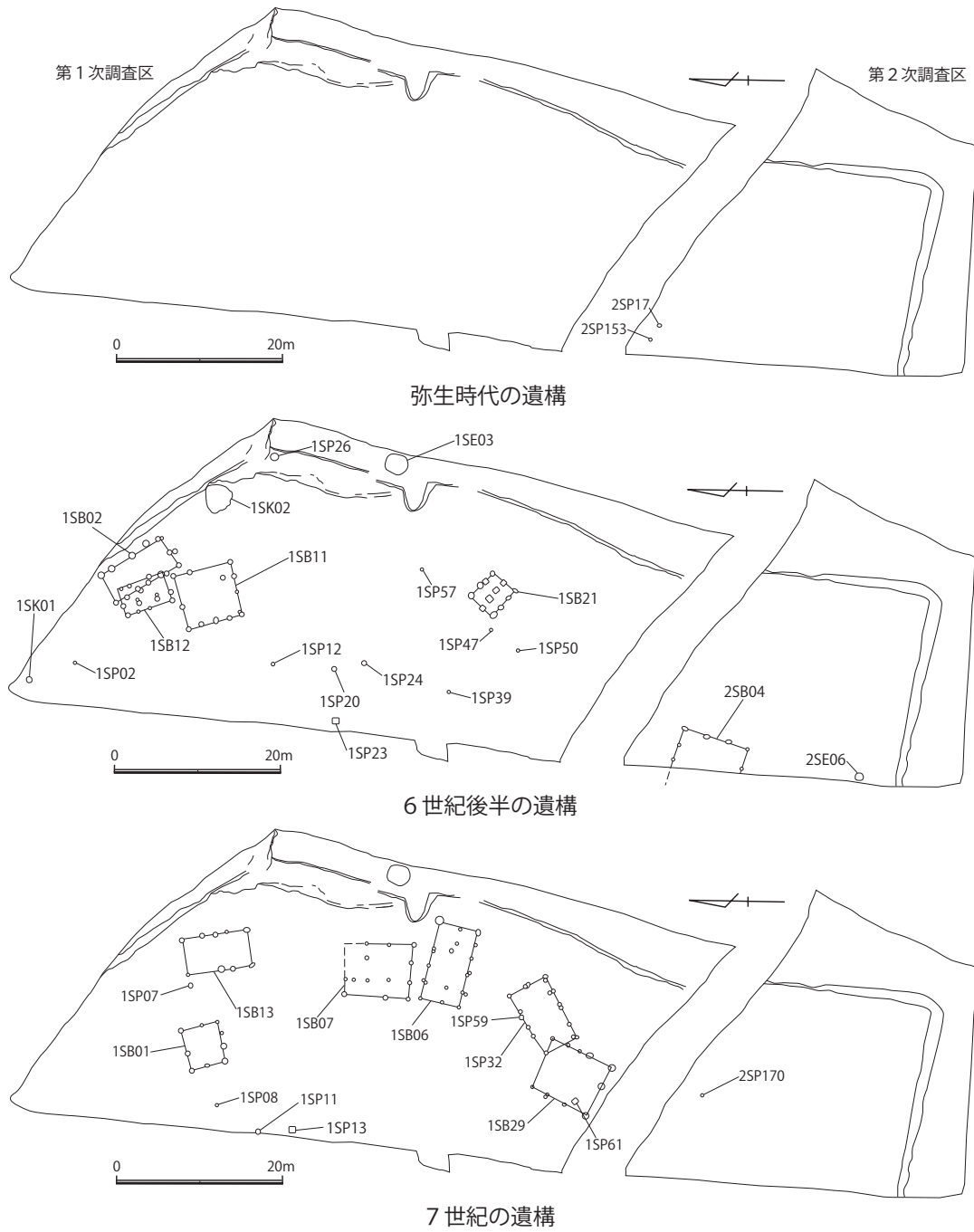
第100図 上津島遺跡群の位置と周辺の環境

なった。しかし、これら発掘調査の成果をまとめた報告書はほとんど刊行されていないままであり、その結果として遺跡群に対する認知度は極めて低い。このような状況のもと、その一角を構成する上津島南遺跡第1・2次調査の発掘調査報告書がようやく刊行され、『上津島遺跡 第5次発掘調査報告』・『新修 豊中市史 考古』⁽²⁾とあわせて遺跡群の特殊性の一端が明らかにできるようになった。以下に、上津島南遺跡第1・2次調査区で検出した集落を中心に、上津島遺跡群の変遷とその特質について紹介する。

(2) 上津島遺跡群の変遷—上津島南遺跡第1・2次調査区を中心に—

上津島南遺跡第1・2次調査区の調査面積はあわせて約3200㎡をはかり、これまで遺跡群で行われた発掘調査の中では大規模な部類に属する。復元された掘立柱建物などに示される発掘調査の成果は、遺跡群の特徴をよく表している。特に、古代から中世への転換が追跡できる事例は、当調査区と島田遺跡第6次調査区に限られる。なお、本論で遺構埋土としたのは、発掘調査時に遺物包含層として扱われたものである。しかし、上津島遺跡第8次調査において、これまで遺物包含層として扱われた土層は大型の柱穴をはじめとする無数の遺構が重複して形成したことが明らかになったので、単なる遺物包含層とは区別するために、遺構埋土と表記した。

弥生時代 (第101図上段) 上津島南遺跡第1・2次調査区で出土した最も古い遺物は、弥生時代中期(Ⅲ様式)の長頸壺(報告書未掲載)であるが、この時期の遺物はそれだけに限られるため、集落が本格的に展開した可能性は乏しい。この後、第1次調査区遺構埋土からⅣ～Ⅴ様式の河内産高杯などが出土するとおり、当遺跡ではこの時期に集落が形成しはじめる。また、上津島川床遺跡⁽²⁾でも後期の消失住居が確認されており、上津島遺跡群の出現はこの時期に求められよう。しかし、当調査区における弥生時代終末期の遺構は2 SP17・153などに限られ、出土遺物に占める弥生土



第101図 上津島南遺跡第1・2次調査区の変遷1

器の総量も少ない。また、古墳時代前期～後期初頭の遺物は全くないので、この集落は継続的に展開することなく、終末期のうちに廃絶する。これに対して、上津島遺跡群を構成する他の遺跡では、弥生時代終末期から急激に遺構数が増えはじめ、搬入品も多く出土するようになり、交通の要衝としての性格を明確にする。以後、上津島遺跡群は北部の集落遺跡を中心に展開するが、古墳時代前期には庄内遺跡までその範囲を広げる。

なお、上津島遺跡群の各遺跡から出土したこの時期の搬入品としては、河内だけではなく東海・近江・中国地方など各地域の製品があり、これらの地域との交流はすでに本格化していたと言える。もちろん、この傾向は上津島遺跡群に限らず、豊中市南部の平野部に展開する他の遺跡でも共通している。服部遺跡第1次調査区では吉備系、北条遺跡第8次調査区（未報告）では西新町式など、穂積遺跡第27・33次調査区では青木式などが出土しており、西日本の全域にわたって地域間の交流網が成立していたと考えられる。

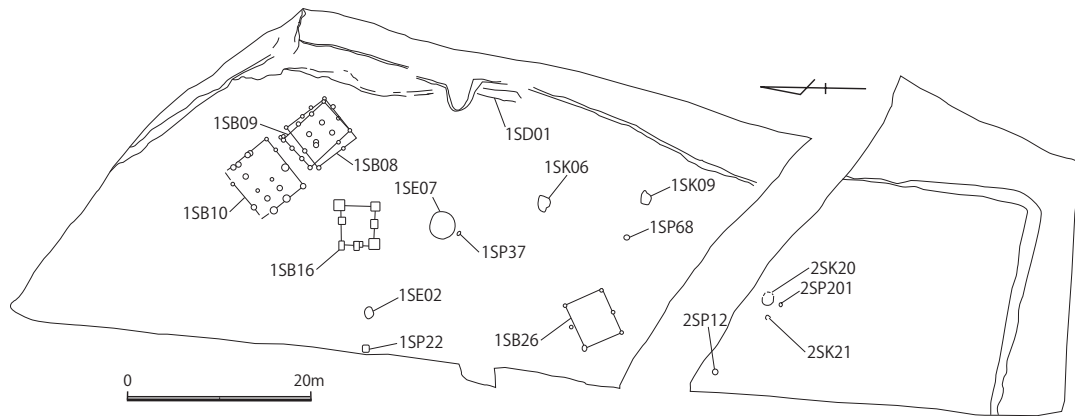
古墳時代（第101図中段・下段） 当調査区において、古墳時代前期～後期初頭に集落は展開しないが、上津島遺跡群の全域を見渡すと、この時期には遺跡群南部の島田遺跡でも遺構密度が増すように活況を呈する。上津島遺跡第5次調査区⁽⁴⁾で古墳時代中期の木工集団の生産拠点が検出されたとおり、遺跡群はこの時期までに工人集団が集住する流通拠点になっていたと考えられる。さらに、古墳時代中期には、韓式系土器や瓦質土器といった朝鮮半島との交流を示す遺物が出土するようになる一方で、これまでみられた国内の搬入品は急激に減少する⁽²⁾。このことから、水上交通の主たる目的は大陸との交流に移行し、国内における地域間の流通は顧みられなくなる傾向が指摘できる。

当遺跡において、再び集落が展開するのは古墳時代後期で、6世紀後半には調査区の微高地全域に集落が展開する。この時期は、1SP23をはじめとする1辺1m前後の大型柱穴が掘削されることから、大型建物が多く展開したと考えられる。これ以後、大型建物が数多く建築されることとなるが、このことは遺跡群全体で共通する。7世紀になると、島田遺跡第6次調査区⁽⁸⁾では3間×3間の大型倉庫や、直径0.55mもある丸太（白の転用材）を削りぬいて井筒にした井戸などがつくられるようになり、遺跡群の特殊性はいよいよ顕著になる。

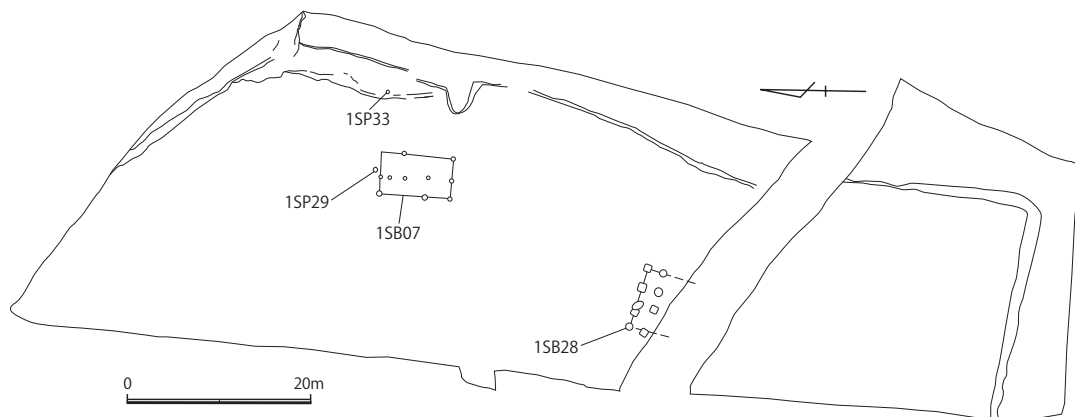
この時期の遺物をみると1SE03から漆容器が出土し、それ以外に滑石製紡錘車などもあり、工人集団の活動拠点になっていたと言える。しかし、他地域はもとより大陸からの搬入品はなく、土器の構成は在地色の強い内容と言える。このような遺物の様相は、遺跡群における他の遺跡と共通する可能性が高い。

奈良時代（第102図上段） 集落の状況は古墳時代と大きく変わらないが、第1次調査区ではこの時期に1SB16といった大型柱穴を伴う掘立柱建物や、1SB08～10という3間×3間の大型倉庫が建てられる。また、蒸籠組の井筒を有する1SE07や二重の井戸枠がある2SE02のような特殊な井戸がつくられ、重圏文軒丸瓦をはじめとする多量の瓦や塼が出土した1SD01が掘削される。さらに、1SD01以外からも、後期難波宮瓦と同範関係にある重圏文瓦、銚や円面硯などの官衙・官人に関わる遺物が出土するようになる。第2次調査区遺構埋土より出土した精巧な細工を施した海老錠も、この時期の所産になる可能性がある。上津島南遺跡以外でも大型倉庫（上津島遺跡第6次）が検出され、後期難波宮の同範瓦（上津島遺跡第6次調査区・利倉西遺跡第1次調査区）や奈良三彩（島田遺跡第1次調査区）などが出土するように、上津島南遺跡と共通する特徴が上津島遺跡群全体でみられる。このような特徴は、当遺跡群と難波宮の間に密接な関係を示している。

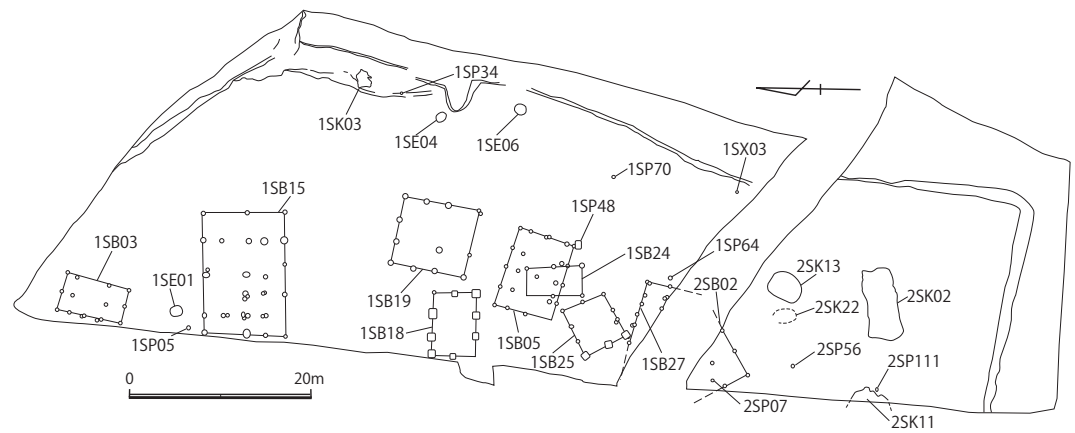
その一方で、搬入供膳具の出土量は依然として少ない。当調査区では、体部の内外面にヘラミガキを施した香川県もしくは山陰系と考えられる須恵器環が出土しただけで、上津島遺跡第5次調査区の都城系土師器を模倣した回転台土師器環A（未報告資料）とあわせても、遺跡群全体で認知さ



8世紀の遺構



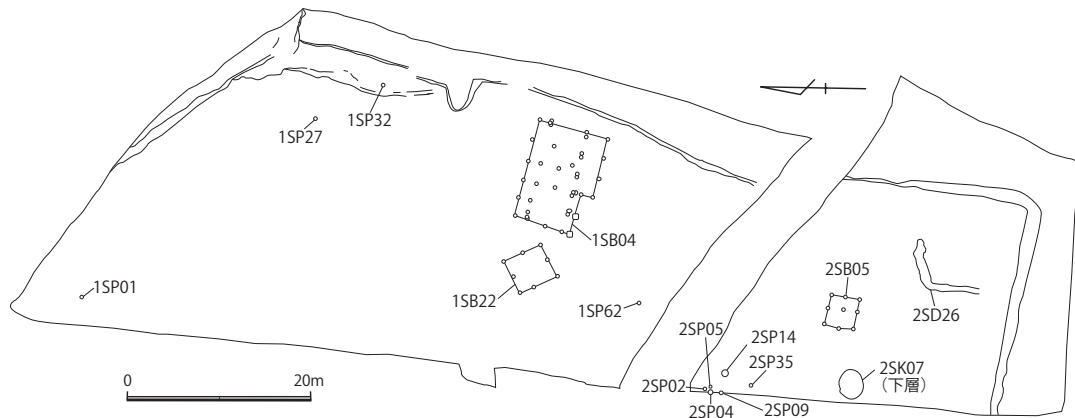
9世紀の遺構



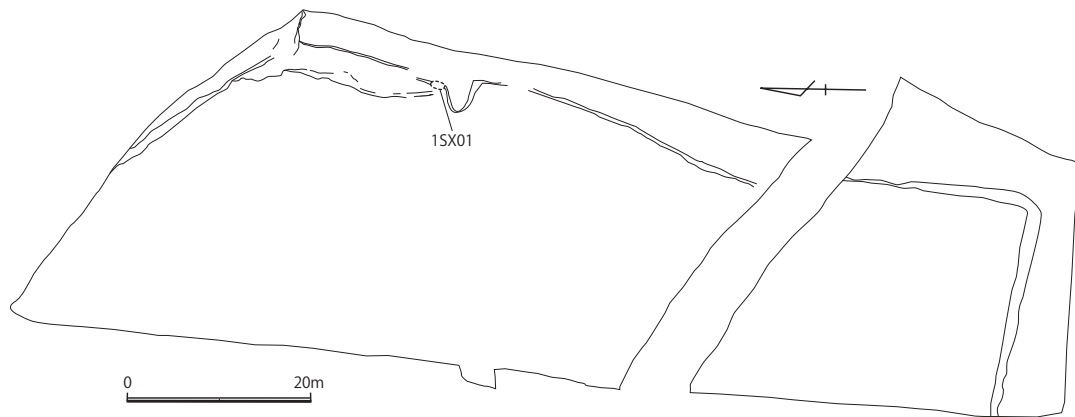
10世紀～11世紀初頭の遺構

第102図 上津島南遺跡第1・2次調査区の変遷2

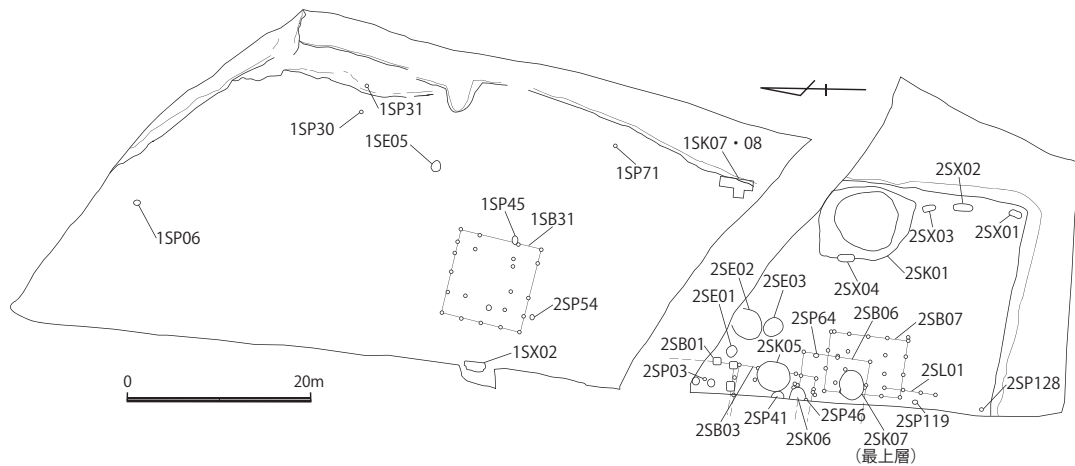
れている搬入供膳具はまだ2点にすぎない。もちろん、この他にも可能性のある遺物は存在するが、それをふまえたとしても大幅に増加するとは考えにくく、この時期における出土遺物の内容は引き続き在地色が強いと言える。ただし、古墳時代後期に皆無であった搬入供膳具が再び確認されるようになった点は、瀬戸内沿岸部をはじめとする各地域との間に地域間交流が復活する兆候として評価できるだろう。



11 世紀前半の遺構



11 世紀後半の遺構



11 世紀末以降の遺構

第 103 図 上津島南遺跡第 1・2 次調査区の変遷 3

平安時代（第 102 図中段～第 103 図） 9 世紀前半の遺構・遺物は少なく、この時期に衰退の兆候が見られる（第 102 図中段）。しかし、10 世紀（第 102 図下段）には 1SB28 などの大型建物が建てられ、再び微高地の全域において建物群が展開する。よって、9 世紀の衰退は一時的な現象と言えるが、その原因は不明である。

一方、遺跡群をみると、利倉南遺跡などの北部の遺跡では9世紀の遺構・遺物はほとんどなくなり、上津島遺跡の北部でも10世紀以降の遺構・遺物は減少する傾向にあることが、発掘調査時の所見として指摘できる。よって、上津島遺跡より北側の遺跡は10世紀までに衰退もしくは廃絶し、遺跡群の中心は南部へ移る。尼崎市側では、深田遺跡第2次調査区において越州窯系青磁2類碗や獣脚硯（報告書未掲載）をはじめ、大量の搬入供膳具が出土し、10世紀末には長洲浜においても人々の活動が確認できるようになる（「備前国鹿田荘梶取解」『三条家本北山抄裏文書』※『平安遺文』第372号文書）。

ところで、これまで在地色の強かった出土遺物の様相は、10世紀に大きく変化する。後に述べるように、当調査区では東播系須恵器などの搬入供膳具が多く出土するようになる。さらに、豊島北遺跡第5次調査区では10世紀中頃の遺物と共に長沙窯系褐釉陶器水注片が、穂積遺跡第4次調査区では多段ナデ技法を用いた回転台土師器碗が出土している。このことは、地域間流通が活発に行われると共に、上津島遺跡群を中心とした地域間流通網の末端が内陸部へ伸張したことを示す。

11世紀前半（第103図上段）になると、上津島遺跡群では当遺跡以外に集落が展開する状況は確認できなくなり、その衰退は確実なものとなる。その中で、当遺跡（微高地南部）だけが活況を呈することから、遺跡群の機能は上津島南遺跡に集約され、その規模は縮小すると考えられる。おそらく、この時期までに流通拠点としての機能は、尼崎市側へ分散するのだろう。

11世紀後半（第103図中段）の遺構は土葬墓1基（1SX01）だけに限られ、集落に関連する遺構や遺物は見られなくなる。上津島南遺跡における古代集落の廃絶をもって、古代の流通拠点である上津島遺跡群は11世紀前半のうちに終焉する。

その後、11世紀末（第103図下段）になると第2次調査区を中心に、中世的集落の一部を構成する建物群が出現する。この建物群に伴う遺構に13世紀以降のものはほとんどないが、低地部や遺構埋土直上の堆積土からはⅣ-2期の和泉型瓦器碗など12世紀後半以降の遺物も多く出土している。これらの遺物の時期には断絶がないので、建物群は13世紀後半まで継続していた可能性が高い。当調査区から北西250mのところを位置する現在のの上津島集落がいつ成立するのか、発掘調査で確かめられたわけではない。しかし、当調査区において遺物が激減するのは13世紀後半であり、この時期には隣接する垂水西牧榎坂郷の集落（小曾根・服部・穂積村）が集村化することをふまえると、集村化に伴う移動によって、この調査区に展開した中世前期の集落は廃絶し、そして耕地へ変わったと考えられる。

（3）11世紀における集落の交代と椋橋荘

11世紀末になると、微高地中央部の1SB31を中心とする建物群と、第2次調査区の建物群が出現する。2つの建物群を構成する遺構は12世紀中頃までのものが確認され、出土遺物からは13世紀後半まで継続すると考えられる。

ところで、上津島遺跡群とした古代の流通拠点は、11世紀中頃までにほぼ廃絶する。そうした時期に、当遺跡群が展開する範囲を領域とする椋橋荘が、「宇治関白高野山御参詣記」永承3年（1048）10月条⁽¹¹⁾に初見する。ほぼ同じ時期に、椋橋荘の荘内流通拠点として機能する庄本遺跡が

出現する。⁽¹²⁾ 当荘を構成する村落の一つである島田村に比定される島田遺跡第6次調査区でも、中世前期に継続する建物群が出現しており、中世前期1-1類を形成した可能性がある。このように、11世紀中頃には中世に継続する流通拠点や集落が形成しており、棕橋荘域においても領域型荘園の立荘に伴う地域編成⁽¹³⁾が実施されたと言える。これらの現象をふまえると、上津島南遺跡において古代の流通拠点が廃絶する直接的な要因は、単に神崎川河口の後退という地形上の変化だけではなく、領域型荘園である棕橋荘の立荘に求められる。

一方、当遺跡は棕橋荘を構成する村落の一つである上津島村の範囲にあり、建物群は中世前期の上津島村集落の一部となる。ところで、当遺跡における中世的集落の形成過程は、まだ発掘調査によって確かめられていない。しかし、1SX01をはじめとする中世前期の墓地から、集落の形成が11世紀中頃になる可能性が説明できる。

11世紀後半（和泉型瓦器碗I-2・3期）に1SX01が微高地の縁辺につくられるが、この時期の遺構がこれ以外にないことは、遺構の変遷（第103図中段）でも示したとおりである。この後、12世紀前半に2SX01～04がつくられ、5基の土葬墓からなる墓地を形成する（第103図下段）。この墓地は、同じ微高地に展開する中世前期の上津島村集落に伴うものであることは言うまでもない。集落に伴う墓地とは、集落が形成した後に出現すると、理論的に説明できる。よって、上津島村集落に伴う墓地が11世紀後半に出現する以上、集落の形成はそれ以前であり、11世紀中頃になる可能性は十分にある。

11世紀中頃に出現する中世的集落（中世前期1-1類）とは、11世紀前半までに出現した建物群の周囲に、複数の建物群が集合する過程を経て形成することで共通する⁽¹³⁾。そして、集落を構成する建物群は12世紀にかけて増加し、その領域を拡大する。当調査区で検出された二つの建物群は微高地の縁辺近くに位置し、1SX01よりも新しいことから、集落の拡大過程で出現したものと位置付けられる。

当遺跡の場合、11世紀前半まで古代の流通拠点として機能するとおり、古代の流通に関わった建物群の一つが、次の集落形成時の中心的建物群になったと考える以外、集落の形成過程は説明できない。このような中心的建物群の存在が、後に述べる搬入供膳具の出土量にも反映された可能性がある。なお、集落の中心部は、当調査区の西方に位置すると予測される。

2. 上津島南遺跡第1・2次調査区の出土遺物について

（1）搬入供膳具の様相

上津島南遺跡第1・2次調査区で出土した遺物の総量は、遺物収蔵箱395箱を数える。このうち、実測できる搬入供膳具のほぼすべてを実測し、そのほとんどを報告書に掲載した。よって、報告書にある搬入供膳具の総数（340点）が、調査区で採集された総量に等しいと言ってよい。ここでは、搬入供膳具を遺構毎に集計し、時期別に区分した上で、その傾向を検討する。

10世紀以前 第4表をみると、一目で平安時代以前の搬入品が非常に少ないことがわかる。特に、古墳時代後期の搬入供膳具は全くなく、奈良時代は1点にとどまる。このことは、上津島遺跡群を

第4表 出土搬入供膳具一覧

時期	遺構名	須恵器 (産地不明)	東播系須恵器	東海系無釉陶器	篠簿須恵器	九州北部・四国系須恵器	回転台土師器 ※A～C以外	A…円筒状体部・内陸	B…「て」の字模倣	C…コースター模倣	四国西部系回転台土師器	吉備系土師器・備前焼	防長系土師器	回転台黒色土器A類	丹後系回転台黒色土器	回転台瓦器	楕葉型瓦器碗(Ⅱ-2期以降)	弥生土器(河内)	弥生土器(産地不明)	合計(340点)		
																				小計		
弥生	第1次遺構埋土																	2	2			
	2SP17																		1	1	3	
古墳 奈良	第1次遺構埋土					1														1	1	
	第1次遺構埋土	4	5		1																10	
平安前期～中期 (11世紀前半)	第1次北部低地部		1																		1	
	第2次遺構埋土	4	3		1		3				1			2							14	
	1SB05						1														1	
	1SB22							1													1	
	1SP70				1																1	
	2SP07	1					1														2	
	2SK02	2	3				12														17	
	2SK05		1				6						1		1						9	
	2SK07		3				13														16	
	2SK11						4														4	
	2SK13 1層	1																			1	
	2SK13 2層						1														1	
	2SK13 3層	3																			3	
	2SK13 4層						1														1	
	2SK22						5	1					1	1							8	
	2SK24	2	1				3				1										7	
	2SD26	1	1				2														4	
	2SEO1(混入)		1																		1	
	第1次土層6																1					1
	第1次遺構埋土		3										3	1								7
第1次低地部	1	3				1											3				8	
第2次土層6		2				5															7	
第2次遺構埋土		21	1									1			1						24	
第2次低地部・集中部	2	7				11	1	1				2									24	
2SB01																1					1	
2SB03						2															2	
2SK01		8	1			29						1		1							40	
2SK06		1				4															5	
2SK07 最上層		1				1								1	1						4	
2SEO1			1																		1	
2SEO3 井筒・水溜			1			7															8	
2SEO3 掘方						3						1									4	
2SX04		1																			1	
不明	第1次遺構埋土	3	3			11															17	
	第1次柱穴	2				4															6	
	第2次遺構埋土		9			53	1	3	5												71	
	第2次柱穴					2							1								3	
																					97	

構成する他の遺跡でも指摘できるので、この時期の水上交通による地域間流通は非常に低調であったと言える。また、遺跡の性格をふまえると、7世紀には大陸系の遺物があっても不思議ではない。大陸系の遺物は、難波宮の周辺⁽¹⁴⁾をはじめ大阪府下でも散見するが、これが一点も出土していないことは、大陸との交易が朝廷の強い管理下にあったことを反映する可能性がある。

10世紀～11世紀前半 搬入供膳具が増加するのは10世紀以降のことであるが、9世紀～10世紀前半の一括遺物がないため、その時期の状況は明確ではない。10世紀後半では在地土器に対して一定量を占めており、11世紀前半にかけての総数は100点を超える。このような搬入供膳具の増加は、遺跡の性格やこの時期におきる流通構造の変化を反映したと考える以外にない。なお、10世紀に多量の搬入供膳具が出土し、しかも長期にわたって大型建物や特殊な遺構・遺物がみられる大規模な遺跡は、大阪平野一帯において当遺跡群と尼崎市南東部以外に確認されず、この時期の大阪湾岸における流通拠点は神崎川河口から猪名川合流部に限定される可能性が非常に高い。

この時期の搬入供膳具のうち、産地が明らかなものとしては東播系須恵器などがあるものの、大部分の産地は特定できない。しかし、それぞれの供膳具の形態は多様であり、水上交通による地域間流通は瀬戸内沿岸部の範囲に限定されない可能性がある。また、内陸部に流通する体部下半が円筒形を呈する回転台土師器坏や、丹後地方の製品と考えられる回転台成形の黒色土器碗など、氷上回廊を経由した可能性がある遺物もあり、陸上交通とも接続する状況が想定できる。このように、出土した搬入供膳具から判明する地域間流通の範囲は、西日本全域に及ぶと考えられる。加えて、穂積遺跡第4次調査区で10世紀後半の搬入供膳具が出土したことは、この時期に上津島遺跡群を中心とする地域間流通網が後背部の集落まで伸張していたことを示している。さらに、太宰府といった九州北部の要衝ばかりではなく、瀬戸内沿岸部⁽¹⁶⁾や高知県の太平洋沿岸の集落遺跡⁽¹⁷⁾においても、畿内産の黒色土器A類碗や「て」の字状口縁を有する土師器皿、それに楠葉の製品と言える黒色土器B類碗が出土する。これらはそれぞれの地域において普遍的に出土するものではなく、畿内から将来された搬入供膳具として扱われる。一方、上津島南遺跡において、これらの遺物が普通に出土することは、発掘調査報告書で明らかにしたとおりである。また、在地の黒色土器B類碗よりも、楠葉の製品を特徴付ける口縁端部の内側に沈線を巡らす黒色土器B類碗の方が、はるかに多く消費されていることは着目する必要がある。楠葉の黒色土器B類碗が、当遺跡をはじめとする上津島遺跡群に多く供給されているということは、これまで各地で出土した黒色土器B類碗は楠葉から直接各地へ搬出されたわけではなく、ほかの畿内系黒色土器碗や土師器皿と同じく、大阪湾岸において唯一の流通拠点と言える当遺跡群（※尼崎市側の遺跡も含む。）から搬出されたと説明できるためである。当調査区において、搬入供膳具は10世紀後半に増加するが、同じ時期に対岸の各地域でも楠葉の黒色土器B類碗をはじめとする畿内からの搬入供膳具が目立ち始めるようになる。それは、上津島遺跡群を中心に、双方向型の地域間流通という形態が萌芽したことを意味する。つまり、中世的流通の前提は、この時期に用意されたのである。

11世紀後半以降 古代の流通拠点が廃絶した後も、搬入供膳具の出土量に大きな変動はみられない。二つの建物群から出土した搬入供膳具の総数は137点を数える。隣接する垂水西牧坂郷(西部)を構成する集落の中で、搬入供膳具が最も多く出土した小曾根遺跡第7次調査区⁽¹⁸⁾でも24点で

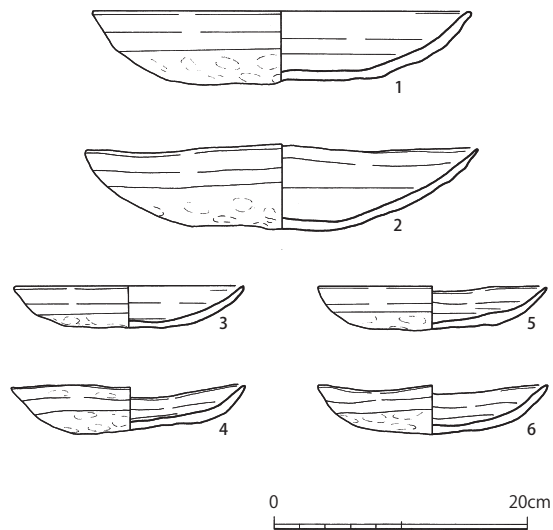
あり、その差は歴然としている。榎坂郷では集落の形成時に出現した、いわば古参の建物群に搬入供膳具が多く、拡大過程で出現する新興の建物群では少ない傾向が指摘できる。先の小曾根遺跡第7次調査区は11世紀後半にはじまる建物群であり、古参の部類にあたる。これに対して、当調査区の建物群は上津島村集落の拡大過程で出現したものであり、集落中心部の建物群に比べて搬入供膳具の出土量は相対的に少ないと想定される。これらのことをふまえると、庄本遺跡を介在して瀬戸内水運に接続する流通網が椋橋荘内に存在したというだけではなく、そうした流通網を経由した商職人の活動が、後背部の垂水西牧榎坂郷をはるかに超えるほど活発であったことを示す。このような状況が成立する要因の一つは、上津島村の集落形成において中心的な役割を担った建物群が、古代の流通に関わる存在であったことに求められるのではなかろうか。

(2) 中世前期における在地製土師器皿の様相

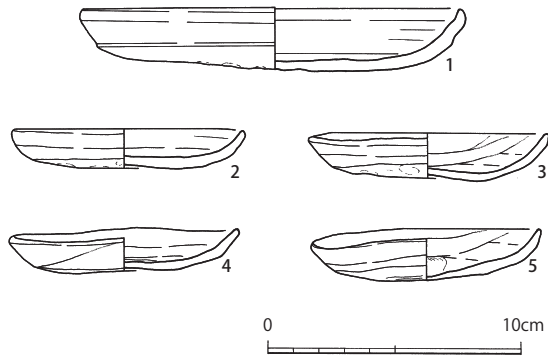
当調査区で出土した中世前期の土師器皿は、手づくね成形である以外、平安京の製品を模倣したとは言い難い。このことは、垂水西牧榎坂郷における様相と比べて、対称的なあり方と言える。

隣接する垂水西牧榎坂郷（西部）における11世紀後半～12世紀前半の土師器皿の特徴は、口縁部に2段ナデを施すことにあり、単にナデを施すだけの個体は少数である。また、「て」の字状口縁を有する土師器小皿は、11世紀末頃を最後に見られなくなる。主流となる2段ナデを施す個体の変遷をみると、口縁部が直線的に開くもの（第104図 11世紀後半）から、内反気味に立ち上がるもの（第105図 12世紀前半）、そして端部を面取りするもの（12世紀後半）へ変化するように、京都市内における土師器皿の編年をそのまま踏襲する。

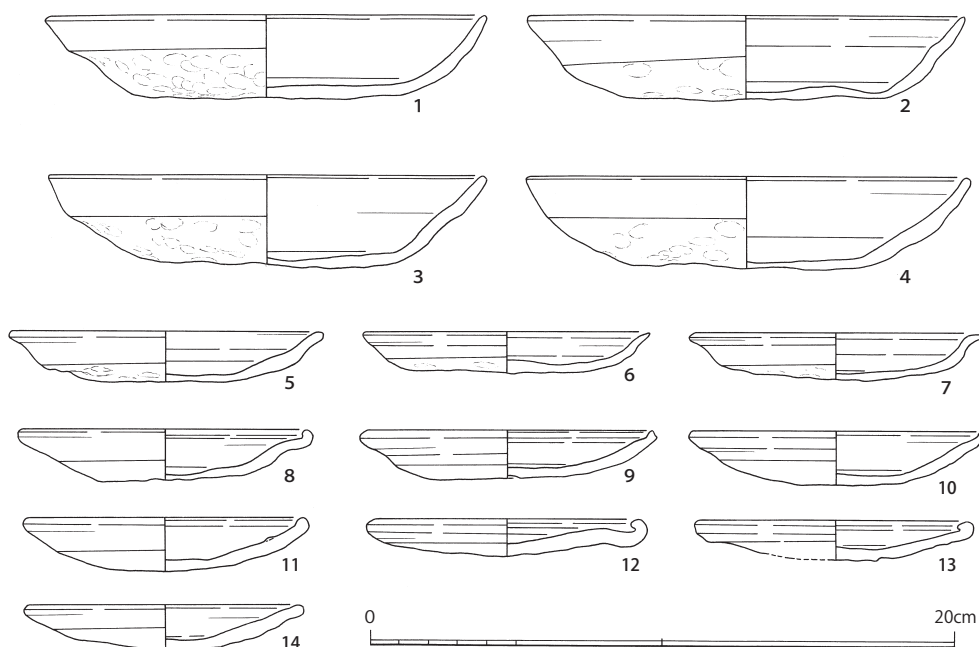
これに対して、当調査区の土師器皿は大小を問わず1段ナデが主流であり、また榎坂郷では希な口縁部を水平近くまで外反させる土師器小皿の一群が普通に存在する（第106図7）。さらに、1SK08出土遺物のように、12世紀前半でも「て」の字状口縁の土師器小皿が、供膳具の中で一定量を占め



第104図 小曾根遺跡第15次調査区 SX01 出土遺物 (11世紀後半・垂水西牧榎坂郷内)



第105図 北条遺跡第6次 SX01 出土遺物 (12世紀前半・垂水西牧榎坂郷内)



第 106 図 上津島遺跡第 1 次調査区 1 SK08 出土土師器皿 (12 世紀前半)

る。同じ椋橋荘域にある庄本遺跡第 1・2 次調査区において、「て」の字状口縁を有する皿が消滅し、2 段ナデの系統が普及するのは和泉型瓦器碗Ⅱ－2 期からになる。当調査区でも、2SK05 においてⅡ－2 期の和泉型瓦器碗と 2 段ナデの土師器小皿は共伴するものの、それ以前の遺構にはみられないので、庄本遺跡と同じ傾向にあると指摘できる。

同じ荘域にある二つの遺跡で土師器皿の変遷が共通する一方で、隣接する垂水西牧榎坂郷とは全く異なるという現象は、それぞれの荘園は独自に荘内流通網を形成し、荘域を包摂する経済圏を構築していたことを意味する。先に、当遺跡や庄本遺跡と榎坂郷の各集落における搬入供膳具の出土量に大きな差があると指摘したが、これも荘内流通網が 1 つの領域型荘園において完結することを傍証する。

このようにみると、古代の流通拠点が廃絶した後は、それぞれの領域型荘園において荘内流通拠点を中心とする流通網が形成される。こうした流通網が、瀬戸内水運をはじめとする既往の広域流通網と接続することで、西日本に共通する中世的な流通構造が成立する。その前提となる地域間を結ぶ双方向型の流通は 10 世紀頃に本格化し、次第に活発なものになる。椋橋荘と垂水西牧榎坂郷における搬入供膳具と土師器皿の様相を対比して、豊中市南部における流通の様相をみたとき、古代後期の流通構造が領域型荘園の立荘に伴う地域編成によって改変され、中世的な流通構造へと移行することが明らかになった。

3. はたして「難波津」はどこにあったのか？

ここでは、史料から見える難波津・河尻の位置について説明した上で、古代の流通拠点到比定される上津島遺跡群との関係を検討する。なお、本論で使用した史料のうち特に断りが無いものは、

すべて『豊中市域を中心とする古代史料（上）・（下）』⁽¹⁹⁾に集成された翻刻を使用した。

（1）難波津・難波館の位置関係

『日本書紀』推古16年(608)4月・6月条によると、「(前略)為唐客 更造新館於難波高麗館之上、六月壬寅朔丙辰、客等泊于難波津。是日、以飾船卅艘、迎客于江口、安置新館（以下、略）」とあり、大唐使裴世清の訪日に際して、4月に難波高麗館の上に新館を建て、6月には難波津に到着した中国使節団を江口（後に現れる「難波江口」のこと）において飾船30艘で迎え、新館へ送ったという。このような外国使節団を迎える手順は、『日本書紀』舒明4年(632)の記事でも確認できる。参考までに、『延喜式』（延喜5年(905)～延長5年(927)）では、各国の使節が難波宮に来訪した時の迎え方を定めているが、ここでも各使節は難波津に入港することになっている。これらにより、使節団はまず難波津に入港し、江口で朝廷の使者に迎えられて難波館へ行くことが、慣例になっていたと推定できる。その上で、先の史料を文字どおりに読み直すと、難波津は難波館から江口（難波江口）を挟んで対岸に位置すると解釈できる。

なお、ここに現れる「難波高麗館」（難波館）などの位置は、まだ考古学的に解明されていないが、この地域における政治的中枢と言える難波宮の周辺にあったと想定できる。この想定に立つと、難波津は上町台地から難波江口を挟んだ対岸に位置することになる。

（2）難波江・難波浦・難波潟の位置

この問題を検討する前に整理しておきたいのは、六国史ならびに『万葉集』などの古代史料に、「難波江」・「難波浦」・「難波潟」がみえることである。「江」・「浦」・「潟」は同じ特徴の地形を示すとおり、ここではこれらの地名を同じものとして扱うことにする。また、これらの地名が同じ地域を示すことは、後に挙げる史料からも裏付けられる。

その上で、難波浦の位置を具体的に示した史料として、天平3年(731)の奥書がある『住吉大社神代記』が挙げられる。この史料には「一處。從三國川尻至于吾君川尻難波浦。」とあり、「難波浦」は三國川河口から吾君川河口を範囲とする。さらに、この史料には「爰三韓國調貢從此川進運。」とある。「三韓國」とは、『日本書紀』舒明2年(630)是歳条に記された「是歳、改修理難波大郡及三韓館」などをもとに、百濟・新羅・高句麗に比定できる。一方、史料の「此川」がどの川のことか、具体的に示していない。よって、同じ史料に記された「宇治川・針間宇刀川」の可能性もあるが、地理的には現在の神崎川である三國川と吾君川の方が妥当と考える。そうすると、難波浦の周辺を朝鮮半島から来た使節や物資を載せた船舶が往来したと解釈でき、さらに外国使節団の船舶が停泊した難波津もこの付近にあったと想定できる。ただし、この史料に現れる「吾君川」について、『大阪府の地名』⁽²⁰⁾では中津川に比定しているが、史料の根拠は何も示されていない。また、吾君川の使用例はこの1例だけであり、中津川と混同されることもないため、この河川は他の埋没河川になる可能性が高い。

難波浦が三國川河口の一帯であることは、これ以外の史料からも裏付けられる。その史料とは、『百鍊抄』と『栄華物語』である。これらの日記には、後三条院たちが石清水社・住吉社・四天王寺を

周遊した時のことが記されている。両者における周遊の日程は全く逆であるが、それ以外の食い違いはない。このうち、『百鍊抄』延久5年(1073)2月条には「(前略)廿二日 覧難波浦。廿五日 覧長柄橋。(以下、略)」とあり、22日に難波浦を周遊したと記している。一方、『栄華物語』「松のしづえ」延久5年(1073)条では、(2月)22日に長柄橋から中津川(現在の淀川)へ、そして「廿五日の辰時ばかりにぞ御船出す。(中略)御幣島といふ所御實(覧)ず」(※○は橘田による。)というように御幣島にかけて周遊したとある。よって、『百鍊抄』の「難波浦」とは『栄華物語』でいうところの「御幣島」を意味する。御幣島は、現在の大阪市西淀川区御幣島に比定されるので、難波浦は三国川河口の一带であることが判明する。

『住吉大社神代記』で示された難波浦の位置は、『百鍊抄』・『栄華物語』でも同じく、三国川河口を中心に吾君川河口を含む一帯に比定できる。『勘仲記』弘安2年(1279)3月17日条には、関白鷹司兼平が橘御園にある「難波江館」に行ったと記されている。鎌倉時代後期の史料において、神崎を荘内流通拠点とする橘御園において、尼崎、河陽の付近に「難波江」を冠する施設があることは、三国川河口の一带が難波浦・江と認識されたことの名残と言え、また「江」と「浦」が同義であることを示している。後に紹介する『土佐日記』承平4年(934)2月6日条において、「なにはにつきて、かはじりにいる」際に、「あわじのしまのおほいご」(淡路の島の大御)が「なにはがた」(難波潟)にちなむ和歌を詠んでいる。これは、河尻の手前にある「なには」が難波潟と認識されていたことを示す。これらのことから、「江」・「浦」・「潟」は同義であると断言できる。

これによって、難波津の位置を上町台地の周辺に求めようとする既往の研究のすべてに史的根拠がないのはもとより、研究者の間では使い古された感のあるこれらの史料を見落とした上で構築されていたことが明らかになった。参考までに、淀川は『日本紀略』延喜18年(918)8月18日条で初見するが、難波浦に関わる史料はないので、この河口(中津川)一帯は難波浦に含まれない。

(3) 難波宮周辺の港湾

難波宮周辺に、大型船舶が停泊できる港湾は、どのくらいあったのだろうか。難波津の位置を考える上で、参考になる可能性がある。『日本書紀』・『万葉集』にみる遣唐使船の出発地を抽出すると「難波江口(江口)」・「三津」・「難波津」の3カ所があり、これらが大阪湾岸において大型船舶の停泊可能な港湾に比定できる。

難波江口(江口) 『続日本紀』天平宝字3年(759)辛亥条にみえる「到着難波江口」が「難波江口」の初見となるが、これが先の『日本書紀』推古16年(608)6月条の「江口」と解して問題はない。また、難波江口の意味を示した史料として、『続日本紀』天平宝字6年(762)4月丙寅条の「丙寅。遣唐使駕船一隻安藝國到于難波江口。著灘不浮。(以下、略)」がある。これは、遣唐使船が難波江口で座礁したと解せるので、江口は海上にあることが確認できる。さらに、『続日本後紀』承和3年(836)5月己酉条では「向摂津國難波海口。」とある。この「難波海口」は「難波江口」と同義であることはいうまでもなく、江口は「難波江の口」すなわち外海(大阪湾)からの入り口と言える。よって、「難波江口」は港湾施設ではなく、難波江と外海の境界付近である難波江の沖合を意味する。

なお、大型船舶が出航する場として「難波江口」が使われたのに対して、明らかに江（浦・潟）の奥より出航したという記事はない。これは先の『続日本紀』天平宝字6年（762）4月丙寅条のとおり、沖積作用が進む難波江を大型船舶が航行するには、多くの危険が伴ったことを反映しているように考えられる。

三 津（三津浜・三津浦ほか）三津の地名は、『日本書紀』斉明5年（659）7月戊寅条にみえる「發自難波之三津浦」で初見する。三津の位置を知る史料としては、『万葉集』（詩番号1453～1455）「(前略) 難波潟 三津の崎より 大船に(以下、略)」が挙げられる。この史料は単なる文学的表現の可能性も残るが、前者の史料とあわせて三津は難波潟（難波江・浦）のほどこか、あるいはその近くにあるように読み取れる。

「三津」について注意を要するのは、『続日本紀』天平勝宝5年（753）9月条の「摂津國御津村南風大吹。」で確認される「御津村」と混同されることである。御津の位置については『万葉集』（詩番号4245・4246）に「難波に下り 住吉の 御津」とあり、住吉付近に想定してもよい。しかし、遣唐使船あるいは外国使節団の船舶との関係で現れる地名に御津の表記はない。よって、三津（浦・浜）と御津（村）は、異なる地名として厳密に識別する必要がある。

『大阪府の地名』では、御津村を大阪市南区の三津寺村とする案を有力視しているが、説得力のある根拠は提示されていない。一方、三津屋については三津屋城から南北朝期にさかのぼるが、元禄14年（1701）に著された『撰陽群談⁽²¹⁾』では「三社」に由来すると紹介している。

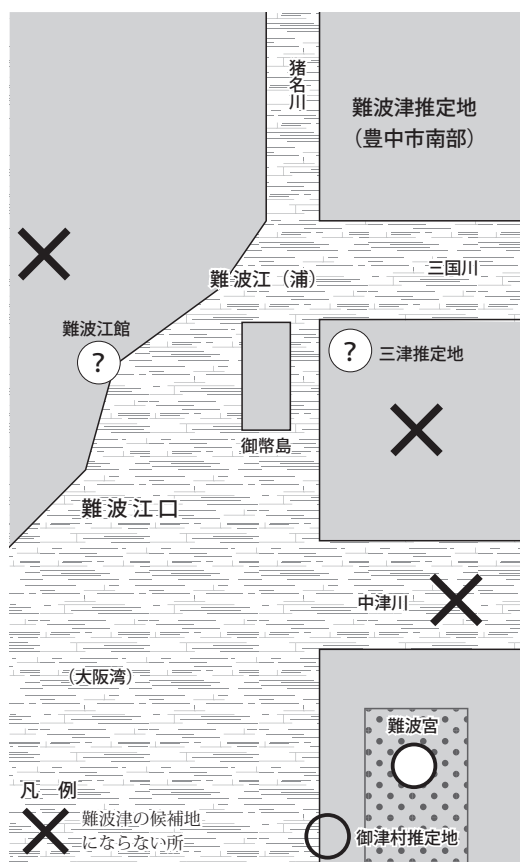
今のところ、史料をもとに三津の位置を特定するまでにいたらないが、難波潟（浦）とは近い位置関係にあり、岬状の地形と推定できるので、御幣島から東へ700mのところにある大阪市淀川区三津屋付近をその候補地にしてよいだろう。

難波津 『続日本紀』天平5年（733）3月・4月条において、「(前略) 遣唐四船自難波津進發。」とあるように、難波津からも遣唐使船が出発している。これまで述べたように外国使節団の船舶が停泊するのは難波津か難波江口となるので、大型船舶が停泊できる港湾であることは間違いない。なお、難波津の位置については、後に検討する。

以上、遣唐使船が発着できる場所のうち、難波江口は難波江（浦）の沖合に比定され、三津も難波潟（浦）の周辺である大阪市淀川区三津屋に所在する可能性が示された。大型船舶が停泊・出航できる港湾は、大阪湾岸において難波江（浦）すなわち三国川河口の一带に限定できる。

（4）難波津の位置

それでは、これらの史料から、難波津はどの地域に比定できるのだろうか。まず、「(1)」において、難波津は難波館から難波江口を挟んだ対岸に位置することを指摘し、「(2)」では難波浦が吾君川河口も含めた三国川河口の一带であることを解明した。また、「(3)」では難波江口が難波江と外海の境界（沖合）であると指摘した。さらに、そこが大型船舶の出航地になる以上、難波津や三津が難波江（浦・潟）の奥に位置する可能性は極めて乏しい。これらの条件を満たす位置は、難波江口に近い難波江（浦）の沿岸、あるいはその周辺の水辺である。具体的には、三国川すなわち現在の神崎川河口に接する豊中市南部・尼崎市南東部と、大阪市淀川区・西淀川区が候補地となる。



第 107 図 消去法による難波津の位置 (模式)

このうち、大阪市淀川区・西淀川区については、三津屋付近に三津が立地する可能性が高い。三津屋と御幣島の間は 700m しか離れていない上、その間は海水面となる。したがって、この間に難波津を想定するのは困難である。また、三津より上流側に難波津が位置する可能性は、さらに乏しくなる。中津川河口については、遣唐使は江口（難波江口）を通過しないままに、難波館に迎えられと考えられるので、推定地の対象から除かれる。尼崎市東南部については、天平勝宝 8 年（756）の日付がある『摂津職河辺郡猪名所地図』に「大物濱」・「長渚濱」・「杭瀬濱」という海浜にかかる記述があるにも関わらず、「難波津」はないので、この地域も除外される。したがって、難波津の候補地として残るのは、豊中市南部だけである。

(5) 「難波津」消滅後の港湾

『日本紀略』承平 3 年（933）条をもって、史料に「難波津」はみられなくなる。さらに、「難波浦」も『百鍊抄』延久 5 年（1073）条を最後に、実

体的な地名としては使われなくなる。一方、「難波津」が史料にみられなくなる前後から、三国川河口部の一帯に展開する港湾群を示す「河尻」が地名として使われるようになる。その初見と考えられるのが、『大鏡 太政大臣道長下』[宇多天皇在位:仁和 3 年（885）～寛平 9 年（897）]である。ただし、ここの「河尻」は桂川・木津川・宇治川が合流する一帯を意味する可能性もあり、三国川河口を示したという確証はない。

やや下って、延喜 14 年（914）4 月 28 日に提出された『(三善清行) 意見十二箇条』に「(前略) 自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻一日行、(以下、略)」として、「河尻」が現れる。この河尻は、他の港湾（泊）と同じ扱いで書き上げられているので、単なる河口という意味ではなく、港湾として扱われる。また、魚住（兵庫県明石市）から大輪田（兵庫県神戸市）までの距離と同じ分を大輪田より東へ延長すると、三国川河口部の近くまで伸びる。よって、この「河尻」は、三国川河口部に展開する港湾を示すと考えられる。さらに、『土佐日記』承平 4 年（934）2 月 6 日条では、「なにはにつき、かはじりにいる」（難波に着き、河尻に入る）後、ここで船を乗り換えて三国川を經由し、鳥養牧（摂津市鳥飼）へと淀川を遡上しているので、この「かはじり」は三国川河口の港湾と言える。これらの史料をもとに、「難波津」が見られなくなる 10 世紀前半にかけて、新たに河尻が現れると指摘できる。

その一方で、国府大渡も『扶桑略記』治安3年（1023）10月条の「廿八日入摂津國。午時。御四天王寺。（中略）次於國府大渡下乘御船（以下、略）」をもって、頻繁に現れるようになる。ただし、大渡については『古事記』仁徳天皇段に「難波之大渡」とあり、古くにさかのぼる可能性もある。また、『扶桑略記』からも知られるとおり、国府大渡は淀川以南にある四天王寺や高野山への参詣路の中継地点として利用されており、その位置は上町台地周辺に推定されている。よって、これまで明らかにした難波津の位置とは大きく離れており、直接関係する可能性は全くない。

このように、難波津が衰退する10世紀から、河尻と国府大渡という二つの要衝が現れる。その中でも、特に河尻は三国川河口にあって、難波津との関連が見出せる。

（6）難波津と河尻

国府大渡に比べて、河尻と難波津は関連する点が多い。ただし、既往の学説は、難波津と河尻の関係についても誤った解釈を示しているため、まずその点を整理することにしてしよう。

これまで、河尻は難波津が見られなくなる前後に現れ、しかもこの後に瀬戸内・淀川水運の中継地になるので、長岡京遷都に伴う運河の開削（『続日本紀』延暦4年（785）正月庚戌条）によって、（上町台地周辺の）難波津から（三国川河口の）河尻へ物流上の拠点に移行すると説明されてきた。しかし、難波津が三国川河口付近に位置する以上、この説明は全く成立しない。むしろ、三国川から淀川に通じる運河が開通したことで、難波津から難波江を出ることなく、そのまま三国川を遡上し、淀川を経て長岡京・平安京へ向かう航路が確保されたのである。つまり、長岡京遷都の後も、運河を開通させることで難波津の機能を維持させたように、その重要性は難波宮が廃止されたからといって、何も変わらなかったと言える。

それでは、先に指摘した河尻と難波津の関連性であるが、その1点はどちらも三国川河口付近に位置することである。次に、二つの港湾は10世紀前半にかけて並存するが、時代的に難波津から河尻へ移行する関係にある。さらに、瀬戸内航路との関わり方が挙げられる。先に10世紀前半に作成された『（三善清行）意見十二箇条』の一部を紹介したが、その冒頭には「重請修復播磨国魚住泊事 右臣伏見山陽・西海・南海三道舟船海行之旅、（以下略）」と記されているとおり、先の港湾は国家的な航路上の中継点と見なせる。また、河尻の後に港湾の名称は記されていないので、この航路の終点と読み取れる。一方、これと同じ頃に作成された『延喜式』のうち、「諸国運漕雜物功賃」には「太宰府海路 自博多津漕難波津（以下、略）」とある。これは、博多津と難波津をつなぐ航路が、国家的な航路である「太宰府海路」として位置付けられていたことを示す。二つの史料から、難波津と河尻は共に国家的な航路の東端にあたる港湾として、瀬戸内水運にも関わっていたと言える。ところで、『意見十二箇条』を著した三善清行は、『延喜格』の立案に参加した実務官人である。その実務官人が、国家的な港湾である難波津を差し置いて、同じ三国川の河口に展開する河尻を取り上げることに違和感を感じる。このように、瀬戸内航路における畿内側の終点が難波津であり、河尻であったと読み取れる上、共に三国川河口に展開する以上、これらを別々の港湾と考えるのは不自然であり、むしろ全く同じ港湾として扱った方が適当であろう。

しかし、難波津の位置を具体的に記した史料は管見の及ぶ範囲にはなく、文献史学的手法だけに



第 108 図 古代の河道と上津島遺跡群

頼っている、その回答はいつまでも得られない。

(7) 上津島遺跡群と古代「河尻」

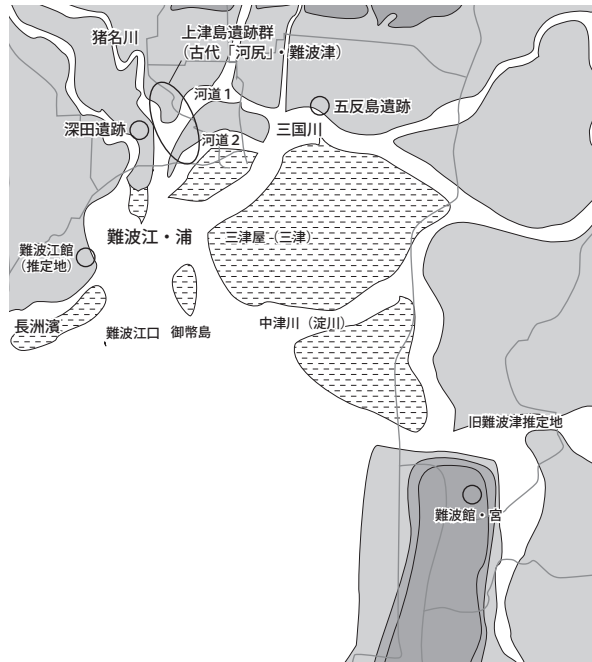
ここからは、先に紹介した上津島遺跡群と、古代「河尻」の関係について検討する。ところで、ここで古代「河尻」としたのは、河尻といっても三国川河口の位置は古代と中世で大きく異なる上、構成する遺跡も時代と共に変化するためである。例えば、中世「河尻」を構成する庄本遺跡⁽²³⁾の荘内流通拠点⁽²³⁾が形成しはじめるのは 11 世紀中頃であり、古代「河尻」と中世「河尻」は同列で論じられない。

それでは、古代の三国川河口は、どの付近にあったのだろうか。先に取り上げた『栄華物語』より、大阪市西淀川区御幣島の一帯は島状の地形であり、岬状の地形である「三津」の可能性が高い三津屋がその東側にあることから、対岸の豊中市洲到止付近が河口域になると想定できる。しかも、豊中市洲到止の一帯は、先に条里未施工地帯とした地域にあたり、陸化する時期は条里施工地帯と比べて相当遅れると考えられる。よって、その一帯が古代の難波江に含まれる可能性は非常に高く、河口部はさらに内陸へ広がると推測できる。一方、平野部では、三国川分流と推定される湿地帯が確認されている。穂積村圃堤と島田村・野田村をつなぐ堤の間に広がる湿地帯(三国川旧河道 1)や、庄本遺跡東方の字「西大寺」に連なる巨大な入り江⁽¹²⁾(三国川旧河道 2)がそれにあたる。そのうち、旧河道 1 と猪名川旧河道の一つが合流する地点が、現在の豊中市上津島・名神口の一帯であり、その両岸 2.2km にわたって、古代の流通拠点である上津島遺跡群が展開する(第 108 図)。このように、三国川河口域にあって、猪名川が合流する一帯に展開した上津島遺跡群が、古代「河尻」に比定される。

なお、旧河道 2 とする字「西大寺」から字「永田(ながら)」の一帯にかけて、元禄年間(1688

～1703)まで入り江が残っていたことが、近世の地方文書(「覚書」年不詳・元禄年間以降『庄本村岡島家文書』)や庄本遺跡第1次調査で確認されている。

以上により、古代の流通拠点である上津島遺跡群が、古代「河尻」になることが明らかになった。その上津島遺跡群は弥生時代中期後半～後期に出現し、弥生時代終末期には交通の要衝として機能する。そして、古墳時代中期には流通拠点としての性格が明確になるとおり、史料に「河尻」が出現する以前、厳密には「難波津」よりも古くに、巨大な流通拠点として成立していた。先の史料検討で指摘した古代「河尻」と「難波津」の同一性とは、古代「河尻」に比定される上津島遺跡群が、そのまま「難波津」であることをもとに、整合的に説明される。



第109図 難波津周辺の環境

もちろん、難波津がどこにあるのか、さらに難波津から古代「河尻」へ移行したことを具体的に記した史料は見つかっていない。しかも、神崎川・猪名川合流点の集落遺跡が難波津であると断定するのに十分な考古資料もないので、この見解は実証性に欠けると批判する研究者もいるだろう。しかし、ここまで古代・中世史料と考古資料によって明らかにしたすべての状況、つまり難波江とは三国川河口のことであり、その水辺に難波津があること、古代「河尻」は難波津をもとに成立した可能性を示すことや、古代「河尻」に比定される巨大な遺跡群が存在し、その遺跡群が流通拠点としての性格を帯びることは、絶対に否定できない。加えて、大阪湾岸において遣唐使船や外国使節団の船舶が停泊できる港湾は、史料の上で三国川河口域以外にないことを確認したが、これと弥生時代にはじまる古代の流通拠点とする遺跡が大阪湾岸において上津島遺跡群以外に見当たらないと指摘した点は一致している。

この結論を覆すには、大阪市淀川区もしくは西淀川区に上津島遺跡群の規模をはるかに上回り、しかも三津とは明確に区別できる巨大な流通拠点の存在を実証することである。もう一つは、難波館の位置を上津島遺跡群に求め、難波江を挟んで対峙する地域に難波津を想定した上で、その地域に巨大港湾集落の存在を確認することである。しかし、上津島遺跡群が発見されて30年以上が経とうとしているにも関わらず、大阪市北部において全長2.2km以上にわたって、大型柱穴をはじめとする弥生時代～平安時代の遺構が足の踏み場がないほど密集する遺跡群は未だ確認されていない。はたして、長きにわたって確認されていない遺跡の存在を前提に、先の見解をどこまで否定できるのだろうか。むしろ、そうした遺跡が30年以上にわたって発見されていないという事実こそ、この所見をさらに傍証するものと言えるだろう。

4. 「難波津」から古代「河尻」、そして中世「河尻」へ

先に史料の上では、10世紀前半のうちに難波津から古代「河尻」へ転換すると指摘したが、その背景には港湾の性格が大きく変化したと想定できる。

上津島遺跡群における遺物の様相を概観したとき、古墳時代後期～奈良時代には国内外に関わらず、搬入品がほとんど出土しない。特に、大陸系の遺物がないことについては、『日本書紀』皇極元年（642）2月条に「（2月）壬辰、高麗使人、泊難波津。丁未、遣諸大夫於難波郡、檢高麗國所貢金銀等、并其獻物。（～略）」（これ以外に、『日本書紀』皇極2年（643）6月・7月条にも同じような記事がある。）のように、朝貢品は難波津から難波郡（宮）へ回送されて、そこで朝廷より派遣された官人が積荷の内容を確認した上で、交易が行われるという過程をたどることに原因が求められる。このような大陸との交易と同じく、この時期の水運による交易活動は、先の『延喜式』にみるとおり、朝廷によって厳しく統制されていた可能性がある。

10世紀になると、国内の搬入供膳具は増加する。特に、10世紀中頃～後半には、穂積遺跡や豊島北遺跡で搬入供膳具や初期貿易陶磁が出土するように、古代「河尻」を中心とする流通網は後背部に展開する集落まで伸張する。その一方で、10世紀に西日本各地で楠葉型瓦器碗の原形となる黒色土器B類碗や「て」の字状口縁を有する土師器皿といった畿内産の搬入供膳具が目立つようになることから、この時期に双方向型の地域間流通が活発になると指摘した。このような地域間流通と、史料にみる難波津から河尻への移行は時期的に呼応する関係にある。したがって、7～8世紀にみられた難波津に対する統制が、10世紀前半のある時期に緩和あるいは廃止され、それによって古代「河尻」へ移行すると見なせる。つまり、10世紀における搬入供膳具の増加とは、朝廷によって統制された国家的な港湾である難波津が、双方向型の地域間流通を基盤に瀬戸内水運の東極となる古代「河尻」へ移行することで起きたのである。もちろん、「太宰府海路」の終点である難波津が国家的な統制から離れることによって河尻になる以上、そのまま瀬戸内水運の東極としての機能を引き継ぐのは当然である。また、このころには、兵庫県尼崎市側の深田遺跡が流通拠点としての様相を帯びるようになるのも、単に三国川河口の後退という自然現象だけではなく、朝廷による水運統制の弛緩という背景を含めて考える必要がある。

11世紀前半のうちに、上津島南遺跡を最後に古代の流通拠点である上津島遺跡群は廃絶する。一方、11世紀中頃には、三国川下流から猪名川合流点にかけての一带を範囲とする棕橋荘が立荘され、その荘内流通拠点である庄本遺跡が出現する。さらに、長洲御厨大物に比定される大物遺跡や、橘御園の荘内流通拠点である神崎などで構成された、中世「河尻」が成立する。11世紀中頃にはじまる領域型荘園の立荘に伴う地域編成によって、古代「河尻」はほぼ完全に解体され、多数の荘内流通拠点からなる中世「河尻」へ移行する。そして、瀬戸内水運の東極としての機能も、難波津から古代「河尻」を経て引き継がれることになる。これによって、これまで文献史学が創作してきた河尻の具体像、すなわち平安京へ年貢を輸送するための中継基地という機能は、河尻が果たした役割の極一部にすぎず、古来より続く瀬戸内水運の東極としての機能が、その本質にあると修正されなければならなくなった。

ところで、11世紀中頃にはじまる領域型荘園の立荘に伴う地域編成によって、荘内流通拠点を中心とする荘内流通網が構築されたことは前論⁽²³⁾だけではなく、先に棕橋荘と垂水西牧榎坂郷の集落で出土する土師器皿の特徴でも指摘した。このような荘内流通網が、水運などによる広域の地域間流通網と接続していることは搬入供膳具に限らず、遠隔地で生産された陶器などの商品がそれぞれの集落で消費されることから裏付けられる。12世紀に領域型荘園の立荘は全国で盛んになるが、それと共に瀬戸内水運をはじめとする広域に及ぶ地域間流通網は荘内流通網に接続することで飛躍的に伸張し、中世的流通の基礎構造が確立する。東播系須恵器などの各地域で生産された須恵器や陶器が全国に流通し、搬入供膳具である和泉型瓦器碗が鹿児島県南部の持躰松遺跡⁽²⁴⁾（鹿児島県南さつま市）で、あるいは常滑焼があまり流通しない日本海側の道場Ⅰ・Ⅱ遺跡⁽²⁵⁾（富山県婦中町）において東海系無釉陶器碗や畿内産瓦器小皿が出土する一方、豊中市内で東海系無釉陶器や防長系土師器碗、九州産瓦器碗が出土するのは、そうした広域流通網とそれに接続する荘内流通網が西日本のみならず全国を覆ったことを意味する。

さらに、京都産土師器皿が河尻から西の地域では出土しないように、平安京を中心とする流通網が西日本の全域へ伸張した可能性はなく、年貢の運上という単方向型の物流という以外に何も説明できない。しかも、荘園領主が集住するのは、平安京だけではない。南都（奈良）においても平安京と同じ物流構造が摘要できるように、年貢の運上を基礎とする物流構造とは多元的なものであった。これまで通説のように唱えられた「平安京を中心とする求心的な流通構造」には、このような多元性は考慮されず、本論で使い分けた「物流」と「流通」の性格差を混同しているように、経済活動の実態に基づいた論理とは言いがたい。京都産土師器皿が畿内とその周辺で出土ようになる14世紀前後までは、平安京を中心とする物流構造を強く意識する必要はなく、領域型荘園を基礎単位とする双方向型の地域間流通をもとに、中世的流通の本質は説明されなければならない。

本論では古代の史料などを手がかりに、難波津を三国川河口部の上津島遺跡群に比定した。そして、上津島南遺跡第1・2次調査区における遺構の変遷や出土した搬入供膳具の検討では、水運に対する国家統制の弛緩を背景に難波津から古代「河尻」へ移行すること、さらに領域型荘園の立荘を契機に中世「河尻」に再編されることを明らかにした。難波津から中世「河尻」へ移行する過程は、そのまま古代から中世へ流通構造が変化する上での画期と言える。特に、古代より続く広域におよぶ双方向型の地域間流通が荘内流通網と接続することによって、中世的流通の基礎構造が成立することをふまえると、その根底にある領域型荘園という新たな土地制度の出現が、中世的社会の方向性を決定するほどの影響を与えたと結論されよう。繰り返して述べるが、中世とはまさに「荘園の時代」⁽²⁶⁾なのである。

註

- (1) 橘田正徳「はたして難波津はどこにあったのか？」（日本土器研究会編『中世土器研究』126号 2010年）
- (2) 豊中市『新修 豊中市史 第4巻 考古』2005年
- (3) 府営上津島住宅遺跡調査団ほか『上津島南遺跡』2012年
- (4) 豊中市教育委員会『上津島遺跡 第5次発掘調査報告』1997年
- (5) 豊中市教育委員会・服部遺跡調査団『服部遺跡発掘調査報告書』1986
- (6) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成12年度（2000年度）』2001年

第Ⅱ部 中世前期の流通構造とその形成過程

- (7) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成17年度(2005年度)』2006年
- (8) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 1989年度』1990年
- (9) 尼崎市教育委員会『尼崎市埋蔵文化財調査年報 平成8年度(1) -深田遺跡第2次調査概要-』
2006年
- (10) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成20年度(2008年度)』2009年
- (11) 豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年
- (12) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成20年度(2008年度)』2009年
- (13) 橘田正徳「11世紀後半における集落編成からみた領域型荘園の成立」(九州古文化研究会『古文化談叢』64
2010年)
- (14) 寺井 誠「古代難波の外来遺物」(財)大阪市文化財協会『難波宮址の研究 第十二』2004年)
- (15) 江浦 洋「日本出土の統一新羅系土器とその諸問題」(大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター
『大井遺跡(その2)』1987年)
高槻市教育委員会『新池』1993年

第4章 総持寺遺跡にみえる荘内流通拠点の二面性

はじめに

大阪府茨木市三島丘2丁目に所在する総持寺遺跡は、弥生時代から中世の集落遺跡として知られている。府宮茨木三島丘住宅の建替え工事に伴って行なわれた発掘調査では、弥生時代の周溝墓群・古墳時代中期の小規模古墳群・古代後期の集落・中世前期の集落（荘内流通拠点）が確認された⁽¹⁾。このうち、本論で取り上げるのは、総持寺の門前に展開した中世前期の荘内流通拠点である。この集落の様相を分析することで、これまで問題となってきた発掘調査で判明した荘内流通拠点の特徴と絵図に見える「市庭」の著しい相違点を、流通拠点の二面的な構造として説明できるようになったからである。

1. 遺跡の立地環境

当遺跡は、真言宗の古刹である総持寺の北方250mに位置するとおり、総持寺村の荘園領主でもあった総持寺との関連が考えられる。したがって、『大阪府の地名』⁽²⁾をもとに、この寺院について概観する。

寺伝によると、総持寺は寛平2年（890）に藤原山蔭によって建立されたと伝えられている。しかし、藤原山蔭は仁和4年（888）に逝去しているため、建築がはじまったのはそれ以前と推定されている。この後、総持寺は藤原山蔭一門の氏寺として、一時期は勝尾寺を別院にするほど発展した。その所領としては、総持寺村のほか、高山・外院・美河原の3荘や粟生荘などが挙げられる。元龜2年（1571）の白井河原合戦で兵火にあって焼亡し、慶長8年（1603）に再建されたという。再建以前の寺域は、南北6町、東西5町の範囲であったと伝えられている。

ところで、この調査区が位置する三島丘2丁目は総持寺村の範囲にあり、中世では総持寺の所領と推測される。遺跡の北側には、西国街道（現在の国道171号線）がとおり、南側には総持寺がある。さらに、その南側は段丘崖となる。伝承にある旧寺域の規模をふまえると、当遺跡は西国街道と総持寺の間であって、その門前近くに展開したと考えられる。

なお、当遺跡は段丘上に立地するため、基本的に遺物の保存状態は悪く、出土量も沖積地の遺跡と比べて非常に少ない。このことは、遺跡の特徴を検討する上で、十分に考慮する必要がある。

2. 遺跡の特徴

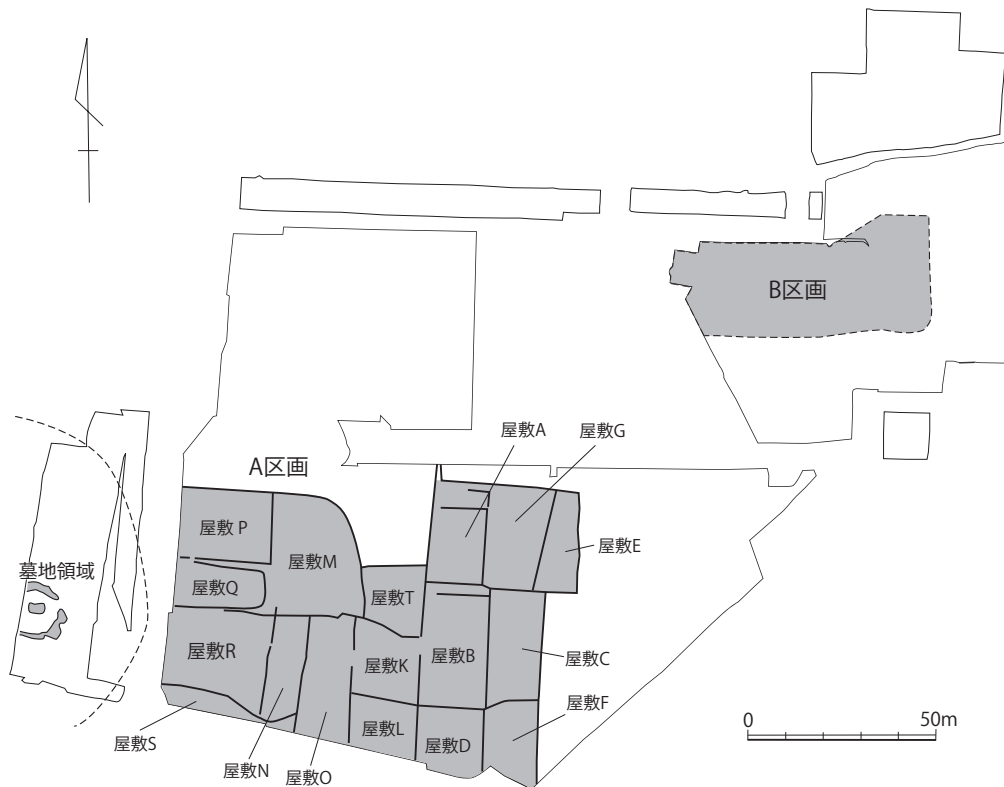
当遺跡は、模式図（第110図）および平面図（第111図）のとおり、二つの区画に分かれて集落が展開する。このうち、南側の集落をA区画、北側をB区画とする。また、A区画の西側には墓地（1区）があり、A・B区画の間（3区）には建物が散在的に展開する。ただし、これらについては本論の内容と関わるところがないので、概要等の紹介は割愛した。それでは、このA・B区画とする二つの区画について、その特徴をみることにしよう。

A区画 第111図をみると、この区画の内部は溝・柵で仕切られ、長方形の敷地にそれぞれの建物群が展開する。よって、A区画の集落形態は集村に比定できる。一方、出土遺物をみると、多くの遺物は12世紀～13世紀の所産となるが、11世紀後半にさかのぼるものも散見するので、集落の形成はこの時期に求められる。出土遺物のうち貿易陶磁には、黄釉陶器盤や褐釉陶器四耳壺といった希少品はみられない。搬入供膳具としては、屋敷Nから大和型瓦器碗1点が出土している。また、屋敷D・Nなどで硯が出土しており、砥石も散見する点の特徴の一つとして挙げられる。なお、貿易陶磁と搬入供膳具が少ない点については、報告書作成時の抽出漏れや遺物に対する説明不足も考慮する必要がある。

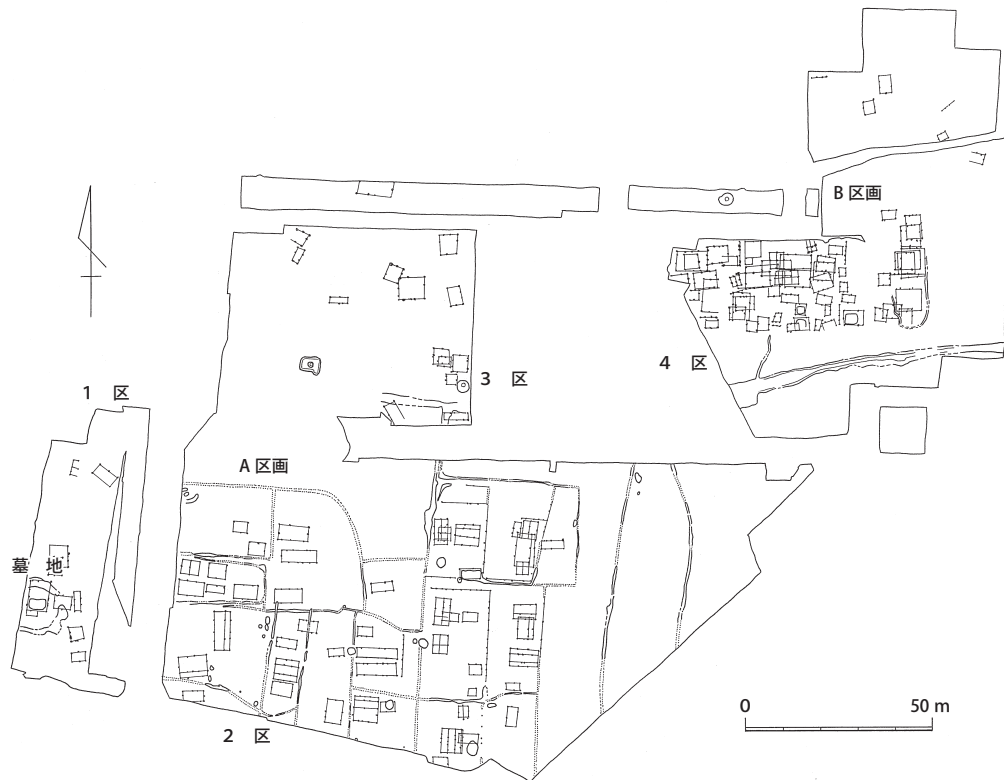
B区画 B区画もA区画と同じく12世紀～13世紀の遺物が多く出土するとおり、この時期に展開する。しかし、11世紀にさかのぼる遺物は報告書に掲載されていないため、この区画の成立時期は12世紀前半に下る可能性がある。

B区画の形態はA区画と同じく集村の範疇で捉えられるが、内部の特徴は全く異なる。第111図に示したとおり、この区画ではそれぞれの建物群を仕切る溝は掘削されていない。このため、建物の多くは不規則に重複している。また、柱間1～3間の極めて小規模な建物が多く展開する一方で、50㎡を超える建物は確認できない。個別の建物が不規則に展開し、独立した生活空間を形成していないため、建物群としてのまとまりは把握できない。

出土遺物をみると、貿易陶磁はK1332井戸で出土した褐釉陶器四耳壺と考えられる陶器片と、



第110図 総持寺遺跡模式図



第111図 総持寺遺跡平面図

その可能性がある破片2点に限られており、極めて少ない。なお、報告書ではこれらを須恵器としているので、実物を確認した上で判断する必要がある。しかし、遺跡の性格を変えるほどの影響はないので、特に実見していない。搬入供膳具については、掲載された実測図をもとに明確に指摘できるものはなかった。一方、H区包含層から長軸長17cmをはかる輪花状の硯が出土している。このような出土遺物の特徴は、A区画と共通する。

これ以外に、3区でフイゴ羽口・鋳滓（鍛冶滓）・鉄製品が出土しており、この付近で鍛冶が行なわれた可能性がある。ただし、報告書ではその詳細について述べられていないので、具体的なことはわからない。

以上、二つの区画の特徴について、集落の形態と出土遺物の内容をもとにまとめてみた。ここで挙げた特徴のうち、A区画の集落形態や出土遺物、そして遺跡の位置により、この集落は総持寺門前の流通拠点と考えてよい。その中で注目されるのが、B区画である。

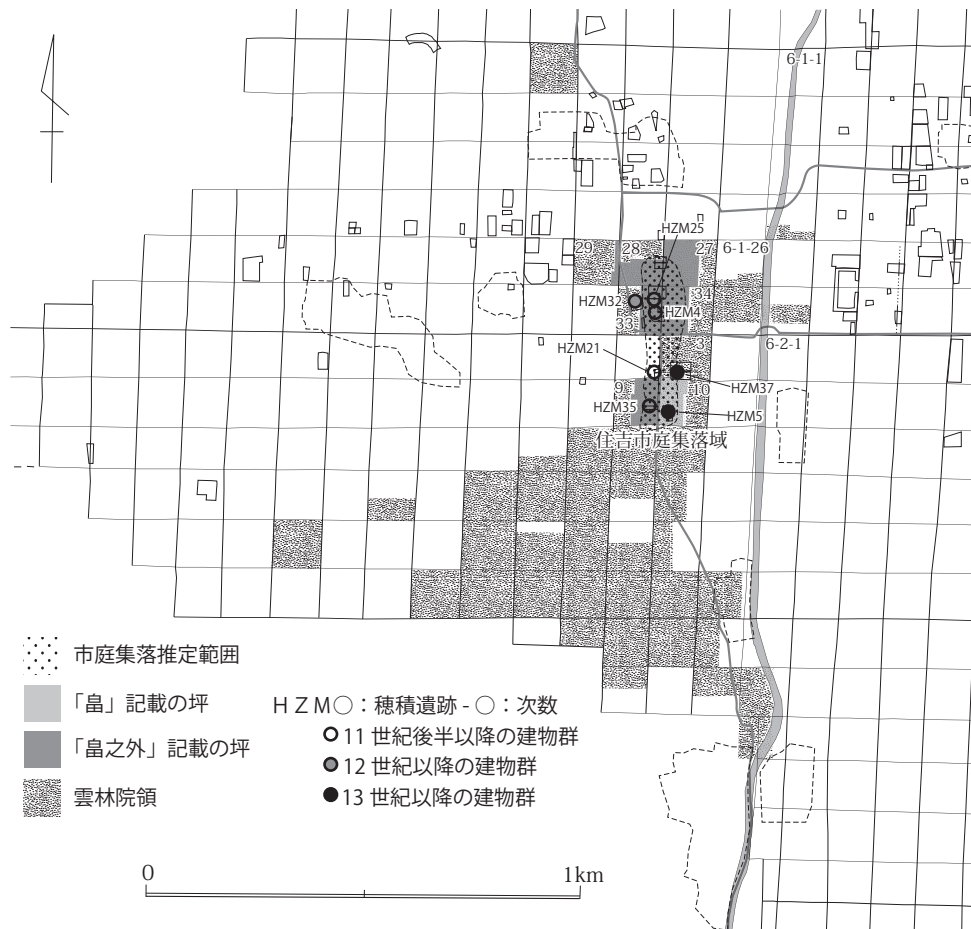
3. B区画にみる荘内流通拠点の二面性

B区画が注目されるのは、その集落形態である。制限された空間に小規模な建物が密集し、雑然と展開するという特徴は、これまで発掘調査された集落遺跡の中では特異な形態と言える。

もちろん、B区画でも遺物は出土しているので、そこで何らかの活動があったことは間違いない。しかし、建物の多くは居住に耐える構造とは言いがたく、定住性には疑問が残る。また、定住性の

ある集落である A 区画からやや離れているとはいえ、二つの区画が全く別のものとは考えにくい。むしろ、二つの区画は、発掘調査と絵図にみえる荘内流通拠点の二面性を、具体的に示しているようにみえる。

これまで、筆者は荘内流通拠点とされる遺跡が、商職人が集住する場であり、その集落形態は集村になることで共通すると指摘してきた⁽³⁾。これに対して、『一遍上人絵伝』に描かれた備前国の「福岡市」や信濃国佐久郡の「伴野の市」は定住性のある集落ではなく、平素は人が住まない広場的なところにしか見えない。これらの市庭に描かれた建物は、小規模で極めて簡素なものであり、住居と呼べるものではない。また、正和 4 年（1315）の「大覚寺見取り図」に示された「市庭」も、単なる広場にしかみえない。発掘調査で確認された荘内流通拠点と、絵巻物に描かれた非生活的でしかも広場的な市庭は、明らかに相反する様相を示している。しかし、このような二面性は、A・B 区画という異なる二つの集落によって構成される総持寺遺跡の構造と共通するところがある。つまり、商職人が集住する A 区画に対して、非生活的な空間と認識できる B 区画とは、絵巻物に描かれた交換の場としての市庭であり、広場的な空間に相当する施設であったのではなからうか。



第 112 図 「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみる「畠之外」等の分布

4. 住吉市庭などにみる二面性

これと同じことは、大阪府豊中市・吹田市南部に広がる垂水西牧榎坂郷に所在する住吉市庭でも指摘できる。

住吉市庭集落の範囲は、これまで発掘調査と周辺における確認調査によって、概ね把握されている。これに「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」(『今西家文書』)の「畠之外〇反」という注記⁽⁶⁾がある坪を重ねると、第112図のように住吉市庭の領域が復元できる⁽⁷⁾。したがって、普通の土地台帳には記されていない特殊な表現である「畠之外〇反」は、「住吉市庭」を示す注記と考えてよい。しかし、「畠之外〇反」によって示された領域のうち、市庭北側の6条1里27坪～29坪だけは、集落推定範囲を超えて広がる。一方、住吉市庭集落の北限より外側に位置する穂積遺跡第25次調査区(第112図H2M25)で検出した中世の遺構は、わずか柱穴1基にとどまる。さらに、その北側一帯で行なわれた確認調査では明確な遺構は確認できず、集落は広がらないと推定されている。これらのことから、6条1里27坪～29坪にひろがる「畠之外〇反」は、絵図などに示された広場的な空間と解釈でき、ここでも先の総持寺遺跡と同じ二面性が見出せる。

また、総持寺遺跡と似た空間構造を呈する遺跡としては、金屋南遺跡⁽⁹⁾(富山県富山市)と百間川米田遺跡⁽¹⁰⁾(岡山県岡山市)が挙げられる。

金屋南遺跡の変遷にかかる報告者の所見⁽¹¹⁾として、北東部の掘立柱建物集中地区は中世前期(12世紀後半～14世紀前半)、南部は中世後期に展開するおり、これらの集落には時期差があると指摘している。しかし、報告書の内容について検討した結果、南部掘立柱建物集中地区のうち、3-B区を中心に13世紀前半からの遺構・遺物も散見しており、北東部とは1世紀以上にわたって併存する関係にある。特に、南部は中世後期の遺構が密集するため、中世前期の遺構はこれらによって削平された可能性がある。このような状況から、中世前期において北東部と南部の掘立柱建物集中地区は併存し、流通拠点を構成する一連の集落と考えられよう。そして、北東部が14世紀に廃絶し、南部に機能が集約されるところに、流通拠点の機能統合という画期が見出される。

百間川米田遺跡では、中世の運河遺構(溝122～溝124)が確認されたが、溝122の北側では中世の掘立柱建物や井戸が多数検出されている。検出された建物の多くは、柱間が1間～2間のものであった。これ以外に庇付建物もあるが、桁行の柱間が3間以上となる建物は少ない。これらの建物は、明確な区画と伴わずに散在的に展開する。このような状況は、総持寺遺跡のB区画と共通する特徴と言える。一方、その西側の右岸水路調査区⁽¹²⁾では、集村とみられる中世前期の遺構群が検出されている。百間川米田遺跡で確認された2つの異なる集落は、共に11世紀末までに成立した可能性が高く、また中世に継続する。よって、これらが一体となって、おそらくは当摩荘の荘内流通拠点を構成したと考えられる。こうした構造は、明らかに総持寺遺跡と共通する。

まとめ

総持寺遺跡の流通拠点は、商職人の集住するA区画と交易の場となるB区画という、全く異なる性格の区画で構成されることが明らかになった。これによって、発掘調査で明らかになった荘内

流通拠点と、絵巻物に描かれた市庭にみる様相の不一致は解消される。さらに、垂水西牧榎坂郷の住吉市庭（穂積遺跡）や金屋南遺跡、百間川米田遺跡でもこうした構造が確認できるとおり、中世前期における荘内流通拠点とは、このような相反する2つの要素によって構成されることを基本としたのではなかろうか。

今回の検討では、市庭を中心に取り上げたが、市庭以外に宿や津も荘内流通拠点の範疇に含まれる。このことから、荘内流通拠点にはこのような広場的な空間以外にも、様々な構成要素が付帯すると考えられる。そうした要素を柔軟に検討することで、荘内流通拠点の特色はより明確になるだろう。そのためには遺物はもとより、まず集落の時期と形態を明確に把握する作業が、極めて重要になることをふまえる必要がある。

註

- (1) 大阪府教育委員会『総持寺遺跡』2005年
『総持寺遺跡Ⅱ』2007年
※本論で検討した流通拠点は、『総持寺遺跡Ⅱ』に掲載されている。
- (2) 直木孝次郎・森杉夫 監修『大阪府の地名』平凡社 1986年
- (3) 橘田正徳「中世的流通の基礎構造」（日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』21 2007年）
- (4) 中央公論社『日本の絵巻 20 一遍上人絵伝』1988年
- (5) 尼崎市『尼崎市史』第1巻（476頁掲載）1966年
- (6) 豊中市教育委員会『春日大社南郷日代 今西家文書』2004年
- (7) 豊中市教育委員会『春日大社南郷日代 今西氏屋敷総合調査報告書』2008年
- (8) 穂積遺跡第25次調査区の調査範囲は約40㎡で、その多くの部分は攪乱によって破壊されている。それを差し引いても、第4次調査区と比べて遺構密度が希薄であることに変わりはない。
- (9) 富山市教育委員会『金屋南遺跡発掘調査報告Ⅰ』1999年
『富山市金屋南遺跡発掘調査報告書Ⅱ』2003年
『富山市金屋南遺跡発掘調査報告書Ⅲ』2006年
『富山市金屋南遺跡発掘調査報告書Ⅳ』2007年
- (10) 文化財保護協会『百間川米田遺跡3（旧当麻遺跡）』1989年
- (11) 堀沢祐一「総括」（富山市教育委員会『富山市金屋南遺跡発掘調査報告書Ⅳ』2007年）
- (12) 岡山県文化財保護協会『百間川当麻遺跡2』1982年

第Ⅲ部
中世前期における墓制の推移

第1章 中世前期における墓地の様相

はじめに

本論の目的は、「屋敷墓試論」⁽¹⁾(※以下、「試論」とする。)で論じた中世前期に成立する固有の慣習である屋敷墓を我が国の墓制史上に位置付けるために、これに対置される墓地について検討する。

中世前期の墓地については、高橋健自の古典的な考察⁽²⁾や兼康保明⁽³⁾、藤澤典彦⁽⁴⁾の考察を挙げるにとどまる。兼康保明と藤澤典彦は、考古資料だけではなく史料なども用いて中世集団墓地を中心に、墓制の展開を述べた。さらに、藤澤典彦は夫婦墓などの展開をもとに「家」の問題を論究するにいたった⁽⁵⁾。しかし、中世前期でも特に集団墓地が成立する以前の墓地にかかる実態は、資料がほとんどないこともあって解明されず、藤澤典彦の「家」を巡る検討においても、中世前期の状況を前提とするものではなかった。こうした状況は「試論」作成時においても変わらず、1990年代に行われた各地方の集成作業⁽⁶⁾でも克服されずにいた。

中世前期の墓制にかかる全体像が明確ではない現状で、これを把握するためにはまず集落域における墓地の様相を解明し、これを時系列上で体系化し、中世後期に普遍化する集団墓地への移行過程を説明する必要がある。ここでは、当該期における墓地の具体像とその変遷を明らかにした後に、日本墓制史における位置を見定めることにしたい。

ところで、本論が検討の対象とするのは、中世的な集落が成立する11世紀後半から集団墓地が普遍化する14世紀までの期間で、九州地方から東海地方を範囲とする。また、平安京などの都市的な遺跡は、原則的に除外した。当該期における集落の形態や変遷に関しては、「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」⁽⁷⁾(※以下、「動態」とする。)ならびに「11世紀後半における集落編成からみた領域型荘園の成立」⁽⁸⁾(※以下、「編成」とする。)の所見を、土葬墓に埋納された遺物の構成については平成5年(1993)に示した遺物分類⁽⁹⁾に準拠する。本論で示す年代観は、森島康雄が明らかにした畿内産瓦器碗の年代観⁽¹⁰⁾をもとに、表現上の問題を考慮して和泉型瓦器碗Ⅰ期を11世紀後半、Ⅱ期を12世紀前半、Ⅲ-Ⅰ期を12世紀後半、Ⅲ-Ⅱ~Ⅲ期を13世紀前半、Ⅳ-Ⅰ~Ⅱ期を13世紀後半にまとめることにした。

本論で考古学的に墓と認められた遺構は、次の1もしくは2の条件を満たすものであり、この条件を満たさないものは各報告書において墳墓または墓とされたものでも除外した。

1. 遺体を埋葬した土坑、あるいはそれが推定できるもの。具体的には、墓に埋納される特徴的な供膳具が出土し、遺体を埋葬するのに十分な法量が確保された土坑、上部に墳墓固有の集石・盛土がされるか、あるいはその周囲に定型的な周溝を巡らした土坑、または上記のいずれかの条件を満たす墓または墳墓に近接して、同じ主軸方向・法量を有する土坑である。

2. 火葬骨を収納した容器を埋納した土坑、あるいはそれが推定されるもの。具体的には、上部に墳墓固有の集石・盛土がされるか、その周囲に定型的な周溝を巡らした土坑で、火葬骨を収納するのに妥当な容積を有する容器が納められるか、それに足る法量のピット・土坑である。

なお、本文中に記した註のうち、表〇〇と付したものは第Ⅲ部末尾に掲載した「中世墓資料一覧表」の文献番号に対応している。

1. 中世前期における「墓地」の仮定

これまで、この時期における墓地の様相が何も把握されずにいたのは、考古学的に認識する方法が確立していなかったことによる。そのため、この時期の墓地にかかる定義も設定できない。この二つの問題が繰り返し問われ、循環論に陥っている限り、中世前期における墓地の実態はその将来においても解明されないだろう。その一線を踏み越えるには、実態が全くわからない墓地について、あらゆる手がかりをもとに定義にかかる仮定を設定し、それに合致する事例を墓地と見なすほかにない。多様なあり方を示す墓の集合体に対して、何らかの共通する特徴を見出し、類型化をすすめることによって墓地としての特質が抽出できたならば、その仮定は一つの定義になり得る。したがって、ここでは中世前期の墓地について、その仮定を設定することからはじめる。

墓地とは、一般的に墓が群集する領域を指し示すものであり、単に一基の墓をもって墓地と見なすことはできない。しかし、中世前期の集団墓地と言える明らかな事例は、浦江谷遺跡第1次調査2区表46(第113図 福岡県福岡市)などその数はわずかであり、一般化できない。また、これまで国内で行われた中世集落遺跡の発掘調査件数を挙げるまでもなく、人口に対して墓の絶対数が足りないという状況は、巨大な集団墓地が確認されたところでもはや変わらない。

その要因の一つは、勝田至が説明するとおり、遺棄葬が普遍的な慣習として行われたことに求められる⁽¹¹⁾。たしかに『餓鬼草子』では、墓地で遺棄葬が行われているように、中世前期の墓地とはこうした葬地と一体化したものであったと推定できる。

ここまで、中世前期に墓地が存在することを前提に述べてきたが、もちろん特定の領域を設定しないままに造墓活動を行い、無作為に遺棄葬を行ったとも想定できるかもしれない。たしかに、古墳の墳丘や丘陵斜面において偶然検出される単独の土葬墓などは、そうした可能性を予見させる。しかし、先に挙げた浦江谷遺跡第1次調査2区のような集団墓地が存在する以上、中世前期において墓地という継続的に造墓活動を行う場が、領域として設定されていたことは否定できない。問題は、墓地という領域をどこに求めるのか、またそれをどのように認識するのか、という点にある。

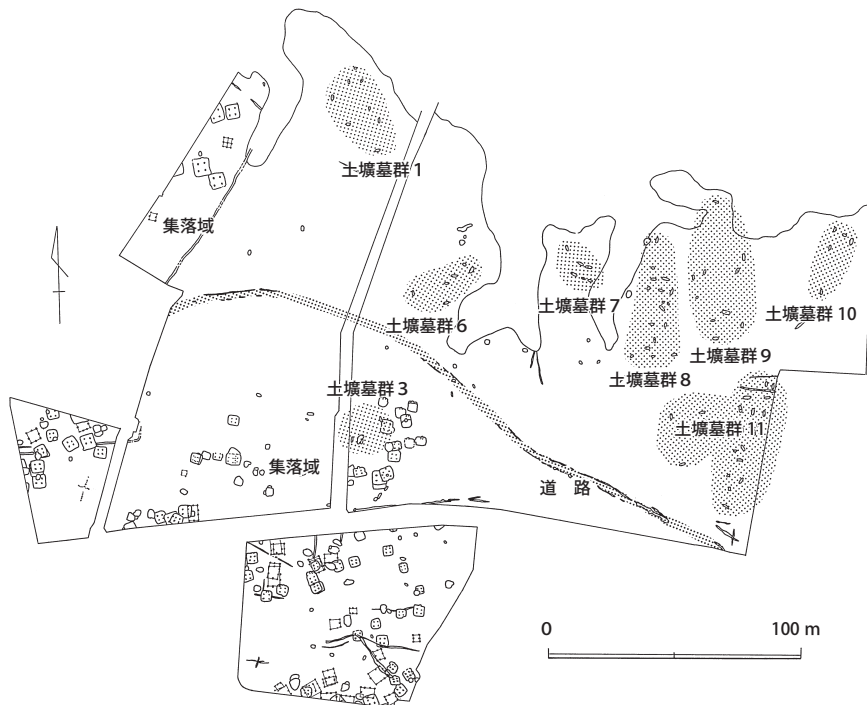


第113図 浦江谷遺跡第1次調査区Ⅱ区下段平面図

墓地という領域の位置を知る手がかりとしては、九州北部の古代集落の周囲に展開する墓地が挙げられる。古墳時代後期から平安時代中期に継続する干潟城山遺跡⁽¹²⁾（第114図 福岡県小郡市）では、道路状遺構を挟んで集落の北方に11群計79基の土葬墓からなる墓地が作られている。また、同じ集落の西側でも、集落域を挟むように、その南北で土葬墓群が検出されており、集落の周囲には土葬墓からなる墓地が展開していたことが判明している。干潟城山遺跡では、集落と耕地の間に広がる空白地帯を墓地領域とするように、集落—墓地—耕地という同心円的な空間構造が見出される。

一方、墓地を構成する土葬墓をみると、それぞれは不規則に展開するものではなく、3～22基とばらつきはあるものの、おおむね10基前後で一群を形成する。これらの群の間には、一定の間隔が認められる。これは集落を構成するそれぞれの集団が墓地内に占有する空間を保持し、出自関係に基づいて群を形成したことによると考えられる。墓地と集落は、一部に重複する部分があるものの、基本的には混在しない。このことは、継続的な造墓活動の場である墓地が、集落成員の共通認識のもとで維持されていたことを明確に示している。

干潟城山遺跡では、集落成員の合意に基づいて集落外周部の広大な空白地帯を墓地領域として設定し、それぞれの集団が占有する領域において造墓活動を行った。このような墓地は、他に鷹取五反田遺跡⁽¹⁴⁾（福岡県うきは市）や大還端遺跡⁽¹⁵⁾（福岡県朝倉市）などでも確認されており、九州北部では一般的にみられる⁽¹⁶⁾。一方、関西では同じような集落遺跡は確認されていないが、中国地方では岡山県鏡野町に所在する夏栗遺跡⁽¹⁷⁾・久田原遺跡⁽¹⁸⁾で、集落の外周に古墳と数基の土葬墓によって構成された墓地が確認されている。これらの遺跡が展開する開析谷は、ダム建設に伴ってほぼ全域が発掘



第114図 干潟城山遺跡Ⅱ・Ⅲ区平面図

調査されたものの、この時期の墓地は他に見当たらない。したがって、小規模な古墳群とその周辺に展開する土葬墓群が、墓地領域として認識されたと言える。ただし、夏栗遺跡・久田原遺跡では、集落成員に対する墓の総数は明らかに少なく、多くの成員は遺棄葬によって葬られたと考えられる。

なお、「編成」でも述べたが、西日本で古代から中世にそのまま継続する集落がないように、11世紀中頃に出現する集落と古代の集落には、立地やその形態に断絶がある。このため、墓地領域の立地がそのまま踏襲されるとは、必ずしも言えない。しかし、古代集落に伴う墓地と同じ立地において中世前期の土葬墓群が確認されたならば、それが墓地となる可能性は十分にある。

以上により、本論では中世前期の墓地を「継続的な造墓活動と遺棄葬の場として、集落成員の社会的な承認のもとで、集落周辺に設けられた領域」と仮定し、以下に述べる具体例をもとに、その有効性を考えることにしたい。

2. 墓地形態の諸類型

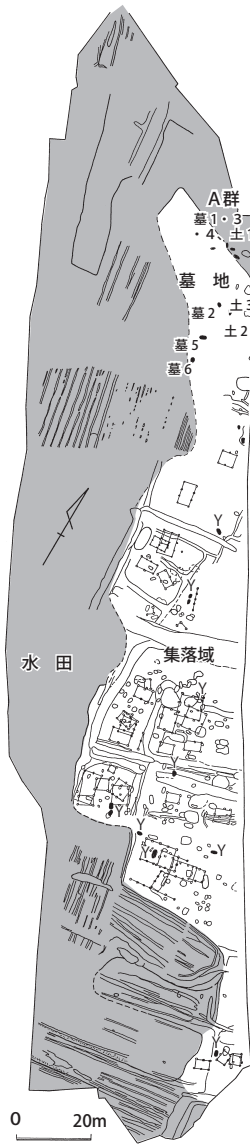
ここでは、先の仮定に基づいて、継続的な造墓活動の形跡となる複数の墓が確認された調査事例を対象に、調査区における墓の総数や群の構成などの特徴と、周辺の環境や集落との関連性をもとに類型を設定する。以下、その代表的な事例を挙げながら、各類型の特徴を検討する。

(1) 墓地Ⅰ類

集落周辺の空白地帯に数基の土葬墓が群集する事例を、墓地Ⅰ類とする。それぞれの土葬墓の間隔が概ね1m以上離れるもので、その間隔にはあまり規則性がなく、一見して密集度が低いものをⅠ-1類とする。また、その間隔が2m未満で、それぞれの土葬墓が比較的同じ間隔で作られることによって、相対的に密集度が高く見えるものをⅠ-2類とする。墓地Ⅰ-1類の代表的な事例としては津寺遺跡土筆山地区中世墓1・3・4、土坑1（岡山県岡山市・総社市）、墓地Ⅰ-2類は湊遺跡92-2区（大阪府泉佐野市）を挙げる。

津寺遺跡土筆山地区（第115図） 津寺遺跡は、足守川流域の沖積地上に位置し、その流域に沿って三手遺跡・高塚遺跡・加茂政所遺跡が近接する。山陽自動車の建設に伴う発掘調査で、12世紀にはじまる生石荘の荘内流通拠点を中心とする集落の様相が判明した⁽¹⁹⁾。ここで紹介するのは、土筆山地区で検出された土葬墓からなる墓地で、津寺集落が立地する微高地の北端部に位置する。

土葬墓が展開する一帯は、建物や井戸といった集落に関連する遺構はなく、広大な空白地帯になっている。また、空白地帯は地形的に制約されながらも、集落と耕地の境界に位置する。その空白地帯の北端



第115図 津寺遺跡
土筆山調査区平面図
(※ Y: 屋敷墓)

部において4基で一群を構成する土葬墓群（A群：中世墓1・3・4、土坑1）が、中央部付近の各所で3基の土葬墓（中世墓2・5・6）と土葬墓の可能性ある土坑2基（土坑2・3）が検出された。ここでは、北端部に展開するA群を取り上げる。

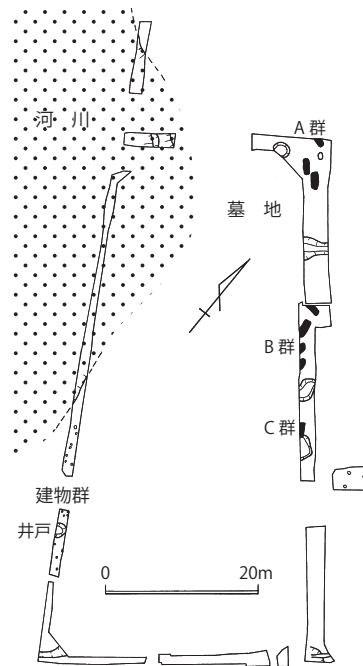
A群を構成する土葬墓の主軸方向は、中世墓4が略北になる以外は略東西で共通する。土葬墓の間隔は1～3mと一定ではなく、散漫な分布状況を呈する。土葬墓に埋納された出土遺物をみると、供膳具は遺物分類I b類の範疇に収まる。それぞれの土葬墓の上面は削平されているため、墓壇構造は判然としないが、木棺墓が主体となる可能性がある。被葬者はすべて成年以上で、性別が判明した3例のうち2例が女性で、男性は1例である。このように、群を構成する土葬墓の内容には、ある程度の共通性が認められる。しかし、主軸方向に例外があったり、間隔が一定ではないなど、土葬墓群が計画的に作られたとは言いにくい。

当土葬墓群の継続期間は、各土葬墓の出土遺物をもとに12世紀初頭～後半にかけての50年～70年程度と考えられる。これは、11世紀～12世紀に展開する建物群の標準的な継続期間が、70年前後になることとほぼ一致する⁽²⁰⁾。また、墓地は集落と同じ微高地に立地し、集落が本格的に展開する12世紀に出現するので、明らかに集落の推移と連動している。それぞれの土葬墓の特徴にみる共通性や群の時期幅などをあわせて考えると、これら被葬者の出自は集落を構成する建物群を1つの単位とする経営体に求められよう。

ところで、この墓地には、他にも数基の土葬墓が散漫に展開する。これらは、供膳具を埋納しない石敷の墓壇であったり、逆に碗・皿を大量に埋納する土壇墓であったりと、その特徴に共通性はなく、複数の集団がそれぞれ断続的に墓を造営した可能性を示すだけにとどまる。そうした土葬墓・土坑の存在を含めても、この空白地帯は必要以上に広い。空白地帯が集落の外周部にありながら、開発の対象から外されていることは、その空白に何らかの意味、すなわち造墓活動の場以外に葬地として機能した可能性もあるのではなかろうか。

津寺遺跡土筆山地区における墓地の立地は、先に述べた干潟城山遺跡の古代墓地に類似する。その一方で、群を構成する土葬墓の数や土葬墓によって構成される群の総数が少ない点で異なる。それは、被葬者が所属した集団の造墓活動に対する関心の程度に起因すると考えられる。

当類型に属する事例を、第6表に示した。このうち、御蔵遺跡6丁目北地区^{表1}（第116図 兵庫県神戸市）は11世紀後半～12世紀、他の事例も12世紀に求められる。ただし、九州北部では茶屋原遺跡^{表9}（福岡県北九州市）などのように、中世後期の事例もある。このうち御蔵遺跡をみると、神戸市域における一般的な集落の出現時期と一致しており、津寺遺跡と同じように集落の出現と連動している。また当類型は、11世紀後半と他の類型より早く出現する。



第116図 御蔵遺跡6丁目北地区平面図

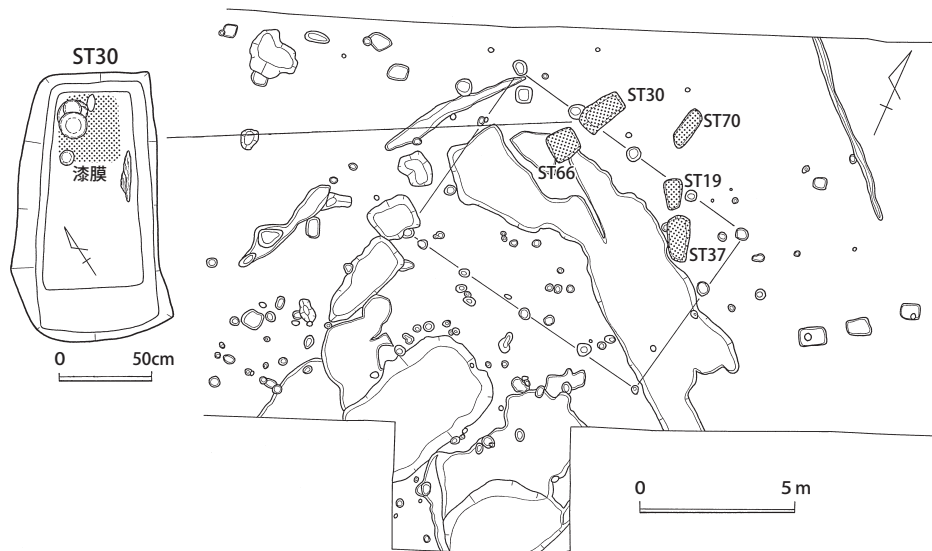
湊遺跡 92-2区（第 117 図） 湊遺跡は、熊野街道沿いに立地する集落遺跡である。この遺跡では、これまで多くの発掘調査が行われているが、共同住宅などの小規模な開発に伴うものが多く、集落の全体像は十分に解明されていない。

当調査区では、約 10 m 四方の範囲において 5 基の土葬墓が検出された。これらの土葬墓は、建物 1 の廃絶後に展開する。しかし、その周辺では 13 世紀前半以降の集落関連遺構も検出されており、土葬墓群は集落直近の狭小な空閑地に立地したと考えられる。これらの土葬墓は主軸方向と位置関係によって、ST30・66 と ST37・19・70 の 2 群に区分できるが、これらがまとまって一群を形成していることに変わりはない。

土葬墓をみると、木棺墓である ST30 には遺物分類 I c 類を構成する供膳具が埋納されるものの、ほかの土葬墓は遺物分類 II 類か遺物を含まず、ST30 とその他の土葬墓には、出土遺物の内容に大きな違いがある。

群は、ST30 などの出土遺物から、和泉型瓦器碗Ⅲ-2 期前後に作られたことがわかる。また、土葬墓群に近接する集落関連遺構は、和泉型瓦器碗Ⅲ-3 期以降のものなので、この時期には廃絶した可能性がある。よって、この土葬墓群が長期にわたって継続したとは考えにくい。その一方で、類例の中には西庄遺跡（和歌山県和歌山市）^{表13}のように、100 年以上にわたって継続するものもある。湊遺跡の土葬墓群が短期間のうちに廃絶した原因は、集落関連遺構が出現するように集落の拡大などの要因が想定される。

なお、出土遺物の内容が傑出する ST30 は、ST66 より古くなる可能性もあり、墓地形成の契機になる土葬墓と考えられるかもしれない。しかし、ST30 自体が群の中で中心的な存在と言える位置に立地しているわけではない。また遺物の面から、その群の中で特別な意味があったとしても、それは群を形成する主体となった出自集団の範囲にとどまり、墓地全体あるいは墓地の背後にある集落に対して影響を与えたとは考えにくい。



第 117 図 湊遺跡 92-2 区平面図

湊遺跡 92-2 区をみると、先の津寺遺跡土筆山地区に比べて密集度が高く、集落の直近に立地するという点で異なる特徴が見出される。

当類型に属する事例は、第7表に挙げたとおりである。ところで、先の墓地 I-1 類は空白地帯が広く、集落から離れたところに墓が作られているのに対して、墓地 I-2 類とする事例は集落の直近に立地するものが多い。その中には、津寺遺跡中屋地区^{表21}墓 25～墓 28(岡山県岡山市、総社市)などのように、集落の拡大によって廃絶したものもある。こうした墓地 I-2 類の立地にみる変化は、空白地帯の緩衝機能が次第に減退しはじめたことを示すのではなかろうか。12 世紀になると、多くの集落が出現し、その後も継続的に集落域は拡大する。その拡大によって空白地帯が圧迫されたのか、あるいは墓地 I-1 類では必要以上に広がった空白地帯の範囲を、墓地 I-2 類では設定の段階から縮小していた可能性がある。墓の密集化や緩衝機能の減退に関する確定的な要因は明確にできないが、空白地帯の規模が前代より圧迫され、大きく制約されはじめたことだけは言える。

湊遺跡 92-2 区の継続期間は 13 世紀前半といっても、和泉型瓦器碗Ⅲ-2 期前後の期間に限定される。しかし、先に述べたとおり、他の類例には 100 年以上も継続するものがある。これは、その出自集団である経営体の継続期間が、著しく長期化したことを反映している。

墓地 I-2 類のうち、12 世紀前半の例として長田神社境内遺跡^{表11}(兵庫県神戸市)があるものの、12 世紀後半以降に出現するものが多い。このことから、墓地 I-2 類はこの時期に一般化した可能性がある。また、形態上の特徴をもとに、墓地 I-1 類から I-2 類へ変化すると想定できる。墓地 I-2 類は、関西では 14 世紀までに作られなくなるが、九州北部では中世後期以降も根強く残る。

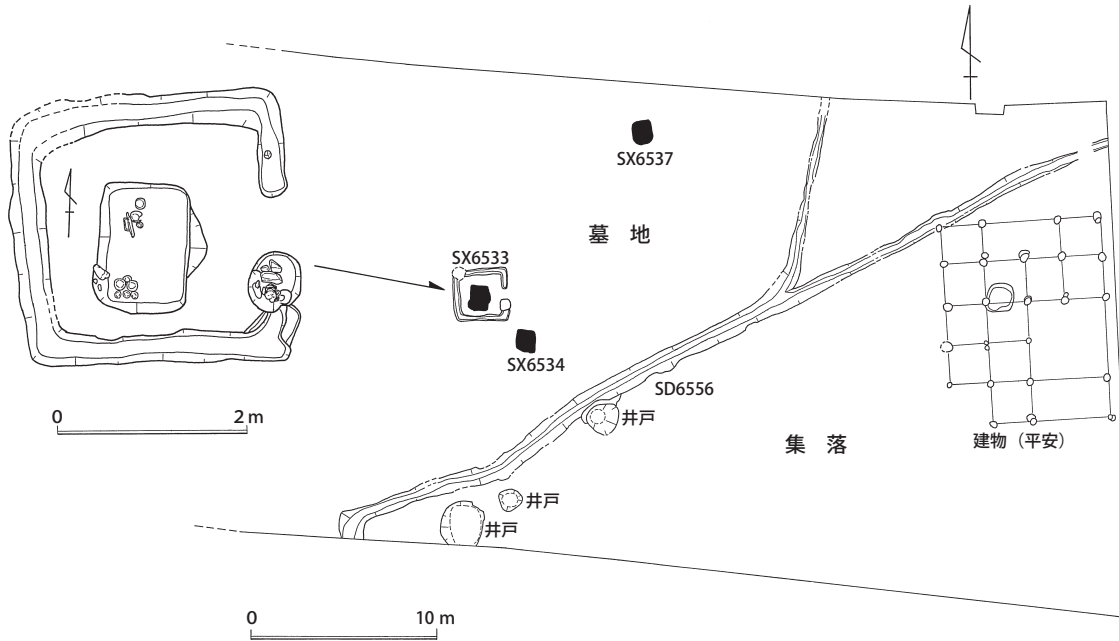
(2) 墓地Ⅱ類

集落域と対置するように、独立した空白地帯に周溝墓と少数の土葬墓が散漫に展開する事例を、墓地Ⅱ類とする。斎宮跡第 93 次調査区 SX6533・6534・6537(三重県明和町)を代表的な事例として紹介する。さらに、同じような環境にありながら、周溝墓が単独で展開するだけで周辺に墓が確認されていない例についても、Ⅱ類として当類型の範疇に含めた。

一方、徳永遺跡第 9 区⁽²¹⁾(第 125 図 佐賀県佐賀市)のように、周溝墓が群集して集団墓地を形成するものもある。しかし、これらは 13 世紀後半から展開しはじめる上、周溝墓の意味・性格が異なると考えられるので、当分類には含めなかった。

斎宮跡第 93 次調査区(第 118 図) 当調査区で検出された鎌倉時代の遺構は、建物など若干の集落関連遺構と土葬墓 3 基だけにとどまる。このような遺構の特徴をもとに、これらは斎宮に関連する施設ではないと考えられる。また、SX6533 からは落潮の摩耗した硯が出土しており、被葬者は識字層であったと見なせる。硯が出土する遺跡の多くは居館・寺院・流通拠点であり、一般的な集落遺跡における出土例は確認できない。このため、当墓地とその背後にある集落の性格については、調査成果が総括されるのを待って再検討する必要がある。

当調査区では、北東方向から南西方向に向かって掘削された SD6556 の北側において、SX6533 を中心に約 20 m 程度の範囲で 3 基の土葬墓が検出された。一方、集落関連遺構は SD6556 の南側



第 118 図 斎宮跡第 93 次調査区平面図

に分布しており、SD6556 を境界に集落域と墓地は、別々の領域に区分される。しかし、調査区周辺の状況はまだ十分に把握されていないため、空白地帯と集落域の関係は判然としない。

出土遺物をもとに、まず方形の周溝を伴う SX6533 が、そのあとに順次 SX6534・SX6537 が 13 世紀中頃～後半にかけて作られる。SX6534・SX6537 をみると、時期が新しくなるにつれて周溝を伴う SX6533 から離れたところに作られる傾向が見出される。このことについて藤澤典彦が示した解釈を参考にすると、SX6533 は墓地成立の契機として、そして墓地の中心的な存在になると理解したい。なお、これらの土葬墓は主軸方向を略北とする木棺墓で、出土遺物はいずれも遺物分類Ⅰ類である。

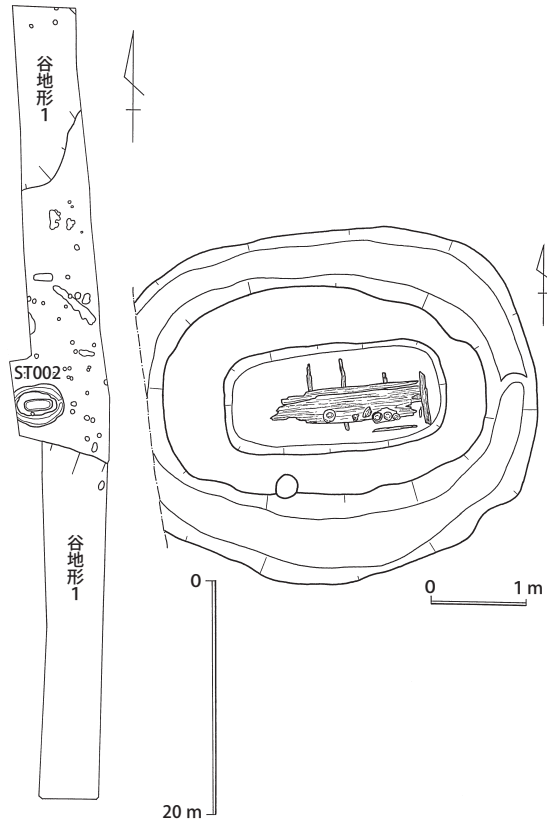
当類型に属する事例は、亜類を含めて第 8 表に挙げたとおりである。このうち、布留遺跡守目堂ツルクビ地区^{表31}（奈良県天理市）や夏栗遺跡^{表33}（岡山県鏡野町）は、墓地Ⅰ類のように集落と耕地の境界に展開するのではなく、集落と対置されるように耕地内の一角に周溝墓を作り、その周囲に土葬墓が展開し、空白地帯を形成することが特徴として挙げられる。特に夏栗遺跡では、空白地帯の周辺を建物群が取り囲むように展開しており、一円的な領域が明確に認識できる。

一方、墓地Ⅱ類にみるような周溝墓が、単独で存在する事例は各地で散見する。そのうち、西陣町遺跡 R 130 地点^{表34}（京都府長岡京市）では、包含層上面において火葬遺構が検出されており、SX13002 が廃絶した後も葬地として利用されている。また、墳墓堂が付属すると推定される田塚山遺跡群 B 地区⁽²²⁾（新潟県柏崎市）など、単独であっても墓地と見なせる事例もある。これ以外の単独で確認される周溝墓は、周辺に墓がみられない点で墓地とするには問題を残す。しかし、ここでは空白地帯に立地することをより積極的にとらえて、当類型の亜類として扱うことにした。

ところで、周溝墓は墓地において中心的な存在として視覚的に認識できるように、墓の周囲に巡

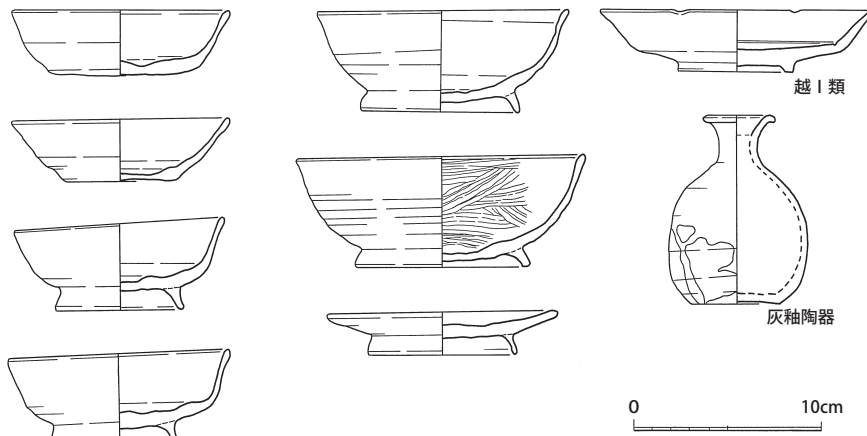
らされた周溝が、他の墓に対して階層差を表現していた可能性がある。この点について、古代の事例にさかのぼって具体的に考えることにする。

九州北部では、9世紀～10世紀の円形周溝墓が各地で確認されている。その典型的な事例として、西千布遺跡2区ST002^{表347}(第119図 佐賀県佐賀市)が挙げられる。西千布遺跡2区ST002は、南北3.8m、東西4.6mの楕円形状の周溝を伴い、木棺墓を主体部とする。主体部からは、土師器坏2・同碗3・同台付皿1・越州窯系青磁I類皿1・黒色土器碗1・灰釉陶器小型壺1・木製品3が出土した。その中で注目されるのが、越州窯系青磁I類皿の存在である。初期貿易陶磁のうち、越州窯系青磁I・Ⅲ類が出土する遺跡が限定されることはこれまでも指摘されているとおり、一般的な集落から出土した例は極めて少ない。別論で述べるが、越州窯系青磁I類皿に限らず、碗(坏)、皿

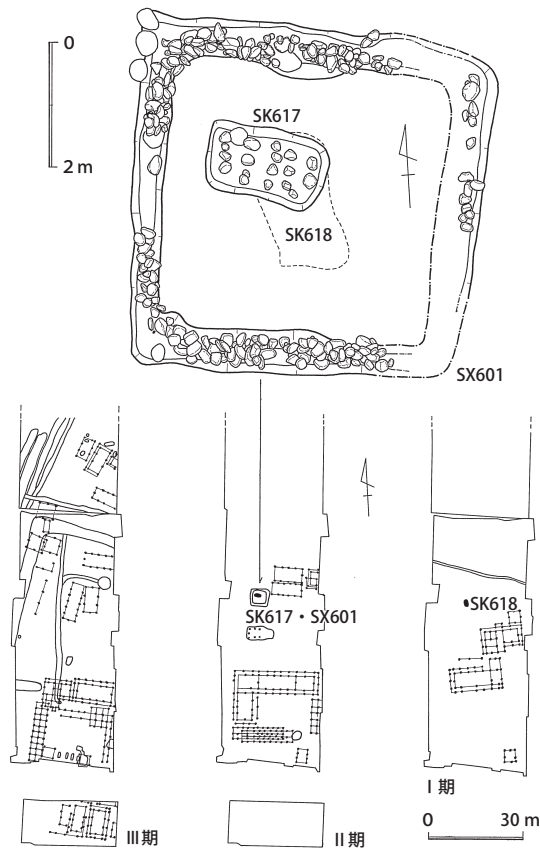


第119図 西千布遺跡2区・ST002 平面図

(坏)、小型壺からなる供膳具の構成についても、その背後に一定の特殊性が推定できる。さらに、先の干潟遺跡⁽¹³⁾(干潟城山遺跡)でも、集落外周の墓地領域に円形周溝墓が検出されている。当遺跡では多数の土葬墓が検出されているが、周溝墓は調査範囲内で1例だけであり、特殊な存在と言える。このように、古代の周溝墓は一般的な土壌墓とは異なる性格が予見できる。しかし、そうした性格は古墳時代以来の伝統をとどめるものとも評価でき、中世にどのような影響を与えたのかは、



第120図 西千布遺跡2区 ST002 出土遺物



第121図 王ノ壇遺跡

出現は並行する。その時期に居館東方の小宅荘との荘境付近に、方形周溝墓が作られる。このことは、居館の移転に伴って墓地の設定が一定の計画のもとで行われたことを示唆する。なお、居館1は12世紀末～13世紀初頭にかけて、短期間のうちに廃絶すると報告されている⁽²⁴⁾。しかし、居館を構成する遺構からは、Ⅲ-3期の和泉型瓦器碗も出土しているので、13世紀前半まで継続したと考えられる。

一方、これまで確認された周溝墓から出土した遺物を見ると、宝林寺北遺跡第1次調査区方形周溝墓の周溝からは褐釉陶器四耳壺が、西陣町遺跡R 130地点SX13002もその周溝から凝灰岩製宝篋印塔の相輪が出土している。これらの遺物は、一般的な建物群から普通に出土するものではない。このように、屋敷墓にみる対応性、出土遺物の特徴などをあわせて考えると、古代でも特別視された周溝墓は、集落の中心的な建物群や居館などの在地社会における「特定の階層」に採用された可能性が指摘できる。その一方で、多数の大型建物が検出された見蔵岡遺跡^{表69}（第149図 兵庫県豊岡市）の屋敷墓や方形居館である佐山遺跡（第31図 京都府久御山町）の屋敷墓^{表169}は普通の集落でみられる一般的な土壌墓と変わりなく、墓の特徴だけで被葬者の階層は決定できない。つまり、「特定の階層」において採用される墓の一つに、周溝墓もあったと理解すべきであり、周溝墓以外の墓をそうした階層から切り離して考えることはできない。おそらく、墓地Ⅱ類における周溝墓とは、「特定の階層」が集落において墓地領域を策定する際に、その必要に応じて採用した

不明である。

一方、中世においても、階層性を示すと考えられる事例がある。王ノ壇遺跡^{表217} SX601（第121図 宮城県仙台市）・久田原遺跡墓14^{表321}（岡山県鏡野町）・八坂中遺跡周溝墓1^{表57}・八坂本庄遺跡方形周溝墓^{表58}（大分県杵築市）といった屋敷墓の存在である。

久田原遺跡・八坂中遺跡・八坂本庄遺跡は集落の形成過程において中心的な存在となった建物群に付属し、王ノ壇遺跡は地頭代の可能性が指摘されているように、周溝墓の被葬者は集落の中心的存在あるいは在地社会における特殊な存在と推定できる。また、久田原遺跡墓14は、建物104～114によって構成された集落の中でも傑出した建物群に付属するが、近隣の夏栗遺跡にある墓地にも溝14という周溝墓がある。これらは屋敷墓と墓地という点で異なるが、集落における地位と対応すると言えるだろう。

さらに、墓地Ⅱ亜類とした宝林寺北遺跡^{表35}（兵庫県たつの市）では、居館2の廃絶と居館1の

のではなからうか。

なお、墓地Ⅱ類あるいはその亜類は、形態だけをみると古代に出現したことになる。しかし、干潟城山遺跡の円形周溝墓は墓地が展開する後半期に作られており、墓地形成の契機となるような存在ではなかった。これに対して、中世前期における周溝墓とは、墓地形成の契機としての機能が背後に想定できる。したがって、当類型と古代の事例は、明確に区別されなければならない。

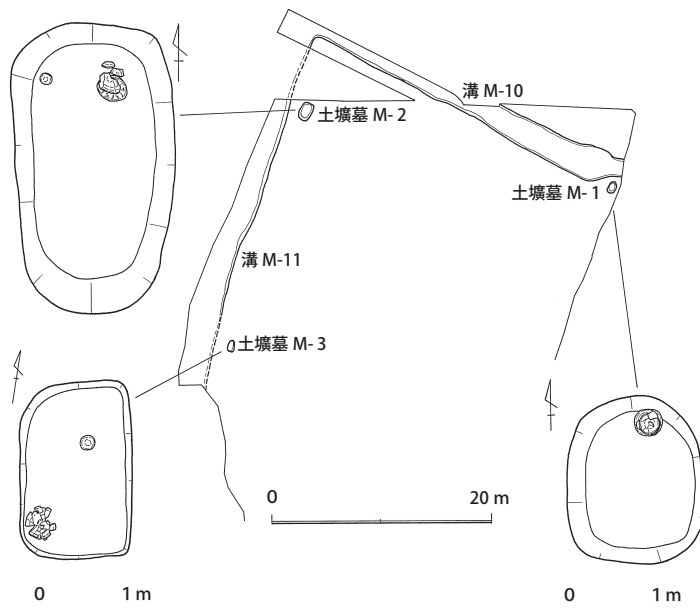
また、墓地Ⅱ亜類である西陣町遺跡R 130 地点SX13002は11世紀後半にさかのぼるので、墓地Ⅱ類の出現を11世紀後半に求めることは可能である。ただし、西陣町遺跡R 130 地点SX13002の被葬者は貴族層と想定されており、この時期の例はほかにはないことから、当事例が集落に伴うものか、検討の余地を残す。よって、墓地Ⅱ類の出現を11世紀後半に求めても、それが一般化するのには12世紀中頃と言える。

(3) 墓地Ⅲ類

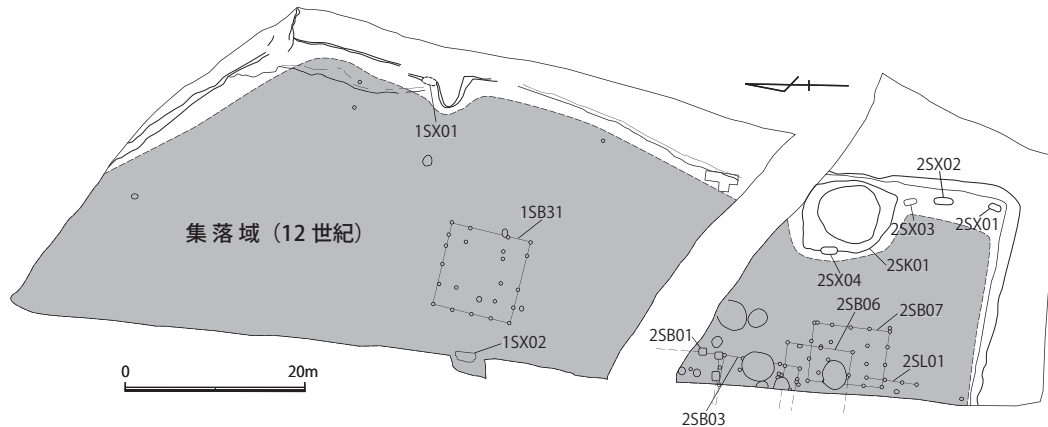
3基以上の墓が、集落の外周にあたる地形の境界や区画溝などに沿って、それぞれ3m以上の間隔をおいて作られる事例を墓地Ⅲ類とする。空白地帯を明確に伴う事例と、伴わない事例に細分できるが、事例数が少ないのでまとめて扱うことにした。ここでは、代表的な事例として日置荘遺跡Ⅲ調査区M地区^{表44}(大阪府堺市※現在は余部遺跡と統合され、「余部日置荘遺跡」と呼ばれている。ここでは、報告書の遺跡名をそのまま用いる。)を紹介する。

日置荘遺跡Ⅲ調査区M地区(第122図) 日置荘遺跡は、隣接する余部遺跡と共に河内鑄物師の集落として知られている。集落は12世紀に展開しはじめ、集村化を経て中世後期に継続する。その集落については鋤柄俊夫が検討し、そこでこの土葬墓群を集落外の墓地と位置付けているが、これに関して詳細な検討は行っていない。

当類型に該当するものは、Ⅲ調査区M地区の土壙墓M-1～3である。これらの土壙墓によって構成された墓地について、報告書ではⅠ～Ⅱ調査区に展開する集落との関連性を指摘している。しかし、Ⅲ調査区M地区はⅠ～Ⅱ調査区に展開する集落の西端から260mほど離れた地点にあり、直接的な関連性は見出しにくい。むしろ、他の類例にみる立地をもとに、M地区東方に別の集落が存在すると想定した方が妥当であろう。ただし、



第122図 日置荘Ⅲ地区Mトレンチ土壙墓群



第 123 図 上津島南遺跡第 1・2 次調査区

土葬墓群の東方は調査区外になるため、集落の存否は不明である。

土壙墓 M-1～3 は、溝 M-10 (北辺) と M-11 (西辺) に沿って検出された。土壙墓 M-1 と M-2 は約 29 m、M-2 と M-3 は約 23 m ほど離れて位置しており、まとまった群を構成していない。それぞれの土壙墓の主軸方向はほぼ北位であるが、これは溝 M-10 と M-11 を意識した結果と考えられる。一方、溝 M-10 と M-11 で形成された区画内の遺構は土壙墓 M-1～3 に限られ、集落関連遺構などは検出されていない。よって、溝 M-10 と M-11 は、空白地帯を設定するために掘削された可能性がある。

土壙墓をみると M-1 は木棺墓で 13 世紀初頭、M-2 も木棺墓で 12 世紀後半、M-3 は削平されているため墓壙構造は不明であるが、13 世紀後半の所産となる。各土葬墓から出土した供膳具の構成をみると、M-1・2 は遺物分類 I b 類、M-3 が遺物分類 II b 類であり、M-1・2 と M-3 で異なる。また、墓の時期には 30～50 年ほどの間隔があるように、世代的な連続性はなく、建物群を単位とする経営体による継続的な造墓活動の結果とは言えない。その一方で、この事例はおよそ 100 年という長期にわたって機能し、そして意識されていたと考えられる。

このほか、墓地Ⅲ類としたものは、第 9 表に示したように上津島南遺跡第 1・2 次調査区 (第 123 図 大阪府豊中市)、思い出遺跡第 7 区 (兵庫縣多可町) などがあ^{表43}る。このうち、上津島南遺跡では古代集落が開示した微高地と低地の地形境界に沿って、およそ 5～20 m 程度の間隔をあけて 5 基の土葬墓が、思い出遺跡 7 区でも集落周辺の地形境界に沿って 6 基の土葬墓が約 8～15 m 間隔で展開する。これらは、集落と耕地の境界に立地することで、日置荘遺跡Ⅲ調査区 M 地区と共通するが、その周囲に明確な空白地帯は認識できない。上津島南遺跡では、墓地Ⅲ類となる 1SX01 が 11 世紀後半につくられた後、11 世紀末から集落域が拡大したために、墓地Ⅲ類へ変化する過程が復元されており、思い出遺跡の形態もこれに共通する可能性がある。このような墓地形態の成立過程は日置荘遺跡と異なるものの、空白地帯の範囲が制限されていることには変わりなく、墓地Ⅲ類の特徴と言える。

ところで、日置荘遺跡Ⅲ調査区 M 地区を見る限り、墓地は集落に近接する可能性があり、それぞれの土葬墓に墓地Ⅱ類のような階層差は見出せない。したがって、集落を構成する複数の経営体

が、それぞれの造墓主体になったと考えられる。上津島南遺跡第1・2次調査区の墓地が墓地Ⅰ類からⅢ類へ移行するのは12世紀前半であるが、日置荘遺跡Ⅲ調査区M地区と思い出遺跡第7区は12世紀後半に下るので、概ね12世紀後半に一般化すると考えられる。墓地Ⅲ類の類例はまだ少ないが、形態上の特徴については細分類が可能であり、検討の余地を残している。

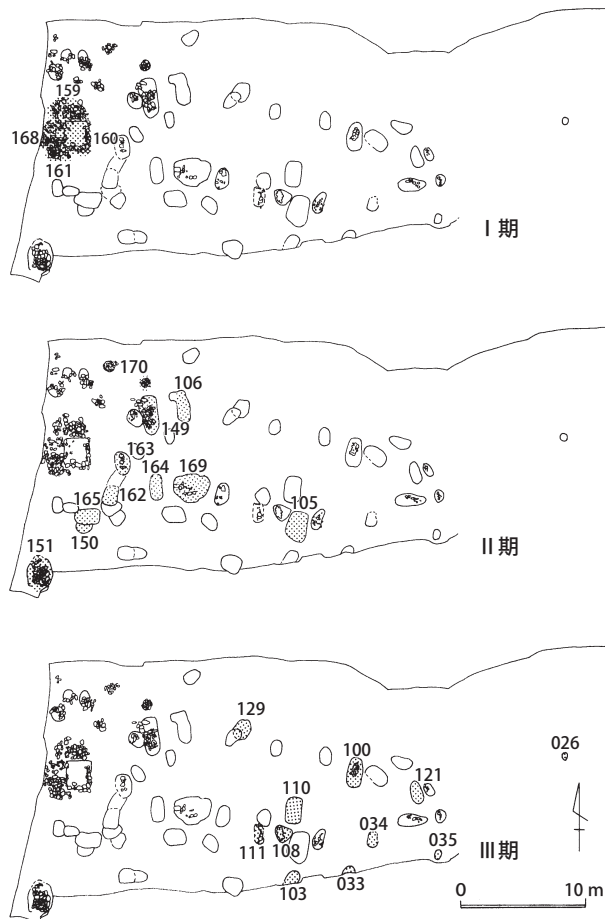
(4) 墓地Ⅳ類

一定の領域に多数の墓が集合し、可視的な集団墓地を形成する事例を墓地Ⅳ類とする。今のところ、墓地Ⅳ類に比定できる事例は、浦江谷遺跡第1次調査2区を挙げるだけにすぎない。それ以外にも、日野大谷遺跡⁽²⁷⁾(滋賀県日野町)や一の谷中世墳墓群遺跡⁽²⁸⁾(静岡県磐田市)のように12世紀後半に出現するものもある。しかし、それらが本格的に展開するのは13世紀後半であり、中世後期の集団墓地として扱った方が適当と考えた。

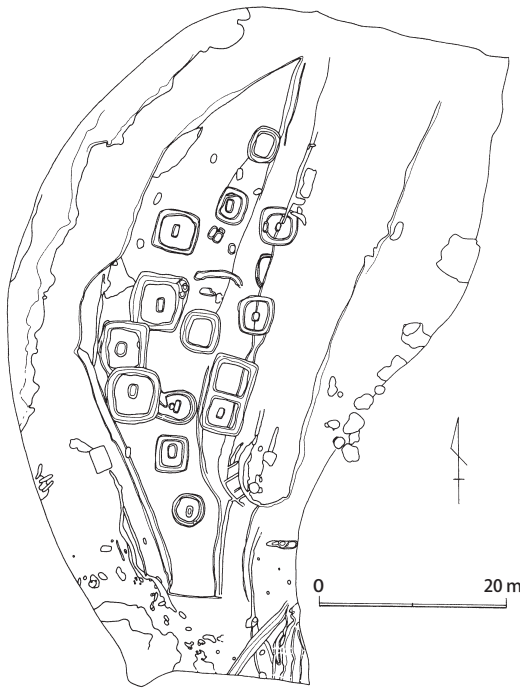
これ以外に12世紀のものとしては、馬場遺跡^{表47}(福岡県太宰府市)などが挙げられる。これらは官衙の周辺に立地し、集落に付属する墓地とは考えにくい。

浦江谷遺跡第1次調査2区(第113・124図) 舌状丘陵の先端部に展開する墓地遺跡で、弥生時代と中世前期の墓地が検出された。丘陵周辺の状況は明確ではないため、集落との関係は不明である。墓地は、舌状丘陵頂部の平坦面(上段)とその斜面中腹の狭小な平坦面(下段)の2群に分かれ、上段では7基、下段では28基の墓が検出された。まず、下段の火葬墓SR159～161・168が作られ、その後上段と下段のそれぞれに土葬墓と極少数の火葬墓が展開するようになる。特に、下段の墓地では、12世紀後半～13世紀に、その範囲を東方へ広げるように多数の墓が作られる。このように、墓地は12世紀前半～14世紀に展開する。

墓の多くは、その上面に集石区画を伴うが、集石が連結するものは火葬墓SR159～161・168に限られる。下段の墓をみると、それぞれはある程度の間隔をあけて作られており、明確な群を形成していない。なお、墓地はSR159～161・168を中心に、東方へ拡大するように作られており、SR159～161・168



第124図 浦江谷遺跡遺構変遷図



第 125 図 徳永遺跡第 9 区平面図

は墓地の中心的な存在になる可能性がある。一方、各々の墓から出土した供膳具の構成をみると、遺物分類Ⅰ～Ⅳ類が混在し、墓地全体に一貫した共通性は見られない。また、火葬・土葬が混在し、土葬墓の墓壙構造も土壙墓や木棺墓、あるいは礫塚を伴うものなどがある。墓の数が多だけに、その形態や内容は多様と言える。

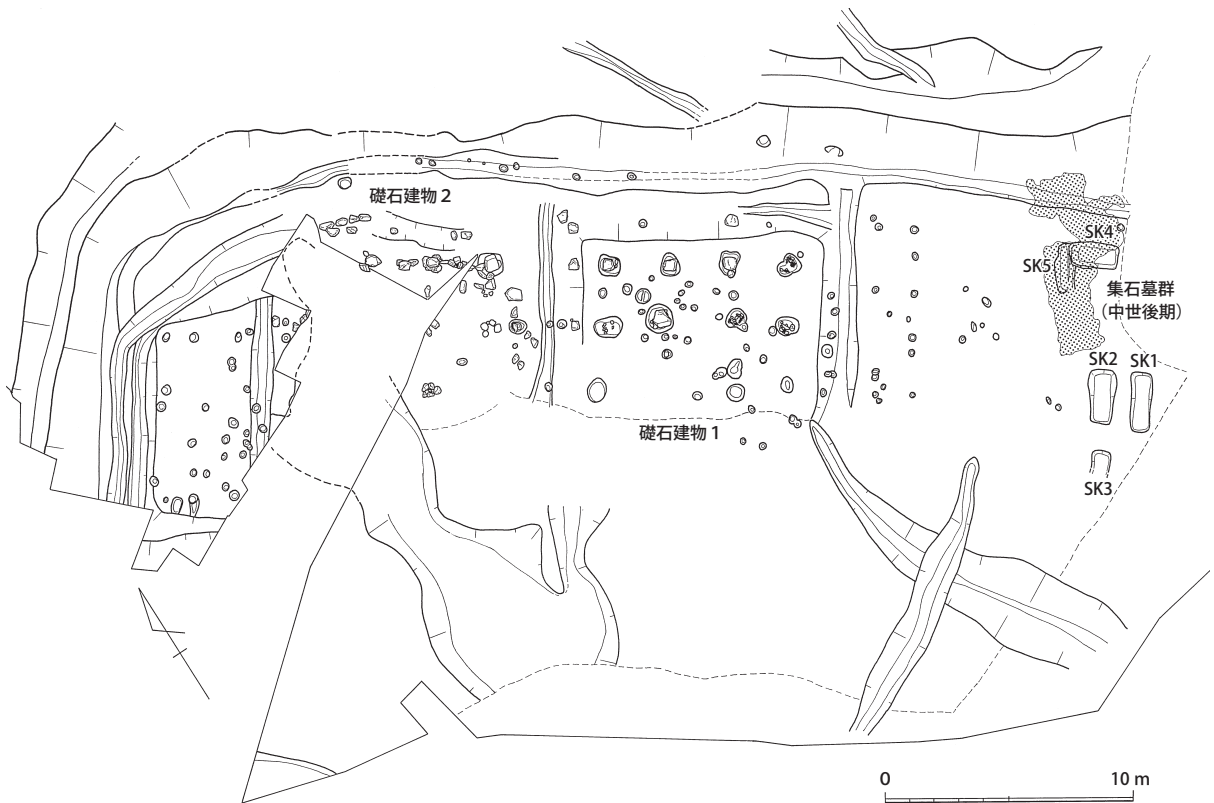
このように、SR159～161・168以外の墓は群を構成せず、それぞれが単体で存在するように独立性がある。さらに、墓地を構成する墓の内容に一貫した共通性がみられないことは、被葬者間の関係が希薄であったことを示唆する。一方、墓地の中心的な存在と考えられるSR159～161・168が火葬となるものの、その他の墓との間に大きな階層差は想定できない。よって、墓地Ⅱ類は集落周辺の墓地とは異なる論理のもとで、形成されたと予想される。

ところで、墓地Ⅳ類とする浦江谷遺跡と、13世紀後半以降に本格的に展開する集団墓地との間には、どのような相違点があるのだろうか。

13世紀中頃から本格的に展開する日野大谷遺跡では、3基以上の集石区画が列状に並ぶ形状の集石墓群を構成し、そのようないくつかの群が集合して集団墓地を形成する。このような集石区画が列状に配置される事例は、中世後期の集団墓地にみられる基本的な特徴の一つであるが、墓地Ⅳ類は列状に整然と配置されることなく、群を構成する状況もない。

一方、13世紀前半から本格的に展開する一の谷中世墳墓群遺跡の場合は、周溝を伴ういわゆる「塚墓」が墓地を構成する主要な墳墓となる。こうした形態の墳墓が群集する事例は、徳永遺跡第9区(第125図)や津古土取遺跡(福岡県小郡市)⁽²⁹⁾など、13世紀後半から形成しはじめる。一の谷中世墳墓群遺跡や徳永遺跡第9区の実例は、周溝墓が大衆化した結果と言える。また、中世後期に継続するので、墓地Ⅳ類とは性格が異なると考えられる。

このようにみると、13世紀中頃から本格的に展開する集団墓地遺跡と、墓地Ⅳ類の間には異なる論理が背景にあると想定しておいた方が適当と考える。もちろん、その双方にどのような論理があるのか、本論は解明できる水準がなく、これについては今後の課題として残しておきたい。なお浦江谷遺跡以外に、集落周辺で12世紀初頭に出現する確実な集団墓地はなく、この遺跡は極めて特殊な事例と言える。よって、墓地Ⅳ類は中世前期の主要な墓地形態とは言えないが、その存在を示すために類型として設定した。



第126図 坊迫遺跡 A 調査区平面図

(5) 墓地V類

寺院の敷地内外に、複数の墓が展開する事例とする。坊迫C遺跡SK1～5^{表49}(第126図 広島県府中市)などの事例がある。坊迫C遺跡は寺域内の1区画に作られた小規模な墓地で、被葬者は寺院関係者と考えられる。一方、加茂政所遺跡墓11・12^{表50}(岡山県岡山市)は、集落周辺の墓地に寺院が建立されたと考えられるように、これらの遺跡は一律に扱えない。中世後期には、集団墓地を伴う寺院が多く確認できるようになる。しかし、中世前期では墓地と寺院の関係が一定ではなく、その事例も極めて少ない。墓地V類も墓地IV類と同じく、その存在を示すために類型としてあげたが、中世前期における主要な墓地形態とは言いにくい。

(6) 墓地VI類

墓地I～V類に該当しない事例とする。その一つとして、万町遺跡第1・2次調査区⁽³⁰⁾(大阪府和泉市)のように、土葬墓がまとまりなく点在する事例が挙げられる。万町遺跡の場合、14世紀から火葬施設が多く作られ、葬場として利用されている。しかし、中世前期には土葬墓2基が確認されただけで、墓地認定の指標となる継続的な造墓活動は実証できない。このような事例はほかにもあり、新たな類型になる余地もある。よって、VI類として取り上げておくことにした。

また、単独の墓が丘陵斜面・古墳墳丘などで検出されるとおり、特定の領域を設定しないまま、

造墓活動を行う場合もある。よって、発掘調査で明らかにできる集落周辺だけではなく、山野や海浜なども墓地として活用されていたことだけは認識しておかなければならない。

3. 類型による「仮定」の検証

先に中世前期の墓地について、「継続的な造墓活動と遺棄葬の場として、集落成員の社会的な承認のもとで集落外に設けられた領域」と仮定した。そして、この前提のもとに、複数の墓が集まる例を墓地とみなして、類型化を試みた。このうち、墓地を認定する条件の一つである「継続的な造墓活動」については、すでに各類型の検討によって証明できた。しかし、遺棄葬の場すなわち葬地については、あまり触れなかった。ここでは、葬地という視点をもとに、先の仮定と諸類型の特徴上の整合性を検討する。

(1) 立地上の特質

各類型の立地を見ると、その多くが集落の周辺部にあることで概ね共通する。また、墓地Ⅳ・Ⅴ類についても、丘陵あるいは寺院といった集落領域の外側で展開しており、集落域と混在しない点では他の類型と共通する。中世前期の墓地は、墓地Ⅰ－Ⅰ類でも指摘したとおり、九州北部の古代集落に伴う墓地と同じく、集落の周辺という立地が選択される。つまり、中世的集落が人為的な集落編成によって形成されるにしても、墓地の立地については古代の慣習が原則として踏襲されたことを意味する。

墓地領域の立地が慣習的に踏襲される以上、中世前期においても墓地は領域的に区別されるものとして、社会的な承認のもとで設定されたと考えられる。そうした墓地と集落の領域を区分しようとする意識は、集落と接するような立地にある墓地Ⅲ類でも認められる。もちろん、津寺遺跡中屋地区墓 25～28^{表21}(岡山県岡山市・総社市)のように、13世紀後半に集落域が拡大したために、空白地帯が部分的に否定されることもある。そうした場合は、墓と集落関連遺構の間に時間差が認められるのが普通であり、それは後述するとおり空白地帯の縮小あるいは移動をもとに説明される。

その一方で、墓地領域とした立地以外にも、単独の墓が偶然に確認されることは多い。それらの事例は、集落から離れた丘陵や河川の周辺など、墓地と認識されても不思議ではない場に位置する。これまで相当数の墓が発見されてきたが、集落の中で無作為に造営されたような墓が検出された事例は確認できない。集落内において造墓活動が確認できるのは、私有地的な性格が強い屋敷地の内外に限定される。屋敷地における造墓活動は、居住者の意志に基づいて特定の目的を伴って行われるものであり、第三者による行為ではない。集落内において、無作為な造墓活動を行った形跡がみられない以上、不特定の集落成員が死者を葬る場合は、基本的に墓地であったと考える。

(2) 葬地としての特徴

墓地と集落の領域が明確に区別できるのは、その周囲に空白地帯が設定されていたからにほかならない。そうした空白地帯が、土葬墓群の占める面積に対して必要以上に広いことは、墓地Ⅰ－Ⅰ類で指摘したとおりである。それは、集落あるいは耕地との緩衝帯として機能する一方で、遺棄葬

の場として利用された可能性もある。

墓地領域となる空白地帯では、土葬墓群以外に若干の墓が散在的に作られるとおり、土葬墓群を単位とする集団以外にも不特定の利用者が存在したことを示す。しかし、その総数や分布範囲をみても空白地帯の範囲は広く、土葬墓群や散漫に展開する墓のためだけに設定されたとは考えにくい。空白地帯そのものが長期にわたって維持されたのは、わずかな集落成員によって作られた墓のためではなく、空白地帯における造墓活動以外の継続的な行為、すなわち遺棄葬が多数の成員によって行われたためと考えられる。その可能性を証明する資料はないものの、遺体の保存に適した海浜部付近に立地する鎌倉や博多において、遺棄葬によって葬られた遺体が広範囲で出土していることは傍証の一つになる⁽³¹⁾。

先に、空白地帯が否定されて集落域に取り込まれた例として津寺遺跡中屋地区を挙げたが、その段階で土葬墓群の存在も否定され、後に継続することはなかった。空白地帯の消滅とは、すなわち墓地としての機能を失うことを意味するように看取できる。葬地として機能する空白地帯とは不特定の集落成員に供された公的な場であり、中世前期の墓地において墓以上に重要な意味を持っていたのではなからうか。そのような意味がなければ、空白地帯を維持するのに必要な社会的な承認も得られないと考えられる。

以上より、多くの類型にみられる空白地帯は、仮定で示した葬地として認識できる。その一方で、墓地Ⅲ類とした事例の中には、明確な空白地帯が認識できないものもある。それは後に述べる各類型の変遷をもとに理解する必要があるが、墓地Ⅲ類を例外視する必要はない。中世前期の墓地とは、単に極少数の墓の展開から推定されるものではなく、葬地である空白地帯との関係を含めて認識することで、その形態がより明確に把握されると考える。

(3) 仮定および類型にみる墓地の本質

先の仮定について、特に立地と葬地の観点から検証した。その結果、仮定で想定した墓地の内容と類型の特徴に大きな齟齬はみられないので、各類型は中世前期の墓地と認めて妥当と考える。

この仮定と類型の実態をあわせて考えると、中世前期の墓地とは本質的に「集落の外側に葬地を伴って成立する」ものであり、その成立当初から不特定多数の集落成員に供される公的な性格をそなえ、社会的に承認された領域として設定された。また、墓地は墓地として、集落領域から隔離されたものとして成立する。つまり、中世前期における多様な墓のあり方をもって、無作為に「墓＝墓地」と想定することは許されない。

このような視点をふまえた上で、改めて各類型を見直すと、中世前期にはまだ造墓活動は大衆化しておらず、それゆえ集団墓地も例外的な存在にとどまった。そして、公的な墓地が集落の外側に設定される以上、集落内で造墓活動が無作為に行われる可能性はない。もし、仮に行われたとしても、それは非常事態として扱われ、永続的な墓地として社会的に承認されなかったと考えられる。

ここにおいて、墓地と屋敷墓は本質的に異なる墓制として、相対化させる可能性が提起できるようになった。しかし、これを行うためには、集落外周に展開したこれらの墓地が、中世後期に一般化する集団墓地へ移行する過程とその要因を明確に示す必要がある。

まとめ

中世前期の墓地は、11世紀後半～12世紀に出現する墓地Ⅰ－Ⅰ類からはじまる。墓地Ⅰ－Ⅰ類にみる立地などの特徴は、九州北部一帯でみられた古代集落に伴う墓地と共通するところがあり、古代における墓地形態を踏襲すると考えた。また、墓地Ⅰ－Ⅰ類は集落が形成された段階で出現するとおり、その成立は集落の形成を契機とする。

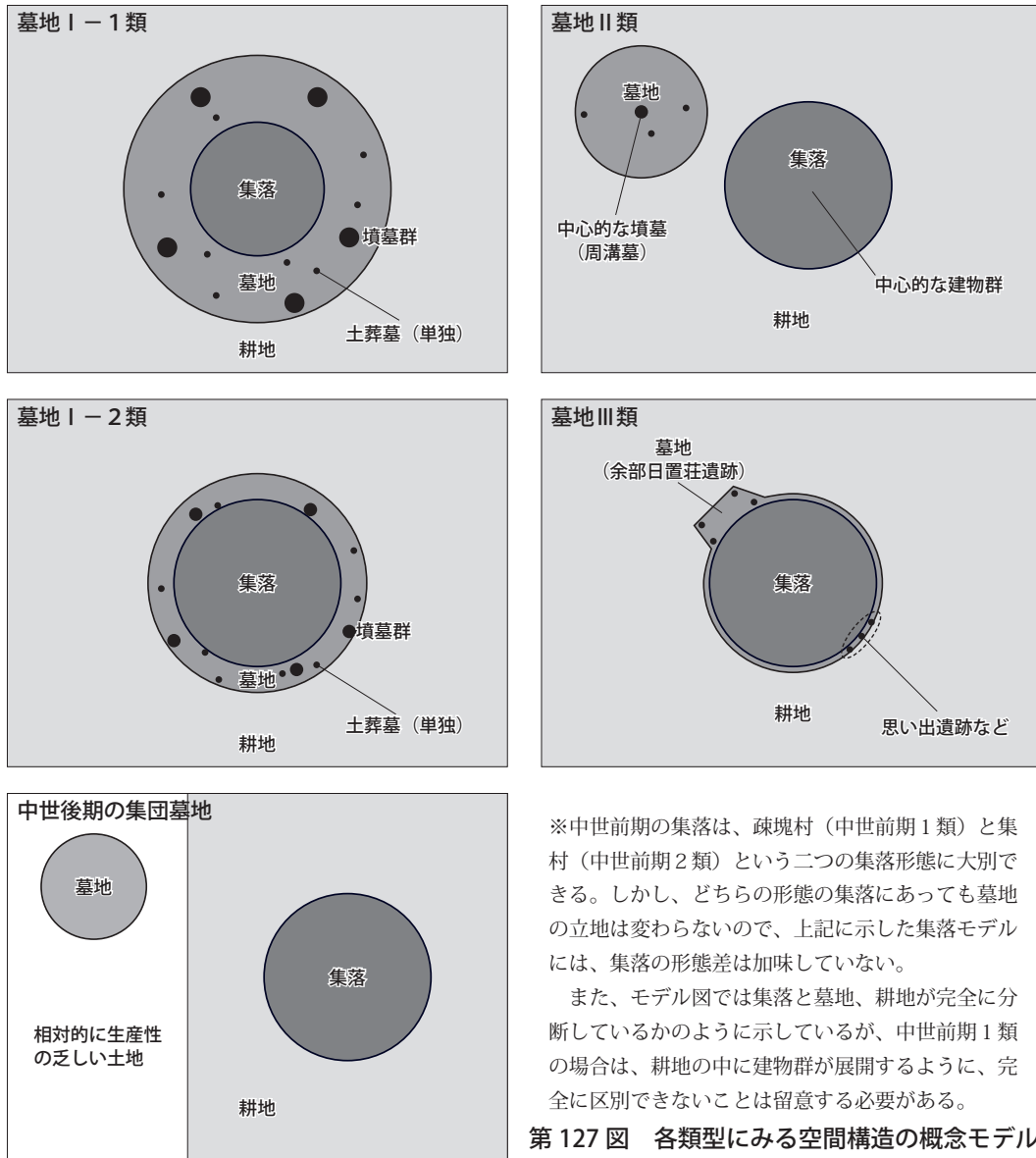
垂水西牧や橘御園、棕橋荘などの摂津における領域型荘園は、寛徳2年(1045)～延久元年(1069)の荘園整理令と同じく11世紀中頃に初見し、荘園における集落も同じ時期に成立する。筆者は「編成」で、これらの集落が荘園・国衙領の区分という地域再編に伴って編成されたと説明した。このような集落の形成過程をもとに、広大な空白地帯を伴う墓地Ⅰ－Ⅰ類も、国衙・荘園領主の関与によって設定されたと考えられよう。先に、墓地領域として認識される空白地帯の持続的なあり方から、墓地には公的な性格があると述べた。一方、垂水西牧榎坂郷のうち、春日社領(本所:近衛家)を把握する目的で作成された「文治五年春日社領垂水西御牧榎坂郷檢注加納田畠取帳」(『今西家文書』⁽³²⁾ ※以下、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」とする。)の冒頭には様々な地目が記されているが、その一つに「墓」が挙げられている。これは、墓地に公的な性格があることを、荘園領主・国衙が十分に認めていたからにほかならない。したがって、墓地領域の設定は、荘園領主と国衙の承認のもとで行われたと考えてよい。また、白河院政期における領域型荘園の立荘に際して、国衙の協力が不可欠であったと推測されているとおり、12世紀前半にかけて集落の編成と共に墓地設定のあり方も踏襲されたと言える。

墓地Ⅰ－Ⅰ類は、数基の土葬墓が散漫にまとまることから、群を形成する土葬墓の被葬者は同じ経営体の出自と考えられる。しかし、群内における土葬墓の間隔は大きく空いており、その配置に規則性があまりみられないことは、一つの経営体を構成する家族の紐帯が比較的希薄であったか、造墓行為に強く反映されなかったことを示す。なお、こうした散漫なあり方が、古代墓地における土葬墓群とあまり変わらないことは注目しておきたい。

中世的集落の形成に伴って出現した墓地Ⅰ－Ⅰ類は、中世前期における墓地の基本的な形態と言えるが、当類型が一般的にみられる時期はそれほど長くはない。12世紀に出現する主要な類型は、基本形を踏襲しつつも、異なる特徴を持つようになる。それと共に、墓地における群の継続期間も長期化しはじめる。

例えば、12世紀前半に出現する墓地Ⅰ－Ⅱ類は墓地Ⅰ－Ⅰ類の後続形態であるが、土葬墓が密集して明確な群を形成し、墓地Ⅰ－Ⅰ類のような散漫に分布する状況はみられなくなる。12世紀後半には、墓地Ⅰ－Ⅰ類にかわって、この形態が広く普及する。墓地Ⅱ類も11世紀後半には出現しているが、やはり一般化する時期は12世紀後半に求められる。ほぼ同じ頃に墓地Ⅲ類もみられるとおり、墓地Ⅰ－Ⅱ・Ⅱ・Ⅲ類が一般化する時期はそれほど大きく違わないと言える。

ところで、墓地Ⅰ－Ⅱ類には集落関連遺構と重複する事例があるなど、集落の直近に作られるものがあり、墓地Ⅰ－Ⅰ類に比べて空白地帯の緩衝機能は減退し、墓地領域の範囲も縮小すると推定できる。土葬墓が密集する要因は、被葬者が帰属する経営体の家族関係の変化と関わる可能性もあ



第127図 各類型にみる空間構造の概念モデル

るが、墓地領域の縮小に伴う過密化が反映されたと考えられる。そうした傾向が極端に現れるのが、墓地III類である。墓地III類では、日置荘遺跡（※現「余部日置荘遺跡」）のように空白地帯を限定するか、思い出遺跡のようにほとんど認識できないくらいまで制約されるようになっている。つまり、墓地I-2類と墓地III類が出現する背景には、空白地帯を縮小する意向が働いたと考えられる。

また、墓地II類は周溝墓を中心に空白地帯が設定され、集落領域に対置される一円的な領域を形成する点で、墓地I類とは異なる。さらに周溝墓は、中心的存在となって墓地を象徴するなど、他の墓にはない特殊性があり、その成立の背景は墓地I類と異なることが予見できる。特に、久田原遺跡と夏栗遺跡のような例がみられることは、墓地II類が墓地I類のように荘園領主や国衙が関与する以上に、集落形成の中心的役割を担った農民層などが強く主導して成立した可能性も想定されよう。周溝墓という一個人の私的な墓によって、空白地帯に示された墓地領域が公的な性格を帯

びる以上、その被葬者には特殊な性格を求めてもよいだろう。

最後に登場するのが、墓地Ⅴ類である。しかし、その事例は少なく、成立の背景や被葬者も一律に論じられないように、安定した類型とは言えない。墓地Ⅴ類にみる特徴が安定するのは、寺院周辺に可視的な墓地が継続的に作られはじめる 13 世紀後半に求められる。

概ね 12 世紀後半には中世前期の墓地を代表する類型が出揃い、13 世紀前半を通じて展開する。そして、13 世紀後半には減少しはじめる一方で、古墳や丘陵に作られた単独の墓も減少し、追跡しにくくなる。14 世紀には、九州北部などを除く地域で、墓地Ⅰ～Ⅲ類はみられなくなる。このような状況のもと、13 世紀後半に中世後期に継続する集団墓地が、丘陵斜面のような集落との関係が直接把握しにくい立地に出現する。

中世後期における集団墓地の規模は多様であり、造営主体のすべてを村落成員に求めることはできないだろう。それでも、栗栖山南墳墓群⁽³⁴⁾（大阪府茨木市）が馬場集落の旧墓地である「馬場の元墓」と語り継がれ、大村遺跡⁽³⁵⁾（岡山県吉備中央町）は地元地権者たちの墓地移動に伴って発見され、向田Ⅱ遺跡⁽³⁷⁾（山口県柳井市）では中世から近世に連続する墓地遺跡が調査されたが、このうち近世の墓碑銘の判明する事例はすべて宗寿院の檀家で「郷中」集落の住人であるとおりに、村落との関係が明確に把握できる事例は多い。これらの墓地遺跡は中世から近世、近代へと継続するとおり、この間に集団の大きな移動は考えにくい。

ところで、中世後期に出現する集団墓地と中世前期の墓地では、その立地が大きく異なると指摘した。しかし、中世前期の墓地は集落の周囲にあって、その関係は明確である一方、中世後期の集団墓地も集落との関係が把握できるように、墓地と集落には一定の対応関係が確認できる。このことから、立地の違いは造営主体の断絶によるものではなく、単なる移動に求められる。一方、畿内において集団墓地が出現する 13 世紀後半の社会状況をみると、流通拠点以外の集落では集村化がはじまるなど、大きな変動がみられる。墓地の移動についても、そうした変動と深く関連していた可能性が高いので、墓地形態の変遷とあわせて検討する。

11 世紀後半にはじまる中世前期の墓地は、集落領域と生産領域の間に、耕地を含みながらも広大な空白地帯を有するものであった。しかし、墓地Ⅰ－Ⅱ類にみる土葬墓群は密集する傾向を強め、空白地帯は縮小しはじめる。また、墓地Ⅲ類では空白地帯が著しく制限されるか、あるいは削除される。墓地Ⅱ類においても、その領域が一円化されるとおり、範囲は限定される。墓地Ⅰ－Ⅰ類の後に出現した各類型は、領域が相対的に圧縮・制限されることで共通する。

12 世紀になると、11 世紀後半に出現した集落は、その領域を著しく拡大しはじめる。加えて、各地で集落が新たに形成され、その数は増加する。特に、集落領域の拡大とは成員の増加によるものであり、その背景には人口を維持する以上の生産力の向上があった。これを実現する前提には、耕地開発による生産領域の拡大がなければならない。こうした状況にあって、墓地領域が圧縮されるのは必至といって過言ではない。集落と耕地の拡大が続く限り、墓地領域が圧迫される状況に変わりはなく、13 世紀後半におきる立地上の断絶もその延長で理解できるだろう。

13 世紀後半には、畿内を中心に集村化がはじまる。その根本的な要因は耕地の集約化に求められる⁽³⁸⁾。12 世紀にかけて墓地領域の圧縮に及ぶ開発の進展が、ある時期に停滞をもたらすことは予

見できる。特に、寛喜2年(1230)の飢饉は復興に10年の期間を要する⁽³⁹⁾など、人口増加に見合う生産性の向上と安定化が緊急の課題であった可能性は高い。「動態」でも述べたとおり、垂水西牧榎坂郷をみると、この時期より荘園領主が勤農権を駆使して、集村化にみる地域再編を断行していることが、断片的な史料と発掘調査の成果から推測⁽⁷⁾できる。

このような背景をもとに、改めてこの時期に一般化する集団墓地の立地をみると、丘陵斜面など相対的に生産性の低い土地であることが指摘できる。耕地の集約化による生産性の向上が至上の問題になったとき、これまで圧迫されていた墓地が相対的に生産性の低い土地へ移動されることは必然的と言える。ただし、こうした現象が一般的に確認できるのは畿内一円に限られ、そのほかの地域では集村化と集団墓地の成立時期が一致しないことがある。高塚遺跡角田地区^{表18}(岡山県岡山市)では、集村化した後も、墓地はしばらくの間だけ集落の周辺に作られている。また、笠松遺跡南Ⅲ区^{表28}(大分県宇佐市)・茶屋原遺跡^{表9}(福岡県北九州市)などのように、九州北部の集村では墓地Ⅰ類が根強く残る例がある。それは、集村化と墓地の移動が、必ずしも一律に進められなかったことを示す。つまり、集村化にみる耕地再編の内容は、その主体となる集落成員と荘園領主のもとで決定されるのであり、それによって墓地の移動も左右されたことを、これらの事例は物語っている。

中世前期の墓地は、集村化に伴ってその立地を移動し、そして中世後期に継続する集団墓地へと変化する。これ以外の特徴でも大きな違いがあるものの、ここでは集団墓地との連続性を確認するだけにとどめておく。

11世紀後半に出現した墓地は、その当初から公共性を帯びて設定されたものであり、いわば集落に付帯する公的な墓制と言える。これに対して、屋敷墓は屋敷に付属する私的な墓制であり、墓地と屋敷墓は公私という性格差によって両極化され、はじめて相対化される。

こうした墓地の形態が、集落の構造に根ざして規定される以上、集落成員の階層構成が変化した時には、その集落の墓地形態も変化する可能性がある。蚊山遺跡では、集落が形成しはじめる12世紀に、その周辺に墓地が作られるものの、13世紀になると周溝を伴うカケノ辻・角垣内地区SX305^{表37}(三重県玉城町)が出現し、一円的な空白地帯を伴う墓地へと移行すると考えられる。こうした例は少ないかもしれないが、同じ集落でも墓地形態が変化することは十分に考えられる。

また、数多くの集落が発掘調査されるなかで、やはり墓地と言える事例は少ない。河川などへの遺棄葬も一般的に行われたことは言うまでもなく、今後も検討を行うことで、さらなる類型が追加できるだろう。

註

- (1) 橘田正徳「屋敷墓試論」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』Ⅶ 1992年)
- (2) 高橋健自「中世の墓地」(史学研究会編『史林』4巻2号 1919年)
- (3) 兼康保明「古代・中世の墓制」『日本仏教民俗基礎資料集成 第一巻 元興寺極楽坊Ⅰ 蔵骨器』中央公論美術出版 1976年
- (4) 藤澤典彦「中世墓地ノート」『仏教藝術—特集 中世の墳墓—』第182号 毎日新聞社 1988年
「墓地景観の変遷とその背景—石組墓を中心として—」(日本史研究会編『日本史研究』第330号 1990年)
- (5) 藤澤典彦「夫婦墓の成立と展開—中世墓地成立の画期—」(元興寺文化財研究所『元興寺文化財研究』No.47 1993年)

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

- (6) 北陸中世土器研究会『中世北陸の寺院と墓地』1994年
三重県埋蔵文化財センター『三重県の中世墓』1992年
静岡県考古学会『静岡県における中世墓』1997年
- (7) 橘田正徳「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西氏屋敷』2005年)
- (8) 橘田正徳「11世紀後半における集落編成からみた領域型荘園の成立」(九州古代文化研究会編『古文化論叢』64 2010年)
- (9) 橘田正徳「中世前期における土葬墓の出土供膳具の様相」(日本貿易陶磁研究会編『貿易陶磁研究』No.13 1993年)
- (10) 森島康雄「畿内産瓦器碗の並行関係と暦年代」(大和古中近研究会編『大和古中近研究会資料Ⅱ 大和の中世土器Ⅱ—大和型瓦器碗とその周辺—』1992年)
- (11) 勝田至『死者たちの中世』吉川弘文館 2003年
- (12) 小都市教育委員会『干潟城山遺跡Ⅱ』1995年
- (13) 福岡県教育委員会『干潟遺跡Ⅰ』1980年
- (14) 福岡県教育委員会『鷹取五反田遺跡Ⅱ』1999年
- (15) 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—39—中道・石成久保・大選端遺跡の調査』1996年
- (16) 九州北部では、太宰府周辺などでも類似した墓地が多数確認されている。そのほか、群集墳内に墓地が作られる例もある。
- (17) 岡山県教育委員会『夏栗遺跡』2005年
- (18) 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群』2004年
- (19) 橘田正徳「中世的流通の基礎構造」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』21 2007年)
- (20) 建物群の平均的な継続期間は、集落の中心的な建物群と、その周辺に展開する建物群で大きく異なる。ここでは、周辺部に展開する一般的な建物群を指標とし、後述する小曾根遺跡など、北摂一帯で確認されている建物群を基準にした。よって、そのほかの地域では若干異なる可能性がある。
- (21) 佐賀市教育委員会『徳永遺跡群Ⅱ 徳永遺跡9区』1999年
- (22) 柏崎市教育委員会『田塚山遺跡群』1996年
- (23) 土橋理子「日本出土の古代中国陶磁」(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『貿易陶磁—奈良・平安の中国陶磁—』1993年)
- (24) 兵庫県教育委員会『宝林寺北遺跡Ⅱ』2002年
- (25) 佐山遺跡では、凝灰岩製五輪塔の一部が出土しており、西陣町遺跡 R130 地点 SX13002 の被葬者を貴族層に比定することは早計と考える。しかし、この推定に反論を示せるほど、この時期の石造物の出土例は多くないため、保留した。
- (26) 鋤柄俊夫「中世丹南における職能民の集落遺跡」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第48集 1993年)
- (27) 近藤滋「日野大谷遺跡」(佛教芸術学会編『佛教芸術』182号 1989年)
- (28) 磐田市教育委員会『一の谷中世墳墓群遺跡』1993年
- (29) 小都市教育委員会『津古土取遺跡』1990年
- (30) 和泉丘陵内遺跡調査会『万町遺跡』1991年
- (31) 齋木秀雄「都市鎌倉と死のあつかい—由比ヶ浜南遺跡の調査—」(五味文彦・齋木秀雄編『中世都市鎌倉と死の世界』高志書院 2002年)
大庭康時「都市博多の葬送」(五味文彦・齋木秀雄編『中世都市鎌倉と死の世界』高志書院 2002年)
- (32) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代今西家文書』2004年
- (33) 川端 新「院政初期の立荘形態—寄進と立荘の間—」『荘園制成立史の研究』思文閣出版 2000年
- (34) (財) 大阪府文化財調査研究センター『栗栖山南墳墓群』2000年
- (35) 免山篤・井藤暁子「水利・その他現地調査の成果」(財) 大阪府文化財調査研究センター『大阪府茨木市・箕面市 所在 彩都 (国際文化公園都市) 周辺地域の歴史・文化総合調査報告書』1999年)
- (36) 岡山県教育委員会『宮地遺跡 大木遺跡 大木古墳群 粧田山城跡 大村遺跡ほか』1996年
- (37) (財) 山口県教育財団 山口県埋蔵文化財センター『向田遺跡Ⅱ』2002年

- (38) 山川 均「中世集落の論理」(考古学研究会編『考古学研究』45巻2号1998年)
「中世集落と耕地開発」(シンポジウム「中世集落と灌漑」実行委員会編『中世集落と灌漑』1999年)
- (39) 西谷地晴美「気象災害と土地政策」『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社 2002年

第2章 屋敷墓の展開からみた中世的「家」の成立

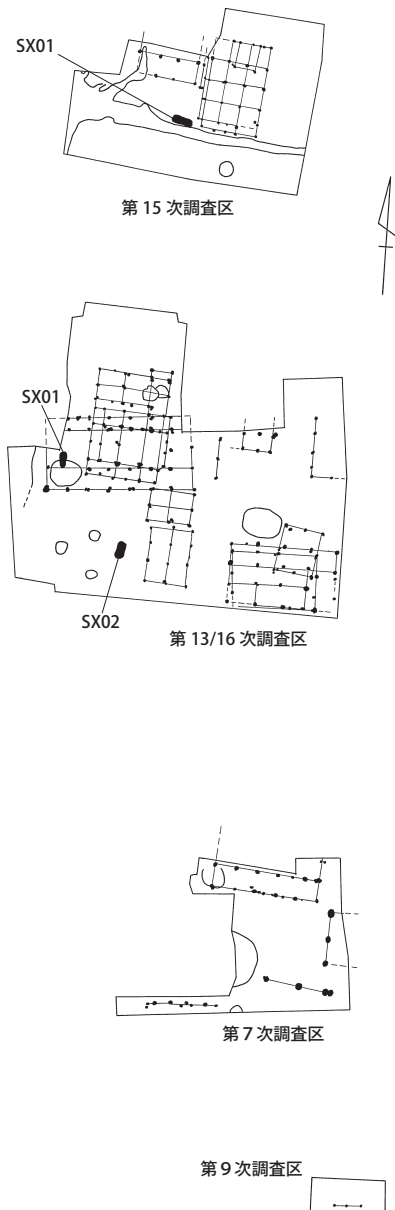
はじめに

屋敷墓については民俗学で論争が起きるほど研究が活発に行われ、文献史学でも勝田至⁽¹⁾が史料を駆使して中世前期にさかのぼることを証明しつつ、その成立には家産を継承する「イエ」が存在することを指摘するなど、考古学以外の分野においては相応の研究が行われていた。しかし、宮田遺跡⁽²⁾（大阪府高槻市）において屋敷墓と考えられる土葬墓が発見されてから「屋敷墓試論」⁽³⁾（※以下、「試論」とする。）が公表されるまでの間、考古学的手法を用いて、その歴史的意義は本格的に検討されるには至らなかった。

「試論」の後には、山田清朝⁽⁴⁾が川除・藤ノ木遺跡の木棺墓について検討し、服藤早苗⁽⁵⁾が提唱する「家」の問題と屋敷墓の関連性を着目した。また、松岡敬代⁽⁶⁾は大型建物群に付属する土葬墓をもとに屋敷墓にかかる受容層の問題を、佐藤竜馬⁽⁷⁾も同じ集落における屋敷墓の有無とその階層差から「安定した農業経営を実現した」階層に受容されるものとは見なさず、当該地では「生産・流通からみた社会的地位」の側面も考慮するべきとの見解を公表した。このように、屋敷墓の存在そのものは各地の事例をもとに肯定されるようになり、若干ではあるが屋敷墓の性格や受容層について、各地域の実情に即した検討がなされつつある。しかし、それぞれの検討では問題点を指摘するだけで、本質的な要因を解明するには至っていない。

その一方で、屋敷墓の事例は増加の一途をたどり、それまで認識できなかった多様な形態が明らかになってきた。その多様な形態と変遷過程の背景については、すでに小考⁽⁸⁾で述べた。しかし、この段階では基準資料とした豊中市内の事例とその周辺地域の概要を提示しただけにとどまる。ここでは、屋敷墓と建物群の同時期性について検証した上で、先の小考で示した類型とその変遷過程について、その後の修正も含めて詳述する。

なお、本論中の註に表〇〇と付したものは、第Ⅲ部末尾の「中世墓資料一覧表」の文献番号に対応する。



第128図 小曾根遺跡調査区周辺図

1. 建物群との同時期性に関する検証

これまで、屋敷墓と建物群の同時期性を検証する作業はそれぞれの報告書でも行われているが、屋敷墓にかかる研究の根幹はここに求められる。このように本論の基礎となる重要な作業であることから、ここでは発掘調査の詳細を把握している小曾根遺跡第13/16次調査・第15次調査と北条遺跡第6次調査（いずれも大阪府豊中市所在）について取り上げる。

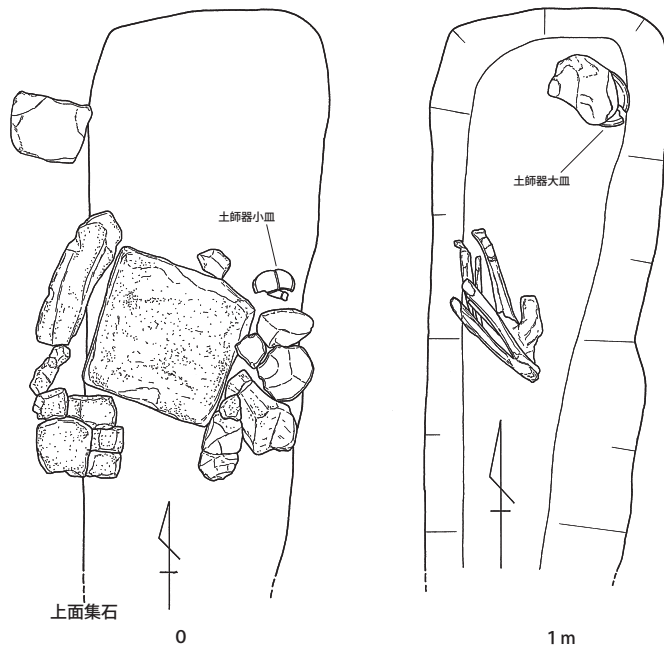
なお、これらの調査区で出土した遺物の一部は「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部域における中世的集落の動態」⁽⁹⁾に掲載したので、あわせて参照していただきたい。

(1) 小曾根遺跡

当遺跡は、康平5年（1062）に初見する摂関家領（後に春日社領）垂水西牧のうち、榎坂郷を構成する村落の一つである小曾根村に比定される集落遺跡であり、豊中市南部の沖積平野に立地する。屋敷墓は、第13/16次調査区と第15次調査区に展開する11世紀後半～12世紀中頃の建物群において検出された。以下、各調査区毎に、その概要を紹介しながら、同時期性を検討する。

第13/16次調査区（第131図） 当調査区では、総柱建物を主屋とする東西二つの建物群が確認された。このうち、土葬墓を伴う西群の建物群について、調査の所見を述べる。

西群では、多数の柱穴から2棟の主屋（SB01・02）と副屋（SB04・05）が復元できた。建物群は、SB01・02が重複するとおり、柱穴より出土した遺物と建物の主軸方向から、第1期（SB01）と第2期（SB02・04・05）の2時期にわたる変遷が推定できる。各々の建物に復元された柱穴の周囲には、多数の柱穴が重複しており、建て替え以外にも近世の民家で一般的に行われる「継ぎ柱」や「柱の差し替え」などによる



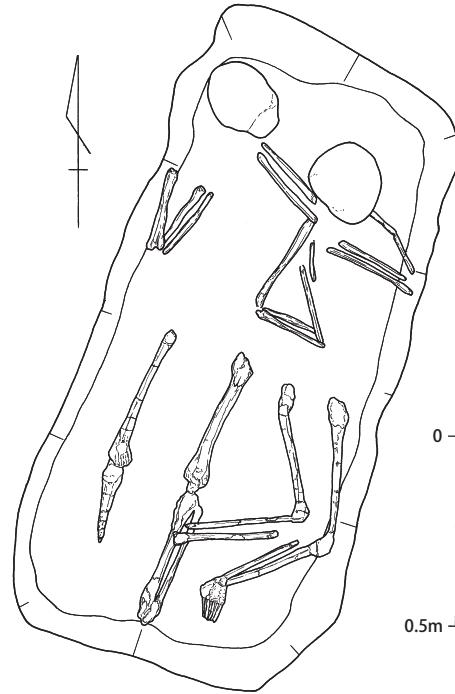
第129図 小曾根遺跡第13/16次調査区 SX01

数回の改修が想定できる。このうちSB01は、その柱穴の柱痕より出土したⅡ-1期の和泉型瓦器碗（第177図24）から、11世紀末～12世紀初頭の間に解体されたと推定できる。また、SB01内で検出されたSK04（土間状遺構）からはⅠ-2期の和泉型・楠葉型瓦器碗が出土しており、第1期は11世紀後半～12世紀初頭までと言える。一方、SB02からはⅡ-3期の和泉型瓦器碗（第178図1）が出土し、他の遺構でもこの時期以降の遺物は出土していないことから、第2期は12世紀前半に収

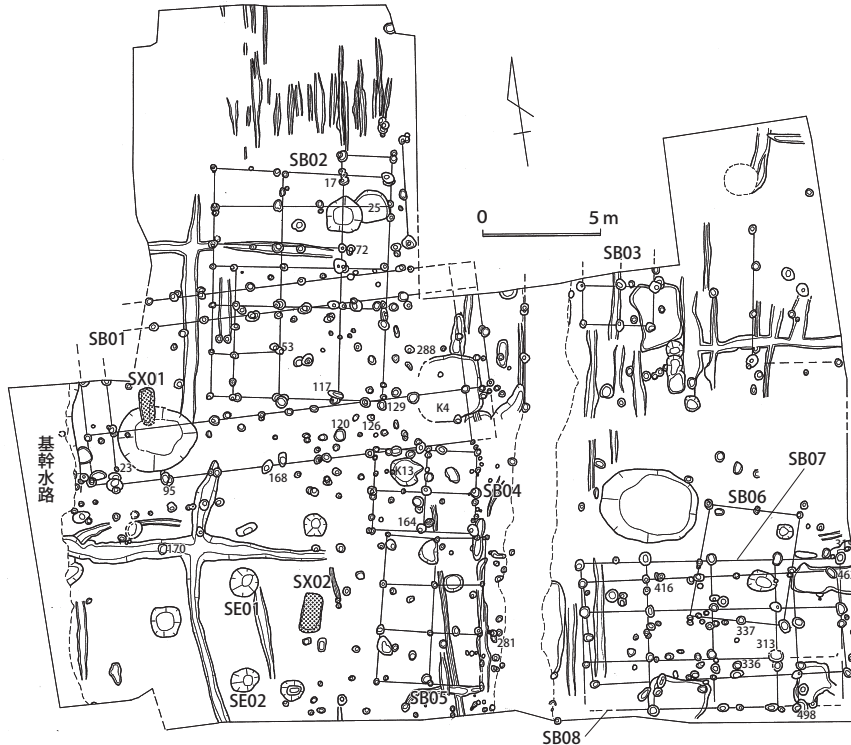
まる。このほか、11世紀末～12世紀初頭の土師器皿がまとまって出土したSP170(第179図1～13)など、建物群内の遺構からは11世紀後半～12世紀前半の遺物が出土している。

このような調査区における濃密な遺構や出土した多量の遺物は経営体が継続的な活動を行った所産と言え、一時的にも断絶したとは想定できない。もちろん、建て替えに伴う空白期間は想定するべきであろうが、和泉型瓦器碗のⅡ-1期におさまる程度の短期間であり、同じ経営体が継続的に居住したと考えてよい。

次に土葬墓をみると、SB02の西辺においてSX01(第129図)が、また主屋南方に位置する副屋(SB05)の西辺でSX02(第130図)が検出されている。このうち、SX01は上部に集石を伴う土壇墓で、頭部の下から出土した土師器大皿(第248図1)をもとに、11世紀末～12世紀初頭の所産と言える。同型式の土師器皿はSP170でもみられ、当建物群と



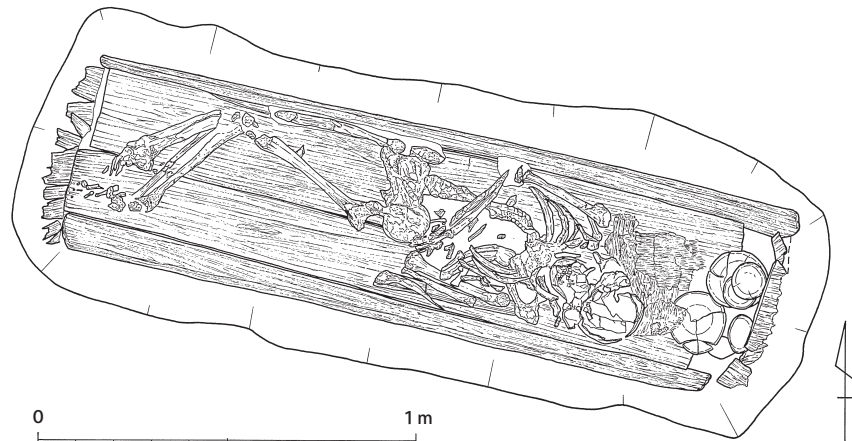
第130図 小曾根遺跡第13/16次SX02



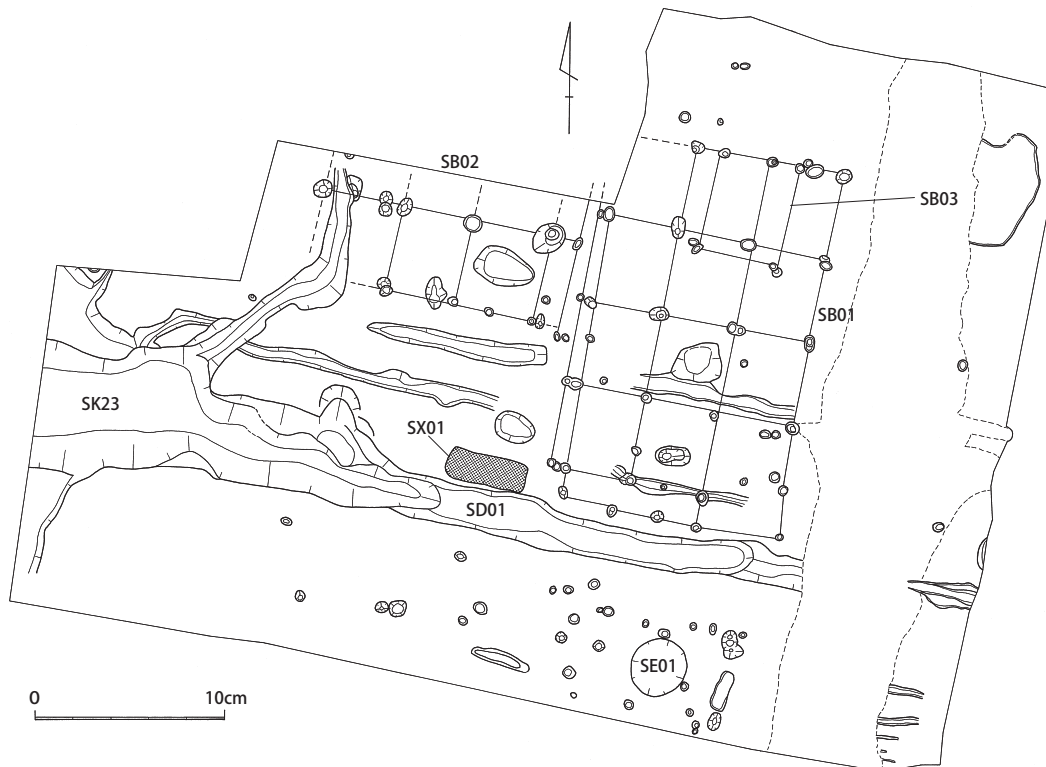
第131図 小曾根13/16次調査区平面図

同じ時期の所産となる。包含層上面で出土した集石はSX01直上にあるものの、墓壙と集石の主軸方向は異なり、下層に墳丘となるような堆積層は確認されていない。しかし、集石内からはほぼ完形の小皿（第248図2）が出土しており、何らかの祭祀が行われたと考えられる。これらの状況から、集石がSX01の直上にあることは偶然の所産ではなく、むしろ幾度となく据え直された結果、包含層上面に配置されたと想定した方が妥当と判断する。

一方、SX02は2体の遺体が合葬された特異な事例である。供膳具は埋納されていないため、その時期は確定できない。ただし、埋土中からは体部の外面に粗雑なヘラミガキを施す和泉型瓦器碗



第132図 小曾根遺跡第15次SX01



第133図 小曾根遺跡第15次調査区平面図

の破片が出土する一方で、それ以降の時期に比定できる遺物は出土していないので、和泉型瓦器碗Ⅱ期の所産と考えられる。以上により、これらの土葬墓は屋敷が継続する11世紀後半～12世紀前半に、建物のそばに意図的に作られたことは確実である。

第15次調査区（第133図） 当調査区は、第13/16次調査区の北側に位置する。第13/16次調査区で検出された建物群とは耕地によって隔てられているので、別の建物群となる。建物群の南限はSK23に流れ込むSD01で区画され、その北側に4間×2間の庇付き総柱建物（SB01）と、2間以上×2間の総柱建物（SB02）が検出された。このうち、SB01西辺の柱列に並行する柱穴列があり、建物は1回以上改修されたと想定できる。また、庇と考えられる南辺の柱穴も並びが悪く、増築の可能性がある。SB02を構成する柱穴の1つから、11世紀前半～中頃の黒色土器A類碗の底部片が出土している。よって、建物は、この時期以降に建築されたと考えられる。

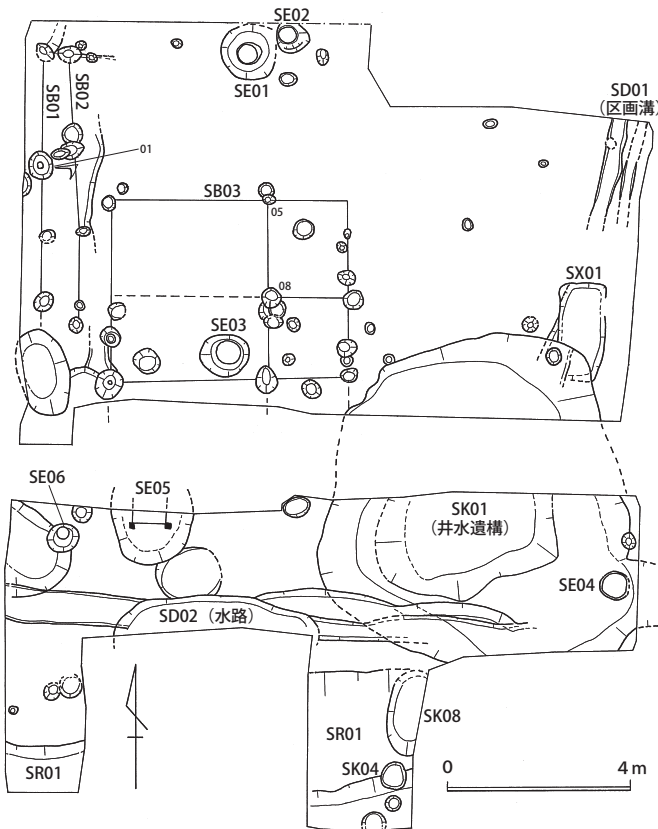
SX01以外の建物群に伴う遺構としては、SD01とSK23がある。SK23からは、楠葉型瓦器碗Ⅰ-1期～和泉型瓦器碗Ⅱ-2期の遺物が出土している。これらの遺物に型式的な断絶はなく、その出土状況をもとに継続的に投棄されたと推定できる。したがって、SK23から出土した遺物の時期幅は、そのまま建物群の継続期間を反映していると言える。

一方、SX01（第132図）は主屋に比定されるSB01の西側、SD01に沿って検出された。SX01は、出土した土師器皿（第246図）より11世紀後半の所産と言え、建物群の継続期間に一致する。当調査区の事例も屋敷内の位置からみて、第13/16次調査区と同じく建物のそばに意図的に作られたものと言える。その被葬者は、壮年～老年の女性とされている。

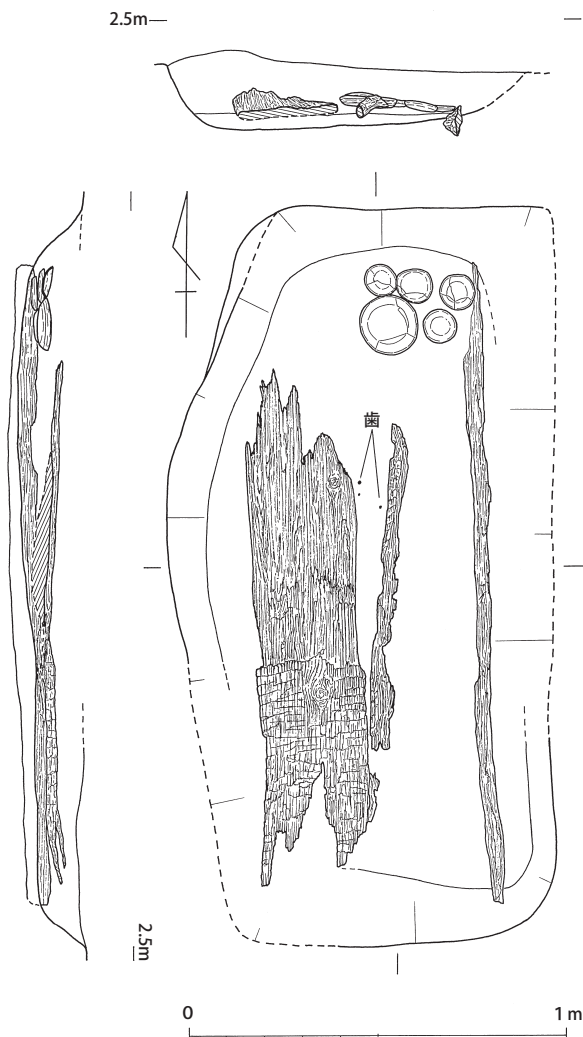
（2）北条遺跡第6次調査区

北条遺跡は、先の小曾根遺跡の東側に隣接し、垂水西牧榎坂郷小曾根村の東半部にあたる。第6次調査区（第134図）では、建物の一部と考えられる柱穴列2条（SB01・02）、建物1棟（SB03）、井戸6基、井水遺構1基（SK01）と共に木棺墓1基（SX01）が検出された。

この調査区において、主屋となる建物は確定できなかったが、調査区西端で検出した南北長5.5mをはかる柱穴列であるSB01は



第134図 北条遺跡第6次調査区平面図



第 135 図 北条遺跡第 6 次調査区 SX01

- 略東西を主軸方向とする総柱建物の一部に想定でき、主屋の一部になる可能性が高い。なお、SB01 を構成する柱穴である SP01 の上面には焼き火の痕跡とも言えるような炭層が堆積し、その周囲の基盤層は被熱しているの、部分的な火災があったと考えられる。SB03 の周辺は、建物の基礎によって著しく削平されており、残存する柱穴は少ない。このため、建物の復元には検討の余地を残すが、現状では 2 間×3 間、建築面積にして 21㎡ の副屋と考えている。SB03 を構成する柱穴である SP05・08 からⅡ-2 期の和泉型瓦器碗（第 205 図 1・2）が出土していること、また SB03 に重複する SE03 が和泉型瓦器碗Ⅱ-1 期頃に廃絶することをもとに、SB03 は 12 世紀前半の所産になると考えられる。

調査区で検出された井戸は、和泉型瓦器碗Ⅱ-1 期～Ⅲ-1 期とⅢ-3 期～Ⅳ-2 期の 2 時期に区分できるように、和泉型瓦器碗Ⅲ-2 期の遺構・遺物は検出されていない。調査範囲外に、この時期の遺構が存在するかもしれないが、建物

群はこの時期に断絶した可能性がある。

一方、SX01（第 135 図）は屋敷東辺に掘削された区画溝である SD01 の延長上で検出された。棺内に埋納された土師器皿（第 207 図）から、SX01 は 12 世紀前半の所産と言える。SX01 は木棺墓と言えるが、棺床と西側の側板がない簡素な構造である。使用された棺材は板材と柱材で、建物の部材を転用したものと考えられる。これらの棺材はいずれも被熱し、表面が炭化していた。これに、SB01-SP01 の状況をあわせると、主屋の火災が造墓の契機になったと考えることもできるだろう。

なお、被葬者の遺体は残存していなかったため性別等は不明であるが、出土した被葬者の歯には「お歯黒」が塗布されており、女性の可能性がある。SX01 は、SB03 および SE01 とほぼ同時期の所産であり、建物群が継続する期間のうちに作られたと言える。また、その位置は建物群の東辺を区画する SD01 の延長上にあつて、主軸方向も建物とほぼ一致するので、敷地の外周に意図的に作られたことは明確である。

ところで、当調査区は豊島郡条里（南条）5条2里14坪に比定されるが、「文治五年春日社領垂水西御牧榎坂郷檢注加納田畠取帳」（『今西家文書』⁽¹⁰⁾）※以下「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」とする。）によると、同坪には名主正光の「屋敷」が記載されている。正光の「屋敷」の規模は「小」（120歩）であることから、当調査区の建物群が正光の屋敷となる確率は30分の1であり、さらに隣接地における確認調査の成果をふまえると15分の1以上になる。

嘉吉元年（1441）の「殿方舎人五名坪付帳」（『今西家文書』⁽¹⁰⁾）をみると、正光は15世紀中頃までに舎人の地位を獲得した有力農民になっている。一方、井水遺構から出土した13世紀中頃の遺物（第203図）には、白磁水注や褐釉水注などの奢費品や東海系無釉陶器碗などの搬入供膳具が含まれており、経済的にも格段の成長がみられる。このように、北条遺跡第6次調査区の建物群と、文献にみる正光の推移には一致する部分が少なからず認められる。よって、この建物群が「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に記載された正光の「屋敷」になる可能性は高い。将来、周辺の地域において調査がすすみ、当調査区の建物群が正光の「屋敷」に比定できるようになった場合、大体4町程度の耕地経営を行う正光などの中堅クラスの名主が屋敷墓を作ったということになる。

以上、豊中市内で発掘調査された3件の事例について、同時期性を検証した。これらの建物群に限らず、中世における建物群は一定の区画（範囲）内に建物・井戸・廃棄土坑などがまとまり、可視的に耕地と区別された生活空間を形成する。また、建物群内において検出された遺構とは、居住者が暮らしを営む上で、何らかの目的を伴って作られた所産である。このように、型的に連続する遺物が出土する遺構が連関することによって形成された建物群において、土葬墓だけを偶然の所産あるいは建物群のわずかな断絶期を無理に設定して、その時期に作られたとするような特別な想定は論理的ではない。

11世紀後半に成立する建物群の標準的な継続期間が70年前後と長期に及ぶことは、すでに墓地Ⅰ-1類でも指摘したとおりである。その期間において、同じ経営体が継続的に暮らす以上、そこで世代交代が生じることはいうまでもない。以上により、建物群の内外で検出される墓とは、世代交代に伴って居住者の意図のもとで作られた所産であり、そうした墓を墓地と相対化された墓制である「屋敷墓」と呼ぶことに異論を差し挟む余地はない。

2. 類型とその特徴

ここでは、屋敷墓について建物群内における墓の総数や配置の状況などをもとに、以下に述べる類型を設定する。

中世前期の屋敷墓とする資料が蓄積される中で、九州・四国地方では独自に変容した形態が多くみられることが判明している。しかし、本論では屋敷墓の形態について全国で共通する規範的な類型を設定し、その形態上の変遷をもとに歴史的な特質を見出すことを目的としている。このため、基本的な形態が在地化することによって、独自に変容した派生形態については取り上げなかった。したがって、地域によっては本論で設定した類型に比定しにくい事例が存在することを、あらかじめ承していただきたい。

また、長期にわたって継続する建物群では、異なる種類の屋敷墓が付属することが多く、集村で

は帰属する建物群が判断できない場合もある。これらの問題は建物群を個別に評価するときには重要ではあるが、各類型の性格を検討する上で大きな影響を及ぼすことはないので、これらの問題にかかる厳格な分析は行わなかった。

(1) 屋敷墓Ⅰ類

家屋の周囲あるいは屋内に墓を作るもので、代表的な事例として先述の小曾根遺跡第13/16次調査区SX01・02、第15次調査区SX01を挙げる。これ以外の類例は、「中世墓資料一覧表」の第12表に記したとおりである。

その特徴をみると、確認された事例のほとんどが土葬墓であり、初期の事例は墓壇の主軸は家屋と並行するように配置される。家屋との間隔は1～3m前後である。また、屋内（特に主屋）に作る例がごく希に認められるが、変則的な形態として当類型に含めた。建物群が長期にわたって展開する場合は、建物との関係が明確に把握できないこともある。そうした状況にあって、ほぼ同じ時期の柱穴が分布する一帯に墓が立地する事例は当類型に含めた。

屋敷墓Ⅰ類は11世紀後半に出現するが、この時期のものは摂津・河内の範囲に限定され、その事例も極めて少ない。しかし、小曾根遺跡では出現段階で定型化しており、12世紀には広い範囲に分布するとおり、慣習として成立していることは間違いない。

ところで、屋敷墓Ⅰ類は家屋の周囲に配置されることを特徴とするように、家屋との関係を意識した形態と言える。一方、11世紀までの売券をみると、土地だけではなく家屋についても具体的に記述しており⁽¹¹⁾、家屋が重要な財産として意識されたことが読み取れる。まだ、「屋并敷地」あるいは「屋敷」という土地と家屋を包摂する所有観念が生成されていないこの時期において、家屋を重視する意識が相続を契機に表出し、墓の位置に影響を与えたことは十分に想定できる。このように屋敷墓Ⅰ類の形態は、古代的な価値観をもって作られた初期的な形態と言える。先に変則的な形態とした屋内に墓を作る例も、そうした意識がより強調された結果として理解できる。

なお、史料に「屋敷」が現れるのは12世紀後半を待たなければならず、11世紀後半の事例を「屋敷墓」と呼ぶのは妥当性に欠けると指摘されるかもしれない。たしかに、屋敷墓Ⅰ類にみる意識が家屋にあって、古代的な要素を残している点では「家地墓」といった方が正しい。もちろん、その背景にある土地所有観念は屋敷墓Ⅱ類と大きく異なるにしても、「相続」を根底に慣習として成立した私的な墓制であることには変わりはない。さらに、屋敷墓Ⅱ類が普及する12世紀前半においても「屋并敷地」が一般的である以上、「屋敷」という言葉の成立と屋敷墓の成立は直接関係しない。12世紀後半をもって一般化する「屋敷」が今日まで使われ続けた結果、これに付属する墓ということで、民俗学において墓地に対比される特異な墓制として「屋敷墓」と命名された経緯がある。このことを振り返ると、中世における「屋敷」との整合性を厳密に求める必要はない。墓制史的な観点からも、同じ系譜にある形態を屋敷墓の範疇に含めても適当と判断する。

(2) 屋敷墓Ⅱ類

区画溝の周辺や地形の境界など、建物群とその周囲を区切る境界付近に墓を作る事例で、単独あ

るいは複数であっても一つの建物群の中に分散して配置されるものとした。それ以外に、2基以上が並ぶように作られるものもあるが、それらは性格が異なるため、別の類型として扱った。代表的な事例として、先に北条遺跡第6次調査区SX01を挙げたが、それ以外にも典型的な事例は多い。当類型は、その可能性があるものまで含めると200例を越えるため、ここでは比較的良好と考える事例に限って「中世墓資料一覧表」の第13表に挙げた。

屋敷墓Ⅱ類も、その多くが土葬墓であるものの、13世紀後半から火葬土壙墓もみられるようになる。墓壙の主軸方向は区画溝などに平行させるか、直交するように配置される。区画の内外に作られるという立地上の特徴によるため、建物群が隣接する集村では帰属する建物群が特定できない場合もある。屋敷墓Ⅱ類の後に出現する各類型も、屋敷地の境界付近に作られる点は踏襲されており、当類型は屋敷墓の基本的な形態と言える。

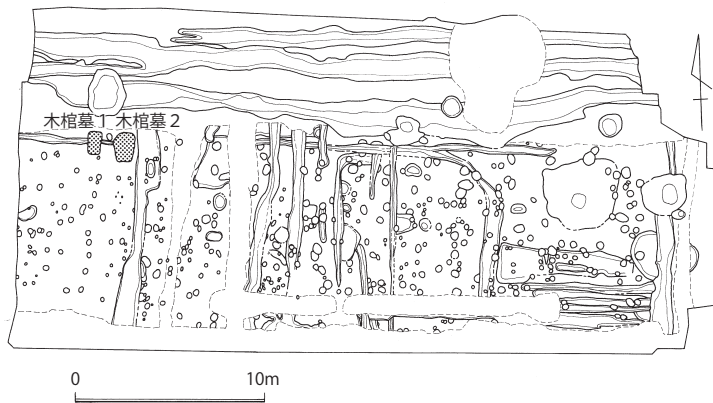
屋敷墓Ⅱ類と屋敷墓Ⅰ類の違いは、屋敷地における墓の位置にある。先に、屋敷墓Ⅰ類が家屋の周囲に配置されることについて、その要因を家屋に対する所有意識が反映された結果と考えた。これに対して、屋敷墓Ⅱ類は屋敷地の境界を意識したものと言え、家屋から土地そのものへ所有意識が移行したと考えられる。売券における家屋に関する記述は、11世紀にはみられなくなる。屋敷墓Ⅱ類が出現して間もなく、「屋并敷地」において家屋と土地が一体のものとして取り扱われはじめてるように、所有意識は家屋を包摂する生活空間としての屋敷地に移行したのではなかろうか。さらに、墓が区画の内外に配置されるとしながらも、その多くが地形上の境界や道路に面したところなど、見通しの利く位置に意識的に配置される。その中には、多利・前田遺跡^{表213}（兵庫県丹波市）や宮田遺跡のように、区画溝を敷地の内側に迂回させて、明らかに土葬墓を見せるように配置した事例もある。このことは、墓の位置を決定する条件の一つに、第三者への主張があったことを示している。こうした第三者に向けて土地境界や墓の存在を主張する意識と、区画溝を巡らして可視的に表示された「屋敷地」に対する所有観念が複合することで、屋敷墓Ⅱ類が成立したと考える。

なお、屋敷墓Ⅱ類は、木津川流域に位置する方形居館である佐山遺跡SX108（京都府久御山町）、国衙領の可能性のある粟生村に比定される粟生間谷遺跡墓10^{表144}（大阪府箕面市）において、11世紀末～12世紀初頭に出現する。そして12世紀前半には、瀬戸内沿岸から九州北部の広い範囲に普及し、屋敷墓Ⅰ類を圧倒する。それは、中世的集落の編成のピークと重なったことによる。しかし、事例の多さやその後の類型が建物群内における配置を踏襲することをふまえると、屋敷墓Ⅱ類の出現によって土地・家屋を一体のものとして所有・継承することを表現する物理的な装置とする屋敷墓の本質的な意義が確立したことが、本格的な普及の背景にあったのではなかろうか。

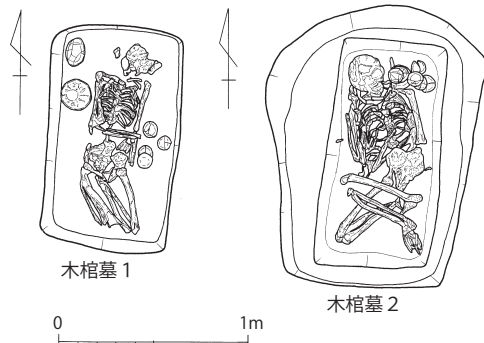
（3）屋敷墓Ⅲ類

建物群が展開する敷地の境界付近において、土器1形式前後の時期幅で、2基の墓（主に土葬墓）が並ぶように作られる事例とする。代表的な事例として、西ノ辻遺跡第9次調査区木棺墓1・2^{表285}（大阪府東大阪市）を第136・137図に挙げたが、当類型は「中世墓資料一覧表」の第14表に示したとおり若干の事例が確認されている。

この類型は、津寺遺跡野上田地区土壙3・4^{表257}（岡山県岡山市、総社市）、馬屋遺跡土壙墓1・2^{表258}（岡



第136図 西ノ辻遺跡第9次調査区



第137図 西ノ辻遺跡木棺墓1・2

山県赤磐市)、金丸遺跡第1次調査区5号土壇墓^{表262}・同第5次調査区D-1(福岡県北九州市)などの例から、12世紀前半でも遅い時期に作られはじめ、12世紀後半に完成する。

屋敷墓Ⅲ類は、屋敷地の外周に作られるとおり、屋敷墓Ⅱ類から派生した形態と言える。本論では、墓壇間の距離が条里施行地帯の場合は3m未満、条里未施工地帯のような地形上の制約が強く及ぶ地域では5m未満とし、その主軸方向がほぼ同じであることを基準とした。その多くは、区画溝等に沿って並列あるいは縦列状に配置されるが、福田天神遺跡SK-01・02(兵庫県たつの市)^{表277}のように区画の屈折部に配置されたために墓壇の主軸が直交するものもある。また、作られた時期が明確ではないもの

についても、墓壇の主軸方向が建物や区画溝と同じで、木棺もしくは土壇墓の主軸長や遺体の埋葬姿勢などの特徴をもとに、前後する時期の所産と予想できる事例も含めた。

これらの事例をみると、それぞれの土葬墓に埋納される供膳具の構成が共通するものもあるが、共通しない事例も少なくない。墓壇構造もそれぞれの事例によって大きく異なる。一方、被葬者の性別が判明した事例をみると、富久遺跡第3・4号墓^{表298}(福岡県苅田町)が女性・女性である以外は、すべて男女が一組になることで共通する。

屋敷墓Ⅲ類は男女を一組とするが、こうした組み合わせ上の規則性は屋敷墓Ⅰ・Ⅱ類のうち複

第5表 屋敷墓被葬者の性別

被葬者性別	男 性						女 性					
	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類	墓地	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類	墓地		
11世紀 後半						1						
12世紀 前半	1	1	1	(1)		2		(1)		5		
12世紀 後半	1	1	8	3		4	1	4	1	3		
13世紀 前半		1	7	2		6		2	1	3		
13世紀 後半	1	1	1	1	3	(5)	2	1	1	5		
14世紀					1			2	1	1		

※第5表は、「中世墳墓資料一覧表」に掲載しなかった事例も加えて集計している。

※各資料数のうち、時期の詳細が特定できたものは左側に、特定できなかったものは右側に記載した。

※ () で示したものは、時期・性別のいずれかが特定できなかったものの、その可能性が高いものとして表記した。

数の墓を屋敷地内の各所に作る事例ではみられず、後に述べる屋敷墓Ⅳ類では全く異なる。Ⅲ類の被葬者が夫婦の間柄であった可能性もあるが、時期が判明する事例では土器Ⅰ形式前後の時間差があり、女性・女性の例もあるので、親子関係を想定した方が妥当と考える。被葬者の性別と埋葬順に規則性は見出されず、親子かつ男女の墓を並べて配置することの意味は判然としない。しかし、中世前期の屋敷墓に埋葬された被葬者の性別を時期別に集計すると、一定の見通しが立つ。

屋敷墓における被葬者の性別を時期・類型別に集計したのが、第5表である。12世紀前半までは、男女共に遺体残存例が少ないため、一般的な傾向とは言えないまでも、ほぼ同数で女性例が確認される。12世紀後半になると遺体の性別が判明する事例数が増加する。また、この段階で屋敷墓Ⅲ類以外の事例は、男性9例以上に対して女性5例以上と、男性の方が多くなる。さらに、13世紀前半には男性7例に対して、女性2例と男性が圧倒するようになる。13世紀後半には遺体が残存する事例は少なくなり、この傾向は追跡できなくなる。ただし、この時期の所産が考えられる総持寺遺跡^{表305}(大阪府茨木市)、西ノ辻遺跡第10次調査区^{表315}(大阪府東大阪市)や三手遺跡向原Ⅰ調査区^{表316}(岡山県岡山市)といった屋敷墓Ⅳ類の事例を加えると、被葬者に占める女性の割合は明らかに低下していると言える。

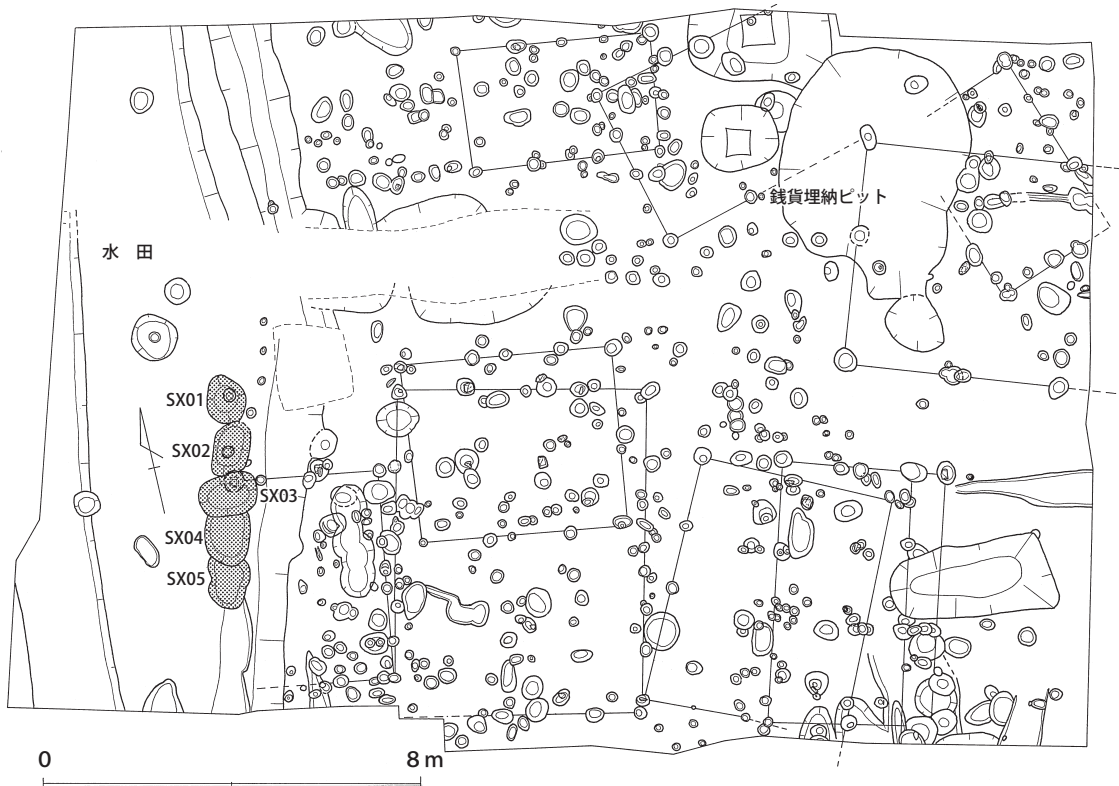
一方、屋敷墓Ⅲ類の推移をみると、女性の事例数に大きな変化は認められない。しかし、13世紀前半に男性が4例ほど確認されていることは注意される。先に、屋敷墓Ⅲ類が一般的に男女一組になることを指摘した。それを前提にすると、その前後の時期に男性と同数の女性が被葬者として葬られたことになる。この分を屋敷墓Ⅲ類の女性数に加算すると、13世紀前半に女性が葬られた屋敷墓は、屋敷墓Ⅰ・Ⅱ類より屋敷墓Ⅲ類の方が多くなって見通せる。

このように、11世紀後半から女性の埋葬例は確認できるものの、その比率は時期が下るにつれて次第に低下していく。このことは、逆に屋敷墓の被葬者が、男性へ集約されていくことを意味する。こうした傾向を逆行するように、屋敷墓Ⅲ類における女性数だけが相対的に増加していく傾向が見出される。それは、女性の社会的な地位に、何らかの変化があったことを表している。また、屋敷墓Ⅲ類が男女一組になるのは、被葬者が女性るとき、それ以前の屋敷墓に並べて作ったか、あるいはその女性の屋敷墓の隣に新しく男性の屋敷墓を作った結果にほかならない。これらの状況をふまえると、女性の屋敷墓に対して、何かを補完するような社会的心理が働いた可能性がある。その背景については、後述する屋敷墓Ⅳ類の問題と密接に関わるため、改めて検討する。

(4) 屋敷墓Ⅳ類

屋敷地の境界付近に、3基以上の土葬墓が一定の間隔をおいて列状に配置するものを、屋敷墓Ⅳ類とした。墓壇間の距離や主軸方向などの特徴は屋敷墓Ⅲ類と同じである。

ところで、古庄屋遺跡⁽¹²⁾(大分県中津市)のように土葬墓の主軸を直交させて、交互に配置するものがある。このような事例は他に見られないので、その地域で特化した派生的な形態として扱う。また、その多くは屋敷の外周部に作られるため、調査区の位置や規模などの条件によって屋敷との対応関係が特定できない例がある。このような事例も含めて、屋敷墓Ⅳ類を「中世墓資料一覧表」⁽¹³⁾の第15表に示した。この表をみると、絶対数はやはり少ない。



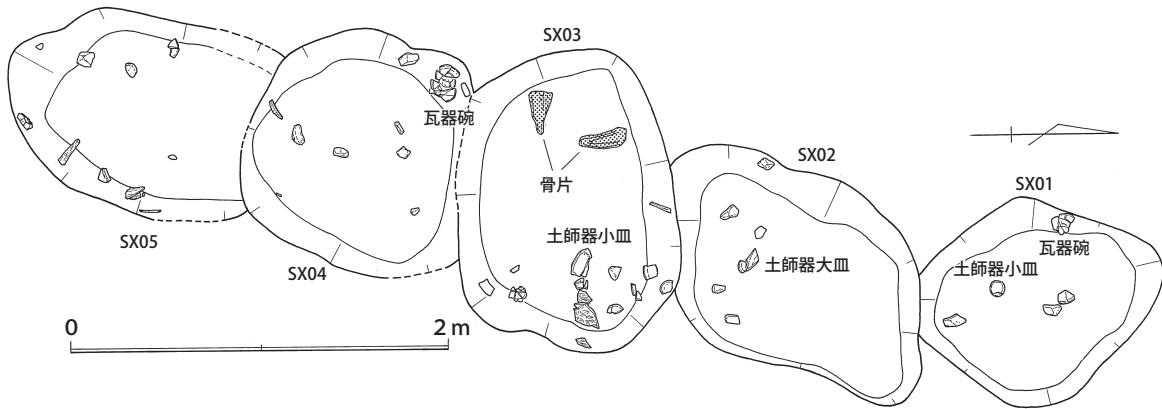
第 138 図 穂積遺跡第 4 次調査区中世遺構面平面図

(包含層上面および中世基盤層上面のものを合成)

なお、当類型は屋敷墓の性格を考える上で極めて重要であるため、ここでは屋敷墓Ⅳ類の初期的な形態と言える穂積遺跡第 4 次調査区⁽¹⁴⁾（大阪府豊中市）と、一般的な形態である総持寺遺跡^{表305}（大阪府茨木市※現「総持寺北遺跡」）の事例を紹介する。

穂積遺跡第 4 次調査区（第 138・139 図） 当調査区は、豊中市域を南北に縦断する能勢街道と、北大阪平野を東西に横断する吹田街道が交差する地点にあり、その直近には天竺川という小河川が流れる。「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」（『今西家文書』⁽¹⁰⁾）に「川」・「溝」と記された坪の分布を条里復元図上で確認すると、当時の天竺川は住吉神社の西方をとって字「鯉ヶ淵」付近で、神崎川（三国川）旧河道跡に流れ込むことがわかる⁽⁹⁾。このことは、「川」・「溝」と記された坪で行われた確認調査で、中世前期の遺物を含む河道が確認されたことで裏付けられている。神崎川（三国川）旧河道跡から猪名川を下ると、棕橋荘の荘内流通拠点である庄本遺跡にたどり着く。当調査区は能勢街道と吹田街道、そして天竺川が交差する交通上の結節点に立地すると言える。そうした地理的環境にあって、当調査区は字「市場」に位置し、確認された集落は「榎坂郷内東方貞和五年目録」（『今西家文書』⁽¹⁰⁾）に現れる「住吉市庭」に比定されている

調査区（第 138 図）では、古代・中世の 2 時期以上の遺構面が検出された。このうち中世の遺構面からは、11 世紀後半～15 世紀後半の遺構が多数検出され、9 棟ほどの建物を復元した。検出した遺構、出土遺物が多いため、建物群の具体的な変遷は提示できないが、集落が大きな断絶もなく継続していたことは十分に確認できる。また、多量の鈇滓や若干のフィゴ羽口など



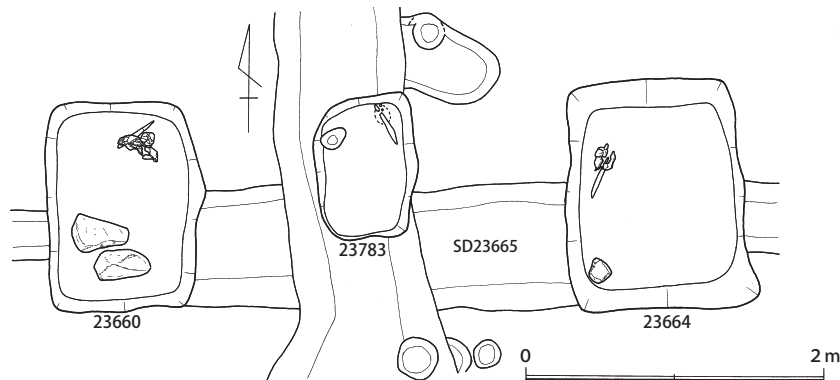
第 139 図 穂積遺跡第 4 次調査区 SX01 ~ 05 平面図

の遺物が出土しており、集落内で商職人が活動したことは確実と言える。穂積遺跡第 4 次調査区の周辺に広がる集落は、その成立当初から「住吉市庭」として機能したと言える。

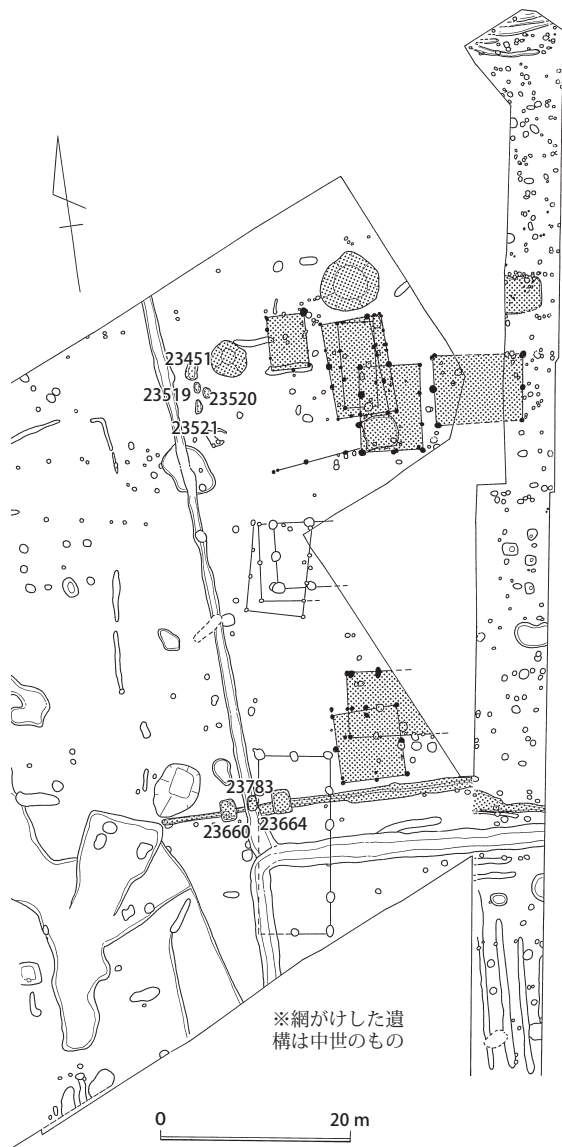
土壙墓 5 基（第 139 図）は、調査区西部の集落域と水田域の境界となる斜面上で、南北に並ぶような状態で検出された。これらの土壙墓は、一見して単なる土坑のようにみられるが、SX03 から骨片が出土しており、土葬墓と判断した。また、土壙墓群が付属する建物は特定できないが、遺構の分布状況をもとに土壙墓群の東側に展開した建物群に関係すると考えてよいだろう。

土壙墓の間隔は 0.5 m に満たず、SX03 だけが東西方向を主軸とする以外は、すべて南北方向である。SX01 から混入品と考えられる東播系須恵器こね鉢破片（13 世紀後半）が、SX02 はⅡ-3 期の和泉型瓦器碗と土師器小皿が、SX04 は同じくⅢ-1 期の和泉型瓦器碗 4 個体とⅡ類の石鍋を転用した温石が出土した。これらの土壙墓から出土した遺物を見ると、供膳具の構成や出土位置に共通性がない。SX01 ~ 05 は、出土した遺物をもとに 12 世紀中頃～13 世紀後半にわたって、20 ~ 30 年の間隔で継続的に作られたと言える。

総持寺遺跡（第 140・141 図） 富田台地中部に位置する集落遺跡で、府営団地の建て替えに伴い、大阪府教育委員会および（財）大阪府文化財調査研究センターが発掘調査を実施した。なお、これらの調査の後、当遺跡の名称は総持寺北遺跡に変更されたが、ここでは旧称をそのまま使用した。



第 140 図 総持寺遺跡土壙墓 23660・23664・23783 平面図



第 141 図 総持寺遺跡（Hグループ）平面図

は敷地の境界上に作られている。これらの土葬墓から時期を明確に示す埋納品は出土していないが、埋土中の遺物をもとに墓 23660 は 13 世紀後半、墓 23783 は不明、墓 23664 は 14 世紀初頭～前半と推定されており、西側から 20 年くらいの間隔で順次作られたと考えられる。いずれの土葬墓も、烏帽子と小刀が出土しており、遺物の内容には共通性がある。そして、それぞれの被葬者が、すべて成人以上の男性であったことがわかる。このように総持寺遺跡の例は、明らかに屋敷の周囲に土葬墓を計画的に、そして継続的に作ったと指摘できる。

以上、二つの事例について、その概要を述べた。これらに他の類例もあわせて、屋敷墓Ⅳ類の特徴などを検討する。

初期の例を除いた屋敷墓Ⅳ類のうち、供膳具を埋納する事例をみると、その構成は群内の土葬墓

ここで紹介するのは、(財)大阪府文化財調査研究センターが行なった 1994～1996 年度調査区で、大阪府教育委員会が発掘調査を行った総持寺門前の流通拠点から北へ 250 m ほど離れた一般的な集落である。

当調査区（第 141 図）では多数の土葬墓が検出されたが、このうち屋敷墓Ⅳ類に比定できるのは、Hグループ北の墓 23451・23519～23521、Hグループ南の墓 23660・23783・23664（第 140 図）の 2 例である。これ以外に Eグループにも可能性のある土坑群が検出されている。しかし、これらの土坑は土葬墓とする根拠が欠けるため、ここでは取り上げなかった。

それぞれのグループをみると、Hグループ北の土葬墓は建物群の西辺に、また Hグループ南の土葬墓は建物群の南辺に位置する。これら建物群の西方と南方は遺構が希薄であり、土葬墓群は建物群と耕地の境界に配置されたと言える。

これらの例のうち、特に屋敷墓Ⅳ類の特徴がよく現れているのが Hグループ南の一群である。Hグループの墓 23660・23783・23664（第 140 図）は主軸を南北に揃えて、約 1 m の間隔で東西方向に並ぶように検出された。土葬墓と建物群の南辺を区画する SD23665 は重複するとおり、3 基の土葬墓

のすべてで類似する。また、供膳具を埋納しないものは、群内のすべてが埋納しないことで共通することが多い。墓壙構造についても、道蔵遺跡第4次調査区 SX445～448 (福岡県久留米市) のように、木棺墓ならば、すべて木棺墓というように共通する例が多い。そして、被葬者の性別が判明した総持寺遺跡墓 23660・23783・23664、西ノ辻遺跡第10次調査区土壙墓 1・3 (大阪府東大阪市)、三手遺跡向原 I 調査区墓 8・9・11・12 (岡山県岡山市、総社市) の3件9例は、すべて男性であった。

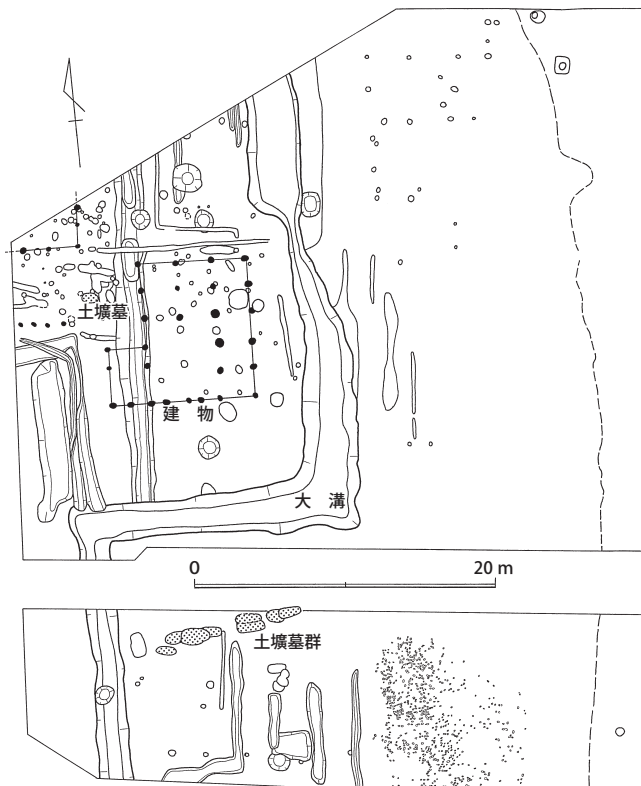
さらに、屋敷墓Ⅳ類は数基の墓を計画的に配置するスペースを事前に用意し、そして屋敷墓Ⅲ類に男性・男性の例がないように、完成しないままに廃絶したものがない。このこ

とは、屋敷墓Ⅳ類がその当初から一定の目的のもとで作られたことを示す。また、遺物から時期が判明する事例では、土器Ⅰ形式前後の間隔で継続的に作られており、その時間差には世代交替が想定できる。

これらの特徴は、同じように墓を規則的に配置する屋敷墓Ⅲ類とは全く異なる。これに、屋敷墓Ⅳ類の被葬者に女性が混在しないことや、屋敷墓Ⅲ類から屋敷墓Ⅳ類へ連続的に展開する事例が初期の事例である上田部遺跡 (第142図 大阪府高槻市) で想定される以外にないことをあわせて考えると、屋敷墓Ⅳ類は屋敷墓Ⅲ類と異なる目的・背景のもとで作られたと言える。

屋敷墓Ⅳ類は、13世紀までに穂積遺跡第4次調査区・上田部遺跡においてほぼ完成する。しかし、穂積遺跡第4次調査区は土葬墓の主軸方向や埋納された供膳具の構成などの特徴に共通性がなく、上田部遺跡は屋敷墓Ⅲ類から移行して作られた可能性があるなど、変則的な要素を含む。また、穂積遺跡第4次調査区は住吉市庭推定地で、上田部遺跡は11世紀後半に出現する居館と、いずれも特殊な事例と言える。一方、13世紀中頃に完成する檀婆羅蜜寺遺跡 (大阪府泉佐野市) などの場合、墓壙構造や供膳具の構成には共通性があり、位置関係にも規則性がみられる。この時期には西日本一帯で確認でき、ごく普通の集落にも普及している。したがって、屋敷墓Ⅳ類が定型化して、各地へ広く普及するのは13世紀前半であり、穂積遺跡第4次調査区のような12世紀に成立する例は初期的な形態と言え、屋敷墓初期Ⅳ類として区別する。

屋敷墓Ⅳ類とは、数世代にわたって継続的に行われた造墓活動の所産であり、それぞれの墓の特



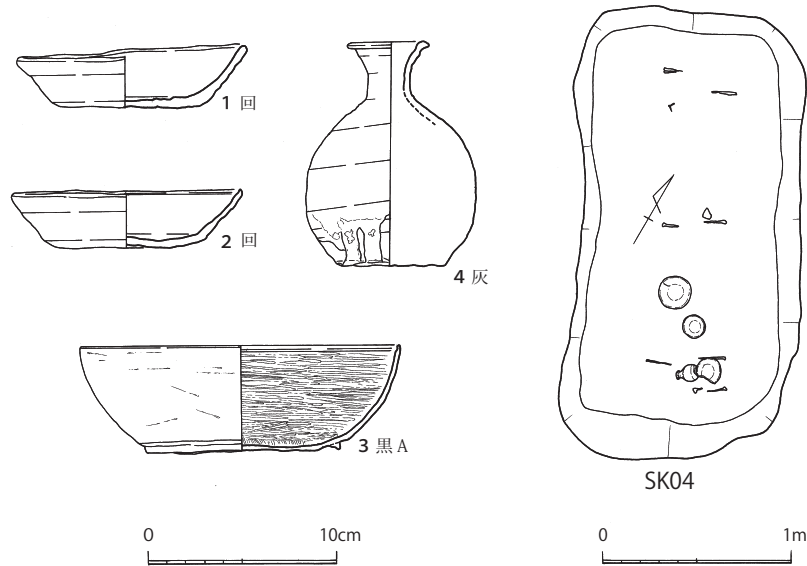
第142図 上田部遺跡調査区平面図

徴には一貫した共通性が認められる。それは、その経営体が造墓活動において、一定の伝統を形成していたことを示す。さらに、その被葬者が男性に限定される以上、屋敷の相続と経営体における伝統の継承が、男性家長によって行われたということになる。

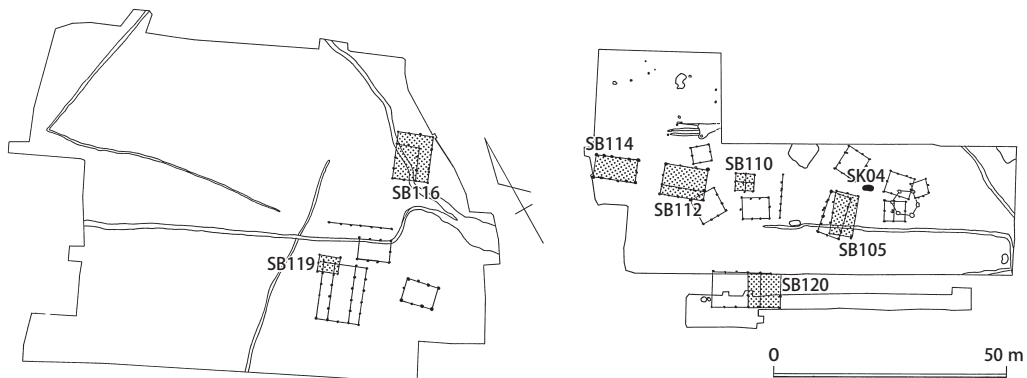
このことは「数世代にわたる男性家長による相続と伝統の継承」を意味するものであり、高橋秀樹の「家」の定義を参考⁽¹⁶⁾にすると、屋敷墓Ⅳ類は中世における「家」を体現するものとして創出されたと言える。なお、屋敷墓Ⅳ類を最後に、中世を通して新しい形態の屋敷墓は出現しなかった。それゆえ屋敷墓Ⅳ類とは、屋敷墓に投影された目的を実現した、最終的な形態として評価できる。

3. 屋敷墓の出現

これまで、屋敷墓の出現を11世紀後半として説明してきたが、屋敷墓と言える事例は10世紀後半から各地で確認できる。それらの事例は後述するとおり、その地域において単発的に出現しただけで、周辺の地域に普及することもなく、一過性の現象として消滅する。墓制とは、広汎に、し



第143図 法堂寺遺跡 SK04・出土遺物



第144図 法堂寺遺跡調査区平面図

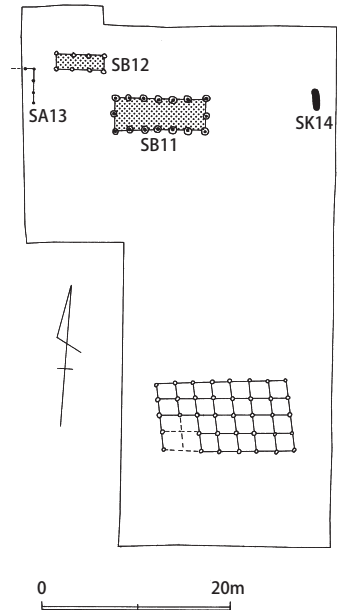
かも継続的に展開することを前提に、民俗的な慣習として成立したものを言う。一過性の強い10世紀後半の屋敷墓と言える事例は、その条件を満たすものではなく、墓制の一形態として認めることはできない。しかし、その出現が民俗的慣習である屋敷墓の前提になることは疑いなく、その意義は軽視できない。ここでは、これらの事例を先行形態として位置付け、その出現にかかる要因や民俗的慣習として成立するまでの過程を検討する。

(1) 先行形態の出現

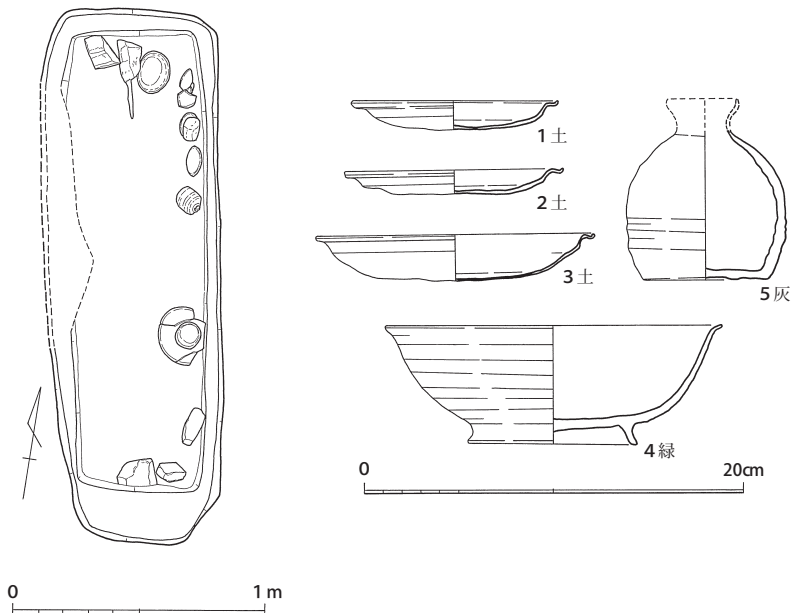
先行形態とされるものは「中世墓資料一覧表」の第16表に挙げるとおり、10世紀後半の法堂寺遺跡SK04^{表329}（滋賀県東近江市）・上久世遺跡SK14^{表324}（京都府京都市）、11世紀前半の安城寺遺跡SK-1^{表335}（滋賀県野洲市）・曲川遺跡木棺墓^{表336}（奈良県橿原市）・筑後国府第112次調査区SX4229^{表334}（福岡県久留米市）、周防国府第88次調査区ST5970^{表330}（山口県防府市）などがある。

これらの事例は明らかに建物群に伴って検出されており、偶然の所産として安易に片付けられるものではない。問題は、これらが「屋敷墓」という民俗的慣習として、社会的に受容されたのか、という点に求められる。そうした視点で、改めてこれらの事例をみることにしよう。

まず、法堂寺遺跡（第144図）の場合、10世紀後半に先行形態であるSK04（第143図）が作られた後、建物群は東西2群に分離し、11世紀前半に消滅する。この間、建物群内に墓は



第145図 上久世遺跡II期平面図



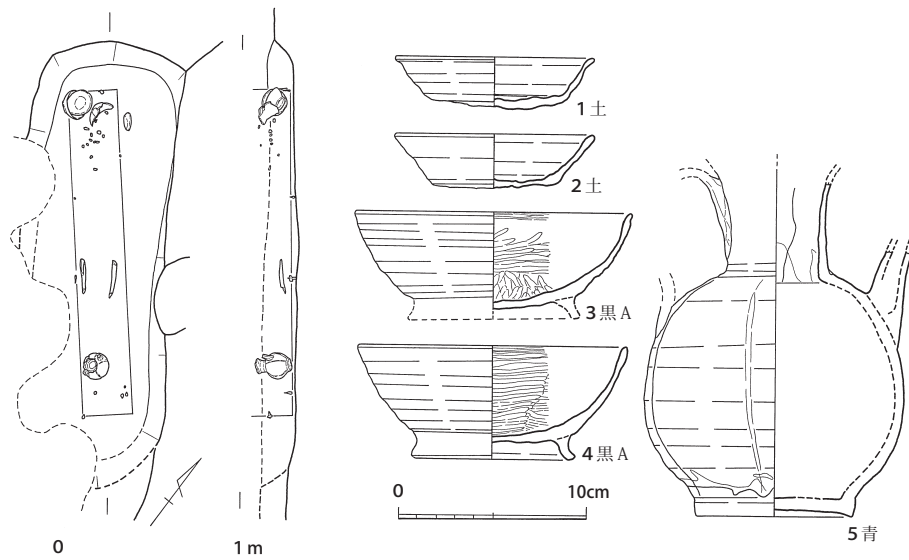
第146図 上久世遺跡SK14・出土遺物

作られていない。また、同じ滋賀県の安城寺遺跡の場合、9世紀から続く集落がほぼ完全に衰退する11世紀前半に、SB-26に伴ってSK-1が作られる。しかし、建物群は継続的に展開することなく、集落もこの建物群の廃絶をもって消滅する。上久世遺跡（第145・146図）では、建物群に建て替えはみられず、その後の展開は確認できない。曲川遺跡は先の例と異なり、11世紀前半に先行形態が作られた後も継続し、11世紀後半の集落が形成する過程において中心的な役割を果たす建物群になる。曲川遺跡以外に、先行形態が作られた後も建物群が継続的に展開する事例はない。先行形態を伴う建物群のほとんどが流動的であることは、11世紀後半以降の屋敷墓を伴う建物群と大きく異なる。

また、法堂寺遺跡・上久世遺跡・曲川遺跡・安城寺遺跡の建物群は、単独で展開することを特徴とする。古代において、可視的な集落の一部を構成する建物群に屋敷墓が作られる事例は、周防国府第88次調査区に限られる。この遺跡は、国府域を構成するとおり、普通の古代集落とは異なる性格を有する。よって、一般的な古代集落に、先行形態は普及しなかったと言える。その要因としては、この時期に古代集落が解体する傾向にあり、先行形態が受容されたとしても定着する余地がなかったことに求められる。しかも、古代集落の成員と単独で展開する建物群の経営体では、家族の形態に大きな違いがあると見えられ、これも一因になる可能性がある。

このような建物群の不安定性、さらには解体過程にある古代集落など、この時期に先行形態が普及・定着するだけの環境が整っていたとは言い難い。結局、先行形態は10世紀後半～11世紀前半に各地でみられるものの、それぞれの地域で継続的に普及することはなかった。先行形態を一過性の現象としたのは、このような状況のもとで11世紀中頃までに畿内と一部の地域を除いて消滅することにある。しかし、この時期に屋敷墓という新たな墓制の原形が創出され、それが各地で実践されていたことは疑いない。

それでは、どのような経緯をもって、先行形態は創出されたのだろうか。その手がかりとして、



第147図 博多遺跡群第62次調査5508号遺構・出土遺物

9世紀～10世紀の土葬墓に埋納された特徴的な器種構成の供膳具が挙げられる。

先に屋敷墓の先行形態として挙げた法堂寺遺跡 SK04 と上久世遺跡 SK14 では、碗・坏(皿)・小型壺からなる供膳具が埋納されていた。このような器種構成の供膳具(以下、「定型的供膳具」とする。※「中世墓資料一覧表」第17表参照)が、墓に埋納されはじめるのは9世紀にさかのぼる。その初期的な事例と言える平吉古墓⁽¹⁸⁾では、まだ供膳具の数量構成は定型化されていない。また、冠などの特異な遺物が副葬されていたことをもとに、その被葬者は貴族層に比定されている。よって、定型的供膳具の出現は、階層性を伴った極めて特殊な墓に求められる。

9世紀後半になると、各地域で碗・坏・小型壺という特徴的な構成に定型化する。九州北部の事例をみると、博多遺跡群第62次調査5508号遺構^{表343}(第147図 福岡県福岡市)では唐代の青磁水注が、西千布遺跡2区 ST002^{表347}(第119・120図 佐賀県佐賀市)では越州窯系青磁I類皿が出土している。九州北部では、このほか剣塚遺跡の第2号木棺墓^{表344}(福岡県筑紫野市)でも確認されているが、そこでも群内に白磁I類碗を埋納する第4号木棺墓があるとおり、定型的供膳具を埋納する土葬墓に大衆的な性格を求めることは難しい。

一方、関西の例をみると、古墳墳丘の裾野に作られた西山1号墳I・II号墓^{表357}(奈良県天理市)など、古墳との関連が考えられる事例が散見する。関東では、鹿の子C遺跡46号土壙・122号土壙・136号土壙・138号土壙^{表348}(茨城県石岡市)や上野国分僧寺・尼寺中間地域G区7号土壙墓^{表363}(群馬県前橋市・高崎市)などが挙げられる。これらは、地下式壙を採用するなど在地的なあり方を示すものの、共に官衙関連遺跡に立地し、木炭槨を導入している点で、官人に連なる一定の特殊性が想定される。

9世紀後半に定型化するこの器種構成は、この時期の畿内における供膳形態を反映したものと考えられる。このため、畿内の例については特殊性があるとは言えないが、古墳との関連性は注意される。一方、九州北部では初期貿易陶磁が共伴し、関東ではあまり一般的ではない木炭槨の事例がみられるなど、在地の土葬墓とは一線を画す内容を伴っている。さらに、その初期的な事例が平吉古墓に求められるということは、定型的供膳具が一定の階層性を伴って全国に普及したと考えるだけの根拠にならう。少なくとも9世紀後半では、畿内以外の地域で定型的供膳具を墓に埋納する慣習が、大衆化されていたとは考えにくい。

10世紀になると、吉田川西遺跡 SK128^{表364}(長野県塩尻市)のように、ごく普通の集落でも定型的供膳具を伴う土葬墓がみられるようになる。集落への普及という点では、受容層の拡大として評価できる。しかし、吉田川西遺跡 SK128 には鏡や漆器が埋納され、集落内に1基だけ作られるという特徴から、普及したといってもまだ限定的であったと言える。11世紀前半になると、北原遺跡^{表368}(福島県新地町)まで分布域が拡大する一方で、坏・皿が欠落したり、無頸壺などを代用する事例が現れるなど、形骸化が進行する。そして、11世紀中頃に碗・大皿・小皿の食器構成が成立することで、多くの地域で定型的供膳具を伴う墓は姿を消す。

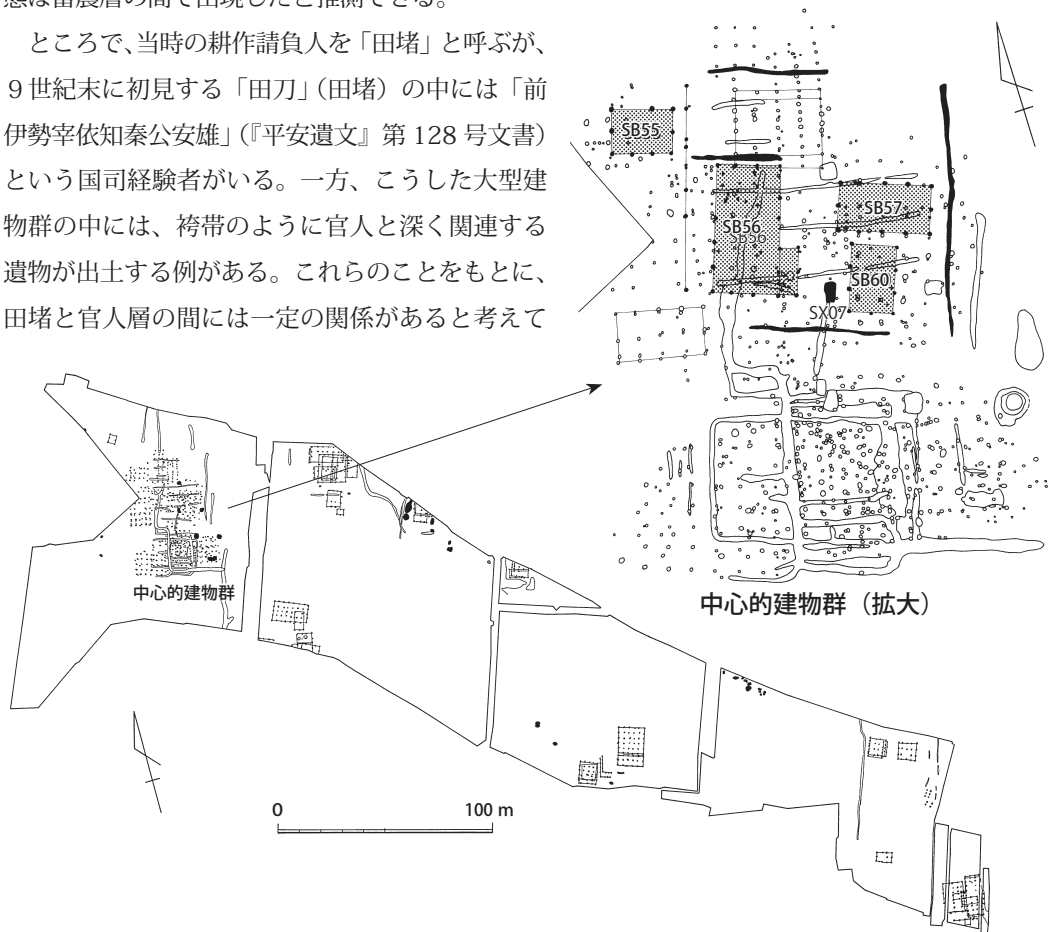
このように定型的供膳具を伴う墓は、9世紀～11世紀前半にかけて福島県を北限に各地域で確認される。在地の一般的な土葬墓に埋納された供膳具の構成に規則性がないのに対して、全国的に共通する点で区別される。しかも、一地域の中では散発的であり、明らかに在地の慣習に則して作

られた墓とは異なる。また、その中には傑出した遺物を伴う事例がある一方で、畿内を除く地域における9世紀の例は官人あるいは官衙との関係が強く、それが次第に集落内の限定された階層に普及する過程をたどる。これらのことが、定型的供膳具を埋納する墓の特徴として挙げられる。

このような特徴を有する定型的供膳具が、10世紀後半の先行形態である法堂寺遺跡SK04、上久世遺跡SK14などに埋納されることは、ある一面で特殊な性格が想定できるようになる。法堂寺遺跡・上久世遺跡の建物群が流動的な様相を呈することは先に述べたが、法堂寺遺跡は20～30㎡の建物3棟以上と倉によって構成される建物群であり、上久世遺跡もこの時期にはあまりみられない東西6間、南北2間の大型建物(SB11)からなる建物群に復元されている。

この時期の集落や建物群については広瀬和雄が検討しているが、対象とした地域は関西に限定される。このため、それ以外の地域にそのまま適用できないが、ある程度は参考になると考える。この分類に基づくと、安城寺遺跡など2棟前後の小規模な建物によって一群を構成する例は一般的な集落成員と考えられ、法堂寺遺跡のような数棟の建物で建物群が構成されるものや大型建物を中心とする建物群は富農層に比定できる。10世紀後半の先行形態は後者の大型建物にみられ、11世紀前半には先の安城寺遺跡のように一般的な建物群にも作られるようになる傾向が指摘でき、先行形態は富農層の間で出現したと推測できる。

ところで、当時の耕作請負人を「田堵」と呼ぶが、9世紀末に初見する「田刀」(田堵)の中には「前伊勢宰依知秦公安雄」(『平安遺文』第128号文書)という国司経験者がいる。一方、こうした大型建物群の中には、袴帯のように官人と深く関連する遺物が出土する例がある。これらのことをもとに、田堵と官人層の間には一定の関係があると考えて



第148図 川除・藤ノ木遺跡全体図

よい。また、先行形態は畿内とその周辺を中心に分布するが、周防国府第 88 次調査区 ST5970 や筑後国府第 112 次調査区 SX4229 のように、国府域やその周辺でも見られることは、官人との関係を示す傍証となろう。

以上、10 世紀後半の先行形態に定型的供膳具が埋納されることや、国府周辺も含めて多元的に出現する状況をあわせて考えると、官人あるいはその関係者との関連を、先行形態に広げて考えても問題は無い。よって、屋敷墓の先行形態は官人の知識（おそらくは墓と土地に関する古代的な法の論理）のもとに創出されたと考えるだけの余地はあるだろう。

（2）慣習としての屋敷墓の成立

10 世紀後半に現れた先行形態は継続的に展開することなく、多くの地域では 11 世紀前半に消滅する。それは、先行形態を伴う建物群が流動的で、慣習を次世代に伝承するだけの環境が整っていなかったことに求められる。再び、屋敷墓が西日本の一帯に展開するのは 12 世紀であり、先行形態の消滅から慣習的な屋敷墓が成立するまで、半世紀以上の空白期間がある。

このような全国の動向に対して、摂津・河内では 11 世紀後半に屋敷墓 I 類が出現するとおり、先行形態がそのまま移行して、慣習としての屋敷墓が成立する。また、この時期の屋敷墓 I 類が確認されるのは、11 世紀中頃に出現し、その後中世前期に継続する中世的集落に限られる。慣習としての「屋敷墓」の成立は、この時期における集落の形成と深く関連すると考えられる。

11 世紀後半に屋敷墓 I 類が作られた建物群をみると、川除・藤ノ木遺跡^{表55}（第 148 図 兵庫県三田市）のように 10 世紀後半に出現し、11 世紀後半における集落形成で中心的な存在となった建物群（中心的建物群）や、小曾根遺跡第 13/16・15 次調査区のように 11 世紀中頃に出現する建物群で、集落形成過程における初期の成員となる。11 世紀前半に出現する鬼塚遺跡第 19 次調査区^{表51}（大阪府東大阪市）も、周辺の調査区の状況から川除・藤ノ木遺跡と同じく、中心的建物群の可能性が非常に高い。このように、屋敷墓 I 類が作られた建物群は、集落の形成において中心的な役割を担った建物群やその周囲に集合して集落を構成したものであり、いずれも集落形成期の成員と言える。

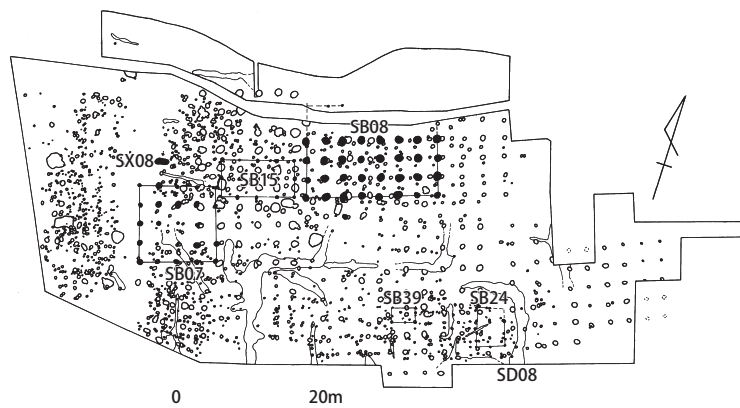
ところで、この時期に出現する畿内の集落は、11 世紀前半まで散在的に展開していた大型建物群が、ある建物群（中心的建物群）の周囲に集合することで形成される⁽²⁰⁾。つまり、先に取り上げた集落出現期の成員とは、前代の大型建物群の系譜を引く経営体であり、先行形態と屋敷墓 I 類の造営主体に大きな性格差はなかったことになる。さらに、先行形態の造営主体であった経営体を含む、同格的な成員によって集落が形成される以上、屋敷墓 I 類が慣習として成立する環境は、集落が形成されることで整う。屋敷墓 I 類が摂津・河内において同時に発生し、その後は急速に普及することや、小曾根遺跡では 11 世紀後半に屋敷墓 I 類が普及している状況も、そうした環境が用意されていなければ説明しにくい。そのように考えると、11 世紀中頃に出現する集落であれば、畿内に限定されることなく屋敷墓が出現する余地は十分にある。現時点で、畿外において唯一 11 世紀後半に作られた屋敷墓となる八坂中遺跡^{表57}の周溝墓 I（大分県杵築市※以後、八坂本庄遺跡とあわせて、「八坂遺跡群」と呼ぶ場合がある。）は、その典型的な事例にあたる。

八坂遺跡群は、宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘の集落として、11世紀後半に成立する。二つの遺跡は、楠葉型・和泉型瓦器碗や京都系土師器皿が出土することで知られ、瀬戸内水運を介して大阪湾岸と流通上の関係があったと指摘されている。また、八坂中遺跡における集落は、建物 148～160 によって構成された中心的な建物群の周辺に、いくつかの建物群が集合する過程を経て成立しており、先に述べた畿内における集落形成過程と共通する。

このうち、八坂中遺跡で屋敷墓とされるものは、建物 148～160 からなる建物群の東辺に作られた周溝墓 1 である。周溝墓 1 は、隅丸方形を呈する周溝を巡らした土葬墓で、その特徴には在地性と階層性が反映されている。八坂本庄遺跡（大分県杵築市）の事例は 12 世紀前半で、八坂中遺跡周溝墓 1 より遅れるが同じ特徴のものであり、この種の周溝墓が八坂遺跡群における定型的な屋敷墓として出現したと考えられる。しかし、国東半島一帯で、その後に周溝墓を屋敷墓として作る事例はみられず、八坂遺跡群を中心とした普及経路も復元できない。それは、八坂遺跡群の成立が 11 世紀後半に求められるものの、その周辺では未だ集落が形成されていなかったためと考えられる。和泉を除く畿内では、集落の形成がほぼ一斉に起きるのに対して、当遺跡群はこの地域においてわずかな存在であったという環境上の違いが、「国東型屋敷墓」ともいべき地域固有の屋敷墓の普及を阻害したのだろう。

このように、11 世紀中頃に出現する集落では、地域を問わずこの時期の屋敷墓が確認されると予見できる。しかし、八坂遺跡群の例を見たとき、その周辺の環境によって慣習化しないままに終わるものが多いのではなかろうか。その一方で、大和や近江など 11 世紀中頃に集落が一斉に出現する地域にあっては、摂津・河内と共に屋敷墓発祥の地となる可能性がある。

最後に、先行形態が出現した平安京近郊の問題に若干触れておきたい。平安京近郊においては上久世遺跡 SK14 があるとおり、10 世紀後半には先行形態が出現する。したがって、これまでは屋敷墓がもっとも早く慣習化する地域と想定していた。しかし、11 世紀後半に形成する棕ノ木遺跡（京都府精華町）において屋敷墓が出現するのは 12 世紀後半であり、また平安京近郊で最も古い屋敷墓Ⅰ類は 12 世紀前半の久我東町遺跡 SK98（京都府京都市）で、屋敷墓Ⅱ類の出現よりも遅れる。現状では、平安京近郊において先行形態から屋敷墓へ移行する過程は認められず、その可能性も乏



第 149 図 見蔵岡遺跡調査区平面図

しくなっている。その要因は明確にできないが、一つの可能性として延暦16年(797)に発令された「葬家側」禁止令(『日本後記』延暦16年1月26日条)にみるように、平安京内外における遺体処理に関する規制が考えられる。屋敷墓と「葬家側」禁止令は直接関係しないだろうが、そうした遺体処理にかかる規制の影響が都城近郊における屋敷墓の慣習化を阻害することはあり得ると考えておきたい。

先行形態の出現から慣習的な屋敷墓の成立に至る過程について検討した結果、先行形態から慣習としての屋敷墓への転換が、11世紀中頃にはじまる中世的集落の編成を契機とすることがわかった。西日本全域でみると、そうした集落が出現する地域は、和泉を除く畿内・近江・伊賀・伊勢とその他の局所的な事例に限られる。中世的集落が普遍的に出現するのは、12世紀を待たなければならず、屋敷墓もそうした集落の動向にあわせて、各地に普及していくことになる。

4. 屋敷墓の普及過程と伝達経路

屋敷墓は、12世紀に西日本一帯で見られるようになる。それは各地域における集落の出現を背景とするが、その普及過程にはいくつかの特徴が指摘できる。屋敷墓が、どのような経路をたどって各地に伝播され、そしてどのように普及するのか。ここでは、屋敷墓Ⅰ・Ⅱ類の分布にみる時系列上の変化をもとに検討する。

(1) 屋敷墓Ⅰ類の普及

11世紀後半に屋敷墓がみられる遺跡(第151図)としては、小曾根遺跡、川除・藤ノ木遺跡、鬼塚遺跡などが挙げられる。これらの事例には厳密な時間差があるものの、先述したように集落の編成を契機とする多元的な出現と位置付けられる。一方、八坂遺跡群でも地域独自の屋敷墓が出現しており、畿内で出現した屋敷墓Ⅰ類が、この時期に遠隔地へ普及するような状況はみられない。

12世紀前半(第152図)になると、屋敷墓Ⅰ類は多利・前田遺跡(兵庫県丹波市)、見蔵岡遺跡(第149図 兵庫県豊岡市)など兵庫県北中部、特に武庫川流域から円山川・竹野川流域の遺跡に普及し、



第150図 国領遺跡川畑地区平面図

11 世紀後半

- 51. 鬼塚遺跡第 19 次
- 54. 小曾根遺跡第 15 次
- 55. 川除・藤ノ木遺跡
- 57. 八坂中遺跡（※ 2）

※ 1 番号は表文献に対応する。（以下、同じ）

※ 2 八坂中遺跡の例は在地色が強く、屋敷墓 I 類の範疇に含まれるものではないので、I 類の区別するため塗り分けた。



第 151 図 屋敷墓 I 類の分布 1

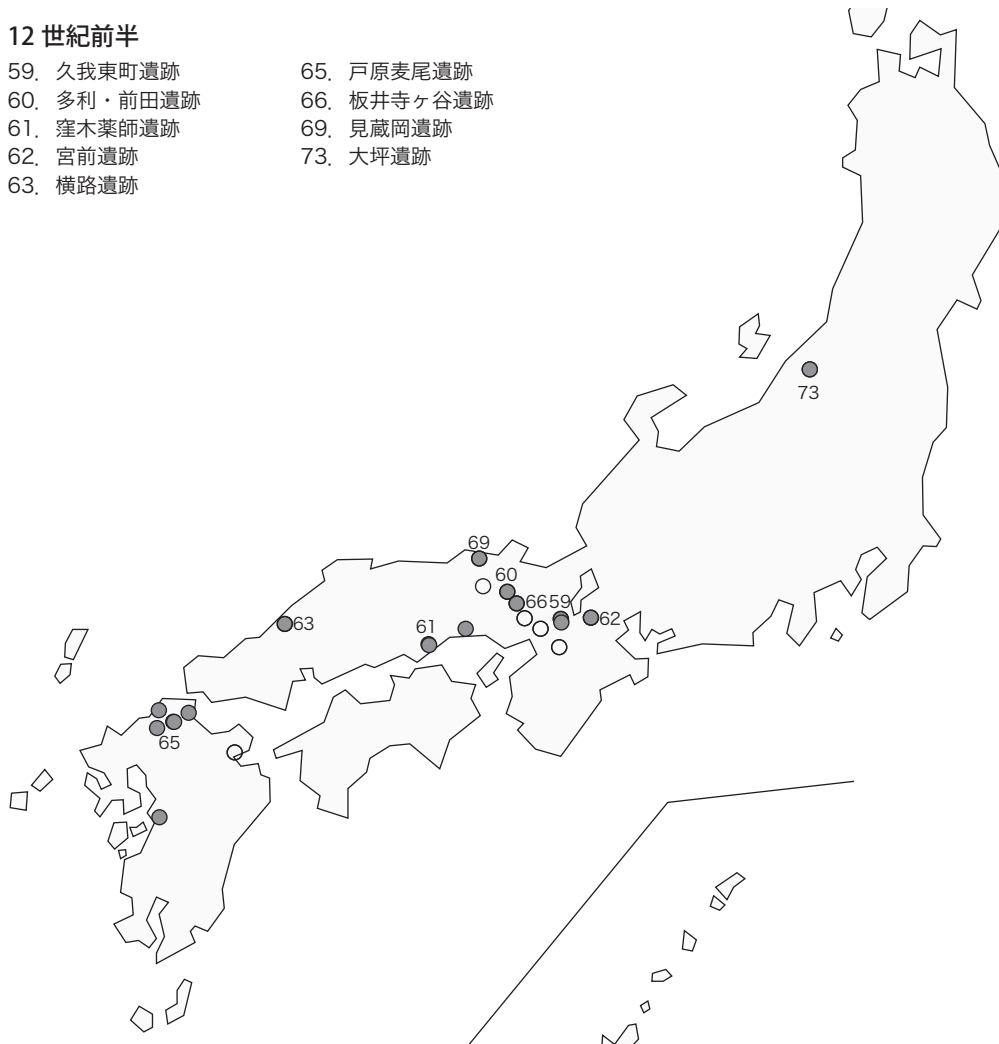
12 世紀中頃（第 152 図）には横路遺跡土器地区^{表63}（島根県浜田市）、大坪遺跡^{表73}（新潟県阿賀野市）など、日本海側では近畿圏より相当離れたところまで確認されている。なお、日本海側における分布をみると、丹後半島では各所で確認されるが、その東西では散在的に分布するだけで、面的には普及してしない。一方、滋賀県や京都府南部でも、12 世紀前半の事例は確認できるが、兵庫県北中部のように広く普及した形跡はみられない。

兵庫県北中部の屋敷墓 I 類は、国領遺跡川畑地区^{表77}（第 150 図 兵庫県丹波市）、板井寺ヶ谷遺跡^{表66}（兵庫県篠山市）、多利・前田遺跡のような大型の総柱建物を主屋とする建物群や、竹野川河口に立地する居館である見蔵岡遺跡のように、傑出した建物群に付属することが確認されている。また、これらの建物群をみると、北上するにつれて主屋が大型化する傾向が指摘できる。

12 世紀後半（第 153 図）になると、岡山県南部では樋本遺跡^{表80}（岡山県総社市）、九州北部では紅梅（A）遺跡^{表83}（福岡県北九州市）・帯田遺跡^{表81}（福岡県直方市）・練原遺跡ヒエダ地区^{表82}（福岡県福津市）など、さらに熊本県では二本木前遺跡^{表79}（熊本県南阿蘇村）で確認されており、この時期には西日本

12世紀前半

- | | |
|-------------|-------------|
| 59. 久我東町遺跡 | 65. 戸原麦尾遺跡 |
| 60. 多利・前田遺跡 | 66. 板井寺ヶ谷遺跡 |
| 61. 窪木薬師遺跡 | 69. 見蔵岡遺跡 |
| 62. 宮前遺跡 | 73. 大坪遺跡 |
| 63. 横路遺跡 | |



第152図 屋敷墓Ⅰ類の分布2

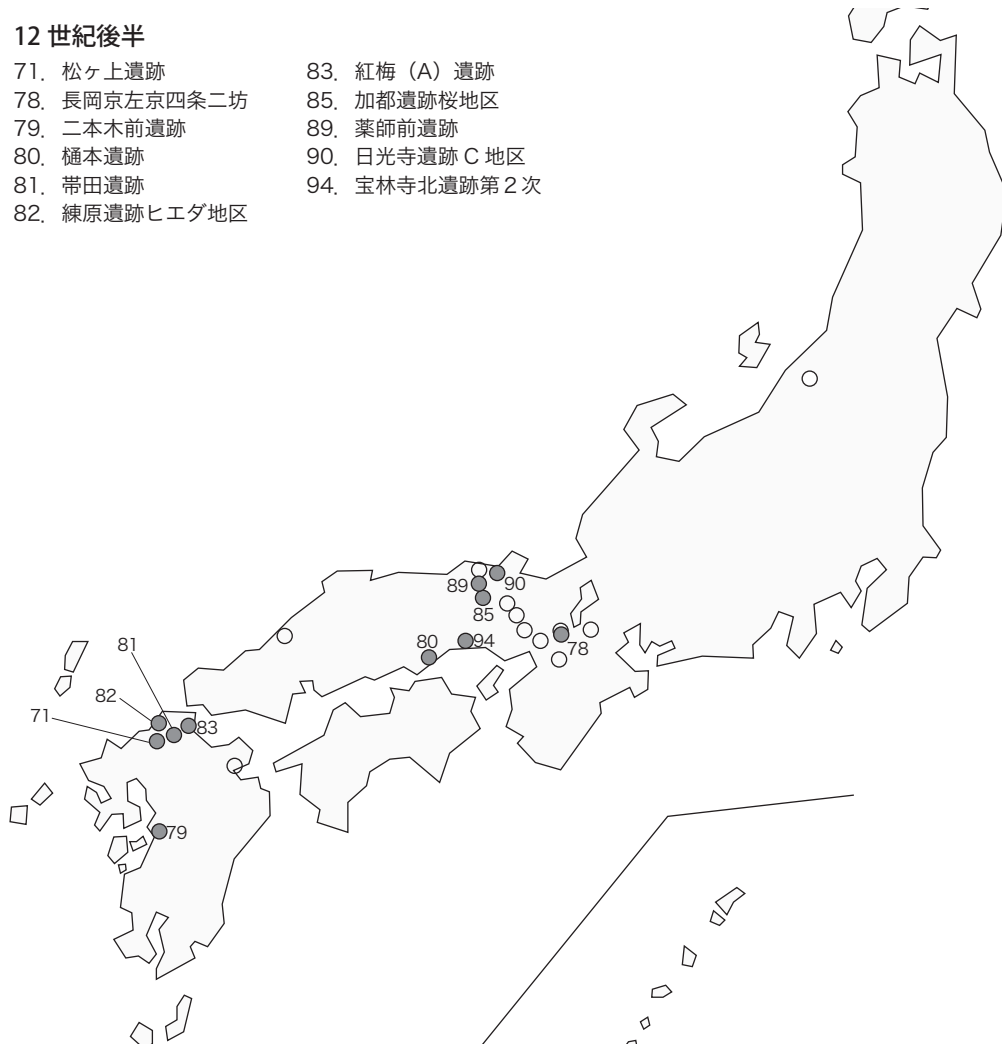
一帯に分布するようになる。13世紀(第153図)には、空港跡地遺跡(香川県高松市)など四国地方で、三重県では六大A遺跡^{表105}(三重県津市)で確認される。岡山県下をみると、山間部の夏栗遺跡^{表120}(岡山県鏡野町)まで分布するようになる。しかし、13世紀前半をもって、その事例数は減少に転じ、分布範囲もこれ以上広がらなくなる。

屋敷墓Ⅰ類の分布をみると、兵庫県北中部にかけて集中する傾向がある。その詳細をみると、武庫川、円山川流域で濃密に分布する一方で、上小名田遺跡^{表100}(兵庫県神戸市)・山田小学校内遺跡^{表109}(兵庫県神戸市)・宿原寺ノ下遺跡^{表76}(兵庫県三木市)など、淡河川・志染川流域でもまとまって分布する状況が認められる。二つの分布域は河川沿いを通る街道と重なっており、そのまま普及経路と見なせる。また、二つの普及経路の起点は、どちらも三田盆地に求められる。三田盆地では、11世紀後半に川除・藤ノ木遺跡で屋敷墓Ⅰ類が出現しており、その一帯を発信地とするだけの条件は十分に整っている。

一方、その他の地域における屋敷墓Ⅰ類の分布をみると、各地域に点在するような状況を呈し、

12世紀後半

- | | |
|---------------|---------------|
| 71. 松ヶ上遺跡 | 83. 紅梅(A)遺跡 |
| 78. 長岡京左京四条二坊 | 85. 加都遺跡桜地区 |
| 79. 二本木前遺跡 | 89. 薬師前遺跡 |
| 80. 樋本遺跡 | 90. 日光寺遺跡C地区 |
| 81. 帯田遺跡 | 94. 宝林寺北遺跡第2次 |
| 82. 練原遺跡ヒエダ地区 | |



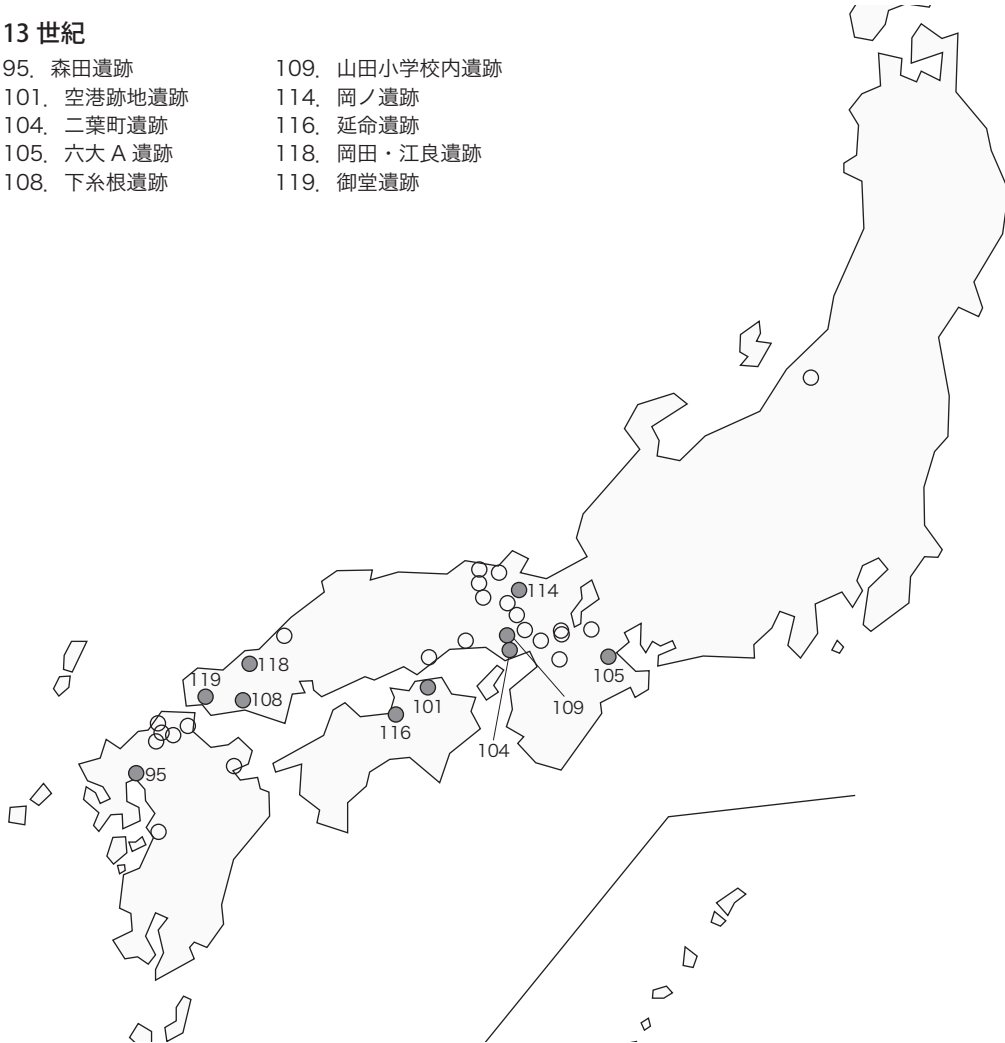
第153図 屋敷墓Ⅰ類の分布3

その事例数は屋敷墓Ⅱ類に比べて少ない。これに対して、屋敷墓Ⅱ類は各地で集落が形成する時期に出現し、広く普及している。屋敷墓Ⅱ類が西日本各地に広く分布する状況をふまえると、屋敷墓Ⅰ類が多く分布し、そして根強く残る兵庫県北中部の様相は極めて不自然と言える。それでは、そうした不自然な様相は、どのような要因によって生じたのだろうか。

日本海側をみると、12世紀後半には屋敷墓Ⅱ類が上敷免遺跡^{表189}(山形県山形市)まで普及するものの、屋敷墓Ⅰ類はそれよりも早く12世紀中頃までに大坪遺跡へ伝播している。また、国領遺跡川畑地区でも屋敷墓Ⅱ類はみられるものの、明らかに屋敷墓Ⅰ類の後に作られている。これに対して、その他の地域における屋敷墓Ⅰ・Ⅱ類の普及にみる時間差はほとんどない。つまり、屋敷墓Ⅰ類が先行して普及する現象は、兵庫県北中部から日本海側において顕著に見出される。ところで、日本海側で最も早く屋敷墓が出現するのは、丹後半島の周辺である。したがって、丹後半島一円を日本海沿岸部における普及の起点とすることができる。兵庫県北中部から日本海側⁽²²⁾に至る屋敷墓Ⅰ類とⅡ類が普及する上で生じた時間差とは、普及経路に関わる現象と考えられる。

13世紀

- | | |
|-------------|---------------|
| 95. 森田遺跡 | 109. 山田小学校内遺跡 |
| 101. 空港跡地遺跡 | 114. 岡ノ遺跡 |
| 104. 二葉町遺跡 | 116. 延命遺跡 |
| 105. 六大A遺跡 | 118. 岡田・江良遺跡 |
| 108. 下糸根遺跡 | 119. 御堂遺跡 |



第154図 屋敷墓Ⅰ類の分布4

先に、兵庫県北中部へ屋敷墓が普及する経路の起点を三田盆地一帯に求めたが、それは11世紀後半の屋敷墓Ⅰ類が川除・藤ノ木遺跡で確認されていることによる。一方、屋敷墓Ⅱ類は12世紀初頭までに出現するが、その出現地は大阪平野北部に求められ、三田盆地で屋敷墓Ⅱ類が出現するのは12世紀前半と遅れる。

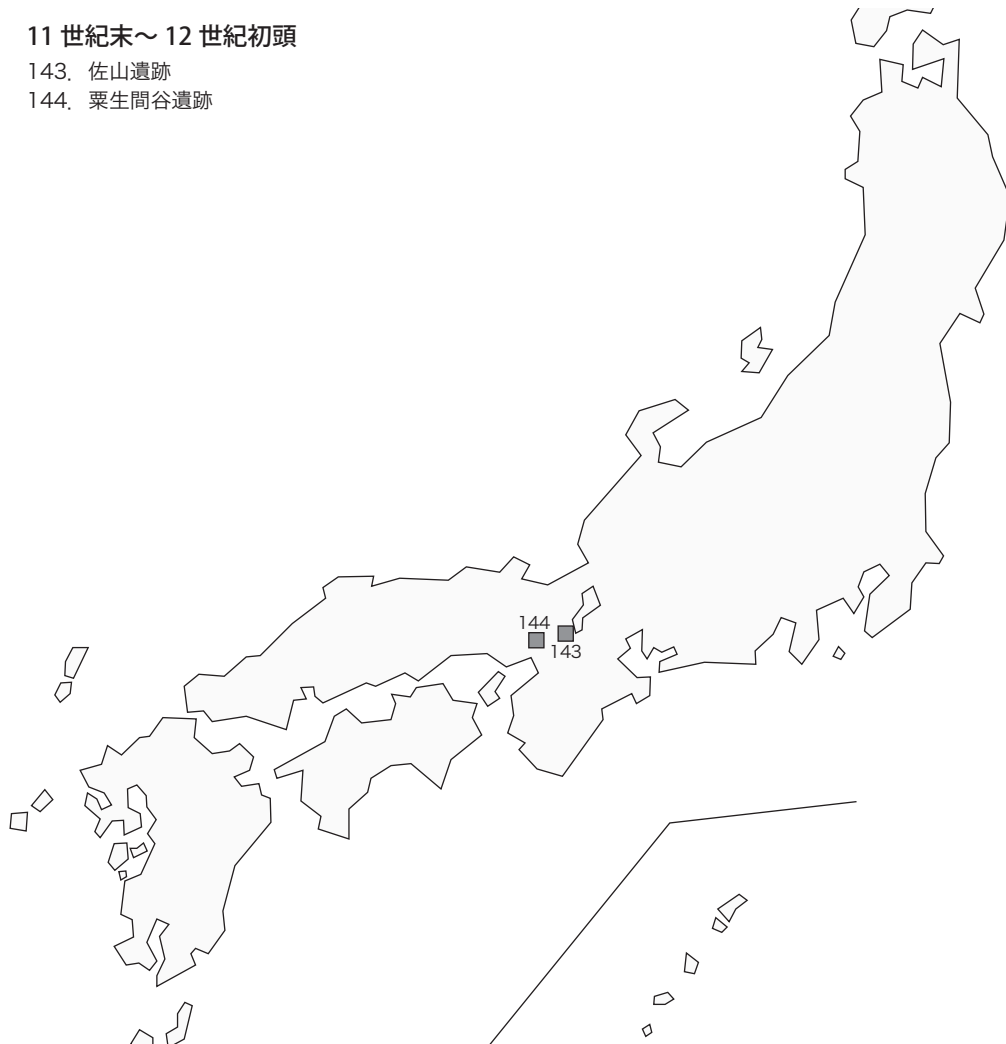
大阪平野北部から三田盆地へ向かうには、いくつかの交通路があるものの、六甲山麓一帯の峠越えなど、交通上の障害がある。三田盆地で使われた供膳具は東播系須恵器を主体とし、それに丹波型瓦器碗が加わる様相を呈し、和泉型瓦器碗は搬入供膳具の範疇に含まれる。同じ山間部でも、大阪平野との往来に障害となる地形が少ない能勢では、丹波型瓦器碗と和泉型瓦器碗が併存している。これらのことは、交通上の障害の有無が大阪平野との交流を左右したと考えるだけの根拠になろう。

ところで、12世紀前半に集落の形成が本格化する状況は、瀬戸内沿岸と兵庫県北中部で大きく変わらず、また屋敷墓の普及もほぼ同じ時期にはじまる。屋敷墓の普及が同時にはじまる以上、大阪平野から兵庫県北中部へ屋敷墓Ⅱ類が伝播されるより早く、三田盆地一帯を起点に屋敷墓Ⅰ類が

11 世紀末～12 世紀初頭

143. 佐山遺跡

144. 粟生間谷遺跡



第 155 図 屋敷墓Ⅱ類の分布 1

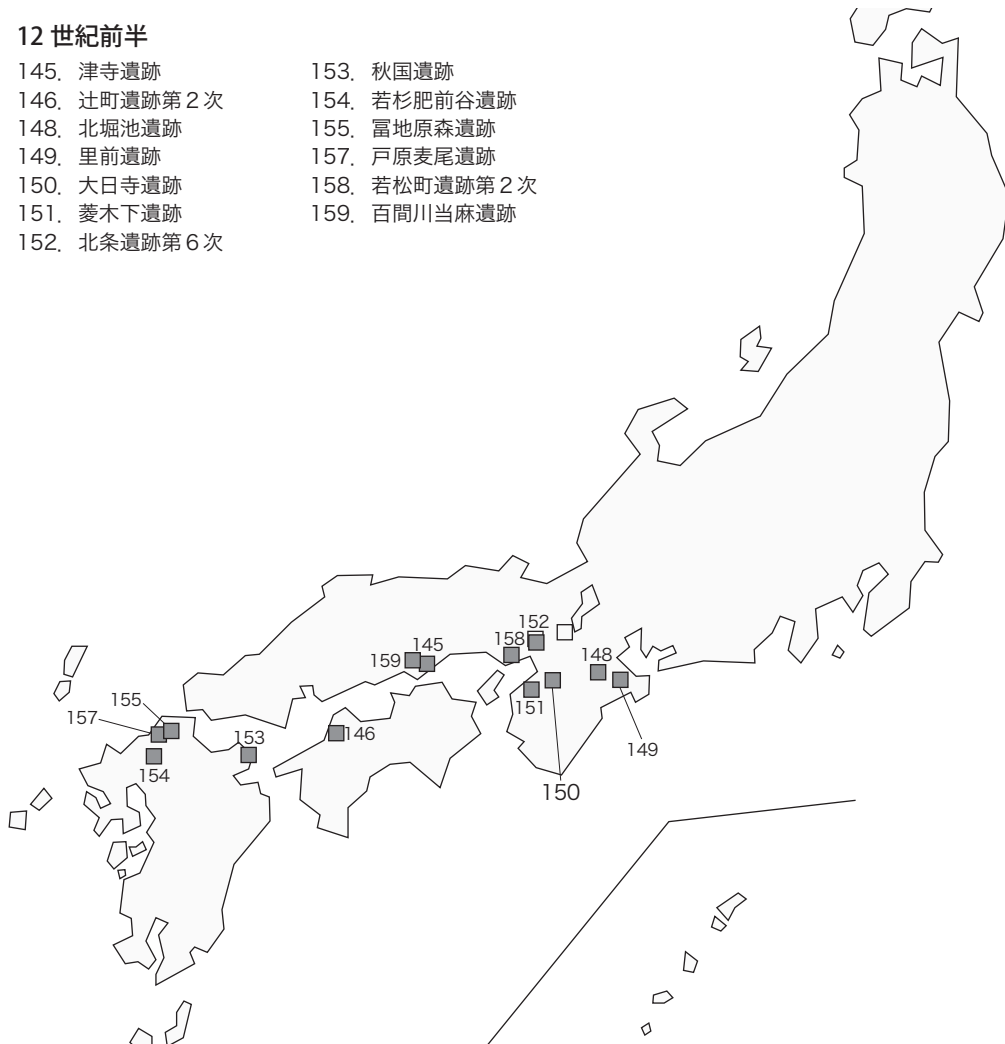
普及しても不思議ではない。このように、普及の起点となる発信地の違いや発信地間に存在した交通上の障害、それを背景とした大阪平野との低調な交流関係などの諸条件によって、兵庫県北中部における屋敷墓Ⅰ類・Ⅱ類の普及にかかる時間差は説明できる。

(2) 屋敷墓Ⅱ類の普及

屋敷墓Ⅱ類は、11 世紀末～12 世紀初頭の佐山遺跡 SX108 (京都府久御山町)・粟生間谷遺跡 q 域墓 10 (大阪府箕面市) が最も古い事例となる (第 155 図)。しかし、佐山遺跡 SX108 は、出土した遺物の構成をもとに土葬墓としたものの、楕円形状の平面形を呈する土坑で、基底面が平坦ではなく、遺物も中層に廃棄されたような状態で出土している。一方、11 世紀後半の土葬墓は、土壙墓でも基底面は平坦で、隅丸長形状の平面形を呈する。遺物も基底面上に配置されるものが一般的であり、SX108 の特徴には違和感が残る。さらに、佐山遺跡の周辺には同時期の建物群はみられず、戸原麦尾遺跡Ⅰ区の居館 (第 50 図) のように集落の中心的な存在となるものではなかった。

12世紀前半

- | | |
|--------------|---------------|
| 145. 津寺遺跡 | 153. 秋国遺跡 |
| 146. 辻町遺跡第2次 | 154. 若杉肥前谷遺跡 |
| 148. 北堀池遺跡 | 155. 富地原森遺跡 |
| 149. 里前遺跡 | 157. 戸原麦尾遺跡 |
| 150. 大日寺遺跡 | 158. 若松町遺跡第2次 |
| 151. 菱木下遺跡 | 159. 百間川当麻遺跡 |
| 152. 北条遺跡第6次 | |



第156図 屋敷墓Ⅱ類の分布2

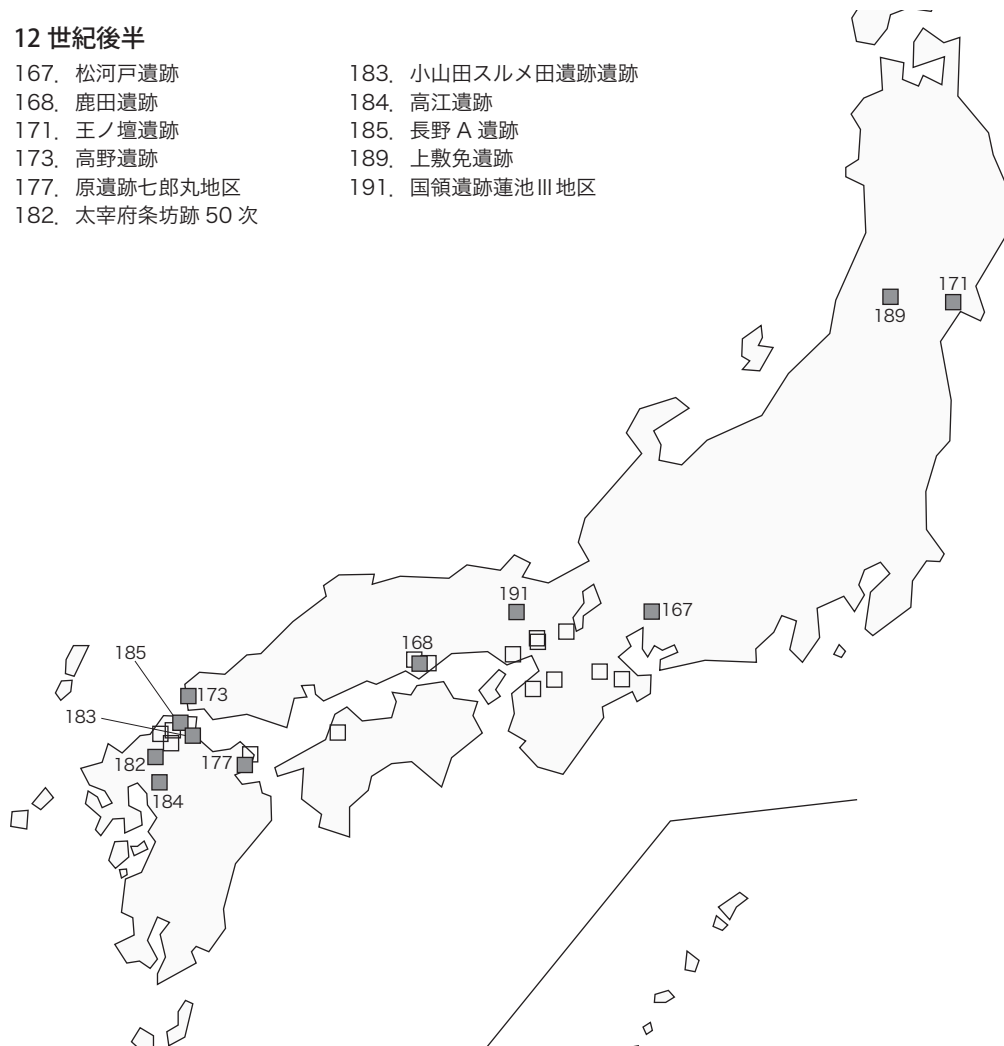
このため、佐山遺跡を中心に、この地域に屋敷墓Ⅱ類がどの程度普及したのか、明確にはできない。

粟生間谷遺跡の場合、屋敷墓Ⅱ類が12世紀初頭までに出現した後、遺跡内で継続的に作られると共に、北条遺跡第6次調査区・大日寺遺跡^{表150}（大阪府河内長野市）・菱木下遺跡^{表151}（大阪府和泉市）など、大阪府では多くの事例が確認されるようになる。また、百間川当麻遺跡^{表159}（岡山県岡山市）といった瀬戸内沿岸東部や戸原麦尾遺跡^{表157}（福岡県粕屋町）などの九州北部、さらに蚊山遺跡左郡地区^{表147}（三重県玉城町）・北堀池遺跡^{表148}（三重県伊賀市）などのように三重県でも12世紀前半の事例が確認されており、この時期には西日本一帯へ普及する。なお、広島県と愛媛県を中心とする瀬戸内西部では、辻町遺跡第2次調査区^{表146}（愛媛県松山市）で1例ほど確認されているだけにとどまり、広く普及する状況は認められない（第156図）。

12世紀中頃（第157図）になると、松河土遺跡SK168^{表167}（愛知県春日井市）などが作られるとおり、愛知県でも確認できるようになる。12世紀後半には瀬戸内沿岸東部、九州北部の広い範囲に普及すると共に、東北地方の日本海側では上敷免遺跡、太平洋側では王ノ壇遺跡^{表171}（宮城県仙台市）

12世紀後半

- | | |
|------------------|------------------|
| 167. 松河戸遺跡 | 183. 小山田スルメ田遺跡遺跡 |
| 168. 鹿田遺跡 | 184. 高江遺跡 |
| 171. 王ノ壇遺跡 | 185. 長野 A 遺跡 |
| 173. 高野遺跡 | 189. 上敷免遺跡 |
| 177. 原遺跡七郎丸地区 | 191. 国領遺跡蓮池Ⅲ地区 |
| 182. 太宰府条坊跡 50 次 | |



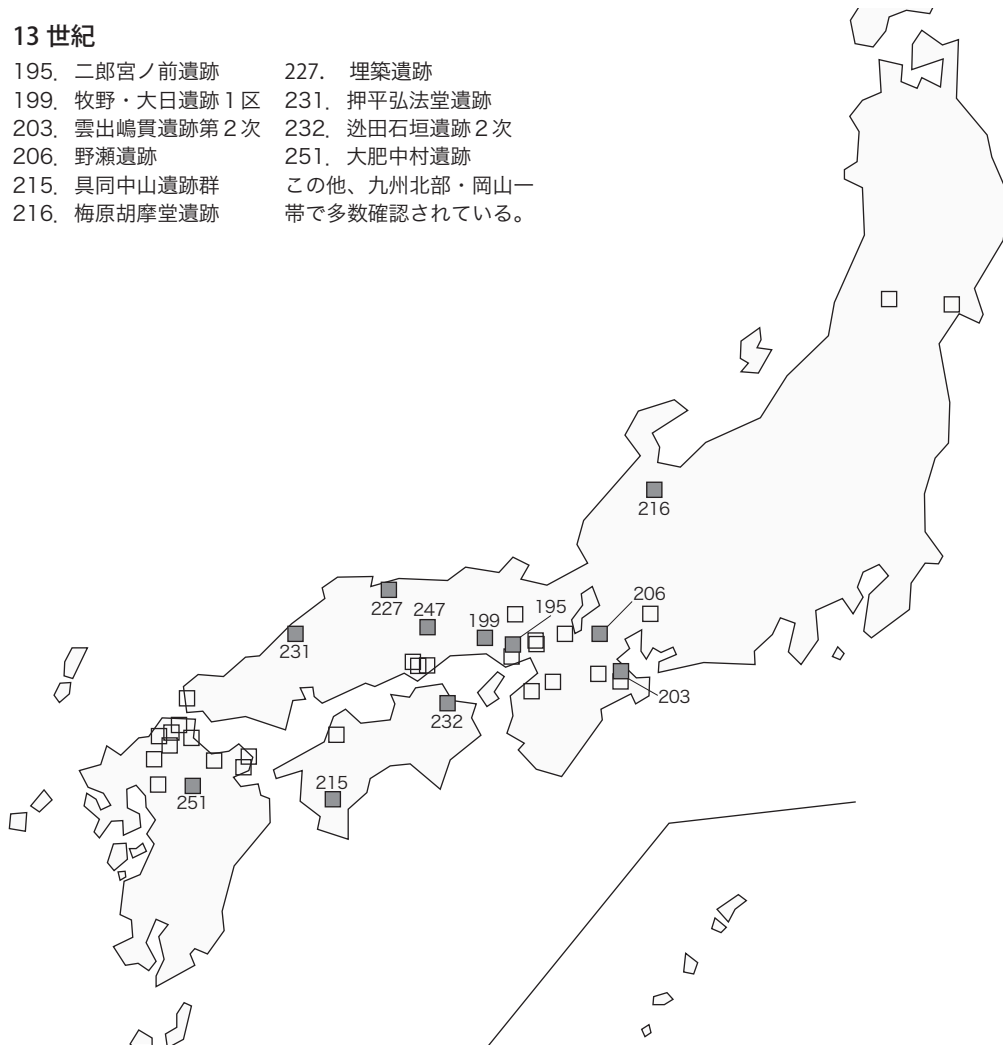
第 157 図 屋敷墓Ⅱ類の分布 3

まで伝播する。大分県を中心に分布する宇佐八幡宮領では、西村遺跡 A 地区表178（大分県豊後高田市）などのように一般的な集落にも普及し、その事例数は急増する。さらに、13 世紀初頭には具同中山遺跡群表215（第 159 図 高知県四万十市）でも作られるとおり、遅くともこの時期には四国の太平洋沿岸西部まで伝播する。これ以後、屋敷墓Ⅱ類は安定した展開を見せ、中世後期においても黒谷川宮ノ前遺跡表255（徳島県板野町）をはじめ、中世前期では屋敷墓の分布が希薄であった四国・九州南部でも展開する。

屋敷墓Ⅱ類は、屋敷墓Ⅰ類とは対照的に瀬戸内沿岸東部・九州北部・東海地方などの広い範囲に分布し、その数も多い。屋敷墓Ⅰ類が主流である兵庫県北中部にも普及するが、屋敷墓Ⅰ類より遅れることは、先に述べたとおりである。12 世紀における屋敷墓Ⅱ類の普及をみると、岡山県では津寺遺跡土筆山地区や百間川遺跡群などの流通拠点、福岡県では博多遺跡群表183（福岡県福岡市）や箱崎遺跡群（福岡県福岡市）はもとより、戸原麦尾遺跡などの居館や小山田スルメ田遺跡表183（福岡県築上町）のような小地域の流通拠点で、いち早く現れる。また、普及初期の事例は、畿内のものによ

13世紀

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 195. 二郎宮ノ前遺跡 | 227. 埋築遺跡 |
| 199. 牧野・大日遺跡1区 | 231. 押平弘法堂遺跡 |
| 203. 雲出嶋貫遺跡第2次 | 232. 迹田石垣遺跡2次 |
| 206. 野瀬遺跡 | 251. 大肥中村遺跡 |
| 215. 具同中山遺跡群 | この他、九州北部・岡山一帯で多数確認されている。 |
| 216. 梅原胡摩堂遺跡 | |



第158図 屋敷墓Ⅱ類の分布4

く似ており、直接的な情報をもとにして屋敷墓が作られたと考えられる。その後、屋敷墓は周辺の集落に普及するが、瀬戸内沿岸部では一般的な集落の事例が少なく、その状況は明確ではない。ただし、12世紀後半には山間部の久田原遺跡まで普及しており、平野部における普及にはそれほど時間を要しなかったと想定される。一方、九州北部の場合、12世紀後半には八坂遺跡群の他に原遺跡七郎丸地区表177（大分県国東市）や西村遺跡A地区表178（大分県国東市）などの一般的な集落まで普及している。また、山間部の集落に定着するのは13世紀以降であり、しかもそうした事例には変則的な形態が多い。

(3) 屋敷墓の普及過程と伝達媒体

屋敷墓Ⅰ類・Ⅱ類の普及について述べたが、両者に共通することは、墓制という慣習上の情報でありながら、伝播する時間が極めて早いことである。例えば、屋敷墓Ⅰ類は12世紀中頃のうちに新潟県まで、屋敷墓Ⅱ類は12世紀前半に九州から東海地方という広い範囲に普及している。しかも、



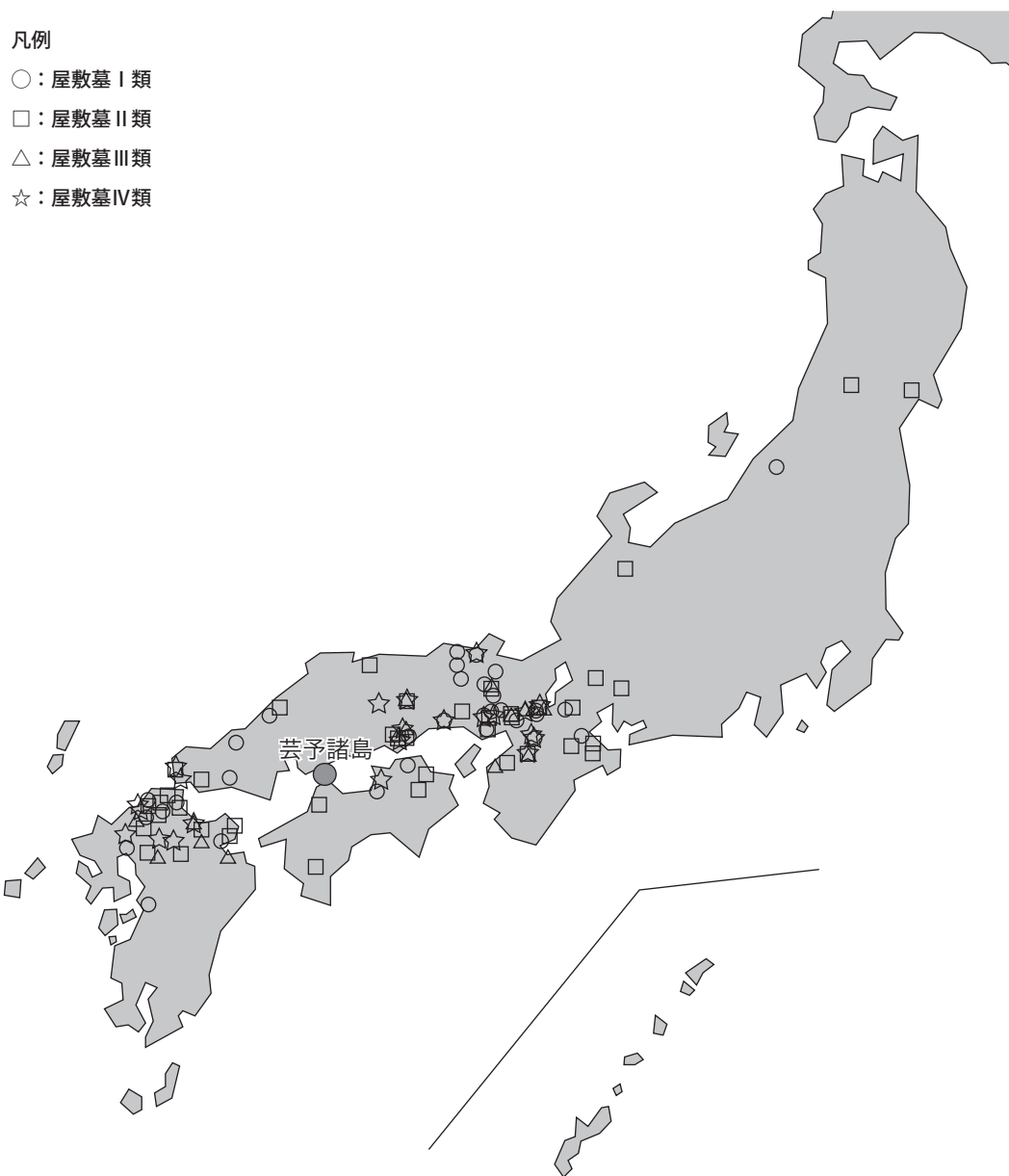
第 159 図 具同中山遺跡群平面図

この時期の屋敷墓は、畿内的な形態を比較的忠実に踏襲しており、変則的な形態はみられない。つまり、規範となる一定のモデルが、広範囲に急速かつ均質に伝播されたと言える。また、兵庫県北中部では北上するにつれて付属する建物群が大型化し、日本海側では沿岸部の流通拠点に比定される集落遺跡や、大坪遺跡のように城氏との関係も想定される特異な大型建物群に、瀬戸内沿岸部では荘内流通拠点、九州北部では居館や荘内流通拠点に普及しており、一般的な集落に直接伝播した形跡はみられない。

さらに、第 160 図に示した 11 世紀後半～13 世紀における屋敷墓の分布をみると、芸予諸島を境界にして瀬戸内沿岸の東西で大きな格差があること、内陸部では交通路に沿って分布することなど、いくつかの特徴が見出せる。このうち、前者の現象は芸予諸島を境界として東西に二分された瀬戸内水運の影響が考えられる。後者の問題については、すでに屋敷墓 I 類の展開でも指摘したとおりである。このように、屋敷墓の普及と当該期の流通のあり方が密接に関連していることは間違いなく、屋敷墓という情報が広域流通網をたどって伝達したことは確実である。

それでは、その発信元は、どこに求められるのか。この時期の流通について、文献史学では年貢の輸送をもとに平安京を中心とする求心的な流通と平安京を介しない地域間流通によって説明しているが、畿内の場合には特に前者の構造のもとで説明されている。たしかに、平安京を中心とする流通網に乗って、屋敷墓が各地に伝達されたというのも一定の説得力があるように見える。しかし、瀬戸内沿岸部では京都産土師器皿が出土しないように、京都から西日本の各地へ物資が搬出された

形跡は確認されていない。つまり、中世前期において、これまで文献史学が説明しようとしていた、平安京を中心とする双方向型の流通構造は存在しない。搬入供膳具の分布にみる平安京を中心とする流通は、年貢の運搬に伴う単方向型の形態として説明される⁽²³⁾。したがって、屋敷墓の情報が、平安京からの流通網を通して各地に伝達される条件はない。さらに、現段階の資料をみる限り、平安京およびその周辺で屋敷墓が出現するようになるのは、佐山遺跡の例を除くと摂津・河内よりも半世紀近くも遅れる。佐山遺跡周辺の状況は十分に把握できていないが、同じ時期に屋敷墓Ⅱ類が粟生間谷遺跡でも出現している以上、平安京近郊は屋敷墓の発信元ではなく、むしろ普及先として位置付けられる。また、屋敷墓Ⅰ類が兵庫県北中部へ展開する普及経路に、平安京を経由しないこと



第 160 図 中世前期における屋敷墓の分布

も、これを傍証する。

一方、屋敷墓Ⅰ類は摂津・河内で多元的に出現し、屋敷墓Ⅱ類は佐山遺跡と摂津を中心とする大阪湾岸と考えた。このうち、屋敷墓Ⅰ・Ⅱ類の出現が共に早い摂津には、瀬戸内海と神崎川を中継する河尻がある。河尻とは、神崎・大物・加島・杭瀬・一洲など、神崎川河口部一帯に展開する港湾群の総称であり、水上交通の結節点として西日本一帯で活動する商職人が往来したことは、長洲御厨大物に比定される大物遺跡⁽²⁴⁾あるいは椋橋荘の荘内流通拠点である庄本遺跡⁽²⁵⁾における発掘調査で出土した各地の搬入供膳具によって実証されている。

それでは、河尻の一帯へ屋敷墓に関する情報が流入する余地はあったのだろうか。筆者は、河尻の一角、椋橋荘の流通拠点である庄本遺跡について検討し、庄本遺跡から各集落を構成する建物群に至る荘域を超えた流通網の存在を指摘した⁽²⁶⁾。その流通網の末端としたのは、それぞれの集落を構成する建物群となる。瀬戸内沿岸部の搬入供膳具や破断面に加工痕がある石鍋片の分布をもとに検討した結果、庄本遺跡からこの遺跡が位置する椋橋荘に隣接する垂水西牧榎坂郷の流通拠点である住吉市庭を経由し、郷内の集落に広がる重層的な流通網が復元できた。その垂水西牧榎坂郷には、屋敷墓の代表例としてあげた小曾根遺跡第13/16次調査区・北条遺跡第6次調査区がある。これらの建物群では、各地の搬入供膳具が出土するとおり、商職人たちは屋敷墓がある建物群を足がかりに活動したのである。そこに、商職人と屋敷墓の接点が生じることはいうまでもない。瀬戸内水運に接続する荘内流通網をとおして、庄本遺跡をはじめとする河尻の各港湾へ、屋敷墓の情報が流入したとしても不思議ではない。もとより、椋橋荘は永承3年(1048)に初見するが、この時期には庄本遺跡で流通拠点が形成するように、領域型荘園の立荘に伴う地域編成がいち早くに行われた地域である。よって、隣接する垂水西牧榎坂郷に拠らなくとも、屋敷墓に関する情報は存在したであろう。

もちろん、江口や富田などの淀川・神崎川流域の一帯や河内江一帯でも、先に指摘した流通構造が存在することは否定できず、屋敷墓の発信元を河尻に一元化できないかもしれない。しかし、淀川・神崎川流域から瀬戸内海などへ向かうには必然的に河尻を経由することになるため、その位置付けが大きく変わるとは言えない。また、河内江一帯からは渡辺を経由することになるが、瀬戸内流通に関しては河尻と同格的に位置付けられないことが、これまでの発掘調査や大村拓生の検討から明らかになっている。特に、渡辺一帯では屋敷墓が確認されておらず、集落関連遺構が本格的に増加するのは12世紀以降になる⁽²⁸⁾。これらのことは、10世紀のうちに難波津の機能を引き継いで、11世紀後半に新たな流通拠点へ再編された河尻一帯を普及上の起点とする傍証になる⁽²⁹⁾。

このように、瀬戸内沿岸から九州北部にかけて「規範となる一定のモデルが、広範囲に急速かつ均質に伝播された」のは、河尻を起点とする広域流通網によって普及した結果と考えられる。このような伝達は瀬戸内沿岸に限らず、丹後半島を起点に日本海側一帯へ普及する過程や、具同中山遺跡にいたる太平洋沿岸でも摘要できる。その普及に関わった主体は、そうした広範囲に移動する集団、つまり商職人ということになる。その中に、葬送法師といった集団も想定されるかもしれない。しかし、中世前期の集団墓地は特殊な事例であり、集落において土葬墓の形態が統一されるような事例はなく、そうした集団が集落内で活動した形跡を積極的に証明する根拠は全くない。むしろ、土葬墓の特徴が集落内で多様であることは、造墓活動そのものについて集落の成員が主体となっていたと説明される。

また、屋敷墓が10世紀後半の先行形態から慣習として定着する経緯がある以上、仮に葬送法師が集落内で活動したとしても、それは墓地の範囲にとどまると考えられる。現段階で、考古学的手法によって葬送法師の実態を解明する可能性がない以上、屋敷墓の普及に葬送法師といった集団を無理に関わらせる必要はなく、漠然と広域を移動する商職人と理解した方が妥当である。

5. 屋敷墓の変遷からみた中世的「家」の形成

「屋敷墓の諸類型」において、屋敷墓Ⅳ類の成立をもって中世的「家」が出現すると述べた。このことは、屋敷墓の形態が家族構造に規定されて変化することを示しており、屋敷墓Ⅳ類に体现された「家」の成立に至る過程を類型の変遷から逆に復元できる可能性が生じる。よって、類型の変遷をもとに、中世前期における家族構成の変化を検討する。なお、中世的「家」が成立する以前の家族構成については、これまで様々な名称が提案されてきたが、ここでは原「家」的家族と呼ぶ⁽³⁰⁾。

屋敷墓は、基本的にその屋敷（家地）において相続が発生した段階で、その権利を正当に継承するための象徴的装置として作られる。このことから、その被葬者と墓を作る側の続柄は、相続上の関係に求められるものであり、自ずからその被葬者は経営体すなわち原「家」的家族の家長となる。また、10世紀以降の先行形態を伴う建物群は、古代集落を構成する建物群と異なり、それぞれが単独で展開し、主屋をはじめとする建物に井戸などの付帯遺構を伴って完結した生活空間を形成する。建物群のあり方からみえる原「家」的家族とは独立した経営体であり、一つの建物群に同居することで完結した家族を構成すると考えられる。

ところで、屋敷墓Ⅰ～Ⅲ類の被葬者には、少なからず女性が存在する。先に屋敷墓の被葬者を原「家」的家族の家長としたが、その被葬者に女性がいるということは、女性と男性のどちらでも家長になれることを意味する。つまり、この時期の男女とは社会通念上、同格的な存在であったと言える。一方、「家」の成立には恒常的に同居する夫婦、つまり単婚家族が前提となる。この前提は、屋敷墓Ⅳ類の成立以前に、単婚家族が成立していたことを意味する。これらをあわせて考えると、屋敷墓Ⅳ類が出現する前夜となる12世紀の原「家」的家族とは、男女が同格的な夫婦関係を結ぶことで成立する単婚家族と推定できる。完結した建物群の出現を指標にすると、原「家」的家族の成立は9世紀にさかのぼる。そして、こうした建物群によって集落が編成されることをふまえると、11世紀中頃には原「家」的家族による独立した経営体が、家族構成の基本的な形態になったと言える。また、先行形態が慣習として定着しなかった要因も、その前提になる原「家」的家族の流動性や根強く残る古代的な家族の存在をもとに説明できるようになる。

それでは、屋敷墓Ⅲ類に現れた女性の社会的な地位の変動とは、どのような現象だったのだろうか。先に屋敷墓Ⅲ類とⅣ類の相違を、屋敷墓にみる女性被葬者の減少もふまえて、性別の相違をもとに対極的に理解しようとした。その視点から再びこの現象を考えると、同格的な夫婦関係から中世的「家」へ転換する過程で、女性が家長としての社会的地位を低下させていくことに、その要因が求められる。屋敷墓Ⅲ類における男女の組合せは、女性を巡る社会環境の変化に即して相続の正当性あるいは屋敷墓の象徴性を補うことを目的としたのではなかろうか。

その一方で屋敷墓Ⅳ類をみると、12世紀のうちに出現し、遅くとも13世紀初頭までに初期形態

(屋敷墓初期Ⅳ類)が完成する。しかし、この段階では穂積遺跡第4次調査区SX01～05のように墓壙の主軸方向が直交するものを含んだり、埋納する供膳具の構成に一貫性がないなど、造墓活動の内容に関する伝統が形成されていた可能性は乏しい。そうした伝統の継承にいたる慣習が未熟な段階で、中世的「家」が萌芽していることをふまえると、「家」の本質とは「数世代にわたる家産の継承」に求められることになる。屋敷墓初期Ⅳ類は荘内流通拠点と居館の2例で、その分布も摂津北部に限定されるため、この時期に中世的「家」を広く日本全体に一般化することはできない。しかし、この段階を経て伝統の形成とその継承が実現し、より確実な「家」が13世紀前半に完成する。

屋敷墓Ⅳ類にみる土葬墓を列状に配置する行為(以下、3基以上の墓が列をなすように配置される形態を「列状配置」とする。)を、屋敷墓Ⅱ類で述べた第三者に対する視覚的効果をもとに解釈すると、「家」を表現する手段として採用された可能性がある。一方、屋敷墓Ⅳ類における列状配置のあり方は、13世紀後半に出現する集団墓地でも踏襲され、そして広く普及する。集団墓地の造営主体の多くが村落である以上、このような墓地の状況はほぼすべての村落成員の間で中世的「家」が成立していたことを示す。集団墓地の成立とは、集村化による立地の移動のほか、その主体である成員の家族構成の変化も反映されていた。また、集団墓地の出現によって墓の数が急増するのは、中世的「家」の一般化と、集村化などに伴って形成された「家」同士の強固な地縁的関係のもとで成立する相互扶助体制⁽³¹⁾を背景に、造墓活動が浸透しはじめたことによると考えられる。

ここまで、屋敷墓の変遷をもとに中世前期における家族構成の復元を試みたが、その概略は以下のようになる。

10世紀後半に出現した先行形態は、夫婦同格の単婚家族すなわち原「家」的家族の成立を前提とした。しかし、この段階では、まだ経営体は流動的であり、屋敷墓として慣習化するまでには至らなかった。この後、11世紀中頃における集落の編成を契機に、原「家」的家族が一般化すると共に、その経営が長期にわたって安定しはじめることで、屋敷墓Ⅰ類が慣習として定着する。間もなく、12世紀中頃には屋敷墓Ⅲ類の出現にみる女性家長の地位が低下しはじめる。その一方で、屋敷墓初期Ⅳ類にみられる家産の継承を基本原理とする中世的「家」が萌芽する。13世紀中頃には、屋敷墓Ⅳ類によって「嫡子による数世代の相続と伝統の継承」が実現し、西日本一帯で中世的「家」が完成する。そして、列状配置を導入した集団墓地が出現する13世紀後半には、中世的「家」は集落成員の基本的な家族形態になっていたと考えられる。

中世的「家」については、文献史学において長く論争が続いてきたとおり、学史は古く、研究水準も高い。高橋秀樹は、中世的「家」に関する学史を整理した結果、11世紀後半における名主の出現、12世紀前半における嫁取婚と嫡継承の成立、14世紀における嫡子相続の確立を、それぞれの画期として見直し、「家」がいくつかの段階を経て成立することを指摘した⁽³²⁾。高橋秀樹の所見に基づいて、文献史学における「家」の成立過程と屋敷墓からみた家族構成の変遷を対比したとき、その時期や内容の詳細については異なるところが多くあるものの、傾向は概ね一致している。ただし、高橋秀樹が在地領主における家の成立を14世紀に求めているが、西日本では在地領主という階層概念は否定されており、この部分については再検討する必要がある。また、摂津では12世紀に中世的「家」が萌芽する⁽³³⁾ように、この部分については大きく異なる。さらに、新興土豪層である原田氏などに関する弘安

4年(1281)3月の「金堂供養注進状」(『多田神社文書』※史料3)や垂水西牧榎坂郷の富農層である助村に関わる「弘安の請文」(『中臣祐賢記』弘安3年(1280)4月条※史料4)に「子息」という注記がみえたとおり、13世紀末の畿内では富農層にいたる階層の間で嫡相続の慣習が強く意識されていた。中世後期に継続する集団墓地において列状配置が一般化するのとあわせて、史料の上でも「子息」が意識されるように、この時期に中世的「家」は村落社会まで浸透している。このように、文献史学が想定する「嫡子相続の確立」の時期との乖離は、単なる西日本と東日本の違いではなく、対象とした史料やその検討方法に起因しており、より総合的に再検討されることが求められる。

屋敷墓の変遷から導き出した中世前期における家族構成のあり方は、文献史学における画期からもある程度検証できた。以上のことから、屋敷墓とは古代法上の論理を応用して相続の正当性を象徴する装置として出現し、中世前期における家族構造の変動に即して変遷する、私的な墓制として位置付けられる。

まとめ

本論では、中世前期の主要な墓制である屋敷墓について、多様な形態を類型化した上で、その変遷と特質について検討した。ここでは、中世前期における墓地の動向とあわせて、墓制の推移を概観する。まず、これまでの検討の結果から、墓地の形態は集落の展開や集落成員の階層構成に、屋敷墓は当時の所有観念や経営体の家族構成を背景に、その形態を変化させていったことが判明した。つまり、墓地と屋敷墓は全く異なる墓制であり、それぞれの背景にある社会の変動に即して、刻々とその形態を変化させたのである。そのように考えたとき、集落の展開に示される在地社会の状況も、墓制の変遷をとおして垣間見ることができるだろう。最後に、そうした視点のもとで墓地・屋敷墓の変遷について概略を示し、本論のまとめとしたい。

古代集落の解体が進む10世紀後半において、単独で展開する大型建物群の中に、先行形態が出現する。先行形態は、この時期の土葬墓に埋納された定型的供膳具などにより、官人層が持つ法知識をもとに創出された可能性がある。また、その出現は、同格的な夫婦が中心となって構成された原「家」的家族の成立を前提とするものであった。しかし、そうした経営体はまだ流動的な存在であり、先行形態も慣習として定着するまでにはいたらなかった。

11世紀中頃になると、単独で展開する大型建物群の多くが廃絶する一方で、一部の大型建物群が中心となって中世的集落が形成され、その外縁部に墓地Ⅰ-Ⅰ類が出現する。この時期の集落編成とは、領域型荘園の立荘に連動した地域編成であり、国衙・荘園領主が関与することで実現した⁽²⁰⁾。国衙・荘園領主の関与のもとで成立する集落の外縁部に、広大な空白地帯をもって設定された墓地も、公的な性格が付与されたと考えられる。空白地帯は造墓活動だけではなく、この時期では一般的だった遺棄葬の場あるいは耕地や集落との緩衝帯として機能した可能性があり、中世前期の墓地形態を規定する重要な構成要素になる。

一方、集落の中では、相続の正当性を主張するべく屋敷墓が慣習として成立するが、それは屋敷墓の先行形態を受容した原「家」的家族からなる経営体が集落に編成されたこと、そうした経営体が世代交代を行い、家産を継承するほどに安定しはじめたことを背景とする。屋敷墓Ⅰ類には、家

屋偏重という古代的な所有観念が反映されるものの、相続によって世襲的な所有を実現しようとするところに、中世的な性格が見出される。そして、土地・家屋を一体のものとする「屋敷」の初見に先立ち、12世紀初頭のうちに「家屋」から「家屋と生活空間を包摂する土地」そのものへ所有意識は転換し、屋敷墓Ⅱ類による視覚的効果もねらった屋敷墓の基本形態が完成する。

領域型荘園の立荘が盛んになる12世紀には、各地域で集落が出現し、そうした動向にあわせて屋敷墓も急速に普及する。特に、瀬戸内沿岸部や九州で、普及初期の屋敷墓が確認される遺跡は、その地域の居館あるいは流通拠点に限定される。それは、河尻と瀬戸内を結ぶ広域流通網を通して、商職人たちが屋敷墓を伝播したことを示す。摂津北部（河尻近郊）の領域型荘園における流通網が、瀬戸内水運という広域流通網に接続することで、各地へ画一的な屋敷墓が普及することになったのである。

12世紀後半には、墓地Ⅰ－Ⅱ類・Ⅲ類が一般化する。これらはすべて墓地Ⅰ－Ⅰ類以上に、空白地帯の範囲が制約されている。それは、この時期に進む集落成員の増加に伴う集落域の拡大と、その表裏をなす耕地開発の進展に起因するものであった。こうした集落拡大の原因は、原「家」的家族が経営の不安定性を克服し、数世代にわたるより安定した経営を実現したことに求められる。その過程で女性の社会的地位が次第に低下しはじめることが、屋敷墓Ⅲ類の出現や屋敷墓の被葬者における女性数の減少という現象になって表出する。その一方で、極少数ではあるものの、屋敷墓初期Ⅳ類にみる数世代にわたる嫡子相続を実現した中世的「家」が、摂津で萌芽する。中世的「家」は、やがて造墓慣習にいたる伝統を継承するようになり、新たな家族形態として13世紀前半に完成する。

しかし、そうした個別経営体の成長による集落の拡大傾向は、治承・寿永の内乱を経てやがて破綻する。寛喜の大飢饉（1230年前後）の復興によるためか、延応年間（1239～1240）には各地で検注が行われ、それを契機とするように春日社などの荘園領主は、積極的な荘園経営に乗り出している。畿内各地では、この時期に集村化がはじまり、垂水西牧榎坂郷では大型幹線水路が掘削されるなど、農業基盤の整備・拡充が行われている⁽⁹⁾。それらが、農地の集約化による生産力の向上を目的としたことはいまでもなく、これを阻害する障害の一つであった墓地も、比較的生産性の低い丘陵などへ移転される。これに伴って屋敷墓Ⅳ類にみられた列状配置も、墓地に導入されることになり、中世後期に継続する集団墓地が一般化する。そして、屋敷墓も屋敷墓Ⅳ類を最後に、形態上の変化は見られなくなる。それは、中世的「家」が確立し、「家」の伝統が安定的に継承されることによって、墓制そのものが硬直化したためと考えられる。このように13世紀後半をもって、墓制上の中世前期は終焉し、そして中世後期へと大きく転換していくのである。

註

- (1) 勝田至「中世の屋敷墓」(史学研究会編『史林』71巻3号1988年)
- (2) 高槻市『高槻市史 第6巻 考古編』1973年
- (3) 橘田正徳「屋敷墓試論」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』Ⅶ1992年)
- (4) 山田清朝「第7章 第5節 平安時代～鎌倉時代にかけての掘立柱建物群について」(兵庫県教育委員会『川除・藤ノ木遺跡』1992年)
- (5) 服藤早苗「平安時代の女性経営権の一考察」『家成立史の研究—祖先祭祀・女・子ども—』校倉書房1991年

- (6) 松井敬代「第5章 まとめ」(竹野町教育委員会『見蔵岡遺跡』1996年)
- (7) 佐藤竜馬「第3章(3)「屋敷墓」の存在」(香川県埋蔵文化財研究会『空港跡地遺跡Ⅳ』第1分冊 2000年)
- (8) 橋田正徳「小曾根と穂積—お墓が語る中世のイエと社会—」(豊中市教育委員会『文化財ニュース豊中』No.29 2001年)
- (9) 橋田正徳「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西氏屋敷』2005年)
- (10) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (11) 金田章裕「奈良・平安期の村落形態」『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 1985年
※本書に収められた売券の集成を参考にした。
- (12) 大分県教育委員会『古庄屋遺跡』2002年
- (13) 平成18年(2006)以降も、屋敷墓Ⅳ類の事例は増加の一途をたどり、今では珍しい存在ではなくなっている。
- (14) 豊中市『新修 豊中市史 考古』2005年
- (15) 鐘ヶ江一朗「上田遺跡の調査」(高槻市教育委員会『高槻市文化財調査年報 平成3年度』1993年)
- (16) 高橋秀樹「在地領主層における中世的『家』の成立と展開」『日本中世の家と家族』吉川弘文館 1996年
- (17) 摂津では9世紀に、それまで継続した集落が解体しはじめる一方で、その周辺に建物群が単独で展開するようになる。和泉などでは、9世紀頃から小規模な集落が展開し、11世紀に解体する傾向が認められる。これまで、9世紀から古代集落が解体する傾向があることは指摘されていたが、解体の過程と時期は地域によって異なる。
- (18) 奈良国立文化財研究所「平吉遺跡の調査」『飛鳥・藤原京発掘調査概報』8 1978年
- (19) 広瀬和雄「中世村落の形成と展開」(物質文化研究会『物質文化』50 1987年)
- (20) 橋田正徳「11世紀後半における集落編成からみた領域型荘園の成立」(九州古代文化研究会編『古文化論叢』64 2010年)
- (21) 大坪遺跡では、12世紀末までに3基の屋敷墓が作られている。屋敷墓の造墓契機が世代交代によることをふまえると、屋敷墓3基には半世紀前後の時期幅を想定する必要があるが生じる。よって、大坪遺跡における屋敷墓の造営は、12世紀中頃までさかのぼることになる。
- (22) 日本海側に向かうには京都を経て若狭からという経路もある。しかし、滋賀県北部・西部、福井県南部の状況は、今のところ明確ではない。滋賀県下では、まだ11世紀後半の屋敷墓も確認されていないことから、日本海側で屋敷墓の事例が傑出して多い丹後半島周辺の方が優勢と考えた。
- (23) 橋田正徳「中世的流通の基礎構造」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』21 2007年)
- (24) 尼崎市教育委員会『尼崎市埋蔵文化財調査年報 平成7年度(2～6)—大物遺跡第1次調査概要 その1～5—』2001～2005年
- (25) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成15年度(2003年度)』2004年
- (26) 橋田正徳「庄本遺跡からみた神崎川下流域の流通」(日本中世土器研究会『中近世土器の基礎研究』ⅩⅧ 2004年)
- (27) 大村拓生「平安時代の摂津国府・住吉社・渡辺宮」(柴原永遠男・仁木宏編『難波宮から大坂へ』和泉書院 2006年)
- (28) 松尾信裕「船場地域における大坂城下町下層の遺跡」((財)大阪市文化財協会『大阪市文化財協会研究紀要』第2号 1999年)
- (29) 橋田正徳「難波津から河尻へ」(九州古文化研究会編『古文化談叢』70 2013年)
- (30) 「イエ」あるいは「家」に先行する家族形態としては、坂田聡(坂田 聡「中世村落の構造と家」『日本中世の氏・家・村』校倉書房 1997年)が萌芽的「家」を、また村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎が原イエを設定している(村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎「第七章 イエ集団の特性」『文明としてイエ社会』中央公論社 1979年)。しかし、萌芽的「家」は家産の継承を前提としない点で11世紀後半から主流となる経営体の実態とは著しくかけ離れている。また原イエは東国型の開発領主の家族形態をモデルとしたもので、屋敷墓の造営主体とは異なる存在と言える。よって、本論では独自に屋敷墓の造営主体に対して、あらためて原「家」的家族とした。
- (31) 勝田至『死者たちの中世』吉川弘文館 2003年
- (32) 高橋秀樹「『家』成立のメルクマール」・「総論」『日本中世の家と家族』吉川弘文館 1996年
- (33) 橋田正徳「中世前期における居館の展開」(九州古文化研究会編『古文化談叢』69 2013年)
- (34) 「金堂供養進状」弘安4年3月(1281年)『多田神社文書』(川西市『かわにし 川西市史 第4巻』1986年)
- (35) 『中臣祐賢記』弘安3年(1280)四月条(豊中市『豊中市史 史料編一』1960年)

中世墓資料一覧表

- 注1. 市町村名は、2012年6月末までの名称を表記した。
 2. 屋敷墓Ⅲ・Ⅳ類の墓壇主軸とは、主軸方向の方位を示している。
 3. 出土供膳具の分類は橘田 1996 による。供膳具以外の遺物あるいは分類では示せなかった遺物は、「そのほかの遺物」の項目に表記した。なお、分類の概略は、第 11 表下に掲載した。

I. 墓地

第6表 墓地 I - 1 類

府県	市町村	遺跡	遺構	時期	遺跡・調査区・遺構等の状況	文献
兵庫県	神戸市	御蔵遺跡	ST102～108	11c末～12c初を中心とする。	沖積地上に立地する集落の東方に展開する。2～3群で、計8基以上の土葬墓が墓地を形成する。群としてのまとまりは、比較的明瞭である。	1
岡山県	岡山市	加茂政所遺跡	墓2～5	12c前半	足守川流域の沖積地上に立地する集落の外周部に展開する。トレンチ調査であるため、周辺の状況は明確ではないが、墓地領域は集落の拡大によって消滅したと考えられる。近辺に、加茂政所廃寺推定地（第2微高地）がある。墓2～5の1群が確認されただけにとどまる。	2
兵庫県	加東市	家原・堂ノ元遺跡	墓1～3	12c前半	集落東方の空白地帯に、墓1～3の3基が展開する。これらの土葬墓は明確な群を構成するものとは言いにくい。増田遺跡も同じ状況を呈することから、墓地 I - 1 類に含めた。	3
佐賀県	佐賀市	増田遺跡	SP7201・7202木棺墓・SP7203土壇墓	12c後半～13c前半	洪積台地上に立地するが、周辺に集落関連遺構はなく、集落との関係は不明である。3基の土葬墓が、1群を形成する。	4
三重県	松阪市	天花寺小谷赤坂遺跡 A区	SX113 ほか5基	12c後半～13c前半	天花寺集落を見下ろす低位丘陵上に立地しており、集落周辺に展開する墓地ではない。中世集団墓地に先行する土葬墓群で、5基の土葬墓がある程度まとまって群を形成する。	5
岡山県	岡山市	津寺遺跡土筆山調査区	土壇1～3・中世墓1～6	12c～13c	本文参照	6
福岡県	みやこ町	徳永川ノ上遺跡	1～4号中世墓	13c	祇川段丘平坦部に展開した古墳群内に立地する。8号墳の石室内に五輪塔が設置されており、中世をとおして墓地、霊場として機能していたと考えられる。よって、集落周辺の墓地ではないが、形態上の特徴から墓地 I - 1 類に含めた。1～3号墓は1群を形成し、4号墓はその周辺に展開する。	7
大分県	宇佐市	笠松遺跡南Ⅲ区	1～5号墓	中世後期	伊呂波川流域の古代集落を中心とした遺跡である。13世紀の建物群もあるが、集落を構成するものとは考えにくい。墓地は南Ⅱ区と一連のもので、2カ所にわかれて群を構成する。全体的にまとまりがないことから当類型に含めたが、中世後期の所産である。	8

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

府県	市町村	遺 跡	遺 構	時 期	遺跡・調査区・遺構等の状況	文献
福岡県	北九州市	茶屋原遺跡	第1～11号 火葬墓	中世後期	中世後期に展開する集村の外周に展開する。全体的にまとまりがないことから、当類型に含めたが、集落と同じく中世後期の所産である。第1～7号火葬墓と、第8～11号火葬墓の2群に区分できる。	9
福岡県	築上町	広末・安永遺跡	2・3号 土壌墓		城井川・小山田川間の舌状丘陵上に立地する。弥生時代の集落を中心に、古墳・古代墓地等が確認されている。中世の集落関連遺構は検出されていない。2・3号土壌墓が一群をなし、その周辺に1・4号土壌墓が展開する。	10

第7表 墓地Ⅰ－2類

府県	市町村	遺 跡	遺 構	時 期	遺跡・調査区・遺構等の状況	文献
兵庫県	神戸市	長田神社境内遺跡	ST02 SK05～08	12c前半	ST02の周辺に、土坑4基が展開する。周辺の土坑に墓とするだけの特徴はみられないが、他の類例から判断した。調査区北側の建物群とは離れており、空白地帯に立地する。	11
福岡県	福岡市	箱崎遺跡第21次	SX456ほか 4基	12c	箱崎宮一帯に展開する都市遺跡で、本論の対象外であるが、参考のために掲載した。集落の墓地と同じ形態を呈する点が着目される。	12
和歌山県	和歌山市	西庄遺跡G区	中世墓 15～18	12c	海浜部に立地する古墳時代の製塩遺跡で、墓地が帰属する集落は明確ではない。中世墓15～18が、縦列状に配置されている。埋納された可能性のある供膳具が、包含層掘削時に出土している。	13
福岡県	福岡市	箱崎遺跡26次6区	SR044ほか 6基	12c～13c	箱崎宮一帯に展開する都市遺跡で、本論の対象外であるが、参考のために掲載した。集落の墓地と同じ形態を呈する点が着目される。	14
和歌山県	和歌山市	西庄遺跡F区	中世墓 1～8	12c～13c	集落周辺の墓地領域で、H・G区などでも複数の群が散在的に確認されている。F区では、中世墓1～8までの1群が展開する。ただし、中世墓8は墓となるのか、明確ではない。	15
福岡県	志免町	松ヶ上遺跡	2～5号 土壌墓	12c後半～ 13c	丘陵平坦部に展開する集落内に立地するが、集落の拡大によって取り込まれた結果と考えられる。報告の内容が簡素なため、集落の変遷などの詳細は明確ではない。	16
福岡県	北九州市	愛宕遺跡	1号土壌墓・ 60～63号 土壌	12c後～ 13c	空白地帯内に立地する。周辺に60～63号土壌が展開しており、長田神社境内遺跡と類似する形態を呈する。	17
岡山県	岡山市	高塚遺跡角田調査区	土壌墓 21～24	12c後半～ 14c	足守川・砂川合流部の平地上に立地する集落の周辺に展開し、集落の拡大によって廃絶する。西側には、墓地Ⅲ類とする一群が展開する。	18
福岡県	朝倉市	志波桑ノ木遺跡	1～ 12・16号墓	12c後半～ 14c	筑後川北岸の台地上に立地する古墳群(2・3号墳間)内に展開する。墓は3群以上で構成されるが、確実なものは14基中5基に限られる。	19

府県	市町村	遺跡	遺構	時期	遺跡・調査区・遺構等の状況	
大阪府	泉佐野市	湊遺跡 92-2 区	ST30 ほか 4基	12 c末～13 c前半を中 心とする。	本文参照	20
岡山県	岡山市	津寺遺跡中屋調査区	土壙墓 21～24	13 c前半を 中心とする。	足守川左岸の沖積地上に立地する。賀茂荘の荘 内流通拠点と考えられる。土壙墓 21～24 は、集 落北方の空白地帯に立地する。このほか、土壙墓 20 が北方にやや離れて作られている。 土壙墓 25～28 は集落北辺に近接して作られた ためか、集落域の拡大に伴って廃絶したと考えら れる。	21
			土壙墓 25～28	13 c前半を 中心とする。		
和歌山県	和歌山市	西庄遺跡H区	中世墓 11～13	13 c後半	海浜部に立地する。検出された中世墓は、中世 墓 11～13 の3基にとどまるが、F区中世墓 1～ 8の例から調査区外に展開すると考えられる。	22
福岡県	築上町	山崎遺跡	6号土坑 ほか3基	13 c後半を 中心とする。	小河川沿いの開析谷と平野の境界付近に立地す る集落遺跡で、墓地は集落東方の空白地帯に展開 する。6号土坑とその周辺の土坑3基で、一群を 形成する。長田神社境内遺跡の例に類似する。なお、 周辺の土坑は、報告では墓として扱われていない。	23
大阪府	泉佐野市	若宮遺跡	SK2117 ～2120	13 c	集落周辺の空白地帯に立地し、4基で1群を構 成する。その周辺には、SK2101 が単独で存在する。 中世後期には集落域に取り込まれ、墓地は廃絶し たと考えられる。	24
岡山県	鏡野町	久田堀ノ内遺跡	墓 17～23	13 c	久田原遺跡・夏栗遺跡と同じく、久多荘に比定 される集落である。中世後期には、居館を中心に、 その周囲に被官層の小集落が展開する。居館東部 の建 21～26 に先行することから、集落の拡大に よって消滅したと考えられる。	25
兵庫県	豊岡市	森脇 B 遺跡 Tr6	SK01～11	13 cを中心 とする。	竹野川河岸段丘上に立地する集落の周辺に展開 する。中世後期には寺院が建立される。	26
福岡県	北九州市	祇園町遺跡第3次	1～4号 火葬墓	13～14 c?	紫川流域に展開する中世後期の集落を中心とす る遺跡である。墓地は、集落形成以前に作られた と考えられる。土葬墓の配置は、長田神社境内遺 跡に類似する形態を呈する。	27
大分県	宇佐市	笠松遺跡南Ⅱ区	1～9号墓	中世後期	伊呂波川流域の古代集落を中心とする遺跡であ るが、13世紀の建物群も検出されている。この建 物群は単独で展開し、集落を構成するものではな い。墓地は南Ⅲ区と一連のもので、2カ所にわか れて群を構成する。1～6号墓が1群をなし、そ の周辺に7～9号墓が散在的に展開する。	28

第8表 墓地Ⅱ類

府県	市町村	遺跡	遺構	細分類	時期	遺跡・調査区・遺構等の状況	文献
福岡県	朝倉市	畑田遺跡	1・2号周溝墓 3号土坑	Ⅱ	12 c	当調査区は、遺構が濃密に分布するため、建物や遺構の詳細は明確ではない。よって、その位置付けは困難であるが、土葬墓が集まる状況から当類型と判断した。	29
福岡県	北九州市	金丸遺跡第1次	円形周溝土坑 11	Ⅱ	12 c ?	粥田荘比定地の集落遺跡である。墓地は、集落の周囲に立地する。円形周溝は調査区外に広がるため、全容は明確ではない。また、周溝内から柱穴が検出されていることから、建物が建てられていた可能性がある。土坑 11 は、円形周溝の西方 6 m に位置する。	30
奈良県	天理市	布留遺跡 守目堂(ツルクビ)地区	墓 1・3 円形周溝 2基	Ⅱ	12 c ~ 13 c	古墳群付近の丘陵斜面地上に、円形周溝 1・2 が展開する。その周辺に、墓 1・3 が作られている。道路状遺構を挟んで、丘陵の裾野には集落が展開する。	31
三重県	明和町	斎宮跡第 93 次	SX6533 SX6534 SX6537	Ⅱ	13c中~後半	本文参照	32
岡山県	鏡野町	夏栗遺跡	溝 14 土壙墓 2 火葬墓 3 土坑 104	Ⅱ	13 c	久田原遺跡と一連の集落で、久多荘に比定される。溝 14 は、3.5 m 四方の周溝を伴う墳墓と考えられる。溝 14 を中心に、土壙墓 2・火葬墓 3・土坑 104 が散漫に展開する。発掘調査が行われる以前は、溝 14 の中央に宝篋印塔があり、「墓」という地名であったと報告されている。	33
京都府	長岡京市	西陣町遺跡 R130 地点	SX13002	Ⅱ 亜	11 c 後半	包含層上面から 13 世紀の火葬遺構が検出されており、周辺は 11 世紀後半から墓地として利用された可能性がある。3 m 四方の周溝からは、凝灰岩製宝篋印塔の相輪と多量の土師器皿などが出土した。	34
兵庫県	たつの市	宝林寺北遺跡	中世墓	Ⅱ 亜	12 c 後半	浦上荘比定地で、居館の東方に位置する。周溝は、南北 5.5 m × 東西 5.0 m の方形の平面形を呈する。周溝からは、褐釉陶器四耳壺が出土した。周辺では、墓が検出されていないため、亜類とした。	35
福岡県	福岡市	鏡原遺跡	円形周溝墓	Ⅱ 亜	12 c	丘陵斜面上に立地する。南北 3.95 m × 東西 3.65 m をはかる円形周溝である。周辺から、墓が検出されていないため、亜類とした。	36
三重県	玉城町	蚊山遺跡 カケノ辻・角垣内地区	SX305	Ⅱ 亜	13 c 前半	神宮祭主大中臣氏に関連する遺跡とされる。方形周溝を伴う木棺墓で、集落北部に位置する。周溝は南北 4.5 m 程度で、南辺は掘削されていない。SX305 の周辺には、確実に土壙墓と推定できる遺構はないが、周辺の状況から墓地Ⅱ類になると考えられる。	37

府県	市町村	遺 跡	遺 構	細分類	時 期	遺跡・調査区・遺構等の状況	文 献
福岡県	大刀洗町	西森田遺跡第2次1区	SX50	Ⅱ 亜	13 c 前半	単独の方形周溝で、集落南東方で検出された。周溝は、南北7.25 m×東西6.1 mをはかる。周辺から、墓が検出されていないため、亜類とした。	38
佐賀県	佐賀市	徳永遺跡 15 区	SP15051	Ⅱ 亜	13 c 前半	空白地帯で検出された単独の周溝墓である。周溝は、南北 5.5 m×東西 6.7 mをはかり、平面形はやや台形状に歪む。集落との位置関係は明確ではないが、西方に展開する可能性がある。13 世紀後半には、9 区で周溝墓からなる墓地が出現し、4 区でも単独の周溝墓が作られる。これらとの関係については検討の余地を残す。なお、周辺では墓が検出されていないため、亜類とした。	39
佐賀県	佐賀市	徳永遺跡 4 区	SP4001	Ⅱ 亜	13 c 後半	空白地帯に単独で展開する。南北 6.5 m×東西 5.9 mの周溝を伴う。集落との位置関係は明確ではない。また、9 区では同時期の周溝墓からなる墓地が確認されており、これらとの関係については検討の余地を残す。なお、周辺では墓が検出されていないため、亜類とした。	40
宮崎県	宮崎市	前原西遺跡	中世周溝墓	Ⅱ 亜	中世後期	東西 5.9 m×南北 5.4 mの方形周溝を伴う土壌墓である。周辺から墓が検出されていないため、亜類とした。	41

第9表 墓地Ⅲ類

府県	市町村	遺 跡	遺 構	時 期	遺跡・調査区・遺構の状況等	文 献
岡山県	岡山市	高塚遺跡角田調査区	土壌墓8~10 土壌墓 13~15・17	13 c	足守川・砂川合流部の平地上に位置する集落の周辺に展開する。南北溝に沿って墓が展開するものの、規則性はあまりみられない。墓地Ⅰ-Ⅰ類の可能性も残る。	42
兵庫県	多可町	思い出遺跡第7区	墓 1 ~ 6	12 c 後半~ 13 c 後半	思出川・杉原川に挟まれた平野部に立地する集落の南端付近に展開する。墓 1 ~ 6 は、地形境界上に規則的に分布する。	43
大阪府	堺市	日置荘遺跡 Ⅲ地区 M トレンチ (現「余部日置荘遺跡」)	土壌墓1~3	13 c 前半	本文参照	44
大阪府	豊中市	上津島南遺跡第1・2次	1SX01 2SX01~04	11 c 後半 12 c 前半	微高地上に展開する集落と、低地部の地形境界上に位置する。5基の土葬墓からなる。古代港湾に関わる集落が11世紀中頃に廃絶した後、11世紀後半に墓地Ⅰ類が形成される。11世紀末に2群以上の建物群が出現し、集落領域が拡大することによって、12世紀前半に墓地はⅢ類へ移行する。	45

第10表 墓地Ⅳ類

府県	市町村	遺 跡	遺 構	時 期	遺跡・調査区・遺構の状況等	文 献
福岡県	福岡市	浦江谷遺跡第1次2区	SR002-1 ほか38基	12c～ 14c前半	本文参照	46
福岡県	太宰府市	馬場遺跡	4ST001 ほか6基	12c中～ 14c中	太宰府近郊の独立丘陵上に展開する。2世紀近くにわたって継続する墓地であるが、あまり密集していない。集団墓地とするには、構成される土葬墓の数も少ないが、太宰府近郊の例として、参考までに挙げた。	47
京都府	京都市	木津川川床遺跡 第13次	墓1ほか	13c中	桂川・宇治川・木津川合流部の沖積地上に立地し、港湾都市的な遺跡として注目される。土葬墓となる可能性があるものは、ほかにも2基以上がある。巨大な墓地になる可能性はあるものの、調査区が狭小であるため、明確ではない。都市周辺であるが、参考までに挙げた。	48

第11表 墓地Ⅴ類

府県	市町村	遺 跡	遺 構	時 期	遺跡・調査区・遺構の状況等	文 献
広島県	府中市	坊迫C遺跡	SK 1～4	13c前半	中世寺院に展開する小規模な墓地である。区画内に寺院関係の施設はみられず、空地となっている。中世後期になると、SK 1～4の周辺に集石墓が作られる。	49
岡山県	岡山市	加茂政所遺跡	土壙墓 11～13	13c	足守川流域の沖積地上に立地する集落で、賀茂荘に比定される。加茂政所廃寺は集落の外周にあつて、その周辺は土葬墓が散在する空白地帯であることから、寺院は先行する墓地の中に建立されたと考えられる。	50

II. 屋敷墓

第12表 屋敷墓I類

11世紀後半

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
大阪府	東大阪市	鬼塚遺跡 第19次	土葬墓	扇状地上の集落である。調査範囲は限定されるものの、土葬墓は掘立柱建物1・2の西辺に配置される。	11c 後半			II b類	白磁皿片1	51
大阪府	豊中市	曾根遺跡第5次	木棺墓	台地南西端から派生する舌状丘陵に立地する。周辺の調査区でも建物などが確認されていることから、中世前期1-1類と考えられる。木棺墓は、建物の北側で検出した。	11c 後半			II b類 ・ II b類		52
兵庫県	朝来市	加都遺跡 宮ヶ田II地区	SKC015	保元元年(1156)頃に初見する賀都荘に比定される集落で、11世紀後半まで出現する。SKC015は、11世紀後半の建物群SB15・48・49に付属するが、墓ではない可能性がある。	11c 後半			II b類	須恵器碗など多量	53
大阪府	豊中市	小曾根遺跡 第15次	SX01	本文参照	11c 後半	女性	壮年	I a類	小刀1-木筒状木製品1-斧	54
大阪府	豊中市	小曾根遺跡 第13次	SX01	本文参照	11c 末	男性	壮年	II a類		
兵庫県	三田市	川除・藤ノ木遺跡 IV区	SX07	三田盆地に立地する集落である。SX07は、集落編成期に中心的な存在となる建物群Aに付属する。	11c後 ～末			I a類		55
大阪府	八尾市	佐堂遺跡	SX-401	集落と考えられるが、調査範囲が限定されているため、全体像は明確ではない。東側建物群の南西方7mに、井戸群と共に位置する。主軸方向が異なることから、屋敷墓ではない可能性も残る。	11c後 ～末			II b類		56

国東型屋敷墓

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
大分県	杵築市	八坂中遺跡	周溝墓1	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘の集落で、11世紀～16世紀頃まで継続するが、13世紀前半に空白期がある。出土遺物から、大阪湾岸と流通上の関係が指摘されている。周溝墓1は、集落の中心的な建物群148～160に付属する。	11c 後半			I a類		57
大分県	杵築市	八坂本庄遺跡	方形周溝墓	八坂中遺跡の近くに位置する荘内流通拠点で、11世紀後半に成立する。出土遺物から、大阪湾岸との流通上の関係が指摘されている。方形周溝墓は、Oグループに帰属する。	12c 前半			II a類		58

12世紀-1

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
京都府	京都市	久我東町遺跡 第2次	SK98	平安京近郊の集落である。概報のため、詳細は不明である。	12c 前半					59
兵庫県	丹波市	多利・前田遺跡	SX02	大型建物群に付属する。SX02は、SB1・2間に位置する。	12c 前半			II b類		60

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

12世紀-2

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
岡山県	総社市	窪木薬師遺跡	土壇墓4	沖積地上に立地する集落で、土壇墓3と同じ建物群に付属する。周辺には、ピットが多数分布している。	12c 前半			II b類	小刀	61
滋賀県	草津市	宮前遺跡	土壇墓 N130	明確な集落であるが、調査範囲が限定されているため、その状況は不明である。N130は建物の北側に配置される。	12c 前半			I b類	折敷1	62
島根県	浜田市	横路遺跡 土器地区	SK04	下府川下流域に展開する。集村を呈する集落で、荘内流通拠点と考えられる。SK04は、SB07を中心とする建物群に付属する。	12c 前半			III類	小刀1-鏡1	63
福岡県	朝倉市	畑田遺跡	10号土坑	調査区は、遺構が濃密に分布するため、建物や遺構の詳細は明確ではない。中世の遺構も多く検出されたことから、屋敷墓と考えられる。集落は、荘園との関係が指摘されるが、具体的に比定されていない。	12c 前半			II b類		64
			11号土坑		12c 前半					
福岡県	粕屋町	戸原麦尾遺跡 I区	SK03	I区の居館を中心とする集落で、多々良川下流域の低地上に立地する。SK03は、居館に付属する。報告では、11世紀の所産としているが、遺物から12世紀前半と判断した。	12c 前半			III類		65
兵庫県	篠山市	板井寺ヶ谷遺跡	SK13	河岸段丘上の集落で、SK13は有力名主層と推定される大型建物群に付属する。	12c 前半?			II b類		66
大分県	杵築市	八坂本庄遺跡 A区	土壇墓1	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘の中心部と考えられる集落で、11世紀後半に成立する。出土遺物から、大阪湾岸と流通上の関係が指摘されている。土壇墓1は建物11の北側に配置され、土壇墓2は建物3と重複する。	12c 前半			II b類	小刀1-刀子?2	67
			土壇墓2		12c 前半					
大阪府	豊中市	小曾根遺跡 第13次	SX01	本文参照	~12c 前半	男	壮年			68
兵庫県	豊岡市	見蔵岡遺跡	SK173	竹野川河口域の舌状丘陵上に位置する居館である。SK173は、SB03以前の所産となる。	12c 前半?			II b類	(漆器椀1)	69
大分県	杵築市	八坂中遺跡A区	土壇墓1	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘の中心部と考えられる集落である。11世紀後半に成立し、16世紀頃まで継続するが、13世紀前半に空白期がある。出土遺物から、大阪湾岸との流通上の関係が指摘されている。土壇墓1の南東に、建物1棟がある。	12c 中頃			II b類		70
福岡県	志免町	松ヶ上遺跡	6号 土壇墓	丘陵平坦部に展開する集落である。報告書では建物群の復元を十分に行っていないため、判断しにくいところが残る。	12c 中頃			I b類	五色石10	71
福岡県	福岡市	博多遺跡群 第39次第3面	D124	都市遺跡であるため、本論の対象外となるが、参考事例として掲載した。	12c 中頃			I b類	褐釉陶器盤1	72
新潟県	阿賀野市	大坪遺跡	SX453	阿賀野川流域の探出した大型建物群に付属する。建物群は、11世紀中頃に出現し、その内容から城氏との関係が指摘されている。建物との関係などに、畿内的な特徴が忠実に反映されている。	12c 中~末			II b類	(漆器椀1)	73
			SX456			II a類	漆器			
			SX2732			II b類	(漆器椀2)			
兵庫県	三田市	川除・藤ノ木遺跡 I区	SX02	三田盆地内に立地する、武庫川流域の集落である。SX01はSX02の北2mに位置するが、SX01の時期が不明であるため、屋敷墓III類とはしなかった。	12c 後半			II b類		74

12世紀-3

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
兵庫県	神戸市	二葉町遺跡	ST302	沖積地上に展開する集落で、準構造船を転用した井戸枠が出土した。ST302は、SB303～09の建物群に付属し、SB304の直下あるいはSB305の西に位置する。	12c 後半			I b類		75
兵庫県	三木市	宿原寺ノ下遺跡	SX205	志染川流域の集落で、建物群は11世紀前半に始まり、12世紀後半の洪水で廃絶すると指摘されている。その出現時期から、集落形成の中心的な建物群と考えられる。SX205は、SB205の東辺に配置される。	12c 後半			II b類	化粧箱1-毛抜き1-青磁片1-鏡1-小刀1-刀子1	76
兵庫県	丹波市	国領遺跡 川畑地区	土坑16	扇状地上に立地する集落で、春日部荘に比定されている。有力名主層の建物群と推定されている。土坑16は、建物5の下・建物1の南東に配置されている。	12c 後半			I b類	土鍋-鉄製埴埴1-鉄釘-土錘1	77
京都府	京都市	長岡京左京 四条二坊	SX121	平安京近郊の集落で、SX121は建物群に付属する可能性がある。概報のため詳細は、不明である。	12c 後半			I b類		78
熊本県	南阿蘇村	二本木前遺跡	ST01	12世紀後半～14世紀の南郷大宮司「阿蘇氏」の館となる可能性があると言われている。居館は白川本流と飯川、高木川の合流点間に立地する。ST01・02は、居館内において検出された。ST01は、SB02の北西3mくらいに位置する。ST02は、SB19の北東10mくらいに位置することから、屋敷墓Ⅱ類になる可能性も残る。	12c 後半			Ⅲ類		79
			ST02		12c 後半			II a類	土師器小皿1-白磁皿4-白磁碗2	
岡山県	総社市	樋本遺跡 C調査区	No.127 土坑	製鉄に従事する商職人の集落で、高梁川流域の沖積地上に立地する。12世紀～13世紀を中心とする。付属する建物群などは十分に復元されていないが、No.127土坑は建物群の南側に作られた可能性が高い。	12c 後半			I b類	小刀1-刃物鉄製品1	80
福岡県	直方市	帯田遺跡	1号土壇墓	中世前期の集落と考えられるが、その様相は明確ではない。1号土壇墓は、建物の南側に隣接する。	12c 後半			I b類	小刀1	81
福岡県	福津市	練原遺跡 ヒエダ地区	SK01	荘内流通拠点となる可能性が高い集落である。建物群内から鋳滓が出土しており、鍛冶関係の建物群と考えられる。報告書の記載事項が簡素なため、詳細は明確ではないが、SK01は調査区西部のSD01に囲まれた柱穴群に付属する。	12c 後半			I b類・ Ⅲ類	小刀1	82
福岡県	北九州市	紅梅(A)遺跡	1号土壇	洞海湾沿岸の12世紀～13世紀・中世後期の集落である。1号土壇は、建物1・2に近接して配置される。	12c 後半			I b類	小刀1	83
福岡県	北九州市	高野遺跡	1号土坑	平安時代以降、断続的に展開する集落で、丘陵上に立地する。1号土坑の周辺には、同時期の柱穴が多数分布しており、屋敷墓と判断した。	12c 後半			I b類	鏡1	84
兵庫県	朝来市	加都遺跡桜地区	SXC001	保元元年(1156)頃に初見する賀都荘に比定される集落で、11世紀後半に形成する。SXC001は、SB27・26と主軸を同じくし、建物の北2mに配置される。	12c 後半			II b類		85
兵庫県	三田市	対中遺跡	木棺墓	三田盆地内に位置する集落で、墨書土器から寺院との関係も考えられる。木棺墓は、11世紀後半～12世紀末の大型建物群の北側に作られるが、建物の主軸方向とは平行しない。	12c 後半			II a類		86

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

12世紀-4

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
兵庫県	豊岡市	見蔵岡遺跡	SX08	竹野川河口域の舌状丘陵上に立地する居館である。SX08は、SB08の西辺に配置される。	12c後半			Ⅲ類	銅銭10	87
兵庫県	丹波市	国領遺跡 川畑地区	土坑10	扇状地上の集落で、春日部荘に比定される。有力名主の建物群になると推定されている。土坑10は建物24の西側に、土坑3は建物7～10の下に作られる。	12c後半?			Ⅱb類	小刀1	88
			土坑3		12c後半?			Ⅱb類	砥石1	
兵庫県	朝来市	薬師前遺跡 B地区	墓1	円山川河岸段丘上の集落遺跡で、9～10世紀・11世紀後半～13世紀に展開する。墓1は、SB9下・SB17の北側に配置される。	12c後半?			Ⅱa類		89
京都府	京丹後市	日光寺遺跡 C地区	墓SXC1	海岸近くの段丘上に立地する遺跡である。墓SXC1は、建物内に作られる。建物は、整地層上面に建てられていることから、墳墓堂の可能性も指摘されているが、ここでは屋敷墓と判断した。	12c後半～			Ⅱb類	小刀1	90
兵庫県	神戸市	山田小学校内遺跡	土壙墓1	河岸段丘上に立地する建物群である。土壙墓1は、掘立柱建物3・5・6の南辺に配置される。	12c後半?			Ⅲ類		91
岡山県	岡山市	南溝手遺跡	土壙墓2	沖積地上に立地する集落である。土壙墓2は、11世紀後半以降の建物91の下に作られる。周辺には、柱穴が多く分布する。	12c後～ 13c前			Ⅱb類		92
大阪府	箕面市	粟生間谷遺跡 i域	墓2	勝尾寺川段丘上の国衙領に比定される集落である。墓2は、建物62・63に付属する。	12c末～ 13c初			Ⅰa類	槍鉋1	93
兵庫県	たつの市	宝林寺遺跡 第2次A地区	SX01	養和元年(1181)に初見する浦上荘の居館で、報告書では荘官の館と推測している。SX01は、12世紀後～13世紀初頭(前半)の南北42mの区画を有する居館内の大型建物SB04に付属する。	12c末～ 13c初			Ⅰa類		94
佐賀県	佐賀市	森田遺跡	SP3004	周囲に環壕を巡らした中世前期の集村で、荘内流通拠点となる可能性が高い。SP3004は、建物群内にあることから、屋敷墓と判断した。	12c末～ 13c前			Ⅰa類		95
岡山県	鏡野町	河内遺跡	土壙墓1	吉井川河岸段丘上の集落である。土壙墓1は、屋内において検出した。	12c				小刀1-青白磁合子 破片1他	96
大分県	国東市	原遺跡 七郎丸Ⅱ地区	SP4	12世紀～13世紀の集落で、初八坂社の周辺に立地する。SP4は、鍛冶遺構を伴う建物群に付属する。	12c			Ⅲ類	小刀1	97
大分県	豊後高田市	池部・横嶺条里遺跡官田地区	4号墓	田染荘に比定される集落で、桂川流域に展開する。4号墓の周辺には、建物は復元されていないものの、柱穴が多く分布することから屋敷墓と判断した。	12c			Ⅱb類	小刀1-鉄鏃?1	98
大分県	日田市	大肥中村遺跡 C区Ⅱ面	2号木棺墓	大肥川中流域の河岸段丘上に立地する遺跡で、荘内流通拠点と考えられる。2号木棺墓は、鍛冶工房に付属する。	12c			Ⅰa類	漆器箱1-刀子1-鏡 1-青白磁合子1	99
兵庫県	神戸市	上小名田遺跡 IX区	ST-01	概報のため、詳細は不明である。建物の位置関係から、屋敷墓と考えられる。	12c?					100

13世紀-1

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
香川県	高松市	空港跡地遺跡	STf01	沖積地上の集落で、林荘に比定される。STf01は、区画1に伴う。区画1は東西125m×南北108mの規模をはかることから、荘官層の屋敷になる可能性が指摘されている。墓の埋土から、Ⅲ-3期と考えられる和泉型瓦器碗が出土していることから、13世紀前半に下る可能性も残る。	13c初			Ⅱb類	白磁碗片1-土製丸玉	101
京都府	京都市	下三柄遺跡 第1次	SK77	宇治川流域の集落で、下三柄荘に比定される。SK77の詳細は、不明である。	13c初			Ⅰa類	写真から判断	102
三重県	伊賀市	北堀池遺跡	SK54	木津川流域の沖積地上に立地する集落である。SK54は、建物206・207に付属する。	13c前半			Ⅳ3類		103
兵庫県	神戸市	二葉町遺跡	ST302	沖積地上に展開する集落で、準構造船を転用した井戸枠が出土した。ST302は、SB305～309からなる建物群に付属する。	13c前半			Ⅰb類	鉄斧1-小刀1	104
三重県	津市	六大A遺跡	SX76	六大の地名は、「六大院」という寺院に由来する。河川から、寺院に関わる多量の墨書土器が出土している。集落は集村を呈することから、窪田荘の荘内流通拠点となる可能性が高い。SX76は、建物77の北側に位置する。	13c前半			Ⅱb類	鉄鎌2-小刀1	105
福岡県	粕屋町	戸原麦尾遺跡 Ⅰ区	SK01	Ⅰ区の居館を中心とする集落で、多々良川下流域の低地上に立地する。SK01は、居館の周辺に展開する建物45～50からなる建物群Aに付属する。	13c前半			Ⅱa類		106
富山県	小矢部市	白谷岡ノ城北遺跡	SK8	淡江川流域の開析谷に展開する集落である。SK8は、SB1の西辺に配置される。	13c前半			Ⅲ類		107
山口県	山口市	下系根遺跡 2地区	ST1	周防鑄銭司跡の西方に位置する集落である。ST1は、SB19～22に付属する。	13c前半?			Ⅱb類	小刀1	108
兵庫県	神戸市	山田小学校内遺跡	木棺墓1	志染川上流の河岸段丘上に立地する集落である。木棺墓1は、掘立柱建物7の東辺に配置される。	13c前半?			Ⅲ類		109
岡山県	岡山市	百間川当麻(米田)遺跡	土壙墓1	海岸近くの沖積地上に立地する荘内流通拠点である。土壙墓1は、建物14・16・17の西辺に配置される。	13c前半			Ⅱb類		110
岡山県	岡山市	窪木遺跡	木棺墓	沖積地上に立地する集落である。木棺墓は、小規模な建物群内に作られている。墓壙の主軸方向は建物と一致する。また、周辺には柱穴が分布する。	13c前半					111
兵庫県	丹波市	国領遺跡 川畑地区	土坑6	扇状地上の集落で、春日部荘に比定される。土坑7の西に位置するため、屋敷墓Ⅲ類の可能性もある。しかし、土坑7とは時期差があるので、別々に扱った。	13c前半～中			Ⅱb類		112
兵庫県	豊岡市	見蔵岡遺跡	SX09	竹野川河口域の舌状丘陵上に位置する居館で、12世紀～14世紀に展開する。SX09は、Ⅵ期の所産として報告されているが、Ⅶ期のSB17に付属すると考えられる。	13c中?			Ⅱb類	折敷-漆器椀2-青磁碗破片1-櫛1	113
京都府	福知山市	岡ノ遺跡	SX04	由良川と土師川合流点の河岸段丘上に立地する集落である。SX04の北側に、主軸方向が同じ建物が復元できる。	13c中～			Ⅲ類		114
兵庫県	西宮市	北口町遺跡 C地区	SK018	和泉型瓦器碗Ⅱ-1期～Ⅳ-2期まで継続する建物群である。SK018は、区画と家屋の中間に位置するため、必ずしも屋敷墓Ⅰ類とは言えないところを残す。	13c中			Ⅱb類		115

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

13世紀-2

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
香川県	三豊市	延命遺跡城 岡地区	ST01	三豊平野最東端の独立丘陵北西部に立地する集落である。ST01は、建物群内で確認されているが、対応関係は明確ではない。	13c 中					116
岡山県	岡山市	津寺遺跡 丸田調査区	土壇墓6	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。土壇墓6は、出土遺物から12～13世紀の鍛冶炉を有する建物群に付属する可能性が高い。	13c 中～ 後半	男性	壮年	I b類	鍛冶道具一式-小刀 1	117
山口県	萩市	岡田・江良遺跡 I地区	SK 5	遠藤氏・仙道氏の居館を中心とする集落で、13世紀～16世紀にかけて展開する。蔵目喜川支流の開析谷に立地する。SK 5は、SB10などからなる建物群に付属する。	13c 後半			I b類		118
山口県	下関市	御堂遺跡	LG001	永田川上流に立地する。河口付近は正吉入江塩田に比定されており、これに関連する可能性がある。建物などは復元されていないが、LG001は柱穴群内に位置する。	13c 後半	女性	40 以上			119
岡山県	鏡野町	夏栗遺跡	土壇墓7	12世紀に成立し、その後ダムが建設されるまで継続した集落で、久多荘に比定される。久田原遺跡の北方に位置する。土壇墓7は、建物45北西の柱穴群に付属する。	13c 後半			Ⅲ類	銭6-鉄鎌1	120
三重県	玉城町	蚊山遺跡 左郡地区	SX92	伊勢神宮領内の集落で、12世紀後半には展開している。なお、岩出には神主大臣氏の祭主館があったとされる。SX92は、SB85・76・97・98の一群に付属する。	13c 後半			Ⅱ b類		121
三重県	玉城町	楠ノ木遺跡 B地区	SK25	伊勢神宮領内の集落で、12世紀～13世紀に展開する。SK25は、建物2に付属する。	13c 後半			Ⅱ b類	常滑焼大甕1	122
大分県	国東市	原遺跡 七郎丸I地区	SP 3	12世紀～13世紀の集落で、初八坂社の周辺に立地する。SP 3は、鍛冶遺構を伴う建物群に付属する。	13c 後半				小刀1-銭6	123
大分県	日田市	大肥中村遺跡 C区Ⅱ面	3号 木棺墓	大肥川中流域の河岸段丘上に立地する、荘内流通拠点である。3号木棺墓は区画南部の建物に、4号木棺墓は区画北西の建物群に付属する。	13c 後半			Ⅱ b類	刀子1	124
			4号 木棺墓		13c 後半			I b類	刀子1	
大分県	国東市	六田遺跡	2号土坑	田染川流域に立地する集落で、宇佐八幡宮領来繩郷に比定される。2号土坑は、建物1～6内に位置する。	13c 後半			Ⅲ類		125
岡山県	総社市	樋本遺跡 C調査区	No.40 土坑	高梁川流域の沖積地上に立地する。製鉄に従事する商職人の集落で、12世紀～13世紀に展開する。No.40土坑は、調査区中央の遺構密集域に付属すると考えられる。	13c 後半			I b類		126
大分県	日田市	手崎遺跡	2号 中世墓	河岸段丘上に立地する集落である。遺構の分布状況から、屋敷墓と判断した。	13c 後半			Ⅱ b類		127
福岡県	北九州市	葛原A遺跡	14号土壇	洞海湾沿岸、竹馬川流域に立地する12世紀～13世紀および中世後期の集落である。建物群は復元されていないが、14号土壇は柱穴群の周辺にあることから、屋敷墓と判断した。	13c 後半			Ⅲ類		128
岡山県	岡山市	加茂政所遺跡	土壇墓7	足守川流域の沖積地上に立地する集落である。土壇墓7は、柱穴群の北辺に位置する。						129
岡山県	総社市	樋本遺跡 C調査区	No.43 土坑	高梁川流域の沖積地上に立地する。製鉄に従事する商職人の集落で、12世紀～13世紀に展開する。No.43土坑は、調査区中央の遺構密集域に付属する。	13c 後半 ～末			その他	土師器碗3-土師器 小皿3	130

13 世紀 - 3

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
岡山県	岡山市	加茂政所遺跡	土壇墓 8	足守川流域の沖積地上に立地する集落である。土壇墓 8 は、柱穴群の北東に位置する。	13 c 末			II b 類		131
岡山県	鏡野町	久田原遺跡	土壇墓 18	吉井川上流部の集落で、久多荘に比定される。 土壇墓 18・土坑 210・土坑 243 は、製鉄遺構を伴う建物 104～114 からなる中心的な建物群に付属する。ただし、土壇墓 18 については墓になるのか、疑問を残す。また、土坑 210 は建物 105 に重複し、建物 108 と主軸方向を同じくする。 土壇墓 22 は、建 120～124 からなる建物群に伴う。墓 21 とは時期差がある	13 c				鉄鏃 1	132
			土壇墓 22		13 c			III 類	小刀 1- 鉄鏃 1	
			土坑 210		13 c					
			土坑 243		13 c			鉄製碗 1- 砥石 1		
福岡県	岡垣町	大坪遺跡 1 区	木棺墓	溝 1・3・5 を巡らす建物群で、方半町規模の居館となる可能性も指摘されている。木棺墓は、建物群内に位置することから、屋敷墓と判断した。	13 c			III 類・ III 類		133
岡山県	岡山市	中撫川遺跡 第 2 区	墓 1	中世後期の集村で、足守川東岸の沖積地上に展開する。建物群は十分に復元されていないが、周辺には柱穴が多く分布することから、屋敷墓と判断した。	13 c	女性?	30 代		刀子 1	134
大阪府	寝屋川市	高宮遺跡 小路遺跡 高宮地区 B 3 区 2 面	土壇墓 6	報告書における記載内容が簡素であるため、時期などの詳細は不明である。	13 c ?	男性		I b 類	烏帽子	135

14 世紀

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
大分県	国東市	秋国遺跡	26号土坑	田深川流域の段丘上に立地する集落で、宇佐八幡宮領来繩郷に比定される。26号土坑は、SB18～20 付近の建物群に付属する。	14 c 前半			III 類		136
大分県	日田市	小迫辻原遺跡 B 区	B-9 墓	辻原台地上に展開する居館の内部において検出された。	14 c 前半			I a 類	小刀 1	137
福岡県	北九州市	葛原 A 遺跡	18号土壇	洞海湾沿岸、竹馬川流域の集落で 12 世紀～13 世紀・中世後期に展開する。18号土壇は、柱穴群の周囲に作られる。	14 c 前半			II a 類		138
兵庫県	豊岡市	見蔵岡遺跡	SX10	竹野川河口域の舌状丘陵上に位置する居館である。SX10・11 の時期は決定できないが、他にも屋敷墓が検出されていることから、これらも屋敷墓と判断した。	14 c～				銭 2	139
			SX11		14 c 前半?			漆器箱状木製品		
岡山県	岡山市	津寺遺跡 中屋調査区	土壇墓 11	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。土壇墓 11 は、B 8 の南辺に位置する。	14 c 前半?					140
福岡県	北九州市	葛原 A 遺跡	19号土壇	洞海湾沿岸、竹馬川流域の 12 世紀～13 世紀および中世後期の集落である。建物群は復元されていないが、19号土壇は柱穴群の周辺にあることから、屋敷墓と判断した。	14 c 前半?			II a 類		141
福岡県	北九州市	中繩手遺跡群 1 区	1号土坑墓	四面底付建物を中心とする建物群で、丘陵緩斜面上に立地する。1号土坑墓は建物 4 に付属するが、屋敷墓 II 類となる可能性も残る。	14 c 前半?			II a 類	紡錘車 1	142

第13表 屋敷墓Ⅱ類

11世紀末～12世紀初

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
京都府	久御山町	佐山遺跡	SX108	11世紀中頃に、古代の荘園管理施設から居館に転換する。SX108は、居館の北東端部に作られる。埋納された供膳具から、墓であることは否定しないが、墓壇の形態はやや異質であり、別の性格も想定される。なお、SX416とは時期が大きく異なることから、屋敷墓Ⅲ類にはならない。	11c末 ～ 12c初			Ⅱb類		143
大阪府	箕面市	粟生間谷遺跡 q域	墓10	国領粟生村に比定される集落である。墓10は、建物群南側の地形変換点付近に作られる。近接する土坑142とは時期が大きく異なることから、屋敷墓Ⅲ類にはならない。	11c末 ～ 12c初			Ⅲ類	朝鮮製青磁皿1-刀子1-小刀1-砥石1	144

12世紀前半-1

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
岡山県	岡山市	津寺遺跡 土筆山調査区	中世墓16	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。中世墓16は、屋敷6北東部に作られる。	12c初 ～ 前半		壮年	その他	土師器碗5-同小皿1-同小鉢1	145
愛媛県	松山市	辻町遺跡第2次	SK01	建物群の様相は明確ではないが、付近に建物が復元されている。SK01は、同時期の井戸と共に検出されていることから、屋敷墓と判断した。なお、瀬戸内西部で12世紀の明確な屋敷墓は、これ以外に見当たらない。	12c前半				刀子1	146
三重県	玉城町	蚊山遺跡 左郡地区	SX70	伊勢神宮領内の集落で、11世紀後半から展開する。なお、岩出には神主大中臣氏の祭主館があったとされる。SX70は、古墳周溝内に作られるが、SB51・54・68からなる建物群に付属する。	12c前半			Ⅱb類		147
三重県	伊賀市	北堀池遺跡	SK59	木津川河岸の沖積地上に立地する集落である。SK59は、SB214・215・228からなる建物群の南辺に配置される。	12c前半			その他	瓦器碗3-土師器羽釜片	148
三重県	津市	里前遺跡 2次C区	SX84	12世紀に成立する集落で、その後集村化を経て18世紀まで継続する。第1次調査では、多量の墨書土器が出土し、年貢集配施設が存在する可能性が指摘されている。周辺における遺構の分布状況から、SX84は東部の柱穴群に付属すると考えられる。	12c前半			Ⅱb類		149
		里前遺跡 2次D区	SX152	SX152は、条里溝を挟んで北部に建物群があるものの、南部は井水遺構と柱穴が検出されているだけにとどまる。建物群の周辺に作られた可能性がある。	12c前半			Ⅱb類	小刀	
大阪府	河内長野市	大日寺遺跡	SR6	柱穴群の外周で検出されており、建物群の周辺に作られたものと推測できる。	12c前半			Ⅳ1類	小刀1	150
大阪府	堺市	菱木下遺跡	STK381	建物群東辺を区画する南北溝と重複する。STK381の基底面にはピット状の小穴があり、遺物はその小穴から出土した。小穴は、上面から掘削された柱穴の可能性もある。しかし、墓壇内に小穴を掘削する事例は他にもあることから、墓壇に伴うと考えた。	12c前半			Ⅱb類	瓦器碗1+2	151

12世紀前半-2

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
大阪府	豊中市	北条遺跡第6次	SX01	本文参照	12c 前半	女性?		I a類		152
大分県	国東市	秋国遺跡	1号 土壇墓	田染川流域の段丘上に立地する集落で、宇佐八幡宮領来繩郷に比定される。1号土壇墓は、建物7～12に付属する。	12c 前半			I b類	小刀1	153
福岡県	篠栗町	若杉肥前谷遺跡	SR 1	開析谷の平坦部に立地する。区画溝をめぐる大規模な建物群であるが、建物は十分に復元されていない。出土した多量の貿易陶磁から、居館あるいは荘内流通拠点と考えられる。SR 1・SR 2は、共に区画溝付近に配置される。	12c 前半			I b類	刀子1	154
			SR 2		12c 前半					
福岡県	宗像市	富地原森遺跡	SK58	丘陵平坦面上に立地する集落と考えられるが、周辺の状況は不明である。大溝が検出されていることから、居館の可能性ある。SK58は、その大溝に沿って配置される。	12c 前半			I b類	刀子1	155
福岡県	福津市	練原遺跡 ヒエダ地区	SK08	集落の形態や道路状遺構、鉦鏝の存在から、荘内流通拠点と考えられる。SK08は、SD01に囲まれた建物群に付属する。南のSK09なども、墓の可能性ある。	12c 前半			I b類	白磁碗片1	156
福岡県	粕屋町	戸原麦尾遺跡 I区	SK10	I区の居館を中心に展開する集落で、多々良川下流域の低地上に立地する。SK10は、居館の西側に配置される。	12c 前半			II b類	数珠(ガラス9) - 滑石製スタンプ? 1-鏡1	157
兵庫県	神戸市	若松町遺跡 第2次	ST102	複合扇状地上に立地する集落で、周辺には二葉町遺跡・松野遺跡が展開する。ST102は、建物群北方に位置し、建物と同じ主軸方向をとることから、屋敷墓II類と判断した。	12c 前半			II a類		158
岡山県	岡山市	百間川当麻(米田)遺跡 右岸用水路地区	土壇墓2	岡山市南部の沖積地上に立地する荘内流通拠点である。土壇墓2は、区画溝である溝41～43の東側に位置する。	12c 前半				小刀1	159
岡山県	総社市	窪木薬師遺跡	土壇墓3	沖積地上に立地する集落である。土壇墓3は、小規模な建物群に付属する。	12c 前半?					160
山口県	下関市	秋根遺跡	LG037	11世紀後半に出現し、中世後期に継続する集落であるが、変遷などは不明である。平安期の建物群に付属するが、同時期性は確認できない。	12c 前半?			III類	小刀1-銭1-白磁?	161
福岡県	朝倉市	長島遺跡	17号 土壇墓	妙見川流域の平地上に立地する集落で、5群程度の建物群からなる。17号土壇墓は、建12・15・16の建物群と建21の建物群のほぼ中間に位置する。柱穴の分布状況から、屋敷墓I類の可能性も残る。	12c 前半?					162
福岡県	北九州市	徳力遺跡 第5地点	第1号 土壇墓	建物群の復元は十分ではないが、周辺の状況から判断した。	12c 前半?	男性	成人	II b類	小刀1-烏帽子?	163
兵庫県	朝来市	加都遺跡桜地区	SKC002	保元元年(1156)に初見する賀都荘に比定される集落で、11世紀後半に出現する。SKC002は、SB2～4の建物群に付属する。	12c 前半 ～中			II b類		164

12世紀中～後-1

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
京都府	精華町	椋ノ木遺跡 7トレンチ	ST185	木津川右岸の沖積地上に立地する集落で、11世紀後半から展開する。ST185は、建物群の北西端部に配置される。	12c 中			I c類		165

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

12世紀中～後－2

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性 別	年 齢			
三重県	津市	里前遺跡 第2次C区	SX73	12世紀に成立する集落で、その後集村化を経て18世紀まで継続する。第1次調査では、多量の墨書土器が出土し、年貢集配施設が存在する可能性が指摘されている。SX73は、建物群の周辺に配置されたと考えられる。	12c 中				山茶碗 4	166
愛知県	春日井市	松河戸遺跡	SK168	建物には復元されていないが、多数の柱穴から建物群と判断した。SK168の南側は、遺構が激減することから、屋敷墓Ⅱ類とした。	12c 中	男性		I b類	烏帽子	167
岡山県	岡山市	鹿田遺跡	土壙 16	沖積地上に立地する集落で、殿下渡荘である鹿田荘に比定される。土壙 16の周辺から、同時期の井戸などが確認されており、屋敷墓と判断した。	12c 後半	男性	40代	II b類	銭 1- 円盤状鉄製品 1- 小玉 (数珠?) 2	168
京都府	久御山町	佐山遺跡	SX416	11世紀中頃に、古代荘園管理施設から居館へ転換する。SX416は、SX108と同じく居館の北東端に作られる。	12c 後半			II b類		169
岡山県	岡山市	津寺遺跡 土筆山調査区	中世墓 7	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。中世墓 7は、建物群の北辺に作られる。	12c 後半	男性	壮年		土師器碗 3- 同小皿 1	170
宮城県	仙台市	王ノ壇遺跡	SK618	名取川・笹川間に立地する大型建物群である。名取郡地頭和田氏・三浦氏に先行する居館と推定されている。その後、SK618はSK617 (SX601) によって壊されるなど、在地の政治的な動向が反映されている。屋敷地の北西角に立地する。	12c 後半					171
三重県	津市	里前遺跡 2次D区	SX125	12世紀に成立する集落で、その後集村化を経て18世紀まで継続する。第1次調査では、多量の墨書土器が出土し、年貢集配施設が存在する可能性が指摘されている。条里溝を挟んで北側に建物群が展開するものの、SX125が立地する南側は井水遺構と若干の柱穴が検出されただけにとどまる。	12c 後半			II b類		172
山口県	下関市	高野遺跡南地区	2B- ST200	川棚荘の荘内流通拠点で、川棚川河口部の丘陵に立地する。建物群は復元されていないが、遺構の分布状況から判断した。	12c 後半	男性		III類		173
大阪府	河内長野市	三田市遺跡 4区	SR 8	中位段丘上に立地する集落である。北方に、同じ主軸方向のSB26があることから、屋敷墓と判断した。	12c 後半			II b類		174
大阪府	藤井寺市	津堂遺跡 86-1区	土壙墓	12世紀前半～13世紀前半に展開する居館で、内外2重の堀を巡らす。土壙墓は外堀の内側に作られる。	12c 後半	女性	壮年?	I a類		175
大阪府	箕面市	粟生間谷遺跡 j域	墓 4	勝尾寺川段丘上に立地する集落で、国衙領粟生村に比定される。墓 4は、建物 87～89からなる建物群に付属する。	12c 後半			I a類	鏡 1	176
大分県	国東市	原遺跡 七郎丸 I 地区	SP10	初八坂社の周辺に位置する集落で、12世紀～13世紀に展開する。SP10は、SB 6・29・30からなる建物群とSB26～28からなる建物群の境界付近に立地するため、帰属する建物群は確定できない。	12c 後半			I b類	小刀 1- 刀子 1- 鏡 1	177

12世紀中～後-3

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (植内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
大分県	豊後高田市	西村遺跡A地区	1号墓	桂川左岸の沖積地上に立地する集落で、山香大道に近接する。集落は、12世紀～14世紀に展開する。1号墓から出土した白磁碗に、花押が墨書されていることから、付属する建物群の住人には、特殊な性格が考えられる。2号墓は、16・15号建物に付属すると考えられる。3号墓は、9・10号建物に付属する。	12c後半			I b類	小刀2-土錘1	178
			2号墓		12c後半			II b類	土師器鍋片1	
			3号墓		12c後半			II b類	青磁片1-青白磁合子1-鏡1(化粧箱)	
奈良県	橿原市	新賀・木原遺跡第1次	SX01	詳細は公表されていないが、中世前期の居館に付属する。	12c後半			II b類	木箱	179
福岡県	苅田町	富久遺跡	2号墓	曾根・京都平野の中間付近に立地する集落である。建物群は復元されていないが、2号墓は柱穴群の北東、地形境界上に作られている。	12c後半	男性	熟年	II b類	小刀1-土師器鍋1	180
福岡県	志免町	松ヶ上遺跡	1号土壇墓	丘陵平坦部に展開する集落で、中世後期に集村化する。このため、1号土壇墓の帰属する建物群は確定しにくい。報告の内容が簡素なため、状況から屋敷墓と判断した。	12c後半			II b類		181
福岡県	太宰府市	太宰府条坊跡第50次	ST320	太宰府内の建物群であり、都市遺跡の範疇に属する。本論の対象ではないが、参考までに掲載した。	12c後半			その他・I a類	漆手箱(青白磁水注1-青磁皿1-鏡1-筆軸?1-炭化木片1)	182
福岡県	築上町	小山田スルメ田遺跡	1号土壇墓	開析谷の平坦部に展開する荘内流通拠点で、12世紀中頃に宇佐八幡宮領になる。瓦器焼成土坑・鍛冶滓など各種商工業関連遺構・遺物が確認されている。1号土壇墓は建物2～5からなる建物群の北西に、2号土壇墓は建物9～13からなる建物群の北西に配置される。	12c後半			II a類	鏡1	183
			2号土壇墓		12c後半			I b類	小刀1-刀子3	
福岡県	筑後市	高江遺跡	ST50	二面庇付建物の東辺に配置されたと考えられるが、詳細は明確ではない。付近には、柵なども検出されていることから、建物群は居館になる可能性も残る。	12c後半			III類	同安窯系青磁皿1-白磁皿1-鏡1-同安窯系青磁皿小片1	184
福岡県	北九州市	長野A遺跡Ⅲ区	第1号土壇墓	丘陵裾野の周辺に立地する集落と考えられる。第1号土壇墓は、建物群の北辺付近に位置する。	12c後半			II b類	鉄鏝1-小刀1-不明鉄製品	185
兵庫県	神戸市	大開遺跡	SJ260	調査範囲が限定されているため、建物群内の位置関係は明確ではないが、状況から屋敷墓と判断した。	12c後半			I b類	小刀2	186
兵庫県	神戸市	若松町遺跡第2次	ST101	複合扇状地上に展開する集落で、周辺には二葉町遺跡・松野遺跡が立地する。ST101は、建物群の北方にやや離れて配置されるが、主軸方向が建物と同じであることから、屋敷墓と判断した。	12c後半		壮年	IV c類	土師器小型壺1-小刀1	187
大阪府	東大阪市	鬼塚遺跡第13次	土壇墓2	帰属する建物群は、調査区外に展開すると考えられる。土壇墓2は、区画溝付近に立地することから、屋敷墓と判断した。	12c後半	女性	壮年	I a類	小刀1	188
山形県	山形市	上敷免遺跡	SK103	須川流域の流通に関連する集落とされる。SK103は、大型建物であるSB204の南方20m付近に位置する。	12c後半				小刀1	189
岡山県	岡山市	津寺遺跡丸田調査区	火葬墓	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。火葬墓は、建物群の西辺の境界付近に作られる。	12c後半～13c前半	男性	成人			190

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

12 世紀中～後－4

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
兵庫県	丹波市	国領遺跡 川畑地区	土坑 5	扇状地上に立地する集落で、春日部荘に比定される。土坑 5 は、北側建物群の南辺に配置される。	12c 後半 ～ 13c 前半			II a 類		191
京都府	八幡市	内里八丁遺跡 第 20 次	SK10	由良川流域に立地する集落と考えられるが、中世集落関連遺構はあまり確認されていない。SK10 の周辺から、土坑・溝など同時期の建物群の存在を示す遺構が検出されていることから、屋敷墓と判断した。	12c 末			その他	瓦器碗 4- 同安窯系 青磁碗 1- 土師器大 皿 1- 小刀 1	192
兵庫県	神戸市	上津遺跡 5 区	ST101	河岸段丘から沖積地にかけて展開する集落である。ST101 は、建物 2 を中心とする建物群に属する。土葬墓の周辺には、柵を伴った溝が確認されている。	12c 末			I b 類		193
大阪府	箕面市	粟生間谷遺跡 j 域	墓 5	国領粟生村に比定される集落で、勝尾寺川段丘上に立地する。墓 5 は、建物 90・91 からなる建物群に付属する。	12c末 ～ 13c初			I a 類	小刀 1	194
兵庫県	神戸市	二郎宮ノ前遺跡 B 地区	SK39	三田盆地に連なる開析谷の裾野に展開する集落である。14 世紀までに、居館が出現する。SK39 は、SB60・62・93～94 からなる建物群の南東端に配置される。	12c末 ～ 13c初			II a 類		195
大阪府	東大阪市	鬼塚遺跡 第 13 次	土壇墓 1	土壇墓 1 が属する建物群は、調査区外に展開すると考えられる。区画溝付近に立地することから、屋敷墓と推定した。	12c 後半?	不詳	小児			196
兵庫県	神戸市	松野遺跡第 4 次	ST301	周辺の遺構の状況から、属する建物群は調査区外に存在すると考えられる。	12c 後半?			I b 類		197
兵庫県	丹波市	国領遺跡 川畑地区	土坑 1	扇状地上の集落で、建物群は春日部荘の名主屋敷に比定されている。土坑 1 は、北側建物群の北西端に位置するが、別の建物群に付属する可能性も残る。	12c?			III 類・ II a 類		198

13 世紀前半－1

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
兵庫県	多可町	牧野・大日遺跡 第 1 区	墓 2	思出川流域の 13 世紀を中心とする集落で、集村になる可能性がある。墓 2 は、道路状遺構に面して作られる。	13c 初			II b 類		199
岡山県	岡山市	津寺遺跡 丸田調査区	土壇墓 3	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。土壇墓 3 は、建物群東辺の境界付近に作られる。	13c 前半		壮年	I b 類		200
大阪府	堺市	余部遺跡 8 トレンチ (※現「余部日置荘遺跡」)	1365 土坑	河内鑄物師の集落で、段丘平坦面上に展開する。1365 土坑は、建物群東辺の区画溝上に作られる。区画溝の東側にも、別の建物群が展開すると考えられることから、帰属関係は確定できない。	13c 前半			I b 類	砥石(温石転用か)	201
三重県	伊賀市	北堀池遺跡	SK60	木津川流域の沖積地上に立地する集落である。SK60 は、建 219・217・225 からなる建物群に付属する。	13c 前半				瓦器碗 3-青白磁合 子身 1-灰釉小皿蓋 1-白磁V類碗片 1	202
三重県	津市	雲出嶋貫遺跡 第 2 次	SX329	11 世紀後半に成立する居館で、雲出川沿岸の嶋抜御厨に立地する。緑釉陶器などの 10 世紀～11 世紀前半の遺物から、居館化する以前は古代荘園管理施設であったと推測されている。SX329 は、居館北辺に配置される。	13c 前半			I b 類	漆器皿 ?1- 御敷 1- 小刀 1-腰刀 1-鏡 1	203

13 世紀前半 - 2

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性 別	年 齢			
山口県	下関市	高野遺跡南地区	2B-ST300	川棚荘の荘内流通拠点で、川棚川河口部の丘陵上に立地する。報告書の記述が簡素なため確定できないが、周辺の状況から屋敷墓と判断した。	13c 前半	女性	壮年	I b 類		204
		高野遺跡	ST7001		13c 前半	女性		II b 類		205
		北地区 7 地区	ST7003		13c 前半			II b 類		
滋賀県	東近江市	野瀬遺跡 第 6 地区	SX6207	同時期の建物群は復元できないが、遺構の分布状況から屋敷墓と判断した。	13c 前半		成人	III 類	土師器皿 5- 漆箱 1 (瓦器皿 1- 白磁片 1)	206
大阪府	河内長野市	高向遺跡 F 区	28OG	13 世紀に展開する建物群の北辺に作られたと考えられる。28OG の時期については、報告書では 13 世紀後半としているが、出土した遺物をもとに 13 世紀前半とした。	13c 前半			I a 類	銅銭 1	207
大阪府	東大阪市	植附遺跡 第 15 次	木棺墓	大江御厨 (水走氏領) の荘内流通拠点で、宿の可能性がある。12 世紀～14 世紀を中心に展開する。近隣の調査区で建物群が確認されており、屋敷墓と判断した。	13c 前半			I a 類		208
大阪府	堺市	余部遺跡その 1 平成 10 年度 (※現「余部日置荘遺跡」)	土坑墓 687	河内鑄物師の集落で、段丘平坦面上に展開する。土坑墓 687 は、建物 106・107 からなる建物群に付属する。	13c 前半			II b 類	銭貨 3- 櫛 1	209
大阪府	箕面市	粟生間谷遺跡 i 域	墓 1	勝尾寺川段丘上に立地する集落で、国衙領粟生村に比定される。墓 1 は、建物 62・63 からなる建物群に付属する。墓 3 は、建物 85・86 からなる建物群に付属する。墓 9 は、斜面裾野に位置し、建物 116 他からなる柱穴群に付属する。	13c 前半			I b 類	火打金 1- 小刀 1	210
		粟生間谷遺跡 j 域	墓 3		13c 前半			II a 類	槍先 1	
		粟生間谷遺跡 q 域	墓 9		13c 前半			I a 類		
大分県	豊後高田市	寺田今藤遺跡 C 地区	1 号 土壇墓	宇佐八幡宮領来細郷に比定される集落である。1 号土壇墓は、建物 7～12 の南 10 m 付近に作られる。ただし、建物群からやや離れているため、不確定要素を残す。	13c 前半			I b 類	小刀 2- 砥石? 片	211
兵庫県	神戸市	二葉町遺跡	ST301	沖積地上に展開する集落で、準構造船を転用した井戸枠が出土した。ST301 は SB313～316 からなる建物群の北東端に、ST303 は SB313～316 からなる建物群の北部に位置する。	13c 前半			I b 類		212
			ST303		13c 前半	男性	成人	II a 類	烏帽子 1- 小刀 1	
兵庫県	丹波市	多利・前田遺跡	SX01	荘官層の建物群と推測されている大型建物群である。SX01 は、建物群の北端を画する区画溝付近に作られる。	13c 前半			I a 類	青磁蓋付小型壺 1- 合子身 1- 玉状鉄製品 1- 鏡 1- 和鉄 1- 毛抜 1- 刀子 1	213
岡山県	岡山市	百間川原尾島遺跡 三股ヶ丸田地区	土壇墓 2	岡山市南部の沖積地上に立地する荘内流通拠点である。土壇墓 2・3 は、区画溝である溝 39 に沿って作られる。土壇墓 2 は、建物群 (『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 39』) の北東端に配置される。土壇墓 3 は、建物 17 などからなる建物群に付属する。	13c 前半	男性	壮年	II b 類		214
			土壇墓 3		13c 前半	男性	壮年	II b 類	鏡 1	
高知県	四万十市	具同中山遺跡群	SK20	中筋川流域の集落で、幡多荘に比定される。SK20 は、遺跡内最大の建物である SB 1 の東方に配置される。	13c 前半			II b 類	小刀 1	215
富山県	南砺市	梅原胡摩堂遺跡	SZ1199	小矢部川流域に立地する荘内流通拠点で、12 世紀に出現する。SZ1199 は、SB19～29 からなる建物群の西側に配置される。	13c 前半			I a 類		216

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

13世紀前半－3

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性 別	年 齢			
宮城県	仙台市	王ノ壇遺跡	SK617	名取川・筑川間に立地する大型建物群である。名取郡地頭和田氏・三浦氏の地頭代屋敷の段階と推定されている。SK617(SX601)は、SK618を壊して作られる。屋敷地の北西角に位置する。SK617の周囲に巡らされた周溝SX601は、南北5.5m、東西5.6mをはかり、平面形状を呈する。	13c 前半					217
岡山県	岡山市	百間川原尾島遺跡 三股ヶ丸田地区	土壇墓4	岡山市南部の沖積地上に立地する荘内流通拠点である。土壇墓4は、区画溝である溝39に沿って作られる。土壇墓4は、建物17などからなる建物群に付属する。付近に、土坑5～7があるものの、形状から墓とは考えにくい。	13c 前半?	男性	壮年	I b類		218
佐賀県	佐賀市	小川遺跡第3次	2G40号 土壇墓	扇状地の突端部に立地する集落で、11世紀に出現する。12世紀には居館が出現する。集落には鍛冶工房や道路状遺構があり、荘内流通拠点の可能性もある。2G40号・2G45号土壇墓は居館の南西端に配置されるが、墓壇の間隔はやや離れており、屋敷墓Ⅲ類に含めなかった。	13c 前半?			II a類		219
			2G45号 土壇墓		13c 前半?			I a類		
大阪府	東大阪市	西ノ辻遺跡 58-3区	土壇墓	大江御厨(水走氏所領)の荘内流通拠点と考えられ、宿の可能性もある。12世紀～14世紀を中心に展開する。土壇墓から遺物は出土していないが、遺構の重複関係などから時期を想定した。隣接する調査区で建物群が確認されており、屋敷墓と判断した。	～13c 前半	男性	成人			220
兵庫県	たつの市	福田天神遺跡	SK04	鶴荘内の集落である。SK04は、SK-01・02(屋敷墓Ⅲ類)とは異なり、建物群の北東に配置される。	～13c 前半			Ⅲ類	鏡1-青白磁合子1	221

13世紀中～後－1

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性 別	年 齢			
大阪府	茨木市	総持寺遺跡	SK1384	総持寺北側の門前に展開する荘内流通拠点である。SK1384は、B区画の北辺に配置される。	13c 中			I c類		222
大分県	国東市	原遺跡 七郎丸I地区	SP 1	初八坂社の周辺に立地する集落で、12世紀～13世紀にかけて展開する。SP 1は、SB 8と水路の中間にあるが、SB 8と主軸方向が一致しないため、屋敷墓Ⅱ類とした。	13c 中			II a類	鉄鎌1	223
岡山県	岡山市	津寺遺跡 丸田調査区	土壇墓1	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。土壇墓1は、建物群の南西端に配置される。	13c 中	男性	熟年	II b類		224
岡山県	倉敷市	亀山遺跡	1号墓	沿岸部の丘陵上に立地する。亀山焼窯に伴う工房である。1号墓は、工房となる建物群の南西に付属する。	13c 中			II b類		225
岡山県	岡山市	津寺遺跡 中屋調査区	土壇墓15	賀茂荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。土壇墓15は、区画溝上に作られる。	13c 中～ 後半		老年	II b類	小刀1	226
島根県	江津市	埋築遺跡	土坑墓1	河川沿いに立地する集落で、流通拠点と考えられる。土坑墓1は、東辺を柵で区画する建物群に付属する。	13c 中～ 後半			I b類	小刀1	227

13世紀中～後－2

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
府県	市町村					性別	年齢			
京都府	精華町	椋ノ木遺跡	ST226	木津川流域の沖積地上に立地する集落で、11世紀後半から展開する。ST226はSB1直下にあるが、区画溝などの位置関係から屋敷墓Ⅱ類とした。	13c 後半			Ⅱb類		228
京都府	長岡京市	神足遺跡西区 (長岡京右京 第782次)	SK21	西国街道に沿って展開する、13世紀～15世紀の集村である。SK21は、区画溝内に位置する。	13c 後半			Ⅱb類		229
岡山県	岡山市	三手向原遺跡 A区	墓1	三手遺跡向原1地区と同じ集落である。南部の津寺遺跡と共に、生石荘の荘内流通拠点を構成する可能性も残る。墓1・2は、A区の建物群西側の区画溝上に作られる。	13c 後半	女 性	壮 年			230
			墓2		13c 後半					
鳥取県	大山町	押平弘法堂遺跡	SK11	阿弥陀川河岸段丘上に立地する集落である。SK11は、SB1～8の建物群西方に配置される。	13c 後半			Ib類・ Ib類		231
香川県	東かがわ市	迹田石垣遺跡	ST01	關析谷内において、丘陵の裾野に立地する集落である。遺構の分布状況から、屋敷墓Ⅱ類と判断した。	13c 後半			Ⅲ類	小刀1	232
香川県	高松市	空港跡地遺跡	STf02	林荘に比定される集落である。STf02は、東西125m×南北108mの区画1とされる建物群に付属する。	13c 後半			Ia類	小刀1	233
山口県	萩市	岡田・江良遺跡 I地区	ST2	蔵目喜川支流の關析谷に立地する。遠藤氏・仙道氏の居館を中心とする集落で、13世紀～16世紀にかけて展開する。ST2は、遺構の分布状況から、屋敷墓Ⅱ類と判断した。ST4は、SB12・13からなる建物群に付属する。	13c 後半			Ⅱb類		234
			ST4		13c 後半			Ic類		
大分県	杵築市	八坂中遺跡A区	土壙墓20	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘に比定される集落で、11世紀後半に成立する。出土遺物から、大阪湾岸との流通に密接に関わると考えられる。土壙墓20は、北方の建物群に伴う可能性が高い。なお、埋納された大皿の中から、炭化米が出土した。	13c 後半			Ia類	水晶製数珠25(一式)	235
大分県	国東市	原遺跡 七郎丸I地区	SP2	初八坂社の周辺に立地する集落で、12世紀～13世紀にかけて展開する。SP2は、SB9に近接しているため、屋敷墓Ⅰ類の可能性もある。SP8は、SB15～22からなる建物群の東側に作られる。	13c 後半			Ⅲ類	白磁碗破片1-青磁碗片1	236
			SP8		13c 後半			Ⅲ類	不明鉄器1	
大分県	中津市	佐知遺跡	17号遺構	大國川河岸段丘上の居館とされるが、堀などは認められない。17号遺構は、直角に屈折する石列の内側に作られていることから、屋敷墓Ⅱ類の可能性が高い。	13c 後半			Ib類	鏡1-和鉄1(鏡・鉄は木箱)-鉄鏃4-小刀1-太刀1	237
大分県	竹田市	高畑遺跡A地区	SK2	馬門川河岸段丘上に立地する集落の可能性もある。SK2の周辺には、同時期と考えられる柱穴が分布する。	13c 後半			Ia類	鏡1-握鉄1-合子1-蓮弁文碗片1-銭1	238
福岡県	築上町	小山田スルメ田遺跡	4号土壙墓	關析谷の平坦部に立地する小山田郷の荘内流通拠点で、瓦器焼成土坑・鍛冶滓などが検出されている。12世紀中頃に宇佐八幡宮領となる。4号土壙墓は、5号土壙墓と5mほど離れて並ぶため、屋敷墓Ⅲ類の可能性も残る。	13c 後半			Ib類		239

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

13世紀中～後-3

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
福岡県	粕屋町	戸原麦尾遺跡 I区	SK05	多々良川下流域の低地に立地する、I区 の居館を中心に展開する集落である。SK05 は、建物群BのうちSB40・41の南西に作 られる。SK08は、建物群BのうちSB42の 南西に作られる。SK36は、建物群Aの北 辺に作られる。	13c 後半			II b類	柄鏡 1	240
			SK08		13c 後半			III類		
			SK36		13c 後半			II c類		
福岡県	北九州市	上貫遺跡2区	12号土壇	貫川中流域に位置する集落で、宇佐八幡 宮領の貫荘に比定されている。集落は、13 世紀に最盛期を迎える。12号土壇は、旧河 道の北側に沿って作られているが、T7か らなる建物群の南辺に配置されたと考えら れる。	13c 後半			II b類	小刀 1	241
福岡県	北九州市	長野A遺跡Ⅲ区	第3号 土壇	段丘上に立地する集落と考えられる。第 3号土壇は、建物群の北端付近に配置され る。	13c 後半			III類		242
山口県	美祿市	植島遺跡Ⅱ区	ST01	13世紀～16世紀に展開する集落で、内 陸部に立地する。集落は、集村に近い形態 を呈する。ST01は、SB12～19からなる 建物群に付属する。	13c 後半?			II b類		243
大分県	杵築市	八坂中遺跡A区	土壇墓21	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘の集落で、 11世紀後半に成立する。出土した搬入品か ら、大阪湾岸と流通上の関連が考えられる。 土壇墓21は、土壇墓20と共に北方の建物 群に伴う可能性が高い。	13c 後半?				小刀 1	244
大阪府	堺市	日置荘遺跡 Iトレンチ (現「余部日荘 遺跡」)	土壇墓 558	河内鑄物師の集落で、西除川左岸の中位 段丘上に立地する。土壇墓558は、区画 16の北西に配置される。	13c 後半 ～ 14c			その他	土師器皿、瓦器碗 片など 10	245
岡山県	総社市	樋本遺跡 C調査区	No.31 土坑	高梁川流域の沖積地上に立地し、12～ 13世紀に展開する。製鉄に従事する商職人 の集落である。No.31土坑は、調査区中央 付近の遺構密集域の北側に作られている。	13c 末～				小刀 1	246
岡山県	鏡野町	久田原遺跡	土壇墓24	吉井川上流部の久多荘に比定される集落 である。土壇墓24と土坑260は、建物 120～124からなる建物群に付属する。	13c			III類	鉄製鉗 1	247
			土坑260		13c					
岡山県	岡山市	津寺遺跡 丸田調査区	土壇墓2	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。土壇墓2は、敷地の 境界に作られているため、帰属する建物群は 確定できない。	13c			II b類	貝製小玉 1	248
岡山県	岡山市	三手向原遺跡 C区	墓3	三手遺跡向原I地区と同じ建物群で、土 師器焼成窯を伴う。墓3は屋敷西辺に、「墳 墓」は屋敷内部に配置される。	13c			その他	土師器小碗3-同小 皿 1	249
			墳墓		13c					
岡山県	鏡野町	久田堀ノ内遺跡	墓24	中世後期の居館の周囲に展開する被官層 の小集落で、久田原遺跡の南方に位置する。 久多荘に比定される。墓24は、居館東部 の建物25～29に付属する可能性がある。 土坑215は、居館東南部の柱穴密集域に作 られる。	13c				雁又式鉄鍬5-鉄鍬 3以上-小刀2	250
			土坑215		13c			III類		
大分県	日田市	大肥中村遺跡 B区	1号 木棺墓	大肥川中流域の河岸段丘上に立地する荘 内流通拠点で、鍛冶工房を中心とする。1 号木棺墓は、建物群の南辺に配置される。	13c			I a類		251

14 世紀以降

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
府県	市町村					性別	年齢			
岡山県	総社市	樋本遺跡 C 調査区	No.113 土坑	高梁川流域の沖積地上に立地し、12 世紀 ～ 13 世紀を中心に展開する。製鉄に従事 する商職人の集落である。No.113 土坑は、 調査区西部付近の遺構密集域北西部に作ら れている。	14 c 後半 ～ 末			Ⅲ類		252
岡山県	岡山市	津寺遺跡 中屋調査区	土壙墓 6	賀茂荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。土壙墓 6 は、B 8 な どからなる建物群に付属する。	14c後 ～ 15c前		成 人	Ⅲ類		253
岡山県	岡山市	中撫川遺跡 第 2 区	土壙 31	中世後期の集村で、足守川東岸の沖積地 上に立地する。土壙 31 は、溝 46 西側の建 物群に付属する。	14 c					254
徳島県	板野町	黒谷川宮ノ前遺 跡 1 号屋敷地	ST1002	吉野川中流域の流通拠点とされる集落で、 9 世紀～ 11 世紀、12 世紀、13 世紀以降 の 3 期の変遷がたどれる。13 世紀以降は 集村化することから、屋敷墓と判断した。 ST1002 の被葬者は、女性あるいは若年層 (男性) に推定されている。	14 c		女 性 ?		備前焼甕	255

第14表 屋敷墓Ⅲ類

12世紀-1

府県	市町村	遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		墓塚 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
						性別	年齢				
福岡県	太宰府市	太宰府 学校院地区 第38次	SX863	太宰府関連施設が廃絶した後に作られる。 SX863・SX864は主軸方向が同じで、区画 溝に規制されていることから、屋敷墓と考 えたが、同時期の建物は確認されていない。	12c 前半	男性	成人	N25°-W	I c類	銭1-小刀1	256
			SX864		12c 後半	女性	成人	略北	II b類		
岡山県	岡山市	津寺遺跡 野上田調査区	土壌3	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。建物4の北西に、北 から土壌4・土壌3の順に縦列状に配置さ れる。周辺の遺構は、概ね12世紀である。	12c 前半~中			略北	その他	土師器碗4-土師器 小皿1	257
			土壌4		12c 後半			略北	I b類		
岡山県	岡山市	馬屋遺跡	土壌墓1	砂川流域の盆地に展開する集落で、鳥取 荘(長講堂院領)に比定される。土壌墓1・ 土壌墓2は5mほど間隔をおき、建物群北 辺の地形境界上に縦列状に配置される。建 物群に条里地割に伴う規制はみられないこ とから、当類型に含めた。	12c 中	女性	成人	略北東			258
			土壌墓2		12c 後半	男性	壮年	略北西	I b類		
福岡県	朝倉市	才田遺跡	1号 木棺墓	沖積地上に立地する居館で、一帯は長淵 荘に比定されている。1・2号木棺墓は、 居館の西辺に縦列状に配置される。2号木 棺墓の南は調査区外になるため、屋敷墓IV 類の可能性も残る。	12c 中~ 後半			N-6°-E	I b類		259
			2号 木棺墓		12c 後半			N-3.5°-E	III類+ I a類?	ガラス135・水晶玉 6(数珠)1	
岡山県	岡山市	津寺遺跡 土筆山調査区	土壌7	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。土壌7・8は、屋敷 2東辺の柵内に位置する。北から土壌8・ 土壌7の順に縦列状に配置される。	12c 中			略南東	II b類		260
			土壌8				略南東				
佐賀県	佐賀市	小川遺跡第3次	2G1号 土壌墓	11世紀に出現する傑出した規模の建物群 で、扇状地突端部に立地する。1G500号 土壌墓と2G1号土壌墓は、0.4mの間隔 を置いて並列状に配置される。	12c 中			略北	I a類		261
			1G500 号土壌墓		13c 前半			略北	I b類		
福岡県	北九州市	金丸遺跡第7次	5号土坑	12世紀~13世紀の集落で、遠賀川支流 の舌状台地上に立地する。12世紀末に初見 する粥田荘の可能性もある。第2次D-1 と第7次5号土坑は、建物群の南西角に並 列状に配置される。	12c 後半			略北	II a類		262
		金丸遺跡第2次	D-1		12c 後半						263
山口県	下関市	秋根遺跡	LG004	11世紀後半に出現し、12世紀には本格 的に展開する集落である。詳細は明確では ないが、建物群の西辺に北からLG005・ LG004の順に縦列状に配置される。	12c 後半			N-0°-W	IV 3類	土師器小皿12-白 磁皿5-小刀1-鉄鎌	264
			LG005				N75°-W		須恵器-土師器-小 刀		
兵庫県	神戸市	淡河・萩原城 第1次	SK01	淡河川段丘上に立地する建治2年(1276) ~天正7年(1579)の城郭であるが、それ 以前は集落であったと考えられる。SK01・ 02は、建物群西辺の地形境界に沿って、並 列状に配置される。	12c 後半			略北	I b類		265
			SK02				略北				
福岡県	福岡市	香椎B遺跡 寺熊調査区	SK125	香椎宮に関連する施設として扱われてい るが、香椎宮門前の流通拠点と考えられる。 SK125・126は、建物群南側のSB147に近 接する。東から、SK125・126の順で縦列 状に配置される。	12c 後半?				II a類		266
			SK126		12c 後半			略北	I c類 + II類	小刀1-刀子1-磁灶 窯緑釉水注1	

12世紀-2

府県	市町村	遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		墓塚 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
						性別	年齢				
福岡県	大刀洗町	本郷流川遺跡	2号土坑	段丘平坦部の微高地上に立地する。詳細は不明であるが、居館に付属する可能性が高い。2・5号土坑は、東西に伸びる溝2条の南側に、2mほどの間隔を置いて並列状に配置される。	12c後半			略南北	I b類		267
			5号土坑		12c後半			略南北	I b類		
福岡県	福津市	練原遺跡 ヒエダ地区	SK06	集落形態や道路状遺構、鈿滓などの出土遺物から、荘内流通拠点と考えられる。SK06・07は2.5mの間隔を置いて、並列状に配置される。	12c後半			N-80°-W	II a類	青磁碗片 1	268
			SK07		12c後半			N-80°-E	II a類		
岡山県	岡山市	津寺遺跡 丸田調査区	土墳墓 4	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の沖積地上に立地する。土墳墓 4・5は、建物群の境界上に縦列状の配置されるものの、土墳墓 3が直交するように近接する。	12c後半 ~ 13c前半	男性	壮年	略東		白磁碗片 1-小刀 1	269
			土墳墓 5		12c後半 ~ 13c前半	女性	成人	略東			
香川県	丸亀市	池下遺跡	ST01	東大東川西岸の河岸段丘上に立地する集落である。ST01・ST02は、建物群の西辺に3mの間隔を置いて配置される。ST02は、石櫛木棺墓となる。	12c末 ~ 13c初	男性	成人	N-25°-W	I b類	銭 1-青磁片	270
			ST02		12c後半						
福岡県	上毛町	上唐原了清遺跡 第1次	3号墓	山国川西岸の自然堤防上に立地する集落で、居館も確認されている。対岸(大分県側)に佐知遺跡が立地する。田部氏・宇佐氏所領、宇佐八幡宮領に比定される。3号墓と4号墓は、第1次調査区の居館が成立する以前に作られたと考えられる。帰属する建物群は明確ではないが、縦列状に配置される。	12c後半			N-32°-E	II b類	和鏡 1-青白磁合子 1	271
			4号墓		12c			N-41°-E		小刀 1	
京都府	京丹後市	日光寺遺跡 A地区	墓 SXA1	海岸段丘上に立地する集落である。道路部分の調査のため、詳細は不明である。SXA1とSXA2は、並列状に配置される。	12c後半~			N-7°-E	II b類		272
			墓 SXA2		12c後半~			N-7°-E			
福岡県	那珂川町	小柳遺跡	第7号土坑	那珂川段丘上に立地する集落である。第7・8号土坑は、1.5mの間隔を置いて縦列状に配置される。4号新溝に、若干削平される。なお、東に5mほど離れて、第6号土坑がある。	12c後半?			略東西			273
			第8号土坑		12c後半?			略東西	II a類	青磁碗片 1	
山口県	下関市	吉永遺跡 Ⅲ-西地区	1A-ST310	吉永荘に比定される集落である。北から、ST310・ST315の順で縦列状に配置される。建物群との関係については、報告書の記述が簡素なため、明確ではない。	12c後半?			略北西	II b類		274
			1A-ST315		13c前半?	男性	略北西	I a類	小刀 1		
岡山県	真庭市	谷尻遺跡 赤茂地区	土墳墓 124	調査区は、弥生時代以降の遺構が密集しているため、建物群などは復元されていない。よって、土墳墓 124・126が帰属する建物群は特定できないが、周辺の状況から屋敷墓と判断した。なお、土墳墓 124・126は、縦列状に配置される。	12c?			略東西	III類		275
			土墳墓 126								
大阪府	河内長野市	三日市遺跡4区	SR 6	中位段丘上に立地する集落である。SR 6・7は、建物群の北東部において並列状に配置される。	12c後半			N-8°-E	II b類		276
			SR 7		12c?						

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

13世紀-1

府県	市町村	遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		墓壇 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
						性別	年齢				
兵庫県	たつの市	福田天神遺跡	SK02	鶴荘内の集落である。SK01・02は、建物群の南西端において、主軸方向が直交するように配置される。	13c初			N-5° -W	I c類		277
			SK01		13c前半			N-78° -E	I c類・III類		
大阪府	茨木市	総持寺遺跡	土坑1	総持寺北側の門前に位置する荘内流通拠点で、11世紀後半に出現する。土坑1・2は、N区画の北西隅において、縦列状に配置される。	13c前半			略北	I c類		278
			土坑2		13c前半～中			略北	III類		
京都府	長岡京市	長岡京石京第767次	SK33	周辺からは、中世前期の遺構が多数検出されており、今里中世集落の一部と考えられる。SK33・35は、SB40と主軸を同じくし、1.5mの間隔において縦列状に配置される。	13c前半			略東西	II b類		279
			SK35		13c前半～中			略東西	II b類		
大阪府	東大阪市	植附遺跡第1次	墓1	大江御厨（水走氏領）の荘内流通拠点で、宿の可能性がある。報告書に、遺物実測図が掲載されていないものの、実見した際の所見をもとに掲載した。建物群の境界付近に、北から墓1・2の順に、1.5mの間隔を置いて配置される。	13c前半	男性	成人	略北西	I b類・その他	瓦器碗3-白磁碗破片1	280
			墓2					略北			
山口県	下関市	高野遺跡北地区3地区	ST002	川棚荘の荘内流通拠点で、川棚川河口部の丘陵上に立地する。ST002・003は縦列状に配置されるが、周辺は遺構が密集するため、帰属する建物群などの詳細は不明である。	13c前半?			N-72° -E	II b類		281
			ST003		13c			N-80° -W	II b類		
福岡県	福岡市	蒲田部木原遺跡第6次	SK004	13世紀の集落と考えられる。建物に伴う柱穴が多数確認されている。SK004・005は、柱穴群の西部において、縦列状に配置される。	13c後半			N-12° -W	II b類		282
			SK005		13c後半			N-2° -E	I a類		
岡山県	鏡野町	久田原遺跡	土壇墓16	吉井川上流部の集落で、久多荘に比定される。土壇墓16・17は、建104～114からなる集落の中心的な建物群に付属し、4mの間隔を置いて主軸を直交するように配置される。	13c後半			略東西	III類	小刀1	283
			土壇墓17		13c後半?			略南北		鏡1-小刀1	
三重県	明和町	斎宮跡第107次	SX7240	斎宮に関連する集落の可能性がある。SX7240・SX7241は、周辺の建物群と主軸方向が一致しないため、別の性格もあるかもしれない。SX7240・7241は、直交するように配置される。なお、SX7241は、遺構・遺物図面が掲載されていないことから、時期は不明である。	13c後半			略北	II c類	小刀1	284
			SX7241					略北	III類		
大阪府	東大阪市	西ノ辻遺跡第9次	木棺墓1	大江御厨（水走氏領）の荘内流通拠点で、宿の可能性がある。木棺墓1・2は、建物群と耕地を画する区画溝上において、並列状に配置される。	13c前半	女性	老年	N-6° -E	I c類		285
			木棺墓2		12c後～13c初	男性	壮年	略北位	I a類		
兵庫県	神戸市	宅原遺跡岡下地区	ST01	丘陵の端部に立地する。東側に柵の柱穴列が確認されていることから、建物群の周辺に位置すると考えられる。ST01・02は、縦列状に配置される。	13c後半～末			N-23° -W	I b類	小刀1	286
			ST02		13c後半～末			N-23° -W	III類		
岡山県	鏡野町	夏栗遺跡	土壇墓4	久田原遺跡の北方に位置する集落で、久多荘に比定される。土壇墓4・6は、建物8～14からなる建物群の南西辺において、並列状に配置される。	13c			略北東		小刀1	287
			土壇墓6		13c			略北東	I b類	鏡1	

13 世紀 - 2

府県	市町村	遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		墓塚 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
						性 別	年 齢				
岡山県	岡山市	高塚遺跡 フロヤ地区	土墳墓3	中世後期の集村で、足守川・砂川合流点 付近の平野に位置する。土墳墓3・4は、 建物群の東部に縦列状に配置される。	13c?			略北			288
			土墳墓4		13c?			略北			
岡山県	鏡野町	久田原遺跡	土坑235	吉井川上流部の集落で、久多荘に比定さ れる。建104～114からなる集落の中心 的な建物群に付属する。墓18・土坑235 は直交するように配置される。ただし、墓 18は墓ではない可能性もある。				略東西			289
			土墳墓18		13c						

14 世紀以降

府県	市町村	遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		墓塚 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
						性 別	年 齢				
大分県	杵築市	八坂中遺跡 A区	土墳墓26	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘に比定され る集落で、11世紀後半に成立する。出土 した搬入供膳具から、大阪湾岸との流通にも 関わると考えられている。11世紀～16世 紀頃に継続するが、13世紀前半に空白期が ある。土墳墓25・26は、集落東端の建物 群において、並列状に配置される。	14c 初			略北	II a 類	刀子1	290
			土墳墓25		14c 前半			略北	I a 類	刀子1	
岡山県	総社市	三須畠田遺跡 4区	土墳墓2	大溝川旧河道南岸の自然堤防上に立地す る集落である。建物群の状況は不明であり、 屋敷墓ではない可能性もある。土墳墓2・ 3は並列状に配置される。	14c 前後			N-22°-E			291
			土墳墓3		14c 前後	女 性	老 年	N-13°-E		小刀1	
岡山県	鏡野町	久田堀ノ内遺跡	土坑131	久田原遺跡・夏栗遺跡と同じく、久多荘 に比定される。中世後期の居館を中心に、 被官層の小集落が展開する。墓9・土坑 131は、居館東部の建31～36からなる建 物群に付属する可能性がある。墓10～14 とは、時期が異なることから別々に取り扱 った。	14c 前半			略東西	II a 類	板状鉄製品1	292
			墓9		14c 中			略東西	II c 類	小刀片1	
大分県	国東市	光広遺跡竿地区	ST1	安岐川流域の集落であるが、詳細は不明 である。ST1・2は、縦列状に配置される が、帰属する建物群などは判然としない。	14c 後半			略南北	II a 類		293
			ST2		15c 前半			略南北	II a 類		
岡山県	岡山市	津寺遺跡 中屋調査区	土墳墓8	賀茂荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。建物群の北西部にお いて、土墳墓7・8と土墳墓9・10が、そ れぞれ縦列状に配置され、1群を構成する。 当類型にはそぐわないが、変則的な形態と して、ここに含めた。	14c 後半		成 人	N-3°-E	III 類		294
			土墳墓7				小 児	略南			
			土墳墓9		14c 後半		成 人	N-5°-E	III 類	小刀1-砥石1	
			土墳墓10				成 人	略北			
大分県	杵築市	八坂中遺跡A区	土墳墓5	宇佐八幡宮・弥勒寺領八坂荘に比定され る集落である。出土した搬入供膳具から、 大阪湾岸との流通に密接に関わると考えら れている。11世紀後半に出現し、16世紀 頃まで継続するが、13世紀前半に空白期が ある。土墳墓5・6は、中世後期の居館1・ 3の北側に隣接する建物群の西辺において、 縦列状に配置される。土墳墓9・10は、居 館1北西端において、縦列状に配置される。	15c～			略北東			295
			土墳墓6		16c			略南北			
			土墳墓9		16c			略南北		刀子1-石臼(下) 1	
			土墳墓10		16c			略南北		石臼(下)1	

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

時期不明

府県	市町村	遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	被葬者		墓壇 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
						性別	年齢				
大阪府	美原町(堺市)	余部遺跡 (その2) 平成10年度 (※現「余部日 置荘遺跡」)	墓 981324	河内鑄物師の拠点となる集落である。 墓 981324・981357 は、建物 985024・ 985025 を中心とする建物群に付属する。 ただし、いずれも平面長方形を呈する土坑 であり、土壇墓ではない可能性も残る。				略南北			296
			墓 981357					略南北			
福岡県	築上町	山崎遺跡	1号土坑	豊前灘沿岸の集落で、小河川沿いの開析 谷と平野の境界に立地する。1・2号土坑は、 東方の柱穴群に付属すると考えられる。				N86° -W	I a 類		297
			2号土坑					N35° -W	II a 類	小刀 1	
福岡県	苅田町	富久遺跡	3号墓	京都平野と曾根平野の中間付近に位置す る集落である。柱穴から、建物群などは復 元されていない。3・4号墓は、柱穴群東 側の地形境界上において、縦列状に配置さ れる。		女性	成人	略北			298
			4号墓			女性	熟年	略北	II a 類		
岡山県	岡山市	津寺遺跡 中屋調査区	土壇墓 18	賀茂荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。土壇墓の周辺に、14 世紀前半の建物が復元されており、これに 付属する可能性がある。土壇墓 18・19 は 約 2m の間隔をおいて、縦列状に配置され ている。		女性	熟年	略北西			299
			土壇墓 19								
岡山県	岡山市	三手遺跡 向原 1 調査区	土壇墓 4	足守川左岸の沖積地上に立地する集落で、 付近では土器焼成坑も検出されている。土 壇墓 4・5 は、建物群の南西 12m 付近に おいて、主軸が直交するように配置される。		女性	成人	略北東			300
			土壇墓 5			男性	壮年	略西			
岡山県	岡山市	津寺遺跡 土筆山調査区	中世墓 11	生石荘の荘内流通拠点で、足守川左岸の 沖積地上に立地する。中世墓 11・12 は、 集落中部付近の屋敷 4 に付属するが、屋敷墓 Ⅲ類では珍しく、家屋の周囲に作られる。		男性	壮年	略北西			301
			中世墓 12				小児	略北東			
大分県	豊後高田市	西村遺跡 A 地区	4号墓	12世紀～14世紀の集落で、桂川左岸の 沖積地上に展開し、山香大道に近接する。4・ 5号墓は並列状に配置される。建物 13・ 14 に伴う可能性がある。				略南北		小刀 1	302
			5号墓					略南北		小刀 1	
大分県	竹田市	石田遺跡	1号土壇	掘立柱建物 5 棟からなる建物群に付属す ると考えられる。1・2号土壇は並列状に 配置されるが、このほか 3号土壇も並列関 係にある。ただし、3号土壇は土葬墓とす るだけの根拠に欠けるため、屋敷墓Ⅳ類に は含めなかった。			熟年	略南北			303
			2号土壇			男性	熟年	略南北		小刀 1	

第15表 屋敷墓Ⅳ類

府県	市町村	遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	葬法	被葬者		墓壇主軸	遺物分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
							性別	年齢				
大阪府	泉佐野市	檀波羅蜜寺遺跡 84-4区	ST02	日根野荘の北西部、熊野大道の周辺に位置する集落である。ST02～06の5基が、並列状に配置される。調査区が限定されているため、建物群の状況は不明である。遺物の時期から、ST06から順に作られたと考えられる。ST02をのぞき、埋納された遺物はすべてⅠ類である。	不明	土葬			略南北位			304
			ST03		13c 中～後半	土葬?			N-44°-E	Ⅰa類	小刀1	
			ST04		13c 前半	土葬			N-42°-E	Ⅰa類		
			ST05		13c 前半	土葬			N-43°-E	Ⅰa類		
			ST06		12c末 ～ 13c 前半	土葬			N-37°-E	Ⅰb類		
大阪府	茨木市	総持寺遺跡 (現「総持寺北遺跡」)	土壇墓 22509	富田台地上、総持寺近郊に展開する集落である。大阪府教育委員会が調査した荘内流通拠点の北方に位置する。土壇墓3基は、建物群西側の区画溝上において、縦列状に配置される。北から、土壇墓22722・22509・22510の順で作られる。土壇墓22509の時期は、埋土中の出土遺物から推定されている。	13c	土葬			N-7°-E		小刀1	305
			土壇墓 22510		12c 後半 ～ 13c 前半	土葬			N-4°-W	Ⅱb類		
			土壇墓 22722		不明	土葬			N-7°-E		小刀1	
大阪府	茨木市	総持寺遺跡 (現「総持寺北遺跡」)	土壇墓 23660	本文参照	13c	土葬	男性	成人?	N-0°		小刀1-烏帽子	306
			土壇墓 23664		不明	土葬	男性	成人?	N-0°		小刀1-烏帽子	
			土壇墓 23783		13c末 ～ 14c初	土葬	男性	成人?	N-0°		小刀1-烏帽子	
大阪府	河内長野市	大日寺遺跡	SR3	建物は復元されていないが、柱穴の分布状況から建物群周辺と推定できる。遺物および遺構の重複関係から、SR3→SR4→SR5の順に作られる。	13c 中	土葬			N-40°-E	Ⅰb類		307
			SR4		13c 後半	土葬			N-51°-E	Ⅰc類		
			SR5			土葬			N-63°-W			
大分県	宇佐市	吉久遺跡	1号墓	低位段丘の東端上に立地する集落で、集落的景観を呈する。1～3号墓は、周囲に溝を巡らした建物群に付属し、縦列状に配置される。資料紹介にとどまるため、調査区の概要は明確ではない。	12c 後半	土葬			N-10°-E	Ⅰb類	刀子1-鏡1	308
			2号墓		12c 後半	土葬			N-9°-E	Ⅰb類	刀子1	
			3号墓		13c 前半	土葬			N-6°-E	Ⅰb類	青磁碗破片2-鏡1	
福岡県	筑前町	紙上上林遺跡	1号土壇	集落と居館で構成された遺跡で、山麓の裾野に立地する。1～4号土壇は、居館の南西部で縦列状に配置される。また、その東側の42・43号土壇も土葬墓の可能性が残るものの、ここでは除外した。	12c 後半?	土葬			N-45°-W	Ⅰc類		309
			2号土壇		12c 末?	土葬			N-43°-W	Ⅰa類		
			3号土壇		13c?	土葬			N-26°-E	Ⅲ類		
			4号土壇		13c?	土葬			N-39°-W	Ⅰa類		
福岡県	上毛町	上唐原了清遺跡 第1次	1号墓	山国川西岸の自然堤防上に立地する居館で、対岸の大分県側には佐知遺跡が位置する。田部氏・宇佐氏所領、宇佐八幡宮領に比定されている。1・2・5・6号墓は、居館の南西部において、東西方向に主軸をそろえ、縦列状に配置されている。	13c 末	土葬			N-21°-E	Ⅱb類・Ⅳ類?	小刀1・瓦器碗5以上	309
			2号墓		14c 初	土葬			N-22°-E	Ⅱb類	小刀1	
			5号墓		13c 後半 ～ 14c 前半	土葬			N-43°-E			
			6号墓		13c 後半	土葬			N-47°-E	Ⅱa類・Ⅱb類		

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

屋敷墓Ⅳ類－2

府県	市町村	遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	葬 法	被 葬 者		墓 塚 主 軸	遺 物 分 類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文 献
							性 別	年 齢				
福岡県	福岡市	箱崎遺跡 第22次4区	SX0018	宮崎宮一帯に展開する都市遺跡であることから、本稿の対象外となる。参考までに掲載した。	13c前半	土葬		成人	N-10°-E	Ⅱb類		310
			SX0023		12c前半	土葬			N-12°-E	Ⅱb類		
			SX0024		12c後半	土葬		熟年	N-7°-E	Ⅱa類		
福岡県	築上町	上別府園田遺跡	SK11	周辺の土坑から多数の貿易陶磁、鋳滓が出土していることから、溝 M1を南限とする居館の可能性が指摘されている。SK11・12・15は、溝 M1北側において、縦列状に配置される。	12c中	土葬			N-27°-E	Ⅲ類		311
			SK12		12c中	土葬			N-27°-E	Ⅰa類		
			SK15		13c中	土葬			N-32°-E	Ⅰa類		
岡山県	鏡野町	夏栗遺跡	土墳墓8	久田原遺跡の北方に位置する集落で、久多荘に比定される。土墳墓8～10は、建物37～40からなる建物群に付属し、縦列状に配置される。	13c中～後半	土葬			略北西	Ⅰb類		312
			土墳墓9		～13c中	土葬			略北西			
			土墳墓10		13c後半～末	土葬			略北西	Ⅱa類	備前焼小型壺1-鏡1	
三重県	玉城町	楠ノ木遺跡 B地区	SK33	伊勢神宮領の、12世紀～13世紀に展開する集落である。SK33・43・44は、建物2を中心とする建物群に付属すると考えられる。ただし、墓塚の形状に規則性がないため、屋敷墓とするには疑問が残る。		土葬			略南北			313
			SK43		13c末	土葬			略南北	Ⅱa類	渥美焼?壺1	
			SK44		13c後半	土葬			略南北	Ⅲ類		
三重県	玉城町	蚊山遺跡 左郡地区	SX165	伊勢神宮領の集落で、11世紀後半から展開する。SK150・SX151・SX168は廃棄土坑の可能性もあり、屋敷墓Ⅳ類とするには疑問を残す。建160～164・179からなる建物群に付属する。	13c末～14c初	土葬			略南北	Ⅱa類		314
			SX168		13c後半	土葬			略南北	Ⅱa類		
			SX151		13c末	土葬			略南北	Ⅱ類		
			SK150		14c初	土葬			略南北	Ⅱ類		
大阪府	東大阪市	西ノ辻遺跡 第10次	土墳墓1	大江御厨(水走氏領)の荘内流通拠点で、宿の可能性がある。建物群は13世紀～14世紀に展開する。土墳墓1～3は、調査区西側の建物群の東辺を区切る溝42の南東端に作られる。 なお、これらの墓の主軸方向はすべて異なり、南北方向に不規則に配置される。よって、屋敷墓Ⅳ類としたものの、変則的な形態と言える。	13c後半	土葬	男性	40代	略北	Ⅰb類		315
			土墳墓2		14c初	土葬			略東西	Ⅰb類		
			土墳墓3		14c前半	土葬	男性	20代	略北西	Ⅰb類?		
岡山県	岡山市	三手遺跡 向原Ⅰ調査区	土墳墓6	生石荘に比定される集落で、足守川左岸の沖積地上に立地する。三手向原遺跡(岡山市教育委員会調査)において、土師器焼成窯を伴う建物群が検出され、これらの土葬墓は、この建物群に付属することが判明した。なお、土墳墓6～12の計7基は、建物群の北辺に並列状に配置される。土墳墓からは遺物が出土していないものの、同時期の所産になると判断した。遺体の性別が判明したものは、すべて男性である。	中世前期	土葬			略北東			316
			土墳墓7		土葬		壮年	略南東				
			土墳墓8		土葬	男性	成人	略南東				
			土墳墓9		土葬	男性	壮年	略南東				
			土墳墓10		土葬		壮年	略北				
			土墳墓11		土葬	男性	成人	略北				
			土墳墓12		土葬	男性	成人	略北				

屋敷墓IV類-3

府県	市町村	遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	葬法	被葬者 性別 年齢	墓壇 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献
福岡県	筑後市	高江原口遺跡	SK05	長峰台地の低位丘陵上に立地する。当調査区北辺で検出された溝3条から、12世紀の遺物が多量に出土しており、居館の一角になる可能性がある。ただし、SK05～08は遺物が出土していないため、溝との関係は明確ではない。なお、SK05～08は、並列状に配置される。	中世前期?	火葬		N-63°-E			317
			SK06			土葬		N-43°-E			
			SK07			火葬		N-45°-E			
			SK08			火葬		N-44°-E			
福岡県	久留米市	道蔵遺跡 第4次	SX445	遺跡内を散在的に調査しているため、集落の全体像は明確ではない。調査区からは、規格的な大溝や井戸、柱穴などが確認されており、居館の可能性が指摘されている。SX445～448は、SD402の南側において、並列状に作られており、居館の北辺に配置されたと考えられる。なお、出土した遺物に、時期が特定できるものがないため、土葬墓の時期は明確ではない。	中世前期			N-2°-W		318	
			SX446					N-3°-E	II b 類		漆器碗 1-同蓋 1
			SX447					N-3°-E	II a 類		
			SX448					N-2°-E			
兵庫県	丹波市	国領遺跡 蓮町II地区	SK02	春日部荘に比定される集落である。SK02～04は、SB01・02からなる建物群に付属する可能性があるが、出土遺物が乏しいため確定できない。SK02～04は、縦列状に配置される。	14c	土葬		N-7°-E	小刀 1	319	
			SK03			土葬		N-7°-E			
			SK04			土葬		N-5°-E			
岡山県	鏡野町	久田堀ノ内遺跡	墓 10	久田原遺跡の南方に位置する集落で、久多荘に比定される。中世後期の居館の周囲に、被官層の小集落が展開する。墓 10～14は、建物 31～35からなる建物群に付属すると考えられ、並列状に配置される。	中世後期	土葬		略東西	銭 2	320	
			墓 11		中世後期	土葬		略北			
			墓 12		中世後期	土葬		略東西			
			墓 13		中世後期	土葬		略東西	温石片 1		
			墓 14		中世後期	土葬		略南北	小刀		
岡山県	鏡野町	久田原遺跡	墓 12	吉井川上流部の集落で、久多荘に比定される。墓 12～14は、建物 104～114からなる集落の中心的建物群の西辺に配置される。周溝状遺構である墓 14を中心に、南北に土壇墓が展開する。なお、発掘調査以前に、墓 14上に塚があり、その頂部には五輪塔が据えられていた。試掘調査のときに、五輪塔の直下から古瀬戸四耳壺が出土したが、報告書では骨蔵器の可能性を否定している。	中世後期	土葬		略北	321		
			墓 13		中世後期	土葬		略北			
			墓 14		中世後期	火葬		略北			
岡山県	真庭市	谷尻遺跡 赤茂地区	土坑墓 1675	調査区の北部には、14世紀～15世紀の居館が立地する。土坑墓 1675～1681ほか2基は、居館外南側において、縦列状に配置される。なお、報告では土壇墓 1676から寛永通宝が出土しているということから近世としたが、中世後期にさかのぼる可能性は十分にある。	17c?	土葬		略北	322		
			土坑墓 1676		17c?	土葬		略北		小刀 1? - 寛永通寶 4?	
			土坑墓 1677		17c?	土葬		略北			
			土坑墓 1678		17c?	土葬		略北			
			土坑墓 1679		17c?	土葬		略北			
			土坑墓 1680		17c?	土葬		略北			
			土坑墓 1681		17c?	土葬		略北			
			土坑墓		17c?	土葬		略北			
			土坑墓		17c?	土葬		略北			
			土坑墓		17c?	土葬		略北			

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

屋敷墓Ⅳ類－3

府県	市町村	遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	葬法	被葬者		墓壇 主軸	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく 標記)	文献	
							性別	年齢					
福岡県	朝倉市	畑田遺跡	7号土坑	調査区内は濃密に遺構が分布するため、建物や遺構の時期関係は把握できない。このため、墓の位置付けは困難であるが、周辺の状況から屋敷墓の可能性は否定できない。7～9号土坑は、縦列状に配置される。		土葬			N-31° -E			323	
			8号土坑										N-42° -E
			9号土坑										

第16表 屋敷墓の先行形態

所在地		遺跡	遺構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	遺物 分類	遺物等	文献
府県	市町村							
京都府	京都市	上久世遺跡	SK14	単独で展開すると考えられる建物群で、平安京近郊に立地する。2間×6間の建物などからなる。SK14は、建物群の東辺に作られる。	10c 後半	定型的供 膳形態	緑釉陶器碗 1- 土師器小皿 2- 同大皿 1- 灰釉陶器小型壺 1	324
京都府	長岡京市	長岡京跡右京 第339次	SX14	勝竜寺推定地内であるが、寺院との関係は明確ではない。SX14は、ほぼ同時期の建物と主軸が並行する状態で検出されており、先行形態となる可能性が高い。	10c 後半	定型的供 膳形態	黒色土器A類碗 1- 土師器皿 3- 灰釉陶器小型壺 1	325
大阪府	豊中市	新免遺跡 第11次	土坑 13	台地上に展開する古墳時代～奈良時代の集落である。集落が解体した後、散在的に建物群が展開する。土坑13の北側に主軸方向を同じくする建物2棟が復元できるものの、建物の時期が明確ではないため、同時期性は検証できない。	10c 後半	定型的供 膳形態	黒色土器A類碗 1- 土師器皿 3- 灰釉陶器小型壺 1	326
大阪府	能勢町	野間遺跡3区	墓?	古墳時代以降の集落で、開析谷内の平地に立地する。包含層中から、碗・小型壺・小刀がまとめて出土したものの、遺構としては報告されていない。遺物の器種構成から、土葬墓の埋納品となる可能性が高い。遺物群は、9世紀後半以降の建物の近辺で検出された。	10c 後半	定型的供 膳形態	黒色土器A類碗 2- 須恵器小 型壺 1- 小刀 2	327
兵庫県	朝来市	薬師前遺跡 B地区	墓 2	円山川河岸段丘上の集落で、古代後期・中世前期の建物群が展開する。墓2は、9世紀～10世紀の建物群に付属する。	10c 後半?	定型的供 膳形態 (変形)	土師器大皿1-須恵器小型壺1	328
滋賀県	東近江市	法堂寺遺跡	SK04	構成する建物の棟数から、当該期の大型建物群に属する。SK04は、建物群の盛期に作られる。この後、建物群は2群に分裂し、衰退する。	10c 後半	定型的供 膳形態	灰釉陶器小型壺 1-土師器環 2-黒色土器碗 1-鉄釘 6	329
山口県	防府市	周防国府跡 第88次	ST5970	周防国府域に立地する。ST5970は、SB6008・6009からなる建物群に付属する。	11c 初	II b類	土師器碗 1-緑釉陶器碗 1-八 稜鏡 1	330
山口県	山口市	東禅寺・黒山遺 跡	SK32	10世紀に出現し、16世紀に継続する集落で、周防鑄銭司に関連する生産遺跡から中世的集落へ転換する。SK32は、SB59・58に付属する。	11c 初	II b類	土師器碗 1-刀子 1-鈷 1-鉄鏃 1-鉄包丁 1-不明鉄製品 1	331
大阪府	岸和田市	三田遺跡	C1642- OO	遺物の出土状況から墓ではない可能性も残るが、位置関係から先行形態と判断した。C1642-OOは、大型の総柱建物に付属する。	11c 前半		黒色土器A類碗 1-同B類碗 1	332
京都府	亀岡市	河原尻遺跡 H15年度	SK526	桂川流域に展開する弥生・古墳時代の集落を中心とする遺跡で、付近に丹波国分寺・河原尻経塚などが位置する。SK526の周辺から、10世紀～11世紀前半の遺物が出土していることや、主軸方向が同じ建物群が展開することから、先行形態と判断した。	11c 前半		黒色土器B類碗 5	333

先行形態－2

所在地		遺 跡	遺 構	遺跡・調査区・遺構等の状況	時期	遺物 分類	そのほかの遺物 (棺内外の区分なく標記)	文 献
府県	市町村							
福岡県	久留米市	筑後国府跡 第112次	SX4229	Ⅱ期国衙600m東方・Ⅱ期国衙移転先と推定される朝妻地区北方に位置し、周辺では官衙関連遺構が確認されている。SX4229は、大型の総柱建物に付属する。	11c 前半	Ⅱb類	黒色土器B類碗1-土師器小皿1	334
滋賀県	野洲市	安城寺遺跡	SK1	古代から継続的に展開する集落で、11世紀中頃に消滅する。SK1は、集落の最末期に展開するSB26に付属する。	11c 前半	Ⅱb類	黒色土器碗1-土師器皿2	335
奈良県	橿原市	曲川遺跡 馬場地区	木棺墓	曲川荘比定地の集落で、11世紀に出現する建物群に付属する。建物群は、12世紀前半まで継続することから、集落形成時の中心的な建物群に位置付けられる。	11c 前半	Ⅲ類	土師器小皿5	336

第17表 定型的供膳具を埋納する古代墓

所在地		遺 跡	遺 構	立 地	墓壇構造	時期	遺 物 等	文 献
府県	市町村							
群馬県	渋川市	八木原元宿南遺跡	1号石組遺構	扇状地上の緩斜面	区画集石施設	9c 後半	須恵器環1-土師器環2-同破片2-緑釉陶器水瓶1-釘2	337
長野県	千曲市	五輪堂遺跡	1号火葬墓	集落周辺の微高地	木炭充填木柩土壇	9c 後半	黒色土器環2-灰釉陶器水瓶2-同碗2※灰釉陶器碗に墨書あり	338
長野県	松本市	石上遺跡	木棺墓		木炭充填土坑	9c 後半	黒色土器環11-土師器環1-灰釉陶器水瓶1	339
長野県	飯山市	小佐原遺跡	木棺墓		木炭充填土坑	9c 後半	黒色土器環4-灰釉陶器水瓶1-同小型壺1	340
京都府	京都市	上ノ段町遺跡	木棺墓54	周辺に古墳群	木棺墓	9c 後半	緑釉陶器碗1-同皿1-土師器皿2-須恵器小型壺1-刀子2	341
大阪府	松原市	立部3丁目所在遺跡	土坑墓2	古墳群内	土壇墓	9c 後半	土師器碗3-同環1-須恵器小型壺1	342
福岡県	福岡市	博多遺跡群第62次	5508号遺構	博多遺跡群内の墓地	木棺墓	9c 後半	棺内/青磁水注1 棺上/黒色土器2-土師器環2	343
福岡県	筑紫野市	剣塚遺跡	第2号木棺墓	古墳周辺の墓地	木棺	9c 後半?	土師器環2-灰釉陶器壺1-黒色土器鉢2	344
奈良県	宇陀市	能峠遺跡 南山地区	3号墳 平安前期木棺墓	古墳石室再利用	木棺墓	9c 後-末	棺上-土師器環1-黒色土器碗4-小刀1・棺内-土師器環1-水晶製小玉・墓壇-土師器環1-須恵器小型壺1	345
奈良県	葛城市	石光山古墳群	12号地点	45号墳の墳頂部平坦面	木棺	9c末	黒色土器碗1-土師器小皿2-須恵器壺1	346
佐賀県	佐賀市	西千布遺跡2区	ST0002	微高地突端部	円形周溝墓	10c初	土師器環2-同碗3-同台付皿1-越州窯系青磁皿I類1-黒色土器碗1-灰釉陶器小型壺1-木製品3	347
茨城県	石岡市	鹿の子C遺跡	46号土壇	官衙付属工房跡地	地下式坑	10c初	土師器(黒色?)環2-同皿1-灰釉か?陶器水瓶1(広口) 坏皿に「人」の墨書	348
茨城県	石岡市	鹿の子C遺跡	122号土壇	官衙付属工房跡地	地下式坑	10c初	土師器碗1-同環2-黒色土器皿1-灰釉?陶器水瓶1(把手付) ※坏皿に「阿古十」の墨書あり	
茨城県	石岡市	鹿の子C遺跡	136号土壇	官衙付属工房跡地	地下式坑	10c初	土師器碗1-黒色土器碗1-同環2-同皿1	
茨城県	石岡市	鹿の子C遺跡	138号土壇	官衙付属工房跡地	地下式坑	10c初	土師器環2-黒色土器環2-同皿1-水瓶1-小刀1	
茨城県	石岡市	鹿の子遺跡	1号土壇	台地平坦部	地下式坑の可能性大	10c初	土師器皿1-同碗1-同環3-糞1-鉢1※碗・坏に墨書あり	349
茨城県	下妻市	下栗野方台遺跡	第1号土坑遺構	台地平坦部	木棺墓の可能性	10c初	土師器環2-黒色土器碗3-同皿1-須恵器水瓶1	350
神奈川県	横浜市	藪根不動原遺跡	138号土壇	集落周辺の台地平坦部	地下式坑	10c初	須恵器環4-同水瓶1-小刀1	351
三重県	松阪市	上ノ広遺跡	木棺墓	微高地	木炭充填土坑	10c初	土師器皿1-須恵器小型壺1-小刀1	352

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

定型的供膳具を埋納する古代墓-2

所在地		遺 跡	遺 構	立 地	墓 塚 構 造	時 期	遺 物 等	文 献
府 県	市 町 村							
奈良県	宇陀市	能峠遺跡 南山地区	1号墳 平安前期 木棺墓	古墳茨道内	木棺墓	10c初	棺上 / 緑釉陶器器碗 1- 土師器碗 2- 同皿 1 棺内 / 土師器碗 1- 同環 1	353
群馬県	前橋市	山王廃寺跡		台地平坦部	不明	10c 前半	緑釉陶器碗 3- 同皿 4- 銅碗 1- 土師器碗 2- 同皿 2- 緑釉陶器水瓶 1	354
群馬県	前橋市	清里長久保遺跡 13区	1号墓塚	台地平坦部	不明	10c 前半	緑釉陶器碗 1- 同皿 1- 黒色土器碗 1- 灰釉陶器 耳皿 1	355
埼玉県	美里町	向田遺跡	1号 土坑墓	微高地		10c 前半	灰釉陶器碗 1- 土師器碗 1- 同小型短頸壺 1- 釘 多数	356
奈良県	天理市	西山1号墳	I号墓	古墳墳丘裾野	木棺墓	10c 前半	土師器皿 8- 黒色土器A類碗 1- 黒色土器鉢 (大 碗) 1- 須恵器小型壺 1- 灰釉陶器小型壺 1	357
奈良県	天理市	西山1号墳	II号墓	古墳墳丘裾野	木棺墓	10c 前半	土師器皿 2- 黒色土器A類碗 2- 灰釉陶器小型 壺 2	
大阪府	松原市	立部3丁目所在 遺跡	木棺墓 1	古墳群内	木棺墓	10c 前半?	土師器碗 3- 同皿 1- 須恵器小型壺 1	358
島根県	安来市	黒生門谷II遺跡	SX01	丘陵斜面	木棺墓	10c中	緑釉陶器碗 1- 土師器碗 3- 同鉢 1	359
京都府	京都市	上久世遺跡	SK14	先行形態	木棺墓	10c 後半	土師器小皿 2- 同大皿 1- 須恵器小型壺 1- 緑釉 陶器碗 1	324
京都府	京都市	鳥羽離宮跡 第102次	木棺墓	状況不明	木棺墓	10c 後半	土師器皿- 須恵器小型壺- 黒色土器A・B類碗 などを、棺上と棺内に各々置く。	360
京都府	長岡京市	長岡京跡右京 第339次	SX14	勝龍寺推定地 先行形態?	木棺墓	10c 後半	黒色土器A類碗 1- 土師器皿 3- 須恵器小型壺 1	325
群馬県	高崎市	国分境遺跡A区	地下式坑	集落内	側壁扶込土坑 木棺墓	10c 後半	須恵器環 5- 灰釉陶器水瓶 1	361
群馬県	高崎市	舞台II遺跡	SK10	台地平坦部		10c 後半	灰釉陶器碗大小各 1- 同皿 1- 緑釉陶器耳皿 1- 灰釉陶器水瓶 1 (広口)	362
群馬県	前橋市・ 高崎市	上野国分僧寺・ 尼寺中間地域 G区	第7号土 塚墓	扇状地上の集落	木炭敷土塚墓	10c 後半	灰釉陶器碗 1- 須恵器環 2- 灰釉陶器小型壺 1	363
長野県	塩尻市	吉田川西遺跡	SK128	集落内	木棺墓	10c 後半	棺外-北 / 緑釉陶器碗 2- 同皿 4- 土師器環 3 棺外-南 / 土師器環 12 棺外-西壁 / 土師器 環 2 棺内 / 漆器-折敷-八稜鏡	364
滋賀県	東近江市	法堂寺遺跡	SK04	先行形態	木棺墓	10c 後半	黒色土器A類碗 1- 土師器環 2- 灰釉陶器小型 壺 1	329
大阪府	能勢町	野間遺跡3区	墓?	9世紀の建物群周 辺	墓塚不明	10c 後半	黒色土器A類碗 2- 須恵器小型壺 1- 小刀 2	365
大阪府	豊中市	新免遺跡 第11次	土坑 13	先行形態?	土塚墓	10c 後半	黒色土器A類碗 1- 土師器皿 3- 灰釉陶器小型 壺 1	326
福岡県	春日市	門田遺跡 門田地区	木棺墓	不明	木棺	10c 後半	棺外木製容器 / 土師器壺 1- 同碗 6- 同皿 6 棺 内 / 土師器碗 1- 八稜鏡 1- 紡錘車 1- 刀子 1	366
兵庫県	神戸市	鹿の子遺跡	木棺墓	丘陵斜面	木棺墓 (2段土坑)	10c	須恵器碗 1- 同環 1- 同小型壺 1	367
兵庫県	朝来市	葉師前遺跡 B地区	墓 1	先行形態	木棺墓?	10c	土師器大皿 1- 須恵器小型壺 1	328
福島県	新地町	北原遺跡	26号土坑	丘陵東端 (集落近郊)		11c 前半	土師器碗 2- 同環 1- 同短頸壺 1- 小刀 1- 紡錘車 1	368
京都府	京都市	平安京右京三条 三坊十町地区	SX46	平安京右京	木棺墓	11c 前半	棺上 / 土師器皿 2 棺内 / 黒色土器B類碗 2- 須恵器小型壺 1- 鏡 1- 化粧箱 (道具一式)	369
奈良県	桜井市	忍阪遺跡第4次	木棺墓	古墳群周辺	木棺墓	11c 前半	土師器皿 2- 須恵器小型壺 1- 化粧箱 (櫛 1・八 稜鏡 1) - 紡錘車 1	370
岡山県	赤磐市	岩田古墳群	第17土 塚墓	舌状丘陵南斜面	土塚墓	11c	土師器環 1- 須恵器小型壺 1- 瑞花八稜鏡	371
群馬県	高崎市	鳥羽遺跡	C17号墓	丘陵東端			黒色土器A類碗 1- 須恵器環 1- 無頸壺 1- 灰釉 陶器水瓶 1	372
福岡県	那珂川町	安徳地区区画整 理事業地内 第3地点	土塚墓	丘陵平坦面			土師器碗 1- 須恵器小型壺 1	373

表文献

1. 神戸市教育委員会『第3章 6丁目北地区の調査』『御蔵遺跡 第4・6・14・32次調査発掘調査報告書』
2001年
2. 岡山県教育委員会『立田遺跡2 高松原古才遺跡2 加茂政所遺跡2 津寺遺跡6』1999年
3. 加東郡教育委員会『家原・堂ノ元遺跡』1988年
4. 佐賀市教育委員会『増田遺跡群V-7区の調査-』2001年
5. 三重県埋蔵文化財センター『天花寺丘陵内遺跡群発掘調査報告Ⅲ-1 天花寺城跡・小谷赤坂遺跡・小谷古墳群
(第4次)～中世以前編～』2005年
6. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
7. 福岡県教育委員会『一般国道10号線 椎田道路関係埋蔵文化財調査報告書 第9集 徳永川ノ上遺跡』1997年
8. 大分県教育委員会『中津バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書(Ⅰ)』1988年
9. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『茶屋原遺跡』1980年
10. 福岡県教育委員会『椎田バイパス関係埋蔵文化財調査報告書 -5-』1991年
11. 神戸市教育委員会『長田神社境内遺跡発掘調査概報』1990年
12. 福岡市教育委員会『箱崎13』2002年
13. (財)和歌山県文化財センター『西庄遺跡』2003年
14. 福岡市教育委員会『箱崎21』2004年
15. (財)和歌山県文化財センター『西庄遺跡』2003年
16. 志免町教育委員会『松ヶ上遺跡』1996年
17. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『愛宕遺跡』1985年
18. 岡山県文化財保護協会『高塚遺跡 三手遺跡2』第3分冊 2000年
19. 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告-45-上巻 志波桑ノ本遺跡』1997年
20. 泉佐野市教育委員会『平成5年度 泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要』1993年
21. 岡山県教育委員会『津寺遺跡5』1998年
22. (財)和歌山県文化財センター『西庄遺跡』2003年
23. 福岡県教育委員会『椎田バイパス関係埋蔵文化財調査報告書-7-下巻 山崎遺跡Ⅱ 尾久保屋敷遺跡
日奈古・寺尾遺跡』1992年
24. 泉佐野市教育委員会『若宮・上町東遺跡-南海本線(泉佐野市)連続立体交差事業に伴う発掘調査』2001年
25. 岡山県教育委員会『久田堀ノ内遺跡』2005年
26. 竹野町教育委員会『森脇B遺跡』2003年
27. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『祇園町遺跡3 第3地点』1996年
28. 大分県教育委員会『中津バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書(Ⅰ)』1988年
29. 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告-56-畑田遺跡の調査』1999年
30. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『金丸遺跡2』1998年
31. 埋蔵文化財天理教調査団・天理大学附属天理参考館分室『布留遺跡守目堂(ツルクビ)地区・守目堂(鐘子山)
地区発掘調査報告書』1999年
32. 斎宮歴史博物館『史跡 斎宮跡 平成3年度発掘調査概報』1992年
33. 岡山県教育委員会『夏栗遺跡』2005年
34. 長岡京市『長岡京市史 資料編1』1991年
35. 兵庫県文化財協会『宝林寺北遺跡』1987年
36. 福岡県教育委員会『鏡原遺跡』『今宿バイパス関係埋蔵文化財調査報告 第2集』1971年
37. 中世墓資料集成研究会『中世墓資料集成-中部・東海編-』2005年
三重県埋蔵文化財センター『近畿自動車道(勢和～伊勢)埋蔵文化財発掘調査報告-第6分冊-
蚊山遺跡左郡地区』1993年
38. 福岡県教育委員会『町口遺跡・西森田遺跡』1996年
39. 佐賀市教育委員会『徳永遺跡群XIV 徳永遺跡15・18区』2004年
40. 佐賀市教育委員会『徳永遺跡4・5・6区』2000年

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

41. 宮崎県教育委員会『宮崎学園都市埋蔵文化財発掘調査概報Ⅱ』1982年
『宮崎学園都市遺跡発掘調査報告書 第4集』1988年
42. 岡山県文化財保護協会『高塚遺跡 三手遺跡2』第3分冊 2000年
43. 中町教育委員会『牧野・町西遺跡 思い出遺跡群Ⅲ』2001年
44. (財)大阪文化財センター『日置荘遺跡(その3)』1988年
45. 府管上津島南住宅遺跡調査団ほか『上津島南遺跡』2012年
46. 福岡市教育委員会『室見が丘』1999年
47. 太宰府市教育委員会『馬場遺跡』1999年
48. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター「木津川河床遺跡第13次発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報 第99冊』
2001年
49. 府中市教育委員会『坊迫遺跡群』2001年
50. 岡山県教育委員会『加茂政所遺跡 高松原古才遺跡 立田遺跡』第2分冊 1998年
51. (財)東大阪市文化財協会『鬼塚遺跡発掘調査報告集—第10, 16, 19次調査—』2002年
52. 未報告(筆者調査担当)
53. 兵庫県教育委員会『加都遺跡Ⅰ』2005年
54. 橋田正徳「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」(豊中市教育委員会『春日大社南郷日
代 今西氏屋敷』2005年)
55. 兵庫県教育委員会『三田市川除・藤ノ木遺跡』1992年
56. (財)大阪文化財センター『佐堂遺跡(その1)』1984年
57. 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅱ 八坂中遺跡』2003年
58. 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅰ 八坂本庄遺跡 八坂久保田遺跡 総説』2003年
59. (財)京都市埋蔵文化財研究所『昭和59年度 京都市埋蔵文化財調査概要』1987年
60. 兵庫県教育委員会『多利遺跡群発掘調査報告』1987年
61. 岡山県教育委員会『前川河川改修工事に伴う発掘調査 窪木薬師遺跡』1993年
62. (財)滋賀県文化財保護協会『宮前遺跡』2004年
63. 中世墓資料集成研究会『中世墓資料集成—中国編—』2005年
64. 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—56—畑田遺跡の調査』1999年
65. 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(Ⅱ)』1989年
66. 兵庫県教育委員会『板井寺ヶ谷遺跡 近畿自動車道舞鶴線関係埋蔵文化財調査報告書XIV—2』1998年
67. 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅰ 総説 八坂久保田遺跡 八坂本庄遺跡』2003年
68. 橋田正徳「摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世的集落の動態」(豊中市教育委員会『春日大社南郷日
代 今西氏屋敷』2005年)
69. 竹野町教育委員会『見蔵岡遺跡』1996年
70. 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅱ 八坂中遺跡』2003年
71. 志免町教育委員会『松ヶ上遺跡』1996年
72. 福岡市教育委員会『博多14—博多遺跡群第39次調査概報—』1990年
73. 荒川隆史「阿賀野市大坪遺跡の調査」『第3回 中世考古学のための日本中世・近世初期文献研究会 資料集』
2005年
74. 兵庫県教育委員会『三田市川除・藤ノ木遺跡』1992年
75. 神戸市教育委員会「二葉町6丁目地区の調査」『二葉町遺跡発掘調査報告書 第3・5・7・8・9・12次調査』
2001年
76. 兵庫県教育委員会『宿原寺ノ下遺跡発掘調査報告書』2004年
77. 兵庫県教育委員会『国領遺跡(Ⅱ)(川畑・蓮町Ⅲ地区の調査)』1993年
78. (財)京都市埋蔵文化財研究所『昭和61年度 京都市埋蔵文化財調査概要』1989年
79. 熊本県教育委員会『二本木前遺跡』1998年
80. 岡山県教育委員会『樋本遺跡』1987年
81. 直方市教育委員会『帯田遺跡』1992年
82. 津屋崎町教育委員会『練原遺跡』1999年
83. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『紅梅(A)遺跡』1980年

84. (財) 北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『高野遺跡』1997年
85. 兵庫県教育委員会『加都遺跡Ⅰ』2005年
86. 兵庫県教育委員会『対中』1988年
87. 竹野町教育委員会『見蔵岡遺跡』1996年
88. 兵庫県教育委員会『国領遺跡(Ⅱ)(川畑・蓮町Ⅲ地区の調査)』1993年
89. 兵庫県教育委員会『葉師前遺跡発掘調査報告書』2002年
90. (財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報 第37冊 国道178号バイパス関連遺跡発掘調査概要』1990年
91. 神戸市教育委員会『昭和59年度神戸市埋蔵文化財年報』1987年
92. 岡山県教育委員会『南溝手遺跡2』1996年
93. (財) 大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
94. 兵庫県教育委員会『宝林寺北遺跡Ⅱ』2002年
95. 佐賀市教育委員会『森田遺跡Ⅱ』2000年
96. 岡山県教育委員会『河内構遺跡 河内城跡 河内遺跡 ナル林遺跡 久田上原城跡 北条高下遺跡 峪畑遺跡 岡遺跡 比丘尼ヶ城跡 城峪城跡 札ノ尾遺跡』2003年
97. 国東町教育委員会『原遺跡七郎丸Ⅰ地区・口寺田遺跡』1999年
98. 豊後高田市教育委員会『嶺崎地区遺跡発掘調査報告書 池部・横嶺条里遺跡 戸原台遺跡 上屋敷遺跡 長野遺跡 池部・横嶺条里遺跡官田地区 池部・横嶺条里遺跡田中地区』2002年
99. 日田市教育委員会『大肥中村遺跡—発掘調査概報—』2003年
100. 神戸市教育委員会『平成元年度 神戸市埋蔵文化財年報』1992年
『昭和63年度 神戸市埋蔵文化財年報』1994年
101. 香川県埋蔵文化財研究会『空港跡地遺跡Ⅳ』2000年
102. (財) 京都市埋蔵文化財研究所『平成8年度 京都市埋蔵文化財調査概要』1998年
103. 三重県埋蔵文化財センター『北堀池遺跡発掘調査報告 第二分冊』1992年
104. 神戸市教育委員会『二葉町6丁目地区の調査』『二葉町遺跡発掘調査報告書 第3・5・7・8・9・12次調査』2001年
105. 三重県埋蔵文化財センター『六大A遺跡発掘調査報告』2002年
106. 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(Ⅱ)』1989年
107. 小矢部市教育委員会『白谷岡ノ城北遺跡発掘調査概要』1992年
108. 山口市教育委員会『下糸根遺跡』2000年
109. 神戸市教育委員会『昭和59年度 神戸市埋蔵文化財年報』1987年
110. 岡山県教育委員会『百間川当麻遺跡2』1984年
111. 岡山県教育委員会『窪木遺跡1』1997年
112. 兵庫県教育委員会『国領遺跡(Ⅱ)(川畑・蓮町Ⅲ地区の調査)』1993年
113. 竹野町教育委員会『見蔵岡遺跡』1996年
114. 福知山市教育委員会『福知山市文化財調査報告書 第42集 I. 妙見古墳群 II. 正明寺・篠尾地区 III. 岡ノ遺跡』2002年
115. 兵庫県教育委員会『北口町遺跡』2002年
116. 香川県教育委員会『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第八冊』1990年
117. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
118. 山口県埋蔵文化財センター『岡田・江良遺跡』1998年
119. 下関市教育委員会『御堂遺跡』1991年
120. 岡山県教育委員会『夏栗遺跡』2005年
121. 三重県埋蔵文化財センター『近畿自動車道(勢和～伊勢)埋蔵文化財発掘調査報告—第6分冊—蚊山遺跡左郡地区』1993年
122. 三重県埋蔵文化財センター『近畿自動車道(勢和～伊勢)埋蔵文化財発掘調査報告—第3分冊—楠ノ木遺跡』1991年
123. 国東町教育委員会『原遺跡七郎丸Ⅰ地区・口寺田遺跡』1999年
124. 日田市教育委員会『大肥中村遺跡—発掘調査概報—』2003年

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

125. 国東町教育委員会『六田遺跡・前田遺跡・秋国遺跡・外園遺跡』1994年
126. 岡山県教育委員会『樋本遺跡』1987年
127. 大分県教育委員会『日田市高瀬遺跡群の調査2 手崎遺跡 大部遺跡』1998年
128. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『葛原(A)・(B)遺跡』1984年
129. 岡山県教育委員会『加茂政所遺跡 高松原古才遺跡 立田遺跡』第2分冊1998年
130. 岡山県教育委員会『樋本遺跡』1987年
131. 岡山県教育委員会『加茂政所遺跡 高松原古才遺跡 立田遺跡』第2分冊1998年
132. 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群年』2004年
133. 岡垣町教育委員会『大坪遺跡』1983年
134. 岡山県教育委員会『新邸遺跡・溝ノ郷遺跡・仏生田遺跡・掛無堂遺跡・川入遺跡・中撫川遺跡』2004年
135. (財)大阪府文化財センター『高宮遺跡(遺構編)』2004年
136. 国東町教育委員会『六田遺跡・前田遺跡・秋国遺跡・外園遺跡』1994年
137. 大分県教育委員会『小迫辻原遺跡I-A・B・C・D区編-』1999年
138. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『葛原(A)・(B)遺跡』1984年
139. 竹野町教育委員会『見蔵岡遺跡』1996年
140. 岡山県教育委員会『山陽自動車道建設に伴う発掘調査12 津寺遺跡3』1996
141. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『葛原(A)・(B)遺跡』1984年
142. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『中縄手遺跡(1~3区)』1996年
143. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『佐山遺跡』2003年
144. (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
145. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
146. (財)松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター『辻町遺跡-第2次調査-』1995年
147. 三重県埋蔵文化財センター『近畿自動車道(勢和~伊勢)埋蔵文化財発掘調査報告-第6分冊-蚊山遺跡左部地区』1993年
148. 三重県埋蔵文化財センター『北堀池遺跡発掘調査報告 第二分冊』1992年
149. 三重県埋蔵文化財センター『里前遺跡(第2次)発掘調査報告』2005年
150. 河内長野市教育委員会『大日寺遺跡』2001年
151. (財)大阪府文化財センター『西浦橋遺跡・菱木下遺跡・万崎池遺跡・太平寺遺跡』1984年
152. 橘田正徳『摂津国豊島郡垂水西牧榎坂郷西部における中世の集落の動態(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西氏屋敷』2005年)
153. 国東町教育委員会『六田遺跡・前田遺跡・秋国遺跡・外園遺跡』1994年
154. 篠栗町教育委員会『若杉肥前谷遺跡』1999年
155. 宗像市教育委員会『富地原森』1995年
156. 津屋崎町教育委員会『練原遺跡』1999年
157. 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(II)』1989年
158. 神戸市教育委員会『平成10年度 神戸市埋蔵文化財年報』2001年
159. 岡山県教育委員会『百間川当麻遺跡2』1984年
160. 岡山県教育委員会『窪木薬師遺跡』1993年
161. 下関市郷土の文化財を守る会『秋根遺跡』1977年
162. 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告-55-朝倉郡朝倉町所在長島遺跡の調査II』1992年
163. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『徳力遺跡(上)』1991年
164. 兵庫県教育委員会『加都遺跡I』2005年
165. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター「2. 椋ノ木遺跡平成9年度発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報 第85冊-2』1998年
166. 三重県埋蔵文化財センター『里前遺跡(第2次)発掘調査報告』2005年
167. (財)愛知県埋蔵文化財センター『松河戸遺跡』1994年
168. 岡山大学埋蔵文化財調査研究センター『鹿田遺跡3-第5次調査-』1993年
169. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『佐山遺跡』2003年

170. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
171. 仙台市教育委員会『仙台市王ノ壇遺跡』2000年
172. 三重県埋蔵文化財センター『里前遺跡（第2次）発掘調査報告』2005年
173. 豊浦町教育委員会『高野遺跡（南地区）』1999年
174. 三日子遺跡調査団『三日子遺跡発掘調査報告書（II）』1988年
175. 大阪府教育委員会『津堂遺跡 86 - 1 区の調査』1987年
176. (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
177. 国東町教育委員会『原遺跡七郎丸 I 地区・口寺田遺跡』1999年
178. 豊後高田市教育委員会『佐野地区遺跡発掘調査報告書 カワラガマ遺跡 上殿遺跡 A・B 地区 高山田遺跡 西田古墳 西村遺跡 A・B 地区』2002年
179. 橿原市教育委員会『橿原市千塚資料館 常設展示解説』2002年
180. 苅田町教育委員会『富久遺跡調査報告書』1990年
181. 志免町教育委員会『松ヶ上遺跡』1996年
182. 太宰府市教育委員会『太宰府条坊跡XI』1999年
183. 築城町教育委員会『小山田スルメ田遺跡』2003年
184. 筑後市教育委員会『高江遺跡』1991年
185. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『長野 A 遺跡 3 <Ⅲ・Ⅶ・Ⅷ（1号溝）区の調査>』1987年
186. 大開遺跡調査団・(株)埋文『大開』1998年
187. 神戸市教育委員会『平成10年度 神戸市埋蔵文化財年報』2001年
188. (財)東大阪市文化財協会『鬼塚遺跡第13次（遺構編）・22次発掘調査報告書』2002年
189. (財)山形県埋蔵文化財センター『上敷免遺跡発掘調査説明会資料』2005年
190. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
191. 兵庫県教育委員会『国領遺跡（II）（川畑・蓮町 III 地区の調査）』1993年
192. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター「2. 内里八丁遺跡第20次発掘調査概要」『京都府遺跡調査概要 第116冊』2005年
193. 神戸市教育委員会『平成3年度神戸市埋蔵文化財年報』1994年
194. (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
195. 兵庫県教育委員会『二郎宮ノ前遺跡発掘調査報告書』2001年
196. (財)東大阪市文化財協会『鬼塚遺跡第13次（遺構編）・22次発掘調査報告書』2002年
197. 神戸市教育委員会『日吉町2丁目地区の調査』『松野遺跡発掘調査報告書 第3～7次調査』2001年
198. 兵庫県教育委員会『国領遺跡（II）（川畑・蓮町 III 地区の調査）』1993年
199. 中町教育委員会『牧野・大日遺跡、牧野・町西遺跡 II』2004年
200. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
201. (財)大阪府文化財調査研究センター『余部遺跡発掘調査報告』1996年
202. 三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター『北堀池遺跡発掘調査報告 第二分冊』1992年
203. 三重県埋蔵文化財センター『嶋拔 II』2000年
204. 豊浦町教育委員会『高野遺跡（南地区）』1999年
205. 山口県埋蔵文化財センター『高野遺跡（北地区）』1999年
206. 蒲生町教育委員会『蒲生町文化財資料集 7 ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 I』1989年
207. (財)大阪府埋蔵文化財協会『高向遺跡』1989年
208. (財)東大阪市文化財協会『植附遺跡第5次発掘調査報告』『植附遺跡発掘調査報告集—第1・6・12・15次調査—』2002年
209. 大阪府教育委員会『余部遺跡（その1）発掘調査概要 II』1999年
210. (財)大阪府文化財センター『粟生間谷遺跡 古代・中世編』2003年
211. 豊後高田市教育委員会『小田原地区遺跡群発掘調査報告書（1）寺田今藤遺跡』1994年
212. 神戸市教育委員会『二葉町6丁目地区の調査』『二葉町遺跡発掘調査報告書 第3・5・7・8・9・12次調査』2001年
213. 兵庫県教育委員会『多利遺跡群発掘調査報告』1987年
214. 岡山県教育委員会『百間川原尾島遺跡 5』1996年

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

215. (財) 高知県文化財団埋蔵文化財センター『具同中山遺跡群』1994年
216. (財) 富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所『梅原胡麻堂遺跡発掘調査報告(遺構編)』1994年
217. 仙台市教育委員会『仙台市王ノ壇遺跡』2000年
218. 岡山県教育委員会『百間川原尾島遺跡5』1996年
219. 大和町教育委員会『小川遺跡-第3次調査-』1993年
220. (財) 東大阪市文化財協会『西ノ辻遺跡第12～15次調査概要報告』2001年
221. 龍野市教育委員会『福田天神遺跡』1982年
222. 大阪府教育委員会『総持寺遺跡発掘調査概要』1995年
『総持寺遺跡発掘調査概要・II』1997年
223. 国東町教育委員会『原遺跡七郎丸I地区・口寺田遺跡』1999年
224. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
225. 岡山県教育委員会『亀山遺跡 西光坊遺跡 沢寺遺跡 道口遺跡 唐津池北遺跡 上竹西の坊遺跡』1988年
226. 岡山県教育委員会『津寺遺跡4』1997年
227. 岩橋康子「島根県における中世墓の様相」『中世墓資料集成研究会 資料』2005年
228. (財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター「3. 棕ノ木遺跡」『京都府遺跡調査概報 第81冊』1998年
229. (財) 長岡京市埋蔵文化財センター『長岡京市埋蔵文化財調査報告書 第39集』2004年
230. 岡山市教育委員会『三手向原遺跡』2001年
231. (財) 鳥取県教育文化財団『鳥取県西伯郡名和町 茶畑六反田遺跡 押平弘法堂遺跡
鳥取県西伯郡 富岡播磨洞遺跡 安原溝尻遺跡』2002年
232. (財) 香川県埋蔵文化財調査センター『迹田石垣遺跡 迹田谷川下池遺跡 鹿庭遺跡』2002年
233. 香川県埋蔵文化財研究会『空港跡地遺跡IV』2000年
234. 山口県埋蔵文化財センター『岡田・江良遺跡』1998年
235. 大分県教育委員会『八坂の遺跡II 八坂中遺跡』2003年
236. 国東町教育委員会『原遺跡七郎丸I地区・口寺田遺跡』1999年
237. 大分県教育委員会『佐知遺跡』1989年
238. 直入町教育委員会『高島遺跡』1996年
239. 築城町教育委員会『小山田スルメ田遺跡』2003年
240. 福岡市教育委員会『戸原麦尾遺跡(II)』1989年
241. 福岡県教育委員会『上貫遺跡』1995年
242. (財) 北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『長野A遺跡3 <Ⅲ・Ⅶ・Ⅷ(1号溝)区の調査>』1987年
243. (財) 山口県教育財団『植島遺跡』1997年
244. 大分県教育委員会『八坂の遺跡II 八坂中遺跡』2003年
245. (財) 大阪文化財センター『日置荘遺跡』1995年
246. 岡山県教育委員会『樋本遺跡』1987年
247. 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群』2004年
248. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
249. 岡山市教育委員会『三手向原遺跡』2001年
250. 岡山県教育委員会『久田堀ノ内遺跡』2005年
251. 日田市教育委員会『大肥中村遺跡-発掘調査概報-』2003
252. 岡山県教育委員会『樋本遺跡』1987年
253. 岡山県教育委員会『津寺遺跡3』1996年
254. 岡山県教育委員会『新邸遺跡・溝ノ郷遺跡・仏生田遺跡・掛無堂遺跡・川入遺跡・中撫川遺跡』2004年
255. (財) 徳島県埋蔵文化財センター『徳島県埋蔵文化財センター調査報告書 第9集 四国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告9』1995年
256. 九州歴史博物館『太宰府史跡』1971年
257. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
258. 岡山県教育委員会『松尾古墳群・斎福古墳群・馬屋遺跡ほか』1995年
259. 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書-48-福岡県朝倉郡朝倉町所在
才田・東才田遺跡の調査』1998年

260. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
261. 大和町教育委員会『小川遺跡―第3次調査―』1993年
262. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『金丸遺跡2』1998年
263. (財)北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『金丸遺跡1』1997年
264. 下関市郷土の文化財を守る会『秋根遺跡』1977年
265. 神戸市教育委員会『平成5年度神戸市埋蔵文化財年報』1996年
『萩原城遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書―第1・3・5次―』2001年
266. 福岡市教育委員会『香椎B遺跡』2000年
267. 福岡県教育委員会『本郷流川遺跡』2001年
268. 津屋崎町教育委員会『練原遺跡』1999年
269. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
270. (財)香川県埋蔵文化財センター『(財)香川県埋蔵文化財調査センター年報 平成11年度』2000年
木下博之 藤好史郎「池下遺跡出土人骨について」(財)香川県埋蔵文化財センター『(財)香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要IX』2001年)
271. 福岡県教育委員会『上唐原了清遺跡I』1999年
272. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府遺跡調査概報 第37冊 国道178号バイパス関連遺跡発掘調査概要』1990年
273. 福岡県教育委員会『小柳遺跡』1993年
274. 豊浦町教育委員会『吉永遺跡(Ⅲ―西地区)』1999年
275. 北房町教育委員会『谷尻遺跡 赤茂地区』1986年
276. 三日市遺跡調査団『三日市遺跡発掘調査報告書(Ⅱ)』1988年
277. 龍野市教育委員会『福田天神遺跡』1982年
278. 大阪府教育委員会『総持寺遺跡発掘調査概要』1995年
『総持寺遺跡発掘調査概要・Ⅱ』1997年
279. (財)長岡京市埋蔵文化財センター「第I章 長岡京右京域の調査 右京第767次(7ANINC-16)調査概報」
『長岡京市埋蔵文化財センター年報 平成15年度』2005年
280. (財)東大阪市文化財協会「植附遺跡第1次発掘調査報告」『植附遺跡発掘調査報告集―第1・6・12・15次調査―』2002年
281. 山口県埋蔵文化財センター『高野遺跡(北地区)』1999年
282. 福岡市教育委員会『蒲田部木原遺跡群6―蒲田部木原遺跡群第6次調査報告―』1999年
283. 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群』2004年
284. 斎宮歴史博物館『史跡 斎宮跡 平成6年度発掘調査概報』1995年
285. (財)東大阪市文化財協会『西ノ辻遺跡第9次発掘調査報告』1996年
286. 神戸市教育委員会『昭和60年度神戸市埋蔵文化財年報』1988年
287. 岡山県教育委員会『夏栗遺跡』2005年
288. 岡山県教育委員会『高塚遺跡 三手遺跡2』第1分冊 2000年
289. 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群』2004年
290. 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅱ 八坂中遺跡』2003年
291. 岡山県教育委員会『岡谷大溝散布地 三須今溝遺跡 三須河原遺跡 三須畠田遺跡 井手見延遺跡 井手天原遺跡』2001年
292. 岡山県教育委員会『久田堀ノ内遺跡』2005年
293. 久住町教育委員会『光広遺跡(竿地区)』1998年
294. 岡山県教育委員会『津寺遺跡3』1996年
295. 大分県教育委員会『八坂の遺跡Ⅱ 八坂中遺跡』2003年
296. 大阪府教育委員会『余部遺跡(その2)発掘調査概要Ⅱ』1999年
297. 福岡県教育委員会『山崎遺跡Ⅱ 尾久保屋敷遺跡 日奈古・寺尾遺跡』1992年
298. 苅田町教育委員会『富久遺跡調査報告書』1990年
299. 岡山県教育委員会『津寺遺跡5』1998年
300. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年

第Ⅲ部 中世前期における墓制の推移

301. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
302. 豊後高田市教育委員会『佐野地区遺跡発掘調査報告書 カワラガマ遺跡 上殿遺跡A・B地区 高山田遺跡 西田古墳 西村遺跡A・B地区』2002年
303. 久住町教育委員会『市第I遺跡・石田遺跡』1996年
304. 泉佐野市教育委員会『檀波羅蜜寺 84-4区の調査』1987年
305. (財)大阪府文化財調査研究センター『総持寺遺跡』1998年
306. 河内長野市教育委員会『大日寺遺跡』2001年
307. 渋谷忠章「大分県における中世墳墓の様相」(大分県地方史研究会編『大分県地方史 大分県の中・近世墳墓特集』第137号 1990年)
佐藤良二郎「宇佐の中世墓」(大分県地方史研究会編『大分県地方史 大分県の中・近世墳墓特集』第137号 1990年)
佐藤浩司「豊前地域における中世墳墓の副葬品」(日本中世土器研究会編『中世土器研究論集—中世土器研究会20周年記念 論集—』2001年)
308. 福岡県教育委員会『砥上上林遺跡』1993年
309. 福岡県教育委員会『上唐原了清遺跡I』1999年
310. 福岡市教育委員会『箱崎17-箱崎遺跡第22次調査報告(1)-』2004年
311. 福岡県教育委員会『上別府沖代遺跡・上別府園田遺跡』2000年
312. 岡山県教育委員会『夏栗遺跡』2005年
313. 三重県埋蔵文化財センター『近畿自動車道(勢和~伊勢)埋蔵文化財発掘調査報告—第3分冊—楠ノ木遺跡』1991年
314. 三重県埋蔵文化財センター『近畿自動車道(勢和~伊勢)埋蔵文化財発掘調査報告—第6分冊—蚊山遺跡左部地区』1993年
315. (財)東大阪市文化財協会『神並遺跡第4次、西ノ辻遺跡第10・16次発掘調査報告書(遺構編)』2002年
『西ノ辻遺跡第10次発掘調査報告書(遺物編)』2002年
316. 岡山県教育委員会『三手遺跡 津寺遺跡』1994年
317. 福岡県教育委員会『高江原口遺跡』1993年
318. 久留米市教育委員会『大善寺北部地区遺跡群V』1996年
319. 兵庫県教育委員会『国領遺跡発掘調査報告書(蓮町・井森杉・石風呂地区の調査)』1991年
320. 岡山県教育委員会『久田堀ノ内遺跡』2005年
321. 岡山県教育委員会『久田原遺跡 久田原古墳群』2004年
322. 北房町教育委員会『谷尻遺跡 赤茂地区』1986年
323. 福岡県教育委員会『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告—56—朝倉郡杷木町所在 畑田遺跡の調査』1999年
324. (財)京都市埋蔵文化財研究所『昭和62年度 京都市埋蔵文化財調査概要』1991年
325. 長岡京市『長岡京市史 資料編一』1991年
326. 豊中市教育委員会『新免遺跡第11次発掘調査報告書』1987年
327. 大阪府教育委員会『東郷地区遺跡群発掘調査概要・Ⅲ 府営圃場整備事業に伴う野間遺跡・巻場遺跡・大門遺跡の調査』1995年
328. 兵庫県教育委員会『薬師前遺跡発掘調査報告書』2002年
329. 能登川町教育委員会『法堂寺遺跡』1990年
330. 防府市教育委員会『周防国府跡第88・91次発掘調査概要』1996年
331. 山口県埋蔵文化財センター『東禅寺・黒山遺跡V』2000年
332. (財)大阪府埋蔵文化財協会『三田遺跡』1987年
333. (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター「(1)河原尻遺跡」『京都府遺跡調査概要 第114冊』2005年
334. 久留米市教育委員会『筑後国府跡 平成4年度 発掘調査概要』1996年
335. 野洲町教育委員会・野洲町埋蔵文化財調査会『安城寺遺跡II』1987年
336. 奈良県橿原市千塚資料館『かしの歴史をさぐる10—平成13年度埋蔵文化財発掘調査成果展』2003年
337. 渋川市教育委員会「八木原元宿南遺跡」『市内遺跡Ⅷ』1995年
338. 更埴市教育委員会『五輪堂遺跡II』1982年

339. 松本市教育委員会『薄町・石上・鎌田遺跡』1991年
 340. 飯山市教育委員会『小佐原遺跡・関沢遺跡』1983年
 341. (財)京都市埋蔵文化財研究所『上ノ段町遺跡』2003年
 342. 松原市教育委員会『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』1990年
 343. 福岡市教育委員会『博多48一博多遺跡群第62次調査の概要』1995年
 344. 福岡県教育委員会「福岡県筑紫野市所在剣塚遺跡群の調査」『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告XXIV』
 1978年
 345. 奈良県立橿原考古学研究所『能峠遺跡群I(南山編)』1986年
 346. 奈良県立橿原考古学研究所『葛城・石光山古墳群』1976年
 347. 佐賀市教育委員会『西千布遺跡-2~7区-友貞遺跡-7・12区-』1997年
 348. 茨城県教育財団『鹿の子C遺跡-遺構・遺物編-』1983年
 349. 石岡市教育委員会『鹿の子遺跡調査報告書(第1次)』1985年
 350. 千代川村教育委員会『下栗野方台遺跡』1993年
 351. 横浜市埋蔵文化財調査委員会『藪根不動原遺跡発掘調査報告書』1981年
 352. 三重県教育委員会「上ノ広(森下池西方)遺跡」『近畿自動車道(久居~勢和)埋蔵文化財発掘調査報告
 第1分冊1』1989年
 353. 橿原考古学研究所『能峠遺跡群I(南山編)』1986年
 354. 梅沢重昭「緑釉水瓶とその供伴遺物」(群馬県立博物館『群馬県博物館報』第6号 1964年)
 355. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『清里長久保遺跡』1986年
 356. (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団『向田・権現塚・村後』1984年
 357. 埋蔵文化財天理教調査団『奈良県天理市 岩屋町西山・ライハナ地区の調査 杣之内町元山口方地区の調査』
 1992年
 358. 松原市教育委員会『立部3丁目所在遺跡発掘調査現地説明会資料』1990年
 359. 島根県教育委員会『門生黒谷I遺跡・門生黒谷II遺跡・門生黒谷III遺跡』1998年
 360. (財)京都市埋蔵文化財研究所『昭和59年度 京都市埋蔵文化財調査概要』1987年
 361. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『国分境遺跡』1990年
 362. 高崎教育委員会『舞台(II)・清水(II)遺跡』1984年
 363. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『上野国分僧寺・尼寺中間地帯』1987年
 364. (財)長野県埋蔵文化財センター『吉田川西遺跡』1989年
 365. 大阪府教育委員会『東郷地区遺跡群発掘調査概要・III 府営圃場整備事業に伴う野間遺跡・巻場遺跡・
 大門遺跡の調査』1995年
 366. 福岡県教育委員会『山陽新幹線関係埋蔵文化財調査報告 第3集』1977年
 367. 神戸市教育委員会『昭和57年度 神戸市埋蔵文化財年報』1985年
 368. (財)福島県文化センター『国道113号バイパス遺跡調査報告II』1986年
 369. (財)京都市埋蔵文化財研究所『京都市埋蔵文化財研究所調査報告 第10冊 平安京右京三条三坊』1990年
 370. 桜井市立埋蔵文化財センター『桜井市平成16年度国庫補助による発掘調査報告書』2005年
 371. 山陽町教育委員会『岩田古墳群』1976年
 372. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『鳥羽遺跡 L.M.N.O区』1986年
 『鳥羽遺跡 G.H.I区』1990年
 『鳥羽遺跡 A.B.C.D.E.F区』1992年
 373. 那珂川町教育委員会『安徳・道善・片縄地区区画整理事業地内埋蔵文化財調査概報』1979年

第Ⅳ部

垂水西牧における中世的集落の動態

第1章 摂津国垂水西牧榎坂郷の立荘と中世的集落の形成

はじめに

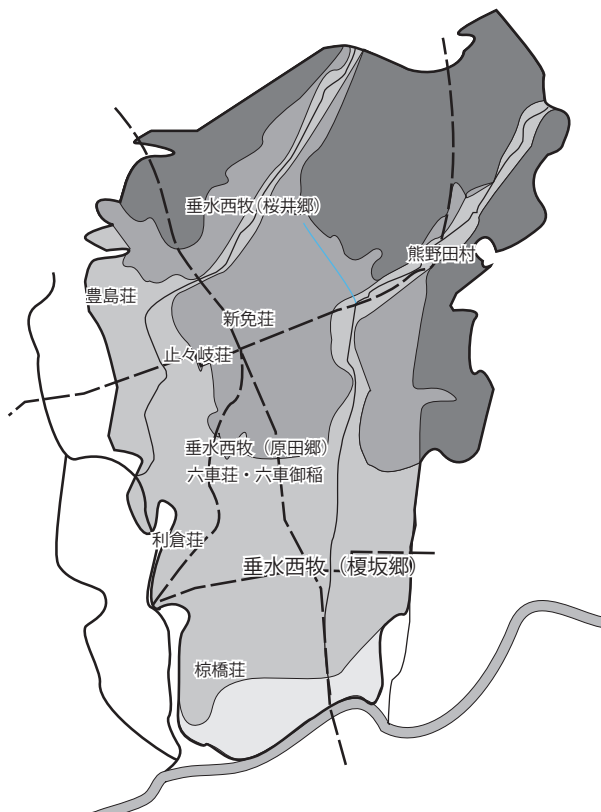
畿内における中世的集落が11世紀後半に形成することは、これまでの発掘調査において十分に実証されている。その一方で、この時期には中世に継続する荘園が、史料に現れることも知られているが、そうした荘園が集中するのは畿内である。これらの現象に因果関係があることは、すでに指摘したとおりである⁽¹⁾。しかし、11世紀に初見する領域型荘園のうち、その後の展開が史料の上で継続的に追跡でき、しかもその荘域における中世的集落の様相が十分に把握されている事例は、非常に少ない。そうした数少ない事例の1つに、垂水西牧榎坂郷が挙げられる。ここでは、前論でも取り上げた垂水西牧榎坂郷西部域における中世的集落の様相を、形成前夜の状況から詳細に検討する。その上で、11世紀後半の画期が、領域型荘園の立荘と深く関連することを明らかにする。

1. 垂水西牧榎坂郷について

垂水西牧榎坂郷とは、豊中市・吹田市南部のいわゆる北大阪平野一帯に位置する領域型荘園である。荘域の一部は段丘上にも広がるが、大部分は沖積地上に展開する。昭和45年（1970）頃から、民間の建築工事などに伴う発掘調査が継続的に行われるようになった結果、榎坂郷を構成する中世的集落に関する多くの発掘調査成果が蓄積された。

一方、文献史学では『今西家文書』⁽²⁾の分析を中心に、荘園の構造・実態に関する研究が進められた⁽³⁾。そこで、まず文献史学によって明らかにされた垂水西牧榎坂郷の変遷、支配関係、領域等の概要について紹介する⁽⁴⁾。

垂水西牧榎坂郷は主に摂関家（後に春日社）の荘園とされるが、それ以外に東寺・雲林院・清住寺・垂水社・桜塚神（牛頭天王社）・総持寺・三条院などの所領も含まれる。これらの中にはまとまった領域を形成するものもあるが、史料からは雲林院・清住寺・垂水社の状況が若干知られる程度で、摂関家（春日社）領以外の実態を把握することは困難である。



第161図 豊中市内主要荘園分布図

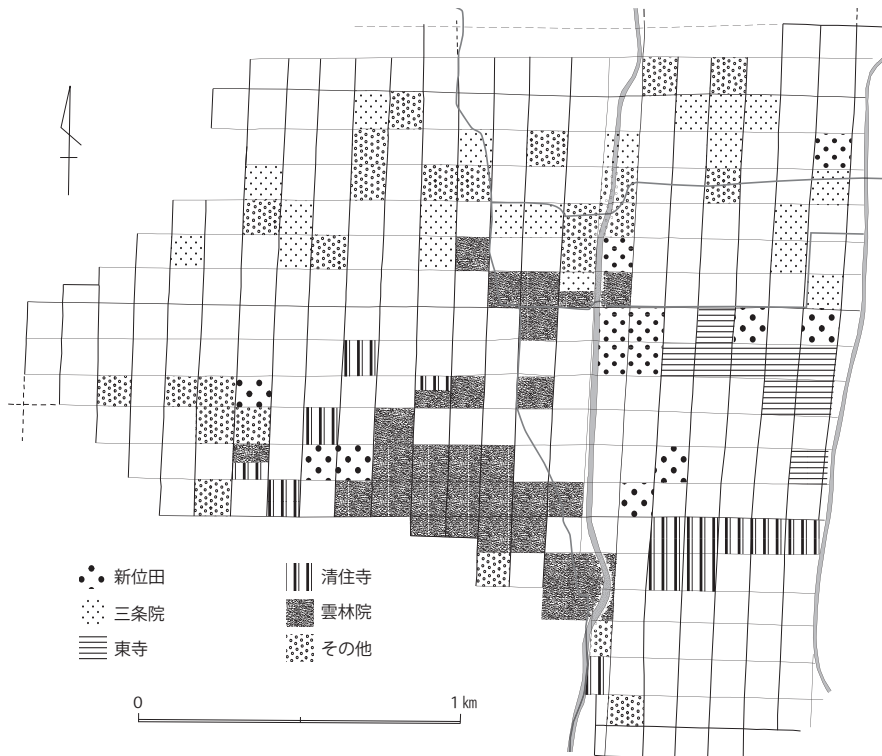
よって、ここで述べる垂水西牧榎坂郷とは、摂関家（春日社）領が中心になることを了承していただきたい。

(1) 変遷

垂水西牧は、康平5年(1062)に藤原頼通の荘園として史料に初見する⁽⁵⁾。その後、寿永2年(1183)6月8日に藤原氏の氏長者である近衛基通から春日社へ領家職が寄進され、実質的に春日社領となる⁽⁶⁾。室町前期になると、興福寺学侶が北郷の牧務権を掌握するなど、次第に荘園の経営に干渉するようになり、垂水西牧に対する春日社の支配力は低下するという。また、15世紀中頃からは池田氏などの国人たちが荘内の名田を保有することで間接的に侵出しはじめ、荘園支配は後退の一途をたどったとされる。そして、山崎の合戦で明智光秀方に目代の今西氏が加担したことで、豊臣秀吉による検地が天正13年(1585)に行なわる。これによって、「南郷内春日領」は295石5斗に確定され⁽⁴⁾、春日社領垂水西牧は廃止される。なお、天正13年(1585)の「南郷目代御神供運上状」(『今西家文書』)⁽²⁾には、最後の年貢上納について記されている。

(2) 領域と支配関係

垂水西牧は、榎坂郷（吹田市垂水・榎坂・豊中市小曾根・穂積・服部）・六車郷（豊中市原田など）・



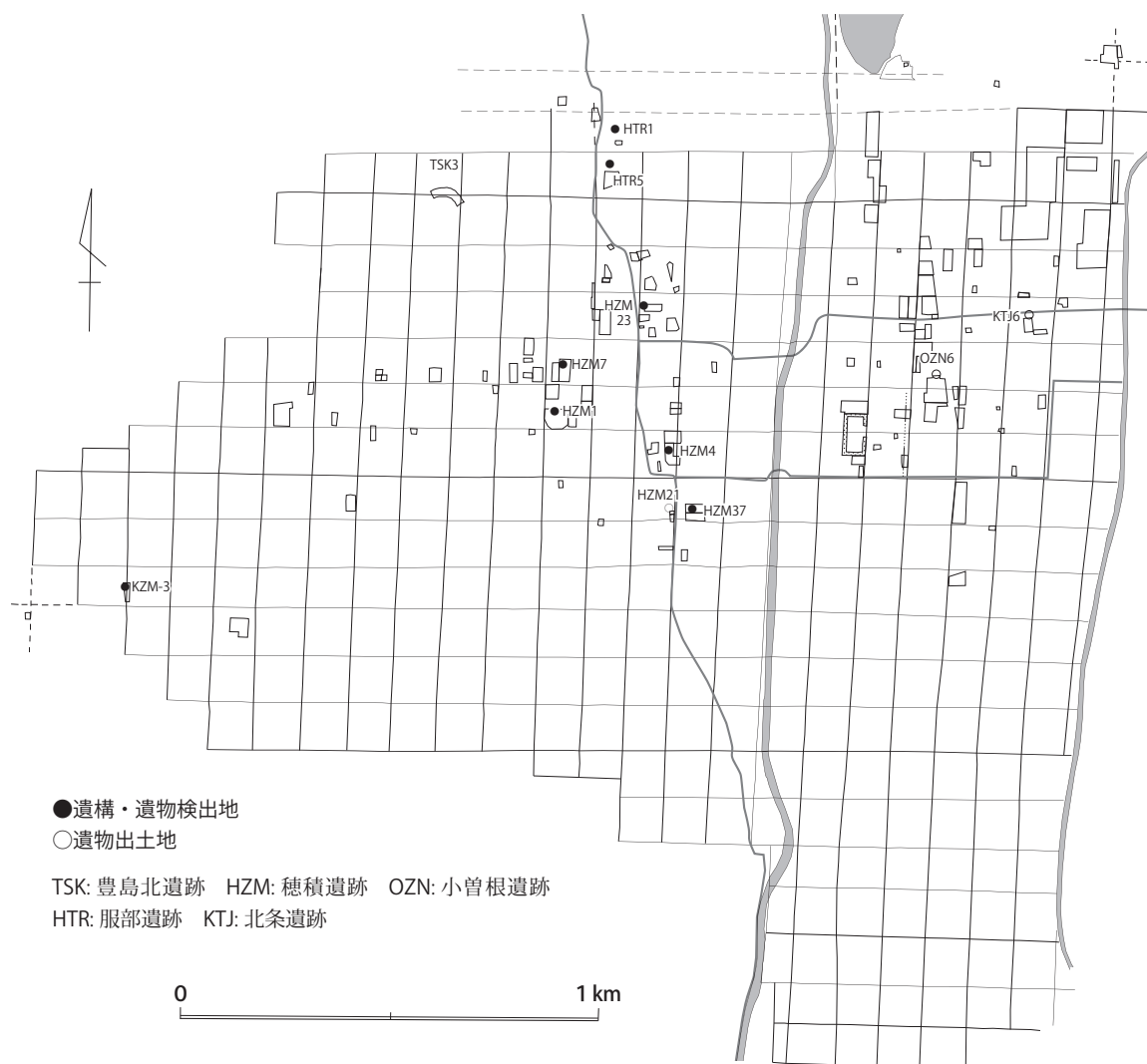
第162図 文治5年前後における垂水西牧榎坂郷西部の領有状況

アミ掛けた坪は、春日社以外の荘園領主の領有権が及ぶ耕地の存在を示しただけで、領有する耕地の規模を反映させたものではない。なお、榎坂郷全体の領有状況については、後に述べる高田美が精緻な検討を行っている。

萱野郷（箕面市萱野など）・桜井郷（豊中市桜井谷、柴原など）の4郷からなる広大な荘域を有する。そのうち榎坂郷の総耕地面積は、文治5年（1189）頃でも561町8反320歩（うち春日社領分約156町）もあり、周辺の荘園と比べても群を抜く規模を誇る⁽⁴⁾。

「榎坂」という地名は、長保3年（1001）の紀年銘がある「平惟仲施入状案」の「摂津國郡榎坂家壺處」として史料に初見する。しかし、「榎坂郷」という地域名称は『倭名類聚抄』⁽⁸⁾にはみえず、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」⁽²⁾（『今西家文書』）・元暦元年（1184）の「摂津国垂水西牧萱野郷百姓等解案」⁽⁹⁾ではじめて確認されることから、古代から続く郷ではなく中世にはじまる可能性がある。また、榎坂郷内の村落についても、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」以前に村落名を記した史料がないため、「榎坂郷」やこれを構成する村落がいつ成立したのか、史料からは確かめられない。

ところで、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」にみえる榎坂郷は垂水村・榎坂村・小曾根村・穂積村の4カ村で構成されるが、13世紀後半に服部村が加わって、5カ村へ変わる。服部村は、他の4



第163図 垂水西牧榎坂郷西部域における9～11世紀前半の様相

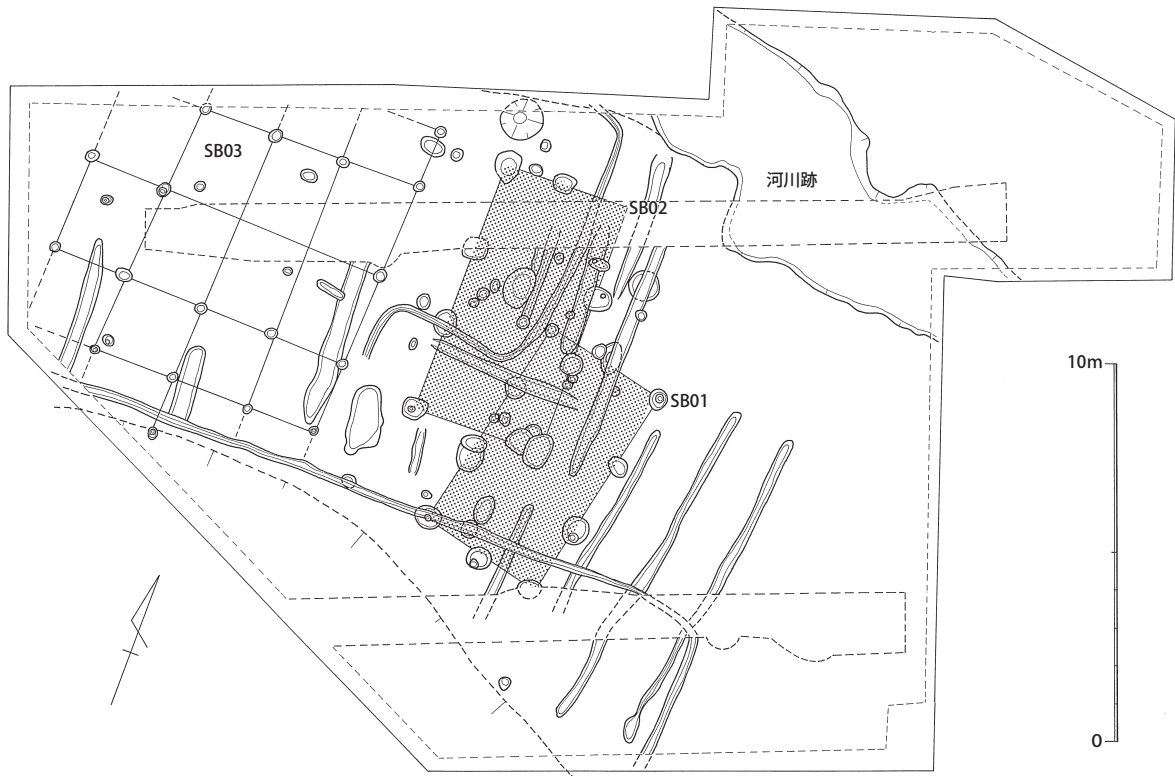
カ村と同じく 11 世紀後半に集落を形成しており、13 世紀まで独立した村落として扱われなかった原因は明確ではない。本論では 13 世紀後半を目安に、4 カ村と 5 カ村を使い分けた。

なお、「榎坂郷」と同じく、この地域を示す名称として「南郷」がある。「南郷」は暦応 3 年（1340）の「摂津国南郷穂積村山賊人交名注文」などに初見⁽¹⁰⁾、15 世紀中頃には一般化する⁽¹¹⁾。ただし、本論では主に中世前期の様相を中心に論じるので、原則的に「榎坂郷」と呼ぶことにしている。

春日社は、4 つの郷からなる垂水西牧のそれぞれの郷に牧務職をおいて、その管理・支配を行なった。牧務職には、中臣（千鳥）・辰市・大東・中東などの社家から推挙されたものが、本所である近衛家から補任される形式をとった⁽⁴⁾。14 世紀以降の桜井郷と榎坂郷にかかる牧務職は主に大東氏（南郷）が、六車郷と萱野郷の牧務職は中東氏（北郷）が世襲した⁽⁴⁾。

その牧務職のもとで桜井郷の現地支配を行ったのは、「永享元年春日社神供料所摂州桜井郷本新田畠三帳」⁽²⁾（『今西家文書』）に現れる芝原・川端という代官であるが、この地域に池田氏が侵出した後は現地支配の実態は流動化する。一方、榎坂郷は春日社で神人・神殿守・社家をつとめた今西氏が、遅くとも 13 世紀後半までに目代として下向し、16 世紀末まで現地を支配する。

以上、垂水西牧榎坂郷の領有関係と支配構造について簡単に紹介した。これ以外に、名主の編成等にかかる説明も必要とされよう。しかし、『今西家文書』⁽²⁾のほとんどが中世後期以降の史料であるように、本論が対象とする中世前期における名主の編成方法などについては解明できないので、ここでは割愛する。



第 164 図 服部遺跡第 5 次調査区

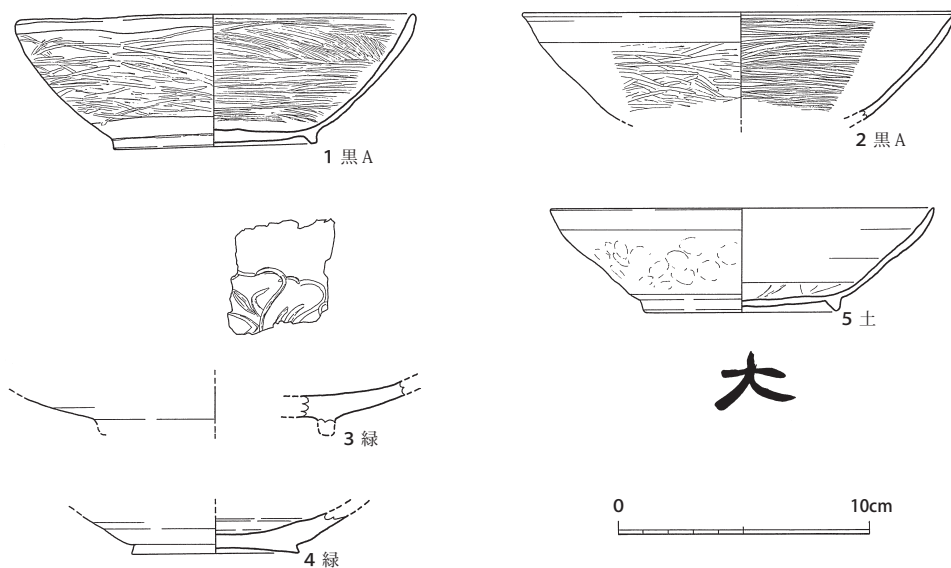
2. 榎坂郷西部における中世的集落の出現

本論が検討の対象とする榎坂郷西部域とは、小曾根村・服部村・穂積村によって構成されるが、それ以外に荘内流通拠点である住吉市庭が加わる。このうち、小曾根村に比定される集落は小曾根遺跡・北条遺跡、服部村は穂積村北東部・服部遺跡・豊島北遺跡東部、穂積村は穂積遺跡西部、住吉市庭は穂積遺跡東部にそれぞれ展開する。ここでは、これらの遺跡における発掘調査の成果を分析し、中世前期に継続する集落すなわち中世的集落がいかなる経緯をたどって成立するのか、成立した集落とはどのような形態を呈するのか、について検討する。なお、これらの問題を明らかにするために、11世紀以前の集落関連遺構も対象とした。

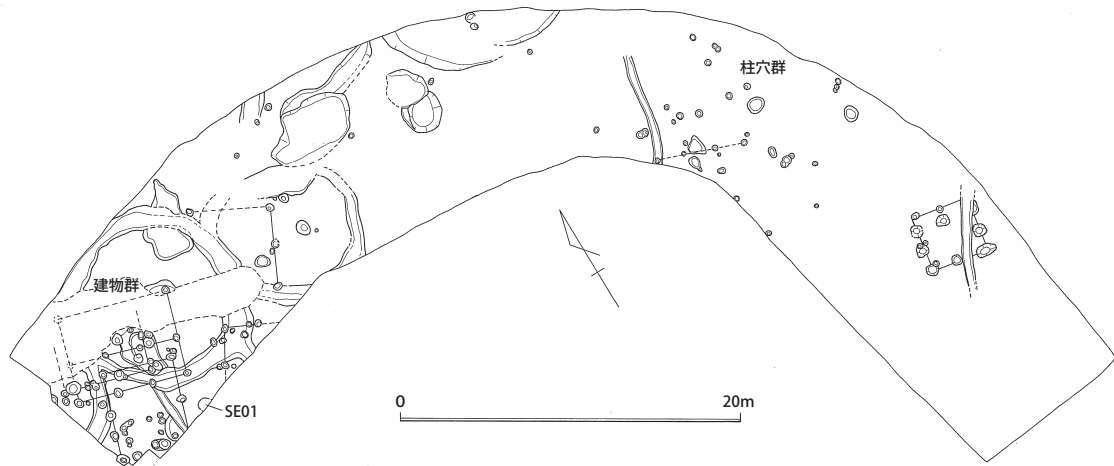
(1) 古代後期の豊中市南部

豊中市南部では、弥生時代に出現した集落は古墳時代終末期のうちに解体するためか、神崎川・猪名川合流点沿いに展開し、難波津に比定される上津島遺跡群⁽¹²⁾を除いて、8世紀の集落はまだ確認されていない。再び、平野一帯に建物群が確認できるようになるのは、9世紀頃からである。9世紀～11世紀前半の建物群やそれに関連する遺構・遺物は、第163図に示した各調査区で確認されている。ここでは、服部遺跡第5次調査区・豊島北遺跡第3次調査区などで検出された建物群を取り上げて、その特徴を検討する。あわせて、この時期の官衙関連施設や寺院についても、若干の所見を述べることにする。

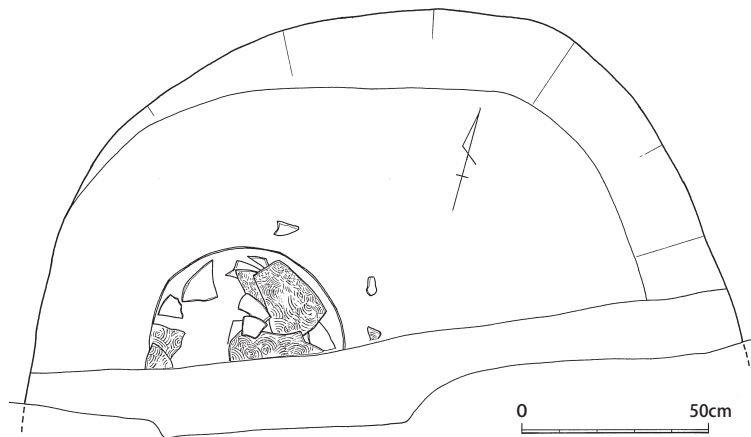
服部遺跡第5次調査区 (第164図) この調査区では、2間×3間の建物2棟(SB01・02)が重複して検出された。これらの建物は建築面積にして、20㎡程度と小規模な部類に属する。建物の柱穴や近辺の遺構からは、8世紀末～9世紀前半の遺物が出土した。包含層から出土した遺物の中



第165図 豊島北3次 SE01 出土遺物



第 166 図 豊島北遺跡第 3 次調査区 (古代遺構面)



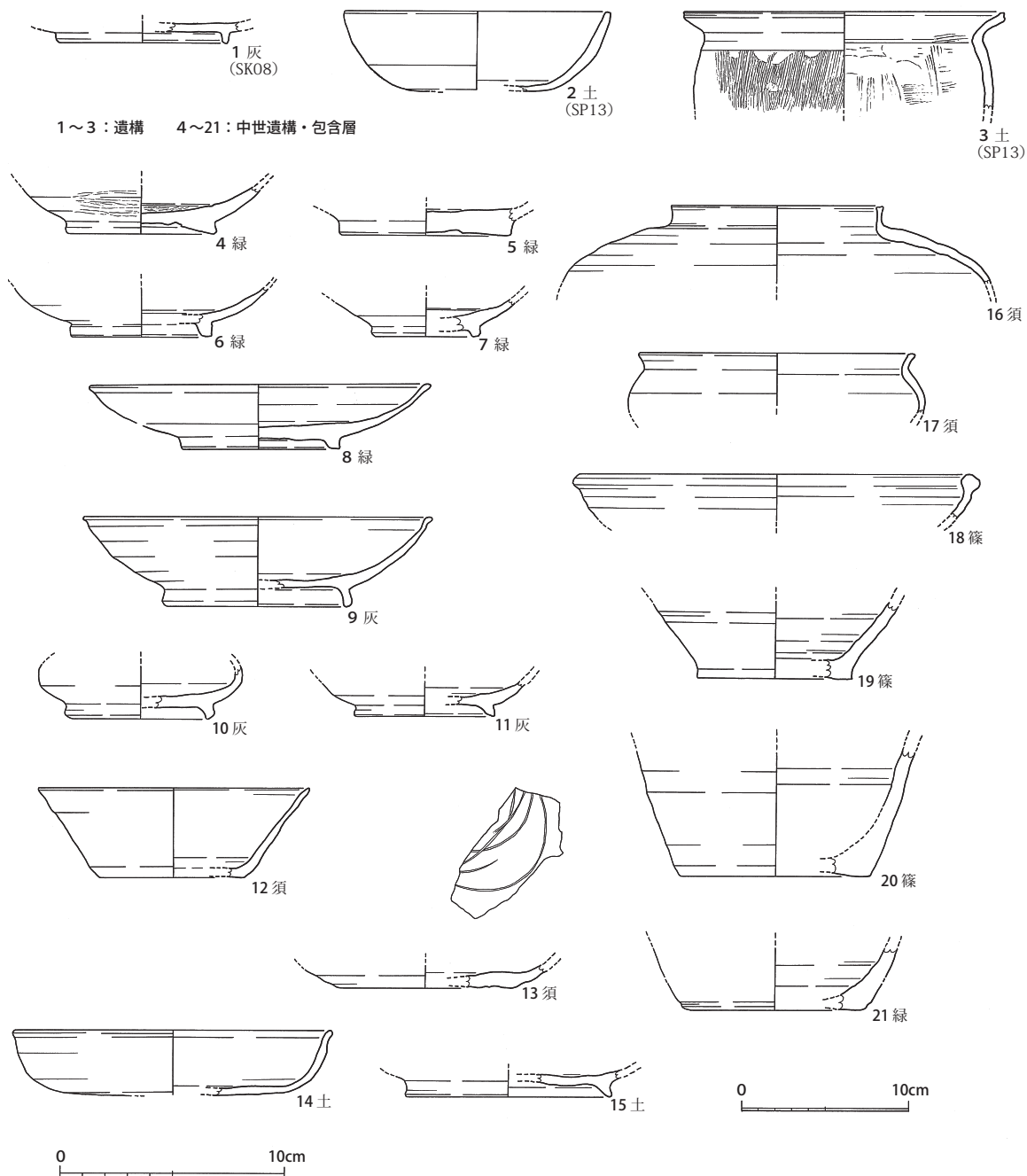
第 167 図 豊島北 3 次 SE01

には、9 世紀後半以降のものも若干含まれるが、その量は少ない。よって、この時期までには移動あるいは廃絶したと考えられ、建物群の継続期間はかなり短かったと推定される。

また、これらの建物の周囲には、小規模な家屋や井戸などの遺構は付属していないので、中世前期に見られる建物群のような完結した体裁をそなえたものとは言えない。

豊島北遺跡第 3 次調査区 (第 166 図) 調査区西部において、小規模な建物群を検出した。建物群の北側は破堤帯によって破壊されていたが、3 棟の建物が復元された。建物は部分的に検出されているだけにとどまるが、服部遺跡第 5 次調査区の建物と同じく、2 間×3 間前後の小規模なものと考えられる。これらは重複していることから、3 時期にわたる変遷をたどる。また、これ以外にも柱穴が分布し、建物に復元できる可能性があるため、複数の家屋によって 1 つの建物群を構成したと言える。

一方、第 167 図の SE01 は、重複する建物の南東で検出されたもので、その東側にも柱穴が分布することから、この建物群に伴うと推定される。その SE01 から出土した遺物 (第 165 図) は、10 世紀中頃の所産となる。このほか、破堤帯から出土した遺物に 10 世紀後半の緑釉陶器もみられ



第168図 穂積37次古代遺物

ることから、建物群は10世紀中頃を中心に継続したと言える。

このように、建物群から出土した遺物は非常に少なく、緑釉陶器の出土量を指標とする遺物の内容は、後に述べる穂積遺跡第4次・第37次調査区の建物群と比べて貧弱である。

なお、当調査区の中央～東南部にも倉庫と考えられる建物が検出されており、別の建物群が存在した可能性がある。しかし、この建物の周辺は著しく削平されているため、実態は不明である。

穂積遺跡第4次調査区（調査区平面図未掲載） この調査区では、中世の荘内流通拠点である住吉市庭に関する遺構が検出されているが、下層遺構面において1間以上×3間の建物をはじめ、大型の柱穴が密集する状況で確認され、10世紀の建物群が展開することが判明している。また、当調査区からは多量の緑釉・灰釉陶器と共に、多段ナデ技法を用いた回転台土師器碗や甕形の器形を呈する灰釉陶器が出土した。調査範囲が限定されているため、建物群の全体像は明確ではないが、柱穴の規模や分布密度から、この建物群が大規模になることは十分に想定できる。

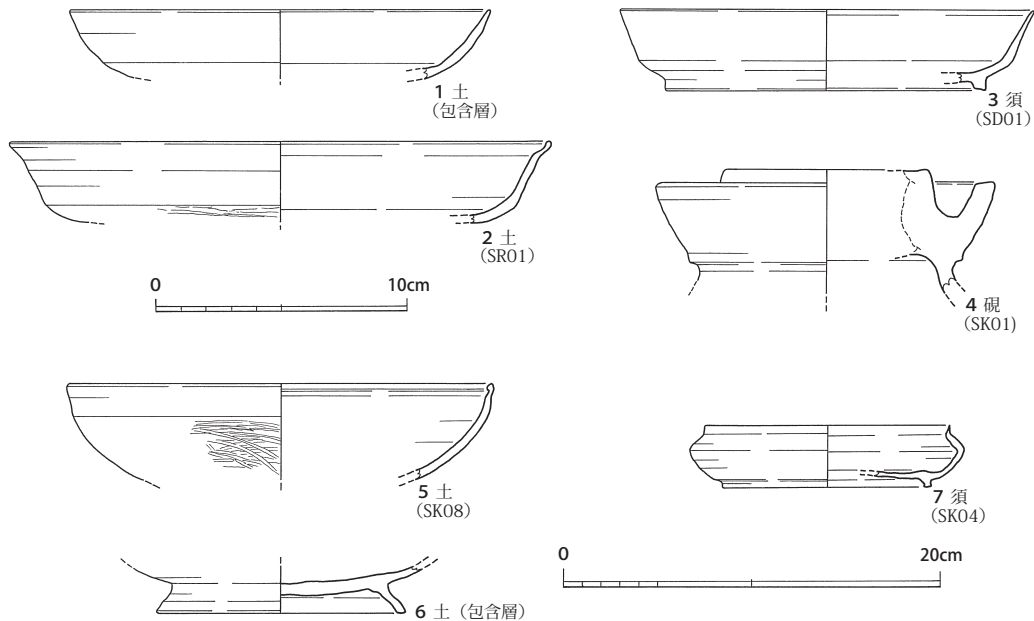
穂積遺跡第37次調査区（第195図） この調査区で検出した古代の遺構は、SP13などの9世紀後半頃の柱穴3基にとどまり、非常に少ない。このため、古代における建物群の全体像は明確ではない。しかし、中世前期の居館に伴う遺構からは、9世紀後半～10世紀後半の遺物が混入品として多く出土している。特に、緑釉・灰釉陶器の出土量は、第4次調査区と並んで多い。その中には猿投窯産把手付瓶（第168図21）もあり、調査区の南方には大型の建物群が展開する可能性がある。

これ以外にも第163図に示すとおり、古代後期の井戸や柱穴といった建物群に関連する遺構・遺物は、各所で確認されている。これらの遺構の多くは、弥生時代から古墳時代に展開する集落を対象とする発掘調査で偶然検出されたものであり、その上層に建物群が存在したと考えてよい。しかし、このような古代後期の遺構が、直径100m以上の範囲にまとまって分布する状況は、これまでの発掘調査の成果から想定できない。したがって、当地域一帯では明確な集落を形成することなく、それぞれの建物群が散漫に展開したと推定できる。

以上、この時期における建物群の様相をみると、豊島北遺跡や服部遺跡のように小規模な建物群が展開する一方で、穂積遺跡では大型建物群の可能性のある複数の建物群が認められる。穂積遺跡の建物群は、出土遺物の内容から富農層と考えられ、先の豊島北遺跡や服部遺跡とは異なる階層に区別できる。また、第37次調査区のような1世紀近く継続する建物群もあるが、それぞれの建物群は流動的であり、建物群の継続期間にはこうした階層差が反映された可能性がある。

豊島北遺跡第3次調査区の建物群に類似する事例としては、猪名庄遺跡⁽¹³⁾（兵庫県尼崎市所在）が挙げられる。ここでは、10世紀後半～11世紀初頭に展開する建物群が検出されている。先の豊島北遺跡第3次調査区と比べると、建物群の継続期間はそれほど変わらず、流動的と言える。その一方で、武庫庄遺跡第36次調査区⁽¹⁴⁾（兵庫県尼崎市所在）では、東西5間×南北2間の身舎に2面底を有する建物を主屋とする10世紀後半の建物群が確認されている。大小様々な建物群が散在的に展開する状況は、長原遺跡（大阪府大阪市所在）などでも確認されており、これまで示した豊中市南部と変わらない状況が、近隣の地域でも追認できる。建物群の規模に経済的な格差が反映される状況は、他の地域でも確認されており、この時期の特徴と言える。

官衙関連施設 垂水西牧榎坂郷の範囲には含まれないが、通称「豊中台地」南西端部の舌状丘陵上に位置する曾根遺跡⁽¹⁵⁾では、南北140m、東西100m前後の範囲に、建築面積100㎡を超える大型建物や倉庫で構成された官衙的な建物群が確認されている。この建物群は8世紀末に出現し、10世紀前半になって古代郡衙の規模をはるかに上回る超大型建物群となり、そして11世紀前半に廃絶する。建物群は、規格的な建物配置を特徴とする郡衙遺跡が廃絶するとされる10世紀になって大型化するため、施設の性格については現在の知見では説明できない。一方、郡衙遺跡の廃絶は、



第169図 北条6次古代遺物

郡郷司への再編によると説明されているが、その郡郷司がどのような施設を活動の拠点としたのか、まだ解明されていない。よって、曾根遺跡の超大型建物群と郡郷司の関係については、類例の蓄積を待って検討する必要があるだろう。

なお、『日本紀略』天長2年(825)4月条には、「癸未、遷摂津国治於豊島郡家以南地⁽¹⁶⁾」と記されている。その時期の豊島郡衙を曾根遺跡に推定すると、当地域には摂津国衙が展開した可能性も生じる。しかし、そうした規模の官衙的な建物群は、豊中市南部の平野部では今のところ確認されていない。

古代寺院 北条遺跡第6次調査区と豊島北遺跡第4次調査区⁽¹⁷⁾の周辺に、古代寺院が存在する可能性がある。北条遺跡第6次調査区では、調査区南部で検出した旧河道から緑釉陶器や円面硯(第169図4)、格子目タタキを施した瓦などが出土している。これらの遺物から、8世紀～10世紀に展開する古代寺院が、調査区の近辺に存在した可能性がある。

豊島北遺跡第4次調査区でも、遺物包含層から9世紀頃の遺物と共に多くの瓦片が出土しており、付近に寺院が存在したと考えられる。しかし、これらの寺院の位置は、まだ把握できていない。

ところで、北条遺跡第6次調査区の南には西福寺が、豊島北遺跡第4次調査区北側の段丘上には西琳寺が位置する。これらの寺院は、石造物から中世にさかのぼって建立された可能性があり、古代寺院の復興との関連も注意される。

交通路 曾根遺跡第1次調査区では、先の官衙的な建物群が出現する以前に開通し、10世紀後半頃まで機能したと考えられる道路状遺構が検出されている。この道路状遺構の南西には、難波津に比定される上津島遺跡群を構成する集落遺跡の一つである上津島遺跡が展開する上津島と、中世に「桜塚神」として「摂州豊嶋郡仲条穂積領家名寄帳」(『今西家文書』)に現れる牛頭天王社(現在の原田神社)を結ぶ桜塚街道が通る。この街道は、元禄12年(1699)の「原田村四株家居入組之絵

⁽¹⁷⁾ 図」にも記されており、江戸時代前期にさかのぼって機能したことが知られている。そうした街道の近辺にあるこの遺構は、桜塚街道に先行する古代の基幹交通路であった可能性もある。

桜塚街道の例を参考にすると、これ以外の街道にも古代にさかのぼって機能したものがあってもよい。例えば、古代寺院が周辺に位置すると想定される北条遺跡第6次調査区（第202図）は旧吹田街道沿いに、大型建物群の可能性ある穂積遺跡第4次調査区は旧吹田街道と能勢街道が交差する地点に位置している。江戸時代の吹田街道は能勢街道に合流するが、その延長にある村道は穂積村を經由して、先の上津島遺跡の北辺に至る。そうした交通路に沿って、寺院や大型建物群が分布

することは、古代においても能勢街道や吹田街道、あるいはその延伸路が機能していた可能性を示すだろう。

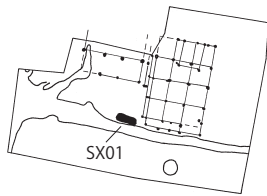
以上のことから、9世紀～10世紀にかけての榎坂郷西部域では、平野を縦横に通る街道に沿って大型建物群や寺院が、その周辺に小規模な建物群が点在する景観が想定できる。しかし、建物群の多くは短期間で廃絶するとおり、その景観は常に流動的であったと考えられる。

(2) 榎坂郷西部における中世的集落の出現

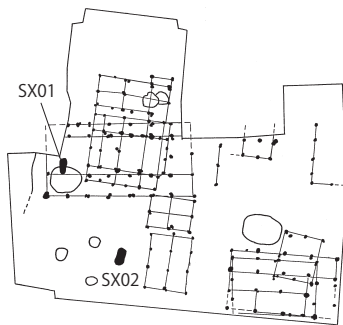
当地域における古代後期の景観は、11世紀中頃を境に大きく変貌する。これまで展開した大型建物群や寺院は廃絶し、建物群が散在的に展開する状況は認められなくなる。その一方で、小曾根遺跡や穂積遺跡において、中世前期に継続する可視的な集落が出現する。以下、各村落域の集落について、形成期の様相を紹介する。

小曾根村集落域 当集落域では、小曾根遺跡第7・13/16・15次調査区（第170図ほか）において、楠葉型瓦器碗Ⅰ－Ⅱ期（11世紀後半）に3群の建物群が出現する。それ以外にも、第15次調査区の北東で行われた第10次調査区などで、同じ時期の遺構面や遺物包含層を検出している。これらの発掘調査および確認調査から、11世紀後半の集落範囲は5条1里8・9・16・20坪の一带と推定されている（第173図）。その範囲において、5群の建物群を確認していることから、集落はこれらの建物群によって構成されたと言える。

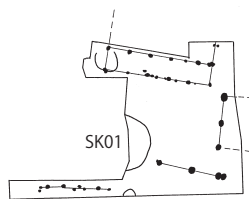
ところで、第7・13/16・15次調査区をみると、それぞれの建物群は耕地を挟んで一定の範囲にまとまり、明らかに可視的な集落を形成している。先述のとおり、当地域では古代後期に数群の建物群がまとまって、集落を構成した



第15次調査区



第13/16次調査区

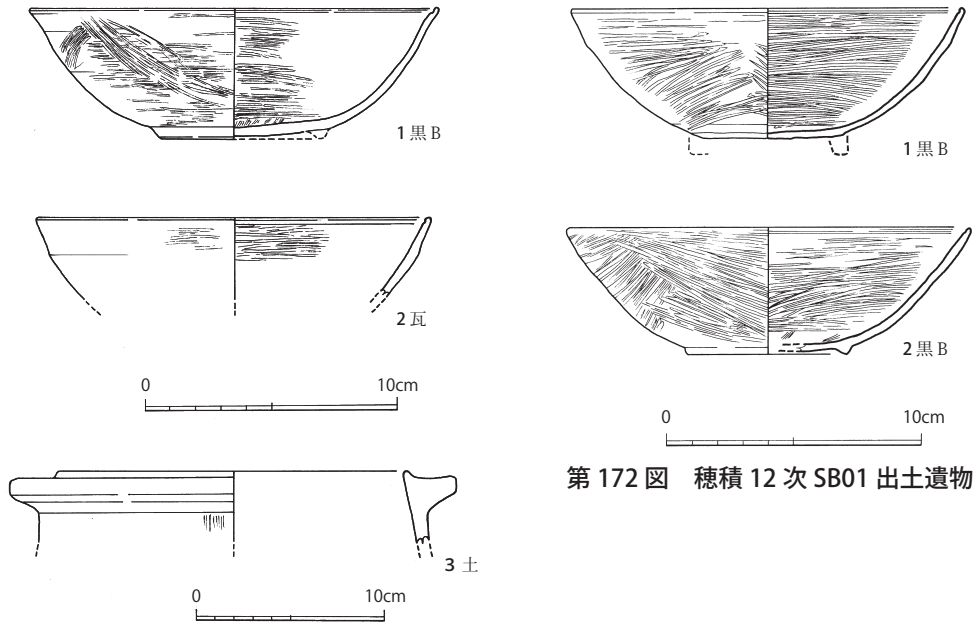


第7次調査区



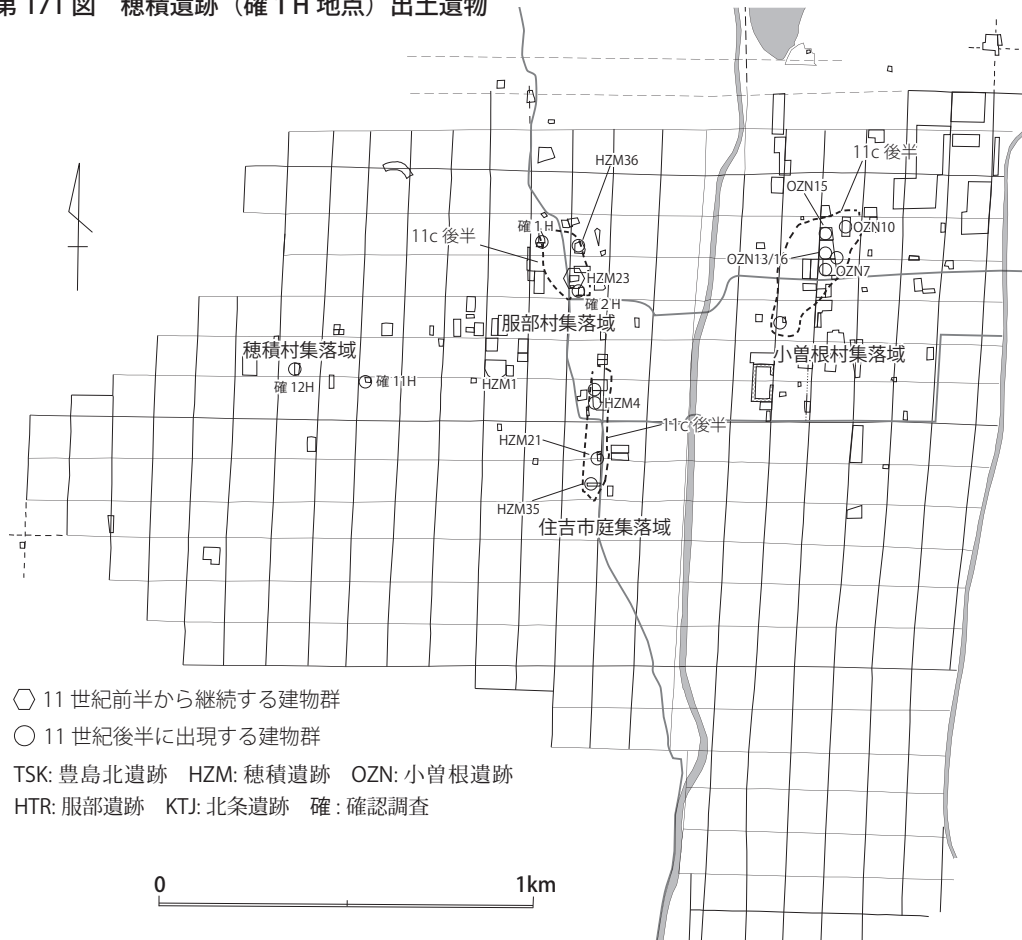
第9次調査区

第170図 小曾根遺跡調査区位置図 (模式)



第172図 穂積12次SB01出土遺物

第171図 穂積遺跡(確1H地点)出土遺物



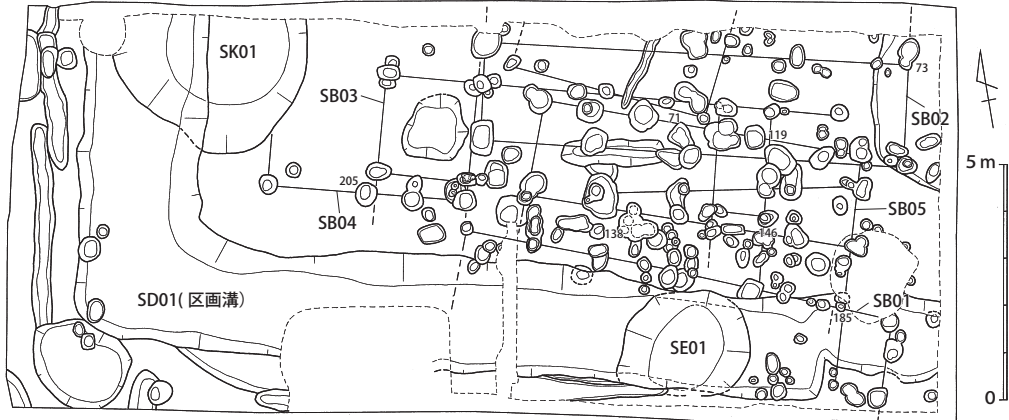
○ 11世紀前半から継続する建物群

● 11世紀後半に出現する建物群

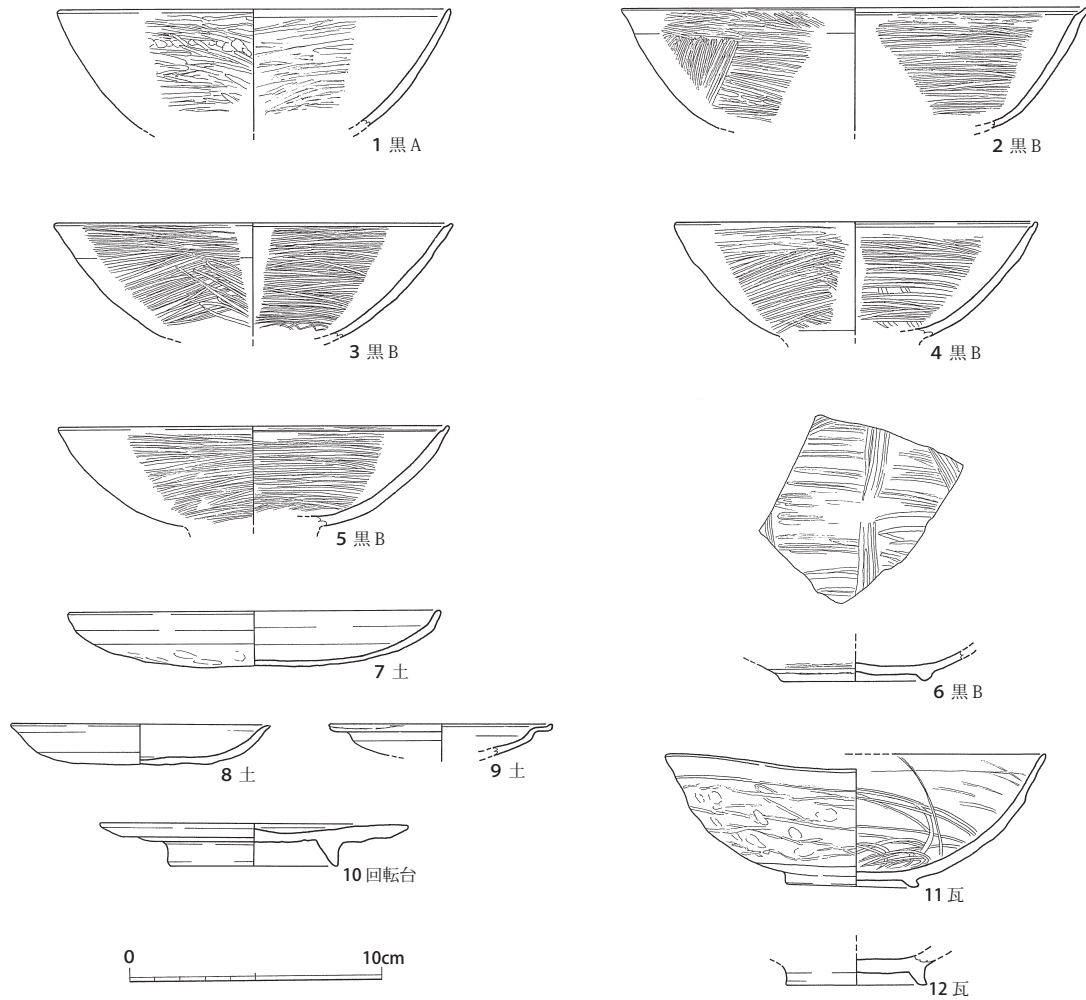
TSK: 豊島北遺跡 HZM: 穂積遺跡 OZN: 小曽根遺跡

HTR: 服部遺跡 KTJ: 北条遺跡 確: 確認調査

第173図 11世紀後半における集落の動態



第 174 図 穂積遺跡第 23 次調査区



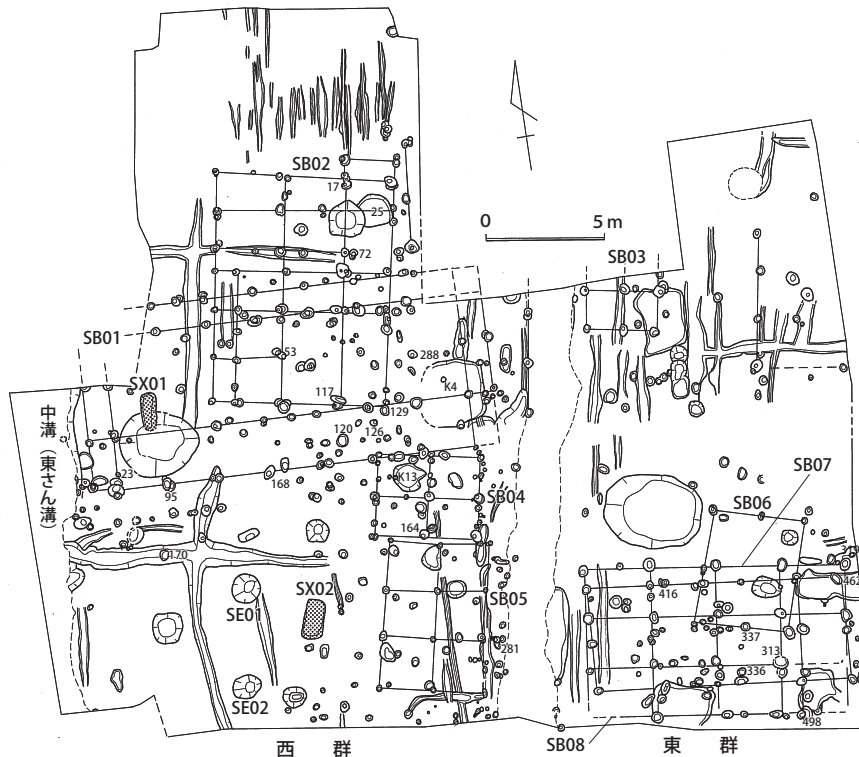
第 175 図 穂積 23 次 SE01 出土遺物

可能性は乏しい。よって、この時期に可視的な集落が出現することは、当地域における集落形態の画期と言える。

服部村集落域 当集落域では、穂積遺跡第23次調査区（第174図）と確1H地点（第173図確1H）、穂積遺跡第12次調査区（第232図）において、11世紀初頭にさかのぼる建物などの遺構が確認されている。このうち、穂積遺跡第12次調査区の建物1は11世紀前半に作られるが、11世紀後半には継続しない。この調査区において、本格的に中世の建物群が展開しはじめるようになるのは12世紀初めである。一方、穂積遺跡第23次調査区では、SE01から11世紀前半～12世紀前半の遺物（第175図）が、柱穴からも11世紀初頭の近江産緑釉陶器碗や黒色土器B類碗が出土している（第209図）。これ以外の遺構からは、15世紀に至る各時期の遺物が出土しているので、当調査区の建物群は11世紀初頭に出現し、中世後期に継続したことは確実である。

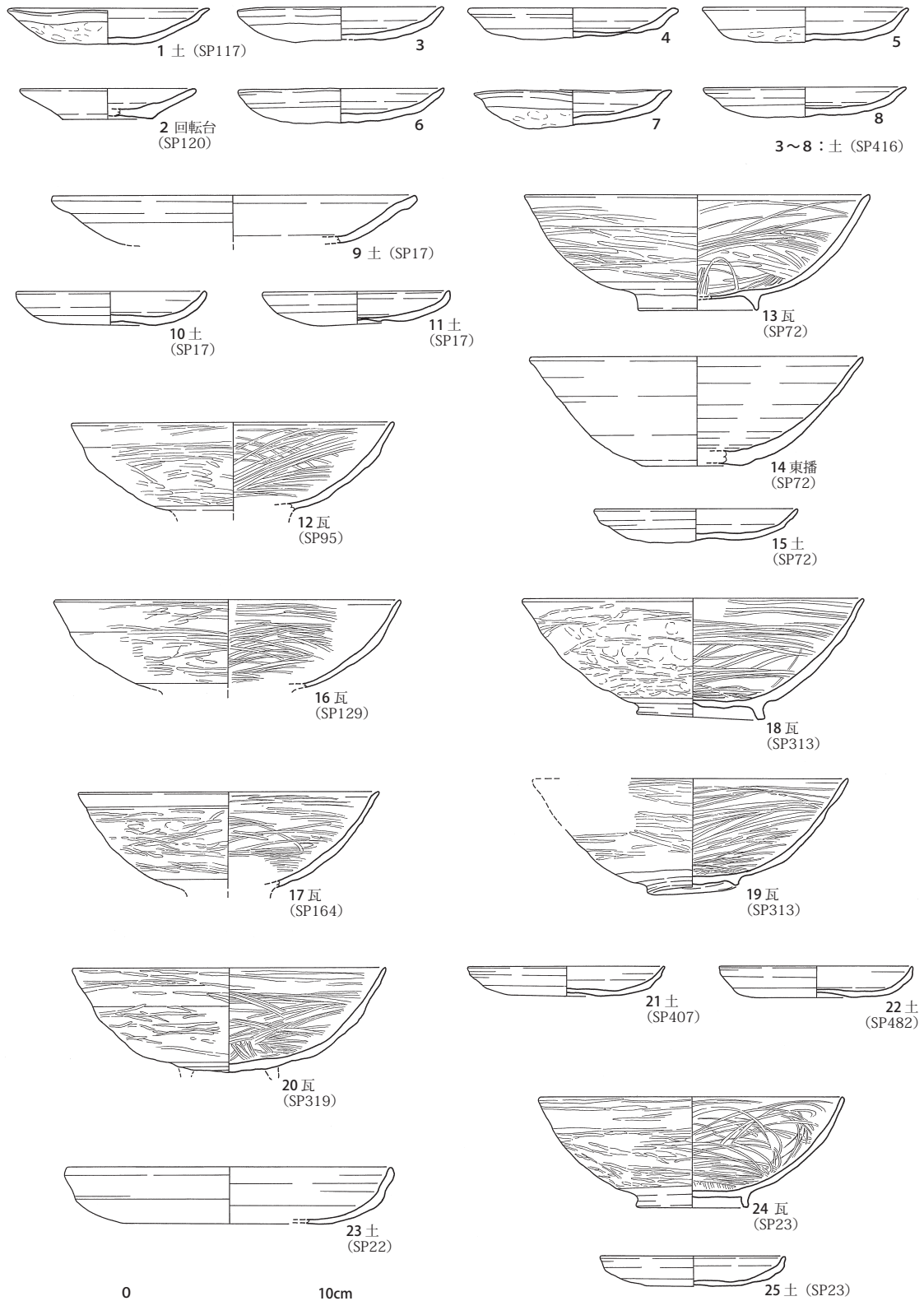
第23次調査区の南50mに位置する確2H地点（第173図確2H）では、11世紀後半の遺物を含む遺構が検出されており、この時期に出現する建物群の存在が推定できる。また、第36次調査区では11世紀末までに成立する建物群が確認され、第12・31次調査区の建物群も12世紀初頭に出現することから、11世紀後半に第23次調査区の周囲に中世的集落が形成すると考えられる。

ところで、これまで散在的に展開した古代の建物群は11世紀中頃までにすべて廃絶すると指摘したが、服部村集落域では11世紀初頭に出現した第23次調査区の建物群はそのまま継続する。さらに、この建物群の周囲にいくつかの建物群が出現し、中世前期の服部村集落が形成されると考えられる。したがって、第23次調査区の建物群には、集落形成の中心的な役割を担うという特殊

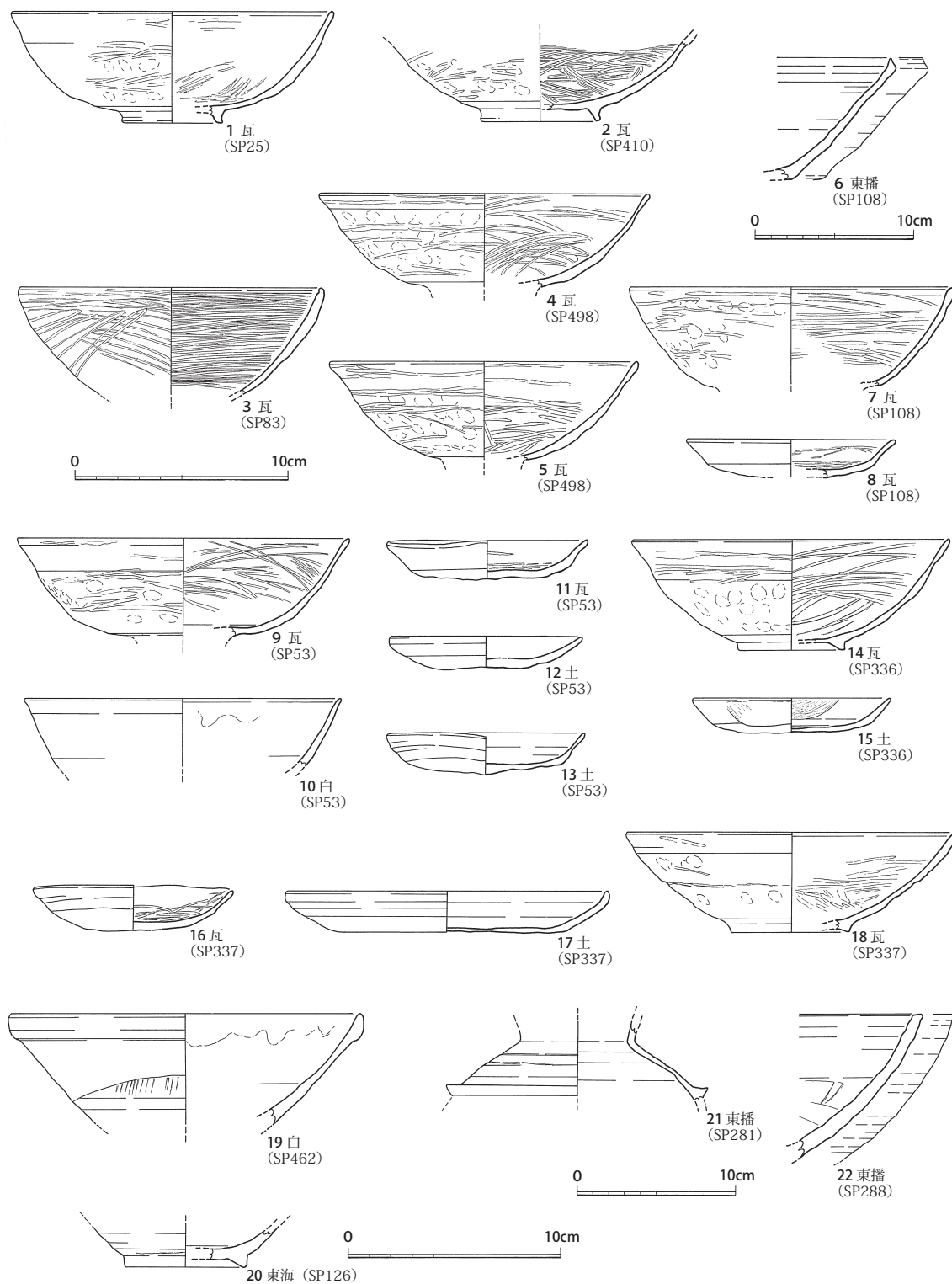


第176図 小曾根遺跡第13/16次調査区（第2遺構面）

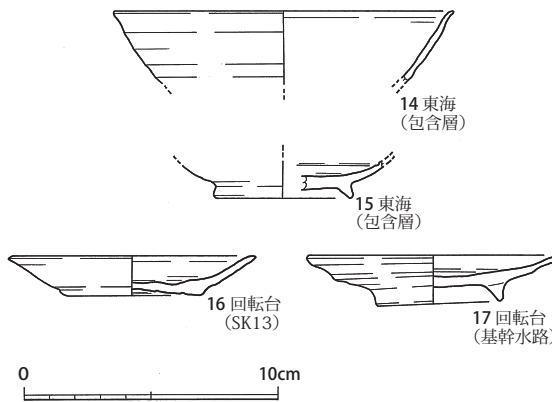
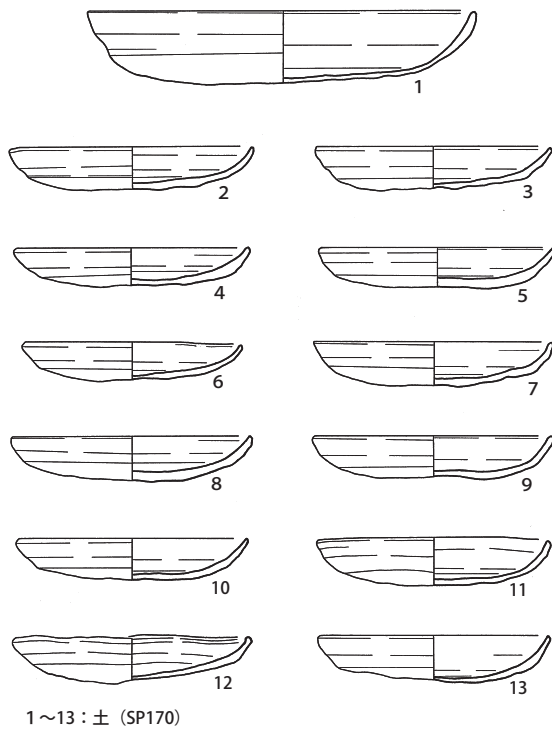
第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態



第 177 図 小曾根第 13/16 次 (第 2 遺構面) 柱穴出土遺物 1



第 178 図 小曾根第 13/16 次 (第 2 遺構面) 柱穴出土遺物 2



第 179 図 小曾根 13/16 次 SP170 ほか出土遺物

な性格が想定できる。

穂積村集落域 当村落域では、まだ本格的な発掘調査が行われていないため、集落の状況は把握していない。ただし、仮製地図にみえる穂積村集落の周辺で行われた確 12H 地点では 11 世紀後半の遺物が採取され、確 11H 地点では 12 世紀前半の遺構を検出している（第 173 図）。このことから、この一帯に 11 世紀後半にはじまる集落が展開した可能性は高い。

(3) 集落成立直後の建物群

中世前期の集落を構成した建物群について、小曾根村集落域を中心に紹介する。当集落域では、小曾根遺跡第 7・10・13/16・15 次調査区において建物群が確認されている。以下、各調査区の様相を述べる。

第 7 次調査区（第 226 図）この調査区で確認された建物群の主屋（SB01）は、東西 5 間（10.8m）×南北 2 間（4.0m）以上の庇付き建物で、検出部分から推定される庇を含む建築面積は 82㎡前後となる。その南には、主軸方向を同じくする南北 2 間の建物があり、これら 2 棟の建物によって、一つの建物群が構成されたと推定される。

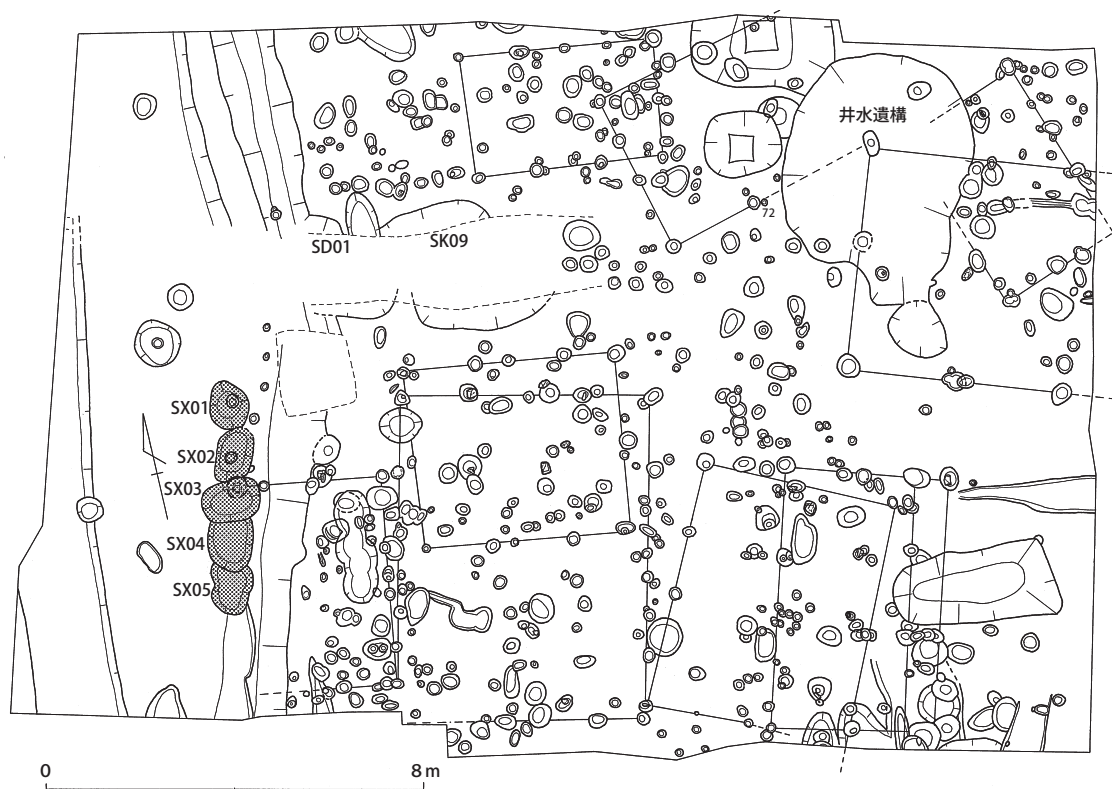
第 13/16 次調査区（第 176 図）この調査区では、東西 2 群の建物群が確認されている。このうち、西群の主屋（SB01）は、東西 9 間

（17m）×南北 4 間（7.6m）の庇付き建物で、建築面積は 129.2㎡をはかる。ただし、調査区において、建物 1 に伴う副屋は復元されなかった。また、調査区の西側は条里の坪境と接するため、西群が調査範囲を越えて大きく広がる可能性も乏しいので、建物 1 は単独で展開したと考えられる。この後、南北 5 間×東西 3 間の総柱建物（SB02）を主屋に、2 棟の副屋（SB04・05）が付属する構成へと変化する。11 世紀末になると、西群のすぐ東側に新しい建物群（東群）が出現する。東群の主屋は南北 2 間以上、東西 4 間の総柱建物であり、西群の主屋の規模と大きく変わらない。なお、当調査区では建物と共に 2 基の屋敷墓が検出されているが、これについては第 15 次調査区のものとおわせて後で紹介する。

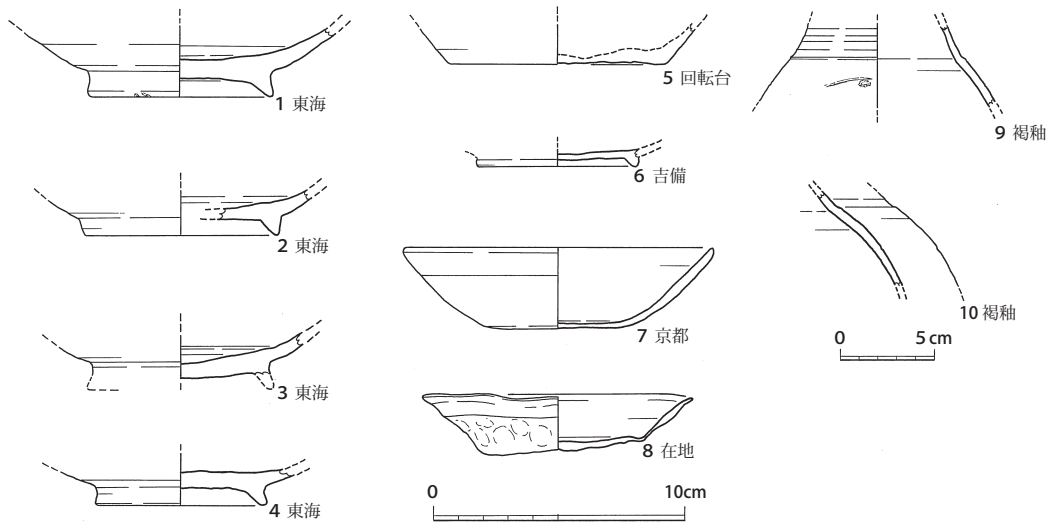
第15次調査区(第245図) 第13/16次調査区の北側に位置する第15次調査区では、南北4間×東西3間、建築面積60㎡をはかるSB01を主屋とし、その西側にある東西3間の副屋(SB02)によって、建物群が構成される。ただし、この建物群は調査区の北側に広がることから、これらのほかにもいくつかの建物が存在する可能性がある。

このように、各調査区で確認された建物群の主屋の構造は様々であるが、第13/16次調査区の建物1が傑出した規模である以外は、大きな差はない。また、建物1は単独で展開した可能性が高いことをふまえると、付属家屋を伴う建物群との間に、階層差を想定させるような格差は認めにくい。むしろ、こうした建物の規模差は、一階層における微細な経済的格差を反映したと考えられる。

一方、服部村集落域をみると、穂積遺跡第23次調査区(第174図)の建物群では、主屋となる11世紀初頭のSB02は東西5間以上、11世紀中頃のSB01は東西6間で、小曾根遺跡の建物群と大きく変わらない規模と想定できる。また、その北方に位置する第36次調査区⁽¹⁷⁾の西側建物群では、南北4間以上×東西3間以上の建物1が確認されているが、これも第23次調査区や小曾根遺跡と大きく変わらない。服部村集落の形成において中心的な役割を担ったと指摘した第23次調査区の建物群も、集落を構成する他の建物群と変わらないので、集落は等質的な建物群が集合することで形成したと言える。小曾根村集落と服部村集落を構成する建物群は、等質的であることで共通する。このことは、多様な規模の建物群が展開する古代後期の様相と大きく異なり、形成の途上にある中世的集落の特徴の一つになるだろう。



第180図 穂積遺跡第4次調査区

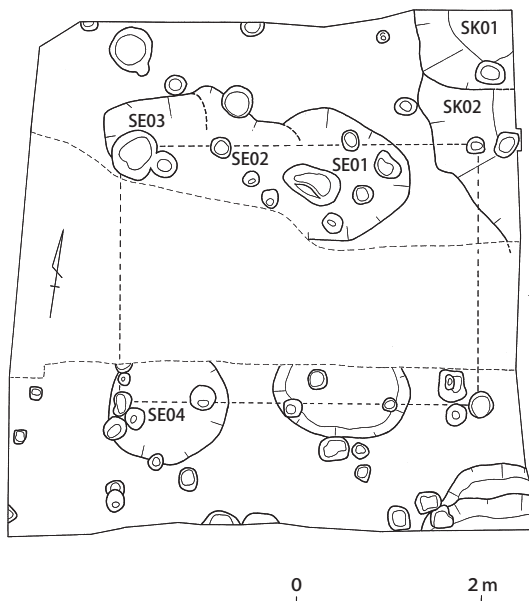


第 181 図 穂積 4 次出土遺物

以上、榎坂郷西部における中世的集落の形成過程と、出現直後の集落を構成する建物群の特徴を検討した。その結果、11 世紀中頃に可視的な集落が出現すること、そうした集落は古代後期から継続する一つの建物群の周囲に等質的な建物群が集合して成立することが判明した。そして、このような過程を経て成立した集落が、中世前期にわたって継続することになる。しかし、11 世紀中頃の画期は、これだけにとどまらない。

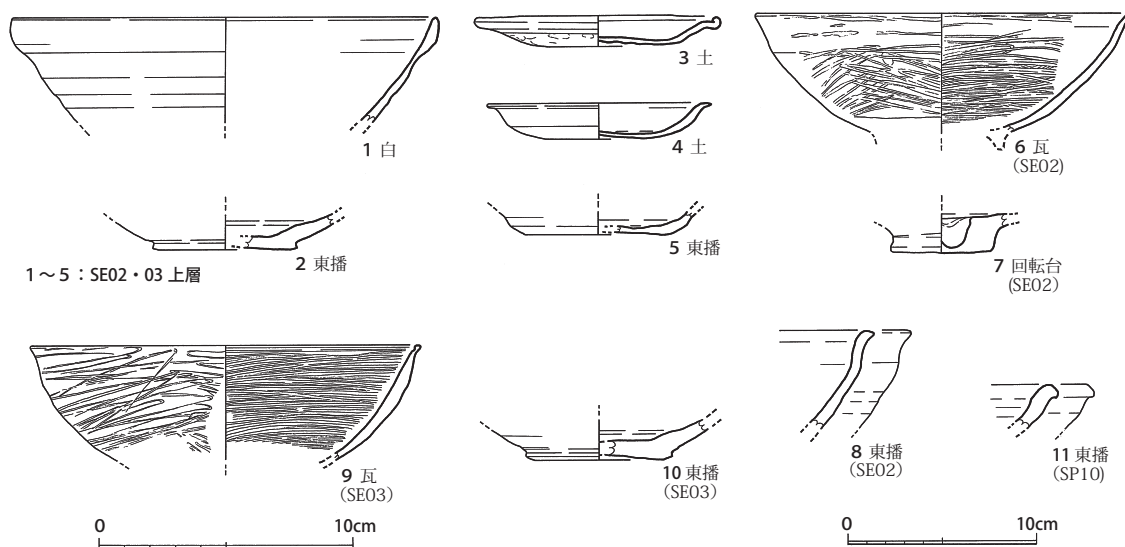
3. 荘内流通拠点「住吉市庭」の出現

『今西家文書』には多くの土地台帳があるものの、住吉市庭に関わる史料は貞和 5 年（1349）に作成された「榎坂郷内東方貞和五年目録」にみえる「二斗三升 住吉市庭免」と、応永 8 年（1401）の「垂水西牧四百八十町田数注文」にみえる「市庭免三反」に限られる。また、天文 5 年（1536）の「御神供田服部村御内検帳」（『今西家文書』）などからは、市庭の住人が荘内の各所を耕作していたことがわかる。しかし、『今西家文書』に住吉市庭の位置を具体的に記した史料はなく、これまでその位置は特定できなかった。



第 182 図 穂積遺跡第 21 次調査区

このような状況を一転させたのが、庄本遺跡第 1 次調査である。この発掘調査によって、中世前期における荘内流通拠点の様相が判明し、この成果を援用することで、穂積遺跡第 4 次調査区を中心とする字「市場」周辺の集落の性格



第183図 穂積21次出土遺物

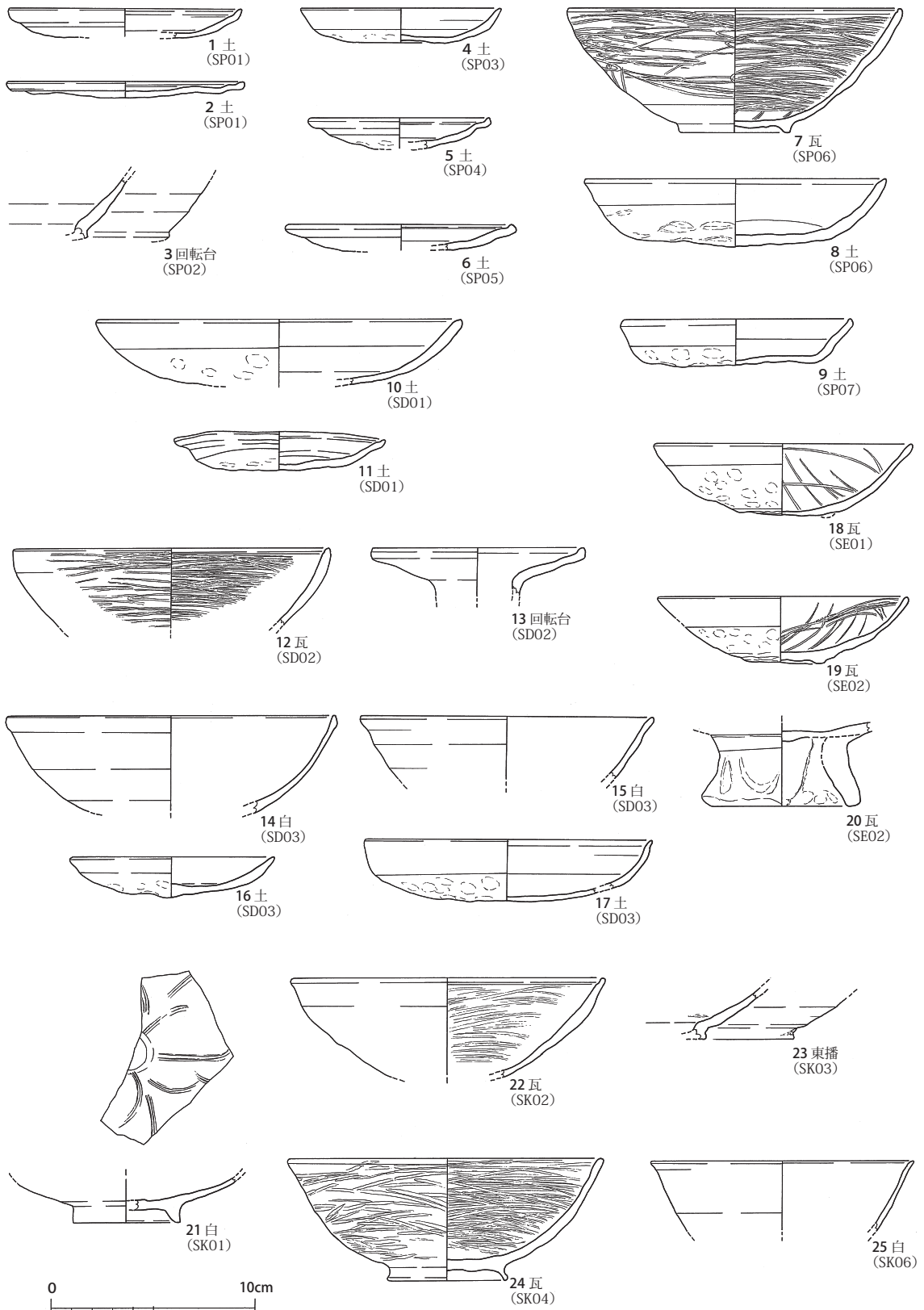
が検討できるようになった。⁽¹⁹⁾ また、その後も継続的に発掘調査が行われ、その成果と新たに確認された史料の分析をもとに、住吉市庭の位置および範囲についても把握しつつある。まず、字「市場」周辺における各調査区の状況を紹介する。

穂積遺跡第4次調査区（第180図） 同調査区は、旧吹田街道と能勢街道が交差する字「市場」に位置する。発掘調査では、11世紀後半～15世紀にかけての遺構を多く検出した。この中には、宋銭38枚が出土したSP72や、屋敷墓初期Ⅳ類（第251図）などの特殊な遺構もある。検出された遺構や遺物包含層からは、多量の鋳滓やフイゴ羽口片が出土しており、鋳物師や鍛冶師といった商職人が付近で継続的に活動したと推測できる。また、東海系無釉陶器碗や吉備系土師器碗など、各地の搬入供膳具（第181図1～6）も多く出土していることから、広域を移動する商職人がこの市庭に来訪したと言える。そうした搬入供膳具の出土量は、後に述べる小曾根遺跡や穂積遺跡（服部村集落域）と比べて相対的に多い。しかし、貿易陶磁の出土量やその内容は、周辺の集落と大きく変わるものではなく、河尻の一角に立地する庄本遺跡にみる多彩さ（第82・83図）はない。穂積遺跡第4次調査区における出土遺物の様相は、庄本遺跡と榎坂郷を構成する集落の中間的な内容を示す。

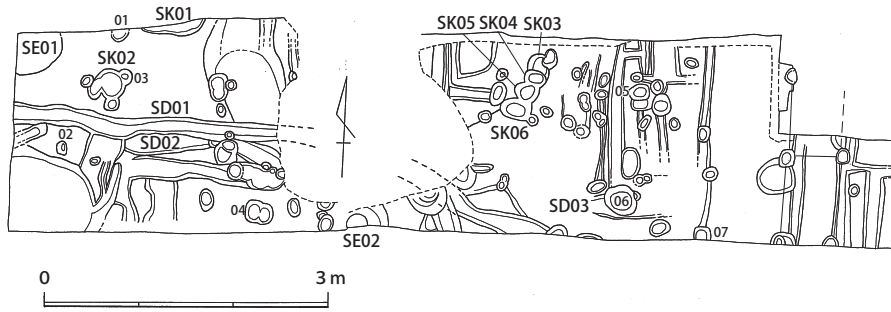
なお、調査区からは多数の建物が検出されているが、遺構の重複関係は複雑で、柱穴から出土した遺物の量も多い。このため、建物の時期は十分に検討できないが、柱穴の分布密度をふまえると複数の建物群が隣接して展開する状況が推測されよう。また、建物群の一角からは後述する井水遺構が検出されており、商職人が本業以外に農業も行ったことが判明した。さらに、集落が展開する微高地の西端には屋敷墓初期Ⅳ類が作られており、建物群の居住者に定住性を認めてよい。

穂積遺跡第21次調査区⁽²⁰⁾（第182図） 第4次調査区から約150m南に位置する第21次調査区では、柱穴・土坑・井戸などの遺構を検出した。これらの遺構は11世紀後半～13世紀初頭を中心とするが、それ以外に中世後期の所産と考えられる柱穴も検出している。これらの遺構からは、

第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態



第184図 穂積35次出土遺物



第185図 穂積遺跡第35次調査区

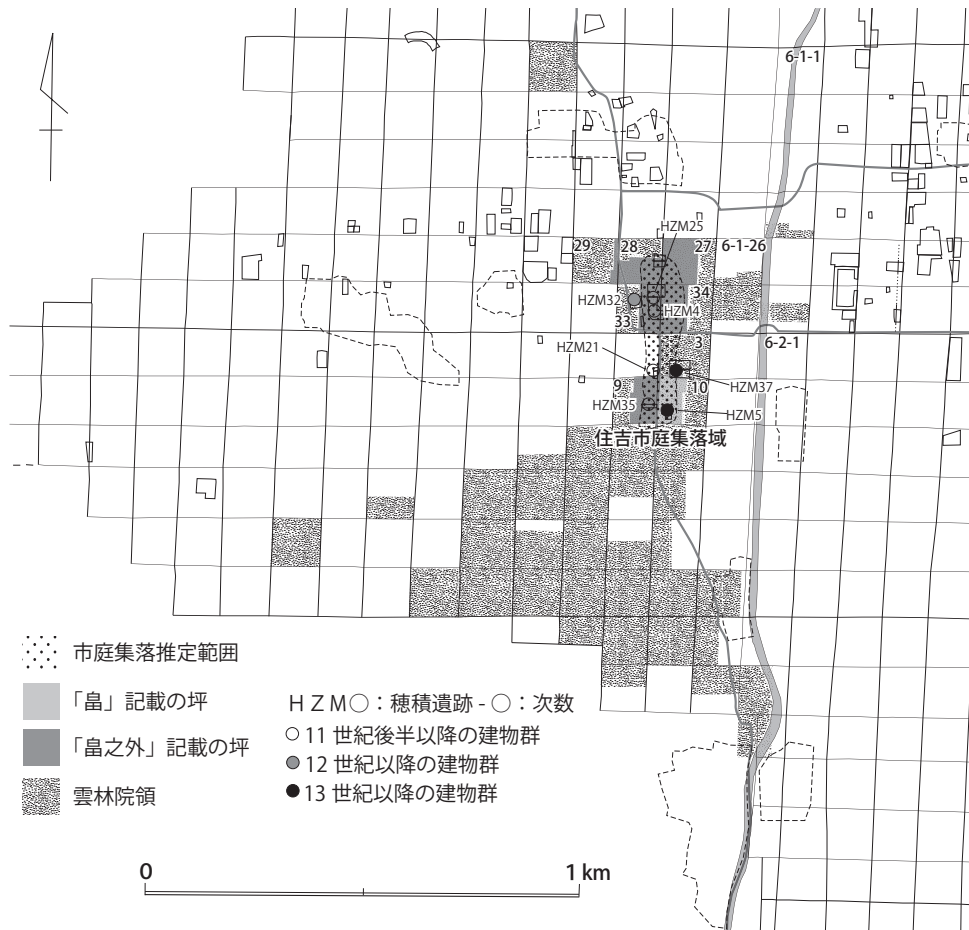
柱状高台を有する土師器小型坏（第183図7）や初期の東播系須恵器碗・皿・こね鉢（第183図5・10～11）、鑄型の可能性もある被熱した土製品、銅製飾り金具などが出土した。初期の東播系須恵器碗はこね鉢と併焼することから共に流通したと想定することもできるが、周辺の集落においてもその出土量は極めて少なく、搬入供膳具の範疇に含めてよい。また、口縁部が水平近くまで外反する土師器小皿は隣接する椋橋荘において流通するが（第106図7）、垂水西牧榎坂郷における出土例は当事例（第183図4）以外に確認していないように、これも搬入供膳具に含まれる。⁽²¹⁾第21次調査区の調査範囲は限定されているが、出土した遺物の内容から商職人の建物群と言える。

穂積遺跡第35次調査区（第185図） 第21次調査区から50m南に位置する第35次調査区では、中世後期の所産と考えられる遺構面（第1面）と、11世紀後半～13世紀後半の遺構面（第2面）を検出した。このうち、第2面では東西に伸びる区画溝（SD01・02）を挟んで2群の建物群が復元され、集落を構成する建物群が隣接して展開する状況が確認できた。この区画溝は、出土した遺物（第184図11）から11世紀後半までに掘削されたことが判明している。また、これらは重複する状態で検出されており、区画溝は2回以上にわたって再掘削されたと推定される。つまり、建物群の区画は集落が形成する11世紀中頃に設定され、その後は大きく変更されることなく踏襲されたと言える。

ところで、当調査区も調査範囲が限定されているため、出土遺物の総量は少ない。それでも、回転台土師器や東播系須恵器碗といった搬入供膳具（第184図13・23）が出土しており、これまで述べた他の建物群の様相とほぼ共通する。

なお、第5次・第37次調査区でも、集落の一部が確認されている。しかし、これらは13世紀に出現するように、これまで述べた商職人の建物群とは異なる性格の建物群となるので、別の場で取り上げることにする。

字「市場」周辺では、11世紀中頃にはじまる建物群が確認された。これらの建物群は、出土した遺物から中世前期にわたって継続したことが判明している。また、第4次調査区では建物群が隣接する状況が、第35次調査区では明らかに区画溝を挟んで南北に隣接する状況が確認された。これは、小曾根遺跡や穂積遺跡（服部村集落域）のように建物群の間に耕地が介在する集落形態、すなわち疎塊村（中世前期1-1類）とは異なり、建物群の間に耕地が介在しない集村（中世前期2類）に比定できる。こうした集落形態は椋橋荘の荘内流通拠点である庄本遺跡第1次調査区にとどまら⁽¹⁹⁾



第 186 図 「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」にみる「畠之外」等の分布

ず、日本全国の荘内流通拠点で共通し、別稿で述べたように中世前期における荘内流通拠点固有の集落形態となる。⁽²²⁾

出土遺物をみると、第4次調査区のフィゴ羽口や鉾津などのように商職人の活動を体現するものや、西日本各地の搬入供膳具といった広域流通網に接続する交易活動を示す遺物がある。このように字「市場」とその周辺に展開した集落には、先に取り上げた榎坂郷内の集落とは明らかに異なる特徴があり、ここを榎坂郷の荘内流通拠点である「住吉市庭」に比定して、全く問題はない。しかし、この荘内流通拠点が展開する領域は先に挙げた「住吉市庭免 三反」の範囲に収まるものではない。このように、史料に記された市庭は発掘調査によって判明した市庭と大きく食い違うように思われるので、次にこの問題について検討することにしてしよう。

まず、「住吉市庭」に推定される集落が展開するのは、これまでの発掘調査および確認調査の成果から南条6条1里27・28・33・34坪、同2里3・4・9・10坪の範囲(第186図)と推定されている。これらの坪について、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(『今西家文書』⁽²⁾)をみると、そのほとんどが雲林院の所領であり、春日社領は6条2里4坪に限られる。もちろん、この史料には「住吉市庭」や集落の存在を示す記述はなく、雲林院領に「住吉市庭」が存在したとは言えない。一方、

榎坂郷内の雲林院領を把握するために作成された「垂水西牧内雲林院領田畠坪付帳」(『今西家文書』⁽²⁾)をみると、6条1里27～29・33・34坪、6条2里9坪に「畠之外」や「畠外」が、同2里3・9坪には「畠」と注記されている。このうち「畠之外」が畠以外の何を示すのか、『今西家文書』では全くわからない。土地台帳でありながら、具体的な地目を示さないというのは、極めて特殊な表現と言える。その「畠之外」と注記された地目が隣接する坪に分布することをもとに、一つの地目がいくつかの坪にまたがって展開すると考えて、第186図に復元してみる。すると、先に述べた字「市場」周辺の集落域と、ほぼ重複することが確認できる。つまり「畠之外」とは、暗に「住吉市庭」を示す注記であったと言える。⁽²³⁾

振り返って、「住吉市庭免 三反」の意味であるが、これも雲林院領の状況から推測できる。春日社領である6条2里4坪の北に位置する6条1里33坪の「畠之外」は5反、南側の同2里9坪では「畠外」が6反大あるいは3反小である。その間に挟まれた6条2里4坪の住吉市庭を構成する集落が、これに類する範囲を占めることは容易に想定できる。また、穂積遺跡第21次調査区はこの坪で行われた調査であり、先に述べたように各時期の遺構が検出されている。「住吉市庭免 三反」とは、春日社が市庭免を施した範囲であることはいまでもなく、その範囲は住吉市庭域の集落のうち春日社領にあたる6条2里4坪の3反に対するものとなる。これによって、「住吉市庭免 三反」の意味は明らかとなり、先の矛盾は解消される。

このように、発掘調査で明らかになった住吉市庭域の集落が、史料の上からも「住吉市庭」に相当することが判明した。その「住吉市庭」が出現するのは11世紀後半に求められるが、それは小曾根遺跡・穂積遺跡(服部村集落域)の集落が成立する時期と一致する。つまり、榎坂郷を構成する村落に比定される集落と荘内流通拠点とは、その領域において一斉に出現するということになる。また、村落に比定される集落と荘内流通拠点では、その集落形態は大きく異なる。二つの形態の集落が同時に出現することに、集落史における中世前期への転換という画期が見出される。

まとめにかえて—領域型荘園「垂水西牧榎坂郷」の立荘—

榎坂郷域における中世的集落は11世紀後半に出現すると指摘したが、このことは領域型荘園である垂水西牧榎坂郷の成立とどのように関わるのだろうか。

中世前期の荘園では、荘園領主が村落を把握し、支配していたことは間違いない。垂水西牧の場合、荘民と領主(摂関家)の関係は藤原頼通が春日社に詣でた際、垂水西牧が屯倉3具を負担した康平5年(1062)までに成立している⁽⁵⁾。ただし、領域型荘園の成立を11世紀末あるいは12世紀に求めようとする文献史学の研究者は、11世紀後半の荘園をすべて免田型荘園のように考える傾向が強い。高橋一樹が承暦4年(1080)の榎並荘を「免田の集合体」と表現したのは、その一例と言える⁽²⁴⁾。よって、この史料に現れた「垂水西牧」とは、どのような荘園なのか、確認する必要がある。

高橋一樹は、12世紀に普及する中世荘園(本論でいうところの領域型荘園)とは、小規模な「本庄」あるいは「免田」に、他領主の荘園や免田、それに国衙領を含めた広大な範囲を取り込んで立荘されると説明している⁽²⁵⁾。垂水西牧榎坂郷も、「垂水西牧榎坂郷田畠取帳」(『今西家文書』⁽²⁾)の北条11条5里19坪などに記された「残牧内」の存在から、「牧内」とする部分がいわゆる「本庄」に

あたるとされ、その周囲に広がる榎坂郷を取り込んで領域型荘園に編成されたと考えられている。⁽²⁶⁾

「垂水西牧榎坂方御牧名帳」・「垂水西御牧小曾祢名帳」・「垂水西牧穂積名寄帳」(『今西家文書』)⁽²⁷⁾によると、「牧内」は北条11条6里・7里の中でも北部に分布する。その一帯は段丘の先端部にあたり、狭小な舌状丘陵と小規模な開析谷が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を呈する。こうした地形は放牧地として利用できるが、集落や水田を営むのに適しているとは言いにくい。しかも、この地域では、石蓮寺遺跡において16世紀の寺院に関連すると考えられる遺構が、石蓮寺廃寺跡では7世紀の寺院に伴うと考えられる掘立柱建物が確認されただけで、11世紀の集落や建物群は発見されていない。これまでの確認調査ならびに試掘調査の結果をふまえると、その将来においてこの地域で古代の建物群や中世前期の集落が発見される余地は乏しくなっている。よって、本庄に相当する「牧内」に、摂関家と結びついた荘民の集落が展開する可能性を考慮する必要はない。

ところで「牧内」以外の榎坂郷一帯は、雲林院など他の所領や加納を含み込んだ構造となっている。その一つに東寺領垂水荘も含まれるが、垂水荘と摂関家領垂水西牧榎坂郷の境界が確定したのは長治元年(1104)である。また、境界が確定した後も、垂水荘と垂水西牧榎坂郷の領域が複雑に入り組む状態にあることは、永久4年(1116)の「藤氏長者宣」⁽²⁸⁾や同年の「白河法皇院宣案」⁽²⁹⁾から知られ、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(『今西家文書』)⁽²⁾でも確認できる。少なくとも、これらの史料により「牧内」以外に広がる垂水西牧榎坂郷の領域は、12世紀までに成立していたと言える。

一方、これまで論じた中世前期の榎坂郷を構成する集落や荘内流通拠点が成立するのは11世紀後半としたが、より厳密には楠葉型瓦器碗が出現する1060年前後に求められる。これらの集落が周囲の耕地と一体になって村落という領域を構成したということは、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」が榎坂郷4カ村の領域を示した土地台帳であることから指摘できる。このことは、史料にみえる垂水荘と交接する領域が、12世紀以前にさかのぼって成立していたことと矛盾しない。むしろ「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」の村落に比定される集落が成立するという事は、そのまま560町もの広大な領域を有する垂水西牧榎坂郷の成立を意味すると言えるだろう。

振り返って、『康平記』に現れる摂関家領垂水西牧とは単なる「牧」ではなく、摂関家に勤仕する住人を擁する荘園であった。そのような住人の一部が、垂水西牧4郷のうち榎坂郷の集落にも居住したことは十分に考えられる。さらに、このような村落に比定される集落が11世紀後半に成立する状況は、垂水西牧原田郷に比定される原田遺跡・曾根遺跡などでも確認でき、垂水西牧を構成するすべての郷がこの時期に領域型荘園として立荘された可能性がある。

このように、『康平記』にみえる垂水西牧を免田型荘園とする決定的な根拠は全くなく、むしろこの時期に領域型荘園として成立したと考えるのが適当と判断する。その上で、1060年前後に集落や荘内流通拠点が一斉に形成する一方で「垂水西牧」が初見し、その住人が領主である摂関家に勤仕する以上、これらの現象は無関係に行われたわけではなく、一つの事象のもとに関連すると解釈する必要がある。つまり、これまで明らかにした中世的集落の形成とは自然発生的な要因を背景とするものではなく、領域型荘園「垂水西牧榎坂郷」の立荘に伴う地域編成に、その要因が求められるのである。

註

- (1) 橘田正徳「11世紀後半における集落編成からみた領域型荘園の成立」(九州古文化研究会編『古文化談叢』64 2010年)
- (2) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (3) 今西家文書および垂水西牧の研究にかかる学史は、古野貢が「解題」(豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年)においてまとめている。
- (4) 大阪府『大阪府史 第4巻 中世編Ⅱ』1981年
豊中市『豊中市史 第1巻』1961年
- (5) 『康平記』康平五年正月十三日条(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (6) 「摂政近衛基通家政所下文案」『春日神社文書』(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (7) 「平惟仲施入状案」『高野山文書』(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (8) 豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年
- (9) 「摂津国垂水西牧萱野郷百姓等解案」『春日神社文書』(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (10) 『勝尾寺文書』(豊中市『豊中市史 史料編1』1950年)
- (11) 豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』2008年
- (12) 橘田正徳「はたして難波津はどこにあったのか」(日本中世土器研究会編『中世土器研究』126号 2010年)
- (13) 尼崎市教育委員会『猪名庄遺跡—第31次調査(JR尼崎駅北市街地再開発事業に伴う)発掘調査概要—』1999年
- (14) 尼崎市教育委員会『平成8年度国庫補助事業 尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書』1999年
- (15) 曾根遺跡調査団『曾根遺跡第1次発掘調査報告書』2010年
- (16) 『日本紀略』天長二年四月条(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (17) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度(2007年度)』2008年
- (18) 「原田村四株家居入組之絵図」『野口家文書』(豊中市岡町図書館所蔵)
- (19) 橘田正徳「庄本遺跡からみた神崎川下流域の流通」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究XVIII』2004年)
- (20) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成9(1997)年度』1998年
- (21) 橘田正徳「難波津から河尻へ」九州古文化研究会編『古文化談叢』第70集 2013年
- (22) 橘田正徳「中世的流通の基礎構造」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』21 2007年)
- (23) 住吉市庭の北部には「畠外」・「島ノ外」の範囲が集落の推定範囲外に広がるように一致しないところがある。これについては、「総持寺遺跡にみえる荘内流通拠点の二面性」(日本中世土器研究会編『中世土器研究』130 2011年)で述べたとおりである。
- (24) 高橋一樹「中世荘園の立荘とその特質」『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房 2004年
- (25) 高橋一樹「中世荘園制の形成」『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房 2004年
- (26) 高田実「中世初期の荘園と村落」(島田次郎編『日本中世村落史の研究』吉川弘文館 1966年)
- (27) 「某書状」『白河本東寺百合文書 七十』(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (28) 「藤氏長者宣」『東寺百合文書ト』(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (29) 「白河法皇院宣案」『東寺百合文書ト』(豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年)
- (30) 小森俊寛『京から出土する土器の編年的研究—日本律令的土器様式の成立と展開、7～19世紀—』京都編集工房 2005年

第2章 垂水西牧榎坂郷における集村化の歴史的前提

はじめに

発掘調査された中世集落遺跡は集落論によって検討されるが、それだけで中世の集落が包蔵する情報は完全に消化できるのだろうか。さらに、発掘調査では集落以外に、用水路や耕地といった種々の遺構も調査の対象となる。また、史料あるいは絵図は、発掘調査では知ることのできない情報を提供してくれる。これらをあわせて検討することで、一荘園における中世社会の動態を解明する可能性は十分にある。本論は、そうした可能性を期待して『春日大社南郷目代 今西家文書⁽¹⁾』(以下、『今西家文書』とする。)をもとに、その具体像の一端が知られる垂水西牧榎坂郷西部域の様相を多角的に分析し、集村化にいたる過程とその要因を検討する。

ところで、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(『今西家文書⁽¹⁾』)によると、榎坂郷は垂水村・榎坂村・小曾根村・穂積村の4カ村で構成されていることになっている。13世紀後半になると、これに服部村が加わり、5カ村となる。しかし、服部村は他の村落と同じく11世紀後半に集落が形成することから、ここでは史料に基づく場合以外では、5カ村として扱った。

なお、本論に掲載しなかった各調査区の平面図および出土遺物は、『新修 豊中市史 考古⁽²⁾』および市内発掘調査報告書などを参照していただきたい。

1. 12世紀～13世紀の垂水西牧榎坂郷

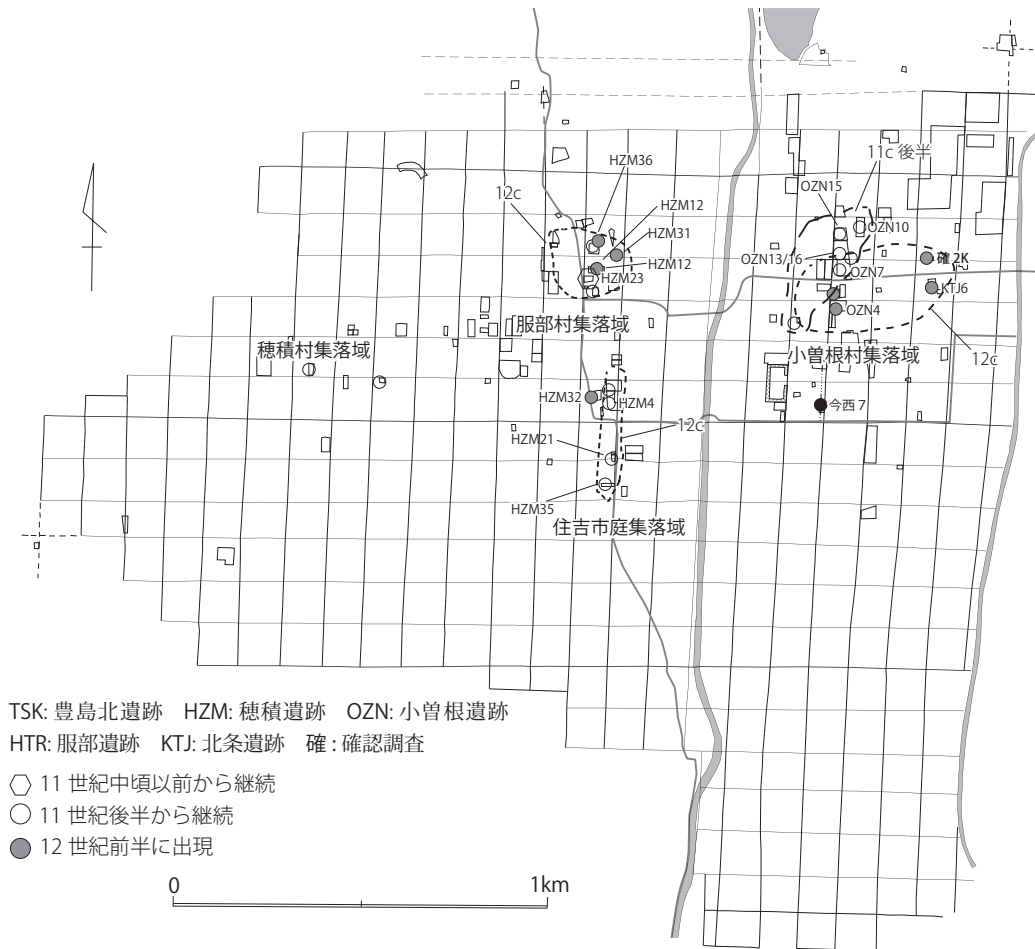
(1) 12世紀における集落の展開

ここでは、榎坂郷において中世的集落が形成した後、つまり12世紀～13世紀前半の動向について検討する。なお、12世紀前半における集落の状況は第187図に、12世紀後半～13世紀前半の状況は第188図に示した。

小曾根村領域 小曾根遺跡第2・9・7・10・13/16・15次調査区、北条遺跡第6次調査区などにおいて、12世紀～13世紀の建物群が確認されている。

まず、第7・10・13/16・15次調査区の一帯(5条1里8・9坪)では、11世紀後半に出現した建物群が引き続き展開するものの、12世紀中頃に突然廃絶する。ほぼ同じ時期に、この集落のすぐ南側の第2・9次調査区などが位置する5条1里16・17・20・21坪の一帯において、3群以上の建物群が出現する。「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(『今西家文書⁽¹⁾』)によると、5条1里16・17・20・21坪の一帯には、正時・次郎丸・国方といった1～3町規模の名田を経営する名主の屋敷地が集中する。このことから、5条1里8・9坪などに展開した集落が、何かの事情により12世紀中頃に5条1里16・17・20・21坪へ移動したと考えられる。

集落中心部から東に200mほど離れた北条遺跡第6次調査区では、12世紀初頭に建物群が出現する。また、この調査区の北東に位置する確2K地点(第187図)でも別の建物群が展開するもの

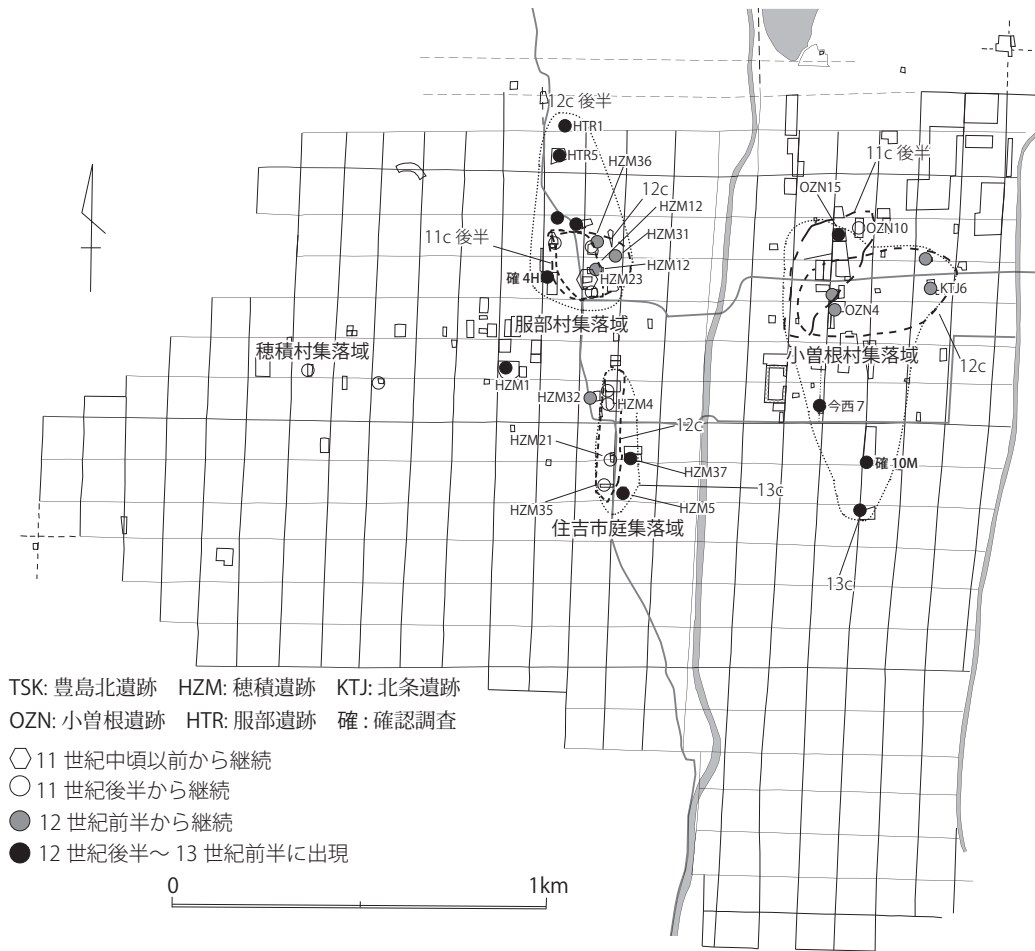


第 187 図 12 世紀前半における集落の動態

の、これも 11 世紀後半にさかのぼる可能性は乏しい。北条遺跡第 6 次調査区の建物群は、後に述べるように 12 世紀前半に火災にあい、その後しばらくして断絶する可能性が高く、集落中心部の小移動にかかる影響は確認できない。「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」によると、北条遺跡第 6 次調査区と集落中心部の間に位置する 5 条 1 里 16 坪に、「又今延吉」の屋敷が所在する。よって、第 6 次調査区と集落中心部の間には、これ以外にもいくつかの建物群が展開する可能性があり、12 世紀前半における集落領域は東西 250m 前後になると想定される。

12 世紀後半以降に出現する建物群としては、今西氏屋敷第 7 次調査区・確 10M 地点などが挙げられる (第 188 図)。また、小曾根遺跡第 15 次調査区でも、12 世紀末に再び建物群が展開するようになる。今西氏屋敷第 7 次調査区は先の集落中心部から南へ約 200m、確 10M 地点も南へ 300m 以上離れたところに位置し、それぞれ単独で展開する。12 世紀前半の建物群が集落領域の外周に出現するのに対して、12 世紀後半の建物群は集落から離れたところに、しかも単独で出現する傾向がある。

12 世紀の小曾根村領域では、第 7・10・13/16・15 次調査区一帯の集落中心部から東方へ集落域を拡大する一方で、12 世紀中頃に集落の中心部は南へ少し移動する。さらに 12 世紀後半には、



第188図 12世紀後半～13世紀前半における集落の動態

集落から離れたところで、単独の建物群が散在的に展開するようになる。そうした状況は13世紀中頃まで継続する。

以上のように、中世前期の小曾根村では集落中心部から外周へ、さらにその周辺へと同心円状に集落領域を拡大する傾向が見出せる。

服部村領域 当集落では、12世紀初頭までに第12次調査区や第31次調査区などにおいて、建物群が出現する。これらの調査区は、集落形成時に中心的な役割を担ったと考えられる建物群が存在する第23次調査区から、100mほど離れている。このことと周辺における確認調査の成果を合わせると、12世紀前半における服部村集落の領域は、第23次調査区を中心に半径100m程度の範囲に復元できる。

一方、服部遺跡第5次調査区(第164図)では、12世紀中頃以降の建物(SB03)が確認されている。また、服部遺跡第1次調査区でも、12世紀末～13世紀後半(和泉型瓦器碗Ⅲ-2～Ⅳ-2期)の井戸などの遺構が確認されている。よって、ここにも新興の建物群が展開した可能性がある。これ以外に、確4H地点などの確認調査地点(第188図)でも、12世紀中頃以降の建物群が存在すると想定される。このうち、服部遺跡第1次・第5次調査区は集落中心部から北へ200mほど離

れたところに、確4H地点は西へ約100mのところを位置し、それぞれの建物群は単独で展開する。

服部村領域においても、集落外周部を次第に拡大するあり方から、単独の建物群が集落から距離を置いて単独で展開するようになる。このような集落拡大にみえる変化は、先に述べた小曾根村集落と共通する。

穂積村集落域 当集落域では本格的な発掘調査が行われていないため、集落の変遷は検討できない。ただし、穂積遺跡第1次調査区⁽²⁾において、単独で展開する13世紀後半の建物群が確認されている。このことをもとに、12世紀後半以降の様相に関しては、これまで述べた小曾根・服部村集落と同じ展開が予想される。

住吉市庭域 住吉市庭は形成した当初から、集村を呈する。それぞれの調査区で確認された建物群は、第35次調査区(第185図)を除いて11世紀後半～13世紀にわたって継続する。一方、市庭の西50mに位置する第32次調査区⁽⁴⁾とその一帯では、12世紀に出現する建物群が存在すると推定されている。しかし、第4次調査区(第180図)と第32次調査区の間は河川(天竺川旧河道)が流れていた可能性もあり、これらが一つの集落を構成するとは考えにくい。また、集落の東方では12世紀の遺構は確認されておらず、住吉市庭の集落領域が東西に拡大する余地は乏しい。

以上、各村落・荘内流通拠点における集落の展開について検討した。この結果、小曾根村・服部村集落では、11世紀後半に集落が形成した後も、継続的に領域を拡大することを確認した。さらに12世紀中頃以降は、集落中心部から離れたところに単独の建物群が出現することが判明した。その一方で、荘内流通拠点である住吉市庭の集落域は、拡大しないまま継続すると推測できる。

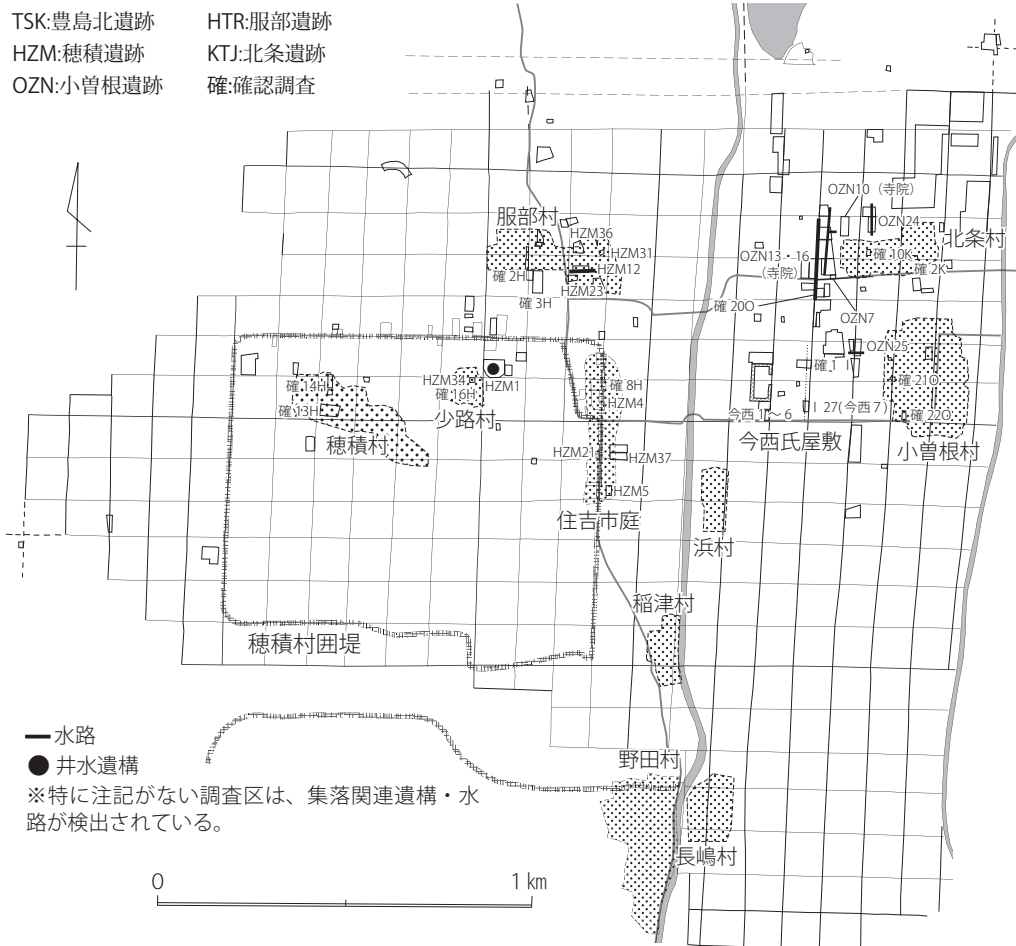
ところで小曾根村集落をみると、11世紀末～12世紀前半に出現する建物群は、11世紀後半に集落を形成した建物群の周囲や、集落域の外縁部に展開する。そのようなあり方から新たに出現した建物群とは、集落が出現する段階の建物群から分立した新規の経営体すなわち新興農民層と考えられる。もちろん、12世紀中頃に集落の中心部は移動するが、引き続き集落領域は拡大し、建物群が増加する傾向は変わらない。

一方、服部村域をみると、集落内の建物群が安定的に展開する中で、12世紀に新たな建物群が出現する。よって、集落の周辺に出現した建物群は、既往の集落が解体したり、建物群の移動を契機とするものではなく、小曾根集落と同じく既往の集落成員から分立した新興農民層の出現に起因する。

このようにみると、12世紀における集落の拡大とは、建物群の絶対数が増加することによって実現したと言える。その前提には、人口を維持する以上の食料生産力の向上が必要とされる。つまり、この時期におきた集落の拡大とは、生産力の向上に直結する耕地開発や生産技術の進展を背景にしたものと推測する。また、12世紀後半に単独の建物群が出現する要因として、建物群の増加によって既往の集落領域が飽和しつつあったことに求められよう。

(2) 榎坂郷における集村化

13世紀後半になると、榎坂郷における各集落の形態は大きく変容し、その周辺に展開した建物群は廃絶する。ここでは、この時期におきた集落の変動について検討する。なお、13世紀後半に

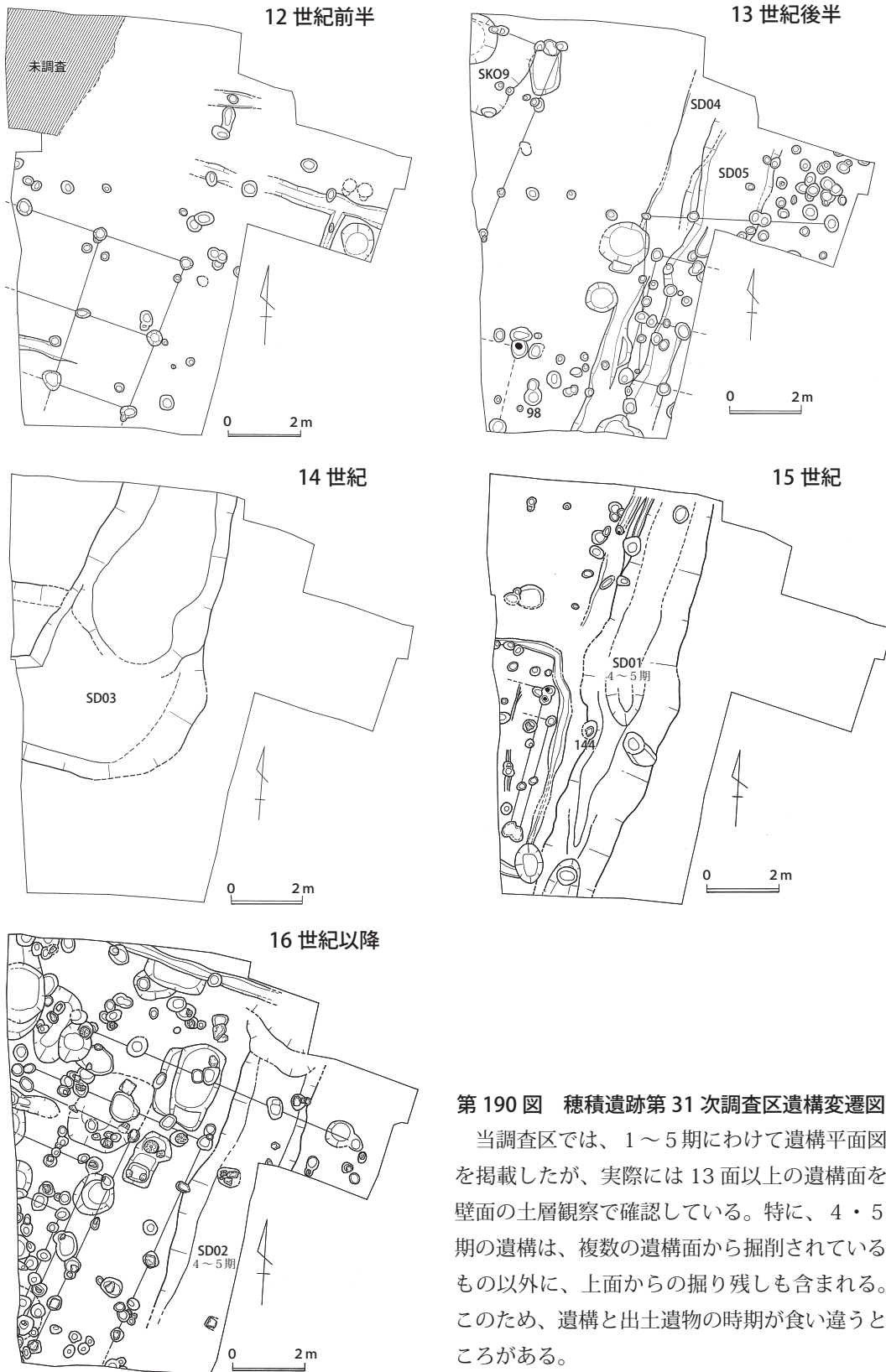


第189図 13世紀後半以降の榎坂郷西部（集落関係）

における集落の状況については、第189図に示した。

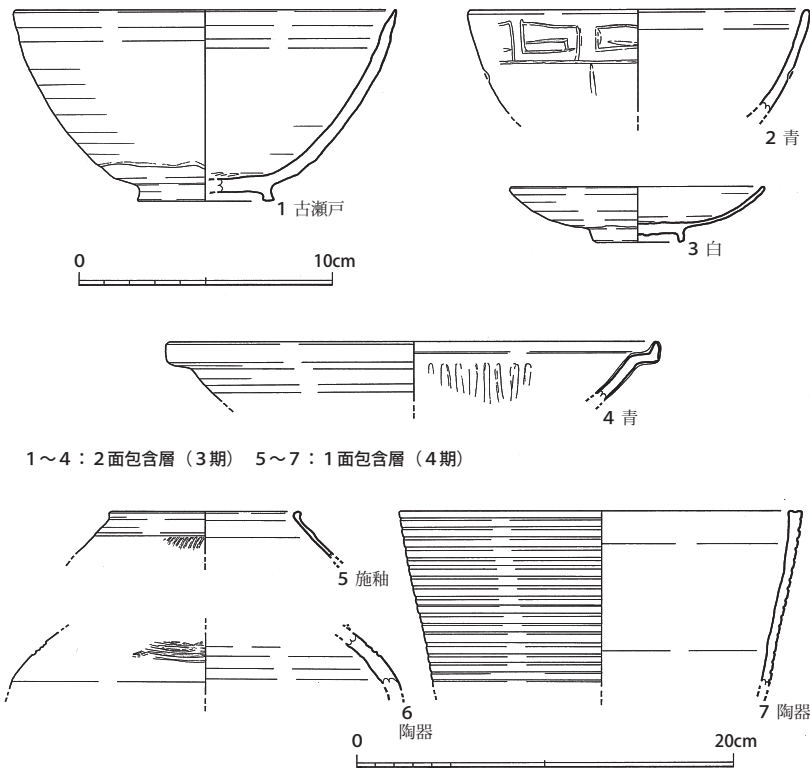
小曾根村集落域 当集落域において12世紀に展開した建物群は、集落の中心部や周辺に位置するものに関わらず、13世紀後半のうちにすべて廃絶する。例えば北条遺跡第6次調査区の場合、和泉型瓦器碗Ⅳ-2期を最後に建物群は廃絶し、その後に水路が掘削され、敷地は耕地として利用される。今西氏屋敷第7次調査区⁽⁵⁾の建物群も、和泉型瓦器碗Ⅳ-2期を最後に建物群は廃絶する。これ以後、仮製地図に記された小曾根村集落域（以後、「現小曾根村集落」とする。）以外で展開する建物群は、南郷目代今西氏屋敷⁽⁵⁾（南郷春日神社）や安楽寺といった宗教施設に限定されるようになる。一方、現小曾根村集落内にある確210地点では、13世紀後半～18世紀にいたる13層以上の遺構面を確認している。集落域の南端付近に位置する確220地点でも、中世後期～近世の遺構が検出されている。これらの確認調査の所見により、現小曾根村集落はこれまで紹介した中世前期の集落・建物群が廃絶するのと、ほぼ同じ時期に形成しはじめると推定される。このことは、13世紀後半に集村化がはじまることを意味する。

服部村集落域 当村落の場合、仮製地図に記された服部村集落域（現服部村集落）から離れたところに展開した建物群は、13世紀後半までにすべて廃絶する。服部遺跡第1次調査区では、和泉



第190図 穂積遺跡第31次調査区遺構変遷図

当調査区では、1～5期にわけて遺構平面図を掲載したが、実際には13面以上の遺構面を壁面の土層観察で確認している。特に、4・5期の遺構は、複数の遺構面から掘削されているもの以外に、上面からの掘り残しも含まれる。このため、遺構と出土遺物の時期が食い違うところがある。



第191図 穂積31次出土遺物1

型瓦器碗Ⅳ－2期以降の遺物は見られず、服部遺跡第5次調査区の建物群も和泉型瓦器碗Ⅲ－2期までに廃絶する。その一方で、現服部村集落内に位置する穂積遺跡第12・23・31・36次調査区では、13世紀後半以降も建物群が継続する。特に穂積遺跡第31次調査区（第190図）は、近世後期にいたる建物群の変遷が比較的良好にわかる事例なので、ここで詳述することにする。

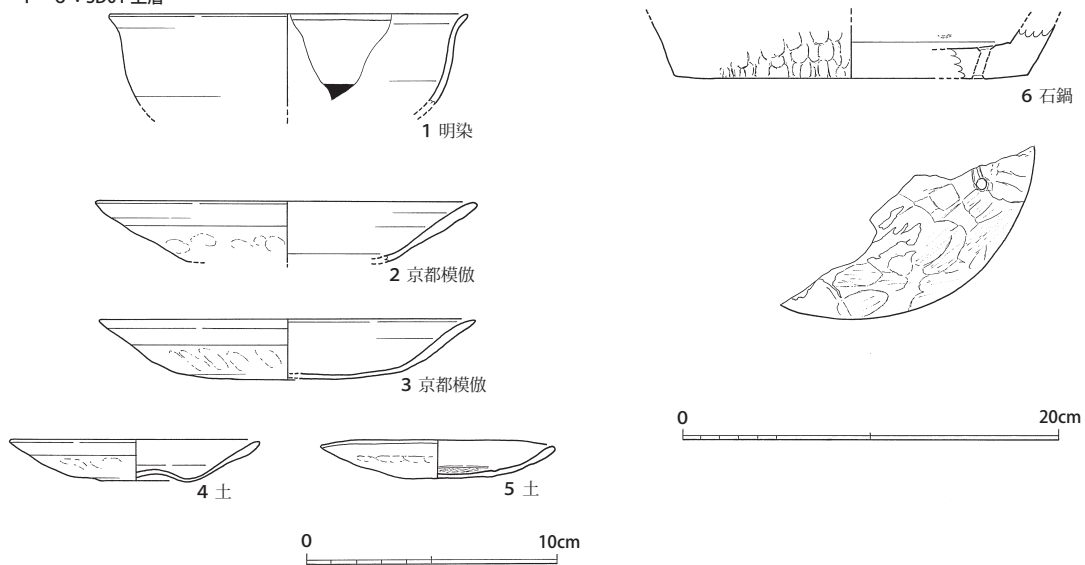
当調査区では12世紀前半に建物群が出現するが、その遺構面上には分厚い灰白色極細粒砂層が堆積するとおり、洪水によって廃絶する。その後、13世紀後半になって、区画溝をはさんで二つの建物群が成立する。14世紀後半までにSD03が掘削されるため、東側の建物群の変遷は把握できなくなるが、西側の建物群は幅2～3m前後の区画溝を巡らした屋敷地を形成し、近現代まで大きな断絶もなく継続する。この調査区で注意されるのは、13世紀後半に区画溝を巡らす建物群が出現すること、このときに設定された土地区画の境界が、その後にはわたってほぼ固定されていることである。この時期から建物群の周囲に巡らされた区画溝の規模が次第に拡大しはじめることも、遺構の変遷から観察できる。

このような幅1～3mの溝で隣接する屋敷地を区画する例は、同じく服部村内の第23次調査区（第174図）や第36次調査区⁽⁶⁾でもみられ、溝を挟んで建物群が密集する集落景観が復元できる。なお、服部村の場合は中世前期の集落が移動することなく、そのまま集村化しており、村落によって集村化の過程は異なると言える。

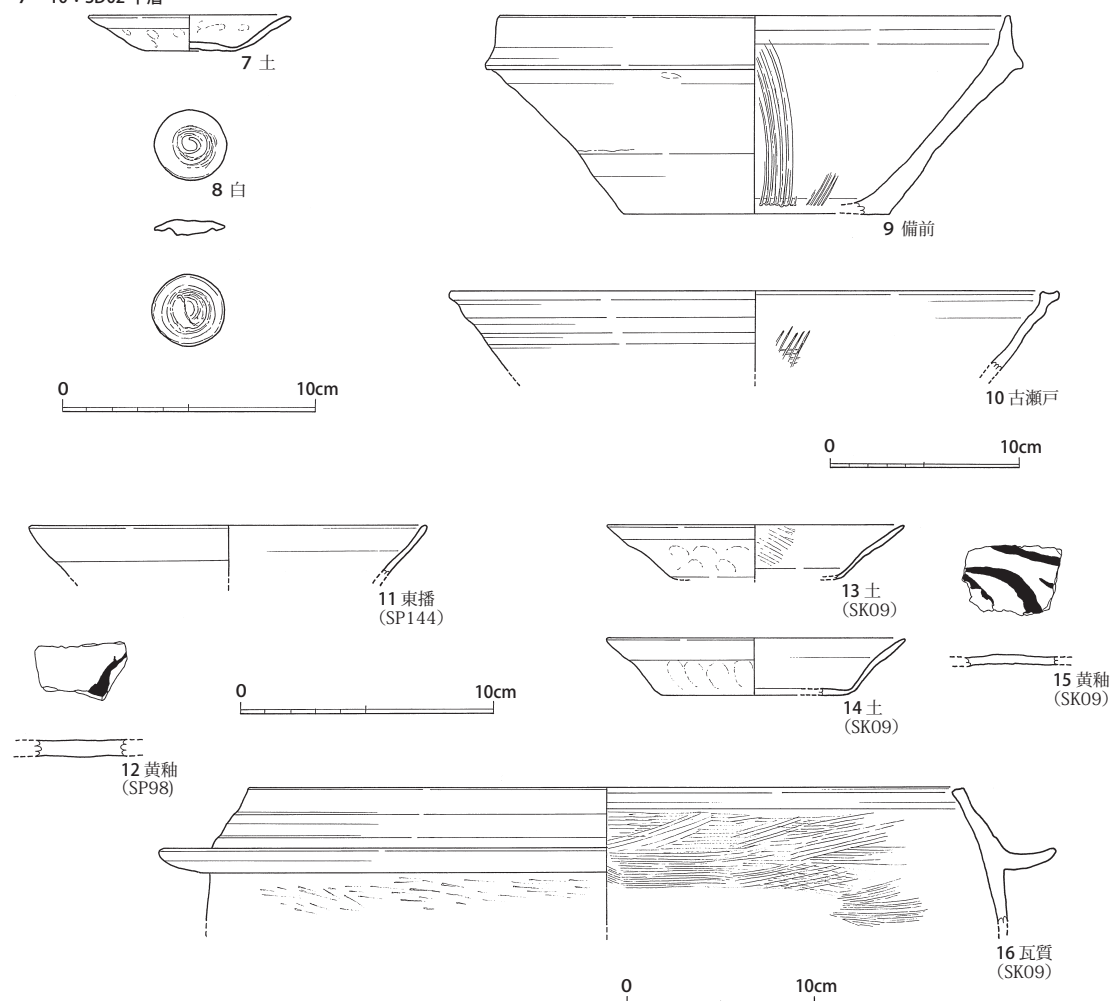
穂積村集落域 13世紀後半に単独で展開していた穂積遺跡第1次調査区の建物群は、和泉型瓦器碗Ⅳ－3期に廃絶し、その後は耕地となる。また、近くには溜池状遺構が掘削される⁽²⁾。一方、仮

第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態

1～6：SD01 上層

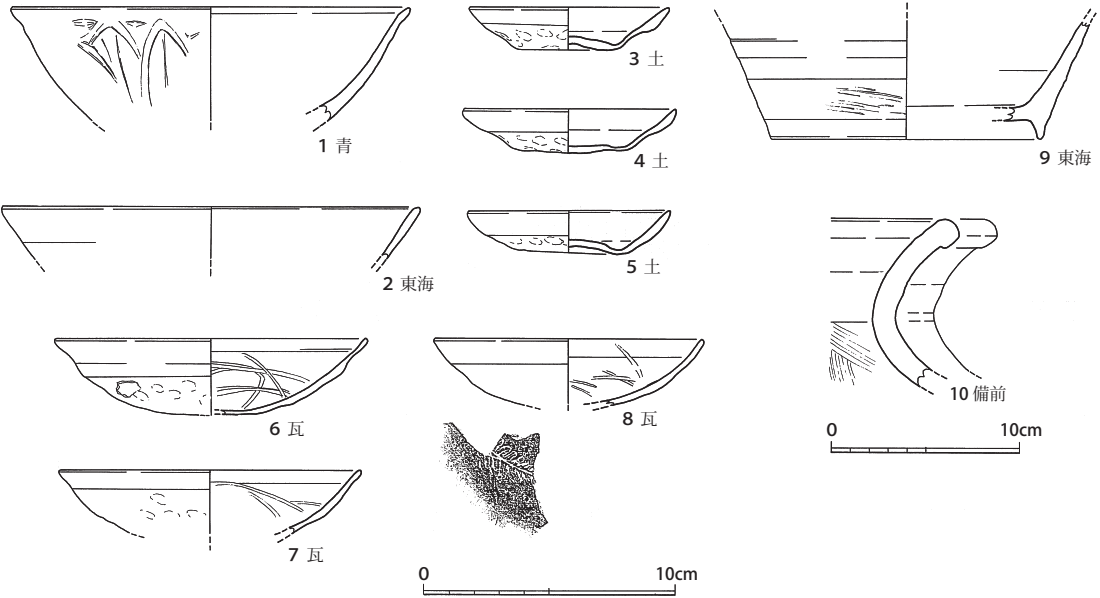


7～10：SD02 下層

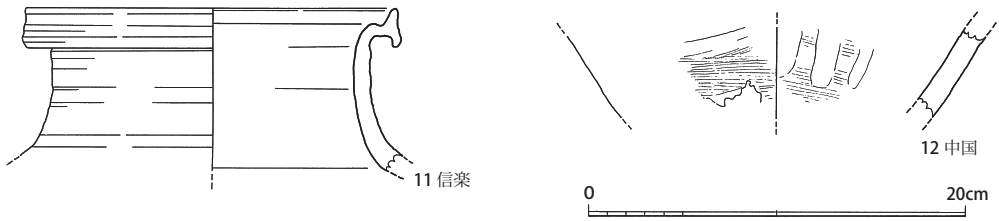


第192図 穂積31次出土遺物2

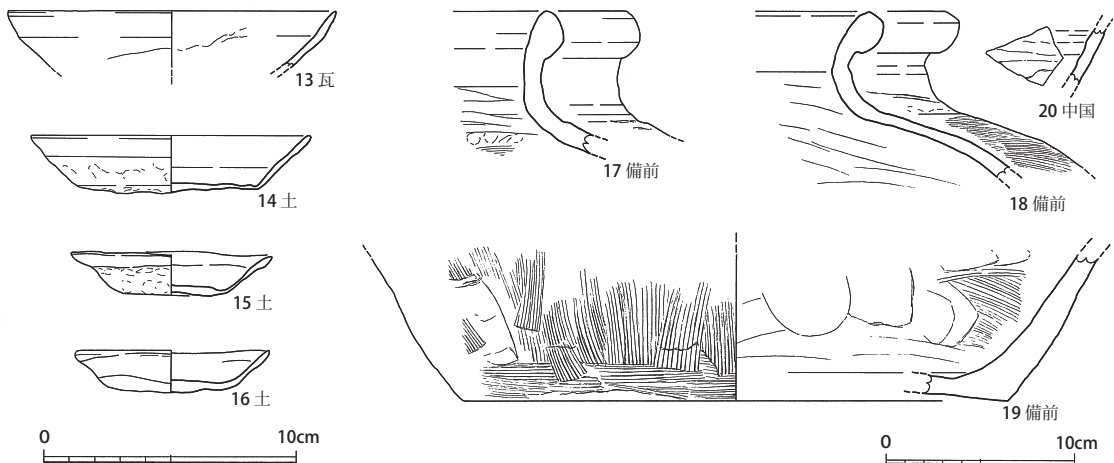
1~10 : SD05



11・12 : SD04



13~20 : SD03



第193図 穂積31次出土遺物3

製地図に記された穂積村集落域（現穂積村集落）で行なわれた確認調査（確 13・14H）では、13世紀後半～近現代にいたる遺構面を確認しており、現集落の成立は13世紀後半にさかのぼる。

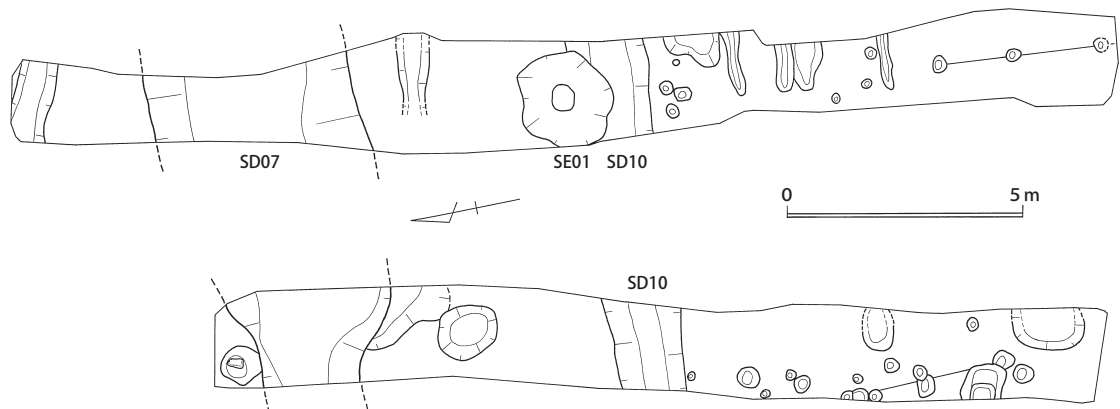
これ以外に、穂積村の東方に位置する字「少路」の集落域で行われた第34次調査区⁽⁴⁾では、中世後期の井戸・区画溝が検出され、その南50mの地点で行われた確認調査（確 16H）でも13世紀後半の区画溝や柱穴が確認されている。字「少路」の集落は榎坂郷5カ村に含まれない小集落であり、史料の上でも16世紀にならないと確認できない。天文5年(1536)の「御神供田穂積御内検帳」(『今西家文書』⁽¹⁾)などの史料で初見する小集落は、これ以外に浜・長嶋などがある。それらの小集落では、まだ本格的な発掘調査が行われていない。このため、その成立時期は確認できないが、字「少路」と同じく13世紀後半にさかのぼって成立した可能性はある。このことは、中世後期における榎坂郷5カ村と、それ以外の小集落との関係を考える上で特に留意する必要がある。

以上により、榎坂郷におけるこれまでの発掘調査などで、13世紀後半以降の建物群が確認された地点は、宗教施設を除いて明治の仮製地図に記された現集落とその周辺に限定される。また、現集落とその周辺で確認された建物群の特徴をみると、穂積遺跡第31次調査区の変遷でも指摘したように区画溝の位置が長期にわたって固定され、それぞれの建物群も永続的と言えるほど長く継続する。そうした建物群の中には近現代まで継続するものもあるように、13世紀後半における集村化によって現集落の原形が成立する。

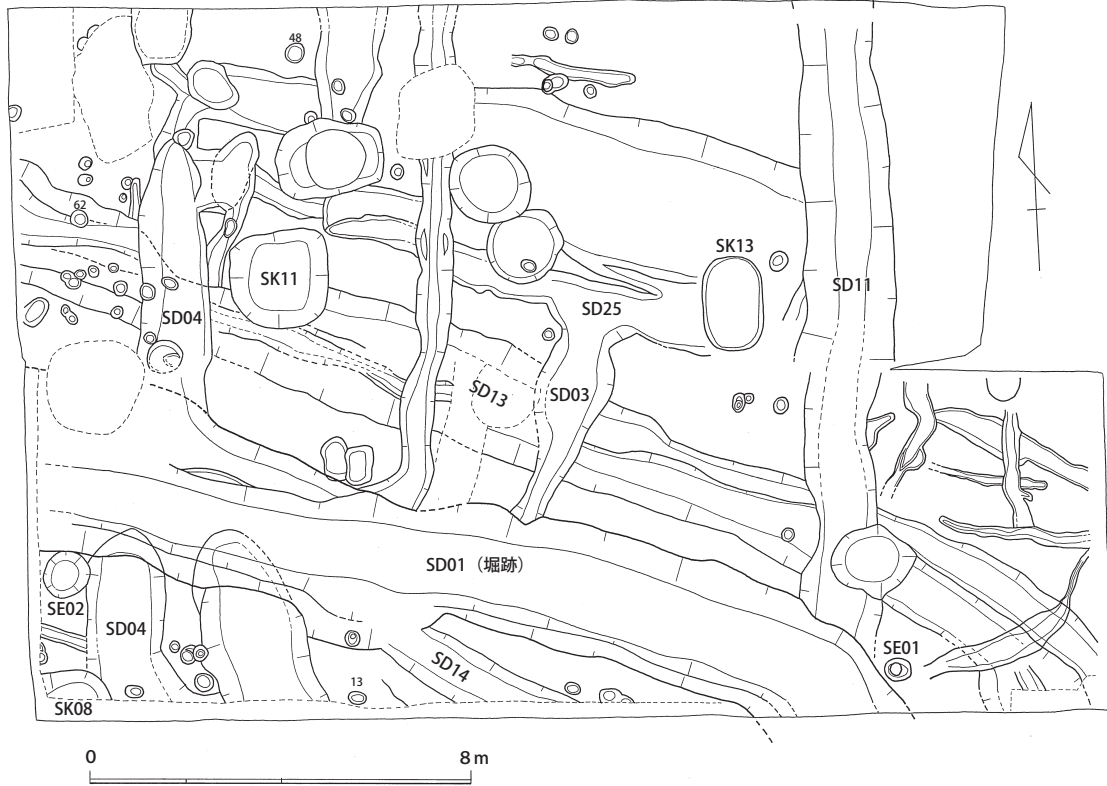
なお、摂津・河内・大和では13世紀後半に集村化がはじまり、14世紀には瀬戸内沿岸部や九州北部でも一般化する。つまり、集村化そのものは、特に榎坂郷固有の現象ではなく、西日本一帯で共通する。その一方で、六甲山系の北側にあたる神戸市北区や三田市、吉川町といった兵庫県の一部の地域では集村と散村が複雑に混在し、また富山平野（富山県）のように集村があまりみられない地域もある。このことから、集村化の背景には広い地域で共通する要因がある一方で、非常に限定された地域を対象に、個別に進められたことが判明する。

(3) 13世紀後半における住吉市庭

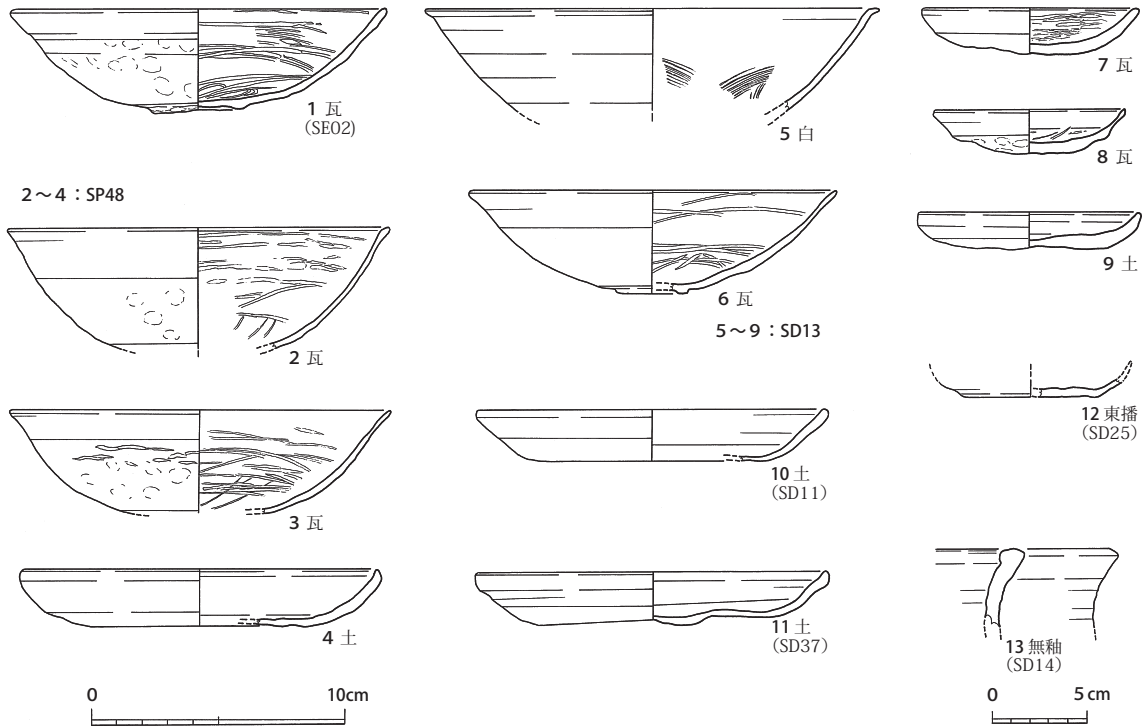
13世紀後半には小曾根・服部・穂積村が集村化し、字「少路」といった小集落も出現するように、



第194図 穂積遺跡第5次調査区



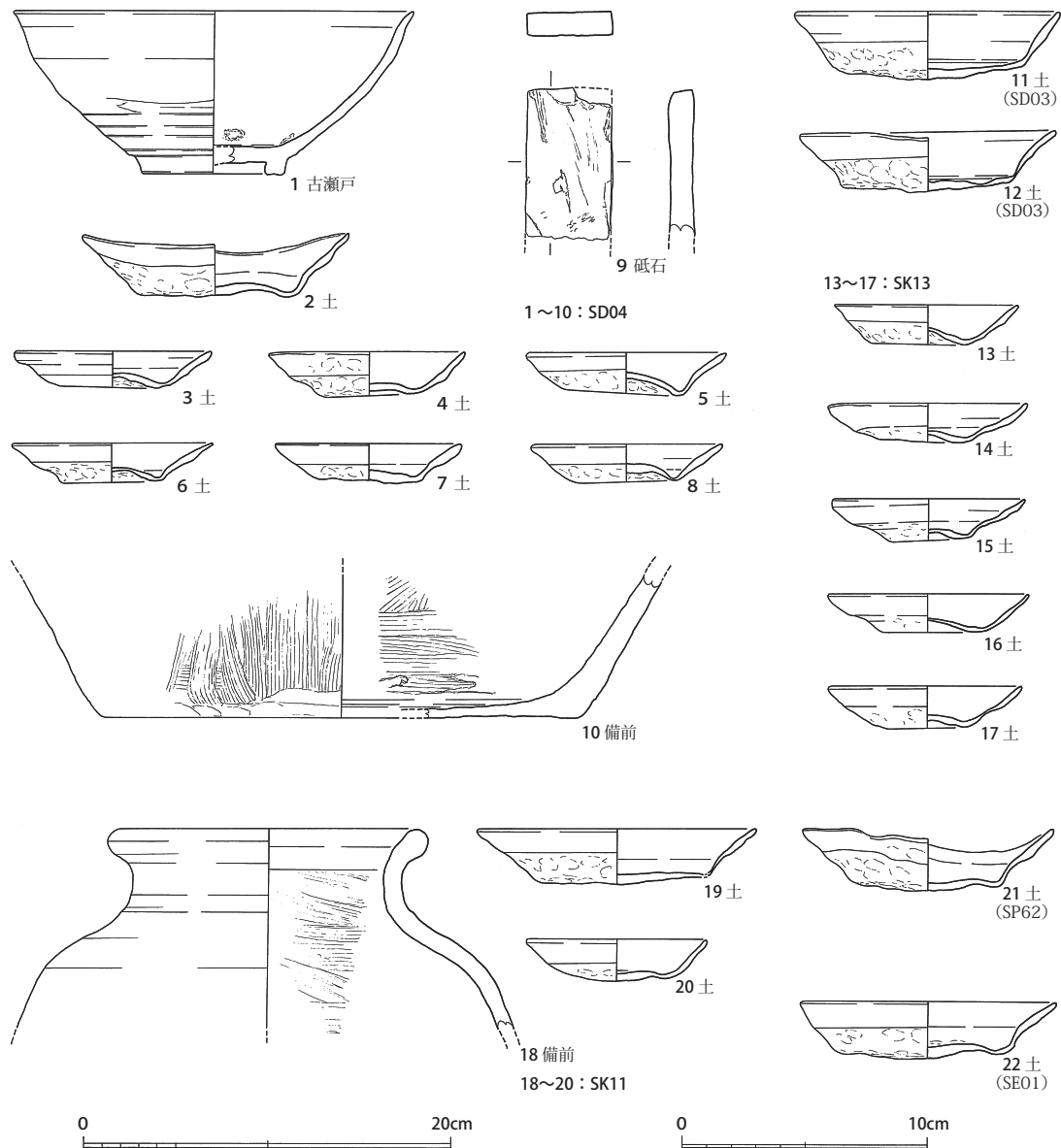
第195図 穂積遺跡第37次調査区（第1面）



第196図 穂積37次中世前期遺物

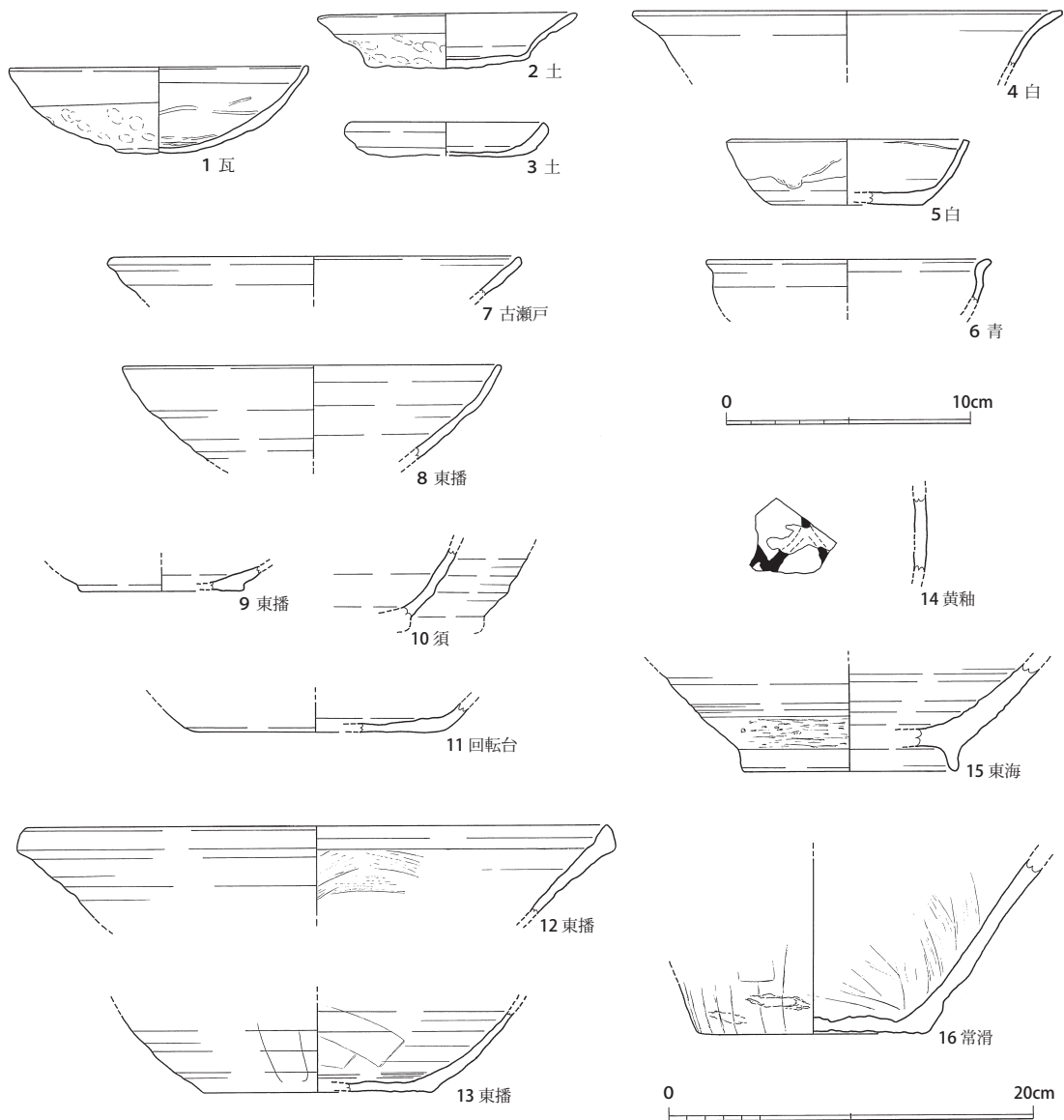
この時期に榎坂郷の集落は大きく変容する。これに対して住吉市庭は集村として出現しているためか、この時期に集落形態が大きく変化するような状況は認められない。このことは、市庭北側に位置する第4次調査区で14世紀以降の遺構が多く検出され、第21次調査区（第182図）でも建物群が継続的に展開することから裏付けられる。しかし、市庭の南部では、それまで耕地であった第5次・第37次調査区において建物群が出現するなど、周辺の集落とは異なる変化が起る。

第5次調査区（第194図）では、13世紀中頃の区画溝や柱穴などの遺構が確認された。トレンチ調査のため、13世紀の建物群が展開したこと以外の状況は明確ではない。ただし、出土した遺物を概観すると、和泉型瓦器碗はⅣ期のものが主体を占める。



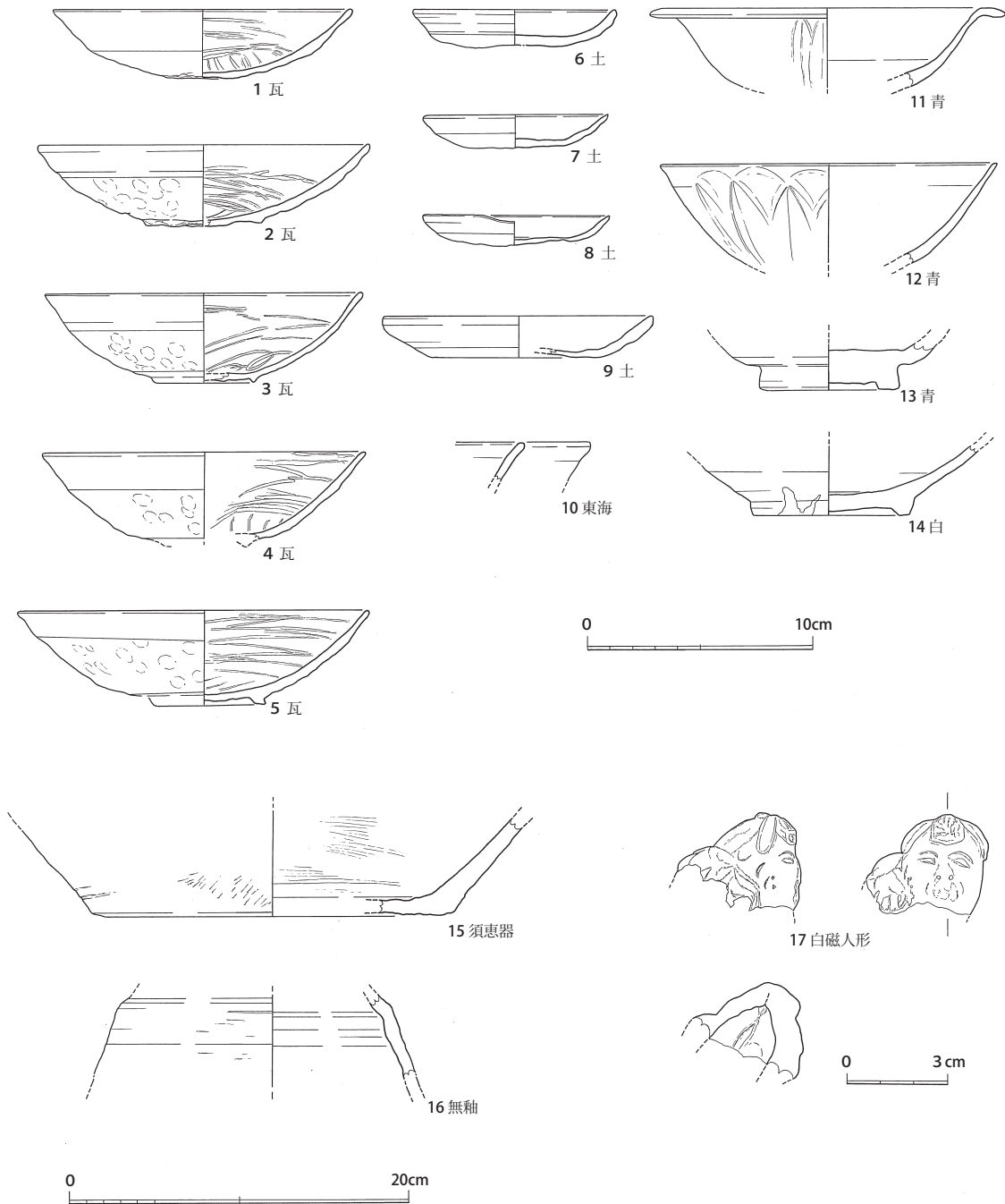
第197図 穂積37次中世後期建物群出土遺物

一方、第5次調査区の50m北に位置する第37次調査区（第195図）では、東西方向から南へ屈曲する幅2m、深さ0.6m前後の溝（SD01）が確認された。SD01は、Ⅲ-3期の和泉型瓦器碗（第196図1）が出土したSE02を削平する一方、その下層からはⅢ-3期の和泉型瓦器碗が出土しており、開削された時期は13世紀前半に求められる。また、下層埋土には植物遺体を多く含むシルトが堆積しており、水が流れた形跡はない。SD01の南側からは同じ時期の集落関連遺構を検出しており、第5次調査区にかけて建物群が展開すると推定できる一方で、北側では15世紀に展開する建物群以外の遺構は確認されていない。このように、SD01の南北では遺構密度や土地利用のあり方に大きな違いがあり、さらに溝の規模や形状、埋土の堆積状況などをあわせて考えると、SD01は居館の周囲に巡らされた堀と言える。そうした堀で注目されたのは、白磁製中国人女性像の頭部



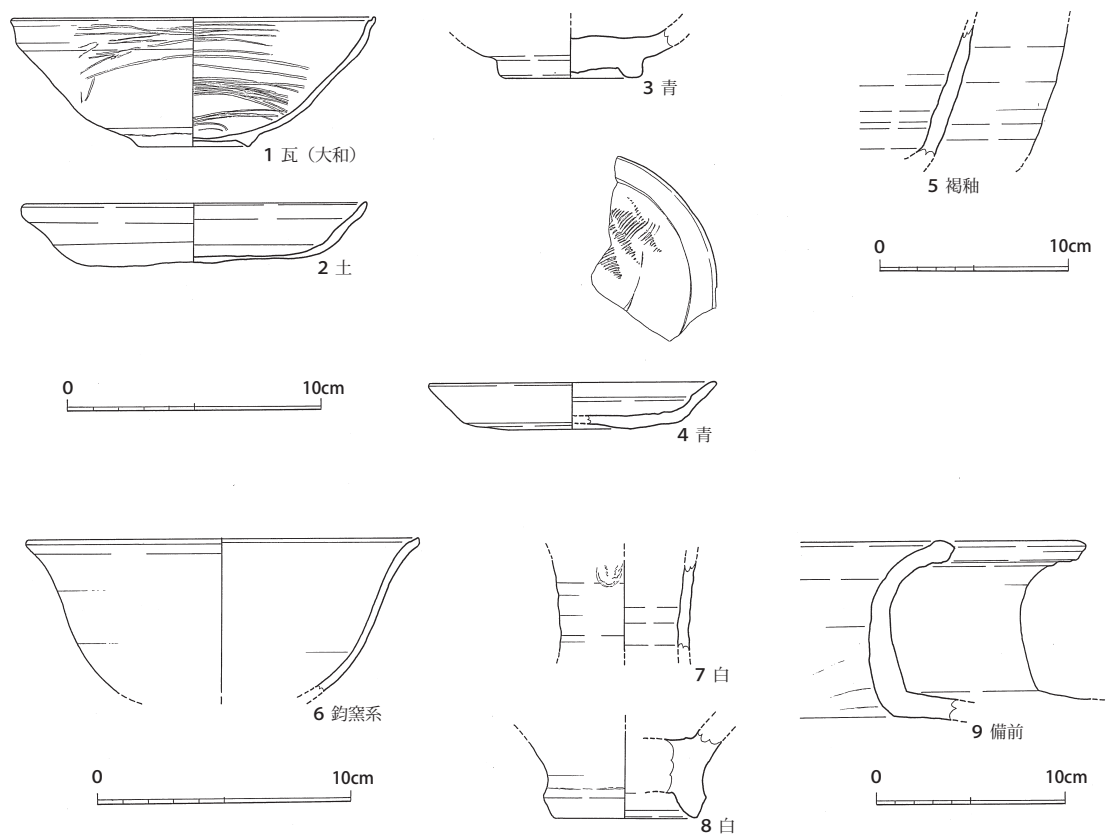
第198図 穂積37次SD01上層出土遺物

第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態



第 199 図 穂積 37 次 SD01 中層出土遺物

片(第 199 図 17) や破断面に漆継痕がある鈎窯系青磁大鉢(第 200 図 6)、白磁水注(第 200 図 7・8)、黄釉陶器盤(第 198 図 14) といった特殊なものを含む多彩な貿易陶磁が出土したことである。また、東海系無釉陶器碗(第 199 図 10) や大和型瓦器碗(第 200 図 1) といった各地の搬入供膳具も出土している。これらの貿易陶磁は、住吉市庭にあっても希少な遺物であることはいままでもなく、居館の住人が傑出した富裕層であることを示す指標になるだろう。



第200図 穂積37次(第1面)SD01出土遺物(※出土層位不明)

居館が出現した後も、市庭の南部では集落の様相にわずかな変化が認められる。例えば、住吉市庭の南端に位置する第35次調査区の建物群は、13世紀後半に一旦廃絶して耕地になる。第37次調査区の居館も、14世紀中頃までに廃絶する。この地点では、15世紀に別の建物群が展開するようになるが(第197図)、市庭の南半部は次第に過疎化していくことが指摘できる。

住吉市庭では居館が出現した後、南半部では建物群が減少する傾向が見られる。また、居館は14世紀中頃までに廃絶するが、集落の形態は大きく変化しないまま、中世後期に継続する。よって、15世紀前半までは周囲の集落と比べて安定していたと言える。

2. 榎坂郷西部の集落と「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」

(1) 名主屋敷

ここまで述べてきたように、発掘調査で得られた成果によって、榎坂郷西部における中世前期の集落景観とその変遷が明らかになりつつある。そこで問題になるのが、これらの成果と「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(『今西家文書』⁽¹⁾)の整合性である。

まず、榎坂郷西部域の各遺跡で確認された建物群の位置を、豊島郡条里の地割上に比定してみる

第18表 「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(下)における屋敷等一覧

条里	地目	所有者	敷地面積	経営規模	追筆	発掘調査	関連遺構
南 5-1-1						北条 1 次	遺物出土・遺構不明
南 5-1-5	寺敷	安德寺					
南 5-1-9	屋敷	善得	小 (120 歩)	4 反規模		小曾根 10・13/16・15 次	11～12 c・13 c の建物群
南 5-1-9	寺敷		1 反		追筆	小曾根 10・13/16・15 次	寺院関連・瓦多量出土
南 5-1-10						小曾根 24 次	
南 5-1-12						北条 1 次	遺物出土・遺構不明
南 5-1-14	屋敷	正光	小 (120 歩)	舎人・4 町規模		北条 6 次	12～14 c の建物群
南 5-1-15	屋敷	又今延吉	半 (180 歩)	舎人・11 町規模	追筆か		
南 5-1-16						小曾根 7 次	11～12 c の建物群
南 5-1-18	屋敷	国方 (1)	小 (120 歩)	舎人・3 町規模			
南 5-1-19	屋敷	国方 (2)	大 (240 歩)	2 坪にまたがるか		小曾根 2 次	12 c の遺構
南 5-1-19	寺敷		大 (240 歩)		追筆	小曾根 2 次	
南 5-1-20	屋敷	正時 (1)	半 (180 歩)	3 町規模	追筆か		
南 5-1-20	屋敷	次郎丸	小 (120 歩)	1 町規模	追筆		
南 5-1-21	屋敷	正時 (2)	半 (180 歩)		追筆か	小曾根 1・4・6 次	6 次で瓦多数出土
南 5-1-22	寺敷		大 (240 歩)		追筆		
南 5-1-24	屋敷	安重		舎人・4 町規模	追筆		
南 5-1-27						小曾根 12・25 次	25 次水路で瓦多数出土
南 5-1-28						小曾根 18 次	粘土採掘土坑
南 5-1-29							
南 5-1-30	堤		1 反			今西氏屋敷 2・6 次	今西氏屋敷
南 5-1-31						今西氏屋敷 1・3～6 次	今西氏屋敷
南 5-1-32						今西氏屋敷 7 次	13 c の建物群
南 6-1-4	畠屋敷	時光		舎人・2 町規模	追筆か		
南 6-1-5	屋敷	重任 (1)		15 町規模			
南 6-1-9	屋敷	恒貞 (1)	小 (120 歩)	10 町規模	追筆		
南 6-1-9	屋敷	又則武	小 (120 歩)	舎人・4 町規模		穂積 36 次	
南 6-1-13	屋敷	武光	小 (120 歩)	3 町規模			
南 6-1-16	屋敷	恒貞 (2)	1 反			穂積 12・23・31 次	古代・中～近世の建物群
南 6-1-17	屋敷	忠国	半 (180 歩)	舎人・4 町規模	追筆か		
南 6-1-23	住吉敷地	住吉神社	2 反				
南 6-1-30						穂積 1 次	13 c の建物群ほか
南 6-1-31	屋敷	忠吉 (1)	1 反	舎人・42 町規模			
南 6-1-32	寺敷	福田寺	1 反		追筆か		
南 6-1-33						穂積 4 次	市庭関連集落の一部
南 6-2-4						穂積 21 次	11～13 c の建物群
南 6-1-33		福田寺			追筆		
南 6-2-6	屋敷	忠吉 (2)					
南 6-2-10						穂積 5 次	13 c 代の建物群
南 7-1-2						豊島北 3 次	条里遺構
南 7-1-3						豊島北 3 次	条里遺構
南 7-1-12	畠屋敷		1 反		追筆か		
南 7-1-12	堂敷				追筆		
南 7-1-13	荒屋敷	恒貞 (3)	2 反		追筆		
南 7-1-13	寺敷		1 反		追筆		
南 7-1-30	屋敷	重任 (2)	小 (120 歩)				
南 7-2-3	道祖神		1 反		追筆		
南 7-2-11	寺敷屋敷		1 反半				
仲 11-5-19						豊島北 3 次	条里遺構
仲 11-6-5						服部 3 次	条里遺構・粘土採掘土坑
仲 11-6-6						服部 1 次	13 c 代の建物群?
仲 11-6-7						服部 5 次	12 c 代の建物群
仲 11-6-18	道祖神		半 (180 歩)		追筆		

(第201図)。これに、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に名主の「屋敷」が記された坪を対照すると第18表ようになる。このうち、「屋敷」が記された坪で建物群が確認されているのは、小曾根遺跡第10・13/16・15次調査区が位置する南条5条1里9坪(善得)、第1・4・6次調査区が位置する南条5条1里21坪(正時)、北条遺跡第6次調査区が位置する南条5条1里14坪(正光)、穂積遺跡第12・23次調査区が位置する南条6条1里16坪(恒貞)、第36次調査区が位置する南条6条1里9坪(恒貞・又則武)である。そのほかの調査区でも建物群は確認されているものの、その調査区が位置する坪に「屋敷」は記されていない。もとより、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に「屋敷」が記されている名主は、この台帳で確認された約243人のうち、わずか25人(重複するものを除く。)に限られる。このことから「屋敷」が記されること自体に、極めて特殊な事情があると考えられる。それは、「屋敷」が記された小曾根・穂積村の名主15人のうち6人が、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」や嘉吉元・2年(1441・1442)の「院方舎人六名坪付帳」・「殿方舎人五名坪付帳」(『今西家文書』⁽¹⁾)などで舎人として現れていることから推測できる。「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」の「屋敷」は、12世紀末またはそれ以降の榎坂郷において特別な役割を担い、有力視された名主を把

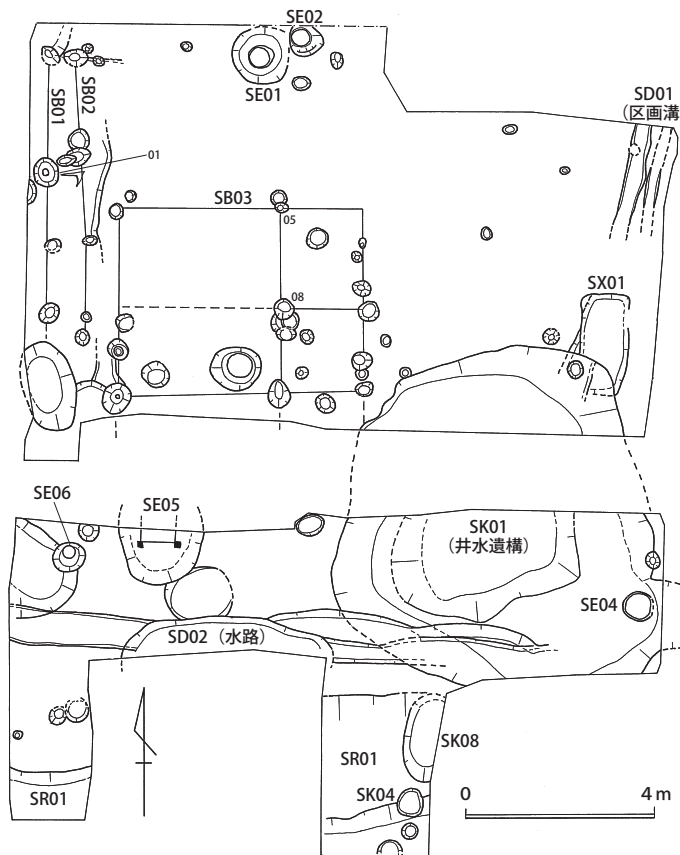


第201図 「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」(下)にみる屋敷・堤・川等の分布

握する目的で記入したのではなかろうか。

ところで「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」には、恒貞・忠吉・正時・国方・重任のように、複数の坪に「屋敷」が記されている場合がある。恒貞の「屋敷」は3カ所で確認できるが、このうち7条1里13坪は「荒屋敷」であり、屋敷の移動により跡地になったと考えられる。重任の「屋敷」は7条1里30坪と6条1里5坪にあるが、後者は明らかに追筆であり、7条1里30坪から6条1里5坪へ「屋敷」が移動したと想定できる。忠吉も、6条1里31坪と同2里6坪にある。これらの坪は南北に接しているので、屋敷が二つの坪にまたがって展開したと想定できる。しかし、6条2里6坪の北辺における確認調査（第201図 確10H）で、12世紀後半にはまだ埋没していない水深1.7m以上の河川あるいは池沼が確認されている。また、先の台帳では6条2里5坪に「川」・「堤」と記されており、これに第201図にみる「溝」・「川」の分布をあわせると、2つの坪は旧天竺川に比定される河道によって分断されていることが判明する。これらのことから、忠吉の「屋敷」は2つの坪にまたがるものではなく、移動の結果として「屋敷」が複数の坪に記されたと推測できる。

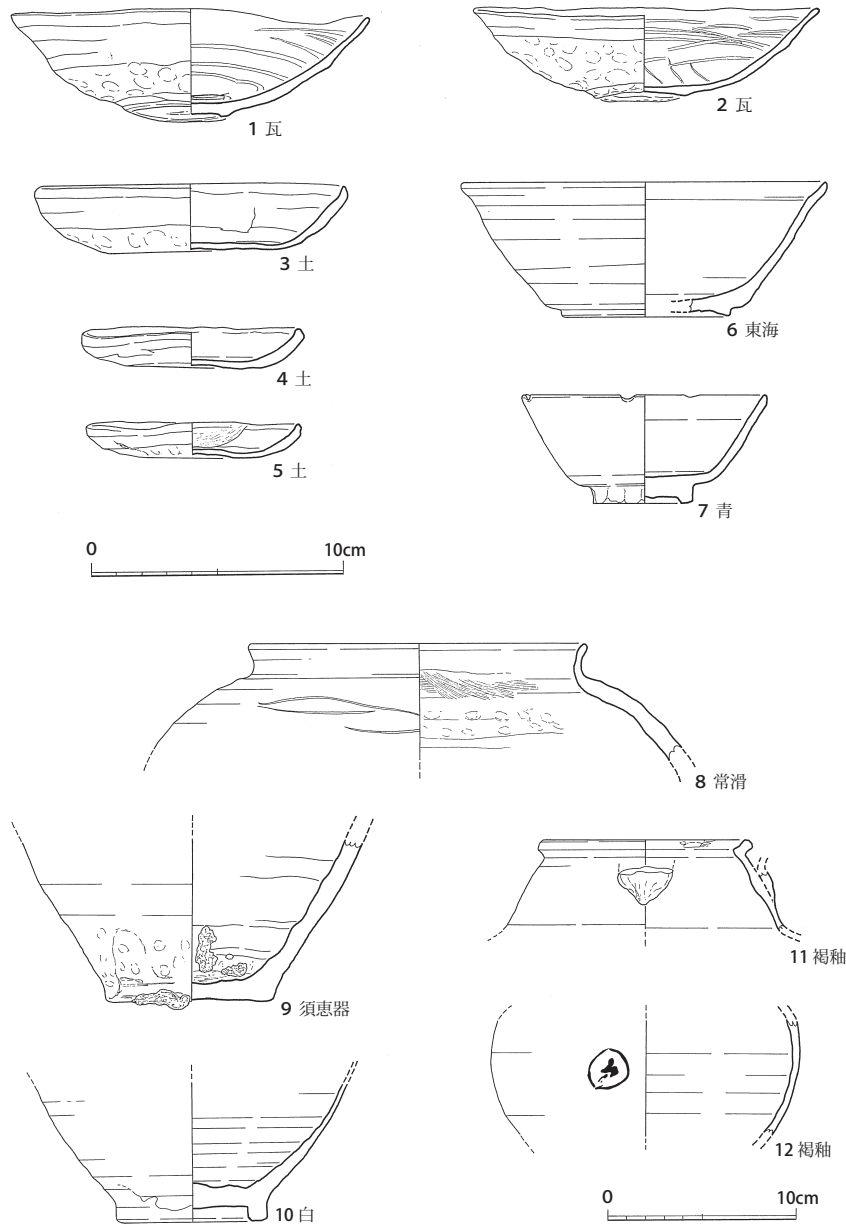
このように、同じ名主の「屋敷」が複数の坪に記される場合、その「屋敷」が移動した結果と考えてよいだろう。これ以外の「屋敷」にも追筆となる可能性が高いものがあり、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」にみる「屋敷」の分布を、そのまま一時期の集落を示すものとして理解することはできない。



第202図 北条遺跡第6次調査区

しかし、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」が荘園を管理・支配するために作られた土地台帳であること、「屋敷」の記述には移動などの経緯が反映されていることを念頭においた上で、発掘調査で明らかになった特定の建物群との対応関係を検討することは十分にできる。この検討によって、建物群の居住者の実態が解明される可能性もある。さらに、屋敷以外に記されている「寺敷」からは、寺院に関する有用な情報も得られることが予見できる。

このような視点から「屋敷」と「寺敷」について、発掘調査の成果と「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」の整合性を検討する。

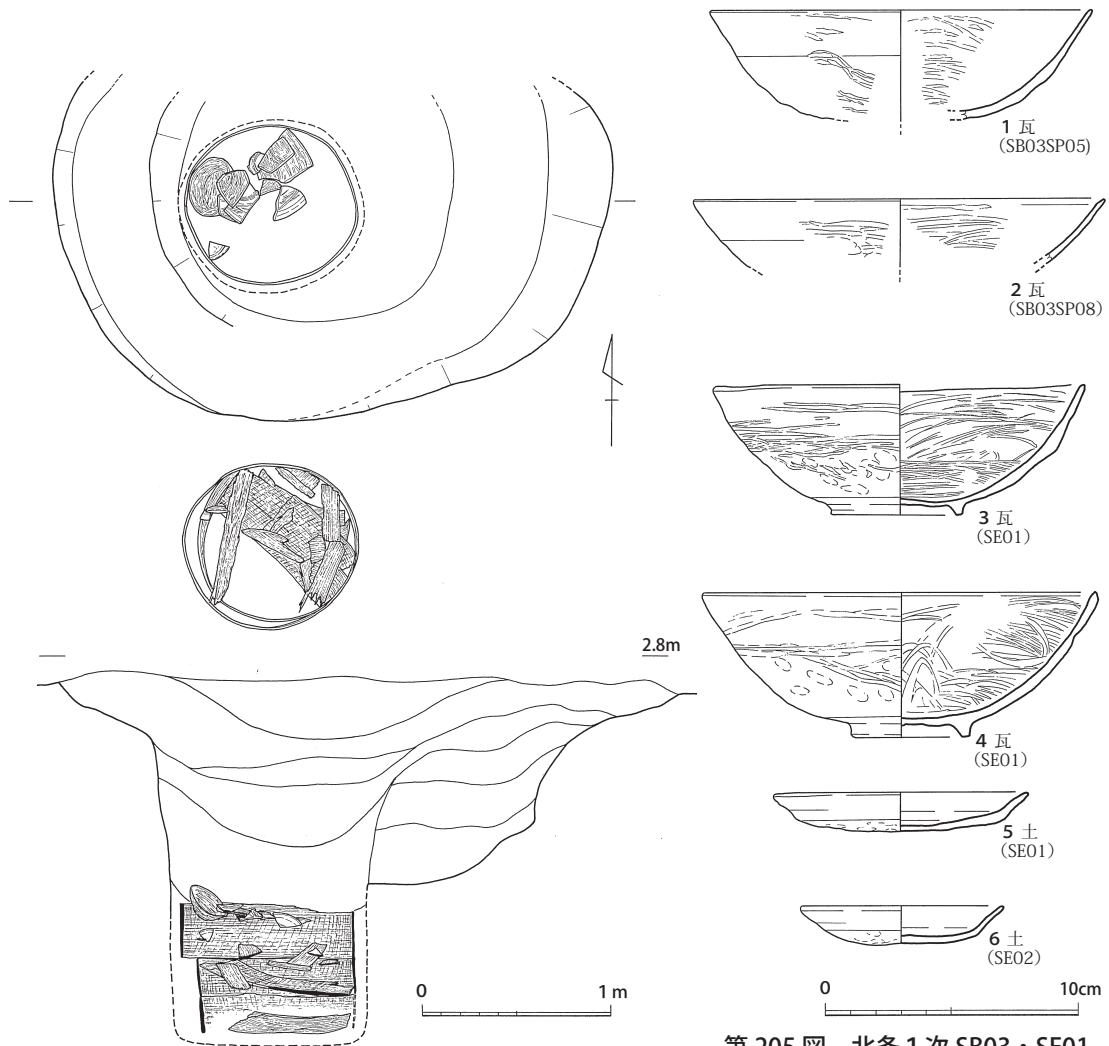


第203図 北条6次SK01出土遺物

小曾根遺跡第10・13/16・15次調査区(第170図) この一帯の建物群は、12世紀中頃に廃絶するため、「垂水西御牧榎坂郷田島取帳」の「屋敷」とは関連しない。13世紀初頭に、第15次調査区の南部で再び建物群が展開するものの、建物群の検出範囲が限られているため、善得の「屋敷」との関係は検討できない。また、小曾根遺跡第10・13/16・15次調査区が位置する南条5条1里9坪には「寺敷」の追筆が認められるが、それについては後で述べることにする。

一方、第1・4・6次調査は試掘調査となるため、柱穴などの遺構を確認しただけにとどまる。このため、建物群の全体像は不明であり、名主との関係は検討できない。

北条遺跡第6次調査区(第202図) 当調査区は、既設建物の基礎によって遺構面は著しく破壊



第 204 図 北条 6 次 SE01 平面・断面図

第 205 図 北条 1 次 SB03・SE01
・SE02 出土遺物

されていたが、南北 2 間×東西 3 間の総柱建物 (SB03) と南北 4 間以上の主屋になると考えられる柱穴列 (SB01・02)・井戸・井水遺構・屋敷墓などが検出された。検出した遺構は、12 世紀以前 (第 1 期:SR01)、12 世紀前半 (第 2 期:SB01、SB03、SX01、SE01～03 ほか)、13 世紀 (第 3 期:SB02、SE04・05、SK01 ほか)、14 世紀以降 (第 4 期:SD02) の 4 時期に区分でき、このうち 2 期と 3 期に建物群が展開する。

第 2 期の遺構をみると、SB01 を構成する SP01 の上面は高温で被熱している上、屋敷墓である SX01 (第 206 図) の棺材には焼けた建築材を用いている。よって、SB01 が火災にあった可能性は高い。なお、火災の原因は断定できないが、SP01 だけが被熱していることをふまえると、落雷の可能性はある。

ところで、この建物群で注目されるのは、第 3 期の井水遺構 (SK01) から出土した遺物 (第 203 図) である。出土した遺物には、東海系無釉陶器碗といった搬入供膳具・産地不明の須恵器壺・褐釉陶

器水注・白磁水注・温石らしき石製品・鋳滓などがある。これらの遺物は、榎坂郷域の集落でも比較的珍しく、その居住者は数多くいる名主の中でも富裕層に位置付けられる。

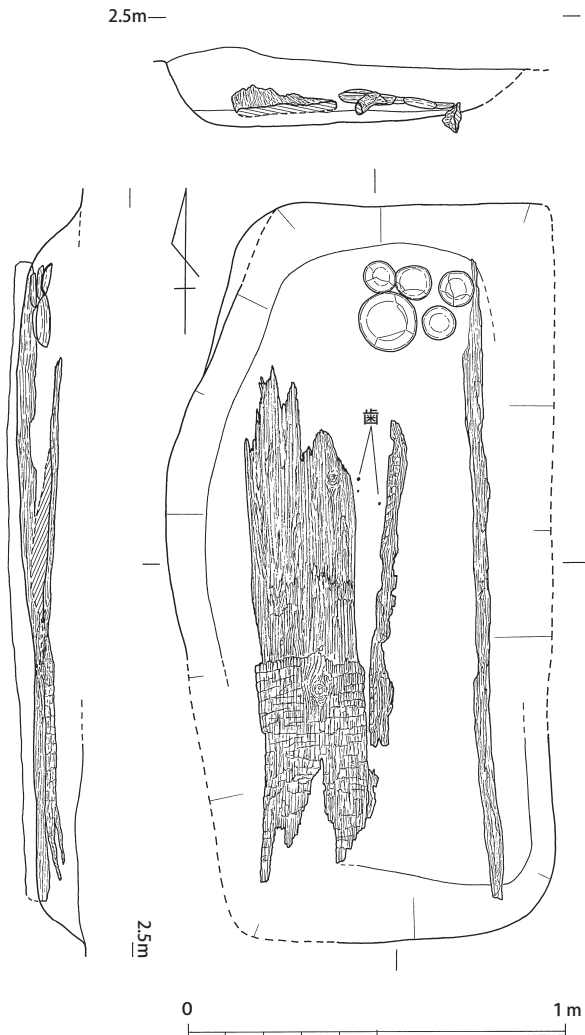
北条遺跡第6次調査区で検出した建物群は、280㎡以上の敷地を占有している。その敷地の北・西側は条里地割の坪境に接するため、周囲にはそれほど広がらないと予想される。一方、先に挙げた正光の屋敷は「小」（120歩・約400㎡）であり、この建物群が占有する敷地の規模と大きく変わらない。

今のところ、南条5条1里14坪における建物群の分布は完全に把握されていないが、出土遺物の内容などから当調査区の建物群が「正光」の屋敷となる蓋然性は十分にある。

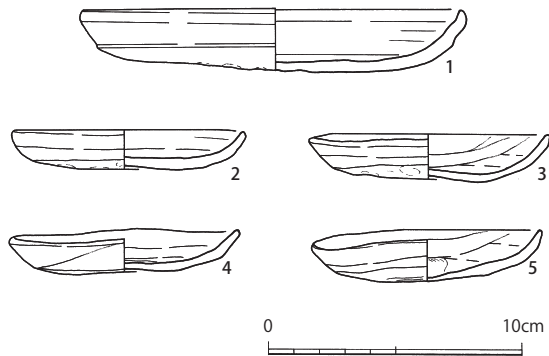
穂積遺跡第12・23・31・36次調査区

第36次調査区は6条1里9坪、第12・23・31次調査区は6条1里16坪に位置する。これら調査区で検出された遺構は、別々の建物群に帰属すると考えられる。このため、調査区毎に建物群の内容について検討する。

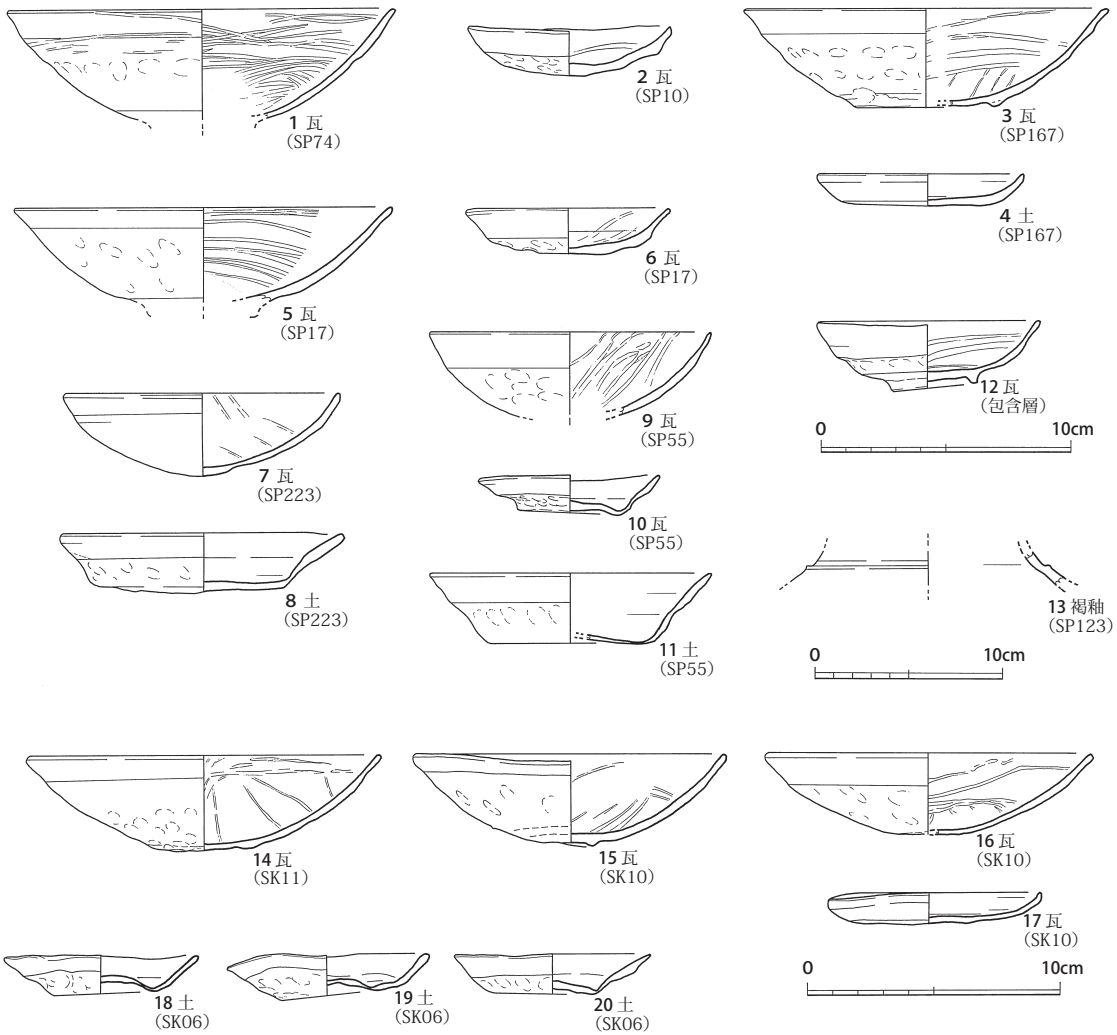
第12次調査区（第232図）では、11世紀前半にSB01が建てられるが、その後続く遺構・遺物は見られず、SB01を中心とする建物群は集落編成時まで移動したと考えられる。建物群が再び展開するのは12世紀初頭で、その後15世紀にかけて継続する。また、明確な遺構は確認されていないが、水路1の上層からは近世の遺物が多く出土している⁽⁷⁾。よって、調査区に展開した建物群は、近世以降も継続すると予測される。この調査区からは、褐



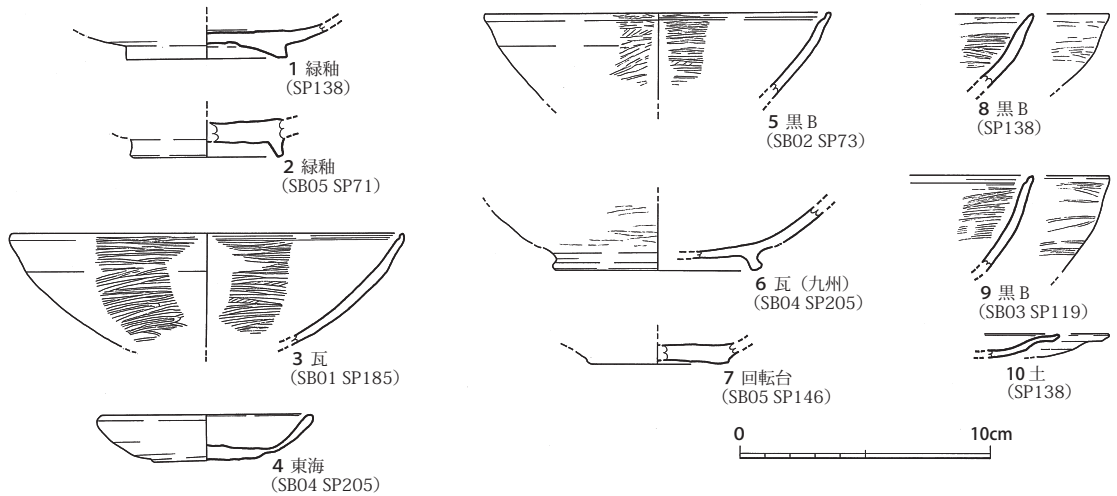
第206図 北条6次 SX01



第207図 北条6次 SX01 出土遺物



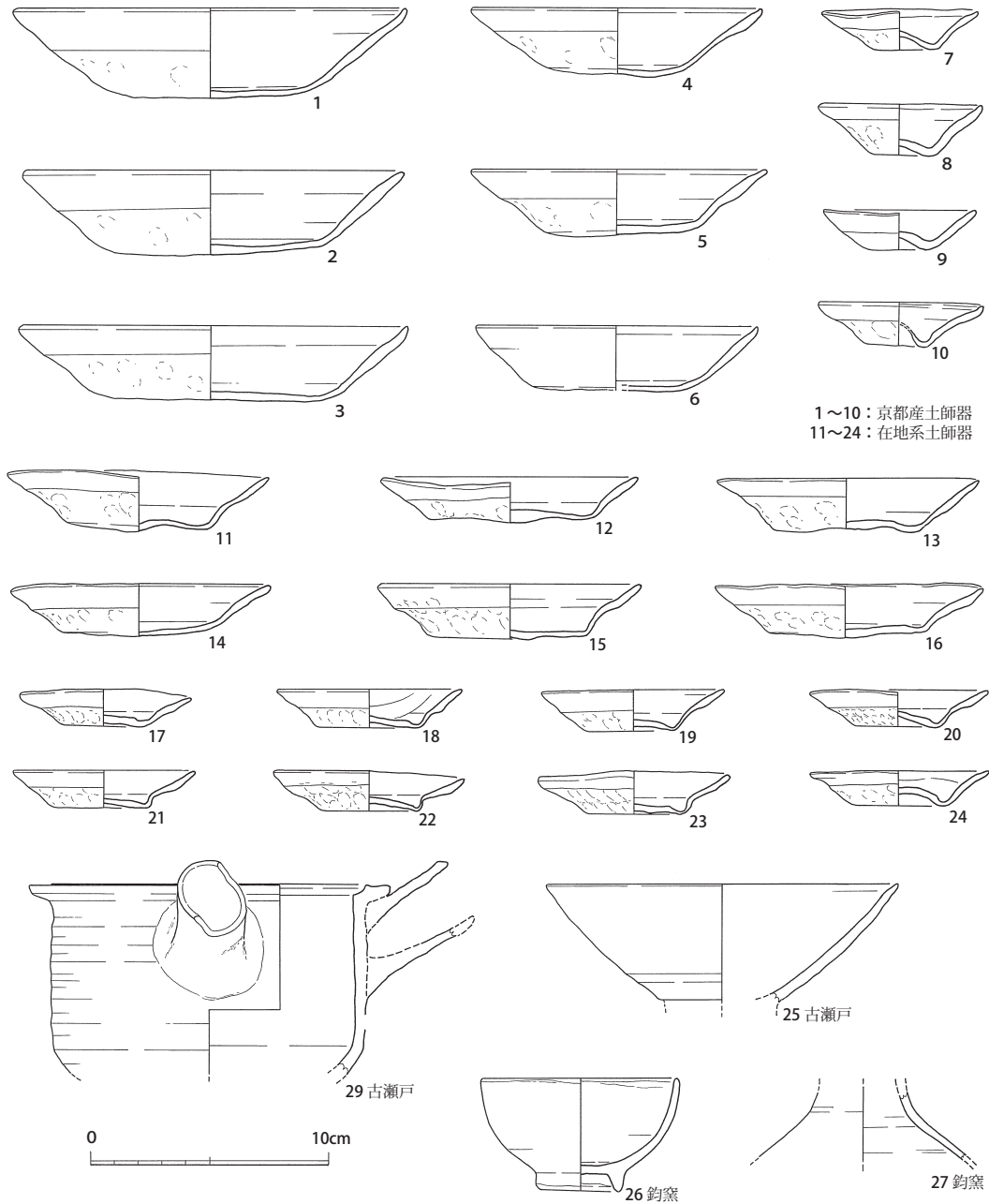
第 208 図 穂積 12 次柱穴出土遺物



第 209 図 穂積 23 次柱穴出土遺物

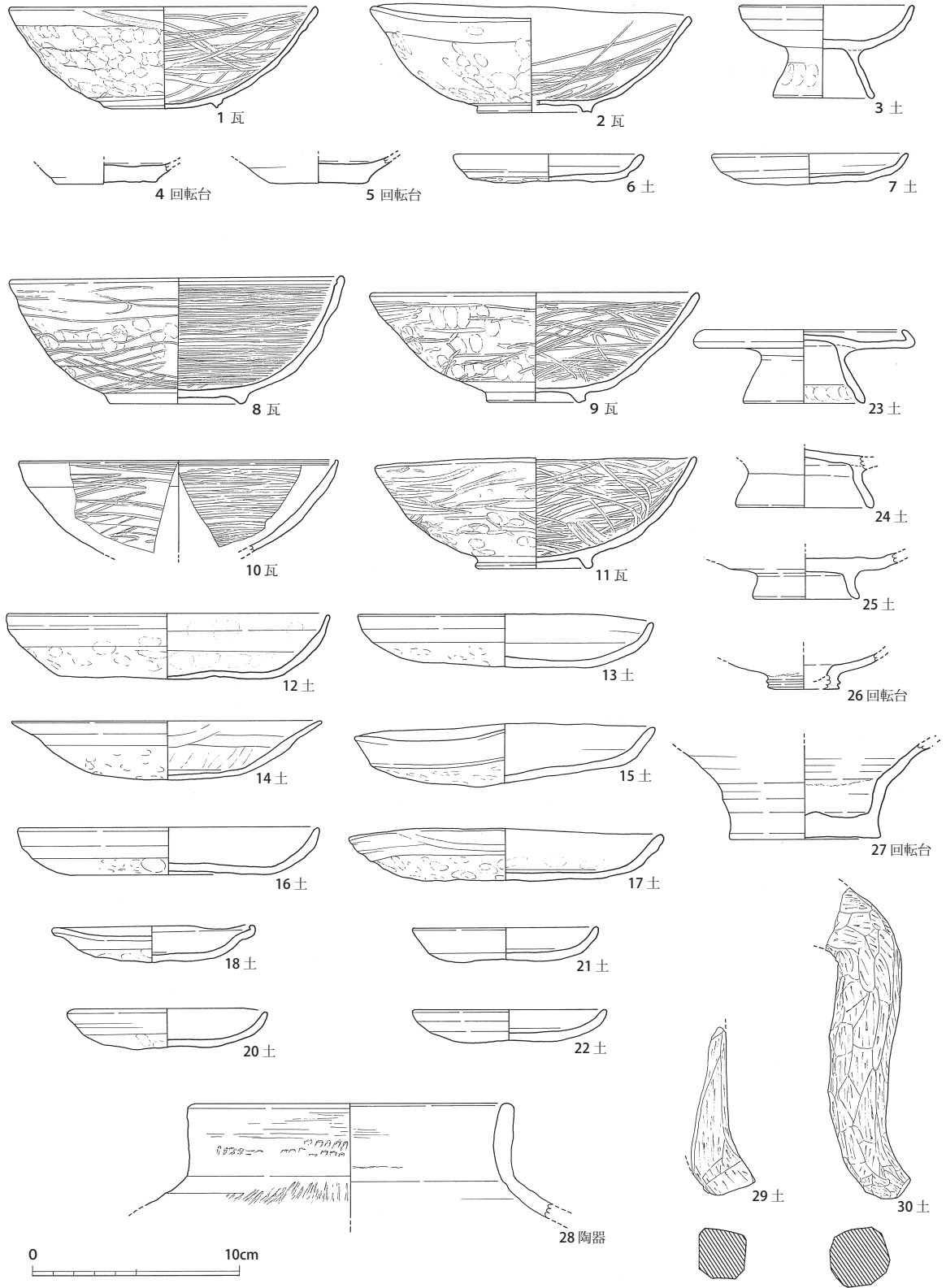
釉陶器の細片と龍泉窯系青磁火入れの可能性がある細片が、それぞれ1点ずつ出土しただけにとどまる。これを同じ時期に展開する穂積遺跡第31次調査区と比べてみると貿易陶磁の総量は少なく、出土遺物に傑出した内容は認められない。復元した建物の時期は、柱穴から出土した遺物をもとにSB02は時期不明、SB03は13世紀前半、SB04は13世紀初頭までと考えられる。

第23次調査区(第174図)では、11世紀初頭～16世紀頃に展開する建物群が検出された。この建物群については先に述べたが、その出土遺物は特に注目されるので、ここで紹介する。



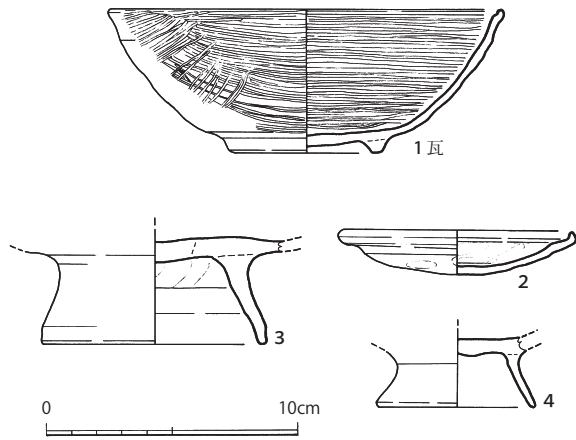
第210図 穂積23次SD01(区画溝)出土遺物

第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態

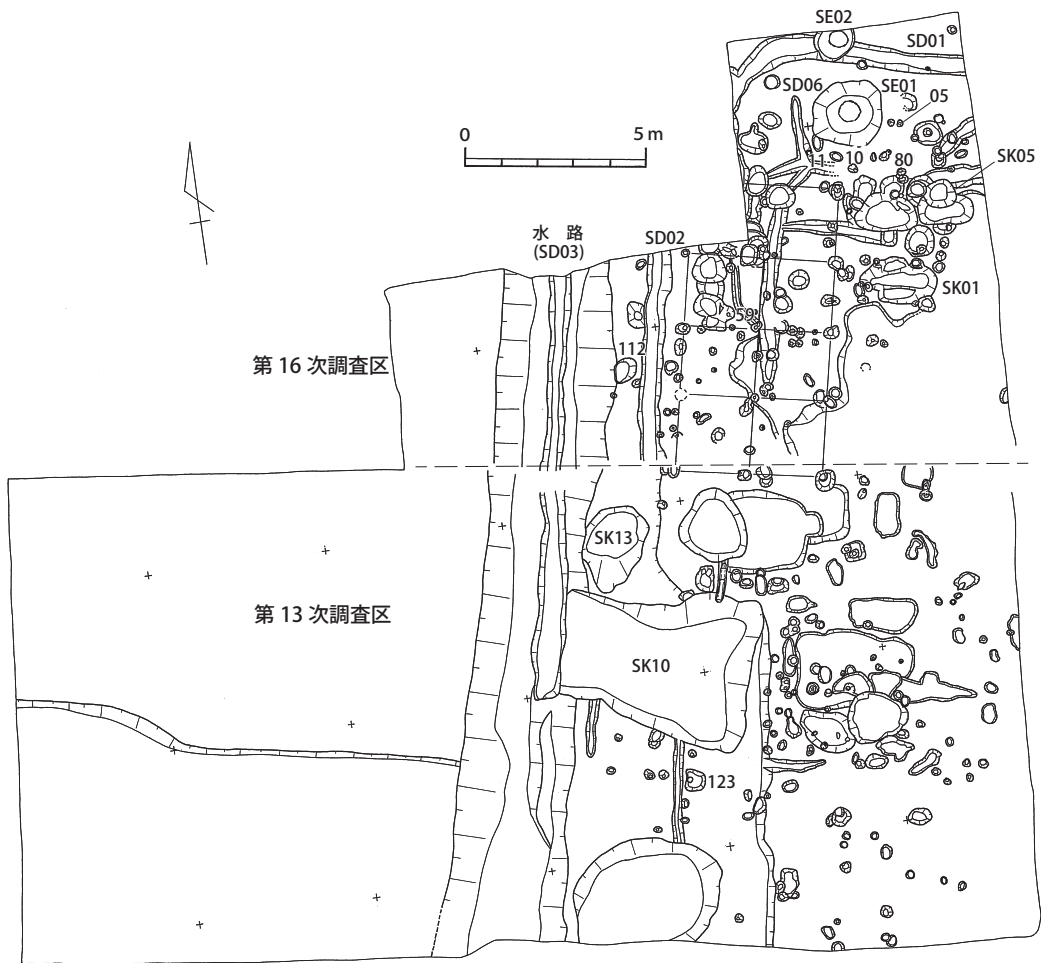


第211図 穂積23次SK01出土遺物

まずは第175図10の台付き皿（九州北部?）、第209図4の東海系無釉陶器皿（尾張型5形式）・6の九州産瓦器碗、第211図4・5の回転台土師器小皿、27の回転台土師器坏（摂津北部?）などの搬入供膳具や、硬質で白色を呈する胎土からなる土師器の脚付き器種（第211図29・30）、外面にタタキ痕を伴う陶器質の壺（第211図28）といった特殊な遺物が多くみられることである。このような出土遺物の内容は、小曾根遺跡第7次調査区と類似しており、在地における流通を考える上で重要な指標となる。



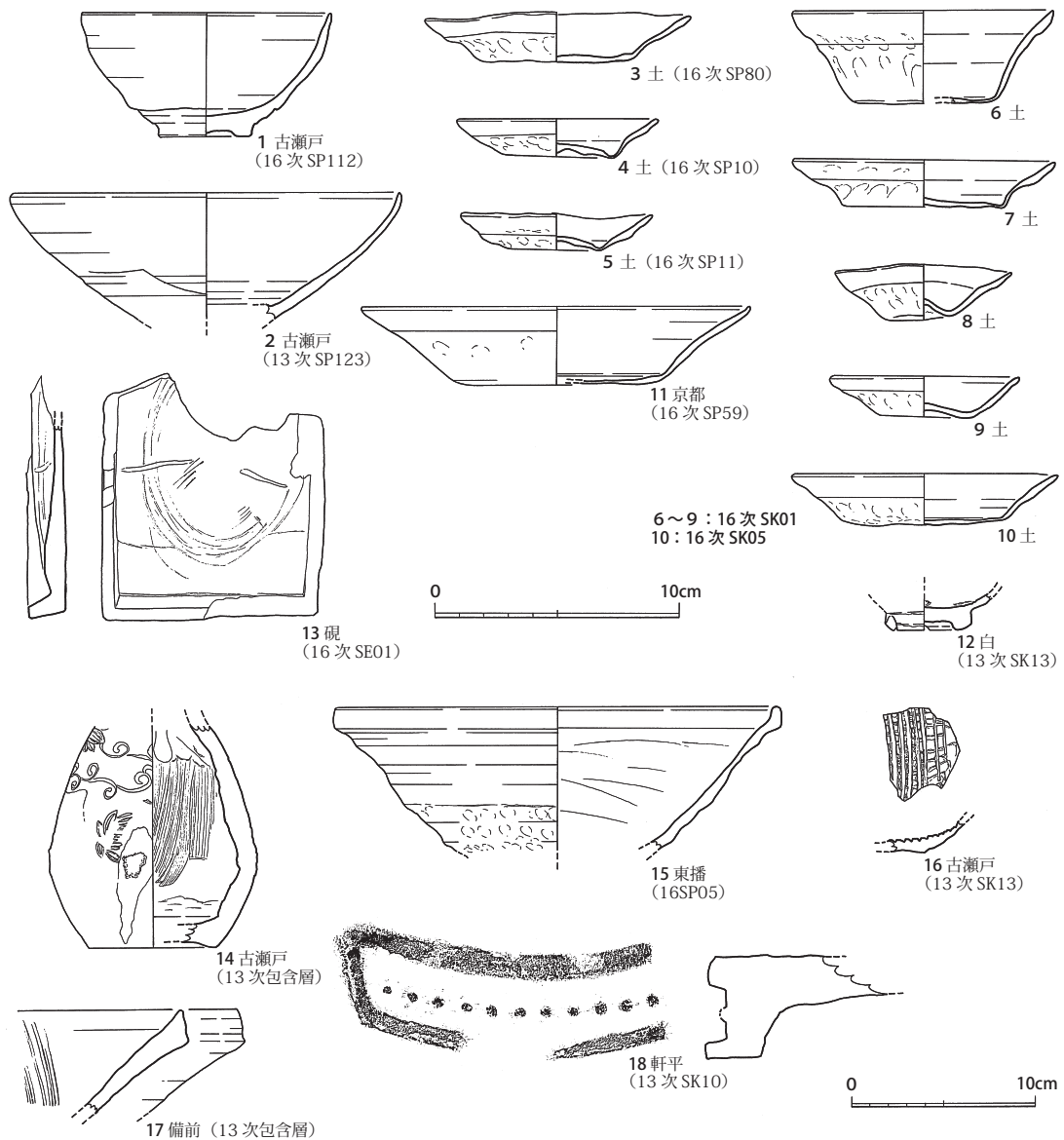
第212図 穂積23次SK01最下層出土遺物



第213図 小曾根遺跡第13/16次調査区（第1面）

もう一つは、14世紀までに掘削されたSD01から出土した遺物である。第210図に挙げたように、SD01からは京都産土師器皿と在地産土師器皿が多く出土するが、その中に鈎窯系青磁小碗(26)・花瓶(27)も含まれていた。榎坂郷内における鈎窯系青磁の出土例は、住吉市庭に比定される穂積遺跡第4次調査区で出土した小碗1点、同じく市庭近郊の居館である穂積遺跡第37次調査区の大鉢1点(第200図6)と非常に少なく、希少な遺物と言える。

このように、第23次調査区は他の建物群と異なり、11世紀中頃における集落形成の中心的な存在として展開しただけではなく、12世紀には遺物の中に搬入供膳具や特殊な製品が多く含まれるようになるなど、服部村域における他の建物群と比べて際立った特徴を帯びようになる。さらに、14世紀には多くの京都産土師器皿と共に、鈎窯系青磁を保有するように傑出した存在へ成長した

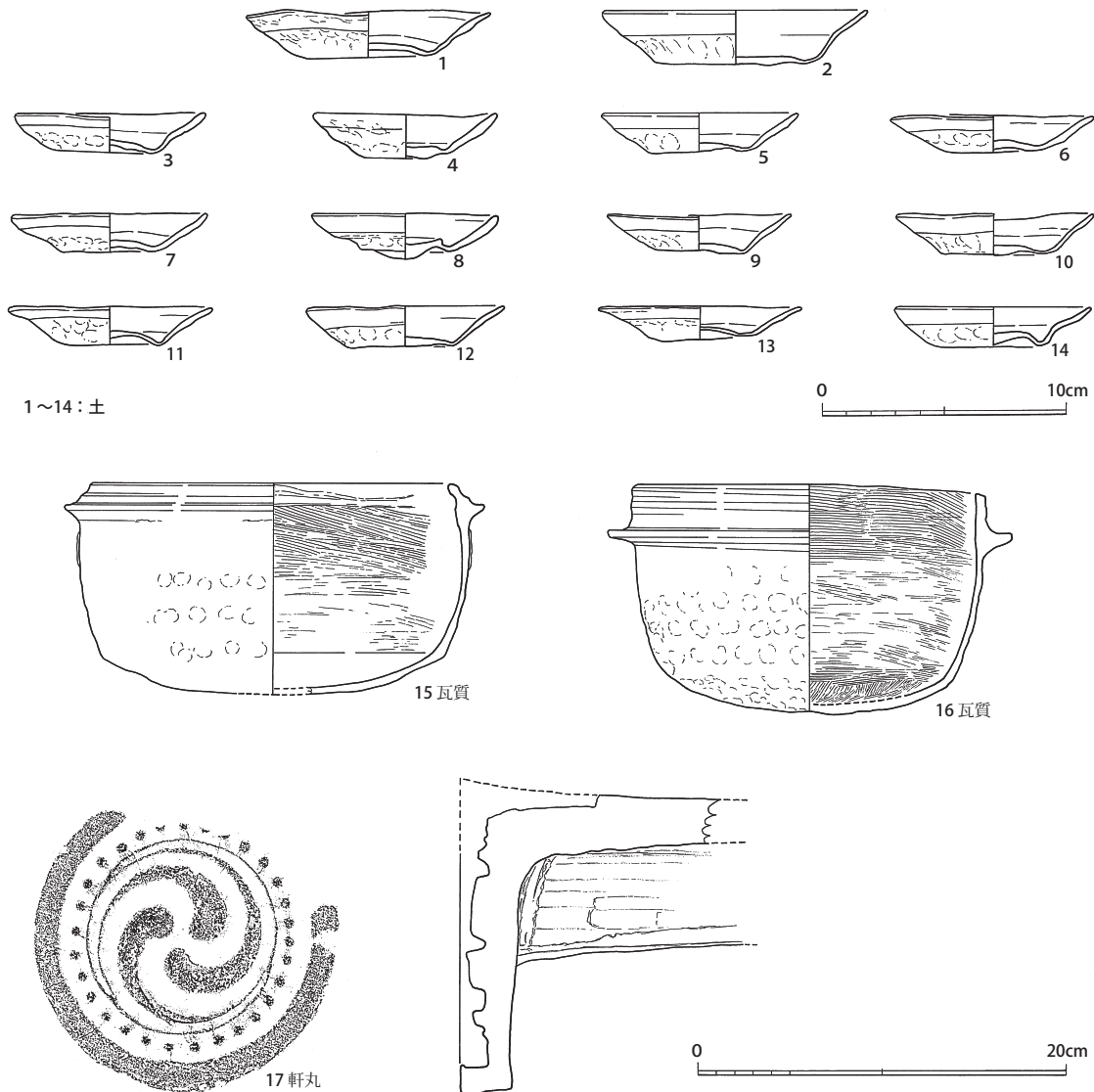


第214図 小曾根 13/16次(第1面)柱穴・包含層出土遺物

と考えてよい。

第31次調査区(第190図)では、先に述べたとおり、13世紀後半～19世紀の遺構が確認された。当調査区の範囲は限定されているため、建物群の状況は明確ではない。ただし、出土遺物をみると、Ⅲ期の備前焼(第193図17・18)や東海系無釉陶器こね鉢(第193図9)のほか、黄釉陶器鉄絵盤(第192図15)や大型施釉陶器壺(第193図12)といった貿易陶磁器など、比較的珍しい遺物が出土している。このような出土遺物の内容を、第12次調査区や第36次調査区と比べてみると富裕であるが、第23次調査区に匹敵するほどではなく、中堅層と言える。

第36次調査区⁽⁶⁾では、11世紀末までに二群の建物群が調査区の東西に展開しはじめる。そのうち、西側の建物群は東西3間×南北4間以上の総柱建物を主屋とし、東側の建物群でも多数の付属家屋が復元された。したがって、他の建物群との間に階層差はないと考えられる。一方、二つの建物群



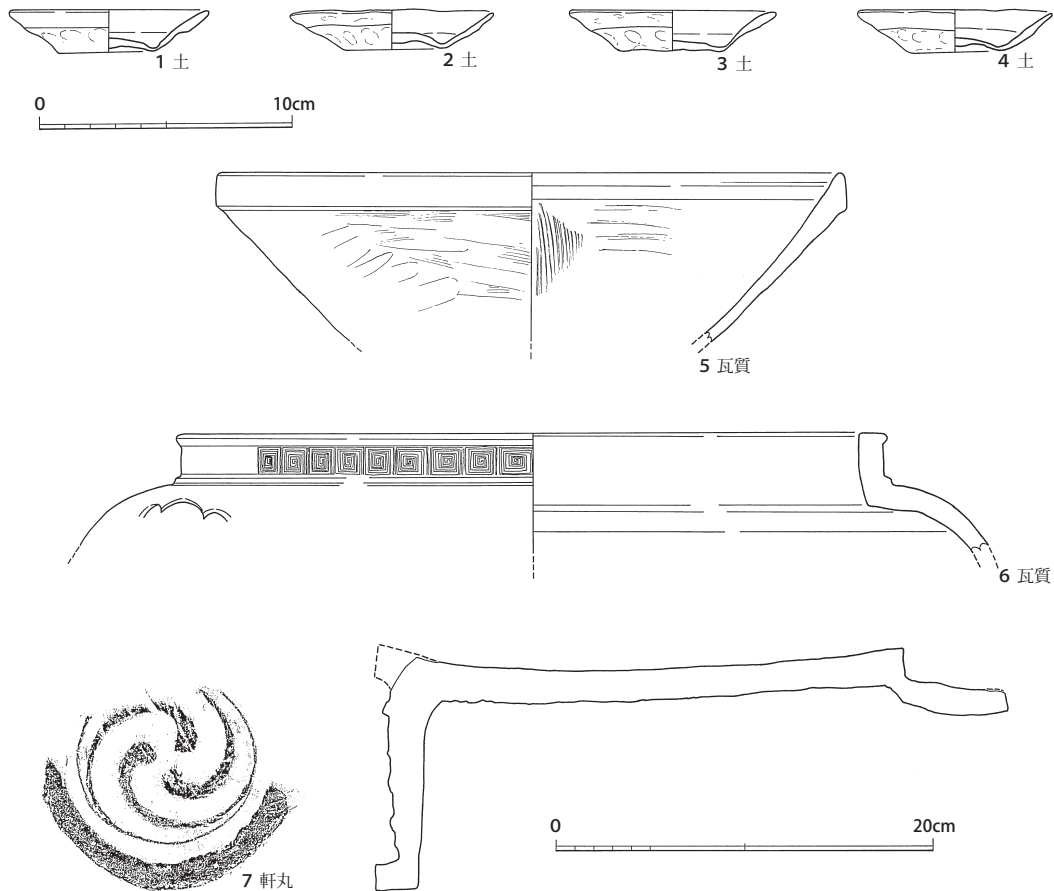
第215図 小曾根13/16次(第1面)SE02出土遺物

から出土した遺物の総量および希少貿易陶磁の出土数は少なく、搬入供膳具も防長系土師器碗と回転台土師器坏の2点に限られる。出土遺物にみる内容の乏しさは、第12次調査区と共通する。

以上、各調査区の概要を述べたが、穂積遺跡第12・23・31・36次調査区の周辺には、そのほかにも複数の建物群が展開する。このため、第23次調査区の建物群が、12世紀以降の集落においてどのように位置付けられるのか判断できない。ただし、小曾根村集落や住吉市庭の建物群と比較しても、出土遺物の内容は明らかに傑出しており、12世紀～13世紀においても村落を代表する富裕層の一人であったことは間違いない。

ところで「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」をみると、第23次調査区が位置する南条6条1里16坪には、恒貞の「屋敷」が記入されており、この建物群との関連が注意される。

先に述べたとおり、恒貞の「屋敷」は、南条6条1里9坪と16坪に記されている。「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」の内容が一時期の状況を示すと考えた場合、恒貞の屋敷は二つの坪にまたがって立地することになる。この場合、恒貞の屋敷は第12次調査区付近まで広がることになる。しかし、それぞれの調査区における建物群の特徴は大きく異なり、しかも第12次調査区の南半部には水路が掘削されているとおり、これらを一つの建物群として扱うことはできない。一方、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」には屋敷の移動によって同じ名主の屋敷が複数の坪に記されたと考えられる例が



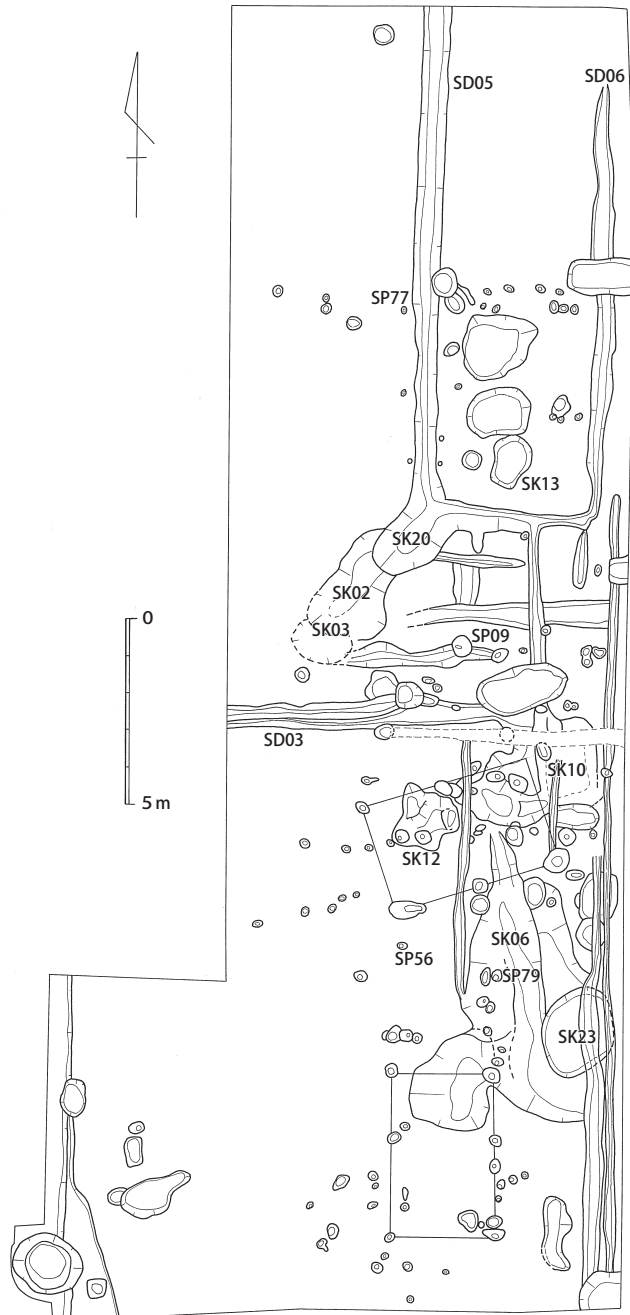
第216図 小曾根10次第1面SK02出土遺物

あり、恒貞の屋敷もその一例に挙げた。6条1里9坪の「屋敷」は移動に伴う追筆であり、第23次調査区の一帯がもとの恒貞の「屋敷」であって何も問題はない。また、第23次調査区の建物群は16世紀までに一旦廃絶するが、これも屋敷の移動による結果と考えられる。このように、第23次調査区の建物群は11世紀初頭に出現した後、集落の形成過程において中心的な存在として展開すると共に、出土遺物の傑出した内容をもとに12世紀末に10町規模の耕地を経営した恒貞の屋敷に比定しても大過ないと判断する。

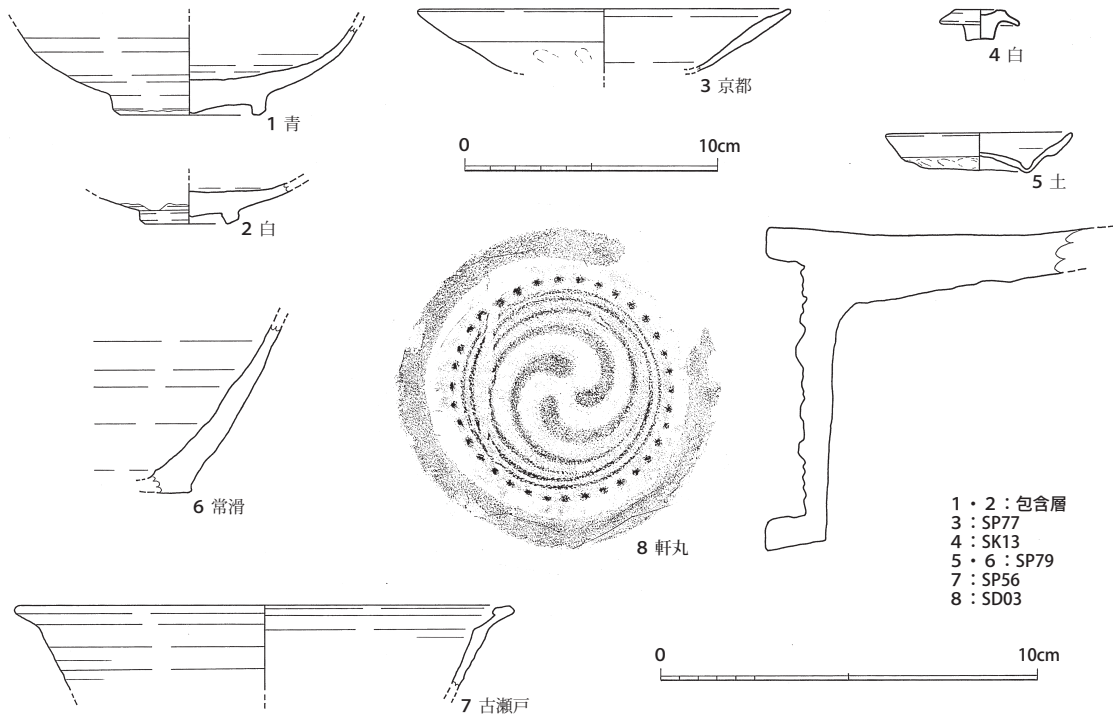
(2) 寺院・神社

「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」には、住吉神社や福田寺をはじめとする神社以外に、「寺敷」といった寺院の存在を示す記述がある。その多くは追筆であるが、一例として南条5条1里9坪の「御牧安徳寺 寺敷一反」が挙げられる。これが追筆であることは、5条1里5坪に「村寺二反三百歩」・「安徳寺二反三百歩」とあり、これが「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」作成段階における安徳寺の位置であることから裏付けられる。また、貞和2年(1362)の「垂水西御牧小曾祢名帳」(『今西家文書』)をみると「安徳寺名」に「同(五条)一里九ノ二反三百廿 無主二反 堂敷三百廿」とあり、「安徳寺」は遅くとも14世紀中頃までに、南条5条1里9坪へ移動したと推定される。その5条1里9坪とは、小曾根遺跡第10・13/16・15次調査区が位置する一帯にあたる。それでは、これらの調査区において、寺院関連遺構は検出されているのだろうか。

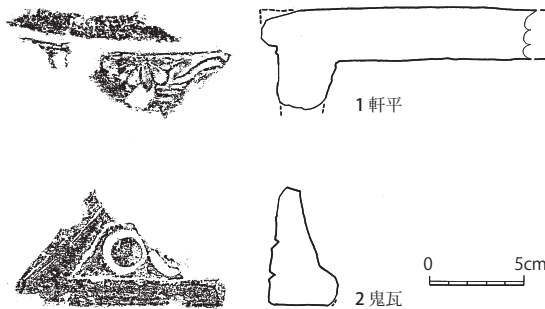
第10・13/16・15次調査区では、弥生～古墳時代(第3面)・平安～鎌倉時代(第2面)・室町



第217図 小曾根遺跡第10次調査区



第 218 図 小曾根 10 次第 1 面柱穴・包含層出土遺物



第 219 図 小曾根 6 次出土遺物

時代（第 1 面）の遺構面が確認されている。このうち、これまで述べた中世前期の建物群は第 2 面の遺構であり、14 世紀以降の状況を知るには、各調査区における第 1 面の遺構を検討する必要がある。

第 1 面で集落関連遺構が確認されたのは、第 10 次調査区（第 217 図）、第 13/16 次調査区（第 213 図）である。ただし、第 13/16 次調査区の南側に位置する第 7 次調

査区では、調査区壁面の土層観察で遺構面が存在することを確認したが、重機掘削時に遺構面を削平したため、詳細は明確ではない。

第 13/16 次調査区では、幅 3 m 前後の水路と区画溝に囲まれた敷地の一角において多数の柱穴が検出され、小規模ではあるものの若干の建物が復元できた。その建物群の西辺を区切る水路では多量の瓦をはじめ瓦質土器風炉（第 233 図 4）などが、SE01 からは硯（第 214 図 13）、SE02 からは軒丸瓦（第 215 図 17）などが出土した。

一方、第 10 次調査区では、SD06・07 からなる道路状遺構や若干の柱穴、廃棄土坑を検出した。ここでも遺構や遺物包含層から、多量の瓦が出土している。また、SK03（第 243 図）と SK06・23（第 244 図）では、少量の京都産土師器皿が出土した。

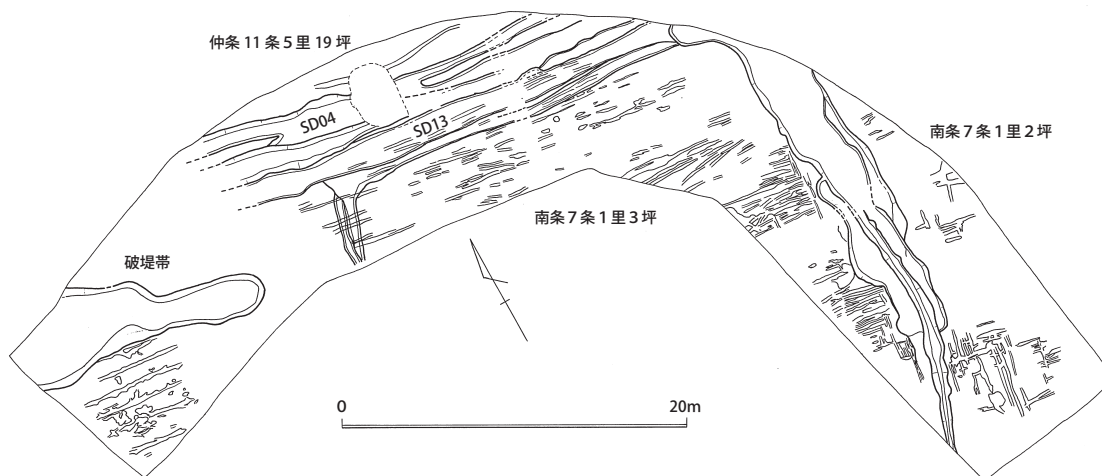
第 10 次・第 13/16 次調査区第 1 面において、本堂などの寺院に関わる特徴的な施設は復元でき

ない。しかし、出土遺物にみる大量の瓦や風炉、硯といった特殊な遺物をもとに、これらの調査区一帯に瓦葺きの建物を伴った寺院、すなわち「安徳寺」が展開したと考えて問題はない。「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」で「寺敷」と認められた安徳寺の範囲は一反であるが、調査区的位置関係により、実際にはそれ以上の規模を有すると推測される。なお、当調査区とその南の第7次調査区を含む範囲は字「寺ノ内」と呼ばれ、寺院の名残をとどめている。

このほか、南条5条1里22坪にも「寺敷大十歩」と記されている。これも「垂水西御牧小曾祢名帳」(『今西家文書』)⁽¹⁾の「善光寺名」に「同(五条)一里廿二寺敷一反」・「同(五条)一里廿七四反小 無主三百卅 寺敷二反三百卅」等とあるので、この寺敷は「善光寺」に比定される。この地点では発掘調査が行われていないため、寺院の存否は確認できない。しかし、22坪の南側にある南条5条1里27坪内の第25次調査区(第237図)の水路1や、同じく西側の21坪に位置する第6次調査区でも瓦が多く出土している。特に第6次調査区では、鬼瓦の細片(第219図2)も出土しており、「善光寺」も実在したと考えられる。

ところで、これらの寺院に関する遺構・遺物の時期は、14世紀～15世紀を中心とする。また、同じ史料に「寺敷」と記されているので、二つの寺院は並存したことになる。小曾根村に寺院が多いことはこれまでも指摘されているが、発掘調査によって判明した寺院の実体から、そうした状況は中世後期までに成立していたと言える。

以上、名主の屋敷と寺院について、発掘調査の成果と「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」の整合性を検討した。この結果、北条遺跡第6次調査区と穂積遺跡第23次調査区については、条件付きであるにしても有力な名主の「屋敷」である可能性が指摘できた。さらに追筆された「寺敷」についても、後の「垂水西御牧小曾祢名帳」などで追認できる上、各調査区における発掘調査の成果をもとにその位置は特定できた。よって、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に記された各種の「屋敷」や「寺敷」などは、当時の実態を反映していることが判明した。



第220図 豊島北遺跡第3次調査区(第1面)

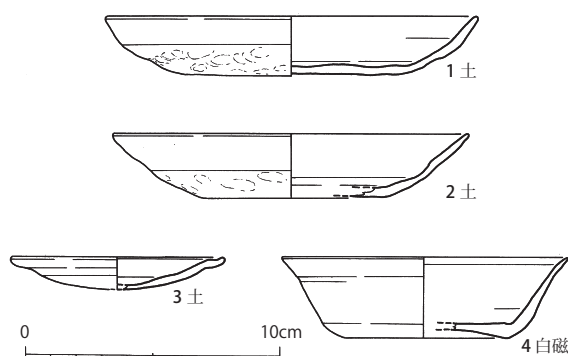
3. 榎坂郷西部における開発

(1) 条里地割

豊島郡条里は、「式内社である垂水神社・伊居太神社を基点」に設定され、基線北側のうち11条を仲条、12条より北側を北条⁽⁹⁾という。基線の南側については不明であるが、ここでは北・仲条と対比するため、南条と呼ぶことにしている。条里の設定時期は8世紀頃になると推定されているが、当地域一帯に施工されはじめた時期はまだ十分にわかっていない。

以下、当地域における条里の様相や施工時期について述べるが、垂水西牧榎坂郷西部における条里遺構の調査事例は、豊島北遺跡第3次調査区と穂積遺跡第35次調査区(第2面)の2例に限られる。よって、ここでは榎坂郷周辺の調査例である上津島遺跡第7次調査区・寺内遺跡第1次調査区・服部遺跡第3次調査区なども加えて検討する。

豊島北遺跡第3次調査区(第220図) 当調査区では、仲条11条5里(19坪)と南条7条1里



第221図 豊島北3次SD04出土遺物

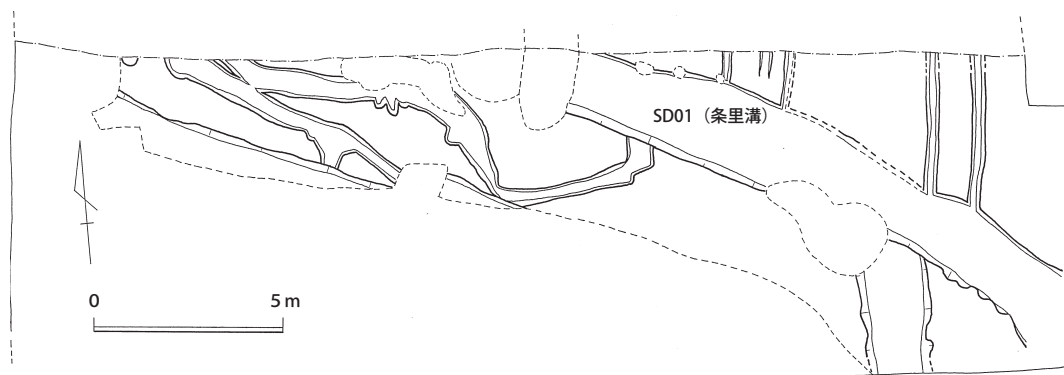
(3坪)の里境、南条7条1里3坪と同2坪の坪境が確認された。里境の溝は、最下部で検出したSD13で幅1.5m、深さ0.1~0.2mをはかり、坪境の溝はそれよりも小さくなる。どちらも繰り返し浚渫されており、溝の幅もその度に変わる。里境となる溝の掘削時期は、SD04から出土した第221図1~3の土師器皿をもとにすると、11世紀末~12世紀前半に求められる。最下部のSD13は、それよりも古くなるので、11世紀後半にさかのぼるのは確実である。また、上層では白磁Ⅸ類皿や肥前系陶器皿も出土しており、近世になっても改変されることなく、そのまま利用されていたと言える。



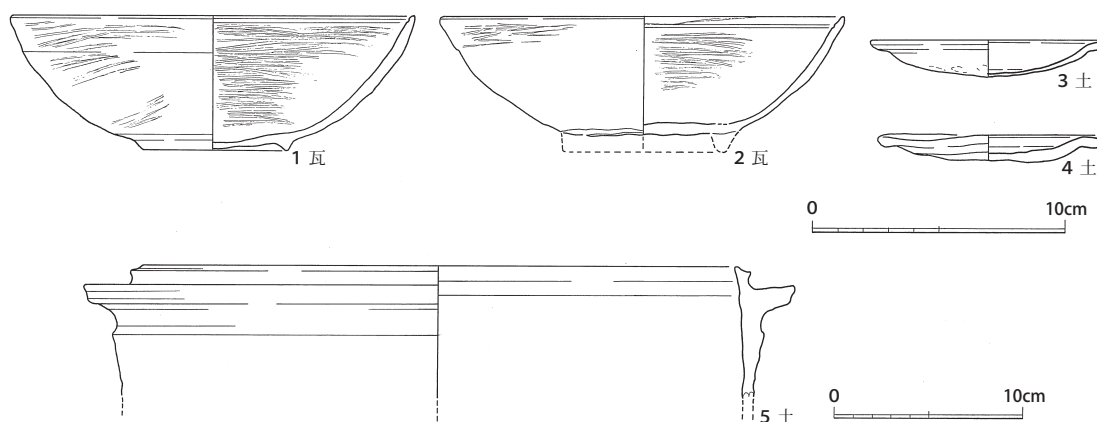
第222図 穂積37次調査区周辺の条里地割
(大阪市都市計画局提供)

東西の条里地割りについて、写真では分りにくいところを実線で示した。破線は、耕地の境界である。

穂積遺跡第37次調査区(第223図) まず、当調査区一帯について昭和17年(1942)撮影の航空写真(第222図)をみると、東西の条里地割に歪みが認められる。この調査区で検出した居館に伴う外堀(第195図SD01)の方向も、歪んだ条里地割の方向と一致する。また、居館を検出した遺構面の下層には、11世紀~12世紀の耕作土層が堆積する。これを掘削したところ、第1面



第223図 穂積遺跡第37次調査区（第2面）

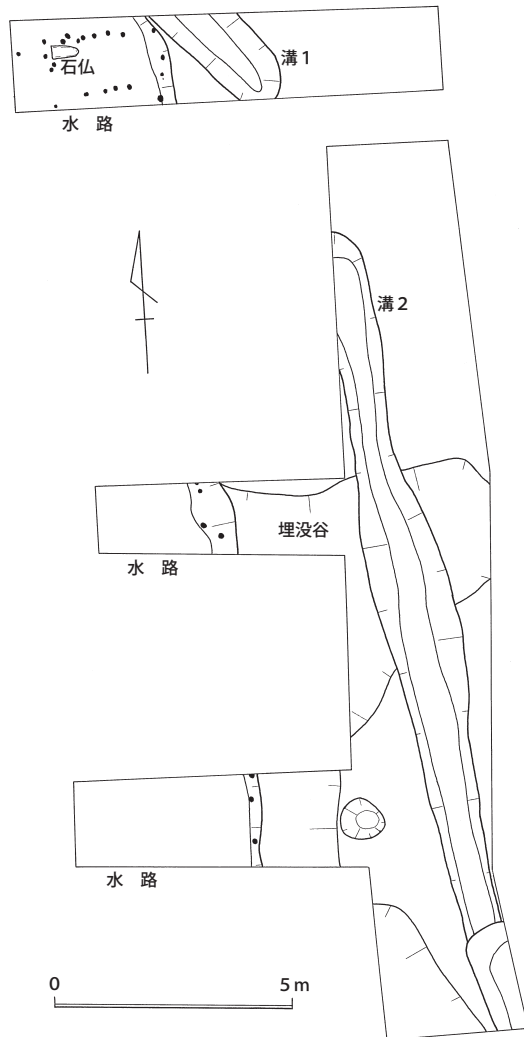


第224図 穂積37次第2面上層耕作土出土遺物

のSD01と同じ方向に掘削された第2面SD01と、南北方向の鋤溝が検出された。第2面SD01は、6条2里3坪と10坪を区切る位置に掘削されており、条里溝に比定できる。ところで、この溝を検出した耕作面からは、I-2期の楠葉型瓦器碗（第224図1・2）が出土している。よって、条里溝の掘削時期は11世紀後半以前にさかのぼるので、この地域における条里地割の施工はこの時期以前に求められる。

上津島遺跡第7次調査区⁽¹⁰⁾ 上津島遺跡は、椋橋荘の北部に位置する遺跡である。当調査区では、南条8条2里19・20坪の坪境となる条里溝が確認された。その溝から出土した遺物は、白磁Ⅱ・Ⅳ類碗と瓦器細片だけに限られる。このため、坪境が掘削された時期は特定できないものの、12世紀の範囲におさまると想定できる。また、第6次調査区において、坪境検出層の上層に対応する水成層が堆積する時期は、概ね13世紀であることを確認している。これらの手がかりを参考にすると、条里溝が掘削された時期は13世紀以前になる。

寺内遺跡第1次調査区（第225図） 寺内遺跡は小曾根遺跡の北方に位置する遺跡で、段丘の裾野付近に立地する。当調査区では、仲条11条7里（34坪）と11条8里（5坪）の里境の可能性のある溝を検出している。平面図を見る限り、溝は直線状に掘削されていないので、地形上の規制を受けたと考えられる。溝の掘削時期は明確ではないが、12～13世紀と推定されている。なお、この溝の東側には、中世後期の大型水路が掘削されている。



第225図 寺内遺跡第1次調査区

(12) 跡の超大型建物群をみると、これを構成する建物の主軸方向はN-15°-E前後であり、当地域における条里地割の方向とは一致しない。服部遺跡第5次調査区(第164図)・豊島北遺跡第3次調査区(第166図)における9世紀~10世紀の建物群をみると、主軸方向を北位にとるものではなく、微地形などの要因により主軸方向が決定されたと考えられる。よって、この時期に条里が施工されていたとしても、建物の主軸方向に影響を与えるものではなかったと言える。ところが、11世紀前半になると穂積遺跡第12次調査区建物1(第232図)や第23次調査区建物2・3(第174図)のように、主軸を北位にとる建物が現れはじめる。その後展開する小曾根遺跡や穂積遺跡の建物群では、主軸方向を北位とする建物が一般化する。11世紀前半から建物の主軸方向は条里地割と平行するようになり、11世紀後半にはこれが一般化する。このことは、条里地割が建物群の形態や建物の配置に、何らかの影響を与えたことを示している。建物の主軸方向にみられる変化は、先に確認した条里溝の掘削時期と概ね一致しており、集落周辺の条里地割は11世紀のうちにほぼ完

服部遺跡第3次調査区(調査区平面図未掲載) 服部遺跡は穂積遺跡の北方に位置する遺跡で、段丘崖の裾野から沖積地にかけて展開する。当調査区では、中世の粘土採掘坑と共に仲条11条6里5・6坪の坪境となる条里溝が確認された。この条里溝からは瓦器碗の細片が出土しており、中世前期に掘削された可能性がある。

各調査区の事例をみると、穂積遺跡第37次調査区が11世紀後半までに、南条と仲条の境界となる豊島北遺跡第3次調査区が11世紀末以前と早い。上津島遺跡第7次調査区における水路の掘削時期は確定できないが、同じ頃に施工された可能性は否定できない。一方、仲条内の服部遺跡第3次調査区・寺内遺跡第1次調査区(1)の事例は、先の2例より新しくなる可能性がある。このようにみると、平野部における条里溝の掘削は11世紀後半となり、丘陵の裾野といった地形変換点の近くではそれより遅れる傾向が指摘できる。

ところで、「民部省符案」弘仁3年(812)12月19日条には「一所撰津国垂水庄 在豊嶋郡中條」と記されているので、この時期には条里が施工されていた可能性がある。しかし、10~11世紀の官衙的施設である曾根遺

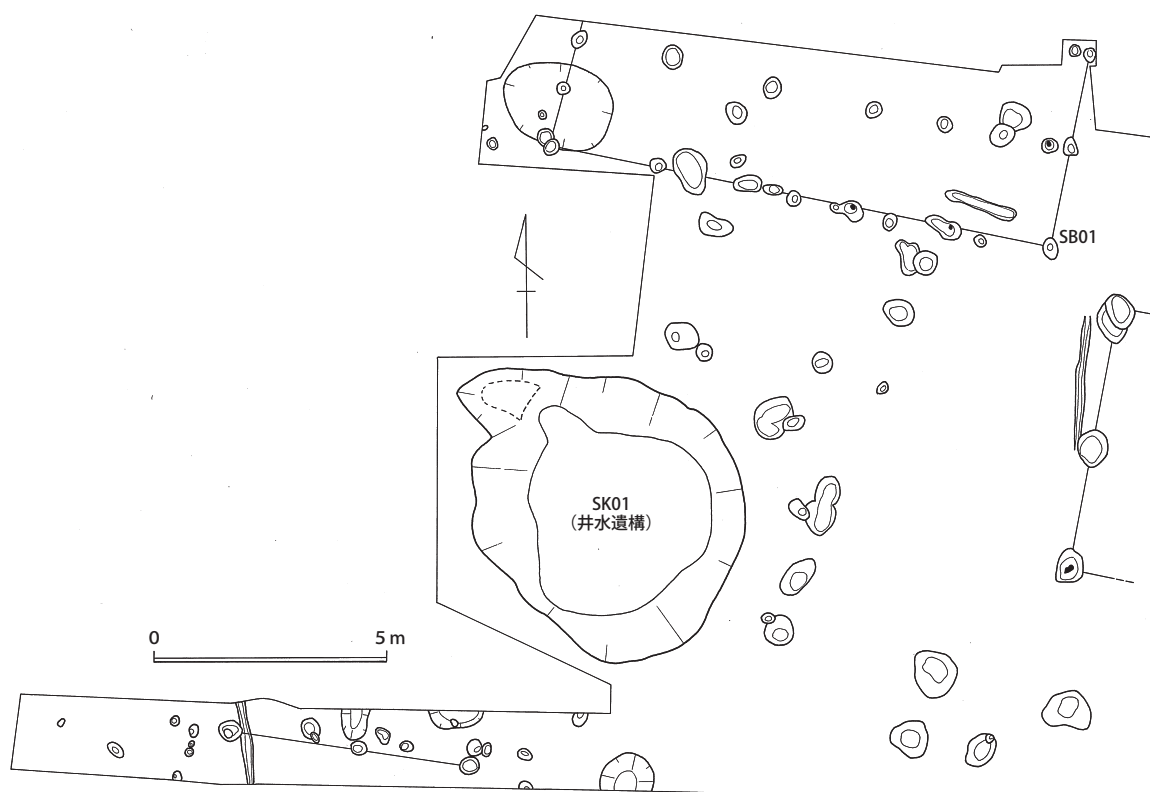
成したと考えられる。

以上、当地域では9世紀頃から継続的に条里の開発が行われていた可能性があるものの、それが本格的に施行されるのは11世紀に求められる。その後、条里地割は榎坂郷西部を網羅するようになるが、その灌漑機能が全域において機能するほど万全なものではなかったことは、次に述べる井水遺構の存在から指摘されよう。

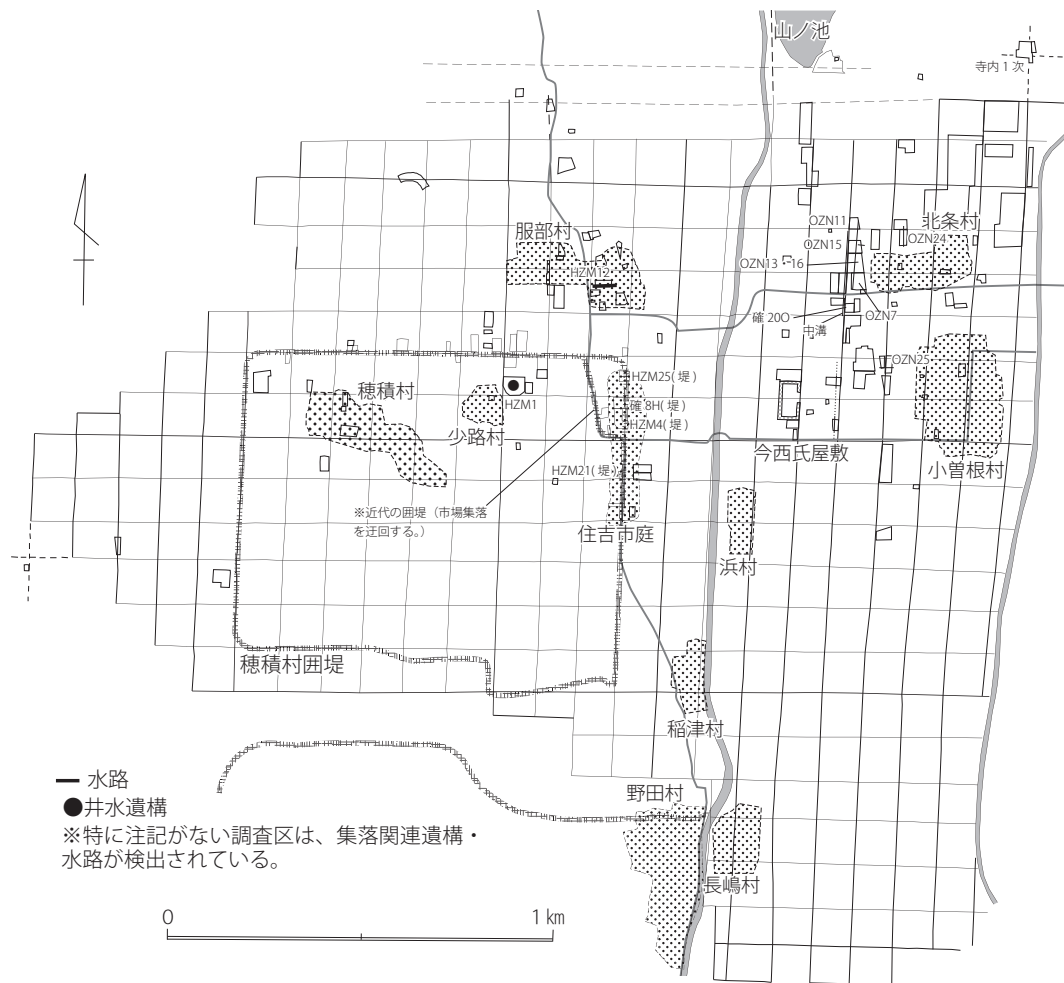
(2) 井水遺構

小曾根遺跡第7次調査区(第226図)・穂積遺跡第4次調査区(第180図)・北条遺跡第6次調査区(第202図)では、建物群の一角において直径5m前後、深さ1m程度をはかる土坑が検出されている。これらの土坑は、溝あるいは溝状の突出部を有するもので、柄鏡形の平面形を呈する。その埋土をみると、掘形にかけては腐植土と均質な灰色細粒砂などの交互層が、中央付近は腐植土が堆積することで共通する。このような状況は急激な水位変動により、地下水と共に土坑周囲の土砂が繰り返し流入したことを物語っている。また、土坑の中央部に堆積した腐植土は、普段は水が溜まっていたことを示す。さらに、沖積地という地形的特徴や建物群内で検出された井戸の掘削深度から、当地域の地下水位は中世でも高かったと推測できる。これらの条件をふまえると、土砂が流出するような短時間の水位変動が自然に起きる可能性は乏しく、人為的な要因が考えられる。

一方、建物群の周囲には井戸も多くあるので、この土坑が飲料水を確保するために掘削されたと



第226図 小曾根遺跡第7次調査区



第 227 図 13 世紀後半以降の榎坂郷西部（発掘調査関係）

は考えにくい。そこで参考になるのが、北条遺跡第6次調査の事例である。この調査区で確認された土坑の突出部は、建物群の外側となる調査区の東方に向かって伸びている。当調査区東隣の敷地における確認調査では遺構は検出されておらず、耕地として利用されていたと推定されている。こ

のことをふまえると、土坑に貯えられた水は突出部から何らかの装置によってかき上げられて、耕地に供給された可能性がある。

このような小規模な貯水施設が耕地に用水を供給する事例は、他にも段丘上の耕地に掘削された灌漑用井戸⁽¹³⁾が挙げられる。灌漑用井戸は中世後期までに出現したことが発掘調査で確かめられており、用水路が整備される20世紀中頃まで、渇水期に水田へ用水を供給するために使われたことが聞き取り調



第 228 図 見島の井水遺構

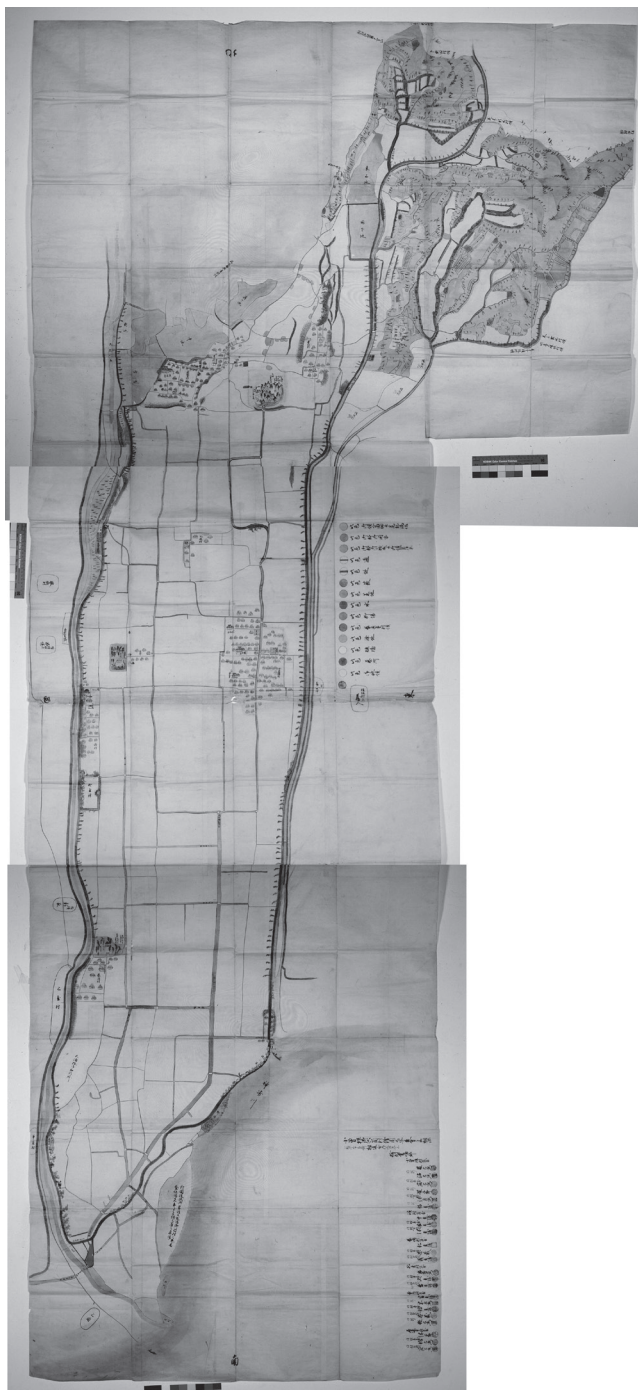
査で判明している。

また、山口県萩市沖の洋上に位置する見島では、現在でも水田内の各所に5mくらいの池を作り、灌漑に利用している（第228図）。離島である見島では、見島ダムが建設されるまで用水の確保が困難であり、地下水位の高さを利用して池を各所に設けて用水の不足を補ったのだろう。このように、最近でも用水を補完するために、水田内に井戸や池を設けることが行われている。よって、中世前期において大型土坑に貯水し、用水を確保していたとしても不思議ではない。むしろ、このような大型土坑が出現することで、段丘上の灌漑用井戸や見島における水田内の池が成立したと考えられる。

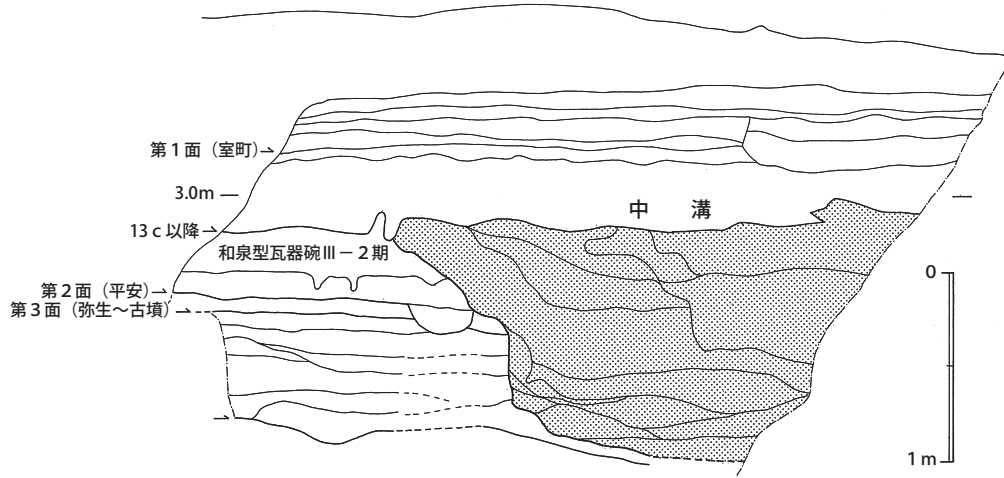
以上より、このような特徴を有する土坑を、井水遺構と呼ぶことにする。

ところで、灌漑用の井戸などが水田内に作られるのに対して、井水遺構は建物群の一角において検出される。集落は微高地上に立地するように、周辺の水田よりも高く、建物群の周囲に広がる耕地へ用水を引き込むのは困難と予想される。これを克服してより安定した耕地とするために、井水遺構が利用されたと考えられる。また、こうした遺構が建物群の一角に作られるということは、屋敷（建物群）を核に周辺の耕地を開発しようとする経営の実態を示すと共に、この時期には広く普及したであろう条里による用水の供給に限界があったことも指摘できる。

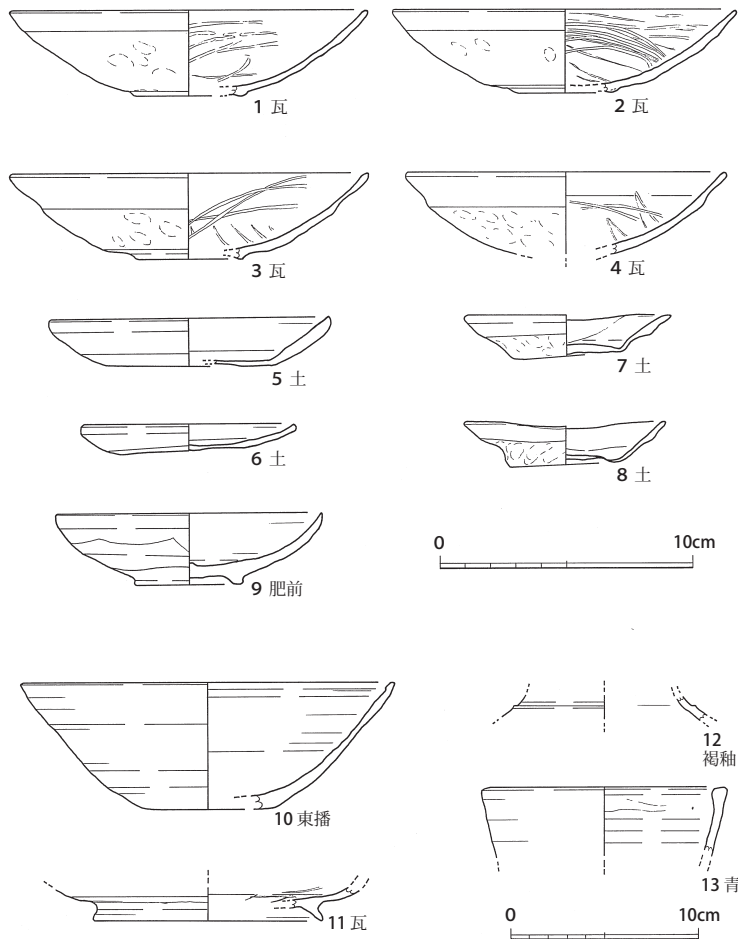
中世後期の井水遺構は、今のところ確認されていない。これは、集村



第229図 「小曾根郷六箇村絵図之写」
(豊中市教育委員会提供)



第230図 小曾根13/16次中溝断面図



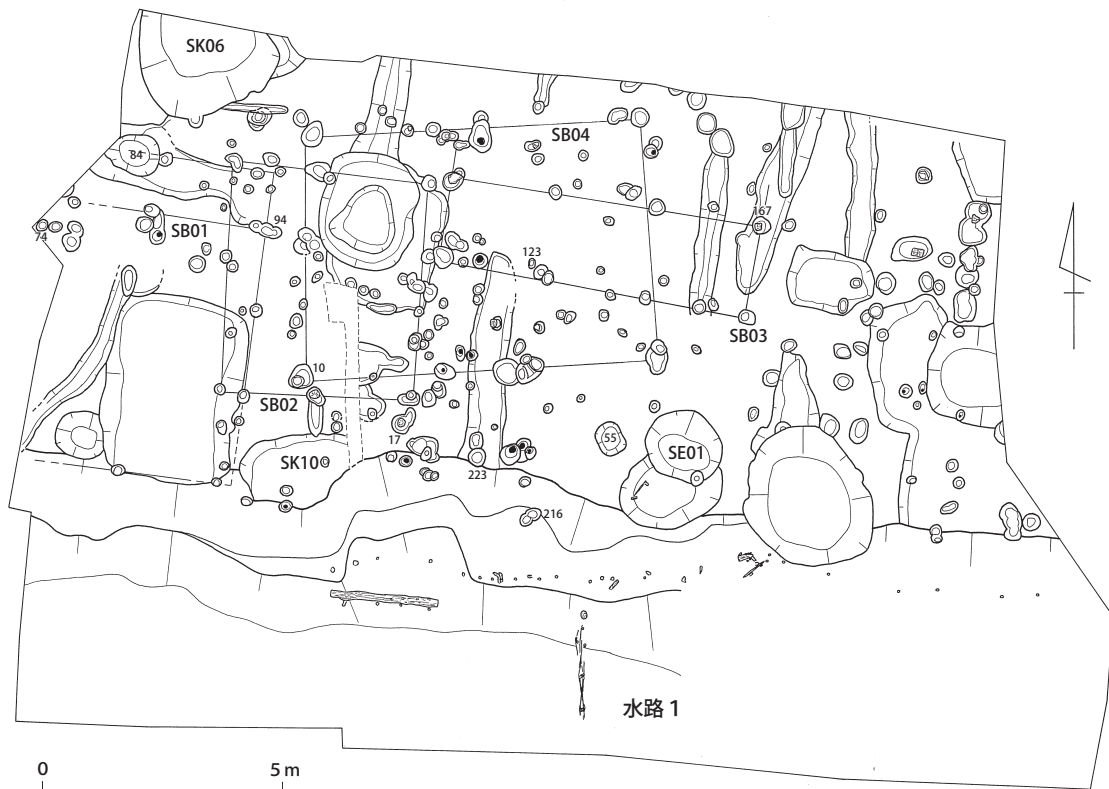
第231図 穂積12次水路1下層出土遺物

化によって耕地と集落が分離することで、屋敷を中心とする耕地経営という従来の方法がなくなり、それを補強する井水遺構の必要性も低下したことに起因すると考えられる。一方、穂積遺跡第1次調査区⁽²⁾では南北16.5m、東西11mをはかる溜池状遺構が検出されている。このような大型の遺構は、他に井手天原遺跡⁽¹⁴⁾（岡山県総社市）でも確認されている。中世前期の井水遺構が減少あるいは消滅する一方で、これを大型化した溜池状遺構が出現するのだろう。中世後期になると、用水の管理手法が大規模なものになることは、次に述べる基幹水路からも指摘できる。

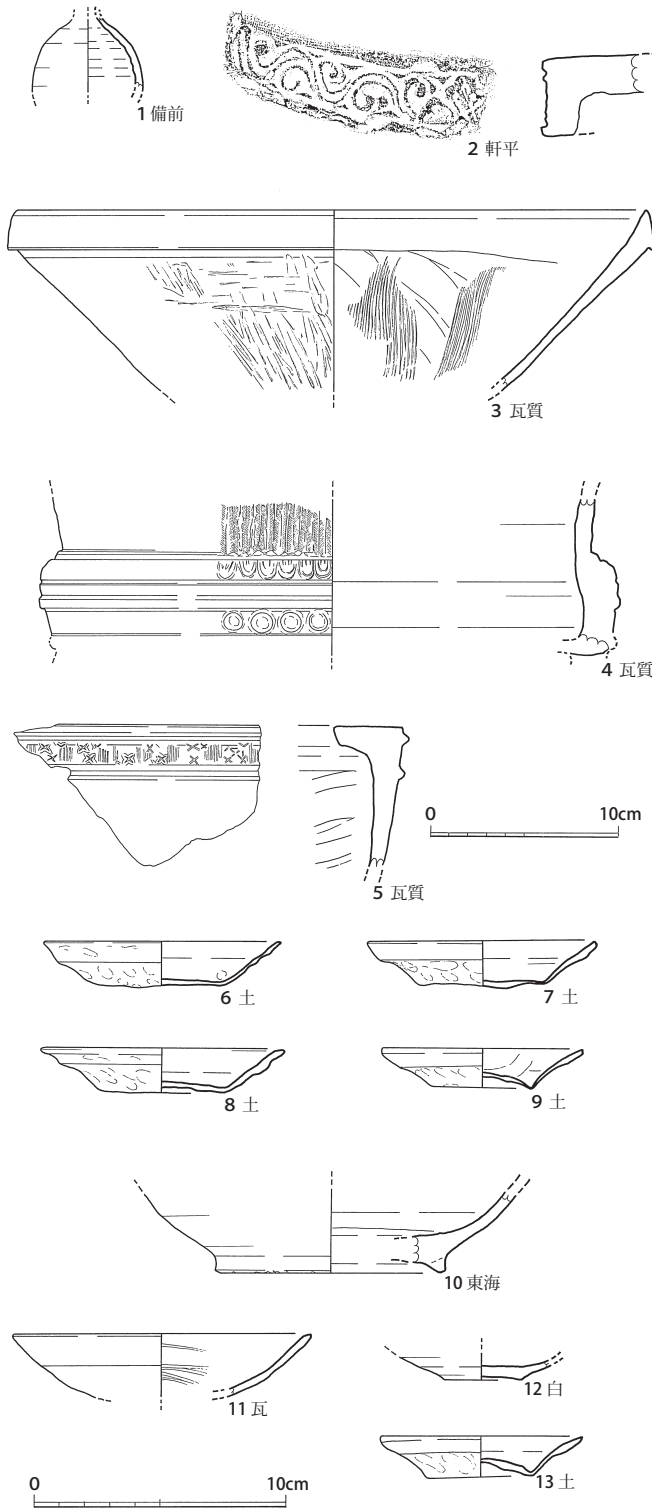
(3) 幹線水路網

中溝 文化7年(1810)に作成されたと推定されている「小曾根郷六箇村絵図之写」⁽¹⁵⁾(第229図)には、村落内を南北に縦断する2条の幹線水路が描かれている。このうち、条里の坪境に掘削された西側の幹線水路である中溝(東さん溝)は、小曾根遺跡第13/16次調査区(第176図)および確200地点(第227図)で確認されている。第13/16次調査区における中溝の規模は検出部分で幅2.8m、深さ1.2mをはかるが、断面形状をもとに4.0m以上、深さ1.3m前後になると予想される。

また、昭和20年(1945)にアメリカ軍が撮影した航空写真では、今西氏屋敷の東辺に中溝の痕跡が明瞭に確認できるが、これをみると本来の中溝は現在の水路の東側にあつて、西側に広がる可能性はない。よつて、溝の規模は第13/16次調査区の予想値を大きく超えないと判断できる。そ



第232図 穂積遺跡第12次調査区



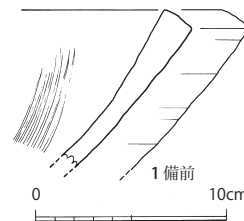
第233図 小曾根 13/16次水路出土遺物

うした水路の規模は、豊島北遺跡第3次調査区で検出した条里溝をはるかに上回る。

中溝が掘削された時期は、第13/16次調査区の状況だけでは確定しにくい、この調査区では14世紀後半以降の遺構面と13世紀初頭までの遺構面に挟まれた堆積層の上面から掘削されているので(第230図)、鎌倉時代の所産と想定できる。一方、確200地点では、旧耕土層から40cm下のところで中溝の上面を確認しており、掘削時期は室町時代頃に求められる。これについては、洪水で埋没した際に再掘削された可能性がある。これらの調査で中溝の掘削時期は確定できないが、次に述べる大型水路の掘削時期もあわせて考えると、13世紀後半に掘削された可能性が高い。

なお、中溝は条里の坪境上にあるので、既往の条里溝をこの時期に拡幅させたと言える。しかし、それが単なる条里の再整備と言えないことは、後に述べる大型水路から指摘できる。

大型水路 中溝と同じ規模の水



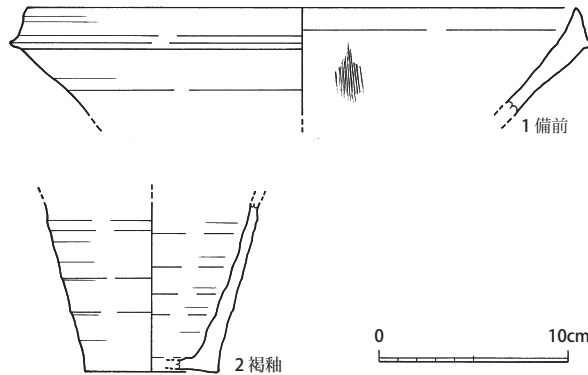
第234図 小曾根 15次水路出土遺物



第235図 小曾根遺跡第24次調査区

路は、小曾根遺跡、穂積遺跡などの各所で確認されている。

穂積遺跡第12次調査区（第232図）では、幅6.0m以上、深さ1.2m前後をはかる水路が検出された。その規模は先述した中溝をはるかに超えており、それ以外の事例と比べても傑出する。この大型水路は、条里の坪境ではないところを新たに掘削している。

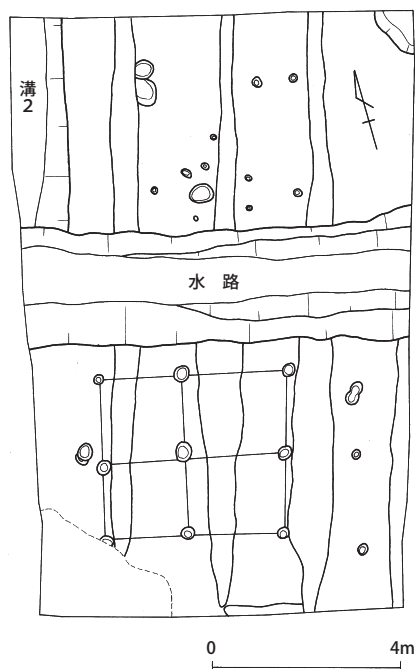


第236図 小曾根24次水路出土遺物

穂積遺跡第12次調査区の水路1からは、近世末期にいたる各時期の遺物が出土している。出土した遺物のうち、下層から出土したもの（第231図）の中にはⅢ-3期以降の和泉型瓦器碗が多く含まれており、水路1の掘削時期は13世紀中頃に求められる。また、この水路は服部村集落域を東西に横断するとおり、集村化がはじまる時期に、集落内を貫通するように掘削したことになる。よって、水路の掘削と服部村の集村化は、不可分の関係で進められたと言える。なお、この水路の上流は山ノ池（第227図）付近に求められ、この付近を水源とする服部村の幹線水路と考えられる。

小曾根遺跡では、第7・11・13/16・15次調査区（第213図ほか）・第24次調査区（第235図）・第25次調査区（第237図）において大型水路が確認されている。

このうち、第7・11・13/16・15次調査区では安楽寺の寺域西辺に沿って幅3.2m、深さ1.0m前後をはかる水路が検出されている。第15次調査区では、この水路から東に分岐する支線状の水路も確認されており、南北方向だけではなく、東西へ枝状に延伸することが判明している。水路



第 237 図 小曾根遺跡第 25 次調査区

からは少量の瓦器碗と共にIV期の備前焼（第 234 図）が出土している。このうち、瓦器碗を混入品と考えたにしても、遅くとも 14 世紀後半までに掘削されたと言える。

また、安楽寺域の東辺付近に位置する小曾根遺跡第 24 次調査区では、幅 3.0～4.0 m、深さ 1.2 mをはかる水路が検出されている。この水路は、南北方向に掘削されているが、その西側には同じ時期の集落関連遺構はなく、耕作痕が多く検出されている。したがって、周囲は耕地として利用されたと推定できる。この水路からは、V期の備前焼（第 236 図 1）が出土しており、15 世紀までに掘削されたと考えられる。

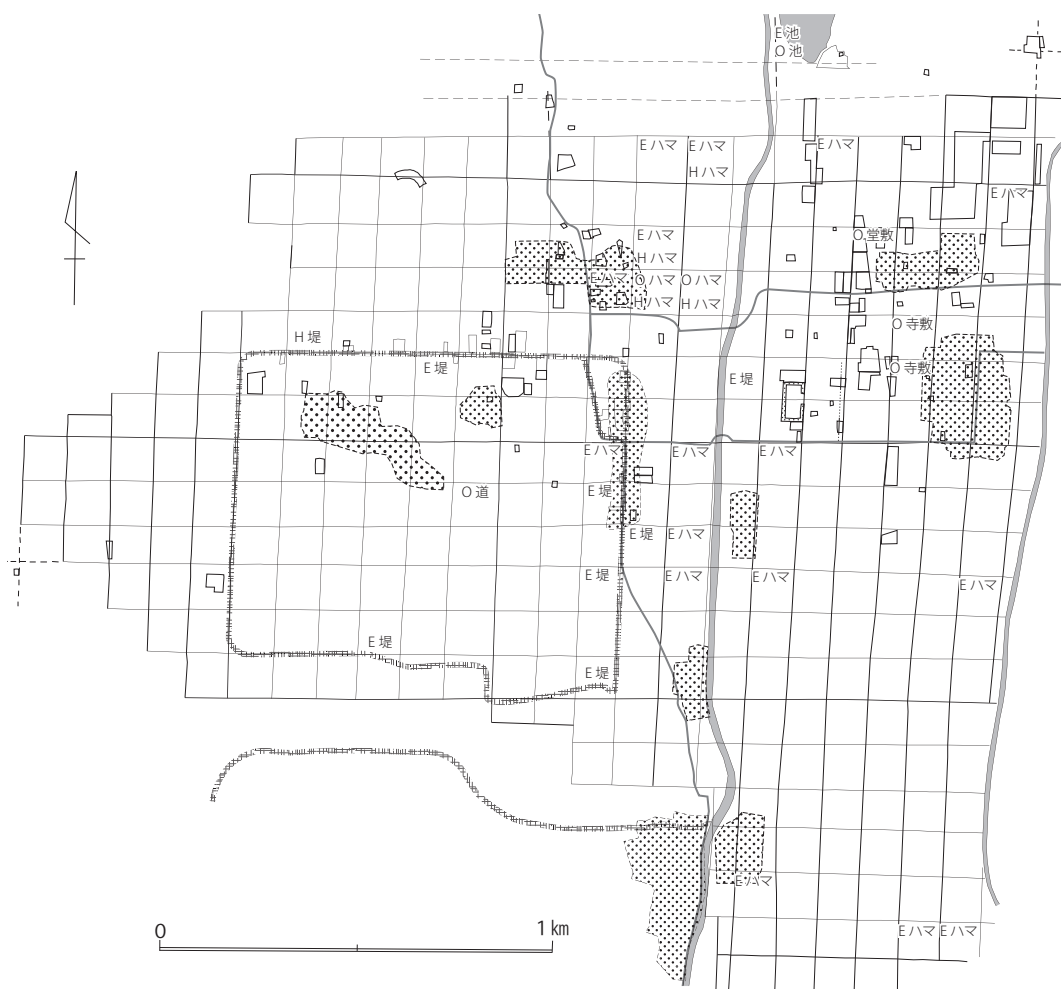
第 25 次調査区⁽¹⁶⁾でも、東西に掘削された水路が確認されている。水路は幅 4.0 m、深さ 1.1 mをはかる。水路からは、IV-2期の和泉型瓦器碗が出土している。水路の北側には南北に伸びる溝2が掘削されているが、この溝は水路に削平されている。その溝2からも、IV-1期の和泉型瓦器碗が出土している。よって、水路は 13 世紀後半に掘削

されたと言える。

これらの水路は、すべて幅 3～4 m、深さ 1 m前後の規模で、条里地割と関係がないところに掘削されたことで共通する。出土した遺物から、第 25 次調査区の溝 2 は 13 世紀後半、第 7・11・13/16・15 次調査区の水路は 14 世紀まで、第 24 次調査区は 15 世紀までと、水路の掘削時期には 1 世紀以上の幅が認められる。ただし、それぞれの水路から出土した遺物は少なく、今後の調査において掘削時期は微妙に修正されるかもしれない。その一方で、水利網の完成までに多くの時間を要したことは容易に想像でき、出土遺物の時期幅はそれを反映したと見なせる。また、これらの大型水路は基幹水路である中溝の支線にあたると考えられ、大型水路が機能するには基幹水路の開削が前提となる。先に、基幹水路の開削が 13 世紀後半になる可能性が高いとしたのも、このことによる。

ところで、このような大型水路は、穂積村領域ではまだ確認されていない。ただし、先に述べた服部村集落内に位置する穂積遺跡第 12 次調査区や利倉村集落（利倉荘）内の利倉遺跡第 3 次調査区でも同じ規模の水路が検出されているので、穂積村でも同じように行われていた可能性はある。

山ノ池 「小曾根郷六箇村絵図之写」（第 229 図）をみると、中溝は山ノ池という溜池を水源としている。この池は豊島郡条里仲条 11 条 6 里 34 坪に位置するが、貞治 5 年（1366）に作成された「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」（『今西家文書』）の「為末名」には「同（一一）条六里卅四ノ一反 池也」、⁽¹⁾「垂水西御牧小曾称名帳」（『今西家文書』）の「四郎太郎名」には「（一一）条六里）卅四ノ一反 池也」と記されているように、14 世紀中頃までに築造されていたことがわかる（※「」中の（）は、橘田による）。小曾根村に限ってみると、13 世紀後半に基幹水路の開削が始まり、そして 14 世



第238図 史料からみた14世紀後半頃の榎坂郷西部

E:「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」O:「垂水西御牧小曾根名帳」H:「垂水西牧穂積名寄帳」

紀中頃までにはその水源となる山ノ池が完成していた。加えて、そうした時期にかけて条里地割と関係がないところに、支線となる大型水路が次々に開削される。つまり、「小曾根郷六箇村絵図之写」にみる近世の水利体系は、この時期に構築されはじめたのである。

なお、先に中溝の掘削が条里の再開発に伴うものではないと言ったのも、他の大型水路が条里の坪境ではないところを掘削していることによる。よって、大型水路の整備は条里地割に規制されずに、地形等を考慮して新たに施工する方向で計画されたと推測できる。

(4) 堤防

穂積村囲堤 穂積村の周囲には、総延長約3.4kmの堤が巡らされている。これを穂積村囲堤(以下、「囲堤」とする。)という。穂積遺跡第21次調査区⁽¹⁷⁾で検出された囲堤は、下端部の幅約6m、上端部は約3m前後と推定され、検出高0.5mをはかる。しかし、現存する堤体をみると、その高さは1mをはるかに越えており、巨大な土木工作物と評価できる。囲堤が建設された時期は、まだ明ら

かになっていない。ただし、穂積遺跡第21次調査区とそれに先立つ確認調査では、15世紀頃のへそ皿を含む遺物包含層の上面付近から、堤体を構築していることが確認されている。よって、築堤は15世紀以降となろう。

一方、「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」・「垂水西牧穂積名寄帳」(『今西家文書』)⁽¹⁾をみると、各所に「堤」と記されている。「堤」の位置を条里図上に比定すると、第238図のように囲堤と天竺川に沿った坪に分布していることがわかる。

ところで、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」にも「堤」の記述はあるが、例えば6条1里30坪の「堤」は今西氏屋敷の居宅部が位置する微高地であるように⁽⁵⁾、この史料の場合は洪水などの水成作用で形成した自然地形の意味もある。このため、二つの史料にみえる「堤」が、人の手によって作られた工作物ではない可能性も残る。しかし、先の史料に現れる「堤」は、現在の天竺川と囲堤がある坪以外に見えないことや、明德元年(北朝・1390)の「摂津国三国堤支配注進状案」に神崎川の堤防である「三国堤」が見え、これを近隣の村落が共同で管理していることがわかるので、「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」・「垂水西牧穂積名寄帳」にみえる「堤」は人工的な工作物と考えてよい。よって、ここではこれらの「堤」を、それぞれ囲堤と天竺川堤防に比定する。

なお、これらの史料から囲堤の築堤は14世紀中頃にさかのぼることになり、穂積遺跡第21次調査において推定した建設時期との間には、大きな食い違いが生じる。この食い違いについては、先の史料にみる「堤」が分散してみられることや囲堤が大規模であることをもとに、築堤は各所で散在的に、かつ長い期間をかけて行われたと解釈することで解消できるだろう。加えて、囲堤は住吉市庭を南北に貫通するとおり、堤の完成には市庭の移転が前提となる。このことをふまえると、築堤に要した期間には市庭住人の立ち退きを含めて考慮する必要がある。

天竺川堤防 「垂水西牧榎坂方御牧名寄帳」(『今西家文書』)⁽¹⁾には、これ以外にも6条1里25坪に「堤」があり、6条2里2・14・23坪には「ハマ」がみられる。これら「ハマ」が何を意味するのか、何も解明されていない。しかし、6条1里10・14～16坪などにおける「ハマ」の分布は、その意味を考える上で一つの手がかりとなる。

この部分は先に述べたとおり、12世紀末頃の天竺川河道にあたり、河道が移動した後も洪水の被害を受けやすい地域であったと想定される。それ以外にも、現在の天竺川・高川が流れる坪の一带に「ハマ」がみられる。これに対して、河川から離れた坪には、「ハマ」という注記はない。よって、「ハマ」とは河川による何らかの影響を受けた場合、例えば「洪水で水田に川砂が堆積し、砂浜のようになって一時的に耕作不能になるような状態」について記されたと考えられる。そのような「ハマ」は、現在の天竺川と高川の近辺に分布し、6条1里25坪には「堤」が見える。これらの状況をあわせると、この時期に天竺川と高川は直線化していた可能性がある。また、これらの小河川でも堤防が建設されはじめたことは、直線化した流路を固定する計画があったことを意味しており、この時期に天竺川・高川の直線化が進められたことの傍証となろう。

4. 榎坂郷西部における荘内流通網

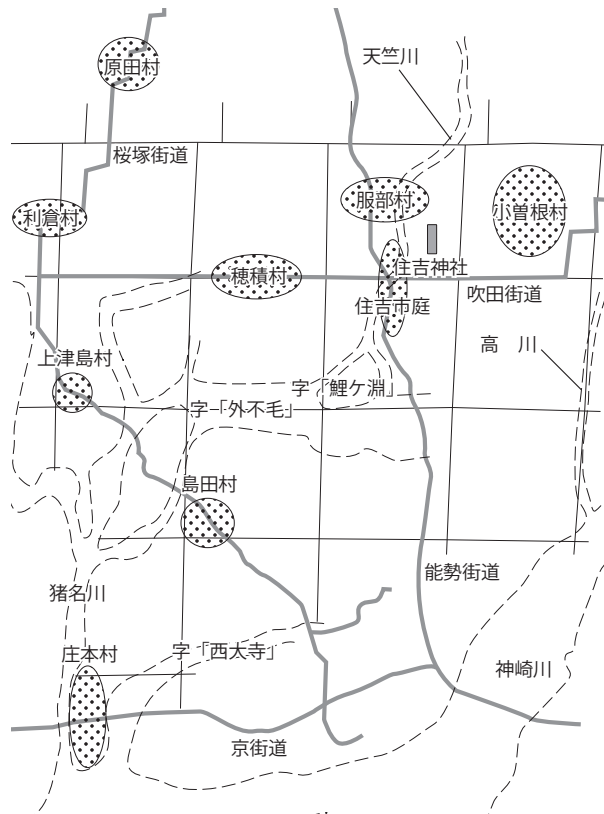
(1) 住吉市庭の地理的環境

中世前期における荘内流通網の特色については、別に椋橋荘の荘内流通拠点である庄本遺跡との関係をもとに論じたので、ここでは住吉市庭の立地と荘内における流通を中心に述べることにする。

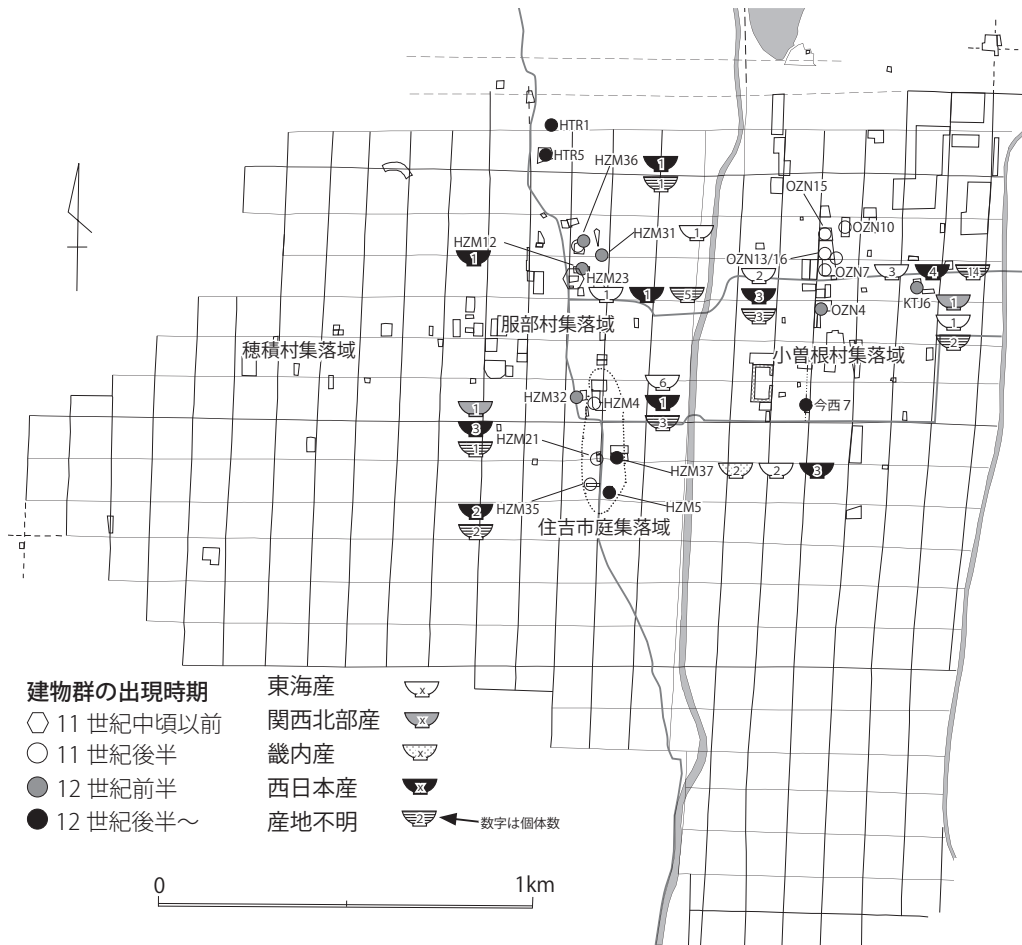
「住吉市庭」は、能勢街道と旧吹田街道が交差する6条1里33・34坪、同2里3・4・9・10坪付近に展開する。一方、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に記された「川」・「溝」の分布をみると、第201図のように南条6条1里1坪を基点に「溝」・「川」が、市庭の東側となる同10坪、15坪、22坪、27坪、32坪、同2里3坪を通り、同2里4・9坪で南西に向きを変えて、字「鯉ヶ淵」付近で字「外不毛」一帯の低地帯に流入することが読み取れる。このような旧河道の一部は確10・11H地点（第201図）で検出されているが、「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」（『今西家文書』）に記された面積よりも相当広いの川幅であったと推測される。したがって、この「溝」・「川」とは、直線河道化する以前の天竺川と言える。

ところで、旧天竺川が流れ込む字「鯉ヶ淵」・字「外不毛」の一帯とは、穂積村囲堤と野田村・島田村をつなぐ堤に挟まれた巨大な湿地帯であり、南北の幅は約200mをはかる。この湿地帯は、住宅開発が進むまで天竺川の遊水池として利用されており、一帯で行なわれた試掘調査では重機の掘削限界まで湿地状堆積が確認されるだけである。一方、現在の神崎川は吹田市芳野町・豊中市豊南町のところで南に向かって屈曲するが、ここを屈曲せずに直進すると、この湿地帯に至る。これらの状況をふまえると、この低湿地は神崎川（安威川）の旧河道と考えてもよい。また、つい最近まで遊水池としても機能した湿地帯が、中世前期に埋没していた可能性は乏しく、庄本遺跡の船入り江と同じく水上交通路として機能したことは容易に想像できる。

なお、字「外不毛」一帯の低湿地は、かつて難波津を構成した遺跡の1つである島田遺跡（島田村）まで続き、その西方で猪名川と合流する。島田村から猪名川を下ると、庄本遺跡（庄本村）に至る。このような庄本村→島田村→（字「外不毛」）→（字「鯉ヶ淵」）→（天竺川）→



第239図 豊中南部の交通路



第 240 図 中世前期における搬入供膳具の出土状況

住吉市庭へのルートが、中世前期に確立していた可能性がある。これ以外にも、庄本村東方の入り江に流れ込む字「西大寺」の旧河川から野田村を經由して、能勢街道を北上することによって市庭に向かうルートも想定できる。庄本遺跡第1次調査区で検出された船入り江をもとに、湿地帯の水路や河川が交通路として積極的に利用されたという前提をふまえた上で、垂水西牧榎坂郷と棕橋荘の往来はそれほど不便ではなかったと想定できる。

このように住吉市庭とは、豊中市を南北に縦断する能勢街道や古代には機能した可能性がある旧吹田街道、そして字「鯉ヶ淵」を経て庄本村にいたる水上交通路と天竺川が交差する地点に位置する。市庭に比定される集落は能勢街道に沿って南北に細長く、集落を南北に二分するように、中央付近には天竺川が流れる景観が復元できる。別論⁽¹⁹⁾に述べたとおり、その集落には鍛冶師などが住まい、出土した多数の搬入供膳具からは各地の商職人が来訪する場であったことが示される。しかし、それだけが荘内流通拠点である住吉市庭の機能ではない。

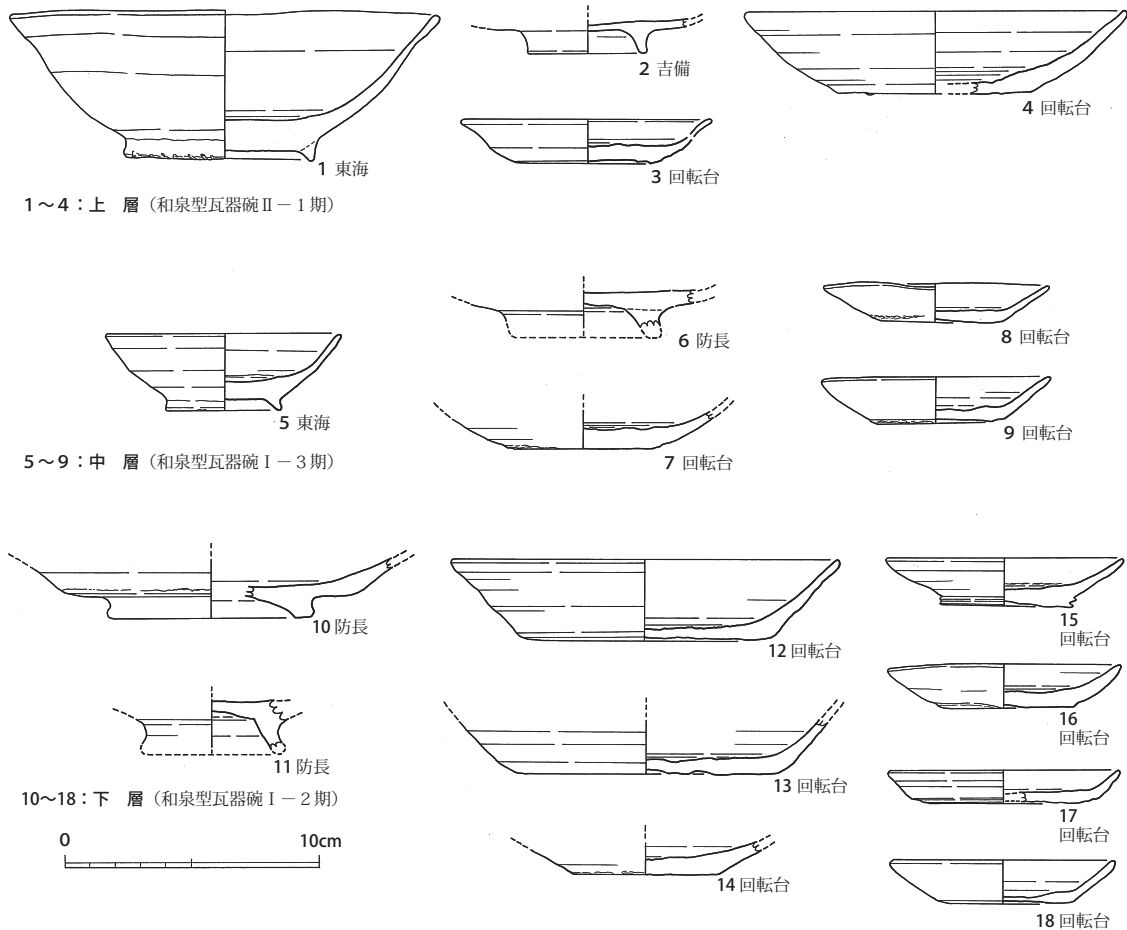
(2) 荘域における中世前期の流通構造

垂水西牧榎坂郷では、荘内流通拠点である住吉市庭に限らず、周辺の集落でも搬入供膳具が出土

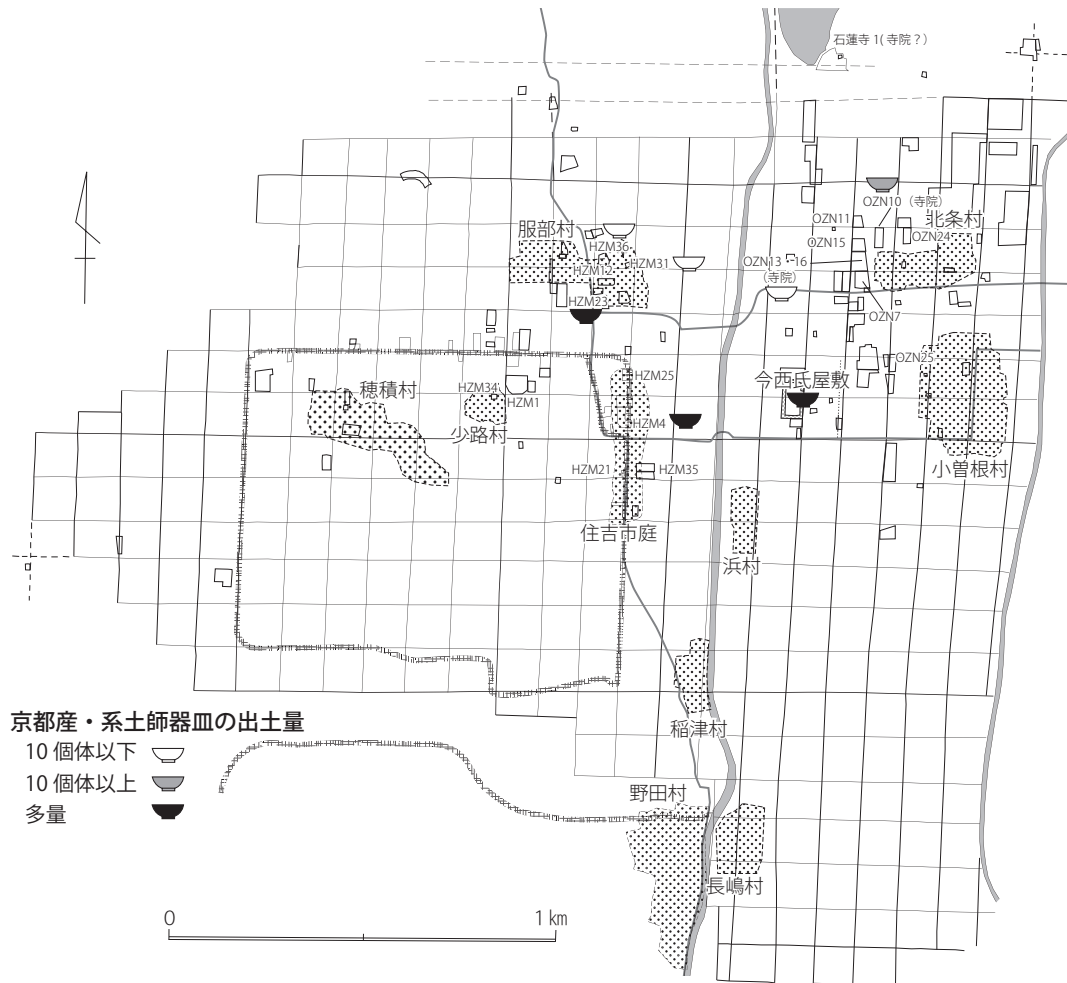
する。搬入供膳具が多く出土する事例としては、小曾根遺跡第7次調査区・同13/16次調査区・北条遺跡第6次調査区・穂積遺跡第23次調査区が挙げられる。また、少量の搬入供膳具が出土した事例としては、穂積遺跡第31次調査区・第36次調査区などがあり、むしろ搬入供膳具が全く出土しない建物群の方が珍しい。これらの調査区のうち、小曾根遺跡第7次調査区ではフィゴの羽口が、北条遺跡第6次調査区では鉾津が出土するとおり、商職人が実際に活動したことを裏付ける遺物もある。このような搬入供膳具の分布から、商職人の活動範囲は榎坂郷の集落全域に及ぶと言ってよい。

したがって、商職人は住吉市庭を拠点とするだけでなく、そこを起点に周囲の集落まで足を運んだと推測できる。そうした商職人の活動によって、一荘園における荘内流通網が形成されるが、それは榎坂郷内の各集落が荘内流通拠点を中心に経済を共有することを意味する。つまり、荘内流通拠点である住吉市庭とは、領域型荘園という一つの経済圏の中心に位置付けられる。

それぞれの荘園が、異なる経済圏を形成していたことは、榎坂郷の南に隣接する椋橋荘における土師器皿のあり方からも推定できる。榎坂郷ではこれまで各調査区の出土遺物実測図に示してきたとおり、11世紀後半に2段ナデの土師器皿が主流となり、「て」の字状口縁の土師器皿は11世紀



第241図 小曾根7次SK01出土遺物

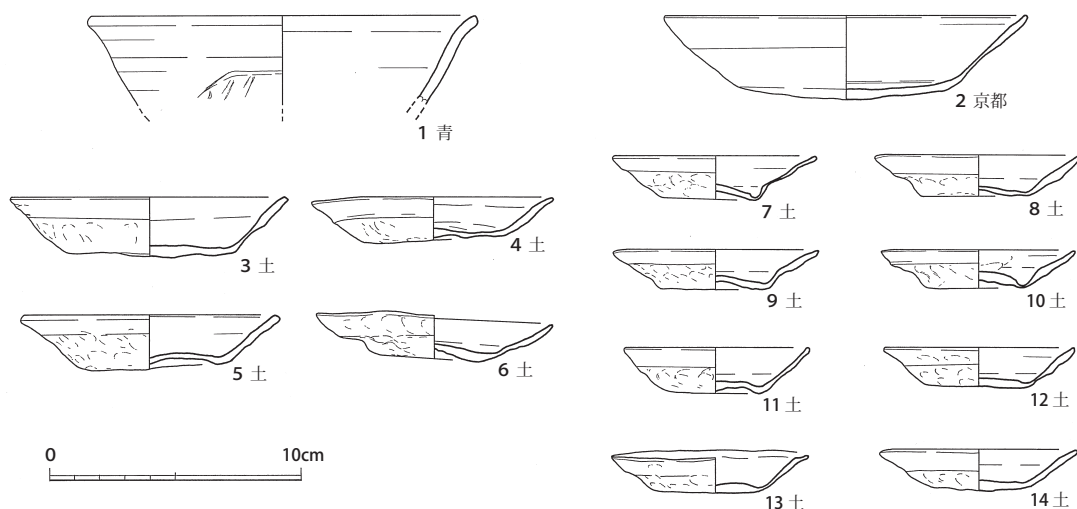


第 242 図 中世後期における京都産・系土師器の分布

末までにはほぼ消滅する。これに対して、椋橋荘を構成する集落の一つである上津島南遺跡(第 106 図)では、12 世紀前半まで「て」の字状口縁の土師器小皿が存続する一方で、2 段ナデの土師器皿の普及は遅れる傾向にあり、その様相は榎坂郷と大きく異なる。この傾向は、庄本遺跡でも共通しており、椋橋荘と榎坂郷では異なる土師器皿の供給体制が併存していたと言える。つまり、近接する荘園であっても、それぞれ荘域を単位とする経済圏が確立していたことを、この現象は明確に物語っている。

それぞれの建物群から出土した搬入供膳具をみると、東海地方と瀬戸内・九州地方のものが主流で、これに丹波型瓦器碗や山間部で生産されたと考えられる回転土師器が加わる。特に、瀬戸内沿岸部の搬入供膳具は、その産地となる地域の商職人が河尻を構成する港湾の一つである庄本遺跡に上陸し、そこから榎坂郷に來訪したことを示す。つまり、榎坂郷を包摂する荘内流通網とは、庄本遺跡が介在することによって、広域流通網である瀬戸内水運に接続したのである。

ところで、搬入供膳具の出土数(第 240 図)をみると、小曾根遺跡第 15 次調査区は 0 点、穂積遺跡第 12 次調査区、同第 31 次調査区では 1 点にとどまる。これに対して、小曾根遺跡第 7 次調



第243図 小曾根10次第1面SK03出土遺物

査区では21点以上、穂積遺跡第23次調査区では7点を数える。この出土数の差には、調査範囲の制約や出土遺物の総量などといった建物群の性格とは関係しない要因も反映されているが、それぞれの建物群へ商職人が来訪した頻度も表している。そうした搬入供膳具や鉢滓などの商職人の活動を示す遺物の出土数をみると、11世紀後半までに出現した建物群に多く、集落の拡大過程で出現した建物群には少ない傾向が指摘できる。

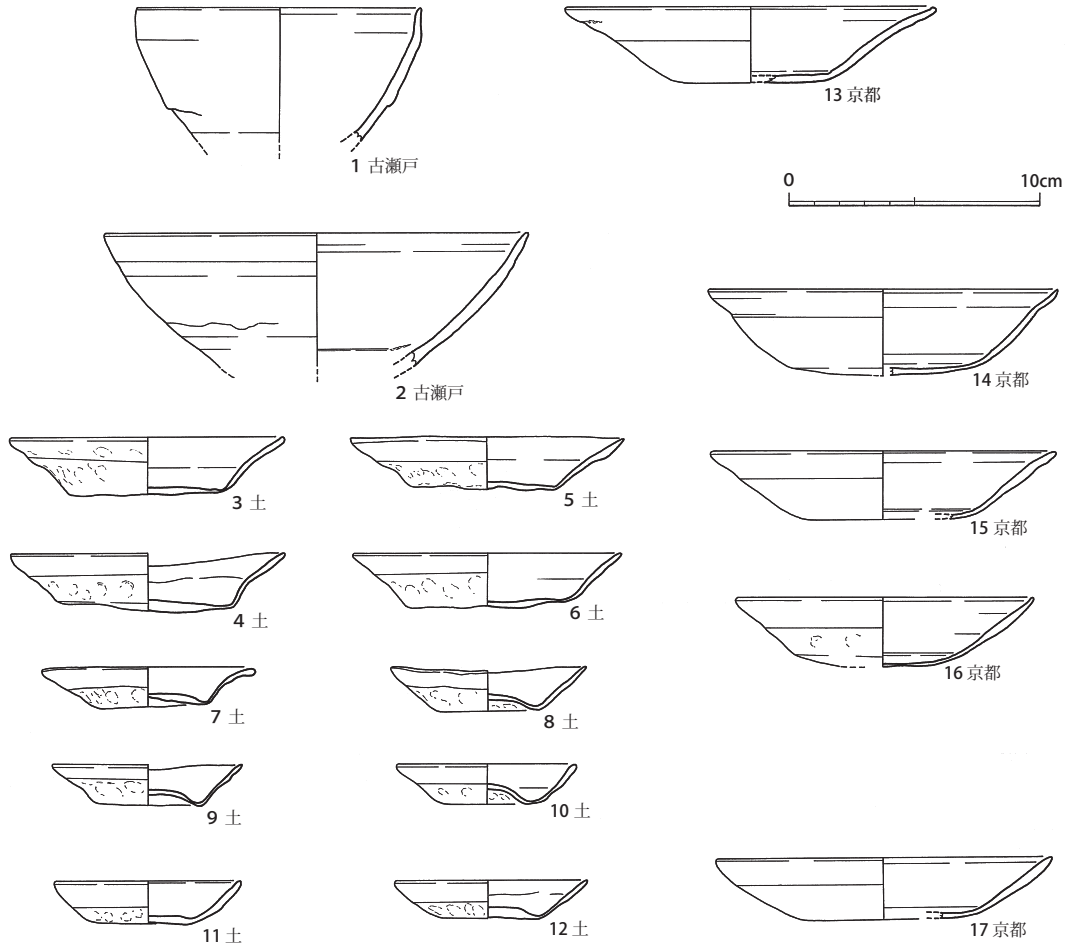
また、穂積遺跡第31次調査区で出土した石鍋（第192図6）には、破断部の近くに加工痕がある。これは一定の技術をもって石鍋に何らかの加工を施したことを意味する。そうした技術を有する人物が、この地域に多く存在するとは考えにくい。この加工痕を有する石鍋からは、庄本遺跡第1次調査区の石鍋再加工工房との関係も想定できる。「蔵人所牒案⁽²¹⁾」に記された檜物供御人の活動範囲を参考にすると、商職人の活動範囲は一つの荘園内に完結しないことは明確である。つまり、荘内流通拠点を中心に、集落を構成した建物群を末端とする流通網が榎坂郷において展開したことと、これをたどって活動する商職人の行動圏とは区別して考える必要がある。

以上、中世前期の様相をみると、榎坂郷では庄本遺跡を介在させて瀬戸内水運に接続する流通網と、住吉市庭を中心に集落内の建物群を末端とする流通網が形成され、それによって荘域を範囲とする一つの経済圏を形成した。搬入供膳具などの商職人の足跡を示す遺物をもとに復元された流通網は、黒田日出男が木屋の存在形態から導き出した黒田荘の流通構造とも類似しており、領域型荘園における荘内流通の標準的なあり方と考えられる。

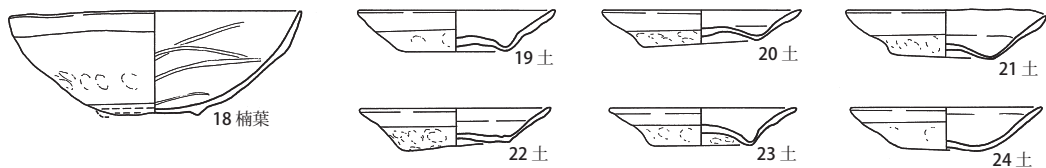
（3）中世後期における流通の様相

中世前期における流通構造は比較的明確に把握できたが、中世後期の流通については十分に検討できる状況にはない。それは集落域の調査事例が少ない上、商職人が土器碗・皿を携行しなくなるためか、中世後期における搬入供膳具の出土例がないことによる。さらに、13世紀後半には貨幣経済も著しく発展したと予見されるが、銭貨の出土量について時期毎に説明できるくらいまで蓄積

1～17 : SK06



18～24 : SK23



第 244 図 小曾根 10 次第 1 面 SK06・23 出土遺物

されていない。よって、ここでは何も示すことはできないが、新たな傾向として京都産土師器皿が出土しはじめることを指摘しておきたい。

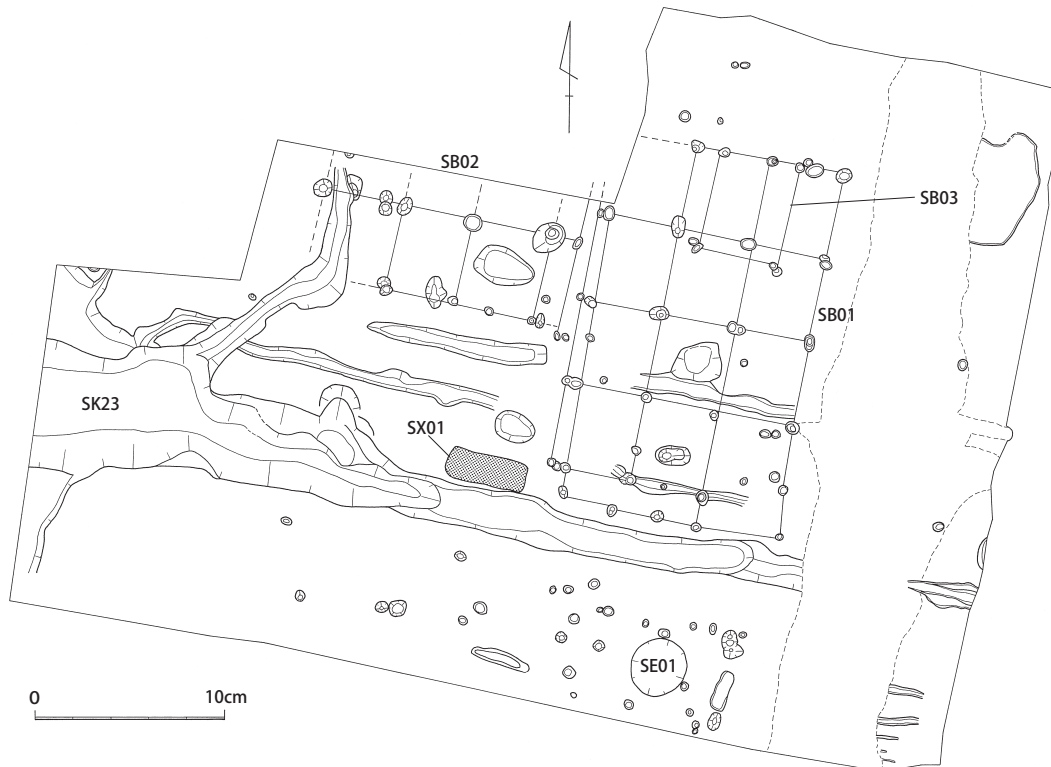
中世前期の当地域では、京都産土師器皿を模倣した製品が多く消費されているが、明確に京都の製品と言える土師器皿は庄本遺跡第 1 次調査区で出土したもの以外に確認されていない。中世前期では、京都との間に直接的な流通が成立していたことを示す遺物はほとんどなく、双方向型の流通が活発に行われたとは考えにくい。しかし、14 世紀になると、明らかに京都産とする土師器皿が出土しはじめる。特に、今西氏屋敷、穂積遺跡第 4 次 (第 181 図 7)・第 23 次 (第 210 図 1～10)、小曾根遺跡第 10 次調査区 (第 243 図ほか) では、相当量の京都産土師器皿が出土している。

これらは在産土師器に対して定量を占めるので、搬入供膳具ではなく商品として将来されたと考えられる。なお、今西氏屋敷は奈良春日社から榎坂郷に下向した目代の屋敷であり、穂積遺跡第4次調査区は住吉市庭、同じく第23次調査区は名主恒貞の屋敷に推定され、小曾根遺跡第10次調査区は安徳寺に比定されるとおり、富裕層の間に流通したと言える。また、穂積遺跡第36次調査⁽⁴⁾区では京都産土師器皿2点が、第31次調査区では京都産を模倣した在産土師器皿2点（第192図1・2）が出土している。このように京都産土師器皿の一部は、一般的な集落成員の間にも流通する。しかし、先の調査区にみる出土量と比べると大きな格差があり、経済的な階層差が明確に反映されている。

このような中世後期における京都産土師器皿の流通とは、そのまま京都を中心とする流通網が榎坂郷まで及びはじめたことを意味する。それは、先に述べた中世前期における流通とは全く異なる形態であり、中世後期における流通の特色となるだろう。

5. 榎坂郷の荘民像

垂水西牧榎坂郷は、条里地割に基づく水利体系とこれを補完する様々な灌漑方法を駆使して、農業地帯として発展した。その発展を実現した主体が、各集落の成員であることはいうまでもない。ここでは、建物群のあり方などをもとに、榎坂郷における集落成員の特徴を考えることにする。



第245図 小曾根遺跡第15次調査区

(1) 建物群

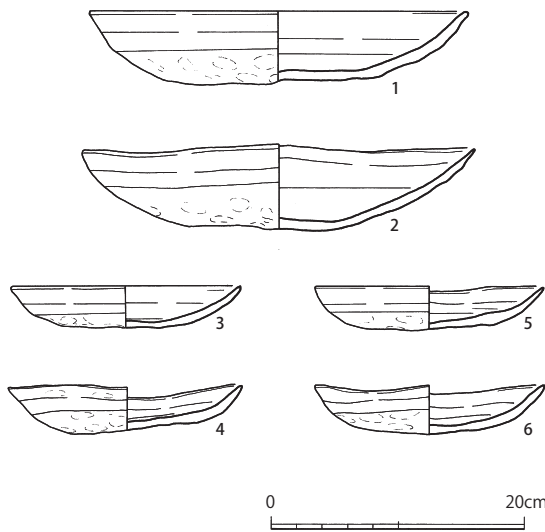
中世前期の建物群とは、区画溝を巡らして耕地などから区別された敷地の中に、掘立柱建物といった家屋や井戸などの様々な遺構が一体となって形成した生活空間を意味する。

小曾根遺跡第7・13/16・15次調査区をみると、それぞれの建物群は総柱建物や庇付き建物を主屋とし、これに1～2棟の副屋が付属することでほぼ共通する。このような建物群において住居棟にあたるのが、主屋となる総柱建物や庇付建物であり、その周囲にある小型の副屋との間には一定の機能差が想定できる。よって建物群の住人、すなわち中世前期の家族とは、一つの家屋に同居する居住形態のもとで生活したと推定できる。このことは、数多くの絵巻物に描かれた住まいの様相からも知られている。

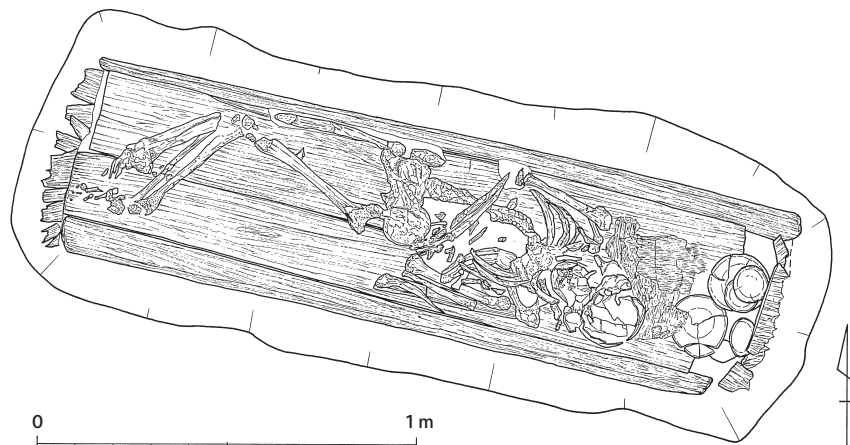
ところで、各遺跡における建物群の変遷は先に述べたが、小曾根遺跡第7・13/16・15次調査

区の場合では、それぞれの建物群は11世紀後半～12世紀中頃にかけて、70～100年くらい継続する。また、集落形成時の中心的存在であった穂積遺跡第23次調査区は、11世紀初頭～15世紀頃と長期に及ぶが、これは集村化に伴って建物群が移動しなかったことによる。

一方、集落が拡大する過程で出現する建物群をみると、北条遺跡第6次調査区は12世紀末～13世紀初頭の状況は把握できないものの、12世紀初頭～13世紀後半まで継続する。建物群の廃絶は、集村化に伴う移動によると考えられる。12世紀前半に出現した穂積遺跡第31次調査区の建物群は、洪水



第 246 図 小曾根 15 次 SX01 出土遺物



第 247 図 小曾根 15 次 SX01

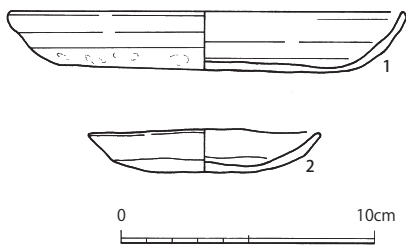
によって短期間のうちに廃絶する。12世紀末に出現した今西氏屋敷第7次調査区⁽⁵⁾の建物群は13世紀後半に廃絶するが、これも集村化に伴う移動によると考えられる。12世紀に出現する建物群は流動的な事例が多いように見えるが、集村化に伴う移動がなかった穂積遺跡第12次・第36次調査区の建物群(12世紀前半以降)は、そのまま中世後期に継続する。

このように、個別建物群の消長には経営の浮沈以外に、災害や集落の移動なども反映するため、一律には論じにくい。しかし、集落成立期における建物群の平均的な継続期間について、二葉町遺跡などの他地域の類例をもとに、さらに中世前期の集落周辺に展開する墓地⁽²³⁾(墓地I-1類)の継続期間もあわせて考えると、一般的には70～100年くらいと言える。しかも、12世紀以降に出現する建物群は、さらに長期化する傾向がある。もちろん、様々な要因によって建物群が流動性を帯びることは否定しないが、そうした要素を除外した一般的な継続期間は、9～10世紀の建物群と比べて明らかに長期化しており、中世前期における経営体はより安定してしたと言える。

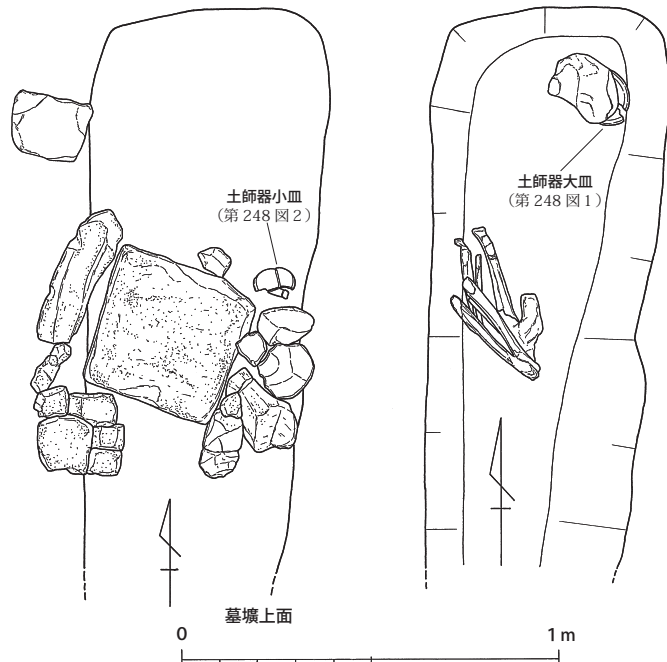
(2) 付帯遺構

これまで確認された建物群は井戸を伴うほか、屋敷墓や井水遺構、廃棄土坑などの様々な遺構が付帯する。これらの遺構をもとに、建物群の住人の特徴を検討することにしよう。

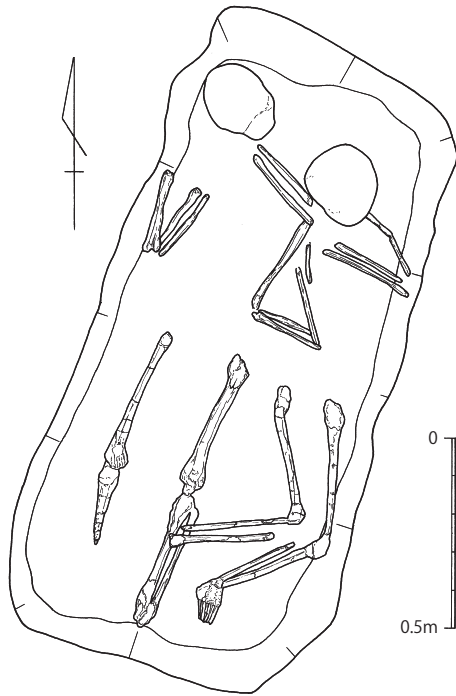
井戸 日置荘遺跡(※現「余部日置荘遺跡」)K～M地区⁽²⁴⁾(第12図)のように、古代の集落では井戸はそれほど多く検出されず、集落内で共用されたと考えられる。また単独で展開する建物群の場合、豊島北遺跡第3次調査区(第166・167図)のように井戸を保有するものもあるが、服部遺跡第5次調査区(第164図)のように伴わない建物群もあり、この時期の井戸はまだ一般的な遺構とは言えない。それが、11世紀後半に形成する集落では、ほぼすべての建物群に付属するようになる。このことは、建物群の住人がそれぞれ井戸を掘削し、そして個別に利用していたことを意味する。中世的集落の出現によって、このような自家用の井戸が普及したということは、集落の成員それぞれが古代集落の成員にはあまり顕著にみられなかった独立性をそなえていた



第248図 小曾根13/16次SX01出土遺物



第249図 小曾根13/16次SX01



第250図 小曾根 13/16次 SX02 区SX01（第249図・11世紀末）は男性、SX02（第250図・時期不明）は2体合葬という稀な事例で、夫婦の可能性が指摘されている。北条遺跡第6次調査区SX01（第206図・12世紀前半）は、出土した歯にお歯黒を塗布した痕跡が認められるので、女性の可能性がある。

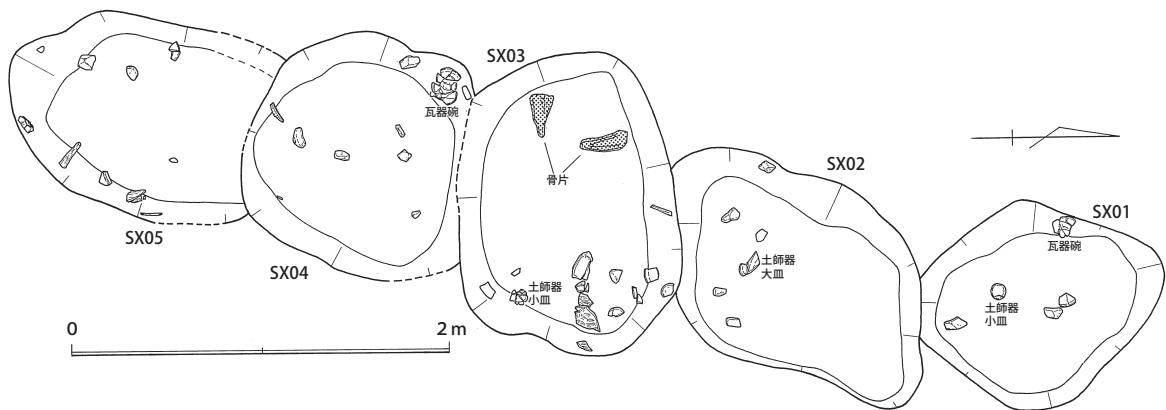
以上の事例から、この時期における屋敷墓の被葬者に、性別の差はみられない。もちろん、他の地域でも12世紀前半までは同じ傾向を示しており、当地域固有の現象というわけではない。

ところで、屋敷墓は相続の不安定性を克服し、自立した経営と屋敷の世襲的な相続を実現しようとする目的で作られたものであり、その被葬者は必然的に経営体の長と言える。なお、そうした被葬者を屋敷の創始者に見立てる説もあるが、二基以上作られることも普通にあるので、必ずしも創

ということになる。それは逆に、集落成員間の地縁的なつながりが希薄であったことも意味する。

井水遺構 このような自立した家族が独立した経営体として機能したことは、建物群の内外に掘削された井水遺構から指摘できる。井水遺構は先に述べたとおり、建物群の周囲に広がる耕地に用水を供給する目的で掘削される。これも井戸と同じく、建物群内にあることから、そこに住む家族が独自に利用する。このことをもとに、建物群の住人は建物群周辺の耕地を主体的に開発する経営体であったと言える。

屋敷墓 榎坂郷における屋敷墓の事例としては、小曾根遺跡第13/16次調査区（第176図）・第15次調査区（第245図）、北条遺跡第6次調査区（第202図）、穂積遺跡第4次調査区（第180図）が挙げられる。このうち、小曾根遺跡第15次調査区SX01（第247図・11世紀後半）の被葬者は女性、第13/16次調査区SX01（第249図・11世紀末）は男性、SX02（第250図・時期不明）は2体合葬という稀な事例で、夫婦の可能性が指摘されている。北条遺跡第6次調査区SX01（第206図・12世紀前半）は、出土した歯にお歯黒を塗布した痕跡が認められるので、女性の可能性がある。



第251図 穂積4次 SX01～05

始者だけに限定されない。

先に、建物群の住人は、主屋に同居する一つの家族と推定した。このような家族において、男女が等しく経営体の長になり得るということは、この時期の男女は同格的な存在であったことを意味する。この後、屋敷墓Ⅳ類の完成にみる中世的「家」の成立をふまえると、その前段階にある家族とは一対の夫婦を基礎単位とする単婚家族であることが前提となる。よって、この時期の家族とは、同格的な夫婦で構成された単婚家族となる。ここでは、このような家族形態を原「家」的家族と呼ぶことにする。

11世紀後半に集落を形成した原「家」的家族は、その建物群が長期にわたって継続するように、安定した経営体として相続を繰り返す。その一方で、同格的な関係にあった夫婦間の均衡は崩れはじめ、次第に男性嫡子による相続が一般化しはじめる。これによって、穂積遺跡第4次調査区S X 01～05（第251図）にみる屋敷墓初期Ⅳ類が完成し、中世的「家」が萌芽する。

もちろん、穂積遺跡第4次調査区は住吉市庭に比定され、またS X 01～05は12世紀前半～13世紀初頭に作られた初期の事例なので、この時期に中世的「家」が村落における普遍的な家族構成として成立したとは言えない。しかし、13世紀には西日本の全域で屋敷墓Ⅳ類が作られはじめるとおり、中世的「家」は普遍的な家族形態として徐々に村落の中に定着していく。このことをふまえると、榎坂郷の各集落においても、13世紀にかけて中世的「家」が形成しつつあったと考えられる。

例えば、『中臣祐賢記』弘安3年（1280）4月6日条の「本所御教書」に対する榎坂村の請文（史料4）に、「近村ノ子息助村～（以下略）」という一文が記されている。請文という性格をふまえると、助村が誰の「子息」であってもよく、あえてこのような注釈を文中に含める必要はない。それにも関わらず13世紀末になると、このような記事は榎坂郷の北西に隣接する原田郷に居城を構えた原田氏に関わる「金堂供養注進状」⁽²⁴⁾（史料3）でも確認される。それは、この時期に中世的「家」を継承する父子の関係が、社会的に重視されたことを示している。

屋敷墓の展開をもとにこれらの史料を読み直すと、榎坂郷の村落では13世紀末までに中世的「家」が広く成立しており、しかも社会的に強く意識されるほどの意義を帯びていたと推測できる。

出土遺物 どの建物群を発掘調査しても、瓦器・土師器皿などの出土量は多く、榎坂郷の住人は総じて消費活動を盛んに行っていたことがわかる。日常雑器類の量だけでは居住者の性格は判断しにくいですが、大量の遺物が出土する遺構は長期にわたって継続する建物群ほど多く検出される傾向があ

史料三 「金堂供養注進状」弘安四年（一二八二）三月『多田神社文書』

〔前略〕

安東二郎入道殿 本田政所 長□五郎殿 新□

御家人役所本堂東ノキノ下二今□

□ノキノ下二下新田代官ツクヘキラ、今北宮太□

石道信法房 其次ニフリノ入道子息□

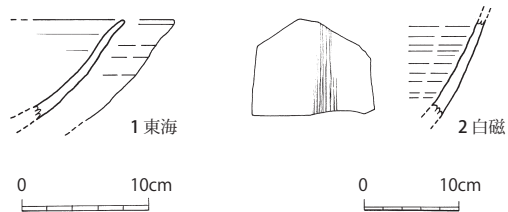
惣社宮前南ノワキニ塩河源太殿・左近太郎□

〔中略〕 西ワキニ 田原人々西甲役所

原田左衛門子息塔ノ東。役所也

〔後略〕

※〔一〕・圏点は筆者による。



第252図 小曾根10次包含層出土遺物

る。また、貿易陶磁をみると、集落成立期の事例では小曾根遺跡第10次調査区のように白磁壺（第252図2）を保有する例もあるが、どの建物群でも一定量の白磁碗・皿が出土する。この時期の建物群は一般的に高い経済力を有しており、貿易陶磁の多少を論じても階層性に由来するような経済的な格差は導き出せない。

次に、13世紀前後の事例をみると、北条遺跡第6次調査区のように白磁・褐釉の水注（第203図10～12）を保有する例や穂積遺跡第31次調査区のように黄釉鉄絵盤（第192図15）や大型施釉陶器壺（第193図12）を保有する事例が現れる。その一方で、穂積遺跡第12次調査区や今西氏屋敷第7次調査区⁽⁵⁾のように、持っ⁽⁵⁾ても極少数にとどまる例もあり、経済的な格差が見出されるようになる。14世紀になると、穂積遺跡第23次調査区の建物群では鈎窯系青磁小碗・花瓶（第210図26・27）を、13世紀前半にはじまる穂積遺跡第37次調査区の居館は黄釉鉄絵盤（第198図14）・白磁製人形（第199図17）・鈎窯系青磁大型鉢（第200図6）などを保有するとおり、貿易陶磁の質と量の差は明らかに経済的な階層差を反映するようになる。また、水注や壺などの希少性を帯びた貿易陶磁を保有する建物群は、搬入供膳具が多く出土することでも共通しており、先に述べた建物群を末端とする流通網によって、このような遺物が将来されたと想定できる。

以上、11世紀後半における集落成員とは、原「家」的家族とした同格的な夫婦による単婚家族で、個別に開発を進める主体性をもった経営体であった。また、搬入供膳具の分布が示すように、商職人と密接な関係を結んだ経営体が存在し、その他の成員も流通に対する関心は高かったと予見される。しかし、そうした建物群の主屋に大小の差はあまり見られず、出土する遺物にも大きな格差はなく、この時期の集落成員は等質的と言える。

このような経営体は、12世紀～13世紀に継続するように、安定した成長と相続を繰り返し、やがて穂積遺跡第4次調査区の屋敷墓初期IV類にみる中世的な「家」が萌芽する。13世紀になると、貿易陶磁のうち大型製品や希少種の有無から、集落成員の間に経済的な格差が見出されるようになる。成員間に経済的な格差が現れることや、中世的「家」の成立が住吉市庭から始まることをふまえると、「家」の成立が榎坂郷で一律に進んだとは考えにくい。この時期は、まだ中世的「家」と原「家」的家族が併存する段階であったのではなかろうか。中世的「家」が一般化するの⁽²⁴⁾は、集村化に伴って建物群の長期化が顕著になると共に、屋敷墓IV類にみる土葬墓の列状配置が中世集団墓地に導入され、そして一般化しはじめる13世紀後半と考えられる⁽²⁴⁾。13世紀末に、「家」の継承者となることを強く意識した「子息」が史料が現れることは、それを裏付けるだろう。

6. 春日大社南郷目代 今西氏屋敷の成立

(1) 伝承からみた目代今西氏の下向時期

垂水西牧榎坂郷の展開を考える上で欠かせないのが、春日社領の目代今西氏の存在である。今西氏の屋敷（以下、「今西氏屋敷」とする。）は、全国に例のない現存する中世荘官屋敷として、またその歴史を受け継ぐ今西氏が今日も住み続けていることを理由に、平成21年（2009）2月に国史跡に指定された。その屋敷について、2冊の調査報告書が刊行されている⁽²⁷⁾。屋敷にかかる現在知

られる限りの情報は、これらの報告書ですべて紹介している。ここでは、報告書であまり触れなかった今西氏の下向時期を中心に検討する。

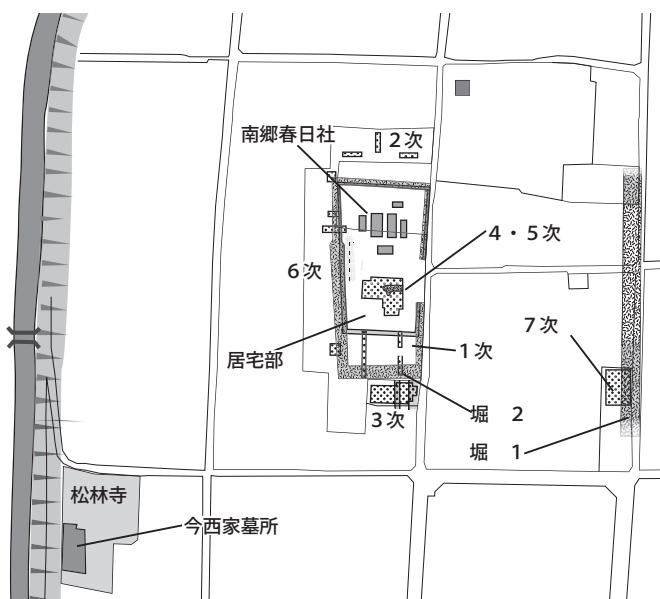
垂水西牧は、寿永2年（1183）に近衛基通によって、春日社へ寄進される。その春日社から今西氏が榎坂郷へ下向した時期を具体的に示した史料等はないため、明確ではない。

ところで、元文元年（1736）に今西春芳が著した「豊嶋郡誌⁽²⁸⁾」によると、南郷春日社は藤原秀郷によって勧請され、これを春日社に寄進したことにはじまるとされる。一方、『大阪府全史⁽²⁹⁾』では前者の伝承とあわせて、今西時兼（※今西家の家系図である「南郷今西家譜⁽¹⁾」の「春包」にあたる。）が南郷春日社をこの地に創建し、この後その子孫が神社を祀ると共に、この地域を「南郷」を呼ぶことにしたと伝えられていることを紹介している。この二つの伝承には、南郷春日社を勧請した主体が全く異なるなどの大きな相違点がある。

ところで、『今西家文書⁽¹⁾』の中に「辰市祐恩書状案」という史料がある。その一文に「春日社御神供料所河上関事、承平年中田原藤太秀郷當社仁有子細 寄進以来、敬重異于他神用而〜（以下略）」とある。この史料は奈良春日社の神主である辰市祐恩が発給したもので、史料中の「春日社」あるいは「當社」とは南郷春日神社のことではなく、領家である奈良県の春日社を意味するが、これが前者の伝承に関わると考えられる。一方、後者の伝承には今西春包が南郷春日社を勧請したと共に、その子孫が「榎坂郷」を「南郷」と呼び習わしたとある。これには、南郷春日神社や「南郷」の由来について興味深い内容が含まれている。

榎坂郷を「南郷」と呼ぶ史料は、暦応3年（1340）の「摂津国南郷穂積村山賊交名注文⁽²⁸⁾」が最も古い。この史料は、大阪府箕面市に所在する勝尾寺の文書群に帰属するので、遅くとも14世紀前半までに当地は近隣の荘園領主からも「南郷」という地名で認知されていたと言える。「南郷」とは、もともと奈良の春日社西面に通じる三条大路の南側に広がる地域のことであり、春日社の神主が居住する地域の名称に由来する。そうした地名が「榎坂郷」にかわって普及するには、それなりの人為的な要因があったと考える以外に説明できない。その一方で、今西氏に「南郷」という地名にかかる伝承があることは、今西春包による南郷春日社の創建が、下向の契機になったと考える上で重要な根拠となる。

この伝承に現れた今西春包の存命年代について、「南郷今西家譜⁽¹⁾」には記されていない。このため、今西春包の伝承をもとに、今西氏の下向時期を特定することはできないようにみえる。ところが、「摂津国南郷穂積村山賊交名注文」が



第253図 今西氏屋敷（模式）

作成される前の年に、「垂水西牧西方雑掌職契約状」(『今西家文書⁽¹⁾』)などが作成されており、これが手がかりの1つとなる。この契約を交わしたのは、「南郷今西家譜」で22世にあたる「社家春葛」・「社家中臣春葛」である。一方、春包は14世春貞の子で16世末春の兄弟にあたり、春葛から大体6世代前の人物となる。ちなみに、22世の春葛から33世の春持(天文5年卒)まで約200年を数える。これをもとに、当主を引き継いでから引退するまでの期間を計算すると1世代あたりの平均は約18年になるので、春包は春葛から約108年前の人物と言える。ただし、時期が下るにつれて生活環境の改善がすすみ、平均寿命が伸びることは当然考えられる。よって、中世前期の世代交代を中世後期よりも短く見積もり、仮に1世代の平均期間を15年とすると、春包は春葛から約90年前の人物ということになる。

先にも述べたが、今西氏の下向時期を記した史料は全くない。また、世代の期間を単純に平均化した点など、誤差を生み出す要素はいくつもある。しかし、春包の伝承と「南郷今西家譜」をもとにすると、今西氏の下向時期の目安は「垂水西牧西方雑掌職契約状」から108年ほどさかのぼった1230年頃であり、世代交代の期間を短く見積もったとしても1260年頃になる。

(2) 発掘調査による今西氏屋敷の成立時期

一方、今西氏屋敷の成立時期については、発掘調査の成果によって一定の推定がなされている。その時期について、先の報告書⁽²⁷⁾をもとに簡単に述べておく。

まず、現居宅南側の空地で行われた第1次調査区において、IV-1期を最古とする和泉型瓦器碗が出土していること、また方2町の敷地外周に巡らされた堀1の最下層から出土した最新の遺物がIV-2期の和泉型瓦器碗であることをもとに、今西氏屋敷が成立する時期は和泉型瓦器碗IV-1期、すなわち13世紀中頃に求められる。

ところで、居宅部南側においてIV-1期の和泉型瓦器碗が出土した土層とは、明らかに湿地性の堆積層であり、この一帯はまだ建物群が立地する環境にない。この状態は現在の居宅部と南郷春日神社を除く、屋敷地西半部において共通する。さらに、このような環境をふまえると、居宅南側の湿地性堆積層に廃棄された遺物が、外部から流入した可能性もなくなる。一方、居宅部の北側が微高地であることは、第4・5次発掘調査で確認されている。つまり、13世紀後半に屋敷地の中で居住できる範囲は、微高地の中で最も高い神社域とその南側に広がる居宅北半部に限定される。よって、湿地性堆積層の遺物は、この微高地から廃棄されたと推定できる。

一方、居宅部において本格的な建物群が展開できない時期に、幅9m以上、深さ1.2mという規模の堀1が屋敷の範囲となる方二町域の周囲に巡らされる。これは微高地の最高所に立地する南郷春日神社の創建に伴って、その社域を明示するために掘削されたと考えられる。つまり、今西氏屋敷が成立する前提には、南郷春日神社の創建があったのである。

振り返って、今西氏の下向にかかる伝承では、今西春包が南郷春日神社を当地に勧請したとある。この点についても伝承と考古学的所見は一致しており、今西氏が本格的に下向する契機になったのは13世紀中頃における南郷春日神社の創建に求められる。

まとめ

これまで行なわれた発掘調査の成果をもとに、中世前期の榎坂郷西部域について集落の展開、開発や流通の実態について検討してきた。ここでは、もう一度それぞれのテーマにかかる成果を総括し、弘安3年(1280)4月に作成された榎坂郷民の「請文」(史料4※「弘安の請文」とする。⁽²⁵⁾)を手がかりに、榎坂郷における集村化の歴史的前提を考える。

垂水西牧榎坂郷西部域の集落は11世紀後半に成立するが、それは垂水西牧が史料に初見する康平5年(1062)とほぼ同じ時期であり、集落の編成は寛徳2年(1045)以降の荘園整理令を背景とする領域型荘園「垂水西牧」の立荘と不可分の関係で進められたと推定した。そうした形成期の集落は、原「家」的家族からなる等質的な成員によって構成される。集落成立時の成員は、建物群の出土遺物に示されるとおり高い経済力を有した。また、住吉市庭を中心に活動した商職人と関係を持つことで、瀬戸内水運に接続する荘内流通網の末端に連なった。しかし、屋敷墓の特徴はそれぞれの建物群で異なるように、葬送に関する慣習は集落内で共有されず、共同体としての地縁的な紐帯はまだ萌芽していなかった。このことは、集落が自然発生したのではなく、国衙・荘園領主の主導のもとで人為的に編成されたことを傍証する。

一方、この時期の開発をみると、それぞれの経営体は井水遺構などを駆使して条里地割による水利の限界を補完しつつ、建物群の周囲に広がる耕地を安定化させるなど、耕地の開発は次第に進展する。その結果、12世紀には新興農民層が出現し、集落領域も同心円状に拡大する。13世紀までには、出土遺物の内容に経済的格差が見出されるようになるが、これは集落の拡大による新興農民層の増加を反映した現象と考えられる。その上で、名主である正光の屋敷を北条遺跡第6次調査区(第202図)に比定した場合、新興農民の中から台頭した名主の屋敷が「垂水西御牧榎坂郷田畠取帳」に記されたことになり、必ずしも集落編成時の古参名主だけが特権を保有したとは言えないことになる。おそらくは、古参名主の没落や新興農民の台頭などによって、経済的な格差が拡大するのだろう。

余談になるが、このような経済格差の拡大は、やがて国人として台頭する新興土豪層を育成する土壌を用意したと考えられる。「弘安の請文」に現れる榎坂村の助村は、銭十貫と蝶作大刀一腰を春日社に差し出すように、高い経済力を持っている⁽³¹⁾。これが、榎坂郷における富農層の実力の一端を示すことはいまでもない。なお、助村は永仁6年(1298)に城を構えるように、13世紀末には武装している⁽³¹⁾。垂水西牧榎坂郷ではないが、弘安元年(1278)の「金堂上棟引馬注進状」⁽²⁶⁾で初見する原田氏も、その居城である原田城跡(北城)(第71図ほか)は13世紀末までに築城されていることから、そのころには武装していたと推測できる⁽³²⁾。これらの新興土豪層の居館は、11世紀後半～12世紀の間に出現した居館がほぼ廃絶する13世紀後半になって、建設のピークを迎える。このことは、居館の交替を意味しており、その時期に居館の性格に新たな要素が加わったと考えられる。なお、この時期に出現した原田氏といった新興土豪層は、後に反荘園領主運動を行なって悪党化することが、史料から判明している。

居館の交代がはじまろうとする13世紀には、集落と耕地は共に拡大し、各経営体は長期にわた

		史料四 『中臣祐賢記』弘安三年（一二八〇）四月条			
		「六日、（前略）			
		四月一日 榎坂郷沙汰人等 上			
		御社領穂積服兩村百姓等請申被仰下條々事			
一	有限御供米弁濟間事	<small>當村百姓等兼日、遂結解令致其明候者也</small>			
一	興福寺段米間事	<small>去年冬比、於京都召進請文候了</small>			
一	御春日詣屯食事				
一	船床間事	<small>使者神人等、先日被取買物了</small>			
一	新井料間事	<small>於兩村奉存公平、爲御供田水合、可被遂御覽候之由、先度言上候了</small>			
右五ヶ條、任 御教書旨所令請申如件					
弘安三年三月廿九日 穂積・服兩村百姓等 請文					
	清重 在判	則武 在判			
	時里 在判	安成 在判			
	成延 在判	近則 在判			
請申 條々事					
一	有限御供米辨濟間事				
一	新井料顛倒間事				
一	近村之子息助村御祓請申由事				
一	本所御春日詣雜事間事				
一	船床間事				
一	興福寺造營段米間事				
右於榎坂村者、任御下知旨、所請申狀如件					
		弘安三年三月卅日		左衛門尉藤原親村 在判	
		小曾禰村		犬王 在判	
		乙丸 在判		武元 在判	
		重成 在判		友眞 在判	
		太郎丸 在判		宗友 在判	
		延吉 在判			
		光清 在判			
		右於小曾禰村者、任 御下知之旨、所請申之狀如件			
		弘安三年三月卅日			
		（以下、略）			

って安定しはじめる。そして、穂積遺跡第4次調査区SX01～05（第251図）に体现される中世的「家」が萌芽し、やがて榎坂郷における一般的な家族形態へと普及していく。そのような個別経営体の成長と成員の増加の背景にある拡大を基調とした開発形態は、次第に矛盾をはらませることになる。

その矛盾は、まず墓地領域の変化に現れる。摂津とその周辺における集落では、12世紀～13世紀のうちに墓地Ⅰ－1類からⅠ－2類への転換が進み、上津島南遺跡第1・2次調査区（第123図）では12世紀前半に墓地Ⅲ類が完成する⁽³³⁾。このような墓地形態の変化は、集落領域の周囲に展開した墓地の領域が圧縮されることで共通するが、その背景には耕地・集落双方の拡大に伴って開発の

対象となる荒地または空白地の減少があったと考えられる。榎坂郷における墓地の様相はまだ明らかにされていないため、この現象が適用できるのか、判断できない。しかし、従来型の耕地開発が極限に達しつつあったことは、集村化と水路の大型化によって説明される。

榎坂郷西部では、13世紀中頃から集村化と大型水路の掘削がはじまり、この地域の景観は激変する。集村化とは混在する屋敷地と耕地を分離させることであり、これが農業の集約化の一環として行われたことは、すでに指摘されている⁽³⁴⁾。屋敷地と耕地が分離することで、これまで行なわれてきた屋敷を核とする分散型の耕地開発は終焉する。

井水遺構の後続形態となる溜池状遺構（穂積遺跡第1次調査区⁽²⁾）が耕地内に作られるようになるのも、集落と耕地が分離した結果であろう。また、「山ノ池」という溜池を水源とする基幹水路である「中溝」とその支線となる大型水路の掘削は、条里地割に伴う不安定な水利体系の限界を克服することを目的にしたのではなかろうか。水路が大型化することで、大量の用水、悪水を安定的に管理できるようになり、用水の不足を補うための井水遺構も必要なくなる。また、悪水処理が向上することで、一定の洪水対策も整備されたと考えられる。

集村化と水路の大型化による農業基盤の整備は、13世紀における集落・耕地の拡大によって生じた矛盾を解消し、従来型の開発形態が直面した限界を克服した。その結果として、生産力が向上したであろうことは、容易に想像できる。しかし、集落景観を一新する大規模な開発が、地縁の關係に根ざした「村」の自発的な意志として行われたものなのか、疑問を残す。

福留照尚は、「弘安の請文」（史料4）の中に「新井料転倒間事」が挙げられていることを指摘している。この請文は、春日社と荘民の紛争を仲裁するために本所である近衛家が作成した御教書に対するもので、その内容には対立の争点になった事柄が記されている。その一つに耕地開発に関わる「新井料転倒間事」が挙げられ、さらに穂積村が提出した請文には「於兩村奉存公平、爲御供田水否、可被遂御實檢候之由、先度言上候了」と記されている。この条文とその下に書き加えられた註によると、二つの村の間で水利に関する何らかの事柄について不平等な取り扱いがあり、荘園領主である春日社と近衛家にはそれを調整する責任があったと推定できる。このように、水利の調整に荘園領主が深く関わる以上、先の大規模開発が村の主体性だけでなされたとは考えにくい。

これまで、集村化と水路の大型化が旧来の矛盾を解消し、加えて生産性が向上するというように、人心を魅了するような図式で評価したが、景観を一新する事業に費やされる負担は大きい。もちろん、集村化に関しては、既往の開発形態が限界に近づきつつある状況にあり、自発的な意志を要因とすることは可能である。しかし、二つの事業が同時に実施されれば、それだけでは説明しにくい。これに加えて、これまでの耕地開発は条里に依存し、かつこれを補完しながら、個々の経営体がそれぞれ主体的に行うものであり、集落単位の労働力を投じて実現する規模の開発を行う能力や技術力が、経営体の中で自然に習得されていたとは考えにくい。二つの事業をほぼ同時に行うには、やはり荘園領主というもう一つ別の主体を想定する必要がある。

ところで、治承・寿永の内乱を契機に、荘園領主は所領の復旧・再建を目的とした荘園経営に乗り出しはじめ、その後⁽³⁶⁾に荘園経営が本格的に強化されるという。たしかに、11世紀後半～12世紀の間に出現した居館のほとんどが、集落の動向とは全く関係なく13世紀のうちに廃絶する。その

一方で、先に紹介した雲林院領にある住吉市庭(穂積遺跡第37次調査区)では13世紀前半に居館(第195図)が出現する。この居館は、雲林院領内にあってしかも市庭の近辺に立地するので、荘官層の館以外の性格は考えにくい。また、「熊野守護」と称して熊野社領熊野田村を領したという伝えを持つ熊田(熊野田)氏の館に比定される熊野田遺跡第1次調査区の居館(第64図)も、13世紀後半に出現する。このような荘官層の館と考えられる居館が新たに出現する状況は、荘園領主の経営方法が変化していたことを明らかに反映している。

東寺領垂水荘では、これまで出雲局とその系統の荘官が下司職を保有し、現地支配を行っていた。しかし、元仁元年(1224)になると東寺が下司職の奪回に乗り出し、正応4年(1291)には實力を行使するように、荘園領主が直接支配を強化する傾向は史料の上でも確かめられている⁽³⁸⁾。垂水荘における荘官の交代を巡る抗争は、13世紀に居館が交代する原因を考える上で大いに参考になるだろう。

春日社においても、寛喜の飢饉(1230年前後)の復興によるためか⁽³⁹⁾、延応2年(1240)に「撰津国豊嶋仲条垂水西穂積御庄延応二年田畠坪付帳」(『今西家文書』⁽⁴⁾)を作成し、文永2年(1265)には六車郷下司を罷免している。また、長興寺における茂忠法師の一件にかかる弾圧など、垂水西牧に対しても荘園経営の強化を図っている⁽³⁹⁾。特に、1260～1280年にかけて、榎坂郷では神人刀傷事件が頻発し、その結果として「弘安の請文」が作成された経緯があるように、経営の強化は在地から大きな反発を被る結果となっている。このような状況から、経営強化の内容が「弘安の請文」に記された事柄と深く関わっていたことは、容易に推察できる。

「弘安の請文」において「有限御供米辨濟間事」が真っ先に取り上げられたように、荘園領主が直接経営を強化する最大の目的は、年貢の確保にあったと考えられる。しかし、年貢の確保にも限界があるのは明確であり、勸農権を駆使して生産性を向上させることによって、徴収の強化を図ったとしても不思議ではない。その上で、集村化と水路の大型化が行われた時期とは、春日社が荘園経営を強化する時期と一致している。したがって、先に取り上げた「新井料転倒間事」の背景に、集村化や大型水路の建設といった事業があったと解釈しても、大きく間違っていないだろう。つまり、13世紀中頃にはじまる集村化と水路の大型化とは、耕地・集落領域の拡大から生じた矛盾を解消しようとする在地の内在的欲求と、それを勸農権に取り込んで荘園経営の強化を試みる荘園領主の意図という二つの要因が複合することで実現したと言える。

集村化を指標とするこれらの現象は、特に垂水西牧に限ったことではなく、広く畿内各地で見られる。それぞれの地域において、垂水西牧と同じような事態が進行していたことは、集村化や大型水路による基盤整備が荘園経営の手法の一つであったことを示唆する。その一方で、余部日置荘遺跡⁽²⁴⁾(第62・63図)のように居館の周囲に集村化する集落形態も、13世紀後半に出現する。こうした集落では、荘官層が集村化の主導権を握ったと考えられるが、その背景にある要因そのものは変わらないと想定できる。ただし、この再編には集落が立地する地形環境やその地域の生産力、荘園領主の意向と実行力が前提にあるため、実施される時期は地域で異なる。さらに、現在でも散村が展開する富山県では、中世後期でも友杉遺跡(富山県富山市)や竹ノ内遺跡(富山県黒部市)などにおいて単独で展開する建物群が確認されており⁽⁴¹⁾、集村化は実施されなかったことが明らかにな

っている。先に、兵庫県神戸市北区から吉川町の一帯では散村と集村が混在することを指摘したが、このような状況も荘園領主と村落の関係が個別に反映された結果に求められる。このことから、集村化が全国で一律に進んだわけではないことは、十分に考慮する必要がある。

振り返って、今西氏が下向する際に拠点とした南郷春日神社が創建されるのも、13世紀中頃に求められる。つまり、春日社が直接経営の強化を図り、そして景観を一新する開発が進む時期に、南郷春日神社が勧請されたことになる。また、今西氏屋敷は小曾根村集落の西方にあって、南郷春日神社の鳥居は小曾根集落に接して建てられていたこと、さらに屋敷の南辺にそって住吉市庭に向かう旧吹田街道が通ることなどをふまえると、南郷春日神社の勧請は荘民の信仰に供するためだけではなく、荘園経営の実務機関として機能することも目的としていたのであろう。南郷春日神社とは、垂水西牧榎坂郷の直接経営を念頭においた春日社の戦略的施設として勧請されたのである。

このように、垂水西牧榎坂郷における13世紀中頃の転換とは、在地における内在的欲求と、それを「勸農」という論理に取り込み、経営の強化を図ろうとする荘園領主の戦略に起因するものであった。この後、天竺川の直線河道化や穂積村囲堤の建設、三国堤の定期的な管理など、「村」単位の労働力で大規模な土木工事が行われはじめる。また、集村化と共に村請制の成立にみる地縁的な村落社会すなわち「惣村」が形成され、中世後期における社会構造の基礎が明確になってくる。これらのことは、「勸農」の論理のもとで進められた再編が、単に景観を一新するという意義にとどまらず、中世後期へ転換する契機になったことを示す。以後、榎坂郷では目代である今西氏が直務支配を行い、有力名士層を再編するために番頭制を導入するなど、新たな支配体制が構築され⁽³¹⁾。南郷春日神社がその画期を象徴する歴史的記念物になることは、もはや語るまでもなからう。

以上、垂水西牧榎坂郷西部における各調査事例をもとに、集落の動態や基幹水路の開削などの状況を分析し、今西氏下向の歴史的前提を検討した。中世後期における今西氏の荘園支配や垂水西牧の動向をさらに検討するには、より多くの考古資料と『今西家文書』⁽¹⁾に関する詳細な検討が必要である。しかし、これらの検討を個別に進めても、それほど成果は得られない。一荘園における歴史的展開を考える作業として重要なのは、発掘調査で得られた成果と在地に関わる史料などの様々な要素を連関させることにある。本論が冒頭に記した目的を達成できたのは、『今西家文書』を中心とする史料と、榎坂郷西部域における膨大な発掘調査の成果を相互的に検討し、それによって新しい視点が得られたからにほかならない。今後、この手法によってさらなる成果が得られることは容易に予想でき、考古学と文献史学の融合による新しい荘園史観が構築されることを期待したい。

註

- (1) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西家文書』2004年
- (2) 豊中市『新修 豊中市史 考古』2005年
- (3) 服部遺跡調査団・豊中市教育委員会『服部遺跡発掘調査報告書』1986年
- (4) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度(2007年度)』2008年
- (5) 豊中市教育委員会『大阪府指定史跡 春日大社南郷目代今西氏屋敷』2005年
- (6) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成17年度(2005年度)』2006年
- (7) 北條ゆうこ「豊中穂積遺跡における中・近世土器」(埋蔵文化財研究会編『究班—埋蔵文化財研究会15周年記念論文集—』1992年)
- (8) 豊中市『新修 豊中市史 第9巻』1998年

第IV部 垂水西牧における中世的集落の動態

- (9) 豊中市『豊中市史 第1巻』1961年
- (10) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成16年度(2004年度)』2005年
- (11) 豊中市『豊中市域を中心とする古代史料(上)』1991年
- (12) 曾根遺跡調査団『曾根遺跡第1次調査報告書』2011年
- (13) 橋田正徳「中近世の様相」(蛭池西遺跡調査団『蛭池西遺跡』1998年)
- (14) 岡山県教育委員会『岡谷大溝散布地 三須今溝遺跡 三須河原遺跡 三須畠田遺跡 井手見延遺跡 井手天原遺跡 国道429号線改良に伴う発掘調査Ⅱ』2001年
- (15) 豊中市教育委員会所管
- (16) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成10年度(1998年度)』1999年
- (17) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成9年度(1997年度)』1998年
- (18) 「撰津国三国堤支配注進状」『東寺百合文書 み』(豊中市『豊中市史 史料編1』1960年)
- (19) 橋田正徳「庄本遺跡からみた神崎川下流域の流通」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』XVIII 2004年)
- (20) 上津島南住宅遺跡調査団ほか『上津島南遺跡』2012年
- (21) 「蔵人所牒案」貞応2年(1223)『弁官補任紙裏文書』
- (22) 黒田日出男「中世的河川交通の展開と、神人・寄人」『日本中世開発史の研究』校倉書房 1984年
- (23) 橋田正徳『考古学の語る「中世墓地物語」』(大谷女子大学『博物館だより』95 2004年)
「中世前期の墓制—墓地・屋敷墓からみた中世前期の家・集落・社会—」
(第5回大谷女子大学文化財学科公開講座『考古学の語る「中世墓地物語」』レジメ 2004年)
- (24) 大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『日置荘遺跡』1995年
- (25) 『中臣祐賢記』弘安3年(1280)4月条(豊中市『豊中市史 史料編1』1960年に所収)
- (26) 「金堂供養注進状」弘安4年3月(1281年)『多田神社文書』(川西市『かわにし 川西市史 第4巻』1986年)
- (27) 豊中市教育委員会『春日大社南郷目代 今西氏屋敷』2005年
『春日大社南郷目代今西氏屋敷総合調査報告書』2008年
- (28) 豊中市『豊中市史 史料編4』1963年
- (29) 井上正雄『大阪府全史』大阪府全史発行所 1922年
- (30) 『勝尾寺文書』(豊中市『豊中市史 史料編1』1950年)
- (31) 大阪府『大阪府史 第4巻 中世編Ⅱ』1981年
- (32) 豊中市教育委員会『豊中市埋蔵文化財発掘調査概要 平成19年度(2007年度)』2008年
- (33) 府宮上津島遺跡調査団ほか『上津島南遺跡』2012年
- (34) 山川均「中世集落の論理」(考古学研究会編『考古学研究』45巻2号 1998年)
「中世集落と耕地開発」『中世集落と灌漑』シンポジウム「中世集落と灌漑」実行委員会 1999年
- (35) 福留照尚「十三・四世紀の垂水西牧榎坂郷」(島根大学『島根大学法文学部紀要 社会システム学科編 第二号』1998年)
- (36) 五味文彦「Ⅱ中世 4節. 鎌倉前期の土地所有」『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社 2002年
- (37) 「熊田氏世譜」竹田市図書館蔵(高市光男『調査報告 原田氏と中川氏』2009年)
- (38) 吹田市『吹田市史 第1巻』1990年
- (39) 西谷地晴美「Ⅱ中世 5節. 気象災害と土地政策」『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社 2002年
- (40) 豊中市『豊中市史 第一巻』1961年
- (41) (財)富山県文化振興財団 埋蔵文化財調査事務所『平成17年度 埋蔵文化財年報』2006年
『竹ノ内Ⅱ遺跡 柳田遺跡 下山新東遺跡 下山新遺跡』2009年
『友杉遺跡発掘調査報告』2010年など

総括

1. 中世前期における空間構造認識

これまで、中世前期の集落・居館・墓制・流通・開発などの分野について検討し、これらが連関して領域型荘園に体现される在地社会を形成していたことを明らかにした。もちろん、宗教や各種の産業あるいは貨幣経済の実態などのようにやり残した課題もあるが、これらの分野を別にしても、中世前期の在地社会にはある意味の共通性が見出される。ここでは、これまでの作業で気付いた共通性と、領域型荘園の立荘にかかる歴史的意義について検討する。その上で、これらが不可分の関係にあることを指摘した上で、考古学からみた中世前期社会の特質について考える。

(1) 同心円的空間構造にみる法則性

建物群 中世前期1-1類をみると、建物群の中には主屋があり、その隣にはそれよりも小さな副屋が付属し、家屋の周囲には井戸や屋敷墓がある。もちろん、家屋の規模にあまり格差のない事例は、瀬戸内沿岸部を中心に岡山県以西の地域で広く認められる。しかし、建物群の周囲は区画溝などで仕切られ、外側は耕地となる。その耕地に対して井水遺構による用水の供給がなされるように、周囲の耕地はその建物群に帰属する可能性がある。そのように考えると住人の生活の場となる主屋があり、その周囲には井戸や井水遺構という主屋以外の付属設備によって構成される建物群という空間が、さらに区画溝を境に住人が耕作する田畠という空間へと連なる構造が見出せる。このように、中世前期1-1類を構成する建物群には、個人を中心に主屋から建物群、建物群から耕地へ連続する同心円状の空間が復元されよう。また、そうした構造とは田堵・名主の独立性を表現するものであり、荘内流通拠点に暮らす商職人との違いになるのかもしれない。

集落 11世紀後半に形成する中世前期1類は、11世紀前半までに出現した1つの建物群の周囲に、いくつかの建物群が集合して成立する。この後、12世紀にかけて集落の外周に新たな建物群が出現し、集落領域は拡大していく。垂水西牧榎坂郷の場合では、12世紀後半に集落から離れたところで単独の建物群が展開するようになり、領域はさらに拡散する。集落の変遷をみると、一つの建物群を中心に集落が成立し、そして時間と共に集落領域を拡大することで共通する。集落の拡大過程は多様にみえるが、中世前期1類の拡大には同心円状の方向性が見出せる。

これにあわせて、集落・墓地・耕地・山野等の関係を見ると、集落の外周には墓地があり、その外側に耕地が広がり、そして山野等に至るように、地目にも集落を中心とした同心円状の空間構造が確認できる。こうした構造の領域によって村落が構成されるように、中世前期の村落とは同心円的な空間構造を呈する。

さらに、領域型荘園にも同じ構造が認められる。領域型荘園とは極小規模な本荘を中心に、複数の荘園領主による錯綜した領有関係を包摂し、さらに国衙領等も含む複雑な構造を呈する。そうした荘園の領域とは、郷あるいは郡まで広がる規模に及ぶ場合がある。さらに、その外部に新荘が加

わる場合もあるように、荘園にも同心円状の構造と拡大過程が見出される。

その一方で、居館は集落の外周にあるのが一般的であり、このような同心円的な空間構造において孤立した位置にある。つまり、集落を中心とする在地社会にあっては、外側の存在と言える。

墓地 墓地自体は、土葬墓が散漫に展開するだけの事例が一般的で、構造上の特徴はそれほど顕著ではない。しかし、周溝墓の周囲に土葬墓が展開する墓地Ⅱ類のように、同心円状の空間構造を呈する事例がある。また墓地Ⅰ－Ⅱ類においても、長田神社境内遺跡の土葬墓群は、中心的な墓の周囲に数基の土葬墓が展開するように、小規模であるが同心円状の構造を呈する。なお、久田原遺跡の中心的建物群（第75図15群）の屋敷墓⁽²⁾と夏栗遺跡の墓地が墓地Ⅱ類が周溝墓⁽³⁾で共通することは、単なる偶然とは言えないだろう。

さらに顕著な事例としては、浦江谷遺跡⁽⁴⁾の集団墓地（第124図）が挙げられる。ここでは、はじめに作られたSR159～161・168の一群の周囲、特に東側へ範囲を広げるように、長期にわたって多くの土葬墓が作られる。浦江谷遺跡では、その範囲を同心円状に拡大する方向性が認められるように、中世前期1類の拡大過程と同じ構造が見出される。

流通 領域型荘園とは、一つの荘内流通拠点（中世前期2類）といくつかの集落（中世前期1類）、およびそれらに付帯する耕地など様々な地目によって構成されるとした。そうした荘園では、荘内流通拠点を中心に物資が流通し、そして商品が製造されるとおり、ここを拠点に商職人が活動する。その一方で、商職人の活動は流通拠点にとどまらず、荘内の各集落を構成する建物群に至り、そして荘園の外側へと向かう。そうした商職人の活動範囲をもとに、流通拠点を中心に周辺の地域へと及ぶ同心円状の構造が復元できる。

貞応3年（1223）の「蔵人所牒案」⁽⁵⁾（『弁官補任紙背文書』）にみる檜物座の行動圏を地名上の特徴から分析すると、供御人は棕橋荘檜物を拠点とし、拠点が位置する棕橋荘とこれに隣接する橘御園という面的な商業圏から、久代荘今市や賀嶋荘美六市のように棕橋荘・橘御園に隣接する荘園の荘内流通拠点という点的な商業圏へ、さらに武庫郡西宮や河内国真田郡榎並などの遠隔地へと広がる。このように、商職人が構築した商業圏もその拠点を中心に、領域型荘園という面的な範囲、その外側に点在する荘内流通拠点という範囲へ拡散するように、同心円的な構造が見出される。先に述べた田堵・名主の空間構造とは異なる、荘域を超えた次元の空間構造が指摘できる。

これまで指摘した空間構造・行動様式上の特性は、社会における一部の現象で共通する。もちろん、考古学的手法によって検出された諸現象のすべてに、こうした特性が見出せるわけではなく、ただちに理論や一般論になる可能性はないが、その時代に生きた人々の習性の1つであったとだけは言えるだろう。なぜならば、こうした空間構造に対する意識は、「本所」と「散所」の関係にも見出されるとおり、中世人の思考の中にも存在していたからである。同心円的な空間の中心を意味する「本所」に対して、「散所」とはその外縁にあたるように、その構造はこれまで述べてきた集落や荘園の構造あるいは変遷過程にみる行動様式と一致する。ところで、外縁を意味した「散所」が被差別民の呼称に転じたのと同じく、地目上の外縁部にあたる河原を冠した「河原者」も被差別民とされた。それは、荘園制的な空間構造の枠組みに留まらなかった人々が、社会的弱者として差別されたことを反映しているのかもしれない。たしかに、領域型荘園の立荘に伴う集落編成はB・

C型建物群が主体となって行われ、それ以前に普遍的にみられたA型建物群は集落編成の後に激減する。集落編成の背後に見出されたこの現象は、零細な農民を排除することを意味した。このように考えると、領域型荘園の立荘に伴う地域編成から排除された人々は、同心円的な空間の外縁部となる地目に居場所を求めたと推測できるようになる。その結果として空間内部に住む人々から社会的弱者として扱われ、これに起因して「散所」や「河原者」も被差別民の呼称へと転化したのではなからうか。

以上のように、同心円的な空間構造あるいは行動様式とは、中世前期における一部の現象に見出せるだけでなく、中世人の意識の中にも潜在していた。よって、これを中世前期における時代的な特質の1つと言って、何も問題はないだろう。

(2) 同心円的構造と中世前期社会の成立

中世前期の社会において、複数の現象で共通するこの空間構造あるいは行動様式は、いつの段階で萌芽するのだろうか。もっとも早くに、その構造が顕在化するのには建物群である。古墳時代以前から同じ微高地あるいは段丘平坦面上を移動しつつ、そのまま継続した古代の集落が解体に向かい始める9世紀に、単独で展開する建物群（古代後期0類）が明確な集落形態を伴わないまま出現する。この建物群が完結した空間構造を形成することはこれまで示したとおりであり、これが中世前期1-1類を構成する建物群の原形となる。また、この建物群の住人が構成する家族構造、すなわち夫婦同格の単婚家族とは、古代の集落を構成する成員の家族から脱却することによって、はじめて成立する。このように、古代後期0類にみる中世的特質の萌芽とは、その母体となる古代的社會を解体する要因にもなった。

しかし、古代では建物群以外に、同じような空間構造は確認できない。集落と墓地、耕地の関係において、干潟城山遺跡⁽⁶⁾では同心円状の空間構造を呈することを指摘したが、集落の中心になるような建物群は見出せないし、集落領域が同心円状に拡大する過程も復元できない。これらの点が、古代の集落と中世前期1-1類にみる構造上の違いと言える。この遺跡の墓地には周溝墓が作られるものの、その周囲に土葬墓が集合するような状況は確認できない。このことは、西千布遺跡⁽⁷⁾の周溝墓などでも同じである。また、古墳時代に追跡できなくなった地域間流通は、難波津から河尻へ移行する10世紀に再び本格化するが、瀬戸内沿岸部や九州などを包摂する流通構造は判然としない。さらに、難波津の機能をそのまま継承した河尻を中心とするだけで、そこから派生する経路やそれを中継する古代の流通拠点は判明していない。しかも、古代「河尻」自体も11世紀には拡散し、次第にその実態を失っていく。

このような状況は、11世紀中頃に一転する。中世に継続する領域型荘園が出現することで、同心円的な空間構造は様々な場面で確認できるようになるからである。中世的集落（中世前期1-1類）の内部構造やそうした集落を中心とする地目上の空間構造は、領域型荘園の立荘を背景とする地域編成に伴って形成された。荘内流通拠点を中心とする流通構造も、同じように領域型荘園の立荘に伴う。11世紀中頃に一般化する同心円的な空間構造は、12世紀にかけて様々な場面において拡大し、そして拡散するようになる。その代表的な事例が、中世前期1-1類にみる集落領域の

拡大や「蔵人所牒案」にみる檜物供御人の行動圏である。しかし、そうした同心円状の拡大という行動様式には狭小な国土という空間上の制約があり、いずれ限界に直面する。

12世紀における集落領域の拡大とは、人口を維持するのに十分以上の生産力を前提とするが、それは墓地領域の縮小や荒田の再開発を含めた新規の耕地開発によって解消されてきた。しかし、13世紀前半に起きた寛喜の大飢饉が、拡大の限界点とその過程で生じた経済的格差という矛盾を露呈させた可能性がある。そして、問題の一部は13世紀後半にはじまる集村化によって克服されることになるが、これに伴って中世前期1-1類にみる中心的建物群を中心とする集落構造や主屋を核とする経営形態にみる空間構造は消滅する。また、集落・墓地・耕地という村落領域における地目上の空間構造も、それぞれの地目が分離されることで解体される。集村化を指標とする村落景観の再編とは、中世前期の特質であった同心円的空間構造を、人工的に分解させることを意味した。なお、こうした地域再編が村落における貧富差の拡大に拍車をかけ、その結果として悪党の活動が一部の集落成員に支持されることになった。13世紀に顕著になる階層分化は、悪党の活動拡大といった現象にも波及するとおり、この後の荘園経営の展開を考える上で重視する必要がある。

集村化しない地域においても、この空間構造は集落の継続的な拡散という過程を経て、自然消滅する。散村で有名な富山平野の一带に展開する中世的集落は16世紀になっても集村にならないことが、任海宮田遺跡⁽⁸⁾や友杉遺跡⁽⁹⁾などの神通川東岸における中世集落遺跡の発掘調査によって判明している。この地域では、12世紀に出現した集落は拡大し続け、そして近世的変容をうけて、現在の集落景観すなわち散村を形成することが明らかになっている。さらに、富山県東部で多くみられる田んぼ墓⁽¹⁰⁾や屋敷墓のように、墓地は建物群を単位に設置される。集落-墓地-耕地という地目上の同心円的構造も、建物群を単位とするところまで解体される。

中世前期にみられた墓地は、集村化を契機に集落近辺から山野などの比較的生産性の低い場所へ移動し、その形態も集団墓地へと変化する。これらの集団墓地を構成する集石墓群では列状配置が一般化し、同心円的な構造は確認できない。墓地領域も固定されたためか、その領域が同心円状に拡大するような過程も認められない。また、墓地Ⅱ類はほとんどの地域で消滅し、墓地にも同心円的な空間構造は認められなくなる。

荘内流通拠点を中心とする流通構造は中世後期に持続するが、大阪湾をみると堺や尼崎、兵庫津のような大規模な流通拠点が出現するとおり、荘内流通拠点だけでは中世後期の流通構造は説明できなくなる。また14世紀になると、平安京産土師器皿が摂津でも出土するように、これまで年貢の運上以外に説明できなかった平安京を中心とする単方向型の流通構造は、畿内とその周辺を範囲とした双方向型の構造へと変化しはじめる。中世後期になると、多様な流通拠点によって重層的な商業圏が構築され、それに伴って檜物供御人の行動圏にみられた同心円状の流通構造はより複雑なものへ変化したと考えられる。

13世紀中頃にはじまる同心円的空間構造の崩壊とは、まさに中世後期への転換を示すものと言え、それゆえこの空間構造・行動様式は中世前期の特質として位置付けられる。

2. 「荘園の時代」としての中世

これまで繰り返し述べてきたように、中世的な在地社会の構造とは領域型荘園の立荘を契機に成立する。ここでは、この画期を2つの観点からまとめて、本書を総括することにした。

(1) 領域型荘園の立荘にみる画期

中世前期に継続する集落のうち、中世前期1類は一つの建物群の周囲にいくつかの建物が集合する過程を経て成立する。その一方で同じ時期に、荘内流通拠点とする中世前期2類が出現する。これらは形態と性格そして住人の職業が全く異なる集落であり、それが荘園という一定の領域において同時に出現する。そうした現象が西日本の荘園で共通して確認されることから、その背景には領域型荘園の立荘に伴う地域編成があると指摘した。荘内流通拠点といくつかの集落によって構成される領域型荘園では、荘内流通網という荘域を包摂する経済圏が生成される。それは、荘園の領域に示された範囲が、在地社会の基礎単位になることを意味する。したがって、中世的な在地社会の形成とは、領域型荘園の立荘によってはじまる。荘園と対置される関係にある国衙領も、そのまま古代的な社会が継続したわけではない。摂津・河内をはじめとする畿内とその周辺では、領域型荘園の立荘に伴って、国衙領においても集落編成が行われる。このように、荘園が社会の基礎単位となる一方で、国衙領もこれに相対化される領域を形成し、中世的な性格を帯びることになる。

居館も領域型荘園の立荘がはじまる11世紀中頃に出現するとおり、無縁の存在ではない。出現期の事例である雲出島貫遺跡⁽¹¹⁾(第30図)や佐山遺跡⁽¹²⁾(第31図)の居館は、古代の御厨あるいは荘園の管理施設を改造することで成立したように、出現の背景には領域型荘園の立荘が連動する。12世紀に荘官の住まいと荘園の管理施設としての機能をあわせ持った居館が全国に普及するのも、領域型荘園の経営上の問題を解消することに起因する。

この時期の流通についても、領域型荘園の立荘は大きな画期となる。10世紀に難波津が河尻(古代「河尻」)にその名称を変えると共に、それまで朝廷の統制下にあった水上交通による物流は、本格的な双方向型の地域間流通へと移行する。これが、中世的流通の基礎構造の前提となる。しかし、朝廷の統制が弛緩することで、古代「河尻」の中心的機能は尼崎市側へ分散し、三国川の河口が後退することもあって次第に衰退する。そして、上津島南遺跡を最後に、11世紀前半をもって古代「河尻」は廃絶する。それと同じ時期に棕橋荘が史料に初見し、その荘内流通拠点で、中世「河尻」の一角を構成する庄本遺跡が出現する。この後、長洲御厨大物や橘御園神崎などが出現し、複数の港湾(荘内流通拠点)で構成される中世「河尻」が成立する。このように、廃絶しつつあった古代「河尻」は領域型荘園の立荘に伴って再編され、中世「河尻」へ移行する。そして、先に触れたように領域型荘園の立荘を契機に荘内流通拠点を中心とする荘内流通網が成立し、これが10世紀に再び本格化した双方向型の地域間流通網が接続することで、中世的な在地流通の構造が確立する。

さらに、中世前期の墓制を特徴付ける屋敷墓が慣習となり、中世前期の墓地が出現するのも、中世的集落の形成が契機となるように、領域型荘園の立荘は墓制にも大きな影響を与えた。

加えて、中世前期1-1類が第1次産業従事者と一部の第2次産業従事者、中世前期2類が第2・

3次産業従事者、そして荘官層の居館と職業(産業)毎に住み分けが行われるように、集落編成によって緩やかな職業別社会が形成された。その一方で、こうした集落編成によって形成された同心円的な空間構造に留まることのできない人々も生成されたことは、注意する必要がある。もちろん、田堵でも貴族でも国司になれる状況はそれまでと変わらないし、転職も可能であった。しかし、それまで曖昧だった職業性が、住み分けによって明確になり、社会構造の中に定着した点は大きな画期と言える。この構造は、中世後期にかけて、さらに明瞭になる。例えば、余部日置荘遺跡⁽¹³⁾(第63図)でみられた鋳物師と農民の混住形態は集村化によって分離され、さらに中世的「家」の成立とその普及によって家業の継承が社会的に重視されることで、より職業別社会は硬直化すると予見される。そして、武士が荘内流通拠点から離別し、独自に城下町を形成することによって、近世的身分制度の基礎が用意される。

このように、本書で取り上げた様々な分野において、領域型荘園の立荘が画期となるように、中世の在地社会とは領域型荘園の立荘に伴う地域編成によって成立する。それに伴って、先に論じた同心円的な空間構造とそれを原理とする行動様式が、共通性を帯びて顕著に現れるのである。

(2) 中世的要素の萌芽と領域型荘園の立荘

中世前期1-1類とは、同心円的な空間構造を有する建物群によって構成される。その建物群の原形すなわち古代後期0類は、原「家」的家族とする夫婦同格の単婚家族が、古代の集落から分立することで出現した。つまり、この建物群が出現する背景には集落の解体が伴っており、やがて中世的集落の成員となるように、中世的要素と見なせる。そうした要素は9世紀に萌芽する。しかし、古代後期0類が出現したからといって、劇的な変化が起きたわけではない。多くの地域で古代後期1類が衰退しはじめるのは9世紀であるものの、完全に廃絶するのは11世紀前半頃である。さらに、和泉・南河内のように、11世紀末～12世紀初頭と著しく遅れる地域もある。集落の衰退から廃絶にいたる期間は長期にわたり、古代後期0類の出現は古代的社會を破綻させるだけの致命的な要因にはならなかった。このことは、流通や屋敷墓の先行形態においても指摘できる。

難波津が古代「河尻」へ移行し、10世紀のうちに中世的流通の前提となる双方向型の地域間流通網が本格化するものの、11世紀中頃まで地域における流通構造に大きな変化はみられない。屋敷墓の先行形態も10世紀後半には出現するが、これが慣習として普及するのは中世前期1-1類が形成する11世紀後半であり、多くの地域では11世紀前半のうちに廃絶する。このように、9世紀～10世紀にかけて重要な中世的要素が萌芽するものの、これらはそのまま発展して古代的要素を駆逐していくわけではなかった。

解体過程にある古代的社會と中世的要素の併存状態にみる均衡が完全に崩れる契機になったのが、中世前期1-1類・2類の出現とその背景にある領域型荘園の立荘である。11世紀後半に中世前期1-1類が出現すると、和泉などの地域で根強く継続していた古代後期1類は急速に衰退し、12世紀前後にはほぼ消滅する。一方、上津島南遺跡を最後に古代「河尻」が廃絶し、中世「河尻」に再編されるのも、庄本遺跡にみる中世前期2類の出現を契機とする。さらに双方向型の地域間流通網は、荘内流通拠点を介在することで領域型荘園へ浸透し、これが地域間流通の飛躍的拡大を促

すと共に、中世的流通の基礎構造となった。屋敷墓の先行形態もほとんどの地域では11世紀前半までに廃絶するが、早くに中世前期1-1類が形成した地域である摂津・河内と八坂遺跡群⁽¹⁴⁾(大分県杵築市)では慣習として定着するとおりである。

9世紀にはじまる中世的要素の萌芽によって、在地社会の根底が緩慢に変化したことは、集落の変遷から十分に推定できるだろう。しかし、これまでみてきたように、そのすべてを決定的に転換させたのは、領域型荘園の立荘とそれに伴う集落編成であり、古代から中世への転換とはまさに領域型荘園の立荘に求められる。加えて、13世紀後半における荘官層の交代や耕地の集約化にみる荘園経営の改革が、悪党という反作用を生じさせ、その混乱の中で新興土豪層の出現にみる新たな時代の幕開けへつながったように、時代の転換点は常に荘園のあり方に連動する。それゆえ、何度も繰り返して述べるように、中世とは「荘園の時代」と言えるのである。

このように、中世的な在地社会の形成とその変動が領域型荘園の出現や経営の変化に直結する以上、中世的な社会から近世的な社会へ移行する画期も、荘園制そのものの廃止に求められる。もちろん、それ自体は文禄検地という一つの事件にすぎないが、その前後には様々な現象があると考えられる。中世から近世へ社会構造がどのように移行するのか、これまで明らかにした中世前期の社会構造をもとに、中世後期への転換とその画期について再解釈した上で、あらためて考え直す時期がやがて訪れるだろう。

註

- (1) 神戸市教育委員会『長田神社境内遺跡発掘調査概報』1990年
- (2) 岡山県教育委員会『久田原遺跡・久多古墳群』2004年
- (3) 岡山県教育委員会『夏栗遺跡』2005年
- (4) 福岡市教育委員会『室見が丘』1999年
- (5) 大村拓生「河尻の櫓物職人」(尼崎市立地域史料館『地域史研究—尼崎市立地域史料館 紀要』第35巻第2号 2006年)
- (6) 福岡県教育委員会『干潟遺跡Ⅰ』1980年
小郡市教育委員会『干潟城山遺跡Ⅱ』1995年
- (7) 佐賀市教育委員会『西千布遺跡—2～7区— 友貞遺跡—7・12区—』1997年
- (8) (財)富山県文化振興財団 埋蔵文化財調査事務所『任海宮田遺跡発掘調査報告Ⅱ』2007年
- (9) (財)富山県文化振興財団 埋蔵文化財調査事務所『友杉遺跡発掘調査報告』2010年
- (10) 水田の脇に作られた1～2基の墓碑のことを示す。学術上の正式名称はないようなので、立地上の特徴からこのように呼んでいる。田んぼ墓は、もともと多数の墓碑が群集し、墓地形態を呈するものであった。しかし、本家・分家を含めて墓碑が継続的に作られることで肥大化したため、これら古い墓碑を地中に埋納するなどの方法で整理して、現在のように1～2基にまとめたという情報を、地元住民から得ている。
なお、富山県黒部市嘉例沢集落では、そうした古い墓碑を埋納しないまま整理した上で、近現代の墓碑を設置した事例があり、移行する過程が確認できる。
- (11) 三重県埋蔵文化財センター『嶋抜Ⅱ』2000年
- (12) (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター『佐山遺跡』2003年
- (13) 大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『日置荘遺跡』1995年
- (14) 大分県教育委員会『八坂の遺跡』2003年

